

学位論文

ナチ・ドイツにおける経済の脱ユダヤ化  
—1938年十一月プログラムの社会経済的背景—

福岡大学 人文学部

主査

星乃 治彦教授

副査

松塚 俊三教授

森 茂暁教授

長田 浩彰教授

山本 達夫

2015年10月9日

## 《目次》

序章 第三帝国社会史と経済の脱ユダヤ化	1
1. 本研究の目的	1
2. 経済の脱ユダヤ化とは何か	4
3. 研究史の検討	10
第1章 職業官吏制度再建法と官吏のナチ化	17
はじめに	17
1. 第三帝国初期の反ユダヤ現象	18
2. 職業官吏制度再建法	21
2. 1. 職業官吏制度再建法の前史	22
2. 2. 排除されるべき官吏	26
2. 3. 職業官吏制度再建法案の完成	28
2. 4. 職業官吏制度再建法の発布	32
3. 職業官吏制度再建法の影響	34
おわりに	38
第2章 ニュルンベルク法	40
はじめに	40
1. 「アーリア条項」の拡大適用問題	41
2. 反ユダヤ個別行動の拡大と抑制	44
3. 「国家の敵」と「民族の敵」	48
4. 不当干渉の防御	50
5. ニュルンベルク法の影響とその限界	54
おわりに	56
第3章 四カ年計画の始動と第三帝国の経済社会体制	59
はじめに	59
1. 新計画から四カ年計画へ	59
2. 営業経済組織と経済の産業部門別編成	63
3. 輸入監視局体制	70
おわりに	72

第4章 四カ年計画の影響	74
はじめに	74
1. 原料不足と原料わりあて制度	75
2. 労働力不足と強制労働	78
3. ドイツ経営の業績闘争	84
4. 統制経済下の反ユダヤ宣伝	87
おわりに	90
第5章 営業経済組織への抵抗	92
はじめに	92
1. 営業経済組織におけるユダヤ営業経営	92
2. 営業経済組織への抵抗	95
3. 国境地帯リンネル織物業連合有限会社	97
おわりに	100
第6章 営業経済組織秩序への挑戦—AdefaとADEBE—	102
はじめに	102
1. ユダヤ人と近代ドイツ繊維・衣料産業	103
2. Adefaとドイツ繊維・衣料業界	105
3. オットー・ユングとAdefa	109
4. ADEBEとドイツ繊維・衣料産業再編の試み	115
おわりに	124
第7章 経済の脱ユダヤ化とアーリア化	126
はじめに	126
1. ユダヤ営業経営への外国為替・原料わりあての削減	127
2. ユダヤ営業経営とは何か	133
3. 偽装アーリア化	137
4. 国家公民法第三政令と「六月行動」	143
5. 経済の脱ユダヤ化をめぐるプロパガンダ	153
おわりに	159
第8章 オーストリアにおける供給過剰の除去	161
はじめに	161
1. 合邦直後の反ユダヤ行動	161
2. 国家経済性管理機構RKWと最高効率の労働体系	163

3. アイヒマンとユダヤ人国外移送中央本部	166
おわりに	167
第9章 十一月ポグロムと経済の脱ユダヤ化政策の収束	169
はじめに	169
1. 1938年秋のドイツ経済社会	170
2. 十一月ポグロムの原因	179
3. アーリア化申請の実際	188
4. 十一月ポグロム後の会議	193
おわりに	197
終章 まとめと今後の課題	199
史料・文献目録	202
史料編	212

《略語一覧》

AO = Anordnung (行政指令)

ADEBE = Arbeitsgemeinschaft Deutscher Unternehmer der Spinnstoff-, Bekleidungs- und Lederwirtschaft e. V. (社団法人ドイツ紡績原料, 衣料および皮革経済企業共同事業団)

Adefa = Arbeitsgemeinschaft deutscharischer Fabrikanten der Bekleidungsindustrie e. V. (社団法人ドイツ・アーリア衣料産業工場経営者共同事業団)

DAF = Deutsche Arbeitsfront (ドイツ労働戦線)

GWB = Gauwirtschaftsberater (大管区経済顧問)

IuHK = Industrie- und Handelskammer (商工会議所)

KWB = Kreiswirtschaftsberater (管区経済顧問)

VO = Verordnung (行政命令)

## 序章 第三帝国の社会史と経済の脱ユダヤ化

### 1. 本研究の目的

本研究は、ナチ・ドイツ（「第三帝国」\*1）における経済の脱ユダヤ化 *Entjudung der Wirtschaft* とよばれる局面を考察するものである。ユダヤ系ドイツ人住民から財産・生活手段を奪った経済の脱ユダヤ化は、ユダヤ人絶滅政策（ホロコースト）の開始前では最大規模かつ深刻なユダヤ人迫害であった。

生活基盤を根こそぎ剥奪する経済の脱ユダヤ化は、ドイツ・ユダヤ人にとって文字通り死活問題であった。同時に経済の脱ユダヤ化は、ドイツ人の人生設計も崩壊させるものであった。長田は『われらユダヤ系ドイツ人』において、ドイツ・ユダヤ人が「ユダヤ系のドイツ国民」であった事実をふまえ、ホロコーストが「多数派のドイツ人による少数派のドイツ人の殺害」であったと喝破している。<sup>2)</sup> 長田にならっていうと、経済の脱ユダヤ化は「少数派のドイツ人の迫害を通したすべてのドイツ人の支配と抑制」であったといえる。ある経営者が「ユダヤ人」とされたり、ある経営が「ユダヤ営業経営」と定義されたりした場合、その経営は一部を除いて清算または閉鎖され、その経営を生活基盤としていたドイツ人従業員も同時に解雇または他所に労働投入されたからである。

経済の脱ユダヤ化は、ドイツ・ユダヤ人のみならずドイツ経済社会全体にも大きな影響を与えた政策であった。ところがわが国のドイツ現代史研究は、この問題をユダヤ人政策

---

\*1) 「第三帝国」は、現在わが国においてドイツ史の時期区分として通用している。もともとはフィオレ Fiore, Joachim von (1130 頃～ 1202 ) などの中世神学者の終末思想において「父の国」「子の国」に続く「精霊の国」として想定されていた。近代に入るとロマン主義者や保守革命の主唱者がこのことばを使い、たとえばブルック Bruck, Arthur Moeller van den (1876-1925) は、神聖ローマ帝国 (962-1806)、ドイツ帝国 (1871-1918) に連なる新国家の建設を求めた。「第三帝国」は、ナチ党の政権掌握局面ではそれなりに有効であったが、現実のナチ党支配の中で新鮮みを失った。ライヒ宣伝省は 1939 年 7 月、「第三帝国」に代えて「Großdeutsches Reich」（「大ドイツ国」）を称揚するよう指示した。F・スターン/中道寿一訳『文化的絶望の政治—ゲルマン的イデオロギーの台頭に関する研究—』（三嶺書房，1988），246-349 頁。

\*2) 長田浩彰『われらユダヤ系ドイツ人—マイノリティからみたドイツ現代史 1893-1951 —』（広島大学出版会，2011 年），464 頁。

の一部としてのみとりあつかい、これを独立した研究として考察することはなかった。<sup>\*3)</sup>

本研究は、これまで等閑視されてきた経済の脱ユダヤ化の局面を、第三帝国の社会経済体制をとおして分析することを目的とする。そのさい、ドイツ・ユダヤ人がドイツ繊維・衣料産業分野において占めた特別な地位をかんがみて繊維・衣料産業を考察の中心におく。この考察をとおして、1938年11月のユダヤ人ポグロム（いわゆるクリスタルナハト）の原因を社会経済的に明らかにしたい。本研究は、経済社会的な観点からするホロコースト研究の新しい視点を補強するはずである。

ホロコースト研究の新しい視点とは、ドイツの研究者ゲッツ・アリ Aly, Götz らが提唱する方法である。従来のホロコースト研究は、反ユダヤ・イデオロギーから説明する研究が圧倒的に多かった。これに対してアリは、「ホロコーストの経済」という観点から、ユダヤ人絶滅政策を東方占領地政策（経済振興政策や都市計画）全体の枠内で考察することを提唱した。ホロコーストが、反ユダヤイデオロギーを基礎としつつも、他面では冷酷な経済合理性の枠内で計画的に実行されたことを解明したのである。<sup>\*4)</sup> こうした研究によってアリは、ホロコースト研究に新たな視点から切り込む研究者として知られるようになった。アリは最近の第三帝国のユダヤ人政策研究についてつぎのように論じている。

「ナチ・ドイツのユダヤ人政策が、直接『ユダヤ人問題』に関係する文書から解明されないということは、いまでははっきりしている。むしろ最終的に殺人的迫害政策に流れ込んだ多くの政治的、物質的利害が研究の自明の構成部分となってきている。こんにち、まじめな歴史家であれば、『ヒトラーの偏執狂』や『親衛隊の人種妄想』にヨーロッパ・ユダヤ人殺害の主たる責任、いわんや唯一の責任を負わせることはないだろう。<sup>\*5)</sup>

アリのこの提言は、1980年代以降の研究史の文脈からいえば、第三帝国の社会史・日常（生活）史研究の進展がもたらしたものである。1970年代後半の経済成長の停滞とともに顕在化したさまざまな問題が、ヨーロッパの「近代」に対する反省として問い直され

---

\*3) 大野英二『ナチズムと「ユダヤ人問題」』（リプロポート、1988年）、栗原優『ナチズムとユダヤ人絶滅政策—ホロコーストの起源と実態—』（ミネルヴァ書房、1997年）、南利明『ナチス・ドイツの社会と国家—民族共同体の形成と展開—』（勁草書房、1998年）。個別研究としては、拙稿「四カ年計画下の第三帝国のユダヤ人政策—『偽装アリア化』と『六月行動』—」『千葉史学』19（1991年12月）、同「クリスタルナハトとホロコースト—過去のイメージと歴史の研究—」、同「第三帝国における『経済の脱ユダヤ化』関連重要法令Ⅰ・Ⅱ」『総合人間科学』2, 3

（2002年、2003年）、同「第三帝国の社会史と『経済の脱ユダヤ化』」『東亜大学紀要』5（2005年11月）。なお、この問題にかんする最近の論考は補償問題を軸とした実証研究である。武井彩香『戦後ドイツのユダヤ人』（白水社、2005）、同『ユダヤ人財産はだれのものか—ホロコーストからパレスティナ問題へ—』（白水社、2008年）

\*4) Aly, Götz, Heim, Susanne (et. al.), *Sozialpolitik und Judenvernichtung. Gibt es eine Ökonomie der Endlösung?* (Berlin, 1983)

\*5) Aly, Götz, Die vielfachen Tatbeiträge zum Mord an den europäischen Juden. Diesseits von Hitler und der SS: Zum sechzigsten Mal jährt sich am 20. Januar der Tag, an dem die Wansee-Konferenz stattfand. in: *Frankfurter Allgemeine Zeitung* vom 15. Januar 2002.

ることになった。こうした時代状況のもと、地域や女性、家族、日常生活、広い意味での文化に注目する動きが出てきた。<sup>\*6)</sup> 民衆の目線に立って彼らの行動様式に注目する研究は、政治・社会体制の違いを超えた「近代社会」の性格を人びとの生活態度をとおして浮き彫りにすることになった。こうした展望はイデオロギーや政策決定過程のみを重視する従来の研究からは生じえなかったものである。

「下からの社会史」研究の進展は、第三帝国のユダヤ人政策に関していえば以下のような成果をもたらした。まず、従来の研究においてもその事実は知られていたものの、相互の関連が必ずしも明確にされないまま個別に考察されてきた事象が注目されるようになったことである。たとえば、安楽死政策、社会経済政策、福祉政策、労働政策、統計行政、都市住宅行政、占領地行政などが、ユダヤ人政策との関連において新たな意味をもつようになった。もうひとつは、第三帝国の「近代的」「合理的」な側面と暴力的・野蛮的な側面を見据えながら諸政策相互の背景と意味が総合的に分析されるようになったことである。つまり一見合理的・進歩的にみえるものの中にひそむ野蛮性が注目され、「近代」や「近代性」がナチズムと現代をつなぐ共通の指標として認識されるようになったのである。<sup>\*7)</sup> 第三帝国のユダヤ人迫害は、「野蛮」な「前近代」から「合理的で洗練された」「近代」の日常生活のなかに入り込んでくることになる。

第三帝国のユダヤ人政策を考察する場合、絶滅政策がまだ開始されない戦前期を「ふつう」の状況とみなすのは常識的な理解であろう。「下からの社会史」研究の進展によって、第三帝国の「日常（ふつう）」と「非日常」とのあいだの境界があいまいであることが明らかになった。すると「ふつうの状況」をつくり出し、維持した社会経済的基盤や人びとの意識構造が注目されるようになった。「犠牲者たちはまず、行政的見地からだけではなく社会的にも、多数派社会から排除された状態に置かれる必要があった。そうしてはじめて最終的に犠牲者たちの絶滅ということが起こり得たのである」という社会心理学者ヴェルツァーの指摘<sup>\*8)</sup> は、この意味において重要である。

「まだ比較的文明の灯りの見えていたふつうの状況」(H・ゲンシエル)<sup>\*9)</sup> に、あらためて注目する意義はここにある。第三帝国における経済の脱ユダヤ化の分析は、これを可能にした客観的諸条件、その社会経済的背景の解明をとおして、爛熟期の第三帝国の社会史研究へつながっていく。具体的な反ユダヤ行動の現れ方を分析することで第三帝国の社会の実態を解明することが可能になる。第三帝国下のさまざまな機関、組織、多数の個人が関与し、またユダヤ営業経営の定義問題をはじめ、ナチ社会経済体制を根底から揺るが

---

\*6) D・ポイカート／木村靖二・山本秀行訳『ナチス・ドイツ—ある近代の社会史—』(三元社, 1991年) 山本秀行による「訳者解説」432-433頁。

\*7) 川越修, 矢野久編『ナチズムのなかの20世紀』(柏書房, 2002年), 川越修『社会国家の生成—20世紀社会とナチズム—』(岩波書店, 2004年)

\*8) Welzer, Harald, *Vorhanden / Nichtvorhanden. Über die Latenz der Dinge.* in: Fritz Bauer Institut (ed.), *"Arisierung" im Nationalsozialismus. Volksgemeinschaft, Raub und Gedächtnis* (Frankfurt/M., 2000), pp. 294-295.

\*9) Genschel, *Die Verdrängung der Juden aus der Wirtschaft im Dritten Reich* (Göttingen, 1966), p. 3. ゲンシエルはこれを、「戦争という例外状況」と明確に区別している。

しかねない多くの問題が未解決のまま断行された経済の脱ユダヤ化は、ユダヤ人政策という視角から矛盾に満ちたナチ体制を照射する分析素材なのである。

## 2. 経済の脱ユダヤ化とは何か

経済の脱ユダヤ化とは、第三帝国で行なわれた、経済活動・経済生活からのユダヤ人の排除、とりわけユダヤ営業経営 *Gewerbebetrieb*<sup>\*10)</sup> の排除を意味するナチ用語である。この排除活動は当初、比較的無秩序に展開されていたが、のちに一定の政策として組織的、「合法的」に遂行された。政策としての経済の脱ユダヤ化は、ユダヤ営業経営の閉鎖または清算、もしくはドイツ人への経営所有権の譲渡（アーリア化 *Arisierung*）というかたちで行われた。

ユダヤ人やユダヤ人の営業経営に対する迫害や攻撃は、1933年のナチ党による政権掌握直後から個別行動 *Einzelaktion* として繰り返され、それらが結果的にユダヤ営業経営の移譲や閉鎖に行き着くこともしばしばあった。しかし一般的にナチはユダヤ人に対する措置を講じるにあたって、きわめて厳格に法的基礎を尊重したといわれる。四カ年計画総監ゲーリングも1938年12月10付けの秘密命令で「ユダヤ経営ならびにユダヤ人所有に由来するその他の財産価値の引き継ぎは、もっぱら厳格な法的〔ママ〕基礎の上で、その目的のために発令された諸規定に則して行われなければならない」と強調している。<sup>\*11)</sup> 要するに、たんにひと儲けしてやろうという野心だけでは、社会的な諸関係、市民の財産状況が危機に陥るおそれがあり、そのために「合法的」な手続きによる規定が必要とされたのである。このことは他方で、経済の脱ユダヤ化がドイツ社会の広範囲にわたって徹底的に行なわれた要因ともなっていた。<sup>\*12)</sup> 第三帝国におけるユダヤ人迫害の研究においては、国家の行政機関が「規範国家」の砦とみなされたこともあって、迫害への積極的な関与が認識されなかった。<sup>\*13)</sup> ところが、まさに行政機関による「合法的」な「規範」の実践こそが、整然としたユダヤ人迫害の実践だったのである。

第三帝国指導部が経済の脱ユダヤ化に関わったのは1937年後半以降であった。国家の介入は1938年春から夏にかけて本格化し、ほぼ同年のうちに、それまで存在していたユダヤ営業経営の大半はドイツ経済社会から一少なくとも目に見えるかたちでは一姿を消した。経済の脱ユダヤ化の大波が押し寄せた1938年は、第三帝国のユダヤ人迫害、ユダヤ人政策の歴史においても特別な位置を占めていた。これは迫害される側にとっても、迫害

---

\*10) 営業経営とは、農林業その他の第一次産業および自由業を含まない営業（商工業）*Gewerbe* の経営体 *Betrieb* をいう。

\*11) *Der Beauftragte für den Vierjahresplan. Geheim. vom 10. Dez. 1938.* in: R 18 Reichsministerium des Innern, Nr. 519, 134.

\*12) Dreßen, Wolfgang, *Betrifft: "Aktion 3." Deutsche verwerten jüdische Nachbarn. Dokumente zur Arisierung* (Berlin, 1998), p. 7, 15.

\*13) たとえ迫害への関与があったにせよ、それは「もっぱら渋々で、しかも強制されて迫害に手を貸したのだ」とされた。Stengel, Kathrina, *Vor der Vernichtung. Die staatliche Enteignung der Juden im Nationalsozialismus* (Frankfurt/M., 2007), p. 10.

する側にとってもいえることである。ユダヤ人組織の「ドイツ在住ユダヤ人全国連合」は1938年度の活動報告において、「1938年はユダヤ人の運命において歴史的な転換点を意味している」と総括している。他方ドイツ外務省は1939年1月、「1938年度の外交政策の要因としてのユダヤ人問題」と題する報告書の冒頭で、「運命の年1938年が、大ドイツ思想の実現と時を同じくしてユダヤ人問題を解決に近づけたのは、おそらく偶然ではないであろう」と記している<sup>\*14)</sup>「ドイツ在住ユダヤ人全国連合」が、ドイツ国内におけるユダヤ人の生活環境の劇的な変化をもって「転換点」と表現しているのに対し、ドイツ外務省は、同年3月のオーストリア合邦を契機とした国外移送政策の加速化をもってユダヤ人問題の解決に「近づいた」とのべているのである。

1938年はドイツ・ユダヤ人にとって具体的にどのような意味で「歴史的な転換点」だったのか。ここではゲッティンゲン市を対象として「脱ユダヤ化」の実態を分析したブルンス＝ヴューステフェルトの研究<sup>\*15)</sup>によりながら、「運命の年1938年」の意味を数字の上から確認しておきたい。

ドイツ中部、ヒルデスハイム行政区の南部に位置する大学町ゲッティンゲンは、1933年現在の人口が4万7149人、うちユダヤ人は429人（ただしナチ体制が定義した「非アーリア人」は491人）で、全住民に占めるユダヤ人の割合は0.91%（同じく「非アーリア人」の割合は1.04%）であった。これは1933年現在のプロイセン州人口に占めるユダヤ人の割合（0.91%）と同等いで、全ドイツ人口に占めるユダヤ人の割合（0.77%）よりも若干高い。

ゲッティンゲン市のユダヤ人住民429人のうち就業者は240人であった。〔表1〕は、ゲッティンゲン市における就業者の職業業種と社会的地位の構成を示したものである。大学町らしくユダヤ人就業者のなかでは大学関係者が比較的に多い。全就業者のうち45人が大学関係者（教授、助手、職員）で、これは官吏・サービス業の3分の2にあたる。また大学関係者と自由業（法曹関係者、医師、歯科医師）で全体の29%を占めている。他方「商業・流通」関係が全体の61%を占めている点は、全国的な職業分布に近い。（〔表2〕ユダヤ人就業者の構成を参照）<sup>\*16)</sup>つまりユダヤ人就業者の大半は中間層の営業で生計を立てていたことになる。そこでは自営の商人としての活動が優先されており、「商業・流通業」の項目におけるユダヤ人就業者は、例外なく商業部門で働いていた。

---

\*14) Barkei, Avraham, "Schicksalsjahr 1938". Kontinuität und Verschärfung der wirtschaftlichen Ausplünderung der deutschen Juden. in : Büttner, U. (ed.) *Das Unrechtsregime II* (Hamburg, 1986), p. 46.

\*15) Bruns-Wüstefeld, Alex, *Lohnende Geschäfte. Die "Entjudung" der Wirtschaft am Beispiel Göttingens* (Hannover, 1997), pp.42-46, 121-125.

\*16) 別の統計によると当時ドイツ在住のユダヤ人の約7割は商業・流通業（うち商業が93%）に生活の基盤をおいていた。1895年の統計ではその割合は73.6%であり、1933年では67.4%という数字が得られる。他方ユダヤ人の農業従事者や労働者は、ほぼ皆無であった。参照：Wagner, Hans, *Die Überführung jüdischer Betriebe in deutschen Besitz: Unter Berücksichtigung der Verhältnisse in Baden* (Diss. Heidelberg, 1941), pp. 7-9. Genschel, *op. cit.*, pp. 278-279.

〔表1〕 ゲッティンゲンにおける就業者の職業・社会構成（1933年）<sup>\*17)</sup>

	全住民		ユダヤ人	
	絶対数	割合	絶対数	割合
工業・手工業	4,448	28.0	<b>11</b>	<b>4.6</b>
うち自営			8	3.3
うち従業員			3	1.3
商業・流通業	5,116	32.2	<b>147</b>	<b>61.3</b>
うち自営			87	36.3
うち家族			17	7.1
うち従業員			43	17.9
官吏・サービス業	4,465	28.1	<b>69</b>	<b>28.7</b>
うち自営			12	5.0
うち官吏			20	8.3
うち職員			37	15.4
農林業	2,595	16.3	—	—
家事奉公	293	1.8	<b>13</b>	<b>5.4</b>
合計	15,894	100.0	240	100.0

〔表2〕 ユダヤ人就業者の構成と工業・商業部門の自営業者の割合（1933年）<sup>\*18)</sup>

	ドイツ全体	ユダヤ人	ユダヤ人の比率	自営業者の比率 (全ドイツ)	自営業者の比率 (ユダヤ人)
農業	28.9	1.7	0.04		
工業・手工業	40.4	23.1	0.43	11.6	34.7
うち食料品関係	5.0	4.4	0.65	15.1	37.3
うち衣料品関係	4.6	9.2	1.49	32.2	37.6
商業・流通業	18.4	61.3	2.48	21.2	51.6
うち商業	10.0	57.0	4.25	30.7	53.0
官吏・自由業	8.4	12.5	1.11		
家事奉公	3.9	1.4	0.27		
総計	100.0	100.0			

1933年初頭の時点で、ゲッティンゲン市には2,410軒の営業経営があった。ユダヤ営業経営（ユダヤ人が経営する営業経営）は97件（全体の4%）で、そのうち81件が商業部門に属していた。81件の内訳は、卸売業が30件、小売業51件であった。〔表3〕は、ゲッティンゲン市における商業部門におけるユダヤ営業経営の分布状況を示したものである。これをみると、中小の衣料小売業の商店所有者が数字の上では最も多いが、卸売部門にも多くのユダヤ営業経営があったことがわかる。なお〔表3〕では割合の小数点以下が

\*17) Bruns-Wüstefeld, *op. cit.*, p. 43.

\*18) 野村真理『西欧とユダヤのはざま—近代ドイツ・ユダヤ人問題—』（南窓社、1992年）、149, 151頁から作成。

四捨五入されている。これは原文のままである。

〔表3〕 ゲッティンゲン市における商業部門経営の分布状況（1933年）<sup>\*19)</sup>

		営業経営総数	ユダヤ営業経営	ユダヤ営業経営の割合
卸売業	食糧・嗜好品	40	11	8 (%)
	原料・半製品	24	6	25
	完成品	24	6	25
	家畜	16	7	44
小売業	全品目	14	4	29
	食糧・嗜好品	268	4	1
	衣料品	105	21	20
	家庭用雑貨	25	—	—
	機械・乗り物	15	—	—
	薬品・化粧品	33	1	3
	その他	101	3	3
	行商	21	1	5
	商業代理・商業仲介, 不動産, 金融・保険	184	14	8
	43	3	7	
総計		834	81	10

ユダヤ人の職業生活に特徴的だったのは経済的な独立性である。ゲッティンゲン市では、ユダヤ人就業者のほぼ半数（45 %）が自営業者であった。この比率はとくに工業・手工業、商業分野で高く、前者では73 %、後者でも約6割が自営であった。ゲッティンゲン市の全就業者に対する自営業者の割合がわずかに17 %であったことを考えると、ユダヤ人の自営率の高さは際立っていた。全国的にも確認できるユダヤ人の独立志向（〔表2〕参照）の原因としては、周囲のドイツ人たちとの不必要な摩擦を避けたいがために、小さいながらも「一国一城の主」として自営業者になるか、ユダヤ人経営者に雇用されることを希望したことなどが考えられる。<sup>\*20)</sup>

ゲッティンゲン市におけるユダヤ人就業者数240人は、同市の全就業者の1.5 %に相当する。この数字は同市のユダヤ人人口比（1.04 %）をわずかに上回っている。他方、経営の所有率（約4 %）は人口比を大きく上回り、とくに商業部門ではユダヤ営業経営は経営全体の10 %を占めていた。ユダヤ人がその総人口比よりも大きな割合で関与していた営業部門は、経済的な権力要素ではなく、政治的な権力要素でもなかった。にもかかわらず、ユダヤ人の経済活動はゲッティンゲン市では目立つものであった。彼らの経済活動は人びとが日ごろひんぱんに接触する分野で営まれており、人びとは日常生活のさまざま

\*19) Bruns-Wüstefeld, *op. cit.*, p. 45.

\*20) 野村, 前掲書, 153頁。

な事についてユダヤ人と関わりをもっていたのである。<sup>\*21)</sup> このことはまた、店舗（営業経営）がユダヤ人たちの最重要の生活拠点であったことを示している。

〔表4〕はゲッティンゲン市同様、大学町として有名なマールブルク市およびハイデルベルク市におけるユダヤ人所有の営業経営数の推移を示したものである。<sup>\*22)</sup> ここには第三帝国においてユダヤ営業経営がたどった運命を見ることができる。ナチ党の政権掌握後、ユダヤ営業経営の数は断続的に減少している。ユダヤ営業経営の存続自体がきわめて困難であったことが読み取れる。また、1938年が明確な「転換点」となっていることも確認できる。ドイツ在住のユダヤ人のうち、商・工・流通業関連の営業経営で生計を立てていた60～70%の人びとに、約20%の年金生活者を加えると、ほぼ9割の人びとが1938年までに事実上、生活基盤・生存手段を失ったのである。なお、1939年以降もゲッティンゲン、ハイデルベルクに少数のユダヤ営業経営が残存しているのは、第9章でのべるように、ナチの日和見主義を反映して「ユダヤ営業経営」という概念が曖昧であったことによる。ドイツの「輸出」や地域の「国民経済」に貢献していたり、経営所有者が「外国籍」であったりした場合には攻撃対象から外され、存続が容認されていたのである。<sup>\*23)</sup>

〔表4〕 ユダヤ営業経営数の推移<sup>\*24)</sup>

	1933年	34年	35年	36年	37年	38年	39年	40年
ゲッティンゲン	97	78	70	59	51	44	2	0
マールブルク	61	52	46	36	26	19	0	—
ハイデルベルク	141	119	110	97	87	74	12	2

ユダヤ系ドイツ人にとって、「運命の年1938年」は「ドイツ・ユダヤ人の財政の死」<sup>\*25)</sup>をもたらした。生活基盤を失ったユダヤ人にとって、「ユダヤ人のいない judenfrei」社会が立ち現れた1938年は「歴史的な転換点」となったのである。

他方、第三帝国指導部にとって、1938年は政策の行き詰まりを意味していた。同年3月にオーストリアがドイツと合邦し、大量のユダヤ人を新たに抱え込んだことで「ユダヤ人問題」が隘路に陥ったからである。ユダヤ人が社会的経済的な影響力を失うのと並行して、彼らの強制的な国外移住政策が進められた。経済活動から排除されて貧困化した大量のユダヤ人がドイツ・オーストリアに残留したことで、国外移住（＝追放）政策は行き詰

\*21) Bruns-Wüstefeld, *op. cit.*, p.46.

\*22) 1933年現在の町の人口、ユダヤ人人口、ユダヤ人の比率は、ゲッティンゲンがそれぞれ約4万7100人、491人、約1%であった。これに対してマールブルクは、それぞれ約2万9300人、340人、約1.2%、ハイデルベルクが、同じく約8万4600人、1102人、約1.3%であった。

\*23) そのほか、ユダヤ診療所のように、ユダヤ人のみを客とする商店も存在していたと考えられる。

\*24) *Ibid.*, pp. 112, 123.

\*25) "Finanztod der deutschen Juden." Wippermann, Wolfgang, *Wie die Zigeuner. Antisemitismus und Antiziganismus im Vergleich* (Berlin, 1997), p.155.

まってしまった。こうした措置についてライヒ経済大臣は1939年2月6日、「援助を必要とするユダヤ人の支援は基本的に民間のユダヤ人福祉事業に委ねられた」のであり、「ドイツからのユダヤ人の国外移住がユダヤ人総体に対する国民社会主義国家の最良の防衛措置の目標」であり「[ユダヤ人の] 国外移住の促進はいかなるものであれ歓迎される」と述べている。<sup>\*26)</sup> つまり経済の脱ユダヤ化後に、ユダヤ人にとってドイツ全体がいわば巨大なゲットーと化したのである。

孤立し、財産を剥奪されたユダヤ人は、第三帝国にとっては何の利用価値もない存在となった。数年後の東方占領地におけるゲットー政策の破綻とゲットーの撤収、強制移送・絶滅政策の展開までを視野に入れて考えるとき、経済の脱ユダヤ化政策は、第三帝国のユダヤ人政策において重要な「転換点」であったといえるのである。

経済の脱ユダヤ化は、近代ドイツ史上、旧東ドイツ地域で1945年以降に行なわれた所有権剥奪がかるうじてその規模で上回る、きわめて大規模な所有権の移動のひとつであったといわれている。<sup>\*27)</sup> 第三帝国指導部にとっても、大規模な所有権の変動をもたらす経済の脱ユダヤ化は、慎重な対処を要求される大胆な政策であった。この政策の遂行は、資本主義秩序を根底からゆるがす大問題に発展する危険性をはらんでおり、反ユダヤのイデオロギーからだけではどうも対応できない問題だったからである。経済の脱ユダヤ化の実務的手続きに関する当時のある法令注釈書の編集者は、「ナチズム国家は、ドイツ経済におけるユダヤ人の活動を規定することによって、まったくの新天地に足を踏み入れたのである」と記し、この政策の大規模な波及力とすそ野の広がりについて注意をうながしている。<sup>\*28)</sup>

一般に第三帝国のユダヤ人政策というと、ホロコースト（ユダヤ人絶滅政策）が想起されることが多い。これに対して、ある研究者はつぎのようにのべている。

「法経済政策的に複雑な経済の脱ユダヤ化「アーリア化」の遂行に費やされる時間や労力、才能や知識、それに一般市民の協力者の数は、人間のたんなる移送や虐殺であるホロコーストの場合よりもはるかに大きかった。[...] 結局のところ、アーリア化で問題となったのが有価物であり、それを隠蔽しなければならなかったのに対し、絶滅収容所では人間をただ消すだけでよかったのだから」<sup>\*29)</sup>

じっさい経済の脱ユダヤ化は社会・経済の広範囲におよぶ政策であり、第三帝国の多くの組織や機関、部署がこれに関与していた。1938年4月26日付け「ユダヤ人財産の申告

---

\*26) Der Reichswirtschaftsminister. III Jd. 1/2082/39. Schnellbrief! Betrifft: Verordnung über den Einsatz des jüdischen Vermögens. Berlin, den 6. Februar 1939. in: 62 DAF 3 8783, 21-30.

\*27) Bajohr, Frank, "Arisierung" in Hamburg. *Die Verdrängung der jüdischen Unternehmer 1933-1945* (Hamburg, 1997), pp. 9-10.

\*28) Markmann, Werner / Enterlein, Paul, *Die Entjudung der deutschen Wirtschaft. Arisierungsverordnungen vom 26. April und 12. November 1938* (Berlin, 1938), p. 5.

\*29) Wojak, Irmtrud, Hayes, Peter, Einleitung. in: Fritz Bauer Institut (ed.), (2000), "Arisierung" im Nationalsozialismus. *Volksgemeinschaft, Raub und Gedächtnis* (Frankfurt / M., 2000), p. 8.

に関する政令」<sup>\*30)</sup> で定められた上級行政官庁 *höhere Verwaltungsbehörde* をはじめ、郡長、市行政部、警察、行政裁判所、税務署、商工会議所、手工業会議所、ナチ党大管区経済顧問 *Gauwirtschaftsberater (GWB)* <sup>\*31)</sup>、ドイツ労働戦線 *Deutsche Arbeitsfront (DAF)*、全国食糧身分、公証役場などが多かれ少なかれこの問題に関与し、ユダヤ営業経営とユダヤ人の運命を決定していった。また、アーリア化は第三帝国の国策として強制的に遂行されたのではなく、政治的・社会的な過程として、何百万ものドイツ人たちの直接間接の関与があっただけで可能になった。それには膨大な処理時間と労力が費やされ、専門知識・才能が動員され、一般市民のなかから必要な協力者を見つけ出さなければならなかったのである。<sup>\*32)</sup>

第三帝国におけるユダヤ人迫害の重要な局面であった経済の脱ユダヤ化は、ドイツ経済社会を劇変させた。かつて、どの町でも普通に見られたユダヤ人経営の店が姿を消した今日のドイツ（オーストリア含む）の街路景観<sup>\*33)</sup> はそれを端的に物語るものである。

では、なぜ経済の脱ユダヤ化の問題は、これまでドイツ現代史研究において独立したテーマとして論じられなかったのであろうか。まず考えられるのは、この問題にかんする史料が比較的最近まで研究者の利用に供されなかったことである。さらに、圧倒的なホロコーストの現実の前に、絶滅政策以外の政策がすべて絶滅政策に収斂するものとして考察されるか、もしくは付随的・周辺的にとりあつかわれてきたこととも無縁ではなからう。

しかし、ユダヤ人の物理的な死に先だってあったのは、彼らの「市民的な死 *bürgerlicher Tod*」「法律的な死 *juristischer Tod*」であった。<sup>\*34)</sup> 市民社会の中心的な法財産である財産権が否定されたために、ユダヤ人住民に対する財産権以外の法規範の有効性までもが疑問視されることになった。それ自体として十分深刻な結果をもたらした犯罪（経済の脱ユダヤ化）が、その後のいっそう重大な犯罪の遂行過程（ホロコースト）に組み込まれたために、背景に退くことになったといえよう。

### 3. 研究史の検討

第三帝国のユダヤ人政策の研究は、ナチズムの激越な反ユダヤ主義の存在を認めただけで、その時どきの効果を書きしるすというものが大勢を占めていた。第三帝国のユダヤ人

---

\*30) *Verordnung über die Anmeldung des Vermögens von Juden vom 26. April 1938. RGBl., I, p. 414.*

\*31) ナチ党の経済政策を担当する経済専門の名誉職で、ナチ党大管区指導者によって任命された。

\*32) Bajohr, Frank, "Arisierung" als gesellschaftlicher Prozeß. Verhalten, Strategien und Handlungsspielräume jüdischer Eigentümer und "arischer" Erwerber. in: Fritz Bauer Institut (ed.), *op. cit.*, p. 17.

\*33) 1941年3月27日付「脱ユダヤ化された営業経営の商号に関する政令 *Verordnung über Firmen von entjudeten Gewerbebetrieben vom 27. März 1941*」によって、店舗がアーリア化されたあと、以前のユダヤ人所有者の名前を商号とした店舗について、商号の変更が義務づけられた。*RGBl., I, Nr. 35. vom 31. März 1941.* 当時の小売業の広報誌はこう記している。「この規定によって、いまや店舗名からも、ドイツ経済においてかつてユダヤ人が活動した最後の記憶が消え去るのだ」*Pressedienst des Einzelhandels, Nr. vom 27. 4. 4. 1941. in: Bundesarchiv (BA.) NS 5VI-8783, 8.*

\*34) Stengel, Kathrina, *Vor der Vernichtung. op. cit.*, p. 9.

政策の研究という場合、原点はホロコースト（ユダヤ人絶滅政策）であり、ホロコーストの圧倒的な現実が研究に一定の方向性をもたせることになった。つまりホロコーストの現実があまりにも非日常的なものであったので、その原因も非日常的・非現実的、あるいは非合理的なものの中に探し求められたのである。

最初、それは「ヒトラーの反ユダヤ主義」に求められた。ヒトラーの狂信的な反ユダヤ的な煽動演説、突撃隊員やナチ党員による街頭での公然たる反ユダヤ行動の蛮行は人びとの記憶に鮮明に残っていた。ホロコーストは、これら一連の出来事の延長線上に漠然とおかれた。「ユダヤ人問題の最終解決」を起点として過去の歴史のなかにつきつぎと「根源」が探し求められたのは当然のなりゆきであった。マルティン・ルターのパフレットにも見られる反ユダヤ的な言辞の数々がドイツ史をさかのぼって探し出され、ホロコーストとの関連でとらえ直され、特別な含意が付与されていった。<sup>\*35)</sup> 近代反ユダヤ主義が出現した 19 世紀半ば以降のドイツにおける反ユダヤ主義的な言説やさまざまな社会現象は、ホロコーストに直結するものと解釈された。こうした理解が可能となったのは、「反ユダヤ主義」を時空を越えて偏在する抽象的な存在と考えたからである。

「ユダヤ人の存在が解決されるべき問題として意識される」ようになったことが、近代反ユダヤ主義の始まりであるといわれる。<sup>\*36)</sup> しかし注意すべきは、こうした意識が生じたのは一定の歴史的・社会的な諸条件のもとにおいてであった。社会現象としての反ユダヤ主義が具体的にどのような形態で、いかなる現れ方をするのかはすぐれて歴史被制約的なものであり、それ自体ひとつの歴史的な過程である。反ユダヤ主義はそれぞれの時代に特有なものであり、時代の特殊な要請のなかから生まれる。フォルコフが適切にのべているように、「ナチズム以前に存在した反ユダヤ主義は、なるほど指摘し得る連続性という次元においては、ナチズムの政権掌握とそのユダヤ人政策の重要な『背景』として見なすことはできる。けれどもその現象の『説明』として、ましてや『完璧な説明』と考えられてはならない」<sup>\*37)</sup> のである。

従来、第三帝国のユダヤ人政策の研究は、政策の展開過程の分析を軸にすすめられてきた。これは第三帝国のユダヤ人政策遂行に関わった諸機関、なかんずく親衛隊をヒトラーの反ユダヤ主義的意志の直接的な執行者ととらえたからである。そこで問題になったことはもっぱら、ユダヤ人絶滅政策にいたる、あるいはいたらざるをえなかった経緯を政策決定史として示すことであった。

---

\*35) ジョンソンは、ルターの「ユダヤ人とその嘘 Von den Juden und ihren Lügen (1543)」という小冊子を、「現代的な意味におけるアンティ・セミティズムの萌芽、あるいはホロコーストへの布石」とのべている。P・ジョンソン／石田、阿川、池田、山田訳『ユダヤ人の歴史（上巻）』（徳間書店、1999年）、403頁。こうした考えに対しては、ルターが宗教改革の渦中でユダヤ人をキリスト教に改宗させる試みが失敗した文脈において考察すべきだとする意見もある。L・ゾーヴェルス／清水健次訳『ドイツにおけるユダヤ人の歴史』（教育開発研究所、1990年）、84頁。

\*36) 下村由一「反ユダヤ主義とシオニズム」江口朴郎編『民族の世界史 15 —現代世界と民族』（山川出版社、1987年）所収、146頁。

\*37) Volkov, Shulamit, Kontinuität und Diskontinuität im Deutschen Antisemitismus 1978-1945, in: *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte* (VjZG), 33Jg. 1985, pp. 224, 243.

政策決定史の研究手法は、第三帝国のユダヤ人政策をいくつかの段階に分けて考えるというものだった。まず、政権掌握直後のユダヤ人経営の商店に対するボイコット行動、職業官吏制度再建法を鎬矢とするユダヤ人の法的定義付けの試み、さらにニュルンベルク法に代表される公生活からの排除の段階、これにつづいてアリア化と呼ばれる経済活動からのユダヤ人の排除ならびにユダヤ人財産の奪取の段階、そして最終的に強制国外移住、強制移送・強制収容の段階にいたる、というものである。<sup>\*38)</sup>

ユダヤ人政策の段階設定とならんで行われたのが、政策が段階的に進んでいく過程についての研究である。政策を一段階すすめる原動力となっていたものは何か。当初ヒトラー個人の反ユダヤ主義をその答えとしていた研究も、彼の意志を実行する政策担当者や遂行者、諸機関・組織が視野に入ってくると、政策決定・遂行における多元性の問題と直面することになった。

以上のような経緯で、ユダヤ人政策史の研究は、第三帝国の支配構造について一定の見解なしには論じられない性格のものとなった。1970年代後半からドイツ連邦共和国を中心に展開された研究史上有名な論争は、ユダヤ人政策に関していえば上のようなことが背景にあった。私は、いくぶん長く続いた（現在も継続中）この論争には、第三帝国のユダヤ人政策の研究を進化させるという点では、肯定的な面とならんで否定的な面、そして限界があったと考えている。

論争の肯定的な面としては、ヒトラーの世界観<sup>\*39)</sup>を構成する要素として理解された反ユダヤ主義に焦点が当てられたことを指摘できる。論争が第三帝国の意図主義的解釈と機能主義的解釈の優劣をめぐる展開したからである。過度の白熱化という側面を割り引いても、論争によってユダヤ人政策を考察する視野がひろがり、絶滅政策の起源を多角的に考察する下地がつけられたことは、肯定的に評価してもよい。<sup>\*40)</sup>

逆に否定的な面としては、意図主義的アプローチにせよ機能主義的アプローチにせよ、第三帝国における抽象的な「ユダヤ人政策」を前提とし、これを議論の出発点としていたことをあげることができる。現時点から見れば、このことは論争の性格からして避け難いものであったかもしれない。しかしその結果、ユダヤ人政策とこれを生み出した社会経済構造・状況との関係が後景に退いてしまった。そして、あたかもユダヤ人政策が社会構造・状況とは無関係に、一方では「ヒトラーの反ユダヤ主義」（意図主義的解釈）のなかで、他方では互いに競合する政策担当諸機関（機能主義的解釈）のあいだで自立化し、絶滅政策へと自己変容するものとして描かれてしまったのである。

意図主義的アプローチをとる研究者は、第三帝国のユダヤ人政策を過激化するものとは

---

\*38) Hilberg, Raul, *The Destruction of the European Jews. rev. and definitive ed. Vol.1* (London, 1985) pp. 53-55. 望田, 原田, 井上訳『ヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅(上)』(柏書房, 1997年) 42-43頁。Schleuness, Karl A., *The Twisted Road to Auschwitz. Nazi Policy toward German Jews 1933-1939* (Urbana, 1970).

\*39) 反ユダヤ主義とならんで重要なものは、東方におけるゲルマン人の生存圏 *Lebensraum* の獲得である。Jäckel, E. *Hitlers Weltanschauung. Entwurf einer Herrschaft* (Stuttgart, 1969), 滝田毅訳『ヒトラーの世界観』(南窓社, 1991)

\*40) Jäckel, E., Rohwer, J. (ed.), *Der Mord an den Juden im Zweiten Weltkrieg* (Stuttgart, 1985).

とらず、「機が熟し展開していく過程 Reifungs- und Entfaltungsprozeß」と理解する。それは彼らが政策の進展を、ヒトラーの反ユダヤ主義の貫徹を「妨げるものが欠落していく Fortfall von Hindernissen」過程とみなすからである。<sup>\*41)</sup> 意図主義的アプローチにおいては「機会だけが問題」<sup>\*42)</sup>なのである。

他方、政策の過激化という点について機能主義的アプローチが示すモデルは、R・ヒルバークのように、独裁者の意図を最短コースで遂行する能力を備えた第三帝国の絶滅遂行機構そのものをその原動力と見なす立場、<sup>\*43)</sup>複数の政策担当機関の間の「派閥の消長」(H・ヘーネ)のなかで、個々の局面で相対的にもっとも力のあるものが他を押さえつつ自らの政策を貫徹していくなかで過激な政策が推進されていくというモデルを提示する研究、<sup>\*44)</sup>あるいは「諸機関のカオス Ämterchaos」(H・モムゼン)が必然的に生み出す機能を重視し、これが結果的に「累積的過激化」<sup>\*45)</sup>をもたらしたとする立場などがある。<sup>\*46)</sup>

機能主義的な説明の仕方には、ニュアンスや力点の置き方に相違がある。たとえば、ヒルバークの見るところでは、ナチ党員(ナチ主義者)によって行なわれた個別行動は、行政の次元からみると重要性はなく、行政過程における階梯を形成しなかったとされる。<sup>\*47)</sup>ところがモムゼンの研究では、個別行動も含めた諸機関の活動の全体が、累積的過激化の原因として考察されているのである。

問題は、モムゼンのテーゼにしても、全体的なカオスという無計画性のなかから最終解決の起源がいわば「デウス・エクス・マキーナ」<sup>\*48)</sup>のごとく出現せざるをえない疑似体系的な考察方法であるということだ。<sup>\*49)</sup>つまり、なぜ混沌状態のなかから最終的に特定の政策が選択されたのかという問いに満足のいく解答を与えるものではないのである。

最後に、両者の論争に共通する問題を考えてみたい。論争において暗黙の了解とされたことがあった。それは、反ユダヤ主義がホロコーストの潜在的・決定的な原因であるとの

---

\*41) Graml, Hermann, Zur Genesis der Endlösung, in: Büttner, Ursula (ed.), *Das Unrechtsregime. Internationales Forschung über den Nationalsozialismus. Bd. 2* (Hamburg, 1986) pp. 3, 7.

\*42) Dawidowitz, Lucy, *The War Against the Jews 1933-1945* (New York, 1975) p. 202, 221. 大谷堅志郎訳『ユダヤ人はなぜ殺されたか』(サイマル出版会, 1978年) 221, 239頁。

\*43) Hilberg, *op. cit.*, Vol. 1. p. 9. Marrus, Michael, The History of the Holocaust: A Survey of Recent Literature, in: *Journal of Modern History*, 59, March, 1987, p. 129.

\*44) Höhne, Heinz, *Der Orden unter dem Totenkopf. Die Geschichte der SS* (München, 1981) 森亮一訳『髑髏の結社 SSの歴史』(フジ出版社, 1984年)。

\*45) Mommsen, Hans, Die Realisierung des Utopischen: Die 'Endlösung der Judenfrage' im 'Dritten Reich,' in: *Geschichte und Gesellschaft (GG.)* 9 (1983), pp. 381-420.

\*46) 若干のニュアンスの違いはあるが以下の研究もこれに属する。Schleunes, *The Twisted Road. op. cit.*, Adam, Uwe, *Judenpolitik im Dritten Reich* (Düsseldorf, 1979), Broszat, Martin, Hitler und die Genesis der Endlösung. Aus Anlaß der Thesen von David Irving, in: *VjZG* 25 (1977), pp. 737-775.

\*47) Hilberg, *op. cit.*, Vol. I. p. 53.

\*48) Deus ex machina 古代ギリシア演劇における機械仕掛けの神で、劇の内容が錯綜した局面でいきなり現われ、混乱した状況に解決を下して物語を収束させ、急場を救ってくれる神。

\*49) Kulka, Otto D., Die deutsche Geschichtsschreibung über den Nationalsozialismus und die Endlösung, in: *Historische Zeitschrift (HZ.)* 240 (1985), p. 629.

前提である。つまり、ホロコーストに帰着せざるをえない反ユダヤ主義が議論の出発点におかれたのである。論争が「歴史的な出来事の内容とその本質的な意義を探求することから、文書の日付や署名、片言隻語をめぐるうんざりするような言い争いに転じてしまった」とクルカは指摘してきしている。<sup>\*50)</sup>

問題点と重なるかたちで論争の限界もみえてくる。つぎの3点が関係していた。すなわち、論争の参加者たちが、①時空を越えた反ユダヤ主義を想定したこと、②ホロコーストを非現実的・非合理的なものと考えたこと、③反ユダヤ主義を反ユダヤ政策の唯一かつ直接の原因と考えたこと（「反ユダヤ主義一元論」<sup>\*51)</sup>）である。このため反ユダヤ政策は、他の政策から切り離して考察されたのであった。フリードレンダーはこれを、「イデオロギー的あるいは政治的行政的諸決定が、あたかも社会的な真空状態のなかで下されたかのように議論されてしまった」<sup>\*52)</sup>と評している。

以上の反省に立って、ナチ・ドイツのユダヤ人政策研究に対する新たな視点を提示したい。それは、「ユダヤ人問題」・「ユダヤ人政策」が、「ドイツ人問題」・「ドイツ人政策」であったという視点である。「ドイツ人問題」とは、ナチ経済社会体制が生み出したさまざまな矛盾と軋轢の表出を意味する。「ドイツ人政策」とは、ナチ体制の矛盾と負担を、いかなる集団が担うのかをめぐって、さまざまな利益集団や組織がせめぎあった展開過程のことである。この視点は、ユダヤ人政策についての政策決定史的な見方、とくにその段階設定を否定する。第三帝国のユダヤ人政策は、たしかに過激化の過程をたどったように見える。けれども、この過程を政策の段階として理解するのではなく、それぞれの局面における社会構造の変化がユダヤ人政策の上に投影されたものととらえるのである。

この関連で、シュロイネスの先駆的な試みに触れておきたい。彼は1970年に『アウシュヴィッツへの紆余曲折の道』を著し、第三帝国のユダヤ人政策の展開過程を単線的にとらえることを批判した。シュロイネスが提示したのは、ナチのユダヤ人政策が決して単線的に移行しなかったこと、ひとつの政策が行き詰まると、そのつど弁証法的に新たな段階へ移行していったという図式である。<sup>\*53)</sup>シュロイネスの試みは注目に値するものであった。ただ残念なのは、シュロイネスが当時の研究史の理解、つまり政策の段階設定を当然視していたことである。このためシュロイネスは、反ユダヤ主義が多くの場合、同時にさまざまな行動や政策となって現れた事実を矛盾なく説明できなかった。

私はシュロイネスの研究を一步進めて、ユダヤ人迫害の変遷を社会構造の変化がユダヤ人政策の上に投影されたものとみなすことを提唱したい。つまり、「民族共同体の敵」に対する攻撃という社会現象が、さまざまな局面における矛盾への社会的反応もしくは政策

---

\*50) Kulka, *Die deutsche Geschichtsschreibung*, *op. cit.*, p. 630

\*51) 栗原優「ヒトラーとユダヤ人絶滅政策」『文化学年報（神戸大学）』第8号（1989年3月）236頁。

\*52) Friedländer, Saul, *Von Antisemitismus zur Judenverfolgung: Eine historische Studie zur nationalsozialistischen Judenpolitik und Versuch einer Interpretation*. in: Jäckel, Rohwer (ed.), *op. cit.*の後でなされたコメント。

\*53) Schleuness, Karl A., *The Twisted Road to Auschwitz. Nazi Policy toward German Jews 1933-1939* (Urbana, 1970).

的対応として表出したものととらえるのである。商店の略奪が「ユダヤ営業経営」のボイコットや標識付けよりもいっそう過激であると考えたのではなく、社会的反応や政策的対応が、あるときはボイコット、あるときは商店の破壊活動という形態をとったと考えるのである。そうすれば、迫害の表面的な過激さに惑わされることはなくなり、具体的な反ユダヤ行動の背後に潜むものが分析の対象にされることとなる。こうした理解のほうが、歴史解釈の手法として柔軟性に富み、かつ歴史的事実にもうまく対応できるのである。<sup>\*54)</sup>

政策が結果として過激化していったことについては、私はその原因は「ヒトラーの狂信的な反ユダヤ主義」にも、「官僚機構の全体」にも、「諸機関の競合による累積的急進化」にも求められないと考える。その原因は、新たな社会経済的緊張・矛盾が現れるたびに、ユダヤ人やユダヤ営業経営を標的とする社会的攻撃の回路が存在したことに求めるべきである。歴史的に解明しなければならないのは、こうした回路を形成し機能させたドイツの社会構造である。ユダヤ人に対する社会的攻撃の回路がなぜ存在したかという問題は、ドイツにとどまらずヨーロッパ史全体を視野に入れた長期的スパンでの考察が必要となる。ここではそれを行う余裕はないが、少なくともナチ・ドイツが「ユダヤ人」を創造し、反ユダヤ主義を国是とし、ユダヤ人政策を国策として遂行しようとした事実をおさえておくことは重要である。第三帝国のユダヤ人政策の研究は、従来の研究が対象とした「ユダヤ人問題」または「ユダヤ人政策」自体の研究から離れれば離れるほど、その意味をいっそう広い文脈のなかで深く理解することができるのである。<sup>\*55)</sup>

以上の理由により、本研究は第三帝国における経済の脱ユダヤ化政策の実態解明と分析を目的とする。そのさい以下の理由から考察の中心を繊維・衣料産業におく。ひとつは、後述(第6章1)するように第三帝国において同部門にユダヤ人が関与する割合がとくに高かったことである。もうひとつの理由は、同産業部門から経済の脱ユダヤ化が始まったと推定できるからである。ナチ党南ヴェストファーレン大管区のGWB(大管区経済顧問)パウル・プライガー Pleiger, Paul は1937年8月11日付で「ドイツ国民同胞によるユダヤ企業の引継ぎの遂行に関する指針」〔史料編7〕<sup>\*56)</sup>という回覧通達を出している。この回覧通達は「部数限定」「秘!職務上の使用に限る」と外部への公開を禁じたものであった。プライガーは「商店引継ぎのための審査が他の経済部門にも拡大されるべきこと、すなわち繊維・衣料品店に限定しないことが得策であることが判明した」と記していた。このことから、プライガーらナチ党幹部が当時、経済の脱ユダヤ化の一形態であるアリア化(営業経営の引き継ぎ)が繊維・衣料産業から始まりつつあったことを認識していたことがわかる。「ユダヤ営業経営」の定義問題の分析、「クリスタルナハト」の原因究明も、この考察と並行して行う。

---

\*54) 拙稿「四カ年計画下の第三帝国のユダヤ人政策—『偽装アリア化』と『六月行動』—」『千葉史学』19(1991年12月)82頁。

\*55) 換言すれば、ヒトラーも含めた第三帝国の種々の政策担当者・機関のユダヤ人政策を逐一調べ上げても「第三帝国のユダヤ人政策」の理解にはつながらないということである。

\*56) Richtlinien für die Durchführung der Übernahme jüdischer Unternehmen durch deutsche Volksgenossen vom 11. August 1937. in: Staatsarchiv Münster, Gauleitung Westfalen-Süd, Gauwirtschaftsberater (GWB) 648.

考察に先だって、ユダヤ人政策の基本的な法的枠組みが形成された経緯をのべておきたい。この法的枠組みが、政策としての経済の脱ユダヤ化の前提となり、その方向性も規定したからである。ただし法的枠組みといっても、法令が1933年3月24日付け「民族およびライヒの困難を除去するための法律」<sup>\*57)</sup>をより所としている以上、すべて非合法的・擬似的なもだったことは注意しなければならない。「全権委任法」または「授權法」と称されるこの法律は、1933年2月27日の国会議事堂放火事件後、ヴァイマル憲法第48条第2項にもとづいて発令された「民族および国家の保護のための大統領緊急令」を基礎としている。大統領緊急令は憲法上の例外状態とはいえ、たしかに主導権は形式上、大統領の手にあった。ところがヒトラーは大統領緊急令を濫用し、ヴァイマル憲法そのものを覆しうる包括的な授權法の制定、すなわち、大統領の権限にも権威にも依存せず、かつ例外的でもない完全な権力の掌握を目指したのである。<sup>\*58)</sup>そしてナチ党は大統領緊急令を口実として、あらかじめ国会から反対勢力を排除（保護拘禁または「自発的」欠席）した上で議決を強行した。これによって「民族およびライヒの困難を除去するための法律」が制定、布告されたのである。

全権委任法第1条は、「ドイツ国の法律は、憲法に規定されている手続き以外に、ドイツ政府によっても制定され得る」と定めていた。これは、立法権を国会に代わって政府（ヒトラー内閣）に与えたもので、「民族と国家の指導者アドルフ・ヒトラー」の承認、ならびに彼への「信仰告白」を行うものであった。南が適切にのべるように、憲法の制約を受けない立法権の授与が、授權の根拠である憲法そのものを覆し、まったく新たな憲法体制の樹立に道を開く可能性を持つものであったことを考えれば、むしろ、それは新たなドイツの「暫定憲法」と呼ぶべきものであった。<sup>\*59)</sup>

全権委任法の制定後、「ライヒ政府は次の法律を議決し、ここにそれを公布する」という前置きが付いただけの法律が次つぎと布告されることになった。1933年4月の「職業官吏制度再建法」もそのひとつである。同法は、「アーリア条項」を初めて条文に盛り込んだ法律としてきわめて重要である。もう一つ重要なのは、1935年9月の「国家公民法」（ニュルンベルク法）である。「国家公民法」は、一般には「ユダヤ人」の定義をした法律として知られている。しかし、この法律の重要性は、のちに「ユダヤ営業経営」の定義を「国家公民法」についての「政令」で制定する法的根拠（第3項）を与えたことにもあった。

以下の2章で「職業官吏制度再建法」と「国家公民法」の制定過程を検討し、これをふまえて経済の脱ユダヤ化の分析に進むことにする。

---

\*57) Gesetz zur Behebung der Not von Volk und Reich (Ermächtigungsgesetz) vom 24. März 1933. *RGBl.*, I, p. 41.

\*58) 南利明『ナチス・ドイツの社会と国家—民族共同体の形成と展開—』（勁草書房、1998年）、15-16頁。

\*59) 南、前掲書、24、31頁。

## 第1章 職業官吏制度再建法と官吏のナチ化

### はじめに

1933年4月7日付で発布された職業官吏制度再建法〔史料編3〕<sup>\*60)</sup>は、第三帝国における最初の反ユダヤ立法であった。「アーリア条項 Arierparagraph」として知られる同法第3条第1項は、「アーリア系でない官吏は、退官させることができる」と定めていた。<sup>\*61)</sup>この法律が標的としていたのはユダヤ人だけではない。いわゆる「政治的に信用のおけない者 politisch Unverlässige」も重要な適用対象と見なされていた。同法第4条には「これまでの政治的活動に鑑みて、何時であれ本民族的國家のために一身を挺する保証のない官吏は、その職を解かれ得る」と定めていた。ユダヤ人はむろんこの範疇に入れられていた。ヴェルサイユ条約とヴァイマル体制を打破することを党綱領に掲げたナチ党は、「ユダヤ人の陰謀」が生み出したヴァイマル体制と体制の受益者としてのユダヤ人を敵視していたからである。

職業官吏制度再建法と「アーリア条項」は、のちに第三帝国のユダヤ人政策に決定的に作用した。ナチ体制下でのユダヤ人の生活基盤を奪った1938年11月12日付の「ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除のための政令」<sup>\*62)</sup>も、これらの法令にもとづいて布告される。

とはいえ、職業官吏制度再建法と「アーリア条項」は当初から大きな射程をもつ法令として制定されたわけではなかった。本来、職業官吏制度再建法が想定していた適用範囲は、文字通り官吏 Beamte の領域のみであった。官吏には職員 Angestellte と労働者 Arbeiter も含まれた。ここでいう官吏とは、直接的には監督官庁に対して（1933年12月1日以降は国民と祖国 Volk und Vaterland, 1934年8月2日以降はドイツ国およびドイツ国民の総統たるアドルフ・ヒトラー<sup>\*63)</sup>に対して）忠勤と諸法令の遵守を宣誓し、忠誠・勤務関係に立つ者をいう。「官吏」には、「全体の奉仕者」、「公僕」を理想とする、民主的な「公務員」の響きはないことに注意しなければならない。官吏の勤務関係は宣誓によって始まり、その忠勤に対して終身雇用が保証され、恩給が下賜された。職員および労働者の雇用関係は官吏と異なり、雇い主である個々の官庁との通常の労働契約によって生じた。<sup>\*64)</sup>

職業官吏制度再建法が官吏の領域にのみ適用されるというかぎりでは、職業官吏制度再建法は限定的な性格の立法であった。「ユダヤ人問題」は、体制としてのナチズムの行方を左右する要因であると同時に、慎重なとりあつかいを要する問題でもあったからである。

---

\*60) Gesetz zur Wiederherstellung des Berufsbeamtentums

\*61) *RGBl.*, 1933, I, p. 175-177.

\*62) Verordnung zur Ausschaltung der Juden aus dem deutschen Wirtschaftsleben vom 12. November 1938, *RGBl.*, 1938, I, 1580.

\*63) Führer des Deutschen Reiches und Volkes, Adolf Hitler

\*64) 職員および労働者は労働争議を通して労働協約を取り結び、定期金保険により年金の受給資格を得る。労働者と職員との間の主たる違いは、その労働形態（肉体労働か、もしくは頭脳的・事務的労働か）にある。

ところが他方では、職業官吏制度再建法はきわめて膨張的な性格も有していた。本章の目的のひとつは、職業官吏制度再建法の限定的性格と、のちの経済立法に連なるその膨張的な性格をナチズム運動との関連でとらえ、ユダヤ人立法における職業官吏制度再建法の位置づけをすることである。

職業官吏制度再建法は、第三帝国のユダヤ人政策を実務的に遂行するにあたって効率的に機能したドイツ官吏層のナチ化をもたらした。膨大なユダヤ人立法の草案化と強制力のある法令の布告、施行、あるいは必要に応じた改訂作業が迅速かつ円滑に遂行されたことは、官吏層のナチ化という事実を抜きにしては考えられない。彼らをナチの精神で満たす<sup>\*65)</sup> システムの土台を築いたのが職業官吏制度再建法であった。この法律の成立過程と機能を明らかにすることが本章の2番目の課題である。

### 1. 第三帝国初期の反ユダヤ現象の特徴

ナチズムのユダヤ人政策を立法行政の面からあとづけた U・アーダムは『第三帝国のユダヤ人政策』において、ナチ政権初期のユダヤ人政策には「きわめて効果的な政治とテロルとの相互結合の図式」を見てとることができる<sup>\*66)</sup>。「政治とテロル」とは、国家指導 *Staatsführung* と国民の意志 *Volkswille* の体現としての個別行動 *Einzelaktion* をさす。両者の関係をアーダムはこう定式化している。すなわち、最初にまず「テロル＝国民の意志」が一定の「状況」を作り出し、そのあとで「国家指導＝政治」が行政的な反ユダヤ措置を導入し、それを正当化するために先の状況を利用する。<sup>\*67)</sup>

ただしアーダムの図式は、ナチ政権発足直後にはすべて当てはまったわけではない。たとえば「国家指導」の主唱者であるゲーリングは1933年3月11日、エッセンの経営集会で労働者たちを前に、「本官は警察がユダヤ百貨店の警護隊であるという考えを拒否する。[...] 警察は詐欺師やルンペン、高利貸し、裏切り者どもを守るためにあるのではない」とのべている。<sup>\*68)</sup>ところがゲーリングはこの1週間前、ユダヤ教ドイツ市民中央連盟 *Centralverein deutscher Staatsbürger jüdischer Glaubens* との対話の席で「政府に忠実なユダヤ市民の生命と財産の安全は、法律で保障される」と請け合っていたのである。<sup>\*69)</sup>ゲーリングのこうした発言は、国家指導部の日和見主義的傾向の好例である。

こうした矛盾はみられたにせよ、1933年3月から4月にかけて鮮明になったこの戦術

---

\*65) Mommsen, Hans, *Beamtenum im Dritten Reich. Mit ausgewählten Quellen zur nationalsozialistischen Beamtenpolitik* (Stuttgart, 1966), p. 16.

\*66) Adam, U. D., *Judenpolitik im Dritten Reich* (Düsseldorf, 1972), p. 46. 邦訳（脚注を除く）は次を参照。山本達夫訳、増谷英樹監修「第三帝国のユダヤ人政策」『東京外国語大学海外事情研究所研究報告』127号（1998年3月）。

\*67) *Ibid.*, p. 61.

\*68) Michalka, Wolfgang, *Das Dritte Reich. Dokumente zur Innen- und Außenpolitik. Bd. 1* (München, 1985), p. 29. Dok. 15.

\*69) Bruns-Wüstefeld, Alex, *Lohnende Geschäfte. Die "Entjudung" der Wirtschaft am Beispiel Göttingens* (Hannover, 1997), p. 57.

は、その後の行動の規範となったとアーダムはいう。<sup>\*70)</sup> 党員大衆による下からの個別行動と上からの行政的措置が必ずしも同じではないというアーダムの指摘は重要である。

栗原は、1933年4月1日の全国的な反ユダヤ・ボイコットを事例としてアーダムの「戦術」の中身をくわしく検討し、この反ユダヤ行動について以下の点を指摘している。①ボイコット行動で見られたナチ大衆の暴力行為が反ユダヤ主義的であるだけではなかったこと、②ボイコット行動が中間層、中小経営の利益を中心とした反大経営的反近代的色彩の強いものであったこと、③それが身分制秩序の建設を目標とした「中間層革命」としての性格を有するものであったこと、である。<sup>\*71)</sup> また、この「統制された」ボイコット行動は、「下からの反ユダヤ主義」の動きを前にして、安寧と秩序維持の必要性を痛感した経済界と第三帝国指導部が反ユダヤ行動の主導権を取ろうとして意図的に選択したものであったとする。<sup>\*72)</sup> 栗原は、アーダムのいう政策としての反ユダヤ立法が、反ユダヤ主義大衆行動のさなかに、一面ではそれを沈静化する働きをもって発布されたものだと指摘した。<sup>\*73)</sup> 栗原の指摘は、アーダムの「きわめて効果的な政治とテロルとの相互結合」の中身を具体的にのべたものである。

アーダムと栗原の論点を整理すると、第三帝国初期の反ユダヤ現象は以下のように特徴づけることができる。

- ①下からの反ユダヤ大衆行動（個別行動）と上からの行政措置からなる
- ②行動が先行し、行政措置（主として立法）がそれに続く
- ③行政的措置は個別行動を沈静化させる機能をあわせもつ

ユダヤ営業経営 *Gewerbebetrieb* に対する公共発注を例にこの3点を確認しておきたい。ヴァルク編の『対ユダヤ人法令集』<sup>\*74)</sup> によりながら、ユダヤ営業経営に対する公共発注に関する行政レベルの指示・命令を検証する。

テューリンゲン内務省は1933年3月2日、ユダヤ営業経営への公共発注について、「公共発注に際しては、もっぱら古き良き中間層経営とキリスト教徒の経営のみが考慮される」と発表した。<sup>\*75)</sup> ケルン市当局も3月27日付で、「ユダヤ営業経営は以後、発注に際しては考慮の対象外とする」旨の回覧通達を出している。<sup>\*76)</sup> このふたつは、ナチ党による政権掌握直後に反ユダヤ行動が急進化するなかで出された、地方行政レベルの反ユダヤ命令の特徴を示している。

---

\*70) Adam, *ibid.*, p. 61.

\*71) 栗原優「ナチス経済社会体制の成立」『神戸大学文学部紀要』(1975/5), 前掲論文, pp.123-124.

\*72) 栗原, 前掲論文, p. 125, 同「ヒトラーとユダヤ人絶滅政策」『文化学年報 (神戸大学)』第8号 (1989年3月), p. 172.

\*73) 栗原, 「ヒトラーとユダヤ人絶滅政策」, p. 176.

\*74) Walk, Joseph(ed.) *Das Sonderrecht für die Juden im NS-Staat. Eine Sammlung der gesetzlichen Maßnahmen und Richtlinien — Inhalt und Bedeutung* (Heidelberg / Karlsruhe, 1981).

\*75) Walk, I/6, p. 4.

\*76) Walk, I/16, p. 6.

これに対して、ライヒ内務省が5月10日付で出した回覧通達は、「権限をもたない組織が、市町村および市町村の諸団体が出す発注に影響を及ぼすことは拒否されるべきである」と命じていた。<sup>\*77)</sup> また7月6日のヒトラーの「革命終了宣言」<sup>\*78)</sup> をうけてライヒ政府は7月14日、公共発注についてつぎのような行政指針を出している。

「公共発注は基本的に、これに責任のある公の機関のみが行政当局の決定にもとづいておこなうこと。これ以外の諸組織、とくに営業中間層闘争同盟<sup>\*79)</sup> が公共発注に介入することは禁じられる。等価格で供給がなされる場合には、アーリア企業が非アーリア企業に対して優先されるが、それによってドイツ人労働者が職を失うようなことがあってはならない」<sup>\*80)</sup>

このライヒ政府の指針では、失業問題<sup>\*81)</sup> の解消および雇用創出策が、営業中間層の「ユダヤ人問題」にかんする要求よりも優先されていることがわかる。ヒトラーも失業問題に重大な関心を寄せ、1933年7月14日の閣議では「あらゆる努力は雇用創出に集中されなければならない」とのべている。<sup>\*82)</sup> こうした政府の方針は、「公共発注にあたっては『ドイツ経営』であるとの証明書を付与されている企業が優先されてはならない」とする8月23日付のライヒ経済省の命令についてもいえる。<sup>\*83)</sup> さらに9月5日付のライヒ経済省の指令は以下のようにのべていた。

---

\*77) Walk, I/97, p. 21.

\*78) ナチ党左派を中心とした不満分子による不穏な動き〔第二革命〕を収束させる目的で出したもの。その中でヒトラーは、「革命は永続的な状態にあるものではなく、またそうあってはならない。解き放たれた革命の流れは、確実な進展の河床<sup>かしよう</sup>へと導き入れられねばならない [...]」とのべている。Michalka (ed.), *op. cit.*, , pp. 42-43, Dok. 27.

\*79) *Kampfbund des gewerblichen Mittelstandes*. 1932年末に複数の闘争同盟が合流して創設されたナチの闘争組織。主たる攻撃対象は、ユダヤ商店、百貨店、大企業である。Genschel, *op. cit.*, p. 44. Anm. 5.

\*80) Walk, I/173, pp. 42-43. なおこの時期、ドイツ商工会議はライヒ経済省あてに書簡を送っている(7月27日付)。この中で商工会議は、①同会議あてに、商工会議所、経済諸団体、商社、個人から、非アーリア企業に対するボイコットあるいは非アーリア企業への関わり方についていかなる態度をとるべきなのかとの問い合わせが殺到していること、②ボイコットによってドイツ人従業員が巻き添えになること、③ボイコットが雇用の創出、経済振興という利益と相容れず、総統の意志にも反する、と述べている。その上で商工会議は、ライヒ経済省がこの問題について立場表明するよう要求した。Pätzold, Kurt, *Verfolgung, Vertreibung, Vernichtung. Dokumente des faschistischen Antisemitismus 1933 bis 1942* (Leipzig, 1983) Dok. 14, pp. 57-58.

\*81) 1933年3月から12月にかけてのドイツの失業者数は560～410万人。

\*82) 原信芳「雇用創出・失業保険・軍事支出—ナチス・ドイツ再軍備研究の一視角—」『現代史研究』56, 2010年, 39頁。

\*83) Walk, I/226, p. 48.

「公共発注に際しては、基本的にはドイツ企業が優先されなければならない。しかしア  
ーリア人の資格を有するか否かについての煩雑な調査はなされるべきではない。こうした  
ことは雇用創出という最優先の利益に何ら寄与することがないからである」<sup>\*84)</sup>

以上の指示や指令からわかるように、第三帝国指導部は一方において「ドイツ企業の原  
則的優先」を認めてはいるものの、他方では経済的合理性の追求のために、下からの個別  
行動の抑制に努めていた。

多くの一般ナチ党員を個別行動に駆り立てたものは、日常的な利害関係の次元における  
「真のユダヤ人問題 *echte Judenfrage*」であり、これが反ユダヤ行動として発現する抗議  
行動の基礎となっていた。ナチ・イデオロギーのいう「民族の敵＝ユダヤ人」、および「ユ  
ダヤ人問題」のプロパガンダは多様に解釈された。「ユダヤ人問題」の解決は、受け手の  
具体的な社会経済的利益の枠内で追求されたからである。「ユダヤ人問題」の存在を肯定  
し、その解決を追求する動きは、一方では党員大衆の結束を強め、ナチ運動のダイナミズ  
ムの原動力であった。だがそれは他方では、現状否定・現状打破のためのエネルギー源と  
もなった。このため第三帝国指導部は、「ユダヤ人問題」を「民族共同体」の維持・発展  
と対置させながら、しかも同時に統御可能な状態で体制内にとどめおくという矛盾した課  
題をかかえることになった。第三帝国期を通じて発令された膨大な対ユダヤ人立法は、こ  
の矛盾への国家指導部のその時どきの対応の結果と見なすことができる。

対ユダヤ人立法の以上のような性格からして、それが最初から「民族の敵」を「民族共  
共同体」の全領域からひとり残らず一挙に排除することを狙ったものではありえなかった。  
最初の反ユダヤ立法が政権掌握前の過激な反ユダヤ宣伝から想像されるのとはほど遠く、  
限定された一部の領域のみを対象とせざるをえなかった理由はここにある。それが具体的  
ななかたちとして現れたのが職業官吏制度再建法であった。

## 2. 職業官吏制度再建法

ヴァイマル憲法<sup>\*85)</sup> 第 129 条の規定によれば、官吏は「法により別に定められないかぎ  
り」終身雇用されることになっていた。<sup>\*86)</sup> また官吏には、憲法にもとづく権利として「既  
得権」が保証されていた。すなわち官吏は、「法により規定された前提と手続きによる場  
合のみ、暫時その職を解かれるか、一時的または最終的に免職させられるか、もしくは減  
俸のうえ他部署へ配置転換される」というものである。<sup>\*87)</sup> さらに官吏の権利は「制度的  
保証」に裏付けられていた。終身雇用の原則、免職に際しての法的裏付けの必要性などが  
そうである。こうした保証の意味するところは、これが国憲に規定された権利であり、ま  
た当時の支配的な見解によれば、この権利は「それゆえライヒ法もしくは州法によるい  
かなる変更も受けることがない」とされていた。ライヒ裁判所も、「既得権」を最も狭義に

---

\*84) Walk, I/238, p. 50.

\*85) Die Verfassung des Deutschen Reichs

\*86) *Die Verfassung des Deutschen Reiches vom 11. 8. 1919* (Stuttgart, 1964, Reclam Nr. 6051), p. 41.

\*87) *Ibid.*

解釈する場合でも、そこにはつねに、官吏が一時的にせよ定年前に解職されないことを請求する権利がふくまれる、との見解を示していたのである。<sup>\*88)</sup>

したがって、ユダヤ人の官吏職からの排除は、あらゆる潜在的な敵を締め出すことによって政権基盤をできうるかぎり確固としたものにするというナチ指導部の意志を示すものであった。ヒトラー自身、ナチ党が政権を獲得した暁には「多くの首がころがるだろう」と公言しており、また 1933 年 1 月 4 日には、彼は主要ポストからの「共産主義者、社会民主主義者ならびにユダヤ人の排除、および公生活における秩序の再建」を確約したのである。<sup>\*89)</sup>

「敵」の排除ということについて、第三帝国指導部が国家意志の直接の執行者としての官吏層に特別の意義を与えたのは自然ななりゆきであった。新政権にしてみれば、権力の安定をはかり政治目標を追求するためには、官吏層は政治的世界観的に好ましくない分子から「浄化」されなければならなかったし、またこの職業身分はナチズム国家の構想にそくして統一的に再編される必要があったからである。<sup>\*90)</sup>

以下、主としてアーダムの研究、ならびにモムゼンの古典的業績を批判的に継承・深化させたミュール＝ベニングハウスの研究に依拠しながら、職業官吏制度再建法制定の経緯をたどることとする。

## 2. 1. 職業官吏制度再建法の前史

ヒトラーが決定的に関与して 1920 年 2 月 25 日に策定されたナチ党綱領には、「国家の指導体制および法律を定める権利は、国家公民にのみ与えられること」、および「ライヒ、州あるいは地方自治体であれ、すべての公職には国家公民のみこれに就けるようにすること」が要求されていた。(第 6 条) この綱領はさらに、「国家公民たり得るのは民族同胞のみである」とし、「民族同胞たりうるのは、その宗教のいかんを問わず、ドイツの血統を有する者である。ゆえにユダヤ人は民族同胞たりえない」(第 4 条)と定めていた。<sup>\*91)</sup>

アーダムによれば、公生活および経済生活へのユダヤ人の望ましくない影響を封じ込める構想は、第一次世界大戦勃発以前、政治的反ユダヤ主義がドイツの社会運動で注目すべき潮流となっていたころには、すでに明確なかたちをとっていたという。そこで想定されていたのは、ユダヤ人に認められていた平等権と市民権を取り消し、ユダヤ人解放以前の状態にもどすことであった。<sup>\*92)</sup> こうした考えは、反ユダヤ主義を明確に打ち出した全ドイツ連盟 *Alldeutscher Verband* の会長クラス *Claß, Heinrich* が、その著書『もし私が皇帝

---

\*88) Adam, *Judenpolitik*, p. 53.

\*89) フォン＝シュレーダー邸におけるフォン＝パーペンとの会談において。Mühl-Benninghaus, Sigrun, *Das Beamtenum in der NS-Diktatur bis zum Ausbruch des Zweiten Weltkrieges. Zu Entstehung, Inhalt und Durchführung der einschlägigen Beamtengesetze* (Düsseldorf, 1996), p. 9.

\*90) Adam, p. 40.

\*91) Hofer, Walter, *Der Nationalsozialismus Dokumente 1933-1945* (Frankfurt/M., 1957) 救仁郷繁訳『ナチス・ドキュメント—原資料による全体像』(ペリカン社, 1982 年) p.41. 一部改訳。

\*92) Adam, p. 20.

であったら *Wenn ich der Kaiser wär'*』(1912年)で主張していたものであった。全ドイツ連盟が組織として大きな発言権をもっていたことに加え同著が多くの版を重ねたことで、クラースの考えは影響力をまし、ナチズムのユダヤ人立法にもつよい影響をあたえることになった。<sup>\*93)</sup>

クラースは「文化的、道徳的、政治的および経済的な領域における国民生活の健全化」のために国内のユダヤ人を外国人法のもとにおくことを要求し、それに必要な措置の一覧表を提示していた。ユダヤ人に禁止されるものとしては、官吏、軍人、弁護士、教員の職に就くこと、ドイツの新聞社を共同経営もしくは所有すること、銀行その他の金融機関において支配的な影響力を行使することなどがあげられていた。また民族異分子 *Volksfremde* としてのユダヤ人は、保護を享受する代償として倍額の納税をすべきだとされた。クラースはさらに「1871年1月18日〔ドイツ帝国の成立〕現在でユダヤ教団 *jüdische Religionsgesellschaft* に属していた者、ならびにその時点でユダヤ人であった者の子孫は、その片親のみが現在ユダヤ人であるか、あるいは過去においてユダヤ人であったにせよ、すべてユダヤ人である」とした。クラースの掲げた要求は、第一次世界大戦前後に群生したフェルキッシュ<sup>\*94)</sup>な諸政党、それらの合流先としてのナチ党内部にとどまらず、政府内外の広範な保守派にとっても共通の了解事項ないし議論の出発点となったのである。<sup>\*95)</sup> こうした広範な保守派内における対ユダヤ人立法の試みをいくつか見てみよう。

まずナチ党内では、1931年以降、党全国指導部の内政局(32年12月法制局に統合される)と法制局が、党綱領および『我が闘争』に則した対ユダヤ人法的措置の準備をしていた。ナチズムの世界観はもとより学問的体系性を欠いていたが、そのためいっそう党綱領と『我が闘争』にイデオロギー・政策基盤として突出した意味があたえられることになった。<sup>\*96)</sup> 内政局長ニコライ Nicolai, Helmut<sup>\*97)</sup>、フォン＝ハイデブランツ Heydebrand und der

---

\*93) *Ibid.*

\*94) 1875年頃から使用されたことば。"national"が「国家主義的」「民族主義的」「国民主義的」を意味するのに対し、力点はもっぱら「民族主義的」に置かれる。

\*95) Adam, *ibid.*, pp. 20-21.

\*96) *Ibid.*, p. 28.

\*97) 1895年生まれ。1924年行政試験補, 31年5月までオッペルン県行政事務官, ナチの活動に関与したために免職。31年11月から32年10月まで内政局長。プロイセン州官吏などを経て, 33年6月マークデブルク州知事, 34-35年ライヒ内務省局長。のち従軍し, 捕虜となり, 戦後ヴィースバーデンで税理士業。Adam, p. 28, Mühl-Benninghaus, p. 4. Anm. 15.

Lasa, Ernst von<sup>\*98)</sup>, 法制局長フランク Frank, Hans<sup>\*99)</sup>らが中心となって、ナチ党支配下の国家におけるドイツ在住ユダヤ人の地位についての構想を法律のかたちにする作業が進められた。この過程で浮上した覚え書きや草案の内容は、久しく取りざたされてきた種々の要求の域を超えるものではなかったが、それでも国家指導部が将来の人種立法においてどのような点を重視しようとしていたのかを垣間みることができる。たとえば、「東方ユダヤ人の国外追放に関する緊急法」、「ライヒ籍・国籍法」、「ドイツ被保護民への市民権の付与に関する法律」、「ドイツ・ユダヤ雑種に完全な市民権を付与すべきか」と題する覚え書き、「人種衛生に関するの緊急計画」、「合法状態再建のための法案」などがそうである。<sup>\*100)</sup>

また、医務参事官ギュット Gütt, Arthur なる人物が 1932 年夏以来、公衆衛生ならびに人種衛生の問題についてナチ党全国指導部に助言をしていた。ヒトラー内閣成立直後、ギュットは党・国家指導部にあてて「国家の人口政策」に関する覚え書きを提出している。ギュットは、純粋ゲルマン人種の遺伝形質を選抜育成し、また高価値の遺伝形質の流出を防止して「低価値異人種」の流入を阻止するという観点から、異人種との「混血婚」の禁止、ユダヤ人を「最も危険な異人種」として外国人法の下におくことを要求した。また彼は、例外法が十分効果的に整備されるなら、ドイツ生まれのユダヤ人の大部分が国外移住すると予想していた。<sup>\*101)</sup> アーダムは、ギュットの覚え書きは党の全国指導部と連絡を取りながら作成されたもので、そこには党上層部の意向も反映されていたとみている。<sup>\*102)</sup>

さらに、弁護士ベッカー Becker, Rudolf を座長として、プロイセン政治警察指揮官、ライヒ宣伝省行政事務官、ベルリン市国家全権委員、プロイセン統計局員、民俗学研究者など 8 名が名を連ねた共同作業班がある法案を作成していた。1933 年 4 月 6 日付の「ユダヤ人の地位を規定するための法案」である。<sup>\*103)</sup>

全 6 章、22 カ条からなるこの法案は、策定が試みられた対ユダヤ人法のなかではかなり包括的なものであった。冒頭の内容規定でユダヤ人は次のように規定されていた。すなわちユダヤ人とは、ユダヤ教を信仰する者、もしくは、その両親または祖父母がユダヤ教

---

\*98) 1884 年生まれ。フランクフルト（オーデル）での行政事務官職を健康上の理由で 1930 年に退職。32 年夏ニコライの後任として内政局長に。33 年 4 月メルゼンブルク県副知事。Mühl-Benninghaus, p. 4. Anm. 16.

\*99) 1940-46 年。19 年、ミュンヘン大学法学部学生のとときにドイツ労働者党入党。23 年 10 月ナチ党入党。ヒトラー一揆後、おもにヒトラーの弁護活動に従事。28 年ナチ法律家連盟(NSRB)創設、29 年党法制局長。30 年以降国会議員。33 年バイエルン州法相、法曹部門強制的同質化全権委員 (34 年 12 月まで)、ドイツ法律アカデミー総裁。34 年 12 月ライヒ無任所相。39 年ポーランド総督となり、ユダヤ人をはじめ多くの民間人の殺害に関与。46 年ニュルンベルク裁判で死刑判決を受け、処刑される。Ibid., p. 42, Anm. 161, Zentner, Christian, Bedürftig, Friedemann (eds.), *Das große Lexikon des Dritten Reiches* (München, 1985), p. 183.

\*100) Adam, *Judenpolitik.*, op. cit., pp. 29-31.

\*101) ギュットは、何世代にもわたってドイツに定住しているユダヤ人と、第一次大戦後流入してきた東方ユダヤ人を区別した。そして、すでに「二子体制」に移行しているドイツ在住のユダヤ人より、多産な東方ユダヤ人の方がいっそう危険だとした。Adam, p. 33.

\*102) Ibid., p. 32.

\*103) Entwurf zu einem Gesetz zur Regelung der Stellung der Juden. Adam, *Judenpolitik*, pp. 34-35.

を信仰していた者で、その両親または祖父母の全員もしくはその一部がのちにユダヤ教を棄てても変わらない。(第1条)2分の1ユダヤ人とは、ユダヤ教を信仰していないかぎりにおいて、両親の一方が第1条でいうユダヤ人である子供である。2分の1ユダヤ人は、ユダヤ人もしくは2分の1ユダヤ人と結婚する場合、ふたたびユダヤ人となる。(第2条)ユダヤ人と結婚している者は、ユダヤ人配偶者 *Judengatte* である。ユダヤ人、2分の1ユダヤ人またはユダヤ人配偶者はすべて、警察がこれを登録しうるものとする。(第3条)

第3章と第4章では、すべてのユダヤ人が加盟を義務づけられる「ドイツ・ユダヤ人連盟 *Verband der Juden in Deutschland*」, 「ユダヤ人評議会 *Judenrat*」(4年ごとに投票で選出)ならびにユダヤ人連盟を監視する「民族監視官 *Volkswart*」(首相の任命による国家の政治的官吏)についてのべられていた。<sup>\*104)</sup> また第5章はユダヤ人の法的地位についてのべており、ユダヤ人には就職と営業が制限付きで認められていた。

職業官吏制度再建法との関連で目を引くのは、「ユダヤ人は、国家、州および地方自治体の官吏ならびに職員たることはできない。ユダヤ人がそのような職に就いている場合、相応の退職金を得た上で退職しなければならない」(第11条 a) という規定である。また、ユダヤ人は国防軍軍属、ライヒスバンク総裁、金融機関の頭取、出版社の編集者、劇場・映画館の館長などの職から排除され、医師、獣医、薬剤師、弁護士などの数は、地方自治体における全住民に対するユダヤ人の割合の百分比を超えてはならない、とも定められていた。<sup>\*105)</sup>

「ユダヤ人の地位を規定するための法案」ではさらに、ユダヤ人が一定業種の企業をはじめ、組織、団体の所有者、株主、構成員になることの禁止(第12条以下)、ユダヤ人子弟がドイツの公立または私立の学校へ通学することの禁止(第14条)、ユダヤ人と非ユダヤ人との間の結婚および婚外交渉の禁止(第15条)、ゲルマン風の名前の禁止、名前に「J」の文字を付けさせること(第16条)などが定められた。また、1914年8月2日〔第一次大戦におけるドイツ帝国の宣戦布告〕以降に付与されたユダヤ人の市民権は無効とされ、ユダヤ人が外国籍取得の申請をしない場合は無国籍となるとされた。(第19条以下)<sup>\*106)</sup>

第三帝国期にユダヤ人に対して講じられた一連の措置を概観すると、この「ユダヤ人の地位を規定するための法案」が、のちのほとんどすべての法規を先取りしていたことがわかる。けれども、この法案が包括的な青写真で、それが時間的・戦術的な構想に沿って漸

---

\*104) 民族監視官はつぎのことを決定した。ドイツ・ユダヤ人連盟の自治の範囲、連盟の学校や施設の維持管理、連盟に回される諸案件。さらに民族監視官には次の裁量権があった：ユダヤ人に職務上、商法上の書類提出を請求し、事情聴取すること、ユダヤ人に警察への申告義務を指示すること、ユダヤ人の書籍・印刷物を発禁にすること、ユダヤ人の退廃的な芸術作品を没収すること、公序良俗に反するユダヤ人の慣習を禁止すること、ユダヤ人の奢侈や富の顕示を禁止すること、ユダヤ人の団体および組織を解散すること。なお草案では、ユダヤ人評議会の任務についての詳細な規定はなされていなかった。Adam, pp. 35-36.

\*105) *Ibid.*, p. 36.

\*106) 本法律の規定は、ユダヤ人と2分の1ユダヤ人、およびユダヤ人配偶者(本草案第1-3条の意味における)には該当しないとされた。民族監視官によって、本人とその子孫が完全な権利を有するドイツ国家市民として認証された者たちである。(第21条以下) *Ibid.*, pp. 36-37.

次実行に移されたというわけではない。共同作業班が草案に盛り込んでいたのは、長い間、保守派にとって不愉快の種となっていた点であり、これらはクラスが最初にその輪郭を総括的に描いていたものだったのである。<sup>\*107)</sup>

## 2. 2. 排除されるべき官吏

職業官吏制度再建法の草案策定にはライヒとプロイセンの官僚が決定的に関与した。このため草案には官僚の要望が織り込まれ、官吏をとりまく諸問題が反映された。ドイツの官僚は、あるいは教育によって伝統的価値観の虜になっていたため、あるいは秩序と見通しのよさを是とする職務観を通じて、おおむね保守的であった。ヴァイマル共和国の政党民主主義に批判的でこれに距離をおく官僚層の態度は広くみられ、共和国の最終局面では部分的に公然とした批判にまでなっていた。この批判は官僚機構のいわゆる「政治化」に向けられたもので、そのさい引き合いに出されたのは「中立の立場で専門に徹し、責任感に満ちた官吏」という理念型であった。<sup>\*108)</sup>

保守的官僚の目に、この理念型にもっともそぐわないものとして映ったのが、「所定の基礎教育・職業訓練を受けず、革命以来、政党政治を背景に公共行政に潜入していたいわゆる革命官吏 *Revolutionsbeamte*」<sup>\*109)</sup>であった。元ライヒ経済省の高官で、ナチ政権の成立と同時にライヒ内務次官に抜擢されたプフントナー *Pfundtner, Hans*<sup>\*110)</sup> は、この「革命官吏」問題に容赦ない態度でのぞんだ。プフントナーは、ライヒおよびプロイセンにおける国民的政府の行政措置に関する諸提案」と題する1932年6月の覚え書き<sup>\*111)</sup>において、「官吏層の非政治化 *Entpolitisierung der Beamtenschaft*」を要求した。「非政治化」の対象とされたのは「党员手帳官吏 *Parteibuchbeamte*」で、これに該当するのはもっぱら「左翼的」

---

\*107) *Ibid.*, p. 37.

\*108) *Ibid.*, p. 39.

\*109) この表現はナチ党全国指導部官僚問題担当官でヘッセン・ナッサウ大管区指導者 J・シュプレングラー *Sprenger, Jacob* の提言に見られるもの。*Ibid.*, p. 40.シュプレングラーはのちにドイツ官吏全国連盟 *Reichs bund der Deutschen Beamten* の創設者としてドイツ官吏層名誉総裁になる。*Höffkes, Karl, Hitlers Politische Generale. Die Gauleiter des Dritten Reiches* (Tübingen, 1986), pp. 319-320.

\*110) 1881年生まれ。内務官僚から1919年にライヒ経済省行政事務官に転身。25年「政治信条」のため辞職し、弁護士になる。32年までドイツ国家人民党員で、フーゲンベルクの腹心としてハルツブルク戦線を熱心に支持した。32年3月、国家人民党の同僚で、後に首相官房長になるランマース *Lammers, Hans-Heinrich* とともにナチ党入党。翌年2月、フリックの推薦でライヒ内務省次官に抜擢される。43年、内相フリックがボヘミア・モラヴィア総督に左遷されたのにもない辞任。*Mühl-Benninghaus, p. 5. Anm. 20, Adam, p. 41, Anm. 86.*

\*111) *Vorschläge für Verwaltungsmaßnahmen einer nationalen Regierung im Reich und Preußen.* この覚え書は、*Mommsen, op. cit.*, pp. 127-135.に史料として収録されている。

政党に近い立場の官吏であった。<sup>\*112)</sup> プフントナーのみるところ、国民的政府が国家権力を掌握した暁には緊急措置と長期的措置を講じる必要があった。緊急措置は、政権掌握後数日から数週間のあいだに講じられるべきもので、自由主義者、民主主義者、とくにマルクス主義的諸政党に属する者からの「行政機構の浄化」と、「専門的職業訓練を受け、責任感に満ち、国家主義的立場に立った官吏層の再建」を目標としていた。他方、長期的措置は「国家政策全体の根本的な改変への糸口を開き、これを導くことができるよう、国民への体系的宣伝を通した慎重な準備を必要とする」ものであった。<sup>\*113)</sup>

ただ、プフントナーの主張する「官吏層の非政治化」、官吏層の徹底的な「間伐 *Durchforstung*」という措置は、ヴァイマル共和国の不況期以来論じられてきた行政の簡素化、財政支出削減などの議論の一環に組み込まれていたことに留意しなければならない。官吏削減問題は、当時の一般的合理化論の枠組みにおいても議論されていたのである。たとえばヘッセンの区（簡易）裁判所判事でナチ党員のベスト *Best, Werner*<sup>\*114)</sup> が他のナチ幹部と 1931 年 7 月に作成した「官吏層と来るべきナチズム義運動」という文書では、官吏層の公法的地位と俸給の問題に関連して「国家の再建と新編成」のためにライヒ、州、市町村で講じられるべき措置が提案されていた。公共行政の全領域における「仮借ない経費削減措置」の緊急措置として挙げられていたのは以下のようなものであった。すなわち、収入に応じて等級づけられた給与の削減、州および市町村官吏の俸給をライヒ官吏の俸給に近づけること、官吏の任官と昇進の中止、前線兵士でない職員の解雇、ヴァイマル共和国時代に新設された官庁の廃止もしくは縮小、社会民主党員が多く所長職に就いている公共職業安定所ならびに社会福祉関係のライヒ官庁の廃止、州官庁の統廃合、である。<sup>\*115)</sup> 実際に公布された職業官吏制度再建法第 6 条も「行政の簡素化のため、官吏は、まだ勤務に耐えられる場合でも退官させることができる。官吏がこの理由で退官した場合は後任は置いてはならない」と定めていた。

プフントナーの覚え書きやベストの構想においては、ユダヤ人官吏の問題はたしかに直

---

\*112) プフントナーはこの覚え書きを、ヴァルター・フンク（1890-1960 年。31 年、ナチ党総統の経済顧問、ナチ党全国指導部経済政策委員会委員長。33 年、ライヒ啓蒙宣伝省広報室長、同次官。37 年、ライヒ経済大臣、39 年、ライヒスバンク総裁。ニュルンベルク裁判で終身刑の判決をうけるが、57 年釈放。）と、おそらくゲーリングにも提出していた。Mommsen, *Ibid.*, p. 127.

\*113) Mühl-Benninghaus, p. 6.

\*114) 1903 年生まれ。29 年以降ヘッセンの地区裁判所判事。30 年ナチ党入党、31 年親衛隊入隊。同年、将来のナチ党による政権掌握時の行動計画である「ボックスハイマー文書 *Boxheimer Dokumente*」の起草に関与したかどで国家反逆罪に問われて免職。33 年ヘッセン州警察長官。35 年ベルリンの秘密国家警察局に移り、親衛隊国家公安本部設置後、その第 II 局（法制・行政）局長。40-42 年、フランスで対レジスタンス戦を指揮、42-45 年、デンマーク担当国家全権委員。親衛隊大将（44 年）。49 年、デンマークの裁判で死刑の判決をうけるが、禁固 12 年に減刑され、刑期満了を待たず 51 年釈放。Das Große Lexikon, *op. cit.*, pp. 73, 84-85.

\*115) Die Beamtenschaft und die kommende nat[ional]soz[ialistische] Bewegung. Mühl-Benninghaus, p. 3. これと似た提案は先に言及したナチ党法制局のニコライやハイデブラントにもみられる。彼らは官吏ポストの削減のため、ヴァイマル憲法で規定された官吏の「既得権」の厳格な既定を廃止することを主張していた。Ibid., pp. 3-5.

接的には言及されていない。とはいえ、このことは彼らがこの問題を等閑視していたことを意味するものではない。国粹的保守主義とナチズムは、元来目標の追求という点で思想的に接近していたからである。<sup>\*116)</sup> この点についてミュール＝ベニングハウスは、グルフマンの研究<sup>\*117)</sup>を引き合いに出して、「敵」の像の混合という、ナチズムのイデオロギーに特徴的な性格を指摘している。すなわち、官吏の任官その他に関して「キリスト教の信奉」が条件として要求される場合、この要求はユダヤ人だけではなく、同時に共産主義者、自由主義者、一部の社会民主主義者などにも向けられ、宗教を口実としてユダヤ人、ナチの政敵、民主主義者、異なる思想信条の持ち主が十把一絡げにあつかわれた、というものである。<sup>\*118)</sup> 実際、同時期にまとめられたナチ・ドイツ法律家同盟 BNSDJ<sup>\*119)</sup>による「ナチ法律家の諸要求 Forderungen nationalsozialistischer Juristen」(1933年3月14日)においては、判事、弁護士、公証人から排除されるべき集団として、異人種、マルクス主義的諸政党、すなわち社会民主党と共産党の党员、マルクス主義的思想をもつ者(判事)が列挙されているのである。<sup>\*120)</sup>

付言すれば、「敵」の像の混合に由来すると思われる対象規定の問題は、のちの職業官吏制度再建法案の検討中に法技術的な問題として表面化している。つまり「敵」を一括して排除できるような一般的な表現をとるのか、それとも対象にしようとする集団を個々に規定・定義して列挙するのかという問題である。<sup>\*121)</sup> 実際に発布された職業官吏制度再建法では、法運用に際する所轄官庁の恣意性を排して全体的統一性を確保するため、対象を一つひとつ列挙する後者の方法が選ばれている。

### 2. 3. 職業官吏制度再建法案の完成

プフントナーの「国民的政府」が実現したとき、政策担当者たちのあいだで将来の職業官吏制度再建法の輪郭が姿を現した。その特徴はつぎの要約できる。すなわち同法は、①政治的敵対者、ならびにナチズムの人種主義イデオロギーによって想定された敵を排除するという基本構想を核とし、②官庁の部署や人員の削減による行政の効率化・合理化という目標の達成も視野に入れつつ、③最終的には強制的同質化政策の重要な一環として機能し、ナチ政権の安定に資する、というものである。

---

\*116) Adam, pp. 41-42.

\*117) Gruchmann, Lothar, *Justiz im Dritten Reich 1933-1945. Anpassung und Unterwerfung in der Ära Gürtner* (München, 1988), p. 132.

\*118) Mühl-Benninghaus, p. 18. Anm. 79.

\*119) Bund Nationalsozialistischer Deutscher Juristen. 1928年、ライヒ法曹指導者フランク Frank, Hans (42年以降はティーラック Thierack)によってベルリンで結成されたナチ党の専門組織。党および党员の法的弁護、党綱領の法制への導入、法曹関係団体の強制的同質化などを目的とした。36年に国民社会主義法曹同盟 Nationalsozialistischer Rechtswahrerbund (NSRB)と改称。会員数約8万3000人(35年) *Das Große Lexikon, op. cit.*, p. 410.

\*120) Mühl-Benninghaus, p. 9.

\*121) Adam, pp. 61-62.

1933年3月23日の全権委任法成立から4月7日の職業官吏制度再建法公布までの局面は、法案作成の主導権とそれへの参画をめぐる担当者間の調整期間である。そこで主導的な役割を演じたのはライヒ内務省とプロイセン内務省である。プロイセン内務省は1932年7月20日の「プロイセンの一撃」<sup>\*122)</sup>によって強制的同質化の先駆けとなっていた。ドイツの総面積の5分の3、総人口の約半数を占め、社会民主党連立政権下で社民党の官吏が多数ポストに就いていたプロイセンの行政については、すでにプフントナーが覚え書きのなかで「行政機構の浄化と簡素化の問題は、ライヒにおけるよりも、なお少しばかり大きな意義を有している」と指摘していたところでもあった。<sup>\*123)</sup>

調整期間の前後には複数の部署から複数の草案や構想が提出され、最終的にはライヒ内務省案にもとづいたものが閣議決定される。最終局面で複数の草案が提出されたとはいえ、これをもってモムゼンのいう「所轄官庁の混沌状態 Ämterchaos」を想定し、「所轄権の混沌状況 Kompetenzenchaos」から一定の方向と射程を備えた法律が制定されたと考えるのには無理がある。すでに新官吏法の骨子・核心部分が当事者間で広く共有されていたことを考えるならば、むしろ、「ナチ党および政府筋においては、懸案の例外規定（社会民主党員、ユダヤ人その他の除外）は、なおいっそう厳しくされるのでなければ無期限に維持されるという合意ができていた」<sup>\*124)</sup>というミュール＝ベニングハウスの指摘に耳を傾けるほうが有益である。

ヒトラー個人が職業官吏制度再建法案の策定作業にいかなる影響を及ぼしたのかという問題は、これまでのところ史料的に跡づけられていない。しかしヒトラーが、①1933年3月16日に全権委任法にもとづいて講じられるべき措置の一覧表の作成を課題とする委員会<sup>\*125)</sup>を発足させ、この委員会の主な仕事に官吏法の検討が含まれていたこと<sup>\*126)</sup>、②ヒンデンブルクあて書簡（4月5日付）のなかで、法案の条文検討作業に自ら関与したことを認めていること<sup>\*127)</sup>などの事実からして、ミュール＝ベニングハウスは、ヒトラーは少

---

\*122) Preußenschlag とは、ライヒ首相フォン・パーペンによる、社会民主党首班のプロイセン州政府に対するクーデタのこと。パーペンは大統領緊急令によりプロイセン州首相ブラウン（社会民主党）以下政府の全閣僚とベルリン警察長官、保安警察長官を罷免し、自らプロイセン担当国家全権委員となった。共和国防衛の最後の砦と目されていたプロイセン州政府首脳部が排除されたことで、ナチ党による政権掌握への道が地ならしされたことになる。

\*123) Mommsen, *op. cit.*, p. 132, Mühl-Benninghaus, pp. 7-8. プフントナーはその理由として、プロイセン行政府の規模と、社会民主党主導の連立政府によって行なわれた社会民主党員の官吏への大量登用を挙げている。

\*124) Mühl-Benninghaus, p. 17.

\*125) 委員会の構成員は次の通り。ライヒ内務大臣兼プロイセン内務大臣フリック、ライヒ副首相パーペン、ライヒ財務大臣シュヴェーリン・フォン・クロージク、ライヒ法務大臣ギュルトナー、ライヒ経済・食糧大臣フーゲンベルク、ライヒ無任所大臣兼プロイセン首相ゲーリング、プロイセン財務省ライヒ全権委員ポーピッツ。

\*126) Adam, p. 52, p. 55.

\*127) 彼はこの中で、「この浄化過程の第一の目標は、ある種の健全で自然な状態を再び作り出し、第二に国家の重要な一定のポストからライヒの存亡を委ねることのできない分子を排除することにすぎない」と述べている。Mühl-Benninghaus, pp. 24-25.

なくとも職業官吏制度再建法の主唱者 Initiator といえるとしている。<sup>\*128)</sup>

調整期間の前後に作成・検討された職業官吏制度再建法関連の法案として確認されているのは、つぎのものである。<sup>\*129)</sup>

- ①ヘルシャー案（3月20日）：プロイセン法務省が「非キリスト教徒の司法職への就任を制限する」ことを内容とする法案を、プロイセン国務省 Staatsministerium（＝プロイセン・ライヒ全権委員政府）に要請し、同日のうちにプロイセン法務省担当ライヒ全権委員（プロイセン法務次官）ヘルシャー Hölcher, Heinrich<sup>\*130)</sup> が送付したもの。
- ②ポーピッツ案（3月23日）：プロイセン財務省担当ライヒ全権委員（＝プロイセン財務大臣）ポーピッツ Popitz, Johannes<sup>\*131)</sup> が、ライヒ副首相兼プロイセン担当ライヒ全権委員パーペンの要請をうけて、プロイセン国務省ラントフリート Landfried, Friedrich 局長あに送った「官吏法に関する草案 Entwurf über Beamtenrechtsverhältnisse」。ポーピッツはこれをプロイセン内務省第IV局（市町村担当）局長ズーレン Suren, Friedrich<sup>\*132)</sup> と共同で作成し、ライヒ財務大臣シュヴェーリン・フォン・クロージクにも通知していた。なお、このポーピッツ案の内容は④と同一である。
- ③3月25日、ドイツ都市会議事務局が、ライヒ内務省上級参事官で官吏法問題担当官ゼール Seel, Hanns<sup>\*133)</sup> の要請で作成した官吏問題に関する覚え書き。
- ④3月28日、ライヒ内務大臣兼プロイセン内務大臣フリックの要請を受けたゼールが、ドイツ都市会議議長ムレルト Mulert, Osker に、プロイセン内務省案として送付した「職業官吏制度再建法案」。<sup>\*134)</sup> この法案は②と同一内容である。

---

\*128) *Ibid.*, p. 17.

\*129) *Ibid.*, pp. 17-22, Adam, pp. 55-61, Mommsen, pp. 39ff.による。

\*130) 1932年にプロイセン法務省ライヒ全権委員に任命され、同省次官になる。ナチ党からは「左寄りの中央黨員」と見なされ、33年4月、フライスラーの次官就任により地方上級裁判所長官に左遷される。Mühl-Benninghaus, p. 17. Anm. 78.

\*131) 1884-1945年。1914年プロイセン内務省入省、17年以降ライヒ財務省の業務にも携わり25-29年ライヒ財務省次官、財政改革に従事。その後ベルリン大学名誉教授になっていたが32年10月、プロイセン担当ライヒ全権委員パーペンによりプロイセン財務大臣代理に任命され、同時にライヒ無任所大臣になる。33年4月、プロイセン財務大臣。ナチ黨員ではなく、ナチの政策、とくにユダヤ人迫害に反対して38年に辞任を申し出たが拒否された。45年2月、反ナチ抵抗運動に関与したかどで（クーデタ成功の暁は文化・財務大臣就任を予定されていた）処刑される。Mühl-Benninghaus, *op. cit.*, p. 18, Anm. 80. *Das Große Lexikon, op. cit.*, pp. 450-451.

\*132) 1888年生まれ。1920年プロイセン内務省入省、32年地方局長。何人かの大管区指導者たちは彼を「杓子定規な役人 Bürokrat」と非難した。43年のヒムラーの内相就任と同時に解任された。Mühl-Benninghaus, p. 18. Anm. 81.

\*133) 1876年生まれ。1920年ライヒ労働省入省。23年ナチ党入党。33年3月、フリックによりライヒ内務省に召喚され、全権委任法の施行にともなう憲法、官吏法の諸問題を担当。34年2月、第IV局（官吏、国家公民、国外移住）局長。Mühl-Benninghaus, p. 19. Anm. 85. プフントナーは彼を「職業官吏制度再建法の父」と呼んだという。Mommsen, *op. cit.*, p. 43.

\*134) Entwurf eines Gesetzes zur Wiederherstellung des Berufsbeamtentums

⑤ 3月29日、ナチ党の国会議員団長で官吏問題担当のファブリツィウス Fabricius, Hans<sup>\*135)</sup> が、ライヒ内務次官プフントナーあてに送付した「真に徹底的な官吏層の浄化と再編成」を目的とする「官吏の既得権保護ならびに反獵官〔官職をめぐる抗争〕のための法案」。<sup>\*136)</sup>

3月25日、パーペンは②のポーピッツ案を討議するための関係閣僚会議の開催予定日を3月27日とする招待状を発送した。<sup>\*137)</sup>ところがこの会議は、フリックが単独で法案を策定しようとしたために開かれなかった。<sup>\*138)</sup>フリックは全権委任法の枠内で諸州のライヒへの強制的同質化を進めていたので、ライヒの法公布前に州の官吏法が公布されることのないようライヒ特権 *Prärogativ des Reiches* を主張したのである。ナチ党独自の法案作成の動き(⑤)に接したフリックは4月1日、「ドイツは今後もっぱらドイツ人によるみ統治されなければならない」と通告する。<sup>\*139)</sup>法案を作成したポーピッツも、地方官吏の特別な権利を規定する法律を制定することは考えておらず、むしろライヒの立法権によるのみ実現可能な、あらゆる種類の官吏を包括する根本的な規定を念頭においていた。<sup>\*140)</sup>最終局面でライヒ法務省に提出されたのは、④の「職業官吏制度再建法案」(プロイセン財務省案)と、ライヒ内務省において仕上げられた「公共行政浄化法案 *Entwurf eines Gesetzes zur Bereinigung der öffentlichen Verwaltung*」(これを⑥とする)、およびその改訂版である「4月3日付改訂職業官吏制度再建法案 *Abgeänderter Entwurf eines Gesetzes zur Wiederherstellung des Berufsbeamtentums vom 3. April*」(ライヒ内務省案、これを⑦とする)である。

これらの諸法案の関連・関係についてミュール＝ベニングハウスは、モムゼンの古典的研究を踏まえた上でこう推測している。すなわち、ライヒ内務省上級参事官ゼールは、②のポーピッツ案を無修正のまま3月28日にドイツ都市会議議長ムレルトにプロイセン内務省案(④)として送った。そして28日以降、ライヒ内務省内で④(=②)をもとに⑥が作成され、これが4月3日にライヒ内務省案(⑦)として提出され、その結果④が修正されることになった、と。<sup>\*141)</sup>

以上の経緯をみると、官吏法改定のイニシアティブをとったのはプロイセンで、ライヒ

---

\*135) 1891-1945年。第一次大戦参戦後21-28年、ベルリン上級地方裁判所付弁護士。29年、ブランデンブルク税務署参事官。ナチ運動に関与し、29-33年まで停職処分。30年以降ライヒ議会議員。32年11月、ナチ党ライヒ議会議員団長。32年12月以降、ナチ党大ベルリン大管区官吏局長。33年7月、ライヒ内務省上級参事官。45年4月ベルリンで戦死。

\*136) *Gesetzesentwurf zum Schutz der wohlverworbenen Beamtenrechte und gegen Ämterjägerei*

\*137) 出席予定者は次の通り：パーペン、フリック(ライヒ内務大臣)、ゲーリング(プロイセン内務大臣)、シュヴェーリン・フォン・クロージク(ライヒ財務大臣)、フランツ・シュレーゲルベルガー(ライヒ法務次官)、ポーピッツ。

\*138) Mühl-Benninghaus, p. 19.

\*139) Adam, p. 61.

\*140) *Ibid.*, p. 57.

\*141) Mühl-Benninghaus, p. 22.

内務省は 3 月 25 日のパーペンの動きを受けてはじめてこの問題に関与したことがわかる。<sup>\*142)</sup> ただしライヒ内務省の関与は、プロイセン案を全面的に否定するものではなく、規定の表現を実際的なものにするにとどまっていた。たとえば、最終的なたたき台となった法案② (=④) では、望ましくない官吏は全員、理由を示さず一般的に免職できるようになっていたが<sup>\*143)</sup>、ライヒ内務省における最終作業の過程で「以下の規定にしたがって」という文言が挿入されている。また先述したように、「政治的に信用のおけない者」についても、該当集団を個々に列挙する方法に変更された。

フリックは 3 月 31 日もしくは 4 月 1 日にライヒ内務省案についてヒトラーと協議し、つぎの決定が下された。すなわち、裁判官も職業官吏制度再建法の対象とすること、ユダヤ人官吏の解職を「白紙委任状」によって各々の官庁に委ねるのではなく<sup>\*144)</sup>、法律を制定して、ユダヤ人官吏を解職するための前提を具体的に挙げるということである。<sup>\*145)</sup>

当初原案からの比較的大きな変更としては、法の布告直前 (4 月 4 日) の大統領ヒンデンブルクの介入による「前線将兵条項 Frontkämpferklausel」(第 3 条第 2 項) の挿入がある。これによって、① 1914 年 8 月 1 日時点 (第一次大戦の開始時) ですでに官吏であった者、② 大戦中、前線でドイツおよびその同盟国のために戦ったか、もしくはその父親または子供が戦死した者は、職業官吏制度再建法の適用を免れることになった。このほかの適用除外については関係省庁と協議するものとされた。

## 2. 4. 職業官吏制度再建法の発布

職業官吏制度再建法はナチ政権下で発布された多くの対ユダヤ人法と同様に引き出し法 *Schubladengesetz* として準備された。問題はいつそれを取り出すかであった。好ましくない官吏を免職・解職する動きは、すでにナチ政権成立の数日後からドイツ各地で展開されており、自発的に離職する官吏も出ていた。<sup>\*146)</sup> とくに 3 月 24 日の全権委任法の可決後はナチ党员による暴力的な官吏ポストの篡奪 (多くは地方の突撃隊指揮官が組織した) が激しさをまし、ライヒ政府はこれをほとんど制止できない状況に陥っていた。プロイセンにおいては、2 月と 3 月のゲーリングの指令<sup>\*147)</sup> によって多数の官庁の高官や県知事、副知

---

\*142) Adam, *op. cit.*, pp. 59-60. Anm. 181. ミュール=ベニングハウスも同様の立場に立っている。Mühl-Benninghaus, p. 17. 他方モムゼンは、むしろライヒ内務省の主導権を主張している。Mommsen, p. 41.

\*143) Mühl-Benninghaus, p. 22. 「愛国的 national で政党の影響を受けない職業官吏制度再建ならびに行政の簡素化のため、官吏は、ライヒ法および州法の規定が必要とする前提のない場合であっても退職させられ得る。」Adam, p. 58.

\*144) この方法では、省庁によって異なった、恣意的な処遇が生じるおそれがある。

\*145) Mühl-Benninghaus, p. 24.

\*146) 免職・解職の対象者の一部は名簿に登録されていたが、この名簿はヴァイマル共和国の最後の数年間に、ドイツ国家人民党とナチ党が作成していたものである。

\*147) 1919 年 2 月 26 日付「直接国家官吏の一時的休職処分に関する政令」に基づく指令をさす。*Preußische Gesetzsammlung* 1919, Nr. 13, pp. 33-36.

事、警察長官らが強制的に免職されたり休職に追い込まれたりしていた。5人の州知事を筆頭に4人の州副知事、34人中11人の県知事、17人の県副知事、25人の警察長官が職を追われた。「政治的」官吏とならんで好ましくない多くの官吏も、計画的・恣意的な「浄化の波」にのみこまれていった。<sup>\*148)</sup>

こうした動きは3月に入ると激しさをました。ベルリンのクアフルステンダムでは国会選挙の直後ユダヤ人に対する嫌がらせがあり、3月9日には流血沙汰にまでなった。中部の都市ケムニッツでも3月9日に突撃隊と鉄兜団<sup>\*149)</sup>が裁判所の占拠やユダヤ人官吏に対する辞職の強要を開始し、ユダヤ人が保護拘禁されるにいたった。類似の行動はドイツ全土で繰り返された。なかでもブレスラウの無法行為は常軌を逸脱したもので、地元の警察署長が陣頭指揮をとって占拠した裁判所が3月12日に休廷に追い込まれた。このほか3月上旬には、グライヴィッツ、ベルリン、ゲルリッツから反ユダヤ行動が伝えられている。いずれの場合にも「興奮した群衆」が、ユダヤ人裁判官や弁護士が関係している審理中の裁判に押しかけ、これを審理停止に追いやったのだった。<sup>\*150)</sup>

党員大衆による暴力行動が各地で激しさをました背景には、官吏のポストの需要と供給の不均衡という問題があった。ナチ党やその関連組織に属していた「下っ端連中」の大部分は職員であった。彼らは確固たる身分保証がある官吏の地位が付与されることで、自分たちの「総統への忠誠」が認められることを望んでいた。しかし膨大な需要に対して官吏の空きポストはかぎられており、「下っ端連中」の希望は叶えられないでいたのである。ナチ体制下で新設された治安・抑圧機構のポストも需要を満たすにはいたらなかった。また、過去の犯罪を不問に付すという1933年3月21日の大統領令によって「名誉回復」されたナチ党員が職場に復帰するという事情も、官吏のポスト争いに拍車をかけることになった。「ポストの争奪」は、失業の克服という問題とからめて政治宣伝的な意味合いのなかで論じられ、ナチ政権の基盤固めにとって特別の意味をもつものでもあった。<sup>\*151)</sup>

人事への不当介入がくり返された結果、地方では行政の遂行に支障が出たので、在職中の官吏は不安に駆られた。無秩序・無統制状態の到来が予期されるなか、党・国家指導部も自らの支配に危機を感じ、対策を講じる必要に迫られた。状況の主導権を握るためには無統制な「官職篡奪 Ämtereroberung」を早急に終わらせ、行政の全段階に適用される統一的法規定を体系的に構築する必要があった。<sup>\*152)</sup>

バイエルンやバーデン、ヘッセンなどの司法行政ライヒ全権委員 Reichskommissar für Justizverwaltungen は、予期される司法、社会の混乱を避けるべく独自に予防措置を講じていた。とくにプロイセンは、ゲーリングが出した先の指令のほか、3月末から4月初頭に

---

\*148) Mühl-Benninghaus, p. 11, Anm. 48.

\*149) Stahlhelm, Bund der Frontsoldaten は、1918年12月に結成されたヴァイマル共和政時代の民間準軍事組織。退役軍人で構成され、復古主義、反民主主義、反共和制の立場をとる。1930年の最盛期には50万人を超えた。1933年6月にナチ党の突撃隊に吸収された後、1935年に解散した。

\*150) Adam, p. 47.

\*151) Mühl-Benninghaus, pp. 12, 16.

\*152) Ibid., p. 16.

かけての司法担当官ケルル Kerl, Hans<sup>\*153)</sup>の一連の措置により、大半のユダヤ人が事実上司法から排除された最初の州になっていた。ドイツ全土で無法状態が既成事実化していたため、無法状況を作り出した非合法の指令が無効とされるのか、法的に追認されるのかという問題が生じていた。<sup>\*154)</sup>

久しく温められてきた構想をもとに、「引き出し法」として準備されていた職業官吏制度再建法が発布されたのは以上のような状況であった。同法に期待されたのは、①党による恣意的な人事介入を阻止して官吏層の不安を取り除くこと、②実施済みの免職についてはこれを承認し、その後の人事交替を計画通りに軌道にのせることだった。<sup>\*155)</sup> 官吏再建法が発布されたことで、「国民的官吏層の再建ならびに行政の簡素化のため、たとえ現行法の規定に則してそれに必要な諸前提が欠けていても官吏は免職され得る」という状態が一部分的には事後的に一適法とされたのである。

### 3. 職業官吏制度再建法の影響

職業官吏制度再建法は発布後、多くの改訂法や遂行規定によって補足・拡充された。<sup>\*156)</sup> 同法による解職の対象となった官吏は以下の通りである。

- 1) 官吏としての専門教育を受けていない者 (第2条)
- 2) 共産主義者 (1933年7月20日付改訂法による第2条a項)
- 2) 非アーリア系の出自の者 (第3条)
- 4) 政治的活動歴に問題のある者 (第4条)
- 5) 他部署への降格異動を受諾しなかった者 (=実質的な退職強要) (第5条)
- 6) いわゆる行政の簡素化のための解任 (第6条)。

これをみると、職業官吏制度再建法がナチズムの政治的・世界観的敵対者たち、すなわち共産黨員、社会民主黨員、ユダヤ人をはじめ、民主主義者、反政府主義者、人道主義者、さらにナチ黨員であっても党の方針にしたがわない者などを、中央と地方の行政機構から一掃することを狙ったものであったことがわかる。

望ましくない官吏の排除は官吏の組織化および規律化と並行しておこなわれた。従来の官吏の諸組織は、政治的影響力を剥奪された上でナチ党に従属する官吏連盟に統合された。

---

\*153) 1887-1941年。第一次大戦参戦をはさんで司法省官吏。23年ナチ党入党。28-33年、プロイセン州議会議員、32年、州議会議長。33年3月プロイセン司法行政ライヒ全権委員、34年4月から34年7月までプロイセン司法大臣。33年11月、ライヒ議会議員。34年7月からライヒ無任所大臣、35年7月以降ライヒ教会問題担当大臣。Ibid., pp. 49-50. Anm. 197. *Das Große Lexikon*, pp. 307-308.

\*154) Adam, pp. 50-51.

\*155) Mühl-Benninghaus, pp. 16-17.

\*156) 同法の改訂法は6次にわたって出され、さらに7つの遂行規定(うち第二遂行規定に関しては6つの改訂令が出された)、その他多くの付随規定が追加された。

官吏連盟はライヒ政府の「道具」であった。その最重要の課題は、官吏を自らの意志をもたない服従へ再教育すること、ナチ党の世界観の普及ならびに強化を目標として官吏を訓練することにあった。ライヒ内務省も総統代理ヘスも、古参の官吏たちを政治的に感化することは困難であると考えた。たとえばヘスの代理人ゾンマー Sommer, Walther は、「彼ら〔官吏たち〕はナチ黨員にはなったのだろうが、ナチ主義者にはならなかった」と述べたという。<sup>\*157)</sup> そこで彼らは、専門能力があり、政治的に信頼の置ける後継者を養成することにとくに力を入れたのである。<sup>\*158)</sup>

官吏をナチ組織の網の目（突撃隊 SA や親衛隊 SS, ナチ法曹家連盟 NSRB<sup>\*159)</sup>, ナチ教師連盟 NSLB<sup>\*160)</sup>, ナチ自動車軍団 NSKK<sup>\*161)</sup>, ナチ国民福祉団 NSV<sup>\*162)</sup>, 全国防空連盟 RLB<sup>\*163)</sup> など) に組み入れることは、とりわけ職務上の「勸奨」をとおしておこなわれた。他方で官吏がナチ党以外の団体や組織へ関与することは、ライヒ内務省の回覧通達その他によっ

---

\*157) Mühl-Benninghaus, pp. 133-134.

\*158) *Ibid.*, p. 191.

\*159) Nationalsozialistischer Rechtswahrerbund. フランクにより 1928 年に創設された国民社会主義ドイツ法律家連盟 (Bund Nat.-soz. dt. Juristen: BNSDJ) の 1936 年以降の名称。法曹領域のすべての職業連盟を強制的同質化するための手段として機能した。加盟員数：233 人 (1930 年), 1374 人 (1932 年), 8 万 2807 人 (1935 年)。連盟の総裁はフランク (1928-42) とティーラック (-1945)。

\*160) Nationalsozialistischer Lehrerbund. 1929 年にシェム Schemm, Hans (1891-1935) によってナチ教育者の組織として創設されたナチ党に付属する連盟。本部はパイロイト (「ドイツ教育の家」)。35 年のシェムの死後はヴェヒター Wächter, Fritz が連盟の全国指導者を引き継いだ。同連盟の主たる課題は全教師にナチ的世界観を植え付けることにあった。

\*161) Nationalsozialistisches Kraftfahrkorps. 1931 年 4 月にヒューンライン Hühnlein, Adolf (1881-1942) の指揮下に、ナチ自動車軍団 Nat.-soz. Automobilkorps から分設された SA の特別編成部隊 (34 年 8 月に SA 自動車部隊に統合)。設立当初は政治宣伝的な色合いがあったがのちに国防政策的観点が重視され、青年の自動車運転教習と陸軍の自動車運転要員の教育がその重要な任務となり、陸軍や空軍の輸送業務に従事した。開戦時の隊員数は約 50 万人。

\*162) Nationalsozialistische Volkswohlfahrt. 約 1700 万人の加盟員 (1943 年) を擁し、ドイツ労働戦線 DAF に次ぐ最もポピュラーなナチの大衆組織。1931 年ベルリンで地方的な自助組織として設立されたが、1933 年 5 月ヒトラーの命令によりナチ党全国指導部国民福祉局長ヒルゲンフェルト Hilgenfeldt, Erich を指導者として全国組織として組織された。「国民社会主義の福祉厚生に関わるすべての問題」を扱うとされた NSV は、内政的には社会政策の手段として機能し、冬季救済事業、母子援助事業など多くの支援活動を通して、ナチズムを「行動の社会主義 Sozialismus der Tat」と宣伝した。一見非イデオロギー的な NSV の福祉活動は、体制に距離を置く国民にとっても受け入れやすいものであったが、実際には NSV の活動はナチの人種・遺伝生物学的な選別基準によって規定され、また扶助も個々人の困窮に対してではなく、「ドイツ民族のできる限りの業績達成」のために行なわれた。

\*163) Reichsluftschutzbund. 1933 年 4 月にゲーリングによってライヒ航空省の組織として設置された公の防空連盟で、空軍最高司令官の指揮下におかれた。1935 年 5 月 26 日の防空法をへて開戦時には 1300 万人以上が加盟し、全国 3800 の特殊学校で訓練が施された。開戦後 RLB は公法上の団体となり、44 年にナチ党がこれを引き継いだ。

て禁じられた。<sup>\*164)</sup> こうした直接間接の圧力によって官吏のナチ化が段階的に進められるとともに、第三帝国指導部に対する抵抗が広範にわたって排除されたのだった。職業官吏制度再建法は、官吏層の「新秩序」形成のための法的な基礎を築いたのである。<sup>\*165)</sup>

とはいえ職業官吏制度再建法に対する抵抗や実際の施行に際しての限界もあった。同法を実際に運用したのは官吏であり、行政の最前線で勤務し、法の実務的運用方法や行政的決定の段取りを熟知していた官吏は、さまざまなかたちで「消極的抵抗」を試みたといわれる。<sup>\*166)</sup> また、専門職官吏の不足のために職業官吏制度再建法の適用が緩和されたり、いったん解任された官吏が再雇用されたりすることもあった。<sup>\*167)</sup> ただし、再雇用された官吏に対しては数年にわたって再教育が施され、ナチ党や関連組織で試験されたり監視が付けられたりした。このため再雇用といっても、これはナチの官吏政策の挫折を意味するのではなく、むしろ第三帝国行政の人的および制度的拡大の過程における恒常的な（とくに開戦後の）後継者不足を示したのである。<sup>\*168)</sup>

それでは職業官吏制度再建法は実際に人事にどのように影響し、いかなる結果をもたらしたのだろうか。同法は行政の個々の次元や部門によって適用のされ方が大きく異なっていたので、施行状況や結果を評価することは難しい。個々の官庁がまとめた施行状況を示す数字も部分的に不完全で、手を加えられた見積もりにもとづくものであり、しかも断片的にしか残っていない。<sup>\*169)</sup> それでもミュール＝ベニングハウスは、職業官吏制度再建法が適用された数字をいくつかの中央官庁について挙げている。<sup>\*170)</sup>

- ・ライヒ財務省（1934年3月末）：7万3000名以上の人員のうち、1732名（約2.4%）が同法を適用された。うち現役の官吏は879名（1.2%）。
- ・プロイセン内務省（警察、地方行政を除く、1937年まで）：総数1万3663名のうち885名（6.5%）が同法の適用を受けた。プロイセンを除く州の内務省では、総数1万9339名のうち1187名（6.1%）が同法の適用を受けた。（数字は見積もり）
- ・プロイセン警察（1933年末まで）：総数8万2000名のうち1476名（1.8%）が同法により解任された。

---

\*164) Mühl-Benninghaus, p. 191.

\*165) *Ibid.*, pp. 83, 91.

\*166) ミュール＝ベニングハウスはこの理由として、円滑な業務遂行、同僚としての連帯感や人道主義的または民主主義的な動機をあげている。また職業官吏制度再建法とその関連法令は多義に解釈できる条項が多数あったが、官僚たちは法的不確定性、法的矛盾、未定義の部分を自らの関心に即して解釈し、自らの経済状態と地位の保全を図ろうとしたのであった。*Ibid.*, p. 86.

\*167) 新規採用された「古参党员」たちは絶対服従と政治的信頼性という点では問題がなかったが、専門的適正という点では前任者に劣っていることがしばしばあった。人手不足はとくに中下級の職で顕著であり、上級職や政治部門、教職部門では人員不足問題はなかった。*Ibid.*, p. 87.

\*168) 再雇用規定は、行き過ぎた解職処分を修正する可能性をもつものであった。また、そこには服務可能な官吏への恩給支給という財政的な問題があったことをミュール＝ベニングハウスは指摘している。*Ibid.*, pp. 92-93.

\*169) Mühl-Benninghaus, p. 85.

\*170) *Ibid.*, pp. 60-83.

- ・ライヒ文部省（1937 年会計年度）：総数 22 万 6327 名のうち 1 万 35 名（4.4%）が同法の適用を受けた。プロイセン文部省では、同じ年度で総数 12 万 5069 名のうち 7054 名（5.6%）が同法の適用を受け、とりわけ高等教育機関では約半数（45.9%）が同法を適用された。
- ・プロイセン法務省（1933 年 11 月現在）：総数 4 万 6850 名のうち 1632 名（約 3.5%）が同法の適用を受けた。
- ・ライヒ労働省（1934 年 10 月時点）：総数 1513 名の上級官吏のうち 212 名（14%）が同法の適用を受けた。<sup>\*171)</sup>
- ・ライヒ郵政省（1934 年 2 月末時点）：総数約 23 万 5000 人のうち約 5400 人が解職された。

ミュール＝ベニングハウスは、外務省およびライヒ経済省、ライヒ戦争省はじめライヒ省庁における職業官吏制度再建法の適応状況についての研究はまだ存在せず、また同法によって職員や労働者がどのように処遇されたのかも断片的にしか調査できなかったという。<sup>\*172)</sup> こうした保留を付けた上で彼女は、約 73 万 8000 人の官吏を抱える国家行政部門だけでも、1933 年から 1937 年にかけて 2 万 4000 人以上、すなわち 3.25% が同法の適用を受けたとする。また、ライヒとプロイセンの官庁における傾向は、州および市町村でもみられるという。<sup>\*173)</sup>

従来の研究では、職業官吏制度再建法によって免職された官吏の数は、全体の 1～2%、およそ 1 万 5000 人から 3 万人と見積もられてきた。<sup>\*174)</sup> ミュール＝ベニングハウスの研究結果にもとづけば、従来想定されていたよりも多くの官吏、職員、労働者が職業官吏制度再建法による処分を受けたことになる。さらに、職業官吏制度再建法の適用に関しては、潜在的な数字（自発的辞職）があることも忘れてはなるまい。職業官吏制度再建法第 2、2a 条によって解任された官吏は恩給の受給資格を失い、つぎの職が見つかるまでは失業保険に頼らざるを得ない場合がほとんどであり、生存自体が脅かされることも稀ではなかった。政治的理由で解職された場合には、つぎの職探しがいっそう困難になったからである。<sup>\*175)</sup>

最後に、第三帝国のユダヤ人政策、対ユダヤ人立法過程における職業官吏制度再建法の位置づけを確認して、本章のまとめとしたい。

---

\*171) 高い適用数の原因として、ヴァイマル期に設置された同省には比較的多くの社会民主党員が働いていたことが挙げられる。同様の傾向は同省管轄の職業安定所、失業保険事務所における職員・労働者の処遇に際しても確認できる。*Ibid.*, pp. 76, 80.

\*172) *Ibid.*, pp. 76, 79.

\*173) Mühl-Benninghaus, pp. 82, 189.

\*174) Broszat, Martin, *Der Staat Hitlers. Grundlegung und Entwicklung seiner inneren Verfassung* (München, 1969), p. 306.

\*175) Mühl-Benninghaus, *op.cit.*, pp. 88-89.

## おわりに

第三帝国における職業官吏制度再建法の意義は以下の点にあった。すなわち同法が強制的同質化関連諸法とともに、あらゆる法律や政令、通達が全国規模で統一的に実施される基礎を作ったということである。なるほど職業官吏制度再建法が実際に適用された官吏は総数からみれば少ない。しかし、その影響力ははるかに大きかった。これまで机をならべて働いていた数人の官吏が定年前に失職させられるということは、はるかに数の多い在職中の官吏に心理的な圧力をかけたからである。この圧力は、繰り返されるアンケート調査や回覧通達による職務上の要請、上司からの「勸告」、官吏新聞や党組織の呼びかけによって体系的に高められ、在職中の多くの官吏と家族を生計の不安におとし入れた。<sup>\*176)</sup> このため多くの官吏が自分の地位に不安を覚え、ナチ政権が遂行する政策に一抹の懸念を覚えたとしても、感覚が麻痺していったのである。また、同僚が解任されるのを横目で見ると官吏は、昇進への夢をふくらませたのであった。<sup>\*177)</sup>

職業官吏制度再建法はその後、1937年7月1日施行のドイツ官吏法<sup>\*178)</sup>に発展的に吸収された。これによって、ライヒ官庁に勤務する直接官吏 *unmittelbare Reichsbeamte* と、州、地方自治体、その他公法上の法人に勤務する間接官吏 *mittelbare Reichsbeamte* の別を問わず、すべての官吏はライヒ官吏 *Reichsbeamte* とされた。<sup>\*179)</sup> 同時に制定された統一的なライヒ職務懲戒規定<sup>\*180)</sup> とともに、ドイツ官吏法は第三帝国における法と行政の中央集権化への重要な一歩となった。官吏はドイツ官吏法において「ナチ党によって担われた国家の意思の遂行者」と規定された。国家は官吏に「絶対服従と最大限の義務の遂行」を要求し、その代償として官吏に「生涯の地位」を保証した。1935年までに、すべての官吏の約2割がナチ党员として登録され、また人事にかかわる官吏は基本的にすべてナチ党员でなければならないとされた。<sup>\*181)</sup>

「テロの機構」<sup>\*182)</sup>としての官吏は宣誓方法の変化にも現れた。以前には「私はかく宣誓する。国および祖国に誠実に仕え憲法と諸法令を遵守し官吏としての義務を良心的に果たすことを。神よ私を守り給え」だったものが、「私はかく宣誓する。ドイツ国およびドイツ民族の総統アドルフ・ヒトラーに誠実かつ従順であり法律を遵守し官吏としての義務を良心的に果たすことを。神よ私を守り給え」に変化したのである。

職業官吏制度再建法の「アーリア条項」によって「アーリアの血統」という基準が決定的になった。法的規定によって社会の全領域からユダヤ人を追放する先鞭が付けられたという意味で、職業官吏制度再建法はニュルンベルク法の前段階として位置づけられる。<sup>\*183)</sup> ただし「アーリア条項」の適用基準はまったく明瞭性を欠くものであった。ライヒ内務省

---

\*176) *Ibid.*, p. 92.

\*177) *Ibid.*, pp. 83, 91.

\*178) *Deutsches Beamtengesetz*

\*179) Mühl-Benninghaus, *op. cit.*, pp. 160-161.

\*180) *Reichsdienststrafordnung*

\*181) *Ibid.*, pp. 107, 110.

\*182) *Maschierie des Terrors. Ibid.*, p. 109.

\*183) Mühl-Benninghaus, p. 84.

が、「最終的には宗教ではなく、『血統、人種、血』を決め手とすべきである」といくら強調しても、人種的に「非アーリア」と「アーリア」の区別を可能にするはずの「認識特徴」が明確にされることはついになかった。最終的には、ユダヤ教団への所属が判断基準にされてしまった。

恣意的解釈がまかり通ったことで、「アーリア条項」の例外規定も比較的簡単に作り出されることになった。ペツォルトは、専門的知識や政治的指導力ありと判断された官吏が職にとどまることができた例を紹介している。<sup>\*184)</sup>これは、ナチの「アーリア条項」「人種」の概念なるものが、いかに根拠薄弱であったかを裏付けるものである。しかし遺憾ながら、全体として何人のユダヤ人官吏が追放既定を免れることができたかはわからない。

合理性が重視される経済活動の領域においてユダヤ営業経営の存続がしばらく可能であったのは、「アーリア条項」適用におけるこうした恣意性のためでもあった。しかし、やがて「アーリア条項」が社会の隅々まで適用され、「ユダヤ人のいない judenfrei」状況がドイツの日常風景となったとき、経済におけるユダヤ人の活動とその影響力は許されざる例外状態として人びとに認識されるようになった。これにともなって経済領域からのユダヤ人の排除、すなわち「真のユダヤ人問題」の総解決を求める圧力も高まっていく。

1937 年末以降の対ユダヤ人経済立法発令にいたる具体的経緯は、職業官吏制度再建法とは別の文脈において論じなければならない。けれども、経済の脱ユダヤ化が国策として動き始めたとき、官吏層のなかに対ユダヤ人法案に積極的に反対する者がいなかった事実は決定的に重要であった。

個々の官吏がナチのユダヤ人迫害政策に積極的に関与するのに、必ずしも反ユダヤ政策に手放しで賛同する必要はなかった。官吏は、ナチのイデオロギーや政策の一部に距離をおきながらも、自らの管轄領域において行政の専門家として政策の実行に関与できたからである。シュテンゲルは、官吏が対象から距離を置きながら専門家として参画することは、狂信的なナチ主義者たちががむしゃらに取り組むよりも迫害措置の円滑な遂行にとってかえって機能的ではなかったかと指摘している。<sup>\*185)</sup>

行政のプロである官吏が、ユダヤ人迫害の行政手続き淡々と処理していた事実を過小評価してはならない。職業官吏制度再建法、ドイツ官吏法およびライヒ職務懲戒規定によってドイツの官僚はナチ化され、行政の専門家として粛々と行政文書を仕上げ、完璧な法令を作り上げていった。ドイツの官吏は第三帝国という機械の有能な歯車であり、ナチズム国家の「基礎杭」<sup>\*186)</sup> だったのである。

---

\*184) Pätzold, Kurt, *Faschismus, Rassenwahn, Judenverfolgung* (Berlin, 1975), p. 176, Mühl-Benninghaus, p. 47,

\*185) Stengel, *Vor der Vernichtung, op. cit.*, p. 13.

\*186) Mühl-Benninghaus, pp. 160-161.

## 第2章 ニュルンベルク法

### はじめに

職業官吏制度再建法第3条、「アーリア系でない官吏は退官させることができる」は、「アーリア条項」として知られている。この「アーリア条項」の導入によってもたらされたものが血統証明である。血統証明は19世紀末以降、加盟員に独自の「アーリア条項」（ドイツ民族への帰属を証明する義務）を課した反ユダヤ諸団体において要求されていた。これが職業官吏制度再建法の布告を機に、ドイツの日常生活の様々なやりとりの場に登場することになったのである。

「アーリア条項」の導入は同時代のドイツ国民に大きな動揺を与えた。あるドイツ人は故郷の教会の牧師に自分の先祖調査を依頼している。依頼を受けた牧師は1933年12月18日付の返信で、「アーリア素性の調査依頼がほぼ毎日、山のように寄せられています」と書いている。<sup>\*187)</sup> このことは、ふつうのドイツ人が第三帝国で生きのびるため、自身の身の潔白を確認しようとしていた証拠である。

血統証明には公に認証された文書が必要とされ、出生または洗礼、結婚、死亡証明書や（家）系図 *Ahnenpaß* の提示が求められた。血統証明には「大証明」と「小証明」があった。大証明では1800年1月1日までさかのぼってすべての祖先の血統が調査され、この証明は官吏職に就く場合のほか、ナチ党および党組織に加盟するさいに必要とされた。一般的には、祖父母の代までさかのぼってアーリアの血統を証明する小証明が求められた。ことに「血の純血」が重視された親衛隊へ入隊するには、1750年までさかのぼる特別な証明が必要とされた。なお、家族状況がはっきりせず（捨て子、私生児など）血統が不明な場合には、ライヒ内務省内に1935年3月に設置された国家系譜研究所 *Reichsstelle für Sippenforschung* が、ドイツまたは同類の血統か否か、異種の血の混合度合いはどうか、などについての判定を下した。<sup>\*188)</sup> 決め手となる文書がない場合、疑似科学的な遺伝・人種生物学的鑑定が判定に利用されることもしばしばあった。

血統証明は被験者の法的社会的地位のみならず、生死をも左右するものであったが、証明の基礎となる人種の定義は不明確なままであった。近代反ユダヤ主義は「人種」を前提

---

\*187) オズナブリュク近郊のフェールステナウ *Fürstenau* の牧師 J・H は、依頼人 O・D（銀行員）に、1678年以降の戸籍簿しかないこと〔三十年戦争の影響と考えられる〕、男系の祖先を数世代さかのぼれたこと、名字の綴り方が数種類あったこと、1874年10月1日以降の記録については依頼人の戸籍役場で調べてもらいたい、などと書き、調査料として15マルクを請求している。この依頼人 O・D の祖先にはユダヤ人はいなかったらしい。O・D は自分でも数世代までさかのぼる家系図を書いている。この書簡と家系図は2005年8月3日、O・D 氏の孫宅で著者が撮影した。

\*188) 職業官吏制度再建法制定にあたって、当初ライヒ内務省では人種研究専門官 *Sachverständiger für Rassenforschung* が任命されていた。国家系譜研究局はその後継組織で、1940年11月にライヒ系譜局 *Reichssippenamt* と改称された。40年末までに170名の職員が下した血統についての判定は11万2000件にのぼる。Benz, Graml, Weiß (eds.), *Enzyklopädie des Nationalsozialismus* (Stuttgart, 1997), pp. 694-695.

に展開してきたのであるが、そこにおけるユダヤ人の判断基準は、最終的には、先祖がユダヤ教団へ所属していたか否かという問題にすりかえざるを得なかったのである。<sup>\*189)</sup>

第三帝国は、「アーリア条項」の制定によって「ユダヤ人」が実在することを公式に宣言した。さらに血統証明手続きを制度化することにより、将来的に対「ユダヤ人」行政を国策として遂行する道を選択した。国家の終焉まで続くユダヤ人迫害の歴史の最初に、こうした「ユダヤ人創造 Aufjudung」<sup>\*190)</sup>の一幕があったことは銘記しなければならない。「ユダヤ人創造」の最初の契機が「アーリア条項」であったことは、職業官吏制度再建法が第三帝国の最初の反ユダヤ立法であったという事実以上に重要である。

いまひとつ注意すべきは、ナチ人種主義国家において「アーリア条項」の標的が「ユダヤ人」ではなく「非アーリア」であったことである。「非アーリア」は、「民族共同体」建設の障害となるとして排斥の対象とされた。これによって広範な人びとが対象とされた。血の論理は政治とはまったく無縁であった。中村は、同盟国の日本人も、ドイツ人との婚姻にさいして執拗に排斥されていたことを史料的に明らかにしている<sup>\*191)</sup>

第三帝国における反ユダヤ立法の時系列的展開をみると、職業官吏制度再建法をニュルンベルク法の前段階とみなすことは誤りではない。しかし、「アーリア条項」から理論的にニュルンベルク法が導き出されたわけではないことに注意しなければならない。「アーリア条項」に具体的な意味内容を盛り込んだのは第三帝国の現実の社会であった。現実の社会から意味を付与された「アーリア条項」が、逆にドイツ社会を規定したのである。本章では、職業官吏制度再建法からニュルンベルク法にいたる時期に、「アーリア条項」にいかなる意味内容が盛り込まれ、ニュルンベルク法の内容と性格を規定していったのかを考察する。

## 1. 「アーリア条項」の拡大適用問題

職業官吏制度再建法に署名した閣僚のひとりであるライヒ内相フリック Frick, Wilhelm は、同法公布の翌年 1 月、『ドイツ法律家新聞』に「ドイツの立法における人種問題」と題する論考を掲載している。フリックは、「アーリア条項」が同法の核心部分であり「この条項によって誰がドイツの官吏たり得るのかという問題が、国籍ではなく人種によって決定された」と書いた。しかし、これに続けて「まさにアーリア人概念を限定したことこ

---

\*189) 1933 年 4 月 11 日付職業官吏制度再建法第一遂行令には次のようにある。「アーリア系でないと思われるのは [...] ユダヤ系の両親もしくは祖父母の血統の者である。両親のうちひとり、または祖父母のうちひとりがアーリアの血統でなければ、それで十分である。このことはとりわけ両親のひとり、または祖父母のひとりがユダヤ教団に属する場合に仮定しうる。」Blau, Bruno, *Das Ausnahmerecht für die Juden in Deutschland 1933-1945* (Düsseldorf, 1965), Nr. 6, p. 19. 参照、長田浩彰『第三帝国期におけるドイツ・ユダヤ人のアイデンティティに関する研究（平成 11 年度～平成 13 年度科学研究費補助金基盤研究(C)(2) 研究成果報告書（2004 年 3 月））。

\*190) Pätzold, Kurt, *Von der Vertreibung zum Genocid*. in: Eichholz, Dietrich, Pätzold, Kurt (ed.), *Faschismus- forschung* (Berlin, 1980), p. 186.

\*191) 中村綾乃「ナチス・ドイツの友好国と『人種』」『ドイツ研究』第 47 号（2013 年），136-137.

そが批判を巻き起こす契機となった。ある者にとってはこの概念は物足りないものであり、別の者にとっては行き過ぎだとされたのである」と記したのである。<sup>\*192)</sup>

フリックの懸念は、当初官吏の領域のみに適応されるはずであった「アリア条項」が、想定外の領域にも適用され始めたことであった。「現在の官僚および官庁を、人種を異にする分子から解放することがまず必要だったのであるが、しかし同様の必要性は他の職業部門にも存在した」と彼はのべている。フリックの論考が発表されたころまでに「アリア条項」が適用された分野を列挙すると、つぎのようになる。

弁護士・参審判裁判官・陪審員・商事裁判官（1933年4月7日）、大学教員および助手（4月8日）、医師（4月11日）、学校・大学入学定員の制限（4月25日）、スポーツ・体操協会（4月25日）、司法官試補（4月28日）、税理士（5月6日）、歳の市への参加（5月8日）、職員・労働者（5月10日）、歯科医師（6月2日）、音楽演奏家（7月4日）、結婚時貸付金の貸与（7月5日）、作家連盟（7月23日）、歌手業（8月14日）、授業料減免（9月12日）、世襲農場の所有（9月29日）、文筆業（10月4日）、司法試験の受験（10月20日）、訴訟代理人（11月17日）、音楽教師試験の受験（12月5日）、有志消防団員（1934年1月13日）<sup>\*193)</sup>

「アリア条項」の拡大適用に特徴的なのは、自由業を除いて経済領域への適用の痕跡がないことである。だがこの領域は、反ユダヤ個別行動の参加者たちが「真のユダヤ人問題」があると声高に主張していた領域であった。なかでも標的とされたのは、19世紀末以来「ユダヤならではの発明 *typisch jüdische Erfindung*」とみなされていた百貨店<sup>\*194)</sup>であった。百貨店連盟 *Verband deutscher Waren- und Kaufhäuser* は1933年4月24日付けでライヒ首相官房あてに書簡を出し、百貨店に対する個別行動が行われぬよう要請している。また百貨店連盟はこの書簡で、個別行動がナチ党の地方支部ならびに営業中間層闘争同盟によって組織されたことも指摘していた。<sup>\*195)</sup>

「アリア条項」の経済領域への適用要求に対しては、第三帝国指導部は1933年9月以降、法律や政令で明確にこれに反対の立場を表明している。これらを時系列で列挙するとつぎのようになる。<sup>\*196)</sup>

- ・1933年9月1日（ライヒ経済省）：法的に認可されている手工業経営を百貨店から排除する目的でおこなわれるボイコットその他の措置は禁止される。

---

\*192) Pätzold, Kurt, *Verfolgung · Vertreibung · Vernichtung. Dokumente des faschistischen Antisemitismus 1933 bis 1945* (Leipzig, 1983), Dok. 23, pp. 67-70.

\*193) Walk, Joseph(ed.) *Das Sonderrecht, op. cit.*, pp. 12-67.

\*194) Berding, Helmut, *Moderner Antisemitismus in Deutschland* (Frankfurt / M., 1988), p. 124.

\*195) Döschner, Hans-Jürgen, *Reichskristallnacht. Die Novemberpogrom 1938* (Frankfurt/M., Berlin, 1988), Dok. 1.5, p. 34.

\*196) 以下順に、Walk, I / 236, p. 50, I / 250, p. 52, I / 274, p. 57, I / 276, p. 57, I / 280, p. 58, I / 296, p. 62, I / 306, p. 63, I / 308, p. 64, I / 323, p. 67.

- ・1933年9月23日（ライヒ経済省）：地方市場警備警察当局は、非アーリア人のドイツ国籍所有者が、見本市、年の市および週末市に参加することを妨げてはならない。
- ・1933年10月21日（ライヒ経済省・労働省）：人種帰属等の理由により、経営とは無関係の部署が従業員の雇用ならびに解雇に影響力を及ぼすことは、政府の公式見解に反することである。
- ・1933年10月26日（プロイセン司法部全国委員）：ユダヤ営業経営ないしユダヤ人弁護士に対するボイコットを継続することを禁止する。
- ・1933年10月（ライヒ経済省）：ユダヤ営業経営からの購入に関する市政府当局の禁止指令は撤廃される。ユダヤ営業経営の宣伝の禁止についても同様に撤廃される。
- ・1933年11月24日（ライヒ労働省）：ユダヤ人従業員の採用を見合わせたり取り止めたりさせようとする他の部署からの干渉に対しては、断固たる措置をとること。経済領域においてはユダヤ人に対する例外法令は存在しない。
- ・1933年12月14日（ザクセン労働管理官）：ユダヤ営業経営が新聞に広告を掲載することを妨げてはならない。掲載の妨害は違法であり、雇用の確保に反することである。
- ・1933年12月16日（ライヒ経済省）：歳末商戦は支障なくおこなわせるべきである。
- ・1934年1月8日（ライヒ経済省）：非アーリア人を手工業見習いとして採用せず、職業身分制組織に帰属させず、あるいは非アーリア人を国家または市当局の発注する仕事に与らせないという法律は存在しない。

これらの指令によって第三帝国指導部が意図したのは、下からの個別行動によって自由な経済活動が妨害されないことであつた。フリックは先の論考において、「アーリア条項」が定めていない領域にそれを「見境なく無批判に」適用することは目的を超過することになるとのべている。<sup>\*197)</sup>けれども、本来「アーリア条項」の導入と自由な経済領域の設定は矛盾するものであつた。対処法としては、警察を動員した個別行動の封じ込めしかなかった。フリックが1934年1月17日付で出した「アーリア人立法の拡張と権限」と題するつぎの回覧通達はこの方針をのべたものである。

「ドイツのアーリア人立法は、民族至上主義的ならびに国政上の理由から不可欠である。ライヒ政府は自らこれに一定の限定を付したが、この限定が遵守されることも同様に必要である。わけても不適切、いな憂慮すべきは、「アーリア条項」の基本原則が、それが本来まったく想定されていなかった領域へ拡張されることである。このことはなかんずく [...] 自由な経済についていえる。ゆえに本官は、かかる不当な侵害に対しては断固たる態度をもって対処せられんことを要請する。行政当局のなすべきは、一方では、目下規範となっている規定に照らして職務行為（たとえば、婚姻締結や警察の保護措置）の前提が満たされているのであれば遅滞なくこれを執りおこなうことであり、他方では、経済企業、団体その他に対して不当な、法律または政令により認可されていない影響を及ぼさないことである。現行ライヒ法の停止、改正または拡張は [...] もっぱらライヒ政府自身にその権限があるのであり、法を施行する諸機関にではない。むしろ諸機関は現行法を、それら

---

\*197) Pätzold, *Verfolgung*, Dok. 23, p. 69.

が有効なかぎりにおいて適用しなければならないのであり、かりに現行法がナチズムの見解と完全に符合しないように見える場合であっても異議を唱えてはならないのである。〔後略〕<sup>\*198)</sup>

## 2. 反ユダヤ個別行動の拡大と抑制

フリックの危惧にもかかわらず「アーリア条項」を経済の領域へ実力で適用しようとする動きと、それに対する国家指導部の措置の連鎖は、その後も絶えることはなかった。こうした動きの具体例としては、ナチ手工業、商業および営業組織 NS-Hago<sup>\*199)</sup> が計画した復活祭期のボイコットに対する 1934 年 3 月 19 日付の総統代理の禁止令<sup>\*200)</sup>や、同年 4 月、『ウィーン新世界』紙が報じたグンツェンハウゼンでのユダヤ人ポグロム事件の顛末<sup>てんまつ</sup><sup>\*201)</sup>さらには 1933 年末、ドイツ各地で開廷された人民裁判事件<sup>\*202)</sup>などをあげることができる。

下からの個別行動と上からの統制の関係を象徴的に示していると思われるのが、1934 年 12 月 20 日付の「国家と党に対する卑劣な攻撃を防ぎ、党の制服を保護するための法」である。この奇妙な名称の法律によると、「政府やナチ党およびその諸組織の体面を著しく損なう主張を掲げたり広めたりすること」、「国家や党の指導者、あるいはその指令に対して悪意のある発言をすること」が禁固刑をもって罰せられるとされた。また「党の制服または党員記章を不正に着用もしくは携行し、可罰対象となる行為をすること」が重懲役刑に処せられると定められていた。<sup>\*203)</sup>

この制服保護法の発令直前の 1934 年 12 月 12 日、ライヒ経済相シャハト Schacht, Hjalmar はフリックあてに「非アーリア商店および百貨店に対する計画的行動」と題する書簡を送りここのべていた。すなわち、自分は雇用の創出と平穏な経済活動経済に対する信頼を強めるべくクリスマス商戦が支障なくおこなわれるよう尽力したが、商戦に関連して各地で非アーリア商店と百貨店に対する計画的な行動が開始され、党組織の制服または私服を着用した歩哨によって客が入店を妨害されたり入店者たちの名前が記録されたりした。また、ユダヤ商店で購入するなというポスターがショーウィンドウに貼られたり、非

---

\*198) *Ibid.*, Dok. 25, pp. 70-71.

\*199) 営業中間層闘争同盟に由来し、1933 年に創設されたドイツ中間層のナチ党組織。36 年にドイツ労働戦線の手工業・商業全国経営共同体に吸収される。

\*200) 総統代理ヘスの党全国指導部および大管区指導者宛指令。Döscher, *Reichskristallnacht. op. cit.*, Dok. 1.6, p. 36.

\*201) Bericht der Wiener Neuen Zeitung vom 5. 4. 1934 über den Pogrom in Gunzenhausen (Auszug), Pätzold, *Verfolgung*, Dok. 31, p. 79.

\*202) 人民裁判 Volksjustiz では非アーリア人の判定が、ライヒ内務省の人種調査専門官の鑑定ではなく、地方の党組織や団体によって下された。フリックはプロイセン首相 (ゲシュタポ) 宛書簡で、人民裁判により生じる不安と無法状態は断固阻止されねばならない、と述べている。Pätzold, *Ibid.*, Dok. 42, p. 89.

\*203) Gesetz gegen heimtückische Angriffe auf Staat und Partei und zum Schutze der Parteiuniform vom 20. Dez. 1934. in: Walk, I/493, p. 100.

アーリア商店が一覧表になったビラがまかれたりした。そして夜間には、ユダヤ商店のガラスが割られたり店の従業員が射殺されたりした。かかる行為に対して積極的な措置を講じることは、経済的損失を防ぐためだけに必要なのではない。不法行為を犯しても処罰されないのであれば、法的不安定状態が助長されることになり、法的不安定状態は非アーリア人国籍所有者のみならず、国家の権威に対する国民の信頼を動揺させ、統制不能な分子に反国家的活動の余地を与えることになる。こうした不法行為を取り締まり、責任者を処罰してほしい、と。<sup>\*204)</sup>

シャハトの書簡が制服保護法制定の直接のきっかけとなったかどうかは定かではない。しかし、少なくとも第三帝国指導部においては、個別行動の拡大と激化に対して共通の理解があったと考えることができる。反ユダヤ行動の場における党の制服や記章の着用禁止に見られるように、いまや反ユダヤ主義の国民統合機能の低下は誰の目にも明らかになっていたからである。1935年に入ると国家指導部は「ユダヤ人問題」についてほとんど主導権を失うほどになった。レックリングハウゼン（ドイツ西部、ポーフム北方約30キロ）のゲシュタポの月間情勢報告（5月期）にはつぎのようにある。

「国内のほとんどの地域でもそうだが、当地区においてもこの数週間来、ユダヤ人問題がまたしても一般の関心の的になっている。[...] 突撃隊もふくめ、とくに運動を展開している広範な層においては、いまやユダヤ人問題を余すところなく解決する時は来た、という見解が優勢である。彼らは、その表現を借りるならば、下から全面展開してユダヤ人問題の解決に着手しようとしており、そうすれば政府があとについて来ざるをえないだろうと考えているのである。こうした状況にあって、当局は当然ながらきわめて困難な立場に立たされている。というのも、とくにライヒ経済省がとっているユダヤ人の経済における平等という立場について、党員たちの理解がまったく望めないのが現状だからだ」<sup>\*205)</sup>

ユダヤ人に対する暴力行為は夏にかけて激しさをまし、ドイツ各地で繰り返される反ユダヤ個別行動はポグロムの様相を呈していった。<sup>\*206)</sup> 当局は、ユダヤ商店が個別行動の攻撃目標とされていることを問題視するようになる。1935年7月30日、ベルリンでの大規模な反ユダヤデモを受けて、ベルリン市長、大管区指導部、治安警察、秘密国家警察の担当者のあいだで会議がもたれた。この会議では、「ベルリンにおける対ユダヤ人闘争を、公然たるデモと個別行動なしに効果的に遂行するための適切な手段および方策を見いだすこと」が話し合われた。その結果、「ユダヤ商店が一般の買い物客によってすぐに認識されること」が「きわめて重要なこと」として確認された。その手段として提案されたのが、「アーリア、すなわち非ユダヤの商店をしかるべき看板によって標識付けすること」であ

---

\*204) シャハトのライヒ内務大臣フリックあて書簡（34年12月12日付）Pätzold, *Verfolgung*, Dok. 41, pp. 87-88.

\*205) Döscher, *op. cit.*, Dok. 1. 9, pp. 39-41.

\*206) Longerich, Peter, *Politik der Vernichtung. Eine Gesamtdarstellung der nationalsozialistischen Judenverfolgung* (München/ Zürich, 1998), pp. 88-94.

った。<sup>\*207)</sup> 標識付けの対象が「アーリア」商店であったにせよ、「アーリア」商店と「ユダヤ」商店との区別がこころみられたことは重要である。1935年夏は、第三帝国指導部が「ユダヤ営業経営」の定義付けの問題を意識し始めた時期であるといえる。

翌8月20日、ユダヤ人問題に関して、シャハトを議長とする大臣会議が開かれた。会議にはフリックのほか、ライヒ法相ギュルトナー、プロイセン蔵相ポーピッツ、ヘスの代理としてバイエルン内相兼大管区指導者ヴァーグナー Wagner, Adolf, さらに親衛隊保安部、ゲシュタポとナチ党人種政策局<sup>\*208)</sup>の代表など20名が出席した。<sup>\*209)</sup> シャハトは「最近ふたたび激しさをました対ユダヤ人闘争は、部分的に経済的な影響を引き起こしている」と切りだした。ことに「対ユダヤ人闘争の影響がしばしば反ユダヤ措置の対象に直接およびのみならず、間接的にアーリア人企業家と労働者にもおよび<sup>\*210)</sup>」ことが問題なのであった。

シャハトの懸念は出席者が共有していた。プロイセン蔵相も暴動による商取引の後退とそれにとまなう国庫収入の減少に注意をうながした。こうしたなかで強硬な反ユダヤ措置の導入を求める意見も出されている。ヴァーグナーは「約8割の国民が党綱領の意味におけるユダヤ人問題の解決を迫っており、これをライヒ政府は考慮しなければならない、さもないと権威が失墜することになる」と政府の積極的な対応を迫った。<sup>\*211)</sup>

この会議の議事録は、ライヒ内務省のユダヤ人問題担当官レーゼナー Lösener, Bernhard によって残されているほか、秘密国家警察局が独自に作成した文書からもその様子をうかがうことができる。<sup>\*212)</sup> 議事録からは、「ユダヤ人問題」への対応に苦慮しつつも決定的な対策を講じることができない国家指導部のジレンマが読みとれる。「必要なのは立法が事態の展開を先取りすることだ」とのヴァーグナーの発言は、<sup>\*213)</sup> 実際には、現実を先取り取りできないどころか、これに追いつくことすらできない第三帝国指導部のかなわぬ願望を代弁したものであった。個別行動への行政的対処に関する法相ギュルトナーのつぎの発言は、第三帝国指導部が陥っていた隘路を吐露するものである。

---

\*207) Essner, *op. cit.*, p. 111.

\*208) 前身は医師団体である「住民政策と人種保護の啓蒙局」で1934年5月改称。主に人種政策のプロパガンダを担当し、ユダヤ人、シンティ・ロマ、遺伝病患者や黒人兵との混血児への処遇をイデオロギー的な面から支えていた。中村綾乃「ナチス・ドイツの友好国と『人種』」前掲論文, 147頁。

\*209) Kulka, Otto, *Die Nürnberger Rassengesetze und die deutsche Bevölkerung im Lichte geheimer NS-Lage- und Stimmungsberichte*. in: *VjZG.*, Jg. 32, 1984, pp. 615-616. この会議開催の2日前、また会議招待状発送の3日後にあたる8月18日、シャハトはケーニヒスベルク演説の中で、ドイツのユダヤ人の地位を、ナチ党綱領第4条と第5条の意味で規定する特別立法の必要性を強調したが、「この立法は準備中であり、なお待たなければならない」と付け加えている。*Ibid.*, p. 619.

\*210) Essner, Cornelia, *Die "Nürnberger Gesetze" oder Die Verwaltung des Rassenwahns 1933-1945* (Paderborn, 2002), p. 111.

\*211) Kulka, *op. cit.*, pp. 616-617.

\*212) Essner, *op. cit.*, pp. 111-112.

\*213) Essner, *op. cit.*, p. 112.

「指導部は、本当はしたいことを政治的配慮からできないでいるから、〔国民に反ユダヤの〕禁止令が破られてもまんざらでもないのだという思いが国民のあいだで強まるかぎり、国家と党のいかなる命令も効果はない」<sup>\*214)</sup>

シャハトが、経済への不法介入はすべて願い下げにしてもらいたいと締めくくったのを受けて、出席者たちは以下の諸点で合意をみた。

- (a) 新たなユダヤ商店が認可されないよう配慮する。
- (b) ドイツ商店のみに公共発注がなされるようできるだけ配慮する。
- (c) ヴァーグナー内相はライヒスバンク総裁に対し、可及的すみやかに「対ユダヤ人闘争」の合法的前進を可能ならしめる新たな提案をおこなう。<sup>\*215)</sup>

これらはむろん問題の根本的な解決ではなかった。(b) (c) はむしろこれまで通りの努力目標、問題点の再確認にすぎない。また (a) のユダヤ人商店の新規認可の禁止にしても、既存のユダヤ商店には手を触れず、今後ユダヤ人商店を増やさないという消極的な提案である。

1935 年夏に反ユダヤ行動が活発になった時点では、第三帝国指導部は無統制な個別行動に厳格に対処するという以上の処方箋は持ちあわせていなかったようである。8 月 20 日、フリックは大臣会議の席で言及した「暴力行為の禁止」と題する秘密指令を発令し、個別行動の中止をあらためて命じている。〔下線部ママ〕

「総統兼首相は、党、党組織ならびに付属諸団体の構成員によるユダヤ人に対する個別行動は無条件に中止されるべきとの指令を下された。しかるになおユダヤ人に対する個別行動に参加もしくはこれを企てる者は、以後、挑発者、反逆者および国家の敵と見なされる。ゆえに本官は、今後すべてのこのような行動に仮借なく対処し、あらゆる手段を講じて絶対的な安寧と安全、秩序が保たれるべく努めるよう要請する。不法行為は、必要とあれば、最も厳格な警察手段をもって阻止しなければならない。〔後略〕」<sup>\*216)</sup>

---

\*214) Kulka, *op. cit.*, p. 617.

\*215) Adam, *Judenpolitik*, p. 124.

\*216) Pflug, Günther (ed.), *Die jüdische Emigration aus Deutschland 1933-1941* (Frankfurt/M., 1985), Dok. 122, p. 68.

### 3. 「国家の敵」と「民族の敵」

ところが「民族の敵＝ユダヤ人」に襲いかかる「国家の敵＝ドイツ人」を警察が制止するという、当局にとって「最も望ましくない事態」が報告されるにいたる。<sup>\*217)</sup> ベルリン市警察長官代理ヘルドルフ Helldorf, Graf von は 8 月 22 日付のフリックあての秘密報告で同様の事態を伝えている。彼は報告のなかで、一方でナチ党が対ユダヤ人闘争を激しく煽っていることと、他方で国家組織による闘争の後押しがないことを国民が遺憾に思っていることとの間の隔たりを指摘し、「いや増す憤激でつのがった国民の気分は、反ユダヤデモを『ある種の自助行動』と解釈させている」とのべている。また、ユダヤ商店に群がる群衆に向けて投入された警察が「きわめて困難な状況に追いやられ」ており、警官たちが群衆から「ユダヤ人の僕 *Judenknechte*」と罵倒されている様子も記している。ヘルドルフのみるところ、「例外なく平服を着込み、何の記章も付けていない」反ユダヤデモ参加者のなかには、「反国家的な分子がおり、連中は暴動を自己目的に利用しようとしている」のだった。そのため「衝突が起こったのを機に、制服を着用した党員と突撃隊員が保安警察の群衆整理に手を貸すようになった」と。<sup>\*218)</sup>

こうしたなか、排除の主体と客体とのあいだの境界が消滅するおそれのある「まったくの混沌」(レーゼナー)<sup>\*219)</sup> に秩序をもたらすため、新たな法律の制定が不可欠になった。これが 1935 年 9 月 15 日、ニュルンベルクにおけるナチ党全国大会「自由」の議事日程に合わせて急きょ作成、発布されたニュルンベルク法と通常呼ばれるふたつの法律<sup>\*220)</sup>、すなわち「国家公民法」<sup>\*221)</sup>〔史料編 4)〕と「ドイツ人の血とドイツ人の名誉を守るための法」(「血液保護法」)<sup>\*222)</sup>〔史料編 5)〕である。<sup>\*223)</sup>

ニュルンベルク法は、およそ第三帝国のユダヤ人政策を論じる研究であれば、必ず言及される法律である。それでは、いかなる意味で重要なのだろうか。一般的な見解によれば、同法によってユダヤ人の定義がおこなわれたことが決定的だとされる。たとえば、ニュルンベルク法によって『「ドイツ人」と『ユダヤ人』のあいだに明確な線引き』がなされ『最終解決』にいたる迫害の標的がはっきりと確定された」たことは「その後の反ユダヤ政策の機動的な執行に際して重要な意味をもった」という具合である。<sup>\*224)</sup>あるいは「行政的持続性をもつ定義という措置は犠牲者に対するさらなる行為に不可欠であり、『絶滅過程』

---

\*217) アンハルト・デッサウ州のゲシュタポが 1935 年 8 月 28 日付でシャハト宛に送った文書からの引用。Pätzold, *Verfolgung*, Dok. 62, pp. 103-104.

\*218) Essner, *op. cit.*, pp. 109-110.

\*219) *Ibid.*, pp. 108-109.

\*220) 厳密にはこれに「国旗法」(ユダヤ人にドイツ国旗を掲げることを認めず、ユダヤ人の旗のみの掲揚を許可した法律)が加わる。

\*221) Reichsbürgergesetz vom 15. September 1935. in: *RGBl.*, I, p. 1146 f.

\*222) Gesetz zum Schutz des Deutschen Blutes und der Deutschen Ehre vom 15. 9. 1935. in: *RGBl.*, I, pp. 1146 f.

\*223)

\*224) 南利明『ナチス・ドイツの社会と国家』(勁草書房, 1998 年) 416 頁。

の重要な一步を形成した」<sup>\*225)</sup> という論調などもそうである。

だが私は、こうした解釈は第三帝国のユダヤ人政策についてのポピュラーな誤謬のひとつだと考えている。実際には「国家公民法」も「血液保護法」も、上のような意味でのユダヤ人の定義はしていないからである。すなわち「血液保護法」は「ユダヤ人」と「ドイツまたはこれと同類の血を有するドイツ国籍所有者」とのあいだの接触・交渉を禁じたものであり、「国家公民法」は「国家公民 Reichsbürger」と「国籍所有者 Staatsbürger」の定義を試みたものであって、「ユダヤ人」を標的としているわけではない。しかしこの事実には、ニュルンベルク法の性格を考える上で重要である。

先にもみたように、当時ドイツ国内では反ユダヤ個別行動が広範にわたって統御不能な状況に陥っていた。この状況下で国家指導部が試みたのは、個別行動の頻発と激化によって生じた混沌の除去である。つまり、区別が曖昧・困難になってきた「国家の敵」と「民族の敵」をあらためて区別することであった。そのさい「血液保護法」が両者を物理的に引き離すべく制定されたのに対し、「国家公民法」は両者を精神的に（心的態度によっても）引き離そうとしたのである。

「国家公民法」では、「ドイツ民族と国家に忠実に奉仕する意志があり、かつその能力を有することを行動によって証明する、ドイツもしくはこれと同類の血を有するドイツ国籍所有者のみ」が「国家公民」だとされた。ここで明らかになるのは、「ドイツまたはこれと同類の血を有するドイツ国籍所有者」のなかには「ドイツ民族と国家に忠実に奉仕する意志があり、かつその能力を有することを行動によって証明」しない者がいるということである。ところがこれを証明しなければ「国家公民」たる資格は満たされない。資格を満たさない「国籍所有者」は「ドイツまたはこれと同類の血」は有していても、範疇としては「非国家公民」の部類に入ることになる。「ユダヤ人」（民族の敵）と同格である。「ユダヤ人」も「国家公民」ではないものの「国籍所有者」ではあるからだ。ようするに「非国家公民」でないことを積極的に証明する唯一の方法は、「ドイツ民族と国家に忠実に奉仕する意志があり、かつその能力を有することを行動によって証明する」ことだということがわかる。では、何を証明すれば「国家公民」たり得るのか。証明すべき具体的な事柄はむろん、第三帝国指導部のその時どきの恣意的判断に委ねられるべきものであった。しかし、少なくとも同法布告前後の時点においては明白であった。先のライヒ内務大臣指令のいうように「ユダヤ人に対する個別行動に参加もしくはこれを企て」ないということである。

ニュルンベルク法は、「ユダヤ人」の定義のための法令ではなく、むしろあるべき「ドイツ人」の定義を試みた法令であった。そしてこの点に、この時期の「経済合理性」の性格が反映されていた。すなわち、国家当局がユダヤ人（ユダヤ営業経営）に対して直接、積極的に働きかけるのではなく、市場原理を尊重しつつ、あくまでも外部からの「不当干渉の防御」に徹した「経済合理性」である。

ニュルンベルク法の性格が以上のようなものであったとすれば、なぜ同法はこれまで第三帝国の「重要な対ユダヤ人法」と見なされてきたのだろうか。この問題について、私はいまのところ十分実証的に論じる用意はない。ただ、以上の議論を踏まえてさしあたりつ

---

\*225) ヒルバーク、望田他訳『ヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅（上）』（柏書房、1997年）42-43頁。

ぎの2点を指摘しておきたい。

ひとつは、同法に個別行動抑制を期待した国家指導部の巧妙で圧倒的なプロパガンダの影響である。当局は「ユダヤ人問題」を口実に展開される行動を鎮圧するため、同法が「最終的かつ絶対的な人種法」であると内外に宣伝する必要があった。また第5節で論ずるように、一部のユダヤ人とドイツ人の側にも、そうした宣伝を受け入れる素地があったのである。

もうひとつは、ニュルンベルク法以降の多くの重要な対ユダヤ人法が「国家公民法」にもとづく政令というかたちで発布されたことである。このため人びとはその都度「原点」としてのニュルンベルク法を想起した。つまりニュルンベルク法の評価・イメージの形成には、同法の実態とは別の、同時代人による同法の記憶のされ方が深く関わっているのではないかというのが私の仮説である。だとすれば、その名称のみがあまりに有名になっているニュルンベルク法の「過大評価」は、当時のナチのプロパガンダが現在の歴史解釈にも影響をおよぼしている一例ということになる。

#### 4. 不当干渉の防御

反ユダヤ個別行動の拡大を前に、第三帝国指導部は先の7月30日の会議で確認されたユダヤ営業経営の標識付けの問題にどう対処したのであろうか。じつは商店に識別のための標識を付けること自体は、すでに1933年4月1日の全国一斉ユダヤ商店ボイコットにさいして行われていた。ただしそれはドイツ人商店主たちが自分の店に「ドイツ商店 *deutsches Geschäft*」, 「アーリア商店 *arisches Geschäft*」, 「キリスト教徒の企業 *christliches Unternehmen*」などの看板を掲げ、破壊活動への自衛手段として試みられたものである。<sup>\*226)</sup>

こうした個別的・単発的な対応ではなく、統一的な国策としての「ユダヤ営業経営」の標識付けは、1935年夏の時点ではまだ具体的な形をとっていなかった。むしろ統一的な標識付けは不可能であったといった方がいい。そもそも「ユダヤ営業経営」の定義が存在しなかったからである。

ライヒ経済省はむしろ「不当干渉の防御」課を設けて反ユダヤ個別行動からユダヤ経営を守っていた。次頁の【表5】はライヒ経済省の同時期(1934年7月1日付/1937年2月15日現在)における職務分掌を示したものである。<sup>\*227)</sup> この第IV局6課(「経済経営および団体に対する不当干渉の防御」)が通称「ユダヤ人保護課 *Judenschutzreferat*」と呼ばれたものである。

「ユダヤ人保護課」は従来の研究においても第三帝国の「経済合理性」の証として言及されてきた。<sup>\*228)</sup> ゲンシェルはこれについて、国家理性とナチ党の人種イデオロギーの拮

---

\*226) Adam, *op. cit.*, p. 86.

\*227) BA. R 3101, 8765 (Geschäftsverteilungsplan des Reichs- und Preussischen Wirtschaftsministeriums vom 1. Juli 1934 nach dem Stande vom 15. Februar 1937).

\*228) Boelke, Willi, *Die deutsche Wirtschaft 1930-1945. Interna des Reichswirtschaftsministeriums* (Düsseldorf, 1983), p. 125. 大野英二『ナチズムと「ユダヤ人問題」』(リプロポート, 1988年) 130頁。

抗関係という図式を提示した。<sup>\*229)</sup> 歴史研究でしばしば用いられる二項対比という図式・手法には、項目の選定によってはたしかに意想外な史実の多様性・重層性の解明に資するという長所がある。しかし他方で、ひとたび設定した図式を歴史家が固定したものと捉えるという危険性をはらんでいる。歴史家は「経済合理性」の具体的な中身を検証しなければならないのである。

〔表5〕ライヒ経済省職務分掌表（部分，1937年2月15日現在，1934年7月1日付） <sup>*230)</sup>	
大臣シャハト／事務次官ポッセ	
経済秩序局（1-8 課）	
事務次官直属（Ⅰ国防経済部，Ⅱ広報部）	
第Ⅰ部：金融，株式，融資	
第Ⅱ部：A 各国別（1-12 課） B 専門課（21-28 課）：22 課：原料管理 Michel (ORR), 代理 Bertsch (ORR), 27 課：紡績原料，装備，衣料 Quassowski (MR), 代理 Voigt (ORR)	
第Ⅲ部：鉱山，冶金，製塩：A 地区別課，B 専門課（1-11 課）	
第Ⅳ部： エネルギー経済， 経済組織および経済 技術的諸問題 ポール Pohl (MD)	1 エネルギー経済（ガス・電気），ミュール Rühl (MR)
	2 国境経済問題，公共発注，ホルツ Holz (ORR)
	3 営業経済組織と身分的構築，バールト Barth (ORR)
	4a ライヒ労働省担当，労働法，社会政策，社会保障の経済的影響，社会的自治，ドイツ労働戦線 Krause (ORR)
	4b 職業訓練・教育（営業経済組織と IuHK の管轄下），クラウゼ Krause (ORR)
	5 商工会議所，ホイザー Heuser (MR)
	6 経済経営および団体に対する不当干渉の防御，ユダヤ人問題一般，営業経済領域におけるユダヤ人と混血者の活動 <sup>*231)</sup> ホッペ Hoppe (MR), ゴットハルト Gotthardt (RR) ドイツの血の保護のための全国委員会のライヒ経済省代表 ゴットハルト Gotthardt (RR)
	7 国家磁器製作（ベルリン），メレ Moelle (ORR)
	8 統計，ゾルタン Soltan (MR)
9 検査，経営監査，ミヒェル Michel (ORR)	
第Ⅴ部：手工業（1a-9 課）	
第Ⅵ部：外国為替管理	グループ A：サービス，旅行，金融，資本の流通に関連（A1～A10） グループ B：商品流通に関わるもの。輸入監視局の管轄

〔MD: Ministerialdireigent = 部長，MR: Ministerialrat = 課長，ORR: Oberregierungsrat = 上級課長補佐 RR: Regierungsrat = 課長補佐と訳す〕<sup>\*232)</sup>

\*229) Genschel, *Die Verdrängung*, op. cit., pp. 107-108, 268-269.

\*230) BA. R 3101, 8765 (Geschäftsverteilungsplan des Reichs- und Preussischen Wirtschaftsministeriums vom 1. Juli 1934 nach dem Stande vom 15. Februar 1937).

\*231) Abwehr unzulässiger Eingriffe in wirtschaftliche Betriebe und Verbände. Allgemeine Judenfragen; Betätigung von Juden und Mischlingen auf dem Gebiet der gewerblichen Wirtschaft.

\*232) 在ドイツ日本大使館広報文化班の教示（2001年8月3日付 FAX）による。日本の課長に相当するものは Ministerialrat と Regierungsdirektor が、課長補佐に相当するものは Oberregierungsrat と Regierungsrat がある。

ライヒ経済省では1938年3月の組織改編で「ユダヤ人保護課」は発展的に解消される。その後継課として「特別課 ユダヤ人問題」が設置され、これはライヒ経済省第Ⅲ局長の直轄とされた（1938年3月14日付、〔表6〕参照）。

〔表6〕ライヒ経済省職務分掌表（部分，1938年3月14日） <sup>*233)</sup>		
大臣フンク／事務次官：ブリンクマン Brinkmann		
Ⅰ 国防経済部（事務次官直轄）		
Ⅱ 特別部（1 原料調達，2 市場政策）		
Z 局：人事（1～15 課）		
管理部（1～8 課）		
第Ⅰ局：一般部，石油部，技術部，化学部		
特別課：繊維，	1 人工紡績原料と管理統制問題，	
	2 自然紡績原料公共発注	
	3 仕上げ加工，衣料装備，関税問題，儉約指令： フォイクト Voigt, (ORR)	
	4 植物繊維，スフ，紙，板紙，紙加工，印刷，木材加工	
第Ⅱ局 鋳山部，製鉄部，エネルギー部		
第Ⅲ局 シュメーア Schmeer (MDk)	経済組織部 WO	1 営業経済組織：バルト Barth (MR)
		2 商工会議所：ホイザー Heuser (MR)
		3 手工業担当：ホフマン von Hoffmann (MR)
		4 手工業経営一覽：ホームマン Homann (ORR)
		5 手工業会議所監視一般問題：ブレー Bree (MR)
		6 対手工業経済政策措置：ゲツェ Goetze, LGR.(Legationsrat 公使館参事官)
		7 協同組合：コステ Coste (RR)
		8 小売業：ブリチュ Britsch (RR)
		9 国境経済問題，公共発注，請負仕事，国家調整局，個別地域の経済状態：ホルツ Holtz (ORR)
	社会的経済問題部(1～7 課) ケーラー Koehler (MR)	5 合理化，RKW：リュール Rühl (MR)
	局長直属	特別課 Jd.: ユダヤ人問題：クリューガ Krüger, ゴットハルト Gotthardt (RR)
第Ⅳ局	財務部：資金，銀行，保険（1-10 課），融資部：経済拡大の融資（1-3 課）	
第Ⅴ局	外国取引部：各国別（1-13 課）	
	外国為替管理部（1-7 課）	
	輸出部（1-12 課）：6 課：輸出検査局繊維工業，衣料工業 Lummer, Rausch	

「特別課 ユダヤ人問題」はその後1939年7月1日付で同Ⅲ部「経済組織および社会

\*233) BA. R 3101, 8766/1 (Geschäftsverteilungsplan vom 14. März 1938).

的経済問題」に編入された。（〔表7〕参照）<sup>\*234)</sup> 同部署は第二次世界大戦勃発後、「経済組織および社会的経済問題部」第8課「経済の脱ユダヤ化課」へと編成替えされることになる（1941年5月1日付）。<sup>\*235)</sup>

〔表7〕ライヒ経済省職務分掌表（部分，1939年7月1日） <sup>*236)</sup>	
大臣フンク／事務次官：ラントフリート Landfried	
第Ⅲ部 業績向上 クリューガ Krüger (MR)	1 業績向上問題基本課：ゴットハルト (ORR)
	2 規格化：クリューガ Krüger (MR)
	3 ライヒ業績向上委員会，RKW：ミュラー P. Müller(ORR)
	4 営業経済の会計：バウディシュ Baudisch (RR)
	5 ユダヤ人と混血者の営業経済部門における活動の基本的問題，法律，行政命令，回覧通達の作成：ゴットハルト Gotthardt (ORR)
	6 対ユダヤ人経済政策措置の外国への影響：ケルン Coelln (RR)
	7 ドイツ経済におけるユダヤ人の活動の個別事例，ユダヤ営業経営のドイツ人企業家への譲渡，非ユダヤ営業経営とユダヤ営業経営の区別の個別事例，ユダヤ人が関与する場合の売却業務の認可拒否の苦情。担当区分：東部ドイツ：ミュラー P. Müller (ORR)
	8 ドイツ経済におけるユダヤ人の活動の個別事例，ユダヤ営業経営のドイツ人企業家への譲渡，非ユダヤ営業経営とユダヤ営業経営の区別の個別事例，ユダヤ人が関与する場合の売却業務の認可拒否の苦情。担当区分：西部ドイツ：ルートヴィヒ Ludwig, S. (RR)
第Ⅲ部 <sup>*237)</sup> 経済組織および 社会的経済問題 ホイザー Heuser (MDg)	1 営業経済組織：ホーマン Homann (MR)
	2 a) 経済会議所，商工会議所，ライヒ経済会議所内商工会議所共同事業団：ハスマン Haßmann (MR)
	2 b) 国家間経済的連合，および在外ドイツ通商院の組織：リークラー Rigler (ORR)
	3 [欠]
	4 手工業問題一般，中間層基本問題，対手工業経済政策 Krause (MR)
	5 ドイツ手工業商工会議 Handwerks- u. Gewerbekammertag 全国集団手工業：クラウゼ Krause (MR)
	6 労働法，社会政策（賃金政策と労働投入）問題および社会保障，社会的自治，経済と労働の組織の共同問題，福祉健康問題，DAF，ライヒ労働大臣と連絡：クラウゼ Krause (MR)
	7 協同組合問題一般，消費者組合：ロータ Rother (ORR)
8 経済の脱ユダヤ化，脱ユダヤ化法の遂行，ユダヤ人国外移住の一般的问题，ユダヤ人外国代理人の削減，営業経営の脱ユダヤ化の個別問題，土地の脱ユダヤ化：ケルン Dr. von Coelln (ORR)	

\*234) 管轄は第5～8課で，おもな内容としては営業経済におけるユダヤ人および混血者の活動の基本問題，ユダヤ人に対する経済政策上の措置が外国に対して及ぼす影響，ユダヤ営業経営のドイツ人企業家への譲渡，個別事例における非ユダヤ営業経営とユダヤ営業経営との区別，ユダヤ人が関与する場合の〔経営の〕譲渡の認可拒否に関する苦情である。BA. R 3101, 8768/1, 43-44. (Geschäftsverteilungsplan vom 1. Juli 1939).

\*235) BA. R 3101, 8766/1-76 (Geschäftsverteilungsplan vom 1. Mai 1941).

\*236) BA. R 3101, 8768/1 (Geschäftsverteilungsplan vom 1. Juli 1939).

\*237) これは第Ⅲ局の下位の部局である。第Ⅲ局は Heuser 部長が Schmeer（局長兼プロイセン枢密顧問官）の代理として局長を務める。Ibid., 75.

このことは、「国家理性」の府と見なされたライヒ経済省の「経済合理性」の意味内容が時期的に変化したことを示している。同時に、たんに「経済合理性」としてひとくくりにされたものの中身を歴史的に、すなわち固定した二項対比の図式によってではなく、現実社会の運動と変化とのなかで柔軟に分析する必要性を示しているのである。

第三帝国指導部が「ユダヤ営業経営」の標識付の必要性を理解し、「ユダヤ営業経営」の定義問題に取り組むまでには、個別行動への対処という経験と時間がもうしばらく必要であった。反ユダヤ個別行動が激化しつつもユダヤ営業経営の定義付けの問題がまだ表面化しないこの時期を「経済への不当干渉防御」期のユダヤ人政策として位置づけておきたい。

## 5. ニュルンベルク法の影響とその限界

ユダヤ人にとって、ニュルンベルク法はたしかに過酷なものであった。「国家公民法」によってユダヤ人の市民的平等は否定され、彼らは侮蔑、誹謗される少数派集団になった。しかし他方では、同法はユダヤ人の一部からある種の安堵感をもって迎えられたという。このことには、上述したように、第三帝国指導部の政治宣伝の影響を想定できる。ヒトラー自身、同法が最終的な規定となるであろうと予告した。そして彼の発言を信じたユダヤ人たちは、ナチの人種立法が最終点に到達したと考え、ニュルンベルク法によってあらゆる不法事態が収束に向かうことを期待したのである。そして特殊ではあるが最終的に確定、保証された権利の範囲内での生活に備えたのだった。<sup>\*238)</sup>

他方、ニュルンベルク法に対する一般ドイツ民衆の反応はさまざまであった。クルカは衛隊保安部や州警察当局が作成した民情報告の分析にもとづいて、同法に対する一般民衆の反応をつぎの4つに分類している。

- 1) ニュルンベルク法をひとつの解決と見なすもの。この解決の枠組みのなかで、国家と社会におけるユダヤ人の地位が永続的に規定されたとする。
- 2) 人種立法とその原理、ならびにユダヤ人に対するテロル行動と暴力行為を拒絶、批判し、これに公然と反対の態度をとるもの。(外国からの対ドイツボイコットを懸念するものも含む)
- 3) 新たな反ユダヤボイコットや個別行動の足がかりとするもの。
- 4) 人種法をふくめ、あらゆるイデオロギー的、政治的問題に無関心な態度を示すもの。

クルカは、民情報告においては多くの場合、反ユダヤ主義行動に対する民衆のその時どきの態度と宗教的、イデオロギー的、社会的または地域的な影響とのあいだに関係があり、民衆の多様な反応はこれらの関係如何から生じたと指摘している。<sup>\*239)</sup>

問題は、党の急進派のごく一部しか、ニュルンベルク法をナチ党綱領の満足のいく実現と見なさなかったことである。多くの急進派は、同法がもたらした決着とは別の「ユダヤ

---

\*238) Adam, *Judenpolitik*, pp. 130-131.

\*239) Kulka, *op. cit.*, pp.621-623.

人問題の余すところのない解決」を追求し、個別行動を続行した。まさにこのことが第三帝国のユダヤ人迫害の終息をはばみ、逆にそれが絶えず煽り立てられ、激化していく要因となった。しかしナチの「民族共同体」において「ユダヤ人」をどのていどまで公的に差別、隔離するののかという点が不明瞭であった以上に、そもそも「ユダヤ人」の定義が存在しなかったことが、この問題の混乱を増幅し、解決を決定的に不可能にしたのである。

1935年11月14日、ニュルンベルク法を補足する目的で「国家公民法第一政令」〔史料編6〕<sup>\*240)</sup>が布告され、その第5条で「ユダヤ人」について以下のような解釈が付け加えられた。

- (1) ユダヤ人とは、人種的に完全ユダヤ人の祖父母の少なくとも三人に由来する者をいう。第2条第2項第2文（祖父母は、ユダヤ教団に所属していた事実をもって、直ちに完全ユダヤ人と見なされる）が適用される。
- (2) ユダヤ人と見なされるのは、また、二人の完全ユダヤ人に由来する国籍所有者のユダヤ混血者で、
  - a) 法律の公布時点でユダヤ教団に所属していたか、またはその後ユダヤ教団に受け入れられる者。
  - b) 法律の公布時点でユダヤ人と結婚していたか、またはその後ユダヤ人と結婚する者。
  - c) 第1項の意味におけるユダヤ人と、1935年9月15日付ドイツの血とドイツの名誉を守るための法（ライヒ官報 I, 1146 頁）の発効後におこなわれた婚姻に由来する者。
  - d) 第1項の意味におけるユダヤ人との婚姻外の交渉に由来し、1936年7月31日以降に婚姻外で生まれる者。

ここでも「ユダヤ人」の積極的な定義はなされていない。その後11月26日付で出された内務大臣の回覧通達においても、『非アーリア人』という概念に代わり『ユダヤ人』という概念が使用される。『アーリア人の素性』は、『ドイツまたはこれと同類の血』という概念と置き換えるものとする」という説明が付けられただけであった。<sup>\*241)</sup>「アーリア人の素性」という概念の使用が「ユダヤ人問題」を何ら解決するものではなかった以上、その言い換えにすぎない「ドイツまたはこれと同類の血」をもってしても事態は変わらなかった。

実際、各地で展開される個別行動は沈静化できないままであった。クルカの調査によれば、ニュルンベルク法布告の前月（8月）におけるテロル行動の件数と、9～10月のテロル行動の件数に増減はなかったという。法的規定は行政区（県）の大部分ではテロル行動の抑制効果を示したというが、地区によっては、反ユダヤ・テロルが1935年4月から5月にかけて最高点に達したとこともあり、9月によりやく最高点に達した地区もあり、9

---

\*240) Erste Verordnung zum Reichsbürgergesetz vom 14. November 1935. in: *RGBl.*, I, , pp 1333f.

\*241) Blau, *Das Ausnahmerecht für die Juden*, op. cit, Nr. 81, p. 33.

月以降も暴動が継続した地区もあった。<sup>\*242)</sup>

クルカはこの時期の特徴として、「血液保護法」の「人種冒瀆罪」による告発件数の急増を指摘している。<sup>\*243)</sup> 私は、第三帝国指導部がニュルンベルク法に期待したものは、まさにかかる傾向、すなわちユダヤ人とドイツ人のあいだの「人種的」な対立を煽り立て、国家指導部への国民の批判をかわし、「経済への不当干渉」を防御することであった、と考えている。

個別行動が繰り返される状況において、ライヒ経済省は 1935 年 12 月 12 日にはつぎの指令を出さざるを得なくなった。「『ユダヤ人に対する個別行動』という範疇には、政府ならびに党指導部の明確な同意なしにおこなわれる活動は、すべてこれに含まれる。こうした活動は禁止される」<sup>\*244)</sup>

## おわりに

「アリア条項」からニュルンベルク法にかけての時期の第三帝国の反ユダヤ現象は、「ユダヤ人」に対する下からの個別行動と、それに対する上からの行政措置（立法）の相互の積み上げ過程として総括できる。そのさい「ユダヤ人」の定義が曖昧だったのは「ユダヤ人問題」が「非ユダヤ人社会」すなわち「ドイツ問題」であったからである。第三帝国内に「ドイツ問題」が存在するかぎり、それは「ユダヤ人問題」に投影された。

しかし、たとえ「ユダヤ人問題」が幻影であるにせよ、現実のドイツ社会には、その幻影を打ち据えようとするムチや棍棒によって傷つき、殺される人があとを絶たなかった。渦中に引きずり込まれた人は、これをどのように感じていたであろうか。

当時ドイツ国内には 1933 年のナチ党による政権掌握以来、非合法化されていたドイツ社会民主党の関係者が潜伏していて、日々目のあたりにする反ユダヤ行動の実態をプラハの SOPADE（ゾパーデ＝亡命社会民主党）本部に報告していた。<sup>\*245)</sup> その機関誌『ドイツ報告』（1937 年第 11 号）は、ひとりのユダヤ人の発言を収録している。

「私たちは法律や政令の定めるところなら本当に全部したがいたいのです。だからいつまでもいじめたり、狩りの獲物のように死ぬまで駆り立てたりせず、どうかこれという最終的な平穏を与えていただきたいのです」。<sup>\*246)</sup>

---

\*242) Kulka, *op. cit.*, pp. 608.

\*243) *Ibid.*, p. 614.

\*244) Walk, II/70, p. 144.

\*245) ゾパーデは 1933 年 5 月初頭にザールラントで結成され、同月末にプラハに本部を移した。第二次大戦の勃発後はパリ、さらにロンドンへ移動した。1934 年 4 月から 1940 年 4 月までほぼ毎月作成された機関誌『ドイツ報告 Deutschland-Berichte der SOPADE』は、事実報告部 A と一定のテーマについて論じた論述部 B からなる。

\*246) *Deutschland-Berichte der SOPADE (DB)*, 4 Jahrgang, 1937, Nr. 11, A 52. (1937 は発刊 4 年目の 1937 年、Nr. 11 は 11 月号を示す。)

間断なく繰り返される個別行動と、これと並行して出される無数の差別立法を前に、「ユダヤ人」とされた人びとは最後の法律によって迫害に終止符が打たれる日を待ち続けるか、あるいは祖国での生活に見切りをつけて国外移住を決心する以外、実際的にはほとんど選択の余地がなかった。

第三帝国初期の一連の反ユダヤ現象は、その後の反ユダヤ政策の激化、とりわけ 1938 年の十一月ポグロムによって頂点を迎える「運命の年 1938 年」にどう連なるのだろうか。最後にこの点を検討して本章のまとめとしたい。

私の考えでは、1938 年の十一月ポグロムを理解するにあたって、「アリア条項」からニュルンベルク法にいたる反ユダヤ現象の特徴と傾向を把握しておくことは不可欠ではあるが、十分ではない。1936 年 2 月 4 日、スイスのダヴォスでフランクフルター Frankfurter, David というユーゴスラヴィア籍のユダヤ人学生が、ナチ党国外組織のスイス指導者グストロフ Gustroff, Wilhelm を暗殺するという事件が起きた。<sup>\*247)</sup> 事件そのものは、1938 年の十一月ポグロムのきっかけとなったとされる、一ユダヤ人青年によるドイツ人在外大使館員の射殺事件の顛末に酷似している。しかし 1936 年のポグロムは起こらなかった。ライヒ内務省は事件の翌日にはこの事件を口実に個別行動に打って出ることを厳禁する命令を出した。<sup>\*248)</sup> ヒトラーもまたグストロフの国葬の席では控えめな態度に終始したといわれる。

目に見えるかたちでの事件の影響としては、歓喜力行団の船舶が急きょ「ヴィルヘルム・グストロフ」号と改名されたり、ドイツ全土の街路や広場が彼の名にちなんで改称されたりしたくらいであった。<sup>\*249)</sup> この背景には、開催を 2 日後に控えていたガルミッシュ＝パルテンキルヒェン冬季オリンピック<sup>\*250)</sup> や、間近に迫っていたラインラント非武装地帯への進駐計画（1936 年 3 月 7 日実施）、また同年 8 月に開催予定のベルリン・オリンピックの成功にかける国家指導部の対外的・政治的配慮があったことは確かである。けれども、グストロフ事件が大規模な反ユダヤ暴動を誘発しなかった最大の原因は、1936 年 2 月の時点においては、まだ全国規模のポグロムを可能にする客観的な諸条件が整っていなかったことにある。

1936 年 2 月に起こらなかったことが、1938 年 11 月に起こったのはなぜか。その間に第三帝国の社会経済にどのような変化があったのか。この変化は 1933 年から 1936 年にかけてのユダヤ人政策の過激化の延長線上にもたらされたものではない。「ユダヤ人問題」がドイツ問題である以上、「ユダヤ人問題」の具体的な中身と性格は現実のドイツ社会によ

---

\*247) フランクフルターはグストロフと面識はなかったが、熱烈なヒトラー崇拜者のグストロフを標的にすることで、ナチのユダヤ人迫害に対する政治的抗議の意思を示そうとしたといわれる。彼はのちに「グストロフの死はナチを変えることはできなかった。しかし自分の行動がユダヤ人を変えることを望んだのだ」と暗殺の動機をのべている。Das große Lexikon, op. cit., pp. 184, 233.

\*248) Walk, II/116, pp. 153-154.

\*249) Das Große Lexikon, p. 233., Peters, Ludwig (ed.), Volkslexikon Drittes Reich (Tübingen, 1994), p. 301.

\*250) 国際オリンピック委員会の抗議によって、オリンピック期間中はユダヤ人排斥ポスターが撤去されている。

って規定される。この時期のドイツの社会経済を決定的に規定したのは、1936 年秋に始動する四カ年計画である。

ニュルンベルク法以降のユダヤ人政策の分析は、四カ年計画がドイツの経済社会に与えた影響を総合的に検討するなかではじめて可能となる。四カ年計画の段階では、「ユダヤ人」に代わって「ユダヤ営業経営」がユダヤ人政策の前面に出てくる。注意すべきは「ユダヤ人」よりもいっそう捕らえどころのない「ユダヤ営業経営」の定義問題が、独立した法令によってではなく「国家公民法」第 3 条にもとづく政令というかたちで処理され、1938 年 6 月 14 日付で国家公民法第三政令（第 7 章）を導き出したことである。<sup>\*251)</sup>

「国家公民法」第 3 条の文言は「ライヒ内務大臣は総統代理の了解のもと、本法律の遂行及び補完のために必要な法・行政規則を布告する」というものであった。国家公民法第一政令はもともと「ユダヤ人」を定義する政令であった。その定義自体は、曖昧なものであれ、第一政令で終わっている。

問題は「ユダヤ人」の定義の「遂行及び補完のために必要な法・行政規則」として「ユダヤ営業経営」も定義できるとされたことである。これが国策としての経済の脱ユダヤ化の出発点である。ユダヤ人は職場を失い、生活基盤を奪われた。ユダヤ人はドイツ社会の「お荷物」とされ、国外移住・移送、さらには強制移送されることになる。「ユダヤ営業経営」の定義が「国家公民法」にもとづく政令で処理されていったことは、ナチズムの法的恣意性を示すというよりも、むしろ経済の脱ユダヤ化が、当時のドイツ社会において、もはや小手先の法的規定では対処できないほどの奥行きと影響力を持つにいたったことを示すものである。「国家公民法」第 3 条が経済の脱ユダヤ化の基礎となり、ユダヤ人を棄民として追放する政策に道を開いたという意味で、ニュルンベルク法はきわめて深刻な法令であった。

---

\*251) 拙稿「第三帝国における経済の脱ユダヤ化関連重要法令 I, II」『総合人間科学』（東亜大学）2-1（2002 年）53-70 頁，3-1（2003 年）97-120 頁。

### 第3章 四カ年計画の始動と第三帝国の経済社会体制

#### はじめに

1936年秋、四カ年計画〔正確には第二次四カ年計画〕が始動し、第三帝国指導部は戦争経済体制の早期確立に邁進した。ラインラントからの『ドイツ報告』（1937年3月）は当時の雰囲気をつぎのように伝えている。「四カ年計画の遂行のためのプロパガンダは週刊誌の記事や回覧通達をはなはだしく浪費して行われている。ナチ党のあらゆる組織はプロパガンダと集会に動員されており、各組織には集会で加盟員たちを四カ年計画の要請にしたがって常に訓練する義務を課せられている」<sup>\*252)</sup>

大々的なキャンペーンとともに始められた四カ年計画によって、ドイツの経済社会に大きな変化が生じた。まず、かぎられた外貨・原料が産業部門（業種）別に優先順位をつけて配分されたために、非軍需部門の中小経営の存続が脅かされた。また、産業部門間で労働力の偏在（余剰と不足）が一般化するなかで当局による強制労働配置が強行されるようになった。

原料・外貨配分による経営の選別と閉鎖、これと連動する余剰原料と余剰労働力の確保が四カ年計画下の国策として追求されると、営業経営すなわち職場の存続をめぐるさまざまな動きが生じた。それらのなかにはナチの経済社会体制を直接間接に批判するものもあった。だが、それが反ユダヤ行動のかたちをとると、戦争経済の矛盾はしだいにナチ経済社会体制と「民族共同体」の人種主義的秩序を揺るがすようになっていった。

この章では、四カ年計画が第三帝国の社会経済に与えた影響をユダヤ人政策との関連で明らかにする。

#### 1. 新計画から四カ年計画へ

四カ年計画が第三帝国の経済政策のなかでどのような位置を占めているかを確認しておきたい。大野によると、経済政策の展開という観点からナチ体制を見る場合、4つの時期に分けることができる。<sup>\*253)</sup>

- ① 1933年1月の政権掌握から翌34年6月30日のレーム事件を転機に「中間層社会主義」路線の推進を志向していたナチ左派を切り落とし、再軍備政策の路線を大きく前面に押し出して「大不況」を克服していく時期。
- ② 1934年9月24日に布告された「新計画」が経済政策の基調となった時期（シャハト時代）
- ③ 1936年9月のニュルンベルク党大会における、ヒトラーによる四カ年計画の布告に始まる「四カ年計画」の時期。

---

\*252) DB, 1937/3, A 111-112.

\*253) 大野英二「四と経済政策の転換—ナチ・レジーム研究ノート—」同『現代ドイツ社会史研究序説』（岩波書店、1982年）所収、183頁。

④ 1942年2月にシュペーア Speer, Albert が軍需大臣に任命されて戦争経済の再編成をこころみた総力戦体制期（シュペーア時代）

このうち四カ年計画は、「ドイツ資本主義の政治経済的な支配領域の獲得、またそのために必要な軍事力および原料・食糧の自給能力の強化」を経済政策の第一の課題とした第三帝国の「戦争準備」の本格的始動期を画するものである。<sup>\*254)</sup> 以下、ナチ期の中小経営の動向を分析したブロイティガムの研究<sup>\*255)</sup>を参照しながらこの時期を概観する。

ドイツでは1932年以降の経済の好転によって外国産原料の輸入が増加していた。けれども世界恐慌の後遺症が残るなかでの完成品価格の下落や自国のユダヤ人迫害が招いた諸外国によるドイツ製品のボイコット運動、国内需要の充足の優先などによって輸出を強力に推進できない事情があった。そのため1934年1月にはドイツの貿易赤字は2200万マルクまで膨張する。

1934年3月24日、膨張した輸入を抑制し輸出入の均衡をはかるために工業原料および半製品のとりあつかいに関する法律が出された。<sup>\*256)</sup> また在庫を抱え込まないために輸入禁止令が発令された。さらにライヒ経済大臣には輸入監視局 Überwachungsstelle を設置する権限が付与された。貿易依存度の高い品目の輸入を管理することが目的であった。輸入監視局は、原料と半製品の流通、とりわけそれらの調達、配分、貯蔵、販売および消費を監視・管理することになる。<sup>\*257)</sup> 輸入監視局が設置された背景には国内需要へ集中することでドイツ企業の受注状況を改善しようとの発想とならんで、重要な生産品について一定の自給自足（アウトルキー）を目指す構想があったとブロイティガムは指摘する。<sup>\*258)</sup> なお輸入監視局は1939年8月以降ライヒ局 Reichsstelle と改称されるが、法形態、任務および管轄領域に変更はない。<sup>\*259)</sup>

ところが急激な原料の輸入制限は各方面からの批判を招くことになった。ライヒスバンク国民経済統計部はこう警告した。「ドイツ産業の大部分は外国の原料市場に依存している。このことは皮革製品工業が外国産材料の輸入に大きく依存している状況を想起するだけでよい。原料輸入の遮断は、加工国としてのドイツに重大な損害をもたらすであろう」。<sup>\*260)</sup> 実際、輸入監視局体制は少量の商品の輸入を抑制はしたが、それによって外貨を

---

\*254) 工藤章『20世紀ドイツ資本主義—国際定位と大企業体制—』（東京大学出版会、1999年）298, 312頁参照。

\*255) Bräutigam, Petra, *Mittelständische Unternehmer im Nationalsozialismus. Wirtschaftliche Entwicklungen und soziale Verhaltensweisen in der Schuh- und Lederindustrie Baden und Württembergs* (München, 1997), pp. 65-70.

\*256) Gesetz über den Verkehr mit industriellen Rohstoffen und Halbfabrikaten vom 24. März 1934.

\*257) "Von der Überwachungsstelle zur Reichsstelle", Die Deutsche Volkswirtschaft Nr. 31. vom 1. 11. 1939, in BA. NS 5-VI-16747.

\*258) Bräutigam, *op. cit.*, p. 66.

\*259) Bekanntmachung über die Reichsstellen zur Überwachung und Regelung des Warenverkehrs vom 18. August 1939. in: BA. R3101-8765, 90.

\*260) Bräutigam, *op. cit.*, p. 66.

大幅に節約できなかつたばかりか、輸出の振興のみならず政権の緊急課題である雇用の創出にも支障を来すことになった。<sup>\*261)</sup>

シュミットに代わってライヒ経済大臣に就任したライヒスバンク総裁シャハトは、1934年7月3日付「経済的諸措置に関する法律<sup>\*262)</sup>」によって「ドイツ経済の振興ならびに経済的損害の防止ならびに除去に必要と見なすあらゆる措置」を講じる権限を付与された。シャハトが打ち出した新しい経済構想が新計画 *Neuer Plan* である。1934年9月から実施された新計画は、「ドイツと世界経済との密接な関係はもはや断ち切ることはできない」（ライヒスバンク国民経済統計部）という認識に立ち、双務主義にもとづいた原料供給諸国との交換・相殺取引（バーター制）の強化を目指した。そして外国産原材料の代用として国産原材料基盤の促進、代用原料の生産が推進される一方、原料購入にあてる外貨を捻出するために完成品の輸入が制限された。他方、外貨の獲得のため、輸出にはあらゆる国内発注に対して無条件の優先権が与えられた。また輸出業者は補助金を受け、国内の原料基盤の強化と代用原料の開発・生産への移行が推し進められた。

しかしこの新計画も、焦眉の急であった外貨ならびに原料の不足というドイツ経済の問題を解決することはできなかつた。1930年以来一貫して減少してきた金外貨保有高は1935年には1億マルクを下回るまでになり、<sup>\*263)</sup> 1936年春ドイツ経済はふたたび外国為替危機に直面する。この背景には1935年の深刻な食糧危機があったといわれる。だがこの食糧危機も、国際経済の崩壊にともなう極端な輸出入の減退のなかで、あえて食料輸入を極端に抑制し「飢餓軍拡」を強行しようとする新計画路線がもたらしたものであった。<sup>\*264)</sup>

1936年4月4日、総統指令によって原料・外国為替状況の改善のために必要なあらゆる措置の調査ならびに命令の権限がゲーリングに委託された。この「原料・外国為替委員」<sup>\*265)</sup> へのゲーリングの任命は四カ年計画の直接の前史であった。5ヶ月後、四カ年計画の遂行が再度ゲーリングに委ねられることになる。<sup>\*266)</sup>

1936年8月末、四カ年計画の画覚え書きがまとめられた。ここには軍備優先の経済政策が必然的にもたらす国民への食糧供給の危機という循環に第三帝国指導部が今後どのような方針で臨むかが示されていた。基本的な枠組みは、代用原料の開発ならびに大量生産を見込んでの食料輸入の抑制、および軍拡のテンポの加速であった。そして9月9日、ヒトラーはナチ党大会（「名誉」）において四カ年計画の実施を宣言する。ドイツの戦争準備

---

\*261) ドイツ労働人口のかなりの部分が輸出関連だったことも、このことと関係している。ドイツ勤労者の12%は輸出関連に従事しており、また商品生産の5%が輸出向けで、工業ではこれが38%に達していた。 *Ibid.*, p. 67. Anm. 9.

\*262) *Gesetz über wirtschaftliche Maßnahmen*

\*263) ドイツの金外貨保有高の変遷（単位：百万ライヒスマルク）1930年：2,806, 1931年：1,914, 1932年：975, 1933年：530, 1934年：165, 1935年：91。栗原優『第二次世界大戦の勃発—ヒトラーとドイツ帝国主義—』（名古屋大学出版会、1994年）212-213頁。

\*264) 栗原『第二次世界大戦の勃発』261-263頁参照。

\*265) *Rohstoff- und Devisenkommissar*

\*266) Petzina, Dieter, *Autarkiepolitik im Dritten Reich. Der nationalsozialistische Vierjahresplan* (Stuttgart, 1968), p. 40.

の早期達成を目標とするこの計画における最終的な達成目標の水準を、ヒトラーは覚え書きでつぎのようにのべていた。

ドイツ軍は4カ年以内に出動可能になっていなければならない。

ドイツ経済は4カ年以内に戦争遂行が可能になっていなければならない。<sup>\*267)</sup>

ヒトラーをはじめとする第三帝国指導部にとっての最大の政治目標はヴェルサイユ体制の打破であり、第一次大戦の結果としての国際勢力関係・領土関係を再編すること、ドイツが再び世界強国の地位を獲得することであった。<sup>\*268)</sup> 第一次大戦の敗北の経験（その一因と考えられた協商国側による海上封鎖）を踏まえて国家指導部がとったのは自給化路線であった。<sup>\*269)</sup> 外貨不足のなかで軍拡をおこなうために、国内の食糧・原料基盤の強化による自給率の向上、とくに輸入品に代替する原料の国内生産が重視された。たとえば人造石油生産体制の18カ月以内の確立をはじめ、合成ゴムの生産、低品位の国内鉄鉱石の採掘による鉄鋼生産の大幅な拡大などが列挙されたのである。<sup>\*270)</sup>

1936年10月18日、ゲーリングが四カ年計画総監<sup>\*271)</sup>に任命されると、四カ年計画庁（ドイツ産原材料・工業用油脂、原料配分、労働配置、農業生産、価格形成、外国為替の6部門からなる）のもとでアウタルキー<sup>\*272)</sup>計画が始動した。ペッツィーナはその著書『第三帝国のアウタルキー政策』において四カ年計画の性格をこう総括している。

「四カ年計画は、これに端を発するすべての活動を含めて、あの時代の経済政策の最も重要ではあるものの、やはりひとつの局面にすぎなかった。けれども他方において四カ年計画は決してたんなる経済政策ではなかった。四カ年計画の政治的および軍事的課題設定は、四カ年計画とその担い手たちをも一般的政策と軍備政策の一部にしてしまったのである」<sup>\*273)</sup>

---

\*267) Wilhelm Treue, *Hitlers Denkschrift zum Vierjahresplan 1936*, in: *VjZG*, 3, 1956, p. 210, 大野英二「四カ年計画と経済政策の転換」大野英二『現代ドイツ社会史研究序説』（岩波書店 1989年）所収, pp.183-206.

\*268) 永岑三千輝「第三帝国のフランス占領とドイツ経済界」井上茂子ほか『1939 —ドイツ第三帝国と第二次世界大戦』（同文館 1989年）所収, p.153

\*269) 戸原四郎「ナチス経済」東大社会科学研究所編『ファシズム期の国家と社会 3 —ナチス経済とニューディール』（東大出版会 1978年）所収, p.29.

\*270) 永岑, 前掲論文, p. 154.

\*271) *Beauftragter für den Vierjahresplan*

\*272) ただし純然たるアウタルキーが目標とされていたわけではない。国家指導部によって予定に入れられていた「ドイツ指揮下の広域経済圏」を獲得するための戦争遂行の必要不可欠な前提をつくりだすために可能なかぎりの自立が目ざされたのである。ここでは、ドイツの帝国主義的拡張と国内の経済的再軍備政策が一体化されていた。参照：矢野久「ナチス後期における労働政策とその実態に関する社会史的考察—1936年秋から1938年6月まで—」『三田学会雑誌』70巻6号（1977年12月）82頁。永岑, 前掲論文, 154-156頁。

\*273) Petzina, *op. cit.*, p. 10.

ペッツィーナが「決してたんなる経済政策ではなかった」と指摘する四カ年計画の膨張性は何に由来するのか。じつはここにはヒトラーの対外政策と侵略戦争の場当たりのかつ前方逃避的な発想がからんでいる。「現在の不足分を将来、戦勝によって取りもどす」というものである。1936年12月7日、四カ年計画総監ゲーリングは工業指導者たちを前に演説し、軍備拡張にあたっては「利益のことは考えるな」と強調した。「この問題についての唯一の決定的な点は勝利か破滅である。われわれが勝利すれば、経済界は十分に報われるのだ」と。<sup>\*274)</sup>

四カ年計画は第三帝国の経済社会に多様な影響を与えた。産業部門によって影響の大きさと広がりとはさまざまであった。第三帝国の経済体制が産業部門別に編成されていたことがその原因である。原料と外国為替のわりあては産業部門別に優先順位を設けて行われた。わりあて量の増減は個々の経営における生産の見通しや独立企業としての存続の可能性、当該経営を生活の糧とする労働者・従業員の生活を左右することになる。原料わりあてを統括する枠組みとして構築されたのが営業経済組織<sup>\*275)</sup>であった。次節では四カ年計画の遂行を担当し、計画達成の進捗度を具体的に規定した営業経済組織を概観する。

## 2. 営業経済組織と経済の産業部門別編成

第三帝国の社会生活の全分野でそうであったように、経済組織においても組織が再編され、画一化が遂行された。第三帝国における経済組織を全体的に特徴づけていたのは相次ぐ機関の新設と編成替えと所轄権限の移行である。ただしナチ党は、政権掌握後の経済・社会体制について明瞭な青写真をあらかじめ準備していたわけではない。ナチ党は日和見主義であった。選挙戦術的な配慮を優先して将来の経済構想の正確な描写をしたり、ヴァイマル時代の経済的利益団体の体制をどうするかについて明確な計画を提示したりすることはなかったのである。<sup>\*276)</sup>

ナチ主義者たちは「世界経済恐慌は既存の経済秩序の欠陥が露呈した」ものとみなし、その全面的な編成替えが必要だと考えていた。そのさい問題となったのは、国家と経済の関係をどのように規定するかであった。ナチ党は、市場・競争・広範にわたる国家の不干渉という自由原則を打破する経済秩序を支持し、「民族主義的・国家管理主義的経済秩序」<sup>\*277)</sup>が市場経済にとってかわるべきだとした。また経済はそれ自体が自己目的なのではなく、国家の民族主義的および権力政治的諸課題に奉仕すべきものであると考えた。この「政治の優位」の原則から、経済への広範にわたる介入、継続的な経済統制という国家の権利と義務が導き出されることになる。<sup>\*278)</sup>

国家による経済統制の手段として構想されたのは身分制的 *korporativ* な経済の構築であ

---

\*274) 栗原『第二次世界大戦の勃発』249頁。

\*275) *Organisation der gewerblichen Wirtschaft*

\*276) Ullmann, Hans-Peter, *Interessenverbände in Deutschland* (Frankfurt/M., 1988), p. 219.

\*277) *nationalistisch-etatistische Wirtschaftsordnung*

\*278) *Ibid.*

った。身分制的な秩序構想は近代工業社会と社会対立への反動として成立したものであり、危機の産物であった。社会の階級的分裂が鮮明になってくると、すべての身分が社会に自分の居場所を持っていた前近代社会に視線が向けられた。近代社会においては出自身分にもとづく社会はもはや想定できなかつたので、身分制的社会秩序は雇用者も被雇用者もふくめて同一職業に属する者を包括する職業身分 *Berufsstand* を基礎として建設されるとされた。職業身分的編成の基本原則—ある職業の全構成員を包括し、自治をおこない、自己責任で経済・社会問題の解決をはかる—により、国家と社会の関係をこれまでとは異なって組織することが考えられたのである。<sup>\*279)</sup>

新しい経済組織の枠組みを最終的に決めたのは、「組織領域における全権委任法」といわれる 1934 年 2 月 27 日付「ドイツ経済有機的構築準備法」〔史料編 1〕<sup>\*280)</sup> であった。同法第 1 条によってライヒ経済大臣に以下の諸権限が付与された。

- ①経済団体<sup>\*281)</sup>を、その経済部門の唯一の代表としての承認すること。
- ②経済団体を設立、解散、もしくは統合すること。
- ③経済団体の約款、組合契約を改訂または補足し、とくに指導者原則を導入すること。
- ④経済団体の指導者を任命または罷免すること。
- ⑤企業家および企業を経済団体に加盟させること。

この準備法によって、従来の自由な経済諸団体と利益共同体は強制的に解散されるか、もしくは新設の組織に統合・編入された。同時に第三帝国の経済体制は、上記①の規定による「排他性の原則」、「指導者原理」<sup>\*282)</sup> (規定③)、および「強制加盟の原則」(規定⑤)という 3 つの原則を軸として編成されることになった。<sup>\*283)</sup>

ナチ経済体制を特徴づけるいまひとつのイデオロギー的な土台は「民族共同体 *Volks-gemeinschaft*」の理念である。これは個々の経営において企業主と労働者・職員の有機的共同労働の場としての「経営共同体 *Betriebsgemeinschaft*」を想定し、この「経営共同体」をとおして「民族共同体」の理念を実践するというものである。1934 年 1 月 20 日付の「国民労働秩序法」<sup>\*284)</sup> によって、経営責任者である企業主は経営指導者 *Betriebsführer* に、職員および労働者は従者 *Gefolgsleute* に位置づけられた。これはナチ党の基本理念である指導者原理の経営内へ導入であった。

ナチ経済体制のイデオロギー的側面を担当したのは、ミュンヘンに本部を置くナチ党

---

\*279) *Ibid.*, p. 220.

\*280) Gesetz zur Vorbereitung des organischen Aufbaus der deutschen Wirtschaft vom 27. Februar 1934, *RGBl.*, I, pp. 185-186.

\*281) 経済団体とは、企業家と企業の経済的利益の保護を任務とする団体および連盟をいう。*Ibid.*

\*282) 指導者原理 *Führerprinzip* とはナ、チス党の基本的な理論。上位の指導者に対する絶対的責任と下位に対する無制約的権威を特徴とする思想。南利明「民族共同体と指導者—憲法体制」『静岡大学法政研究』第 7 卷 2 号 (2002 年) 168 頁。

\*283) *Bräutigam*, *op. cit.*, p. 72.

\*284) Gesetz zur Ordnung der nationalen Arbeit vom 20. 1. 1934, *RGBl.*, I, pp. 45-56.

経済政策委員会<sup>\*285)</sup>である。ナチ党経済政策委員会は、古参党员グレゴール・シュトラッサー Strasser, Gregor<sup>\*286)</sup>の除名(1932年12月)後におこなわれた党全国指導部の改編過程で、ルドルフ・ヘス Hess, Rudolfが統括する中央政治委員会<sup>\*287)</sup>の部局のひとつであった。党経済政策委員会委員長は、かつてオットー・ヴァーゲナー<sup>\*288)</sup>の党全国指導部経済局<sup>\*289)</sup>のもとで雇用・職業斡旋問題を担当していたベルンハルト・ケーラー Köhler, Bernhard<sup>\*290)</sup>が務めていた。<sup>\*291)</sup>ほどなくヴァーゲナーが失脚し、総統の経済全権委員としてヴィルヘルム・ケプラー<sup>\*292)</sup>が登用されると、ナチ党経済政策委員会は1933年7月以降、ケプラーの傘下に入る。さらに1936年秋に四カ年計画が始動してゲーリングが四カ年計画総監に任命され、ケプラーはゲーリングのもとで原料問題を担当することになった。

<sup>\*293)</sup>

ここにはナチ体制に特有の組織の新設、改編、権限の重複を見てとることができる。すなわち、より包括的な権限が新たに付与されても従来の個別的な権限がこれに完全に吸収されることはなく、権限の混沌状態が継続・拡大するのである。第三帝国における経済の領域で機能的・集中的に計画、調整にあたる部署が設置されるのは第二次世界大戦の勃発後であった。すなわち、事故死したフリッツ・トート Todt, Fritz (1891～1942)の後任としてアルベルト・シュペーア Speer, Albert (1905～1981)が軍需大臣として就任する1942年2月である。

1933年12月1日付「党と国家の統一を確保するための法律」および1935年3月29日付の同第二法により、ナチ党は公法上の法人となるとともに、法律の定める範囲内で国家機関との共同作業が合法化・義務化された。これによって党独自の経済機構も国家の課題達成に関与するようになった。<sup>\*294)</sup>

ナチ党は、ドイツ全土を大管区 Gau (統括者は大管区指導者 Gauleiter)に分けて統治し

---

\*285) Kommission für Wirtschaftspolitik der NSDAP

\*286) 1892～1934。初期からのナチ党员。弟のオットー(1897～1974)とともに、ナチズムの「社会主義」の部分を追求めた。こうした「反資本主義的」活動が理由で、オットーは1930年7月に党を追放され、グレゴールは1932年12月に離党した。その後グレゴールは、1934年6月30日の「長いナイフの夜」に、ヒトラーの命令によりゲシュタポによって殺害された。

\*287) Politische Zentralkommission

\*288) Wagener, Otto Wilhelm Heinrich, 1888～1971。

\*289) Wirtschaftspolitische Abteilung der Reichsleitung

\*290) 1882年12月30日グライツ Greiz 生まれ。1920年『フェルキッシャー・ベオーバハター』編集者、1932年 ナチ経営細胞組織 NSBO 幕僚長、同年末にヴァルター・フンクのもとでナチ党経済政策委員会委員長代理を務め1933年7月、ナチ党経済政策委員会委員長に就任。Das Deutsche Führerlexikon 1934/35 (Berlin, 1934), Stockhorst, Erich, 5000 Köpfe. Wer war was im 3. Reich (Kiel, 1985), BA. NSDAP-Mitgliederkartei, L0023.

\*291) Kratzsch, Gerhard, Der Gauwirtschaftsapparat der NSDAP. Menschenführung, "Arisierung", Wehrwirtschaft im Gau Westfalen-Süd (Münster, 1989), p. 14.

\*292) Keppler, Wilhelm, 1882～1960。

\*293) Kratzsch, Der Gauwirtschaftsapparat, Ibid., p. 16.

\*294) Ibid., pp. 11-12.

た。大管区は国会議員選挙区に相応して設けられたもので、当初総数は 33 だったが、オーストリア合邦、チェコスロヴァキア解体、ポーランドの占領を経て増加し、1941 年末時点でナチ党国外組織 *Auslandsorganisation der NSDAP* を含めて 43 を数えるまでになる。

<sup>\*295)</sup> 大管区は、その下位の単位である複数の管区 *Kreis* (統括者は管区指導者 *Kreisleiter*) からなり、さらに管区は上位から順に複数の地区 *Bezirk*、支部 *Ortsgruppe*、細胞 *Zelle*、班 *Block* から構成されていた。

大管区、管区には、ナチ党の経済政策を担当する経済専門の名誉職のポストとして大管区経済顧問 *Gauwirtschaftsberater (GWB)*、管区経済顧問 *Kreiswirtschaftsberater (KWB)* がおかれた。任命者はそれぞれ管区指導者、大管区指導者である。*GWB* は組織上、ミュンヘンのナチ党経済政策委員会に直属する一方、ナチ党組織の中間部署として中央からの指示を下級組織に伝達する役割を担っていた。

1934 年 11 月 27 日、ドイツ経済有機的構築準備法第一政令〔史料編 2〕<sup>\*296)</sup> が発布された。この政令は、既存の経済団体を専門・地区集団へ移行させるとともに (II§ 6) 経済集団と管轄領域を決定する権限をライヒ経済大臣に付与するものであった。(II§ 8) これによって個々の営業経営 *Gewerbebetrieb* は特定の産業部門に所属させられ、全国集団工業内で経済身分を形成することになった。全国集団工業は、流通経済組織 *Organisation des Verkehrsgewerbes*、各地の経済会議所 *Wirtschaftskammer*、商工会議所 *Industrie- und Handelskammer (IuHK)* および手工業会議所 *Handwerkskammer* とあわせて営業経済組織 *Organisation der gewerblichen Wirtschaft* を構築した。

営業経済を構成する集団長は「集団を国民社会主義国家の精神に則って指揮し、集団およびその加盟員にかんする事柄を営業経済全体の利益を考慮し、かつ国家利益を保ちしながら促進せねばならない」とされた。(IV§ 16) 営業経済組織は国家の経済指導部の統制下におかれたが、経済政策については自己主張でき、所属する個々の経営を技術別・経済利害別に掌握した。<sup>\*297)</sup>

営業経済組織は全国集団 *Reichsgruppe* を頂点とするピラミッド型に編成された。全国集団は工業、エネルギー、保険、銀行、商業の 5 つの産業部門からなっており、うち全国集団工業 *Reichsgruppe Industrie* は、鉱業、機械、金属、建設、化学、繊維・衣料、食料の 7 つの主要集団 *Hauptgruppe* を包括していた。主要集団の下には順に、経済集団 *Wirtschaftsgruppe*、専門集団 *Fachgruppe*、専門下位集団 *Fachuntergruppe* が設けられた。営業経済組織の頂上機関として全国経済会議所 *Reichswirtschaftskammer* がおかれた。全国経済会議所の会頭と副会頭はライヒ経済大臣が任命した。また、ベルリンに本部をおくライヒ経済会議は、専門分野別、地区別の営業経済組織、商工会議所、手工業会議所が共通に

---

\*295) Höffkes, Karl, *Hitlers politische Generale. Die Gauleiter des Dritten Reiches* (Tübingen, 1986), pp. 12-14.

\*296) Erste Verordnung zur Durchführung des Gesetzes zur Vorbereitung des organischen Aufbaus der deutschen Wirtschaft vom 27. November 1934, *RGBl., I*, pp. 1194-1199.

\*297) "Gewerbliche Organisation und Überwachungsstellen." in: *Die Deutsche Volkswirtschaft*, 12. Jg. Nr. 53 (30. Sep. 1938), pp. 2532-2533.

代表する組織として構想されていた。<sup>\*298)</sup>

1936年に全国集団工業の理事会が作成した『全国集団工業の編成』<sup>\*299)</sup>によって工業部門の営業経済組織を概観してみよう。<sup>\*300)</sup>全国集団を構成していたのは以下の5つである。

1. 全国集団工業 Reichsgruppe Industrie
2. 全国集団エネルギー Reichsgruppe Energie
3. 全国集団保険業 Reichsgruppe Versicherungen
4. 全国集団銀行業 Reichsgruppe Banken
5. 全国集団商業 Reichsgruppe Handel

このうち、全国集団工業はつぎの7つの主要集団を包含していた。括弧内は、柳澤がテッシュェマッハーに依拠して挙げている経営数である。<sup>\*301)</sup>

- I. 主要集団鉱山業 Hauptgruppe Bergbau (鉄鋼業 250 経営, 非鉄金属 314 経営, 鑄造約 1700 経営)
- II. 主要集団機械製作 Hauptgruppe Maschinenbau (機械組み立て約 4000 企業, 自動車など約 550 経営, 航空機工業 66 企業, 電気工業 1390 企業, 精密機械・光学約 1100 企業)
- III. 主要集団金属業 Hauptgruppe Eisen-, Blech-, Metallwaren (鉄製品・ブリキ製品 14000 ~ 15000 経営)
- IV. 主要集団建設・土石 Hauptgruppe Bau, Steine, Erden (石材・土約 10000 経営, 建築業約 3200 企業, 木材加工約 5000 企業, ガラス工業 1100 経営, 窯業約 750 企業, 製材約 10000 企業)
- V. 主要集団化学 Hauptgruppe Chemie (化学工業約 5000 企業, 製紙・パルプ約 800 企業, 印刷・紙加工約 6000 企業)
- VI. 主要集団衣料 Hauptgruppe Bekleidung (皮革工業 6 専門集団約 3300 会社, 繊維工業 15 専門集団約 11000 経営, 被服工業 7 専門集団約 6000 企業)
- VII. 主要集団食料品 Hauptgruppe Lebensmittel (食品加工業約 25000 経営, ビール醸造業約 1100 企業, 麦芽業約 300 企業, 製糖業 247 経営, アルコール飲料約 6000 経営)

---

\*298) BA. R 3101-9062, 12

\*299) *Gliederung der Reichsgruppe Industrie*, (Hrsg. von der Geschäftsführung), Dezember 1936 (Leipzig, 1936), pp. 59-69.

\*300) 営業経済組織は 1938 年 10 月と 1939 年 4 月に組織の簡素化が行なわれた。主要集団が廃止され経済集団が全国集団工業に直属した。第二次世界大戦勃発時には、全国集団工業は 31 の経済集団, 162 の専門集団と 143 の専門下位集団から構成されていた。Bräutigam, *op. cit.*, p. 80.

\*301) 柳澤治「ナチス期ドイツにおける資本主義の組織化」『西洋史学』239 (2010 年), 8 頁。Teschemacher, Hermann (ed.), *Handbuch des Aufbaus der gewerblichen Wirtschaft, Bd. I* (Leipzig, 1936), pp. 23 ff.

このうち、本論文の課題設定（繊維衣料産業における経済の脱ユダヤ化）との関係で問題となるのは VI. 主要集団衣料 *Hauptgruppe Bekleidung* である。この主要集団衣料はつぎの3つの経済集団からなっていた。なお括弧内の数字は、柳澤が全国集団工業が編集した資料にもとづいて挙げている 1941 年時点での成員企業・経営数、地域集団・地域下部集団・支部集団数、専門集団数、専門下部集団数である。<sup>\*302)</sup>

- A. 経済集団皮革工業 *Wirtschaftsgruppe Lederindustrie* (成員企業・経営数 4550, 地域集団・地域下部集団・支部集団数 3, 専門集団数 6, 専門下部集団数 9)
- B. 経済集団繊維工業 *Wirtschaftsgruppe Textilindustrie* (成員企業・経営数 11900, 地域集団・地域下部集団・支部集団数 24, 専門集団数 13, 専門下部集団数 49)
- C. 経済集団衣料工業 *Wirtschaftsgruppe Bekleidungsindustrie* (成員企業・経営数 7500, 地域集団・地域下部集団・支部集団数 10, 専門集団数 5, 専門下部集団数 22)

このうち繊維工業と衣料工業についてみればつぎのようになる。まず B. 経済集団繊維工業を構成していたのは、以下の 15 [1936 年時点。1941 年時点では 13 に整理された]<sup>\*303)</sup> の専門集団 *Fachgruppe* である。なお専門集団の下部組織として複数の専門下位集団 *Fachuntergruppe* がおかれていたが、煩雑を避けるためここでは省略する。<sup>\*304)</sup>

- 専門集団 1. (*Fachgruppe* 1) : 木綿紡績 *Baumwollspinnerei*
- 専門集団 2. 梳毛紡績およびタンニン梳毛<sup>\*305)</sup> *Kammgarnspinnerei und Lohnkämmerei*
- 専門集団 3. 紡毛糸紡績 *Streichgarnspinnerei*
- 専門集団 4. 人造羊毛, 人造木綿および関連産業 *Kunstwolle, Kunstbaumwolle und verwandte Industrien*
- 専門集団 5. 撚糸, 縫い糸および手工業ヤーン製造 *Zwirnerei, Nähgarn- und Handarbeitsgarnherstellung*
- 専門集団 6. 靱皮繊維産業<sup>\*306)</sup> *Bastfaserindustrie*
- 専門集団 7. 木綿織物 *Baumwollweberei*
- 専門集団 8. 生地および服地 *Tuch- und Kleiderstoffindustrie*
- 専門集団 9. 絨毯, 椅子張り用生地, 特殊毛織物およびフェルト *Teppiche, Möbelstoffe, wollene Spezialgewebe und Filze*
- 専門集団 10. 絹およびビロード工業 *Seiden- und Samtindustrie*
- 専門集団 11. メリヤスおよびニット *Wirkerei und Strickerei*
- 専門集団 12. 編み細工, トリミングおよびボビンレース工業 *Band- und Flechtartikel-*

---

\*302) 柳澤, 「ナチス期ドイツにおける資本主義の組織化」前掲論文, 9 頁。Gliederung der Reichsgruppe Industrie. Hg. von der Geschäftsführung. 3. Ausgabe April 1941 (Leipzig/Berlin), p. 15.

\*303) 柳澤, 前掲論文。

\*304) 詳細は *Gliederung der Reichsgruppe Industrie, op. cit.* を参照。

\*305) 梳毛はウーステッドヤーン (単糸) ともいう。またタンニンは皮なめし用の樹脂。

\*306) 靱皮とは、繊維状の植物の樹皮。亜麻など。

## Posamenten- und Klöppelspitzenindustrie

専門集団 13. 刺繡ししゅう（刺繡レースを含む）およびタペストリー（クロスステッチ刺繡）

## Stickerei (einschl. gestickter Spitzen) und Tapisseriewaren

専門集団 14. 繊維加工産業 Textilveredelungsindustrie

専門集団 15. その他繊維産業部門 Verschiedene Textilindustriezweige (Sammelfach- gruppe)

また、C. 経済集団衣料工業を構成<sup>\*307)</sup>していたのは、以下の7つ〔1941年時点では5つに整理統合されている〕<sup>\*308)</sup>の専門集団 Fachgruppe であった。

専門集団 1. 絨毯工業 Pelzindustrie

専門集団 2. 紳士服工業 Herren- Oberbekleidungsindustrie

専門集団 3. 婦人服工業 Damen- Oberbekleidungsindustrie

専門集団 4. 下着工業 Wäscheindustrie

専門集団 5. 衣料部品工業 Ausstattungsindustrie

専門集団 6. 帽子工業 Kopfbekleidungsindustrie

専門集団 7. 衣料・付属品工業 Bekleidungs- Zubehör-Industrie

ドイツ工業第VI主要集団衣料が作成した1934/35年度年次報告（1934年4月1日～1935年3月31日）には、同主要集団の専門下位集団の数、加盟員数が掲載されている。これによると1935年11月15日現在、B.経済集団繊維工業は76の専門下位集団を擁し、加盟員数は約1万人、またC. 経済集団衣料工業は33の専門下位集団を擁し、加盟員数は約5900人であった。<sup>\*309)</sup>

全国集団工業は、一方ではナチ・レジームのさまざまな組織に対して工業界の利益を代表したが、他方では経済統制のための国家の補助組織、すなわちナチ体制の規律化装置や伝達命令伝達のパイプ、統制組織として利用された。<sup>\*310)</sup>

先述したように、ドイツ経済有機的構築準備法第一政令によってライヒ経済大臣に個々の経済集団とその管轄領域を決定する権限が与えられた。同法第II章§10には「帰属をめぐる係争は、専門集団・専門下位集団の場合は経済集団長が、経済集団・経済地区についてのものは全国集団長が、工業集団については主要集団長が決裁する」とあった。だが現実には、個々の経営がどの産業部門に所属するかについて各地域の商工会議所内、産業部門の連盟内で調整が行われたようである。ライヒ経済省の関係文書ファイルには、組織の編成方法に関して、各地の商工会議所や個々の経済団体から提出された問い合わせや従

---

\*307) 経済集団衣料工業は1934年8月8日のライヒ経済大臣布告にもとづいて設立された。BA. R 3101, 9458, 193-197.

\*308) 柳澤, 前掲論文。

\*309) *Bericht der Hauptgruppe VI der deutschen Industrie über das Rechnungsjahr 1934/35.* in: BA. R3101-9144, 33-36.

\*310) Ullmann, *op. cit.*, pp. 197, 226.

来の企業連盟内で新たな団体の立ち上げを呼びかける書類などが見られる。また個々の経済集団内においても不満や不協和音があったことが確認できる。統制経済下において原料・外国為替の配分をめぐる異議の申し立ても当然みられる。ある包帯工場の経営者はライヒ経済大臣あてに、医療用の包帯が医療用具部門から繊維部門に編入されることに反対する意見書を提出している。<sup>\*311)</sup> 帰属する集団によって原料・外国為替のわりあて量の変更・減額されることへの抗議である。個々の経営の専門集団・経済集団への配置はこうした紆余曲折を経て行われたのである。

営業経済組織とならんで経済四カ年計画の遂行に関与したもうひとつの機関が輸入監視局であった。

### 3. 輸入監視局体制

「新計画」から四カ年計画の時期にかけてナチ統制経済の中心となっていたのは原料統制 Rohstofflenkung である。「原料統制の担い手」<sup>\*312)</sup> として機能したのが輸入監視局 Überwachungsstelle<sup>\*313)</sup> であった。輸入監視局は、1934年3月22日付「工業原料ならびに半製品の取引に関する法律」、<sup>\*314)</sup> および関連する施行細則にもとづいて設置された。

輸入監視局の目的は管轄する原料の当該産業部門への供給を「経済的に可能なかぎり有利な方法で確立すること」および「販売、在庫、消費を調整ならびに監視し、外国為替わりあてにおける不均衡と過剰な在庫」を防ぐことであった。輸入監視局は輸入の監視および生産・分配過程の枠組み条件づくりという二重の機能を果たしたのである。<sup>\*315)</sup> 第三帝国初期にはとくに輸入依存度の高い消費財が監視の対象となった。1934年3月26日には羊毛その他動物毛、木綿、靱皮繊維、卑金属を対象とした輸入監視局が設置され、4月9日には皮および獣皮を対象とした輸入監視局が設置されている。<sup>\*316)</sup>

「新計画」が始動し、あらゆる輸入品が外国為替証明 Devisenbescheinigung によって監視・管理されるようになると、商品製造全般をカバーする既存および新設の輸入監視局は「その時々々の経済情勢と政治的前提条件に応じて特定の輸入商品の輸入と地域的な輸入先を調整できる」ようになった。<sup>\*317)</sup> さらに輸入監視局が原料・製品流通に対して広範な権限をふるうようになると、個々の企業の自己決定による自由な輸入に終止符が打たれた。

---

\*311) BA. R 3101-8920, -9146.

\*312) Petzina, *Autarkiepolitik, op. cit.*, p. 153.

\*313) これは輸出品の管理・統制を担当した輸出検査局 Prüfungsstelle と対をなすものであった。Vorbemerkung zu R 9 XV / Prüfungsstelle Glasindustrie. in: BA., *Findbuch R 9 XV*, p.4. 輸入監視局の概要は次を参照。Facijs, F., Vorbemerkung für das Findbuch (Bundesarchiv), R 8 I Reichsstelle für Textilwirtschaft (Koblenz, 1956), pp. 1-13.

\*314) Gesetz über den Verkehr mit industriellen Rohstoffen und Halbfabrikaten

\*315) Bräutigam, *ibid.*, p. 74.

\*316) 栗原『第二次世界大戦の勃発』214頁。Bräutigam, *op. cit.*, pp. 73-74.

\*317) *Ibid.*, p. 67.

1934年9月4日付「商品流通に関する第二政令」<sup>\*318)</sup>と「輸入監視局の設置に関する政令」<sup>\*319)</sup>にもとづいて工業製品を対象とする新たな輸入監視局が設置された。こうして「新計画」体制下の1934年9月以降、計25の輸入監視局がさまざまな品目の輸入の統制にあたることになった。その後輸入監視局の数は増え、1939年8月29日時点で27、1939年10月14日現在で29存在したことが確認できる。(〔表8〕参照)<sup>\*320)</sup>

〔表8〕 輸入監視局の編成 1939年10月14日現在<sup>\*321)</sup>

	輸入監視局	Überwachungsstelle für
I	穀物・飼料・その他農作物	Getreide, Futtermittel und sonstige landwirtschaftliche Erzeugnisse
II	家畜・家畜製品	Tiere und tierische Erzeugnisse
III	牛乳・食用油・油脂	Milcherzeugnisse, Öle und Fette
IV	卵	Eier
V	木材	Holz
VI	園芸・ワイン	Garten -und Weinerzeugnisse
VII	羊毛・獣毛	Wolle und andere Tierhaare
VIII	木綿	Baumwolle
IX	綿糸・綿織物	Baumwollgarne und -gewebe
Xa	絹・人造絹糸・スフ	Seide, Kunstseide und Zellwolle
Xb	衣料	Kleidung und verwandte Gebiete
XI	靱皮	Bastfasern
XII	金属	Metalle
XIII	鉄・鉄鋼	Eisen und Stahl
XIV	工業用油脂	industrielle Fettversorgung
XV	皮革経済	Lederwirtschaft
XVI	ゴム・アスベスト	Kautschuk und Asbest
XVII	カーボンブラック (煤)	Ruß
XVIII	鉱油	Mineralöl
XIX	化学	Chemie
XX	タバコ	Tabak
XXI	石炭	Kohle <sup>*322)</sup>
XXII	毛皮製品	Rauchwaren
XXIII	紙・包装紙	Papier und Verpackungswesen
XXIV	技術製品	technische Erzeugnisse
XXV	その他製品	Waren verschiedener Art
XXVI	貴金属	Edelmetalle
XXVII	コーヒー	Kaffee
XXVIII	カリ・塩	Kali und Salz
XXIX	土石	Steine und Erden

\*318) Zweite Verordnung über den Warenverkehr

\*319) Verordnung über die Errichtung von Überwachungsstellen

\*320) BA. NS5-VI-16747.

\*321) *Württembergische Wirtschafts-Zeitschrift* Nr. 42. vom 21. 10. 1939, in: BA. NS 5-VI-16747.

\*322) *Mitteldeutsches Wirtschaftsblatt* Nr. 10. vom 15. 5. 1938, in: *ibid.*では石炭と塩 Kohle und Salz.

輸入監視局はライヒ経済大臣から「商品の全流通」の監視を委託された。1934年9月11日付「外国為替管理に関する政令の改定令」<sup>\*323)</sup>によって、輸入監視局は外国為替管理局から商品取引に抵触するすべての外国為替管理の管轄権を付与された。これによって商品流通は全面的に掌握されるとともに、原料統制が為替管理と連結することになった。ライヒ政府は、いわば輸入監視局をとおして輸入を独占的に支配し、手持ちの為替収入をその時どきの需要に合わせられるようになった。こうした経緯をへて為替管理は輸入の抑制に資するようになったのである。<sup>\*324)</sup>

輸入監視局は公式にはライヒ経済省の監督下におかれていたが、1936年までに独立した。<sup>\*325)</sup> 輸入監視局を運営したのはライヒ経済大臣が任命する国家受託者<sup>\*326)</sup>であった。栗原によると、国家受託者は多くの場合、とくに大企業部門では、当該業界の経済団体の事務局長かそれに類する経済界出身者が任命されていたという。<sup>\*327)</sup> 当初、為替技術的な管理機能しかもたなかった輸入監視局であったが、原料配分によって個々の企業の投資能力を左右するようになると、その影響力を増していった。<sup>\*328)</sup>

## おわりに

最終的に輸入監視局の権限は「四カ年計画を営業経済に貫徹」できるまでに拡張された。営業経済組織に対する四カ年計画の影響は大きかった。だがペッツィーナは、輸入監視局体制が効率的・効果的に運営されたとは必ずしもいえないという。輸入監視局の問題点として彼が指摘するのはその数の多さである。多くの輸入監視局が設置されていたため、製品の生産に必要な原料を獲得しようとする企業は同時に複数の輸入監視局に申請を出さなければならなかった。しかも各々の輸入監視局が多種多様な付帯条件を付けてくるので、原料 A は十分に配分される一方、同様に重要な原料 B は不足するといったことが生じたのである。<sup>\*329)</sup> たしかにのちには、中央の統制部局（ケーラー Köhler, Walter 指揮下の原料配分局<sup>\*330)</sup>）が原料を大規模需要領域（わりあて受給者<sup>\*331)</sup>）に配分するようになる。けれども最終的に原料を個々の経営に配分する仕事は、輸入監視局が担当し続けたのだっ

---

\*323) Änderungsverordnung zur Verordnung über die Devisenbewirtschaftung

\*324) Hoffmann, Hans, Das Rohstoffproblem der deutschen Lederwirtschaft, Diss., Leipzig, 1938, p. 126. in: Bräutigam, *Ibid.*, p. 75.

\*325) Petzina, *Autarkiepolitik*, p. 153.

\*326) Reichsbeauftragter

\*327) 栗原『第二次世界大戦の勃発』232頁。栗原は、業界団体が商品管理の実務を引き受けたことから、輸入監視局体制には経済界の手で運営される国家的原料統制を要求していた経済界の意向が実現されたとする。

\*328) Petzina, *op. cit.*

\*329) Petzina, *op. cit.*, pp. 153-154.

\*330) Geschäftsstelle Rohstoffverteilung

\*331) Kontingenträger

た。<sup>\*332)</sup>

ライヒ経済省自身、25の輸入監視局による統制について1936年6月、「官僚主義的障害と遅延」をもたらすので不都合であるとの評価を下していた。輸入監視局体制の否定的な結果を危惧する声は経済界からも出されていた。ブロイティガムは、ある皮革工業の専門家の発言を引用している。

「経済統制というものは、それがいかに賢明に考えられ柔軟に運用されようとも、世界規模での取引に依拠し、自由なイニシアティブと自由な意思決定、自由な企業家精神に発展のすべてを負っている産業に何がしかの悪影響をおよぼさないわけがない」。<sup>\*333)</sup>

営業経済組織の枠をはめられ、輸入監視局の統制下で遂行された四カ年計画は、ドイツの社会経済に深刻な影響を及ぼすことになった。原料不足と労働力不足である。

---

\*332) *Ibid.*, p. 154, Bräutigam, *op. cit.*, p. 76.

\*333) Bräutigam, *ibid.*, p. 75.

## 第4章 四カ年計画の影響

### はじめに

ナチ党がとりくんだ雇用創出・景気回復のための経済活動は 1934 年以降、公共事業から軍備拡大に移行した。そして同年後半には軍備拡大路線が軌道に乗ることになる。1935 年 3 月に再軍備が宣告されて徴兵制が復活すると、軍拡のテンポはさらに加速された。軍需景気のなかで失業者数は減少し、ドイツ経済は 1936 年には完全雇用の状態に近づきつつあった。

完全雇用に近い状態で四カ年計画のような国家事業が新規に強行されると労働力が不足する。しかし現実には労働力に加えて原料の不足も問題となった。軍需工場や軍事施設、戦略物資の生産工場や機械を建設・製作するために大量の原材料が必要となったからである。すぐに原料不足が全産業部門をおおうことになった。『ドイツ報告』（1937 年 1 月）は、四カ年計画の最重要課題である軍事施設の建設もその例外ではなく、軍需関連産業においても原料不足のために従業員を数週間、解雇しなければならなくなったことを伝えている。<sup>\*334)</sup>

ところが 1936 年後半から 1937 年に入ると軍需関連産業は原料不足を克服するようになる。たとえば 1936 年 8 月 27 日付のライヒ労働院会議の秘密報告にはジュールップ Syrup（労働幹旋兼失業保険ライヒ局長官）<sup>\*335)</sup> の報告が記録されており、これによると、機械工の失業者数は 80 万人（1933 年）から 3 万 1000 人に、同レンガ工は 45 万人から 8000 人に減少したとある。<sup>\*336)</sup> また、この 1937 年 3 月期の『ドイツ報告』には、バーデンの軍需工場が原料〔鉄〕の供給量を増加させたと報じている。<sup>\*337)</sup> さらに、ライヒ労働管理官 Reichstreuhänder der Arbeit の月例報告にも興味ぶかい数字がある。ライヒ労働管理官というのは、ライヒ労働大臣が管轄する国家官吏で 1933 年 5 月 19 日に発足していた。<sup>\*338)</sup> 矢野が指摘するライヒ労働管理官の 1937 年 2～5 月の月例秘密報告によると、鉄鋼・金属産業における主要な問題が原料不足であるのに対して、6 月以降はこの問題は完全に影を

---

\*334) DB, 1937/1, A 53, 54, 56.

\*335) Präsident der Reichsanstalt für Arbeitsvermittlung und Arbeitslosenversicherung

\*336) ドイツ銀行のファイル R8119F/P-391, 0031, Vertraulicher Bericht. Sitzung der Reichsarbeitskammer am 27. August 1936.

\*337) DB, 1937/3, A 101-102.

\*338) ライヒ労働管理官は、1934 年 1 月 20 日付国民労働秩序法によって社会的統制機関としての機能を付与され「階級闘争克服」のための一歩と称揚された。ライヒ労働管理官に与えられた課題は、民族共同体の深化、労働平和の維持、労働協約の策定、経営秩序の監視、経営内信任委員会設置への関与、(大量)解雇の管理であった。ライヒ労働管理官は全国 14 (1941 年以降は 22) の経済地域につき 1 名が任命された。職業安定所はライヒ労働管理官の支所であった。オーストリアと東部地域においては州職業安定所の所長が労働管理官であった。

ひそめているのである。<sup>\*339)</sup>なぜこうしたことが生じたのであろうか。

## 1. 原料不足と原料わりあて制度

鉄鋼・金属産業において原料不足が解消された原因を、『ドイツ通信』は受注における緊急度のランク付けに見ていた。ランク付けは鉄鋼輸入監視局（鉄・鉄鋼）が1937年3月に発令したものである。そこでは注文の許可に優先順位が付けられ、軍需発注が最優先されていた。軍需発注のつぎに来たのが経済的に意味のある発注、つまり工作機械や代替原料を生産するための工場の建設であった。三番目が輸出関連の発注で、国内向け発注は後回しにされていた。<sup>\*340)</sup>

軍需関連産業や輸出関連産業とは対照的に、いつまでも原料不足を克服できない産業部門もあった。『ドイツ報告』が「四カ年計画の実施前から原料不足に苦しんでいた」と書く繊維産業である。繊維産業は原料管理体制が始まるといっそう大きな困難を抱えることになった。『ドイツ報告』（1937年1月）には、ある種の製品において再生羊毛、スフの混合割合が強制的に定められ、さらにスフや人工繊維がわりあて制になったため、支給される糸の種類に応じて生産工程を変更しなければならなくなったと記されている。<sup>\*341)</sup>また編み物工場においては、粗悪な繊維の混入によって木綿を原料とする作業工程に支障が出たことが紹介されている。糸が不均一なために編み機の針が頻繁に反応して製品が破損する。そのため工場は製品を欠陥品として販売せざるを得なくなったのである。また労働者たちは糸づまりのために頻繁に機械を分解修理しなければならず、そのために出来高給を減じたのであった。<sup>\*342)</sup>

繊維産業の困難は鉄の発注優先順位によって増大した。故障の多くなった機械の部品をとりかえたり代替繊維用の新しい機械を購入したりするさいも、<sup>\*343)</sup>繊維産業は鉄の発注許可が最下位にランクされていたために必要な発注許可がおりなかったからである。1937年をとおして第三帝国の原料不足は危険な規模になりつつあった。『ドイツ報告』（1937年10月）はこう分析している。「私経済部門が『国家の必要』のために押しやられれば押しやられるほど、個人で自由にできる原料の量が制限され、私経営は国家官僚と軍指導部の任務遂行のための単なる道具になっていった」。<sup>\*344)</sup>

こうした傾向に拍車をかけたのが、原料（鉄・鉄鋼）のわりあて制度であった。受注緊急度のランク付けが、鉄の配分における戦争経済の民需に対する優位を確保する目的をも

---

\*339) Timothy W. Mason, *Arbeiterklasse und Volksgemeinschaft. Dokumente und Materialien zur deutschen Arbeiterpolitik 1936-1939* (Opladen, 1975), Dok. 27 (37年2月, 39 (37年3月), 33 (37年4月), 36 (37年5月), 41 (37年6/7月), 45 (37年8/9月), 47 (37年10月), 52 (37年11/12月) などを用いた分析による。矢野, 前掲論文, 85-86頁。

\*340) *DB*, 1937/ 3, A 96

\*341) *DB*, 1937/ 1, A 57, 63.

\*342) *DB*, 1937/ 1, A 63.

\*343) *DB*, 1936/ 9, A 32.

\*344) *DB*, 1937/10, A 21.

っていたのに対して、わりあて制度は需要目的別に原料を配分しようとするものであった。<sup>\*345)</sup>『ドイツ報告』は概要をこう紹介している。まずあらゆる鉄需要に優先するのが輸出用注文であり、需要者のなかでグループ A として第一にくる。つぎがグループ B と C で、この 3 つには固定したわりあてがなされる。グループ B は公共の需要者からなり、国防軍、四カ年計画、国有鉄道、郵政、ドイツ道路全国総監およびその他の公共需要が入る。グループ C は一連の個人需要者で、自動車産業、機械・ボイラー、造船、冶金および鉱山業、近郊鉄道が属する。これ以外のものはすべてわりあてをされない需要であり、自由取引用に残されている分にたよるほかない。<sup>\*346)</sup>

特定の産業部門への原料の集中は、同一産業部門内においては原料の不均等配分となった。経営規模による原料確保能力の差が生じたのである。『ドイツ報告』(シュヴァルツヴァルト発)は、小規模経営の所有者が、自分たちが冷遇されていると感じており、大規模工場だけに必要な原料が回され、小規模工場には原料が渡されないうえ軍関係の納品からも排除されていることに不満を募らせていると伝えている。<sup>\*347)</sup>またザクセンの繊維産業部門に関する報告には「原料の配分はきわめて不均等」とあり、「一方で 3 年分の原料の貯えをもつ大規模工場が、新規に 500 ~ 1000 平方メートルの材料貯蔵庫を建設するのに、他方では、数の上では絶対的多数を占める小規模経営はまったく供給を受けていない」とある。<sup>\*348)</sup>

ただし、個別的な事例としては、最初のうちは大規模工場が原材料の蓄えを有していることを理由に、小規模工場のためにわりあてを削られたことも報告されている(西南ドイツの製靴業)。<sup>\*349)</sup>これに対しては大規模工場が苦情を申し立て、すべての工場にわりあて量にそった供給がなされるようになった。そのため小規模工場はヤミ屋からの原材料に頼らざるを得なくなったという。<sup>\*350)</sup>

原料わりあてに際して不利な立場に立たされた小規模経営は、競争力を維持するために質の悪い原料を用いて経費を抑え、従業員に通常の賃金率を下回る支払いをするほかなかった。<sup>\*351)</sup>経営者たちは、同業の競争相手が原料や商品を買占めているのではないかと家屋を捜索したり当局に告発したりしたという。<sup>\*352)</sup>また小規模経営のなかには、短縮操業を余儀なくされたり閉鎖に追い込まれたりするものも出るようになった。シュレージエンの紡績工場について、労働管理官の月刊報告(1937年5月分)はこう記している。「小さな工場を排除する目的で、コンツェルンが形成され始めているのではないかという疑い

---

\*345) *Ibid.*

\*346) また、グループ A ~ C に対する割り当て以外の鉄の不正供給のために、割り当て以外の鉄に頼っている工場が存在基盤を奪われたことも報告されている。DB, 1937/10, A 21-22.

\*347) DB, 1937/1, A 54.

\*348) DB, 1937/1, A 61.

\*349) DB, 1937/1, A 75.

\*350) 同じく西南ドイツの製靴業。DB, 1937/10, A 52.

\*351) *Ibid.* 労働管理官の月刊報告(1937年10月)にも、協定賃金以下の支払いについての記述が見られる。Mason, *op. cit.*, Dok. 47, p. 371.

\*352) シュレージエンからの報告。DB, 1937/5, A 59.

が生じている」。<sup>\*353)</sup>

原料不足によって最大の損害をこうむった産業部門は繊維産業と皮革（製靴）産業であった。とくに中小の経営は深刻な打撃を受けていた。先のジールuppの秘密報告（1936年8月27日付）には、「繊維原料の不足のために窮状がいまなお続いている。90万の職場を持ちこたえさせなければならない」と記されている。<sup>\*354)</sup> また、1937年6月26日付でライヒ労働大臣が首相官房にあてたつぎの書簡からも同様の状況が読みとれる。

「種々の原料不足は現在なお続いているので個々の生産部門においては短縮労働を余儀なくされている。国家局の統計では扶助を受けている短縮労働者の数しか把握されていないが、それは1937年4月上旬の時点で11万1000人である。絶対的な短縮労働者の数は間違いなくこれよりもはるかに多い。扶助を受けている短縮労働者の大半は、繊維産業（7万6000人）と製靴産業（2万人）にいる」。<sup>\*355)</sup>

他方、原料不足と失業者の増大から利益を得る者もあった。西南ドイツからの『ドイツ報告』はこう伝えている。

「原料不足がもたらしたのは闇取引と闇労働である。合法、非合法の皮取引商人、あるいは靴の買い占め人が必要な融資を現金または商品ですると、それで工場を開く専門屋がすぐ出てくるのだ。工場では失業者が募集されているが、失業者たちはそこで正規の賃金をはるかに下回る賃金で働き、疾病保険金庫にもその他の失業保険機関にも届けられていない。労働戦線に対しても、彼らは引き続き失業保険を支払っているだけである。彼らは1日10時間かそれ以上働いている。このような場合、工場主はたいてい立派なナチ党員なので、大工場経営者の抗議にも動じることがない。もっともユダヤ人かその他の『国家の敵』の場合だと話は別だが」。<sup>\*356)</sup>

ここで言及されている「ユダヤ人」の姿を連想させるのが、ベルリンのジュート工場に関する報告である。

「ジュート加工工場の大部分はユダヤ人の手にあるが、厄介な問題は生じていない。ただ軍と党から注文がないだけである。ジュートが不足しているので、アーリア人の注文主は、たとえそれがユダヤ人の工場からののものであろうとも、商品を受け取れさえすればそれで大喜びなのだ」。<sup>\*357)</sup>

---

\*353) Mason, *ibid.*, Dok. 40, p. 336.

\*354) BA. R8119F/P-391, *op.cit.*

\*355) Mason, *op. cit.*, Dok. 40, p. 356.

\*356) *DB*, 1937/5, A 52, 54.

\*357) *Ibid.*, A 57.

この報告はライヒ経済省（IV/3 課営業経済組織と身分的構築担当：パールト上級課長補佐<sup>\*358)</sup>）が掲げていた「営業経済の領域においてはユダヤ人の法的不利は生じさせてはならないという基本原則」<sup>\*359)</sup>を考え合わせる必要がある。これはライヒ経済省第 IV 部第 6 課「経済経営および団体に対する不当干渉の防御」、通称「ユダヤ人保護課」の方針でもあった。

つまり原料不足が支配的な状況においても、経営基盤のしっかりしたユダヤ営業経営が存続できる可能性は十分あったのである。問題は、わりあてられる原料の絶対量が減少するなかでユダヤ営業経営に敵対的な集団が形成されつつあったことである。

四カ年計画の遂行にともなって原材料不足が営業経営の内部に深刻な不平等を生み出す一方、増大する労働力の不足によって新たな問題が生じた。

## 2. 労働力不足と強制労働

第三帝国の労働政策は当初、失業者の解消に重点をおいていた。1934/35 年以降、農業部門における労働力確保に重点をおいていた。1936/37 年以降、完全雇用がほぼ達成されると新たな問題が生じた。

戦争経済部門における労働力不足を解消することに力点がおかれるようになった。この過程で強制労働投入がである。

1933 年に約 500 万を数えたドイツの失業者は、1936 年秋には約 100 万人に減っていた。ところが四カ年計画の実施過程で、ドイツの労働市場はきわめて矛盾した姿を呈することになった。一方における労働力不足と他方における失業状態（短縮労働）の慢性化である。これは軍需関連産業（おもに金属・建設）と、それ以外の産業部門（とくに繊維・衣料、皮革産業）とのあいだに顕著にみられた。1936 年 8 月 26 日のジールuppの報告には、失業者は 1100 万人おり、10 万人の労働投入不能者を除くと、40 万～50 万人が条件付で労働投入可能とされた。<sup>\*360)</sup>

四カ年計画が引き起こした労働力不足は当初、特定の分野で働く専門労働者の不足として現れた。このことは、労働力不足の問題が、当時まだ残っていた失業者を単純に振り当てるだけでは解消されないことを意味した。当面の対策としては、かぎられた数の専門労働者を国策上重要な部門に配置するほかなかった。

ところが第三帝国指導部がとったこの方法は功を奏さなかった。それは専門工たちが、政府による各種の規制にもかかわらず、より高い賃金を求めて職場を移動したからである。他方、経営の側でも労働者を引き抜くため、また自分の労働者を他に引き抜かれないために、賃金その他の労働条件を改善せざるを得なかった。<sup>\*361)</sup> つぎの〔表9A〕〔表9B〕〔表9C〕

---

\*358) 先のライヒ経済省組織図参照。パールトは 1937 年末ごろ課長に昇進している。参照：BA. R 3101-8934, 53.

\*359) ライヒ経済省の内部文書（1936 年 8 月 12 日付）にみられる。BA. R 3101-8934, 43.

\*360) R8119F/P-391, 0032-0032, op.cit.

\*361) 戸原, 前掲論文 170 頁, 矢野, 前掲論文 86-92 頁。

は各産業部門のあいだの週労働時間および賃金の格差を示したものである。

	1929	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939
生産財	46.34	41.16	42.96	45.15	45.87	46.61	47.25	47.84	48.8
消費財	45.65	41.80	42.89	43.81	42.60	44.23	44.54	44.91	43.5
鋼業	48.24	39.38	41.94	45.67	46.23	47.53	47.43	47.96	
輸送設備	45.02	39.32	43.12	44.50	45.12	45.81	45.66	45.93	
機械	49.01	40.31	42.66	47.18	49.07	49.00	49.86	50.07	
電気	44.71	35.30	38.76	43.88	45.07	46.13	46.67	46.39	
皮革	45.34	43.57	44.13	45.19	44.73	44.31	44.18	45.04	
繊維	44.73	40.95	42.37	42.93	40.78	42.30	43.07	43.95	
衣服	45.80	42.59	43.75	44.01	41.46	43.96	43.52	44.40	
食品・ゴム	47.00	43.11	43.26	44.99	44.76	45.03	45.47	45.46	

	1935.12	1936.12	1937.12	1938.12
建設業	72.4	72.1	72.3	75.4
建具・家具	68.4	71.3	73.6	78.5
化学工業	82.0	82.0	84.6	85.3
製鉄業	—	86.3	93.5	96.1
窯業	—	—	60.7	61.9
鑄造業	—	—	88.2	93.3
ガラス業	—	—	63.6	67.9
金属加工業	83.6	85.7	88.9	91.9
非鉄金属	—	—	—	91.7
石版印刷業	81.1	81.9	82.7	84.8
石材・粘土	—	—	60.1	73.7
製材業	54.2	54.8	57.6	61.6
印刷業	106.5	106.1	106.5	108.5
衣服業	53.8	54.5	55.7	59.6
繊維業	55.0	54.6	55.8	59.1
製紙業	63.0	63.3	64.6	65.6
製靴業	62.3	63.2	64.7	66.5
菓子パン・めん類	50.1	50.7	51.0	52.1
醸造業	101.2	100.7	101.1	101.2
紙加工業	58.8	58.4	59.2	61.5
全体	73.6	76.7	78.2	81.0

\*362) 矢野，前掲論文，91頁。

\*363) 矢野，前掲論文，90頁。

〔表9C〕名目週賃金収入（単位：RM） <sup>*364)</sup>		
	1936年	1939年
籍印刷	50.49	52.73
電気製品	45.34	50.55
鉄 鋼	45.53	50.71
機 械	44.17	48.97
醸 造	43.69	51.97
器 具	42.89	49.13
金属加工	42.27	46.24
鑄 造	40.29	47.00
鋳 山	33.73	39.77
建 設	32.97	37.31
製 紙	31.29	34.13
石材・粘	30.52	36.49
ガ ラ ス	30.13	33.16
陶 器	27.83	30.51
製 靴	27.64	30.55
製 材	26.28	31.66
衣 服	25.36	28.03
製 パ ン	23.76	24.66
織 維	23.20	26.04
平 均	35.13	39.42

「軍需関連産業と繊維産業とのあいだの賃金格差はとくに不公平だと感じられている」との労働管理官の報告（1937年6/7月、ニーダーザクセン）の報告を待つまでもなく、この格差が四カ年計画の恩恵に浴さない産業部門の人びとの不満を増大させたことは容易に想像がつく。だがそれ以上に彼らの不満をつのらせたのが強制的な労働配置・投入であった。

強制労働が実施された背景には、四カ年計画の進展とともに軍需関連産業における労働者の不足が専門労働者ばかりではなくなってきたことがあった。これがとくに要塞などの軍需施設、道路（アウトバーン）、港湾などの建設現場における不熟練労働者（補助労働者）の不足となって現れてきたのである。<sup>\*365)</sup>

こうした状況を前にして第三帝国指導部は手をこまねいていたわけではない。たとえば労働斡旋兼失業保険ライヒ局長官ジールuppは1937年6月23日、四カ年計画庁の労働投入局<sup>\*366)</sup>を通じて「短縮労働の除去」という報告書を送付している。あて先は経済集団繊維工業と経済集団皮革工業であった。経済集団繊維工業と経済集団皮革工業は「比較的長

\*364) 矢野，前掲論文，90頁。

\*365) Auszug aus den Monatsberichten der Reichstreuhand der Arbeit für den Monat August (und September) 1937. Mason, *op. cit.*, Dok. 45, pp. 390-391. および Auszug aus den Monatsberichten der Reichstreuhand der Arbeit für den Monat Oktober 1937. *Ibid.*, Dok. 47, p. 404 より。

\*366) Geschäftsgruppe Arbeitseinsatz

期間にわたって完全な労働時間を達成していない経済部門」である。

ジールuppは冒頭、「四カ年計画がドイツ国民に与えている偉大な課題のために、投入可能な労働者に仕事を与え、労働者が全労働時間を満たし、短縮労働ゆえの賃金カットを除去する必要がある」とのべた。労働者の開放のための経営変革 *Umstellung der Betriebe* が原因となる解雇は、企業家の一般的な解雇権とは抵触しないと。「開放すべき労働者が失業者になることを回避するために、企業家は常時所轄の職業安定所とコンタクトを取る必要があり、開放した労働者がよそで労働投入可能になった後で初めて労働者を解雇するようにしてもらいたい」、「他所での労働投入にさいして事前の職業訓練が必要な場合、その費用と交通・宿泊費は *Reichsanstalt* が負担する」とした。

ジールuppはさらに経営改革の結果、「週 40 時間労働が達成されるなら、あらゆる形態の短縮労働者扶助は即座に停止される」と記した。「完全に労働投入可能な比較的若い労働力の需要からみて、短縮労働と賃金カットを扶助によって補填する状況ではない」というのが理由である。短縮労働者扶助は 30 歳以下の独身労働者に回すという。余剰労働力を他所で活用しようという意図である。「労働者の解雇は、労働局の確認によって彼らの他所での労働投入が可能となった後ではじめて行っていただきたい。他所での労働投入に事前の職業訓練が必要な場合は、労働局は当該訓練（交通費など諸経費を負担の上）を行わなければならない」と報告書をしめくくっている。<sup>\*367)</sup>

不熟練労働者の不足を短縮労働を余儀なくされている産業部門の労働者で補おうとしたのが、ライヒ局長官が 1937 年 6 月 30 日付で出した短縮労働者に対する扶助の打ち切りに関する指令である。これによると 30 才以下の短縮労働者で扶養手当を支給されるべき被扶養者のいない者は、扶助を打ち切られるとされた。<sup>\*368)</sup> 下の【表10】は、1937 年における扶助支給対象の短縮労働者の数を、産業一般と繊維産業に分けて示したものである。7 月以降、短縮労働者の約半数が繊維産業に集中していたことがわかる。

---

\*367) BA. R 26/I-20 Geschäftsgruppe Arbeitseinsatz, 76-79.

\*368) Mason, op. cit., Dok. 41, p. 366, Anm. 14.

	〔表10〕 扶助支給短縮労働者（一般・繊維産業／1937年） <sup>*369)</sup>							
	男性		女性		合計		扶助支給対象短縮労働者のいる経営	
	短縮労働者計	繊維産業	短縮労働者計	繊維産業	短縮労働者計	繊維産業	総計	繊維産業
1月	69,607	17,480	63,703	18,221	133,310	35,701	3,585	1,010
2月	67,559	16,974	57,736	16,241	125,295	33,215	3,689	1,067
3月	58,333	16,512	49,017	14,970	107,350	31,482	3,369	1,104
4月	60,409	17,667	50,957	16,361	111,366	34,028	3,242	1,124
5月	55,331	17,172	49,865	17,197	105,196	34,369	3,085	1,145
6月	52,793	17,729	46,989	15,630	99,782	33,359	3,054	1,123
7月	40,834	16,033	35,506	14,566	76,340	30,599	2,767	1,110
8月	27,905	13,051	16,126	8,618	44,031	21,669	2,320	1,045
9月	24,626	12,452	13,113	7,708	37,739	20,160	2,033	989
10月	20,709	10,233	11,719	6,403	32,426	16,636	1,851	951
11月	20,084	9,155	11,670	6,252	31,754	15,407	1,703	874
12月	16,427	7,613	8,570	4,727	24,997	12,340	1,507	817

国家局長官の指令が、扶助受給者（将来、失業給付の受給を予定していた人びとも含む）を不安に陥れたのは当然であった。<sup>\*370)</sup> 他方、経営の側でも労働者らの要求に応じて（従業員の確保のためにも）労働密度を下げるため、故意に機械の数を減らすなどの措置を講じたのである。<sup>\*371)</sup>

ところが政府が「地域間の労働均衡」をはかるために「失業者の強制移転」を実行したとき、<sup>\*372)</sup> 彼らの不安は現実のものになった。同時期の『ドイツ報告』（ラインラント＝ヴェストファーレン）から引用する。

「繊維産業ではあいかわらず原料不足が続いている。注文にはつねに『原料の許すかぎりにおいて』しか応ずることができない。アーヘンでは原料不足が拡大し、繊維産業で大規模な解雇が余儀なくされた。これまでは短縮労働者扶助手当で労働者をつなぎとめることが試みられていたが、いまや労働時間が一律に週 40 時間に定められ、余分になった労働者は全員解雇されている。労働者たちはドイツの他の地方、たとえば、ネッカー河の治水工事のためにテュービンゲンへ行くよう命じられた。これを拒否する者は、生活扶助の 6 週間の停止で罰せられるのである」。<sup>\*373)</sup>

\*369) Statistisches Reichsamt (ed.), *Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich* (Berlin, 1938), p. 360 から作成。

\*370) 労働管理官の月間報告 (1937年 6・7月分, ヴェストファーレン), Mason, *ibid.*, Dok. 41, p. 366, 同, 8・9月分 (ラインラント), Dok. 45, p. 393.

\*371) *Ibid.*, Dok. 41, p. 366.

\*372) *DB*, 1937/10, A 119.

\*373) *Ibid.*, 1937/10, A 56.

またケムニッツからの報告からは、1937年6月30日付の国家長官の扶助打ち切り令が即座に効果を現した様子がかがえる。「ケムニッツの職業安定所は、7月と8月に新規に失業者になった者を他の職場へ斡旋しようと試みた。これらの失業者の大部分が繊維業からで、菓子部門からの者が一部いる。このふたつの部門からは、7、8月に総計5200名の新規失業者が届け出られた」。<sup>\*374)</sup> 非軍需関連産業部門からのこうした非熟練単純労働力の調達は、徴兵義務の導入と同様の順序で、まず中部ドイツ方面（ハレ＝メルゼンブルク、メクデブルク＝デッサウ、ブラウンシュヴァイク）で始められ、ついで東プロイセン方面、さらに北海沿岸地域、そして最後に南のバイエルン地方におよんだという。<sup>\*375)</sup>

扶助の支給を停止すると脅されたり、あるいは「仕事がまったくないまま、国家と民族共同体のお荷物になっているよりもましではないか」<sup>\*376)</sup>と言われたりして住み慣れた故郷をあとにした人びとは、周囲の人から追放者 **Deportierte** と呼ばれていたという。<sup>\*377)</sup> どのような人が追放者にされていたのか。『ドイツ報告』が伝える追放者の像は以下のようなものである。たとえばルール地方で長期間失業中だった鉱山労働者や、夏期に農業勤労奉仕団がやって来たために仕事がなくなったシュレージエンからの農業労働者、印刷工、サラリーマン、繊維労働者、指し物職人、さらには政治的な理由で強制収容所に入れられ、そのために故郷で職にありつくことができなかつた労働者（中部ドイツ）などである。<sup>\*378)</sup> ザクセンからは、アウトバーン建設の補助労働者を確保するために男性失業者と、とりわけ商店の店員が容赦ない選別の対象になったと報告されている。「多くの者は病気の申請を出したが、すぐに健康保険審査医師のところへ行かされて健康証明書を受け取ることになった」とある。<sup>\*379)</sup>

長いあいだ失業状態にあった彼らは、仕事の勘が鈍っていたうえ、送り込まれた建設現場では作業テンポが速かったため、しばしば事故を起こしたという。<sup>\*380)</sup> 彼らに課せられた仕事の種類はさまざまであり、支給された賃金も少しずつ異なっていたが、共通していたのは、同一職の一般的な額に比べて賃金が相当低く抑えられていたことである。『ドイツ報告』1937年10月号の「強制労働」の項目に見える数字は【表11】のようなものである。先の【表9B】【表9C】と比較するなら、その低賃金ぶりがわかる。（単位：RM＝ライヒス・マルク、Rpf.＝ライヒス・プフェニヒ）

---

\*374) *Ibid.*, A 123.

\*375) *Ibid.*, A 121.

\*376) かなり長期間にわたって失業手当を受給していたドレーズデンの書籍印刷工が、旋盤工として再訓練を施されるにあたって告げられたことば。「諸君はいまや来たるべき偉大なドイツのお役立てるのである。」*DB*, 1937/10, A 122.

\*377) *DB*, 1937/10, A 119.

\*378) *Ibid.*

\*379) *Ibid.*

\*380) *Ibid.*, A 123.

〔表11〕 強制労働者の賃金<sup>\*381)</sup>

職種	時給 [Rpf.]	日給 [Rpf.]	週給 [RM]
アウトバーン建設	53	65 (平日) ~ 97 (休日)	17, 15 ~ 18
要塞建設			12 (賄い・バラック宿代別)
土地改良工事	52		24
化学工場	55 + 塩代 3		
土木工事	55		
軍需工場	69		

強制労働を課された労働者の家族の生活も悲惨であった。ケムニッツからの『ドイツ報告』は、強制労働に出された夫からの仕送りでは生活が立ちゆかなくなった妻たちが、市の生活保護局に生活保護の支給を訴えたことを伝えている。ところがケムニッツ市当局は、夫を雇用している会社に対して家族への仕送り分を賃金から天引きするよう指示を出した。そのため夫たちの手元には生活雑費として週2~3マルクしか残らなくなり、彼らは帰郷したとき半病人になっていたという。<sup>\*382)</sup> 男性ばかりでなく、失業中の女性も工場に送られた。同じくケムニッツからは、比較的長期間失業中であった繊維および段ボール工場の女性従業員が、北ドイツのククスハーフェンの魚介類加工工場に送られたことが報告されている。<sup>\*383)</sup>

また兵役を終えて帰還した者も、本来の職種に応じて強制的に就業地をあてがわれた。失業手当を申請する暇もなく、休暇帰省もままならない遠隔地に送られることになった本人とその家族は、当局の一方的な措置に憤慨した。兵役を終了者のなかには遠隔地への就業を拒否した者もいたが、直ちに失業手当が停止されてしまった。「祖国の感謝はとっても短い！」ある帰還兵士は、こう言い残して再び郷里をあとにしたのだった。<sup>\*384)</sup>

### 3. ドイツ経営の業績闘争

原料不足と強制労働投入がドイツ経済活動の日常的な光景となるなかで、四カ年計画の矛盾と重圧はとくに中小の営業経営にのしかかっていった。これに拍車をかけたのが、1937年から始まった「ドイツ経営の業績闘争 *Leistungskampf der deutschen Betriebe*」と称する全国的なキャンペーンである。以下、主にロイレッケの研究<sup>\*385)</sup>に依拠しながらこの「業績闘争」を概観する。

「業績闘争」は、ヒトラーが1936年8月29日、ドイツ労働戦線 DAF 指導者ライ Ley,

\*381) *Ibid.* A 119-125 の数字による。

\*382) *Ibid.* A 122.

\*383) *Ibid.*

\*384) *Ibid.* A 124.

\*385) Reulecke, Jürgen, *Die Fahne mit dem goldenen Zahnrad: Der "Leistungskampf der deutschen Betriebe" 1937-1939*, in: Peukert, Detlev / Reulecke, Jürgen, *Die Reihen fast geschlossen. Beiträge zur Geschichte des Alltags unterm Nationalsozialismus* (Wuppertal, 1981)

Robert が用意した指令に署名したことが発端である。「国民労働秩序法の意味における、そして DAF の精神におけるナチズムの経営共同体の思想が、経営指導者〔経営者〕とその従者〔従業員〕によって最も完全なかたちで実現されている経営」を「ナチズムの模範経営」<sup>\*386)</sup>として顕彰せよというものである。具体的な対象は、経営内設備の改善や従業員の福利厚生を積極的に推進し、ナチ的な「経営共同体」を築いている経営とされた。<sup>\*387)</sup>

「業績闘争」においては個々の経営が互いにその社会政策を競うことになっていた。「清潔な経営の中の清潔な人間」「経営に緑を」「騒音との戦い」「よい照明でよい仕事を」「職場に新鮮な空気を」「経営で温かい食事を」といった標語にそれをうかがうことができる。一般に「ドイツ経営の業績闘争」のキャンペーンには、四カ年計画の実施で予想される労働者への圧迫を、労働条件の改善、すなわち経営内社会政策の促進によって緩和しないし「調整（埋め合わせ）」しようとの意図があったといわれている。<sup>\*388)</sup>だがそこには企業家層を「ナチズム革命の真に熱狂的な戦士」として獲得し、<sup>\*389)</sup>さらには労働・生産効率の向上をもたらす手段としての「仕事への愛」を生み出すために人間資源を管理するという思想も込められていた。<sup>\*390)</sup>

「業績闘争」のキャンペーンが始まると、「模範経営」の選択にさいして「共同意識の覚醒」や「社会的業績の確保」という社会政策的観点だけではなく純経営経済的な観点も入り込み、「品質と生産の向上」が重視されるようになった。<sup>\*391)</sup>観点が変化した背景にはシャハトとライのとの権限争いがあった。シャハトはもともと「業績闘争」に反対であった。「四カ年計画の遂行と軍備拡大が全経済に〔…〕総動員を要求している」時期に、DAF 主導の「業績闘争」が実施されると経営が新たな負担を負わされ、営業経済組織をとおして推進している経済合理化路線に支障が出ると考えたからである。<sup>\*392)</sup>他方ライもシャハトへの対抗上、「業績闘争」の目標を「国防能力の確立」ならびに四カ年計画の達成においた。こうして「業績闘争」の目標が四カ年計画の達成とされた結果、「品質と生産の向上」に重きがおかれるようになったのである。

四カ年計画が第三帝国の最優先の課題となっていた時期、国家指導部の責任者たちは四カ年計画への貢献によって自らの権限を拡張しようとした。ゲーリングは 1937 年 4 月 17 日、「DAF は経済的判断を下すにあたって所轄のライヒ省庁ならびに営業経済組織の所見

---

\*386) Nationalsozialistischer Musterbetrieb

\*387) Reulecke, *ibid.*, p. 250. 井上茂子「ナチス・ドイツの民衆統括—ドイツ労働戦線を事例として—」『歴史学研究』586 (1988 年 10 月), 201 頁。

\*388) Reulecke, p. 251. 井上茂子, 前掲論文, 201 頁。

\*389) Reulecke, p. 250.

\*390) ドイツ労働教育技術研究所 Deutsche Institut für technische Arbeitsschulung (DINTA, 1925 年設立) のアルンホルト Arnhold, Carl によって唱えられていたもの。DINTA は 1933 年 7 月に職業訓練・企業経営局として DAF に編入された。Reulecke, *op. cit.*, p. 247.

\*391) Reulecke, *ibid.*

\*392) Schreiben des Reichs- und Preußischen Wirtschaftsministers an die Geschäftsgruppe Devisen beim Beauftragten für Vierjahresplan vom 24. Februar 1937. in: Mason, *Arbeiterklasse und Volksgemeinschaft*, *op. cit.*, Dok. 64, p. 479.

も聞かなければならない」と命じた。<sup>\*393)</sup> これは DAF とライの突進に「越権行為」を感じとった国家や党の関連部署から抗議が出されたからである。ゲーリングの命令によって、「業績闘争」のキャンペーンはたしかに DAF が主催するものの、「模範経営」の選出は、DAF の専権事項から外され、ナチ党組織も深くかかわるようになった。たとえば南ヴェストファーレン大管区では、「模範経営」の選出は以下のような手順で行われた。まず DAF が顕彰されるべき経営を予備選別し、これを大管区指導部に報告する。GWB（大管区経済顧問）はその内容を管轄下の KWB らに問い合わせた上で検査し、それを大管区指導部に送り返す。そして大管区指導部が最終的な賛否を DAF の大管区指導部に伝える、というものである。この手続きの結果、GWB によって DAF 原案に多くの場合修正がほどこされたという。<sup>\*394)</sup>

「模範経営」に選ばれた経営は、5月1日にヒトラーから「金色歯車旗」<sup>\*395)</sup> [写真] が授与され、これを対外的な宣伝に使うことができた。しかしヒトラーの顕彰よりも、当該経営がナチの諸組織から公共発注を優先的に回されるなどの実際的な利益を得たことのほうが重要である。<sup>\*396)</sup> ライは、「業績闘争」に参加する経営が増加すれば自分が手に入れた領域での影響力の拡大につながると考え、ヒトラーの顕彰のほかにも「模範経営」への推薦の前提条件となる表彰制度を設けていった。経営の中には、コストの上昇や、経営内で DAF にイニシアティブをとられることをおそれて「業績闘争」への参加を拒否するものもあった。しかし全体としてみると「業績闘争」に参加する経営は 1937/38 年度の約 8 万社から 1939/40 年度には 27 万社を超えるまでになる。<sup>\*397)</sup>

「業績闘争」のキャンペーンは、生産効率至上主義と業績原理 *Leistungsprinzip* を広めるものであった。この点についてドイツ経済史研究者の柳澤は、「生産効率至上主義と業績原理は、経営的実力のあるものを成長させ、それに社会的に積極的な評価を与える反面、劣悪な経営の解体を促進するという観点と結びついていた。こうした観点それ自体は、経営中間層の思い描く古典的な観念に対立するものではなかった」とのべている。<sup>\*398)</sup>

他方、こうした観念はナチズムの唱えた「民族共同体」の理念に連なるものでもあったと指摘するのは小野である。彼女によれば、ナチズムにおいては「労働者」<sup>\*399)</sup> と「労働」<sup>\*400)</sup> の概念、その称揚は、全体社会のための奉仕・義務、全体社会のための働き手というプロイセン＝ドイツ的な観念に結びつくことができたという。そして労働は [...] 「民族共同

---

\*393) Reulecke, *op. cit.*, p. 252.

\*394) *Ibid.*, pp.261-264.

\*395) Fahne mit goldenem Zahnrad und goldenen Fransen

\*396) *Ibid.*, p. 254.

\*397) *Ibid.* 井上, 前掲論文, 201 頁。

\*398) 柳澤治『ドイツ中小ブルジョワジーの史的分析』(岩波書店, 1989 年), 357 頁。

\*399) 企業家や精神労働者も含み, 西欧近代の「市民」に対する反措定。小野清美『テクノクラートの世界とナチズム—「近代超克のユートピア」』(ミネルヴァ書房, 1996 年) 369-370 頁。

\*400) 「民族共同体」を実践的に生み出し, 維持, 拡大するもの。小野, 前掲書。

体」を生み出すものと意義づけられ、「民族共同体」創出のための教育の手段となったという。<sup>\*401)</sup> ただし小野は、この「民族共同体」は、労働義務を前提とし、労働義務を果たした者に対してのみ国家の側からの給付が保障される「業績＝給付共同体 *Leistungsgemeinschaft*」であったことに注意をうながしている。「民族共同体」は同時に、外（民族と民族との生存競争の世界）にむけては「闘争共同体」であり [...] 内においても業績能力＝闘争能力の最大化のために、「民族共同体」にとっての損得計算という原理にもとづいて、選別・淘汰、保護・育成、有能な者の抜擢がおこなわれるダイナミックな社会がめざされたのであった。<sup>\*402)</sup>

むろん個々の経営にとって営業経済組織の統制経済の枠内で行われる「業績闘争」は建前としてのナチの「理念」とはほど遠く不平等なものであった。「業績闘争」によって原材料と労働力が不適切に使用されることを懸念するゲーリングの警告を受けると、経営を評価する力点は社会政策的なものから業績志向的なものにおかれるようになった。そして戦争を準備する経営の経済的能力の動員を目指す四カ年計画の「高業績命令」は、最終的に経営の競争をも支配することになった。<sup>\*403)</sup> 「公共発注を多くこなしている経営のほうに、受注不足や原料不足のために経営の維持に多くの困難がともなう経営よりも容易に表彰にあずかることができる」<sup>\*404)</sup> とは、先にシャハトが「業績闘争」の実施に反対する理由として挙げていたものだった。彼は「業績闘争」の矛盾と無意味さを予見していたのである。

『ドイツ報告』も「業績闘争」をとりあげ、ザクセンからの報告を掲載している。「国家の注文をこなしている経営は、DAF 当局の指示を満たすべく手の届く範囲のあらゆることを率先しておこなっている。しかし個人の注文しか受けられない他の経営においては、わずらわしい DAF を厄介払いするための最低限のことしかおこなわれていない。総じて業績闘争は経営の競争であり、比較的規模の小さな多くの経営はおそらくそのうち参加できなくなるだろう」。<sup>\*405)</sup>

#### 4. 統制経済下の反ユダヤ宣伝

四カ年計画下のドイツ経済社会は深刻な矛盾に陥り、国民に大きな負担をしいた。国民は原料・外国為替の不均衡配分による職場・仕事の喪失の不安にさらされ、生活扶助の撤廃による強制労働配置への恐れをいだいたのである。

こうした現実を前に第三帝国指導部はどう対処したのだろうか。判断材料のひとつとし

---

\*401) 小野, 前掲書。

\*402) 「民族共同体」は、ナチズムが西欧近代に対して打ち出した、マルクス主義とは対照的なヴィジョンであった。その社会は、「身分や階級ではなく業績という客観的な基準に基づく『公正な』序列をもつ新しい社会であり、またこれを構成するのは、物質的利害ではなく名誉と義務を重んじ、民族の栄光の理想に殉じる『新しい人間』」であった。同, 370 頁。

\*403) Reulecke, *op. cit.*, pp. 255-256.

\*404) Mason, *op. cit.*, p. 480.

\*405) *DB*, 1938/7, A 112.

て『ドイツ報告』に収録されている国民向けの宣伝をとりあげてみたい。宣伝といってもこの時期、国民の関心をひくことができるような華々しい内政外交上の成功や成果はほとんどなかった。1936年3月に断行されたラインラント非武装地帯への進駐や7月に勃発したスペイン内戦に介入する「コンドル軍団 Legion Condor」の編成（1936年11月）、8月のベルリン・オリンピックの開催、10月のベルリン＝ローマ枢軸の締結、11月の反コミンテルン（日独防共）協定の締結といった内政・外交上の宣伝材料は、1937年をとおして（翌1938年3月のオーストリア合邦まで）なかった。1937年は、第三帝国の歴史において相対的に平穏な年であったといえる。

しかし平穏な1年のあいだにも四カ年計画は着々と進められ、社会経済の矛盾は拡大していった。平穏は重苦しい閉塞感をともなうものであった。この時期の第三帝国指導部の宣伝は、閉塞感のなかで生きる国民に向けられたものであった。宣伝にはいくつかの方向性をみとめることができる。

ひとつ目は海外植民地の獲得である。『ドイツ報告』は、「もしわれわれに植民地があれば原料不足や食料不足は存在しないであろう」という政府のスローガンを収録している。<sup>\*406)</sup> また、ザクセンからの報告では、国民の閉塞感を打ち破る海外発展への明るい期待が打ち出されていた。

「全般的に確認できるのは、ドイツの植民地のプロパガンダがドイツ国民のほぼすべての層ではっきりとした効果をあげたということだ。ドイツはふたたび植民地を持たなければならないというのだ。ドイツ以外のすべての大国は植民地をもっており、そのため彼らはドイツ人よりはるかにましな暮らしをしている。植民地によっても経済状況は変えられないと主張する者はごくわずかである」。<sup>\*407)</sup>

二番目は四カ年計画自体の宣伝である。「四カ年計画の遂行はたしかに国民に犠牲を強いる。しかしこの犠牲は必ずや報われるであろう」<sup>\*408)</sup> という文句がそれである。こうした宣伝は、将来の報酬を約束することで現在の体制とそれがもたらす矛盾と重圧を正当化し、民衆の不満を先のぼししながらいま以上の犠牲を国民に強いることを意図したものである。

そして第三の方向が反ユダヤ人宣伝である。『ドイツ報告』は、反復される政府の反ユダヤ宣伝の影響によって国民のなかに反ユダヤ感情をいだく者が増えいった様子をこう伝えている。

「〔政治のことには〕無関心な大部分の労働者のあいだでは絶えず繰り返される反ユダヤ主義の集中砲火が功を奏してきたというべきである。以前にはユダヤ人の何たるのかもまったく知らなかった人びとも、いまではあらゆる不幸をユダヤ人のせいに行っている。ことに単純なナチ党員にいたっては、もう〔ユダヤ人の〕ほかには何の話の種ももちあわせ

---

\*406) DB, 1937/12, A 1.

\*407) Ibid., A 3.

\*408) Ibid., A 59.

ていない始末だ」(1937年11月, ハンブルク) <sup>\*409)</sup>

同じころ, 社会の閉塞状況を打破するために反ユダヤ宣伝が大々的に展開されていた。ミュンヘンを皮切りにドイツ国内を巡回した「永遠のユダヤ人展」である。この展示会は「全世界におけるユダヤ人の卑劣な行動を目のあたりにさせる」<sup>\*410)</sup> ことをねらったものであった。展示会の仕掛け人はナチ党ミュンヘン=オーバーバイエルン大管区指導部と国民啓蒙宣伝省である。「人種問題は世界史を解く鍵である」(シュトライヒャー Streicher, Julius) という標語のもと, 「ユダヤの犯罪」がならべたてられた。ユダヤ教徒の風習(カシエル<sup>\*411)</sup> にするための屠殺・血抜きなどが意図的に醜悪に描写されるとともに「低価値のユダヤ人種」が世界的に影響のあるポストに就いてドイツを脅かしていると喧伝された。さらに「ドイツの犯罪者」としてヴァルター・ラーテナウ(Walther Rathenau, 1867～1922) <sup>\*412)</sup> などのユダヤ系の政治家がやり玉に挙げられるとともに「全世界の犯罪者」「ユダヤ共産主義者」としてマルクスやトロツキーが糾弾された。この反ユダヤ主義ショーをおとずれたドイツ国民は, 比較的短期間の間(1937年11月8日～1938年1月31日)に, 41万2300名にのぼったといわれる。<sup>\*413)</sup>

時期的に強弱の差はあるものの, 「反ユダヤ」は第三帝国における継続的な宣伝材料であった。「ユダヤ」ということばには第三帝国指導部のその時々と思惑がこめられていた。1937年末, 第三帝国指導部は「ボルシェヴィキとユダヤ人は反乱を欲している!」というスローガンを打ち出していた。<sup>\*414)</sup> このスローガンには, ドイツ社会に鬱積した不満と, 将来に対する不安を背景とした体制批判的な動きを封じ込めようとする国家指導部の意図を見てとることができる。

一方における「秩序」と「規律」の称揚, 他方における「無秩序」と「無規律」(=反乱)との対比を国民にわかりやすく示したのが「永遠のユダヤ人展」のキャンペーンと並行して開催された「退廃芸術展」<sup>\*415)</sup> (のちに「退廃音楽展」も合流)である。「退廃芸術」とは, ナチにとって政治的・文化的・社会的に好ましくない芸術のことである。具体的には, 近代的で, 病的で, 「ユダヤ=ボルシェヴィキ」の影響を受けたとされる前衛的芸術を意味した。<sup>\*416)</sup> 「退廃芸術展」は1937年7月19日からミュンヘンをはじめ国内12の都市で巡回展示された。

「退廃 Entartung」ということばは元来, 遺伝学上の用語として「退化」を意味したが,

---

\*409) *Ibid.*, A 51.

\*410) *DB*, 1937/11, A 46.

\*411) ユダヤ教の(戒律に適合した)食物の清浄規定

\*412) ヴァイマル共和国初期の外務大臣としてソ連とラップロ条約を締結した。極右テロル組織に暗殺される。

\*413) Benz, Graml, Weiß (eds.), *Enzyklopädie des Nationalsozialismus*, *op. cit.*, pp. 451-452.

\*414) *DB*, 1937/11, A 46.

\*415) *Ausstellung Entartete Kunst*

\*416) Schmitz-Berning, Cornelia, *Vokabular des Nationalsozialismus*, (Berlin, 1998), pp. 183-189.

人種主義的な用語法においては墮落現象を指すことばとして使用された。<sup>\*417)</sup>「entartet 退廃した」から連想される対義語は、「artig 行儀のよい」または「artgemäß 種族にふさわしい」である。「退廃芸術展」における作品群と、この展示と並行して開催された「大ドイツ芸術展」<sup>\*418)</sup>に集められた作品群との対比が、多くの来訪者に好対照な印象を与えたことは想像にかたくない。街中に貼り出された「ユダヤ的退廃芸術」と「ドイツ的真正芸術」のポスターやチラシによって、「ユダヤ＝無秩序・反乱・退化」対「ドイツ＝秩序・規律・進歩」というイメージがドイツ国民の意識に刷り込まれていったのである。

## おわりに

四カ年計画が惹起したドイツの社会的・経済的な変化は以下のようにまとめることができる。まず四カ年計画は全般的な原材料不足を生じさせた。対応策として導入された原料および外国為替のわりあて制度は、今度は特定の分野における原料不足を深刻化させた。この過程において経営規模による経営の統廃合や再編成の動きも生じた。

他方で四カ年計画は、産業部門間における労働力密度の不均衡、すなわち特定の産業分野における労働力過剰と特定の産業分野における労働力不足をもたらした。これはとくに非軍需関連部門における失業・短縮労働と、軍需関連部門における労働力の枯渇となって現れた。労働力が不足した軍需関連部門では賃金が上昇し、企業間で労働力の引き抜きと確保がこころみられた。軍需関連産業においても産業部門内部における再編が行われるようになった。

原料・外国為替わりあて制度によって産業部門間における労働力の偏在がみられるようになったため、ある産業部門から別の産業部門への労働力の移動が強制労働配置・投入というかたちで開始された。これはやがて生活扶助の認可操作と結合し、第三帝国の労働政策として制度化された。強制労働配置制度によって、異なる産業部門のあいだ、同一産業部門内における人びとのあいだの賃金・生活格差は決定的となった。この格差は補助労働者のもとでとりわけ顕著に見られた。

原料供給の減少・途絶が職場の喪失と失業、強制労働投入を意味していた産業部門の人たちのあいだで、比較的順調に営業しているユダヤ営業経営が妬みと憎悪の対象になっていった。人びとの反ユダヤ感情をさらに煽り立てたのはナチ政権発足以降、日常生活のいたるところで目にする数々の反ユダヤ措置であった。好況に浴さない産業部門にあっては、実体としての経営の存続危機がユダヤ営業経営に対する反感を増幅させていったのである。四カ年計画という軛のもとにあったドイツ経済社会では、異種の産業部門間、同種の産業部門内におけるかぎられた資源・労働力の奪い合い状況が生じていた。これがナチの「民族共同体」の実態であった。

1937年以降、「民族共同体」に対する挑戦の動きがさまざまなかたちで表出してくる。

---

\*417)「退化・退廃」の対象とされたのは、モデルネのさまざまな方向—印象主義、表現主義、キュビズム、抽象芸術、フォーヴィズム、ダダイズム、新即物主義—、要するに政治的に許容されないすべての作品であった。

\*418) Große Deutsche Kunstausstellung

四カ年計画の枠内で展開された「業績闘争」のキャンペーンは、「業績テロル Leistungsterror」の圧力に耐えられない多くの中小経営を生み出していた。不満と批判は四カ年計画の統制経済に対する抵抗として噴出することになる。

## 第5章 営業経済組織への抵抗

### はじめに

四カ年計画の経済統制によってドイツの経済社会に深刻な内部対立と矛盾がもたらされた。しかし第三帝国のテロル支配が統制経済を維持していたので、矛盾は軽減されることはなかった。統制経済の一環として、ライヒ経済省は「経済におけるユダヤ人の平等」の原則を堅持していた。体制の維持・強化を目指す第三帝国指導部にとって「反ユダヤ」を口実とした「個別行動」は鎮圧すべきものであったのである。

第三帝国はその一方で人種政策を国是として掲げていた。政権掌握直後に「アーリア条項」（職業官吏制度再建法）を制定すると、「ユダヤ人」の存在を前提とした政策を実施していく。第三帝国は「ユダヤ人」を民族共同体の敵とし、「民族の敵」を敵視する政策を遂行した。

問題は「ユダヤ人」と「ユダヤ営業経営」のあいだの処遇の違いであった。国策としての人種政策によって「ユダヤ人」が迫害される一方で、反ユダヤ勢力が「真のユダヤ人問題」とみなす「ユダヤ営業経営」の活動は妨害をうけなかった。ライヒ経済省が「ユダヤ人保護課」を設けて経済活動に対する不当干渉を防御していたからである。

第三帝国の「民族共同体」内においても「ユダヤ営業経営」に対する差別的処遇は禁止されていた。経営共同体は「個別行動」を抑止する役割を担っていた。このことは「アーリア条項」が経営共同体への適用を除外されていたことからわかる。1934年1月20日付国民労働秩序法第8条にはつぎのように記されていた。

「経営内においては、企業主が経営指導者として、従業員と労働者は従者として経営の目的の達成および民族と国家の利益のために共同して働く」。<sup>\*419)</sup> ここには経営指導者の人種については何もふれられていない。

本章では、第1節において営業経済組織におけるユダヤ営業経営の位置づけを、ライヒ経済省の「経済におけるユダヤ人の平等」の原則とともに確認する。第2節と第3節では「業績テロル」の圧力に耐えられない中小経営の不満が、四カ年計画の統制経済への抵抗として現れる過程を分析する。この過程は「民族共同体」を構成する営業経済組織が四カ年計画による矛盾によって突き崩されていく過程である。

### 1. 営業経済組織におけるユダヤ営業経営

第三帝国の営業経済組織はユダヤ営業経営を排除するものではなかった。組織の排他性と強制加盟の原則は、ユダヤ営業経営にも等しく適用されていた。史料で確認してみよう。

ライヒ経済省は1936年8月付（日付なし）でライヒ経済会議所あてに、営業経済組織におけるユダヤ営業経営にかんして文書を送っている。ライヒ経済省は、ユダヤ経営にはたしかに営業経済組織への加盟義務はないが、営業経済組織が「経済の領域で活動しているすべての企業を網羅するもの」である以上「ユダヤ営業経営も営業経済組織の構成員で

---

\*419) Gesetz zur Ordnung der nationalen Arbeit vom 20. 1. 1934, *RGBl.*, I, pp. 45-56.

ある」と記している。営業経済組織の分担金についても「ユダヤ経営が分担金で優遇されているとの思い込みは論外である」と付け加えている。<sup>\*420)</sup> ライヒ経済省がユダヤ営業経営を営業経済組織に組み入れていた証拠である。

また 1937 年 7 月には、ライヒ経済省第IV/5 課（商工会議所担当）ホイザー課長がライヒ経済会議所あてに書簡を出し、営業経済組織がユダヤ営業経営を包括し、ユダヤ人を加盟員集会に参加させる意義をのべている。すなわち、営業経済組織の主たる目的は「経済政策上の指示とライヒ政府の命令の伝達、ならびに一般の利益に必要な経済的な措置へ参画させる」ことだというのである。ただし「ユダヤ人と非ユダヤ人の処遇に差をつけることは当然」であるとし、「ユダヤ人が営業経済組織内で役職につくことはできない」とした。そして「公における誤解を避けるために、プレスを通した説明が必要だと考えている」と付け加えている。<sup>\*421)</sup>

さらに決定的な証拠は、ライヒ経済省が「経済におけるユダヤ人の平等」の原則を掲げていたことである。ライヒ経済省の内部文書（第IV/6 課〔経済経営および団体に対する不当干渉の防御〕から第IV/3 課〔営業経済組織および身分的構築〕あて、1936 年 8 月 12 日付）から、この原則が同省の基本的方針であったことが確認できる。（ライヒ経済省職務分掌表参照）ユダヤ人が営業経済組織の加盟員集会に参加することを禁止する規則の制定について、第IV/6 課はこうに記していた。（傍点筆者）

「財政的もしくは競争上の理由からユダヤ人を強制組織である営業経済組織から排除することが不可能であるにせよ、ユダヤ人から [...] 加盟員総会へ参加する権利を厳然たる指令によって取り去ることはできないと考える。[...] ユダヤ人の参加を禁止する厳命は、営業経済の領域においてはユダヤ人の法的不利は生じさせてはならないという、ライヒ経済省がこれまでつねに主張してきた基本原則と矛盾することになる。それも、ライヒ経済省による秩序のもとにある特殊な領域において矛盾を来すことになるのである。かような命令は、本課の見解ではライヒ政府の威信を高めることにはなるまい」。<sup>\*422)</sup>

逆に第IV 3 課〔営業経済組織および身分的構築〕は第IV/6 課〔不当干渉の防御〕長に対して 1936 年 9 月 18 日、「ユダヤ人の加盟員としての権利を少なくとも実質的には損なわずに、しかし外目にはユダヤ人問題におけるライヒ経済省の積極的な行動を示すような方法で対処する」よう提案していた。第IV 3 課はさらに「営業経済組織が今日なおドイツ人とユダヤ人が同条件で同じテーブルについている唯一の団体である」ことは見過ごされるべきではないとし、「このことが攻撃を受ける原因」だと認めたとうえで「この点を無難に処理してもらいたい」と記していた。<sup>\*423)</sup>

こうした内部文書を読むと、ライヒ経済省が営業経済組織内にユダヤ営業経営を組み入

---

\*420) BA. R 3101-8934, 42-43.

\*421) *Ibid.*, 47-48.

\*422) *Ibid.*, 43.

\*423) *Ibid.*, 44.

れながらも、ユダヤ営業経営への対処に苦慮していたことがわかる。ユダヤ人が国民労働秩序法のいう経営指導者の地位を否定され、ユダヤ人従業員も強制的に解雇されることによって営業経済組織から全面的に排除されるのは、「ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除のための政令」（1938年11月12日付）第2条によってである。<sup>\*424)</sup> また同法の第二政令によって、新しい経営指導者として「国家公民権取得の血液上の前提を満たす経営指導者を任命しなければならない」とされた。同時に「経営指導者代理」となることも禁止された。<sup>\*425)</sup>

ユダヤ人が営業経済組織の加盟員であり、加盟員集会に出ることで生じる不測の事態への対処方法を、第IV課〔営業経済組織および身分的構築〕のバルト上級課長補佐はライヒ経済会議所あての文書でつぎのように記していた。

- 1) ユダヤ人は、営業経済組織における名誉職的または給与付の活動をしてはならない。
- 2) ユダヤ人は営業経済組織の加盟員集会に参加してはならない〔「すべきではない」に修正〕。集会の議題ならびにその結果は文書でつたえる。
- 3) 回覧通達ならびにあらゆる種類の文書の送付は、すべての加盟員に対して一様におこなわれなければならない。<sup>\*426)</sup>

営業経済組織におけるユダヤ人の処遇については、1937年に入ってもライヒ経済省で議論されていた。ライヒ経済省第IV/6課が第IV/3課に出した1937年10月21日付けの省内文書には、営業経済組織内におけるユダヤ人の地位をめぐって第IV/6課が経済集団小売業のヴィーザー Wieser 理事長と会談したことが記されている。これによるとヴィーザー理事長は、営業経済組織がユダヤ人を加盟員集会から排除できることが大事なことだが、ライヒ経済省がユダヤ人にドイツ人代理人を立てさせるのであれば十分であるとのべたとある。これをふまえて第IV/6課は、ユダヤ経営がドイツ経営とは異なった処遇を受ける特別な地位に甘んずることもあり得るとし、ユダヤ人が営業経済組織内で役職につけないようにすることを提案した。<sup>\*427)</sup>

このように、ライヒ経済省内においてはたしかに「経済におけるユダヤ人の平等」の原則が存在した。しかし、ライヒ経済省第IV/6課がユダヤ人とユダヤ経営にとって完全な「防衛」とはならなかったことは強調しておかなければならない。つまり第IV/6課は字義通りの「ユダヤ人保護課」とはいえなかったということである。

ライヒ経済省第IV/3課のバルト課長が1937年12月24日付けのライヒ経済会議所あての文書（「営業経済組織におけるユダヤ人の立場」）で強調しているように、ユダヤ経営を営業経済組織に留めおくのはもっぱら「経済政策上の指示とライヒ政府の命令の伝達、

---

\*424) Verordnung zur Ausschaltung der Juden aus der deutschen Wirtschaftsleben vom 12. November 1938. in: *RGBl.*, I, p. 1580

\*425) Zweite Verordnung zur Durchführung der VO zur Ausschaltung der Juden aus dem deutschen Wirtschaftsleben vom 14. Dezember 1938. in: *RGBl.*, I, p. 1902.

\*426) *Ibid.*, 42.

\*427) *Ibid.*, 51.

ならびに一般の利益に必要な経済的な措置へ参画させる」ためであった。したがってユダヤ人加盟員は営業経済組織内で何の役職にも就くことは許されず、面倒を避けるために集会には非ユダヤ人代理人が出席すべきだとされたのである。<sup>\*428)</sup>

ライヒ経済省のいう「経済におけるユダヤ人の平等」の実態がいかなるものであったかは、パールトの上司である第IV部のポール部長がミュンヘンの総統代理本部 *Stab des Stellvertreters des Führers* あてた 1937 年 11 月 2 日付の文書にみてとれる。ポールはこう書いていた。

「貴官はこの問題における私の立場をご存じでしょう。ユダヤ営業経営をいかなるものがあっても営業経済組織から外せないというものです。営業経済組織から出てしまうと、ユダヤ営業経営は他の経営よりも競争の点で有利になり、いっそう大きな行動の自由を手にすることになるからです」。<sup>\*429)</sup>

ライヒ経済省の関連史料からいえることはつぎの2点である。

- ①ユダヤ営業経営が完全に営業経済組織から排除された形跡は見えてとれないこと
- ②ライヒ経済省はユダヤ営業経営を営業経済組織内にとどめて管理しようとしたこと

「経済におけるユダヤ人の平等」とは、ユダヤ人企業を監督・管理するために営業経済組織内に繋ぎとめることであり、けっしてユダヤ人企業に無制限の活動の自由を認めたものではなかった。

## 2. 営業経済組織への抵抗

1937 年末、営業経済組織の経済統制に対する不満や抵抗がさまざまなかたちで出てきた。注意すべきは、不満や抵抗が原料不足による受注の減少に端を発して、第三帝国の営業経済組織体制、すなわち「民族共同体」秩序への反発となっていたことである。抵抗の形態は2つあった。

- 1) 原料配分に対する不安や苦情を営業経済組織に属さない組織や部署に申し立て、営業経済組織以外の組織をとおして輸入監視局その他の公の部署に対して自らの言い分を通そうとするもの
- 2) 営業経済組織（および輸入監視局）が認めた産業部門別編成の垣根を越えて、個々の経営同士で協力関係もしくは企業連合を作り、これによって原料配分や受注量を確保しようとするもの

1) のような動きは本来許されないことであった。1934 年 11 月 27 日付けのドイツ経済

---

\*428) Der Reichs- und Preußische Wirtschaftsminister an die Reichswirtschaftskammer. Nr. IV 32164/37. Betr.: Stellung der Juden in der Organisation der gewerblichen Wirtschaft. in: BA. R 3101-8934, 53-54.

\*429) *Ibid.*, 55-56. これが総統代理本部との事前協議で確定された基本方針であったことは、1937 年 11 月 20 日付けで総統代理本部がライヒ経済省あてに出した書簡で確認できる。

有機的建設準備法についての第一遂行指令<sup>\*430)</sup> 第 16 条は、「営業経済集団は、加盟員に専門領域で助言し監督する。集団長は集団を国民社会主義国家の精神に則って指揮し、集団およびその加盟員にかんする事柄を営業経済全体の利益を考慮し、かつ国家利益を保ちしながら促進せねばならない」としていたからである。しかも 1934 年 2 月 27 日付けドイツ経済有機的構成準備法によって、ライヒ経済大臣には営業経済組織を「その経済部門の唯一の代表」として承認する権限が付与されていた。<sup>\*431)</sup> つまりナチ経済においては、営業経済組織は組織の排他性が前提とされていたのである。

ところがライヒ経済大臣が 1937 年 2 月 26 日付でライヒ経済会議所あてに送った以下の文書を見ると、営業経済組織に重大な弛緩が生じていたことがわかる。

「営業経済の企業が、自らの不安や苦情、なかでも原料わりあての苦情を営業経済組織の組織ではない組織や部署に対してのべ立て、営業経営組織外の組織や部署を輸入監視局や他の公的な部署に出向かせて自らの言い分を通させているとの報告が最近増えている。本官が指摘しておきたいのは、ドイツ経済有機的建設準備法によれば、営業経済組織の諸団体が営業企業の助言と監督をおこなうべき部署であり、営業経済組織のみが法律によってそれらの企業の経済政策上の利益を代表しているということである。さらに 1936 年 7 月 7 日、1936 年 7 月 29 日、1936 年 11 月 12 日付の指令において本官は、[...] ライヒならびに所轄官庁、とくにライヒ＝プロイセン経済省が営業経済組織の全組織を管轄すること、そして営業経済組織の構成員の申請は [...] 所轄の組織を経由してのみ、ライヒ＝プロイセン経済省に提出するよう要請している。[...] 営業経済組織の組織が法律および本官の指令にのべられたこれらの課題を果たすことができるのは、[...] 加盟員が営業経済組織の機関に苦情や希望をのべ、それ以外の組織に頼らないときのみである。本官は加盟員の苦情が営業経済組織の組織によつて的確に遅滞なく処理されるかどうかを厳しく監視するものである。〔後略〕」<sup>\*432)</sup>

ライヒ経済省が問題視したのは「営業経営組織外の組織や部署」が原料わりあてについて苦情を申し立てていることであつた。営業経済組織を経由して輸入監視局に意義が申し立てられることは何の問題もなかつた。『ドイツ国民経済 Die Deutsche Volkswirtschaft』誌（ドイツ工業全国連盟の事実上の機関誌）<sup>\*433)</sup> がつたえるように、ライヒ経済省は「輸入監視局が個々の経営の原料購入・原料加工に対する干渉を強めるにつれ、経営者たちが営業経済組織経由で所轄の輸入監視局に異議を申し立てた」とことには寛大であつた。同記事によると、ライヒ経済省は 1935 年にはこうした動きに反対していたが、1936 年になる

---

\*430) Gesetz zur Vorbereitung des organischen Aufbaues der deutschen Wirtschaft. Vom 27. Februar 1934. in: *RGBl., I*, 1934, pp. 185-186.

\*431) Erste Verordnung zur Durchführung des Gesetzes zur Vorbereitung des organischen Aufbaues der deutschen Wirtschaft. Vom 27. November 1934. in: *RGBl., I*, 1934, pp. 1194-1199.

\*432) BA. R 3101-8948, 133. Reichswirtschaftsminister an die Reichswirtschaftskammer vom 26. Februar 1937.

\*433) 栗原『第二次世界大戦の勃発』219 頁。

とこの傾向の健全性をみとめたという。「輸入監視局が個別の企業と過度に関わり合わなくて済み、異議の申し立てや提案について、まず営業経済組織による選別にかけることができる」からであった。<sup>\*434)</sup>

『ドイツ国民経済』誌の記事は、ライヒ経済省が輸入監視局と営業経済組織との共同作業の前提条件を作ったと伝えている。たとえば「経済組織全体の合理化」、「組織の簡素化と業務効率向上」の過程で、営業経済組織の代表者（理事長）が輸入監視局の審議会に顔を出すようになったことがそうである。これによって営業経済組織の執行機能が輸入監視局の活動領域組み込まれることになった。ただし輸入監視局は個々の経営に直接影響力をおよぼさないで、経済集団への原料わりあては総量を各経済集団に配分するかたちをとることになったという。「わりあて問題においては、個々の経営者は自分が属する経済集団と交渉するほかない。[...] 輸入監視局は、無数の個々の経営に代わってかぎられた経済集団と交渉する。[...] 経済集団の経験は、輸入監視局の活動に活かされることになる」という文言がこれを表している。<sup>\*435)</sup>

営業経済組織と輸入監視局による原料統制の影響をつよくうけていた繊維・衣料産業においては、1937年末ごろから上記1)に加えて2)の要素も加味した新たな抵抗の動きが出てきた。具体例として次のふたつの組織をとりあげる。

1. 国境地帯リンネル織物業連合有限会社
2. Adefa（ドイツ・アリア衣料産業工場経営者共同事業団）

国境地帯リンネル織物業連合有限会社は、営業経済組織に対する批判・抵抗の動きが関連企業の自己防衛のかたちをとって展開した例である。他方Adefaは、同じく繊維・衣料関係の企業連盟であるが、反ユダヤのスローガンを前面に出した点に特徴がある。Adefaについては、後継組織をふくめて次章で詳述する。本章では国境地帯リンネル織物業連合有限会社についてのべる。

### 3. 国境地帯リンネル織物業連合有限会社

国境地帯リンネル織物業連合有限会社 Vereinigte Leinen-Webereien im Grenzlandgebiet G.m.b.H.はライヒ経済省のファイルにみられる会社組織である。設立されたのは1937年9月である。<sup>\*436)</sup>ライヒ経済省がこの有限会社の存在を知ったのは、1938年1月4日にザクセンの国家地方長官 Reichsstatthalter（州政府）の経済労働大臣から「原料獲得を目的とす

---

\*434) "Gewerbliche Organisation und Überwachungsstellen." in: *Die Deutsche Volkswirtschaft*, 12. Jg. Nr. 53 (30. Sep. 1938), pp. 2532-2533.

\*435) *Ibid.*

\*436) BA. R 3101-9153, 363-414. 拙稿「第三帝国におけるユダヤ人とドイツ人の共存関係の消滅過程—繊維・衣料産業を事例として—」下村由一・南塚信吾編著『マイノリティと近代史』（彩流社、1996年4月）52-67頁参照。

る合併」と題する報告を受けたときであった。ザクセンの経済労働大臣は、ブレスラウに拠点をおくこの有限会社がシュレーゲエンとザクセンの 25 の零細な織物業者の助成を目的として「共同の利益の擁護」の旗印のもと、輸入監視局で零細織物経営を支援していると指摘していた。<sup>\*437)</sup>

連絡を受けたライヒ経済省はただちにこの件の処理に着手した。同有限会社を管轄する輸入監視局やザクセン商工会議所などに問い合わせた結果、つぎのような事実を確認するにいたる。

①リンネル織物業連合有限会社の実質的な代表者が、ブレスラウの肌着小売店所有者マルタ・ファウルハーバー Faulhaber, Martha であること。彼女には織物業連合有限会社からつぎの 4 つの権限が付与されていたことである。

- 1) 外国産糸の外国為替わりあて、および国産糸の商品わりあてを確保する権限
- 2) 国家官庁ならびに個人と購入・納品契約を結び、契約条件を取り決める権限
- 3) 会社のためにあらゆる種類の原料を購入する権限
- 4) 取引銀行（アルゲマイネ・ドイチェ・アンシュタルト銀行）の口座を利用する権

②ファウルハーバーが、1923 年以來のナチ党古参党员であることを引き合いに出して軍からかなりの規模でリンネル織物を受注していたこと。困窮している小規模織物業者に購入した原料を賃金を払って加工させており、連合に加盟している織物業者はファウルハーバーに経済的に全面的に依存する状況にあったこと。織物業連合の週平均就業時間は、同様な他社のそれが 34 ～ 36 時間であるのに対して 42 時間であったこと、である。<sup>\*438)</sup>

この報告についてライヒ経済省第 IV/3 課（営業経済組織）および第 II/27 課（紡績原料、仕上げ加工、衣料）からつぎのような意見が出された。

- ・比較的規模の小さな複数の会社が代表者を立てて輸入監視局に自らの利益を主張することは構わないが、特別な会社を設立するのは望ましくない。そうした連合は好ましくない方法で業務範囲を安易に拡大する恐れがあり、この点での管理がほとんど不可能になるからである。（IV/3 課：営業経済組織）<sup>\*439)</sup>
- ・リンネル織物業連合有限会社はファウルハーバー女史の偽装会社であり、彼女は国防軍需用とリンネルのわりあてによって個人的な利益を得ようとしている。個々の経営の要望は、管轄の輸入監視局に対して直接申しのべたらいい。（第 II/27 課：紡績原料、仕上げ加工、衣料）<sup>\*440)</sup>

---

\*437) BAP, R 3101-9153, 363.

\*438) Ibid., 369-370.

\*439) BAP, R 3101-9153, 366.

\*440) Ibid., 369.

以上の意見を踏まえて、ライヒ経済省（IV/3 課、営業経済組織担当バールト上級課長補佐）は 1938 年 3 月 16 日、織物業連合に 2 週間以内に解散通知を提出するよう要請した。バールトが問題視したのはつぎの 3 点である。<sup>\*441)</sup>

- ①ドイツ経済有機的構成準備法第一政令により、営業経済組織のみが法的に営業経営の経済政策的利益を代表することになっていること。
- ②リンネル織物業工場連合がもっぱらファウルハーバーの利益に奉仕するものとなっていること。
- ③リンネル織物業工場連合に加盟している企業は、靱皮繊維輸入監視局に直接要望を伝えることができること。

解散勧告を受けたリンネル織物業連合は 1938 年 3 月 21 日、勧告に反対する書簡をライヒ経済大臣あてに送った。織物業連合は冒頭、連合の設立が「輸入監視局における社員の利益擁護を目的」としたのではなく、「社員の私経済的利益を代表し、これをとおして従業員にパンと職をもたらすため」であることを強調した。

「連合に加盟している企業の大半は零細であり、過去においても現在においても自己の利益を貫徹できないでいます。われわれの会社は融資をふくめあらゆる点で彼らを支えており、言葉と行動で支援しています。勧告通りに連合が解散されるとしたら [...] 社員にとってはまさしく耐え難いことになりましょう」

また、ファウルハーバーに対するライヒ経済省の非難については、連合が彼女の利益に仕えているというのは誤りであるとし、「事実は逆で、彼女はわれわれの利益を懸命に守ってくれています」と記した。<sup>\*442)</sup>

第一に注目すべきは、リンネル織物業連合が申し立てる有限会社設立の動機・経緯である。織物業連合は、社員たちを会社との提携に駆り立てたのは何よりも「緊急の経済的困窮」であると主張していた。有限会社設立の目的は「経済組織〔営業経済組織をさす〕の代替をする」ことではなく、「目的はわれわれの社員の利益を強力に擁護すること」だというのである。<sup>\*443)</sup> 織物業連合はこうしたことを「純粋にナチズム的基礎の上に立脚する」ものと考えており、「経済的に極めて脆弱な織物工場所有者をも会社の仕事の恩恵に与らせるのは、民族共同体に対する義務」と考えていた。こうした立場は、ナチズムの「社会主義の」部分を表わしたもといえる。ファウルハーバーは総統官房に社員の困窮を取り除いてほしいと頼んだという。すると総統官房は「会社の統合 *Zusammenschluß*」を提案してきたという。これを根拠に織物業連合有限会社側は、「会社は総統官房の提案によって

---

\*441) *Ibid.*, 372.

\*442) *Ibid.*, 373.

\*443) *Ibid.*, 374.

設立された」と主張した。<sup>\*444)</sup>

じっさいライヒ経済省との交渉（1938年11月）において示された会社の定款〔史料編49〕<sup>\*445)</sup>（1937年9月13日付）にも、有限会社は「共同の利益の擁護、とくに仕事の斡旋を目的として「共同事業団 Arbeitsgemeinschaft」として結成されることが記されていた。また「経済的にきわめて脆弱な織物経営者であっても、資本投下せずとも連合が請け負う仕事から、その業績能力に応じて注文が与えられる」ことが定められていた。さらに「参加しているこの25人の民族同胞が今日なお存在する賃金奴隷状況から可能なかぎり解放され、すべての社員と同じように直接的生産に従事する機会を与えられることが重要である」とされていた。以上の認識に立って「今日すでに直接的な生産に従事している零細織物業者が〔有限会社に〕受け入れられる場合は、彼ら独自の業績能力に応じて最高の売り上げをあげて会社の仕事と成功にあずかる」ことが確認されていたのである。<sup>\*446)</sup>

つぎに注目すべきは、営業経済組織に対してリンネル織物業連合有限会社が批判する部分である。「われわれの社員は、すでに以前から貴殿〔ライヒ経済大臣〕が言及された営業経済組織と交渉してきました。しかし何の成果もあがりませんでした。まさにこのことが、社員たちが連携した理由なのです。[...]もし鞣皮繊維輸入監視局が最初から社員たちの利益のために必要な経済的理解を示してくれていたなら連合の結成は必要なかったかもしれません。けれども事実はそうではありませんでした」。これは先に見た繊維・衣料産業の失業者に対する失業手当の支給停止を思い起こさせるものであり、<sup>\*447)</sup>リンネル織物業連合有限会社が、ライヒ経済省の措置への対抗策として結成されたことをうかがわせる。

リンネル織物業連合有限会社は書簡の末尾で、「会社を束ねることが必要であることが証明され、実際に力を発揮した」のであり、「連合の結成とその活動によって困難が大いに緩和された」とのべた。そして最後に、「会社の解散要求を撤回されることをお願いいたします。解散要請には法的基礎がなく、それ以上に経済的な大きな失策となると思われまます」としめくくっていた。<sup>\*448)</sup>

## おわりに

ライヒ経済省としては、3月16日付の解散勧告を最終的なものと考えていたようである。3月31日にはシュレージエン経済会議所あてに、「〔織物業連合有限会社の書簡は〕連合に対する本官の従来の方針を転換する動機とはならない」と書き送った。<sup>\*449)</sup>

---

\*444) *Ibid.*, 375.

\*445) Satzung der "ADEFÄ" Arbeitsgemeinschaft deutscher Fabrikanten der Bekleidungsindustrie e.V. in: BA., R 3101 Reichswirtschaftsministerium 8646.

\*446) BAP, R 3101-9153, 366.

\*447) 戸原四郎「ナチス経済」東京大学社会科学研究所編『ファシズム期の国家と社会 3 ナチス経済とニューディール』（東京大学出版会、1979年）所収、32頁。

\*448) *Ibid.*, 374-376.

\*449) *Ibid.*, 377.

このあともリンネル織物業連合有限会社との書簡による交渉は続けられた。だがライヒ経済省は1938年12月21日付で最終的に、ドイツ経済有機的秩序準備法第1款第1条第2項にもとづいて織物業連合有限会社の解散命令を出した。ライヒ経済省が解散理由としてあげたのは、会社設立に関する定款に同企業が「共同の利益の擁護、とくに職の斡旋を目的」としていたことであった。ライヒ経済省は「こうした課題は営業経済組織のみが保留する」とし、有限会社の活動を否定した。そしてこう続けた。「解散による、同会社に所属している個々人の不利益は危惧する必要はない。いずれにしてもわりあてのさらなる増加はあり得ない。会社に所属している織物業工場は十分に、一部は能力全開で生産しているからだ。会社の解散には総統官房も同意している」と。<sup>\*450)</sup>

リンネル織物業連合有限会社がその後どうなったかは史料的に追跡できない。実際に解散したかもしれないし、細々と活動を続けたかもしれない。重要なのは、1937年末の第三帝国において、営業経済組織に頼らない独自の「共同事業団」が設立されていたという事実である。しかもこの組織は、ナチズムの重要な理念のひとつである中間層の保護を前面に出しており、ライヒ経済省もこの点では有限会社をあからさまに批判できなかったことである。リンネル織物業連合有限会社がナチ流の「民族共同体」の矛盾と限界を端的に突いていたからである。

リンネル織物業連合有限会社が「民族共同体」の矛盾を突いて営業経済組織への抵抗をこころみたのに対して、同じ繊維・衣料産業の利益団体である Adefa は反ユダヤ主義を前面に出したところに特徴がある。国是である反ユダヤを旗印にしていたため、第三帝国指導部は正面から Adefa に反対できなかった。

リンネル織物業連合有限会社と Adefa の共通点は、四カ年計画下の統制経済において不急不要の産業部門に位置づけられた繊維・衣料経済部門を活動の舞台としていたこと、それゆえに実態としての営業経営の存続に腐心したことである。

次章では Adefa とその後継拡大組織 ADEBE を詳述する。Adefa はドイツ経済活動におけるユダヤ人とドイツ人の伝統的な共存関係を否定し、その自発的な解消を主張した。他方 ADEBE は、独自の衣料経済編成案を提示することによってライヒ経済省主導の既存の営業経済組織に抵抗した。

---

\*450) Ibid., 408-410.

## 第6章 営業経済組織秩序への挑戦—AdefaとADEBE—

### はじめに

営業経済組織と輸入監視局の統制に対する抵抗の第2の例は Adefa（ドイツ・アーリア衣料産業工場経営者共同事業団）<sup>\*451)</sup> である。Adefa は反ユダヤ主義を前面に掲げて活動した繊維・衣料経済部門の団体である。本章では Adefa の理念と実践をとおして四カ年計画下の第三帝国の矛盾を論じ、Adefa が営業経済組織と輸入監視局にどう対抗しようとしたのかを明らかにする。

Adefa は繊維・衣料産業を活動の舞台とした反ユダヤ利益団体であった。そこでまず第三帝国の繊維・衣料産業部門におけるユダヤ営業経営の位置づけに簡単にふれておきたい。繊維・衣料産業は、製糸、紡績工程から卸売り、小売り販売の各部門からなっている。原料わりあて制度によって打撃を受けたのは製造工程であるが、第三帝国の繊維産業においては第三次産業部門でも「ユダヤ」が特別に意識される事情があった。

1938年4月の『小売業通信』には、紳士上着、帽子および装飾品工業で約35%、紳士・婦人下着工業で約40%、毛皮加工工業の40%、婦人上着工業の70%がユダヤ営業経営の売上であると記されている。<sup>\*452)</sup> また研究者バルカイはつぎのような数字を紹介している。「1932年末現在、ドイツには約5万のユダヤ系小売店があり、これは全小売店の6%に相当した。しかし売上総額は全小売店の26%を占めていた。ユダヤ人は例外なく経営においては他よりも多くの利益をあげていた。ユダヤ人所有の百貨店もあったが、売上高からすればさほどでもなく、全小売店の15%ほどであった。残りの85%を生み出していたのは中産層の専門店であり、なかでもとくに衣料、靴および家庭用品をあつかう専門店であった。1932年当時、ドイツではユダヤ人が既製の62%、家庭用品の36%、文化・贅沢品の18%を販売していたのである」。<sup>\*453)</sup>

繊維・衣料経済部門におけるユダヤ人の特別な位置を示す数字は、別の史料からも裏付けることができる。ナチ党管区経済顧問 Kreiswirtschaftsberater (KWB) が上司の大管区経済顧問 (GWB) に提出した報告書である。KWB は、管区内にあるドイツ人衣料小売店主の生の声を聞く立場にあった。ボーフムの KWB は 1937 年 12 月、GWB あての報告で、約 7 万 5000 マルク分の商品を非アーリア企業から購入した百貨店について、「購入先を純粋にアーリア企業に限定するならば客の選択肢はなくなるだろう」と報告している。また「注文がわりあてに応じて分配されるため、購入者は以前の納入業者と結びついてしまう」とも述べている。以前の納入業者というのは大部分、非アーリア〔ユダヤ〕企業であった。KWB はこうした現状を踏まえて「アーリア企業のみを考慮することは、商品の供給が不十分になるので現時点では不可能である」と述べている。また「地方の小売業者がドイツ

---

\*451) Arbeitsgemeinschaft deutscharischer Fabrikanten der Bekleidungsindustrie.

\*452) "Adefa - Gedanke im Vormarsch". Pressedienst des Einzelhandels" vom 5. April 1938. in: BA. NS 5VI-16230, 80.

\*453) Barkai, Avraham, *Vom Boykott zur Entjudung. Der wirtschaftliche Existenzkampf der Juden im Dritten Reich 1933-1943* (Frankfurt / M., 1987), p. 16.

衣料工業の本拠地ベルリンにおいて、アーリア人の店で、〔ユダヤ人の店と〕同様の品揃えができる前提を作る必要がある」と報告している。<sup>\*454)</sup>

ドイツにおいて繊維・衣料経済部門はユダヤ人が関与する割合が伝統的に高く、ユダヤ営業経営の影響力も大きかった。ユダヤ人は近代ドイツの繊維・衣料産業にどのように関わっていたのだろうか。

## 1. ユダヤ人と近代ドイツ繊維・衣料産業

ドイツの繊維・衣料産業においてユダヤ人（ユダヤ営業経営）が確固たる地位を占めたのにはそれなりの歴史がある。19世紀初頭の「ユダヤ人（教徒）解放 Judenemanzipation」（プロイセン、1812年）ののち、ドイツ・ユダヤ人は、ゲットーに象徴される周囲から隔離されたマイノリティー集団であることをやめた。そして同世紀末までに、ユダヤ教徒ドイツ人 *Deutsche jüdischen Glaubens* としてドイツ社会へ入っていった。この過程においては、たしかに個々のユダヤ教徒のドイツ市民社会への同化・吸収を目指した国家の側からの社会統合政策の影響力があつた。とはいえドイツに積極的に参入しようとするユダヤ教徒の側の努力も大きかったと考えるべきである。これは長田が指摘する「他文化との主観的な、つまり情緒的ないし知的な自己同一化の達成」、他文化の価値体系の受容である。<sup>\*455)</sup>

少数のシオニストを別にすれば、圧倒的多数のユダヤ教徒は、多数派であるドイツ人との共存の道を選択した。じっさいバルフォア宣言（1917年11月）以降、「ユダヤ人国家」実現の可能性が高まったにもかかわらずパレスティナへの大量移住は生じず、むしろ愛国的組織が成立した。<sup>\*456)</sup> そして法的に平等な市民として彼らは多数派との恒常的な共存関係を作り出し、この関係を維持しようとしたのだつた。多数派に取り囲まれた社会に生き、これに積極的に働きかけていこうとする少数派集団にとって、この選択は現実的であると同時に不可避的なものでもあつた。

ゲットーから解放されたユダヤ教徒たちが足を踏み入れたのは前近代的な世界であつた。そこには社会のすみずみに残る封建遺制とともに、ユダヤ人に対する伝統的な根づよい偏見と差別も残つていた。だがドイツ社会への突破口を開き、新たな生活基盤を確立しようとするユダヤ教徒たちにとって、有利にはたらく状況も存在した。それはユダヤ教徒がドイツ社会の束縛から自由であつたことである。資本主義が古典的な形態から現代的な形態へと転化しつつあつたこの時期、ドイツの経済活動においては「生業 *Gewerbe*」の理念にもとづく伝統的な経済秩序がなお支配的だつた。ところが久しくキリスト教社会の外側にいたユダヤ教徒は、こうした規則に縛られなかつたのである。ユダヤ教徒たちはたしかに顧客の獲得から出発しなければならなかつた。しかし彼らとその過程でよりどころとした競争原理と経済合理主義は、近代への脱皮をとげつつあつたドイツの資本主義的経済

---

\*454) Schreiben von Kreiswirtschaftsberater an Gauwirtschaftsberater vom 8. 12. 1937. in: *GWB* 424.

\*455) 長田浩彰『われらユダヤ系ドイツ人—マイノリティーからみたドイツ現代史 1893-1951—』（広島大学出版会、2011年）、5-6頁。

\*456) 長田、前掲書、5頁。

秩序にまったく適合的であったのである。<sup>\*457)</sup>

資本主義の発展にともなって営業と移動の自由の原則が確立されると、ユダヤ系ドイツ市民たちは開かれた職業活動の可能性を最大限に利用した。彼らは総じて環境への適応能力があり、新技術の取り入れにも積極的であった。ユダヤ系ドイツ市民の関与する割合は将来的展望のある経済部門と職業分野において上昇していく。彼らがとくに関心を示したのは、組織と生産様式が比較的近代化された形態の産業部門、すなわち初期工業化時代の繊維・衣料産業であった。<sup>\*458)</sup>そしてこの分野におけるユダヤ系手工業者や卸売業者、工場経営者が、やがてドイツ衣料産業において中心的な役割を演じるまでになるのである。

以下の〔表12〕は1925年時点でのプロイセンにおける衣料産業の数字である。

〔表12〕プロイセンにおける衣料産業（1925年）<sup>\*459)</sup>

衣料製造の経済部門	就業者総数	うちユダヤ人	ユダヤ人の割合
仕立て・衣服製造	481,157	12,908	2,68 (%)
下着・前掛け製造	72,229	2,205	3,12
婦人用帽子製造	58,605	2,054	3,50
毛皮加工・毛皮製品仕上げ	14,232	939	6,60
メリヤス・ニット編物	32,990	506	1,53
ネクタイ・ベルト製造	6,766	422	6,24
縁なし帽製造	5,061	367	7,25
造花製造	5,062	203	4,01
仕上げ飾り加工	40,790	254	0,62
総計	716,892	19,858	3,95

また下の〔表13〕はドイツの主要都市における衣料卸売業とユダヤ企業を、〔表14〕は1930年のベルリンの既製服製造におけるユダヤ人と非ユダヤ人の割合を示したものである。

〔表13〕ドイツの主要都市における衣料卸売業とユダヤ企業<sup>\*460)</sup>

都市	衣料卸売業総計	ユダヤ企業	ユダヤ企業の割合
ベルリン	1649	1015	61,5 (%)
ハンブルク	679	237	34,9
ライプツィヒ	432	156	36,1
フランクフルト/M	364	253	69,5
ケルン	345	174	50,4
ミュンヘン	224	96	42,8

\*457) Genschel, *op. cit.*, pp. 17-19.

\*458) Berding, *Moderner Antisemitismus in Deutschland*, *op. cit.*, pp. 36-37.

\*459) Westphal, Uwe, *Berliner Konfektion und Mode 1836-1939. Die Zerstörung einer Tradition* (Berlin, 1992, 2. Aufl.), p. 91 から作成。

\*460) *Ibid.*, p. 94.

〔表14〕 ベルリンの既製服製造におけるユダヤ人と非ユダヤ人の割合（1930年）<sup>\*461)</sup>

<b>紳士・子ども既製服製造</b>	
工場総計	264
うちユダヤ企業	160 = 60,6 %
うち非ユダヤ企業	104 = 39,4 %
卸売業総計	28
うちユダヤ企業	17 = 60,7 %
うち非ユダヤ企業	11 = 39,3 %
<b>婦人・少女既製服製造</b>	
工場総計	1312
うちユダヤ企業	563 = 42,9 %
うち非ユダヤ企業	749 = 57,1 %
卸売業総計	79
うちユダヤ企業	54 = 68,3 %
うち非ユダヤ企業	25 = 31,7 %
婦人既製外套製造・卸売業総計	200
うちユダヤ企業	143 = 71,5 %
うち非ユダヤ企業	57 = 28,5%

既製服の大量生産および大量販売に先鞭を付けたこともあって、1930年の時点では、繊維・衣料部門の製造業の23%、卸売業の40%、小売業では62%がユダヤ人の経営であったといわれる。<sup>\*462)</sup>

## 2. Adefaとドイツ繊維・衣料業界

四カ年計画の始動以来、商品不足に悩んでいた衣料小売り部門は1937年末、さらなる困難に直面することになった。ライヒ経済省が歳末商戦で繊維製品を廉価販売してはならないとの通達を出したからである。<sup>\*463)</sup> 売上を減じるこの措置は、『シュテュルマー』の編集者で反ユダヤ主義者のシュトライヒャー Streicher, Julius<sup>\*464)</sup> が大管区指導者として君臨

\*461) *Ibid.*

\*462) Genschel, *op. cit.*, pp.17-19.同様の傾向は製靴産業においても見られた。新鋭機械の導入や製品の規格化などの技術革新により、短期間に世界的企業へ成長したザラマンダー社 Salamander などはその代表といえる。Bräutigam, *op. cit.*, pp.52-64.

\*463) *DB*, 1937/12, A 82.

\*464) 1885 ~ 1946. 第一次世界大戦に従軍後、国粹的的なドイツ社会主義者党を結成していたが1920年ナチ党に入党。1923年、反ユダヤ主義週刊誌『シュテュルマー』を創刊。25年大管区指導者となり、33年全国的な反ユダヤボイコットを指揮する。40年スキャンダルや汚職により地位と職を失うが『シュテュルマー』の編集は続ける。ニュルンベルク裁判で有罪とされ死刑。

していたフランケンでは、ユダヤ系百貨店ならびに商店（代表的な衣料品・装身具店）に対する「クリスマス・ボイコット」を引き起こすまでになった。<sup>\*465)</sup>

Adefa が活動を激化させたのはこの時期である。Adefa はもともと、衣料産業のドイツ人工場経営者によって 1933 年 5 月に結成されていた利益団体であった。従来の研究において Adefa は、その歴史的な位置づけはおろか言及されることさえ希であった。<sup>\*466)</sup>しかし、



ドイツ経済活動におけるユダヤ人とドイツ人の共存関係を明確に否定し、関係の自発的な解消を強硬に主張した Adefa とその代表者オットー・ユング Jung, Otto (1896 年～?) [写真]<sup>\*467)</sup> の理念と実践は、第三帝国の経済の脱ユダヤ化政策が、民間の反ユダヤ団体とどのような接点をもっていたかを理解する手がかりを与えてくれる。

Adefa は 1937 年末から 1938 年末にかけて経済の脱ユダヤ化に主体的に取り組み、その活動は第三帝国指導部から承認されていた。

Adefa がドイツのユダヤ繊維・衣料産業におよぼした影響は甚大である。1930 年代末までドイツの日常的な街路景観にとけ込んでいたユダヤ系衣料品店が一掃されたことは、その最たるものである。



Adefa が歴史の表舞台で猛威を振るったのは 1 年余りにすぎないが、その間 Adefa の活動は一般の新聞・雑誌で繰り返し報道・宣伝されていた。当時多くのドイツ国民は Adefa の存在を知りうる立場にいた。小売店の店頭で陳列される Adefa の商品には Adefa 標 [写真]<sup>\*468)</sup> が付けられていたので、だれの目にもとまる存在であった。後 Adefa は、経済の脱ユダヤ化の大波が引き、街頭からユダヤ商店が姿を消すと「課題は達成された」として、1939 年夏に自主的に解散する。

Adefa の解散後、第二次世界大戦とホロコーストという大きな出来事が起こった。このことが原因で Adefa がドイツの繊維・衣料業界で働いた狼藉の記憶が失われたのみならず、かつて Adefa という組織が存在していたという事実までもが忘れ去られてしまった。しかし Adefa は、平時に衆人環視のもとでユダヤ人から生活手段・生活基盤を奪い去り、

---

\*465) DB, 1938/2, A 70-75.

\*466) Genschel, *op. cit.*, p. 149, Toury, Jacob, *Jüdische Textilunternehmer in Baden-Württemberg 1638-1938* (Tübingen, 1984), p. 250, Barkai, Avraham, *Vom Boykott zur "Entjudung"*, *op. cit.*, pp. 183-184, Kratzsch, *Der Gauwirtschaftsapparat*, *op. cit.*, p. 139, Bajohr, Frank, "Arisierung" in Hamburg. *Die Verdrängung der jüdischen Unternehmer 1933-1945* (Hamburg, 1997), pp. 139-140, Bruns-Wüstefeld, Alex, *Lohnende Geschäft. Die "Entjudung" der Wirtschaft am Beispiel Göttingens* (Hannover, 1997), p. 89, Bräutigam, *op. cit.*, p. 284, Anm. 247.

\*467) Deutsche Kleidung Deutsche Werkstoffe Deutsche Menschen. Vortrag des Gauwirtschaftsberaters und Sachberaters in der Kommission für Wirtschaftspolitik, Reichsleitung der NSDAP, Parteigenosse Dir. Otto Jung anlässlich der Eröffnung der 15. ADEFA-Herbstschau 1937. in: *GWB* 648.

\*468) 「アーリア人の手による商品の印 "Das Zeichen für Ware aus arischer Hand"」 in: *Westfälische Landeszeitung* Nr. 35, am 6. Feb. 1938. in: *Ibid.*

彼らに国外追放か絶滅収容所送りかの選択肢を突きつけたのである。本節では、Adefa とその指導者たちの痕跡を、筆者が入手できた史料にもとづいてたどってみたい。

Adefa は、正式名称を「ドイツ・アリア衣料産業工場経営者共同事業団」という。<sup>\*469)</sup> ライヒ経済省の文書によると Adefa は 1939 年 8 月 15 日に自己解散するまで 2 度名称変更の届け出をしている。<sup>\*470)</sup> 当時、新聞紙上などでは Adefa または ADEFA と表記されていた。

Adefa が結成された経緯は当時の新聞記事からその断片をうかがうほかない。ナチ党機関紙『フェルキッシャー・ベオーバハター』が伝えるところでは、その原型はヴァイマル共和国末期の 1932 年 7 月に、ナチ党古参党员で既製服製造業者のゲオルク・リーゲル Riegel, Georg という人物が、既製服業で失業中のドイツ人従業員に職を斡旋する活動の一環として結成していた細胞組織であった。ドイツ人工場経営者に失業者を受け入れさせるためには受け入れ工場の売り上げ増が保証される必要があり、そのための手段としてドイツ人小売業者との連携がはかられたのだという。<sup>\*471)</sup>

ナチ党が政権を掌握した 1933 年 1 月 30 日、リーゲルは少数<sup>\*472)</sup> のドイツ人衣料工場経営者とベルリン市庁舎の食堂で組織結成を盟約し、5 月 4 日にこれを社団法人登録した。<sup>\*473)</sup> Adefa の加盟経営数は、発足時の 50 から 200 (1935 年 1 月)、300 (1935 年末)、430 (1936 年末)、そして 1938 年初頭の約 600 へと増加した。<sup>\*474)</sup>

Adefa は「加盟員相互間ならびに党・国家に対するナチズム的態度への教育」「時流に適った洋服文化の涵養」「輸出の振興」「アリア人後継者の職業訓練」などを目標とし、<sup>\*475)</sup> また加盟員がアリア系であることを条件に「ドイツ既製服業の再興と純粋性の保持」、「異人種支配の排除」を目標にかかげていた。ただしこの目標は Adefa 加盟企業の製品の品質向上によってのみ達成が可能であるとされ、このために Adefa は、それまで相互に交流のなかった加盟員同士が協力して共同作業のなかで高い業績思想を培っていくことを基本方針とした。<sup>\*476)</sup>

---

\*469) Arbeitsgemeinschaft deutscharischer Fabrikanten der Bekleidungsindustrie. 史料・出典によっては、名称の末尾を der Konfektion / des Bekleidungsgewerbes としているものもあるが、誤りである。

\*470) 1933 年 6 月 1 日の初登録時が Arbeitsgemeinschaft Deutscher Fabrikanten der Bekleidungsindustrie. 34 年 9 月 7 日に Arbeitsgemeinschaft deutscharischer Fabrikantn der Bekleidungsindustrie になり、38 年 11 月 14 日の加盟員総会において "ADEFA" Arbeitsgemeinschaft deutscher Fabrikanten der Bekleidungsindustrire に変更された。Beglaubigte Abschrift aus dem Vereins-Register Nr. 7133 (Amtsgericht Berlin). in: BA. R 3101-8646. ライヒ経済省の Adefa 関連文書の日付は 1938 年 1 月 4 日から 1939 年 2 月 4 日にわたる。

\*471) "Die Geschichte der Adefa" (*Völkischer Beobachter* vom 11. 1. 1934), in: BA., 62 DAF 3 (Deutsche Arbeitsfront)-16198, 47.

\*472) "Aufstieg der arischen Bekleidungsindustrie" (*Völkischer Beobachter* vom 25. 6. 1935. in: 62 DAF 3-16199, 166 が伝えるところでは 12 名である。

\*473) "Die Fortschritte der Adefa" (*Berliner Tageblatt* vom 4. 7. 1938) in: BAP, 62 DAF3-16199, 103.

\*474) "Fünf Jahre Adefa" (*Textil-Zeitung*, Nr. 106 vom 4. 5. 1938), in: *Ibid.*, 118.

\*475) "Die Fortschritte der Adefa" (*Berliner Tageblatt* vom 4. 7. 1938) in: BAP, 62 DAF3-16199, 103.

\*476) *Ibid.*

Adefa の初期の活動で目を引くのは「紡績業者から消費者まで」というスローガンである。このスローガンは、リーゲルがドイツ人失業者をドイツ人が経営する既製服工場に受け入れさせる活動と関係があった。ドイツ人失業者を受け入れるためには受け入れ先工場の業績を向上させることが先決で、そのためには小売店の協力が不可欠であるという理由である。<sup>\*477)</sup> これを反ユダヤ主義と結びつけた Adefa は、原料納入から商品流通のすべての過程でユダヤ営業経営の介在を認めない立場をとった。閉鎖的な流通過程を流れる商品に先の Adefa 票が目印として付けられたのである。

Adefa の活動は順風満帆というわけではなかった。1934 年にはライヒ経済省から、先のリンネル織物業連合有限会社と同じく、ドイツ経済有機的秩序準備法の「排他性の原則」に抵触するおそれを問題視された形跡もある。ライヒ経済省の文書には、ライヒ経済省の担当者がドイツ工業全国身分を通じて、ユングに電話で直接事情を聞いたことが記録されている(1933 年 12 月 12 日付)。ユングは「Adefa は衣料産業の文化政策的な組織である」と弁明している。「最初はたしかに経済的な課題を引き受けようとしたこともあったが、ドイツ衣料工業全国連盟から諫められたので [...] 文化政策的な問題に限定」したのだと。<sup>\*478)</sup> また当時の新聞記事からも、Adefa 目標は「文化的な課題」の達成であって、経済的な利益代表は営業経済組織を通じておこなう、というかたちを Adefa が取っていたことがわかる。<sup>\*479)</sup>

いずれにせよ Adefa は第三帝国初期の経済組織再編をなんとか乗り越え解散を免れた。ところが営業経済組織が再編されたあと 1937 年末ごろまで、Adefa はしばらく表舞台からしりぞく。当時の新聞・雑誌から Adefa 関連の記事が忽然と消えるのである。これがわかるのは、当時の新聞・雑誌記事の網羅的な切り抜きという便利な史料が残っているからである。このコレクションは DAF の傘下にあった労働科学研究所 AWI<sup>\*480)</sup> が収集していたものである。<sup>\*481)</sup> その「繊維経済」のファイルをみると、Adefa 関連の記事は、結成直後の 1933～34 年を除くと大半が 1937 年末から 1938 年に集中していることがわかる。<sup>\*482)</sup> 反ユダヤ利益団体 Adefa の活動が抑えられたのは、ライヒ経済省の「不当干渉の防御」機能が働いていたと考えることができる。

だが Adefa が鳴りをひそめざるを得なかった実際的な理由は、『フランケン日報』も報じているように、「経済においてユダヤ人の排除がほとんど見込みのないように思える領

---

\*477) *Ibid.*

\*478) BA. R 3101-8920, 221.

\*479) "Die Organisationsfrage im Bekleidungsgewerbe" (*Berliner Tageblatt* Nr. 257 vom 2. Juni 1934), in: BA., 62 DAF 3, 16198, 31.

\*480) Arbeitswissenschaftliches Institut (AWI)

\*481) AWI は新聞・雑誌記事の切り抜きを産業分野別に収集・整理していた。繊維・衣料経済部門はその一部に過ぎない。

\*482) 『フェルキッシャー・ベオーバハター』紙なども、1933 年には Adefa 関連の記事をいくつか掲載していたが、翌年からはほぼ現われなくなる。ふたたび紙面に登場するのは 1937 年末以降である。BA., 62 DAF 3, 16198, 16199.

域があるとすれば、それは衣料産業分野だった<sup>\*483)</sup> という状況があったからである。『フランケン日報』の記事を裏付ける行政文書は、南ヴェストファーレン大管区のGWBのファイルに散見される。たとえばデュースブルクのファーニング社Fahningは1938年1月17日、管轄のハム Hamm 市長あてに「アーリアの経営で調達できるかぎり、ユダヤ人の工場で購入することを厳格に禁じてきたが [...] いつでもできるわけではない。それは高価格商品、上等な既製服においては [...] ここ最近、大きく進歩しているアーリア人工場経営者との交替が進んでいないからである」と報告している。<sup>\*484)</sup>

また同大管区の大管区指導者プライガー Pleiger, Paulは1938年2月10日、ユングあてにリップシュタット Lippstadt の管区指導者の話を報告している。それによると「ギゼッケ&ブランド Giesecke & Brand」社がユダヤ人の工場から2000マルク分の商品を購入しており、管区指導者がこの企業の所有者テンスマン Tönsmann に事情を聞いたところ、テンスマンは、Adefaの展示会と集会にはすべて参加したが、[ユダヤ人の工場に]比肩するモードを見つけられなかったと回答したという。こうした上でプライガーは、テンスマンのギゼッケ&ブランド社と同じくAdefa企業から購入しようとするドイツ企業に見せるために「Adefa加盟企業名簿」を50部送るようユング依頼したのだった。<sup>\*485)</sup>

### 3. オットー・ユングとAdefa

数年間鳴りをひそめていたAdefaがふたたび第三帝国のマスメディアに登場し、さかんに宣伝されるようになるのは1937年末、先の「クリスマス・ボイコット」のころである。そのころまでにAdefaは勢力を拡大し、38年初頭には、紳士・婦人服製造部門で約500の加盟企業を集めるまでになっていた。<sup>\*486)</sup>

Adefaの急速な勢力拡大の要因はいくつか考えられる。第一に、しだいに狭まっていく生活空間を前に、ドイツでの生活に見切りを付けて国外移住を選択するユダヤ人の工場経営者や卸売業者が出てきたことである。このことは商品の安定供給がたち切られることをおそれるドイツ人の小売業者に心理的な影響を与えたはずだと『フライハイツキャンプ』紙

---

\*483) *Fränkische Tageszeitung* am 14. 1. 1938. in: BA., 62 DAF 3, 16230-107.

\*484) Schreiben Fmz Fahning KG. an Oberbürgermeister der Stadt Hamm, am 17. Januar 1938. in: GWB. 424.

\*485) Schreiben Gauwirtschaftsberater (i.A. Gau-Hauptstellenleiter Baller) an die Kommission für Wirtschaftspolitik der NSDAP. zu Hd. des Gauwirtschaftsberaters Parteigenosse Jung vom 10. Februar 1938. in: *Ibid.*

\*486) "Wir können es besser! Die Adefa, Ein Vorbild zur Ausschaltung der jüdischen Wirtschaftsmacht" (*Wirtschaftlicher Pressedienst* vom 12. 1. 1938), in: BA., 62 DAF3-16230, 112. によると、これは紳士・婦人服部門のほぼ6分の1にあたる数という。なお Statistisches Reichsamt (ed.), *Statistisches Jahrbuch 1939/1940* (Berlin, 1940), p. 180.によると1936年時点における衣料工業全体の経営数は6698である。

は論じている。<sup>\*487)</sup> じっさい南ヴェストファーレン **GWB** (代理バラー **Baller**) は、ユダヤ営業経営と取引関係にあった複数の企業への警告として、1937年度のユダヤ営業経営からの購入金額を具体的にしめしつつ管轄下の複数の **KWB** に次のような指示を送付していた。

「その〔〇〇〕企業の経営指導者を呼び出して、その経営指導者がどれほど民族同胞を裏切っているか、また商人としてナチズムの世界観をいかに侮辱しているかをきっちりわからせてやってもらいたい。ユダヤ人が夜陰に乗じて国外移住してしまえば、そうした企業は当然商品の仕入れ先をうしない、報いを受けることになるのだ。当の本人の責任において現在営業中のアーリア企業とアーリア人後継者が業績をあげるのを妨げてきたからだ」。<sup>\*488)</sup>

ドイツ人経営者たちは、こうした圧力によって **Adefa** 加盟企業と取引関係を結ばざるをえなくなったのである。

第二に、毎年開催される **Adefa** の商品見本市も関係していた。**Adefa** の品質改善・向上努力がたとえすべての製品におよばなくとも、いくつかの商品でユダヤ営業経営の商品と同等の品質であった場合には、ドイツ人小売業者は取引企業の変更を強要されたからである。この点について南ヴェストファーレン **GWB** は、**KWB** が個々の小売業者と交渉するにさいして「購入先変更についての根拠のない不平の並べたててに対しては、断固として反対する態度で臨んでもらいたい」という通達を出している。<sup>\*489)</sup> また大管区指導者プライガーは「**Adefa** 加盟企業名簿」50部をユングに依頼した先の報告のなかでつぎのように書いていた。「**テンスマン**氏は、ユダヤ人から仕入れたことがまた明るみに出たら、アーリア人商人として生きていけないということを重々承知しているはずです」。<sup>\*490)</sup>

**Adefa** が急速に勢力を拡大した三番目の理由はあからさまな脅迫である。たとえば南ヴェストファーレン **GWB** は、ボーフムの管区指導者あてにユダヤ営業経営との取引を止めないバルツ社 **Baltz** についてこう書いていた。

「現在、ユダヤ人のところで購入した〔ナチ〕党員の小売業者たちが、党の裁判所で裁かれている。党員バルツも、多少儲けが減るとはいえ、ユダヤ人と直ちに手を切るのが得

---

\*487) "Aktivierung der Bekleidungsirtschaft" (*Der Freiheitskampf* vom 7. 7. 1938) in: BA., 62 DAF 3-16230, 58.

\*488) Schreiben Gauwirtschaftsberater (i.A. Gau-Hauptstellenleiter Baller) an den Kreiswirtschaftsberater Kipp (Soest) vom 3. November 1937, an den Kreiswirtschaftsberater Jaeger (Unna) vom 23. Dezember 1937, an den Kreiswirtschaftsberater Seibel (Siegen) vom 23. Dez. 1937 . in: **GWB** 424.

\*489) Rundschreiben vom Gauwirtschaftsberater vom 11. März 1938. in: **GWB** 282. **GWB** 424にも、大管区経済顧問や管区経済顧問らが管轄する小売店に取引先の変更を迫る書簡が多く含まれている。

\*490) Schreiben Gauwirtschaftsberater (i.A. Gau-Hauptstellenleiter Baller) an die Kommission für Wirtschaftspolitik der NSDAP. zu Hd. des Gauwirtschaftsberaters Parteigenosse Jung vom 10. Februar 1938. in: **GWB** 424.

策であらう」。<sup>\*491)</sup>

この書簡は、ナチ党员であるにもかかわらず当時ユダヤ人との取引関係を続けるドイツ人がいたこと、これに対してナチ党が独自の裁判で制裁を下していたことを示している。

ただ注意しなければならないのは、Adefa の勢力拡大の原因がすべてドイツ人衣料産業関係者に対する脅迫や強要であったわけではないということである。Adefa のユダヤ営業経営の排除活動は、他方では Adefa 加盟企業の業績向上努力の一環としても行われていた。つまりユダヤ営業経営を排除するだけでなく、これと並行してユダヤ営業経営の代わりになり得るドイツ人企業を保護・育成することが考えられていたのである。

Adefa のこうしたところみは、衣料産業全体としての輸出の振興を妨げないという四カ年計画の方針と一致するものであった。反ユダヤ主義からする単純なユダヤ人の排斥・ユダヤ営業経営の排除とは一線を画するこの理由付けは、Adefa の初代理事長 Geschäftsführer ユングにおいては、彼なりの「合理的」なユダヤ営業経営の排除の理論となっていたのである。

Adefa 理事長オットー・ユングとはどのような人物だったのか。ドイツ連邦文書館（旧ベルリン・ドキュメント・センター）のナチ党中央検索カードの記載から以下の事実がわかる。ユングは商学士 Dip. Kfm.の称号をもち、1896年3月20日、西南プファルツ（ラインラント＝プファルツ州南部）のペーターズベッヒェル Petersbächel で生まれた。1925年6月20日にナチ党に入党し、党员番号は8394番とかなり若い。<sup>\*492)</sup> またシュトックホルスト編纂による第三帝国人名辞典<sup>\*493)</sup>ならびに『経済界指導者名鑑』<sup>\*494)</sup>の記述によると、1930年代後半時点でのユングの「ナチ党関係」、「ライヒ経済省関係」、「私経済関係」、「その他」のおもな肩書きはつぎの通りであった。

#### [1. ナチ党関係]

- ①シュヴァーベン大管区ナチ党大管区経済顧問 Gauwirtschaftsberater der NSDAP im Gau Schwaben
- ②ナチ党経済政策委員会専門担当官 Sachbearbeiter in der Kommission für Wirtschaftspolitik der NSDAP
- ③ドイツ労働戦線衣料および皮革専門局長代理 Stellvertretender Leiter des Fachamtes Bekleidung und Leder in der DAF

---

\*491) Schreiben Gauwirtschaftsberater an Kreiswirtschaftsberater vom 8. April 1938. in: GBW. 424. これは、ユングから「この章〔ユダヤ人との取引関係の時期〕に最終的に終止符を打つことは、ドイツ意識をもつ各小売業者の義務であることをはっきりわからせて欲しい」との書簡を受けての対応であった。Schreiben Jung an den Gauwirtschaftsberater für Westfalen-Süd vom 13. Dez. 1937. in: *Ibid.*

\*492) BA. (ehem. BDC), NSDAP-Zentralkartei. Otto Jung. in: K0130, J0054.

\*493) Stockhorst, *Erich, 5000 Köpfe. Wer war was im Dritten Reich* (Kiel, 1985).

\*494) *Wer Leitet? Die Männer der Wirtschaft und der einschlägigen Verwaltung 1940* (Berlin, 1940), 1941/42 (Berlin, 1942).

## 〔2. 国家機関（ライヒ経済省）関係〕

- ①ドイツ衣料工業全国連盟理事長 Geschäftsführender Direktor des Reichsverbandes der deutschen Bekleidungsindustrie, Berlin.
- ②経済集団衣料工業主任理事 Hauptgeschäftsführer der Wirtschaftsgruppe der Bekleidungsindustrie
- ③衣料工業輸出検査局ライヒ全権委員 Reichsbeauftragter der Prüfungsstelle Bekleidungsindustrie.
- ④衣料工業輸出品検査局（ベルリン）局長 Prüfungsstelle Bekleidungsindustrie, Berlin
- ⑤衣料品点数計算所 Punktverrechnungsstelle für Bekleidung, Berlin
- ⑥衣料品類輸入品監視局内衣料品分配所 Verteilungsstelle für Bekleidung bei der Reichsstelle für Kleidung und verwandte Gebiete
- ⑦ブランデンブルク経済地区経済院工業部門顧問 Industrieabteilung bei der Wirtschaftskammer für den Wirtschaftsbezirk Brandenburg, Berlin
- ⑧シュヴァーベン労働院，ライヒ労働院，国家業績向上委員会の各委員 Arbeitskammer Schwaben, Reichsarbeitskammer, Reichsausschuß für Leistungssteigerung

## 〔3. 私経済関係〕

- ①エミール・ケスター株式会社監査役 Emil Köster AG.
- ②ライプツィヒ繊維見本市有限会社監査役 Leipziger Textil- Meßhäuser GmbH in Leipzig
- ③中央繊維有限会社支配人 Zentraltextilgesellschaft mbH. (gemeinnütziges Unternehmen), Berlin
- ④ゲデッケ化学工場（輸出）株式会社監査役会筆頭監査役 Gödecke & Co. Chemische Fabrik und Export AG. Berlin

## 〔4. その他〕

- ①『ドイツ衣料工業全国連盟報』編集者 Mitteilungen des Reichsverbandes der deutschen Bekleidungsindustrie
- ②雑誌『ドイツ完成品』共同編集者 Die Deutsche Fertigware

これを見ると、ユングが党の再建時からのナチ党员であり、繊維・衣料産業につよい利害関係をもつ人物であったことがわかる。また彼が党と国家にまたがって繊維・衣料産業部門の要職を占めていたこともわかる。このことからユングは、自らが抱えるふたつの課題、すなわちナチ党サイドが主張する経済活動からのユダヤ人の排除と、四カ年計画の枠内における繊維・衣料産業部門の業績向上・効率化促進を達成する鍵を Adefa の活動に見出したのではないかと推測できる。またユングが管区指導者らに送った回覧通達や文書の日付からすると、おそくとも 1937 年の半ばごろまでには、彼は Adefa の活動に積極的に関わるようになっていたと考えられる。<sup>\*495)</sup>

---

\*495) GWB 282, 424.

1937年秋、ユングは「Adefa 第15回秋季モード展」<sup>\*496)</sup>の開催にあたって「ドイツの衣服、ドイツの原料、ドイツの人間」という題で挨拶をしている。<sup>\*497)</sup> Adefa 加盟員を前にしたこのスピーチからは、Adefa の活動とドイツ衣料産業におけるユダヤ人問題についてのユングの基本的な姿勢をうかがい知ることができる。「私はナチ主義者として、諸君と諸君の仕事、諸君の目標に賛同している。諸君のあらゆる努力、企図に際しては、常に私の政党政治的支援をあてにしてよい」と前置きをして本題に入った。以下ユングがスピーチで言及した5つのテーマを追ってみよう。

#### 1. ユダヤ人抜きではやっていけないか

ユングもドイツ衣料品業界を取り巻く状況がきわめて困難であることは認める。納入業者のなかには「商売のためにはユダヤ人は外せない」と信じる者がおり、アーリア人を犠牲にしてユダヤ人の商売仲間に熱心に商品を供給する者もいたからである。ドイツの卸売業・小売業の一部は、Adefa の新作コレクションを見もせずに「Adefa 加盟員のものだからダメに決まっている」と決めつける始末である。しかしユングは「原料納入業者、紡績業者、織物業者、卸売・小売の購入者は、商売の上でもドイツ民族同胞、戦友として一致団結し、互いに助け合い、業績を向上させ、誠実な協働によって、消費者の利益のために、現在の欠陥を除去しなければならない」とし、以下のように主張した。

「店のためにはユダヤ人から買うほかないと納入業者に言う度胸がある者は、そのことを店の看板や売り場に正直に書いて、このドイツ人商人はユダヤ人に助けてもらわないと業績があげられないと皆に知らせてもらいたい」

「ナチ・ドイツの経済活動は、ユダヤ人抜きでは成り立たないと信じる者は、ユダヤ人が支配しているところで店を出してもらいたいものだ。[...] 良い品はユダヤ人から仕入れるほかないという古い宣伝文句は、ユダヤ人につけ込まれた卑劣な人心誘導にほかならない。そんな大嘘つきのドイツ人は『良心的な専門家』の仮面をかぶってドイツ国民の政治的意思に逆らって行動しているのだ」

「安易に、しかも間違った利欲から、商品の大部分が相変わらずユダヤ人のもとの購入されている」以上、「[Adefa の] 相互協定に加盟していない連中には、ナチズム国家ではいつも法律を盾にとってよいわけではないという政治的義務をくり返して叩き込んでやらなければならない」

---

\*496) Adefa の展示会およびモードショーは、毎年4～6回開催されていたようである。Schreiben vom Geschäftsführer der "ADEFA", Hans Müller an den Gauwirtschaftsberater von Westfalen-Süd, Pg. Pleiger vom 13. 12. 1937. in: GWB 648.

\*497) "Deutsche Kleidung Deutsche Werkstoffe Deutsche Menschen. Vortrag des Gauwirtschaftsberaters und Sachbearbeiters in der Kommission für Wirtschaftspolitik, Reichsleitung der NSDAP, Parteigenosse Dir. Otto Jung. Anlässlich der Eröffnung der 15. ADEFA-Herbstschau 1937", in: GWB 648.

## 2. 「衣服」について

ユングにとって衣服は文化そのものであった。このべていいる。「私は手工業者の民族同胞でも、日々の仕事や人生の記念祝典に清潔で立派な身なりで出かけられるよう願っている。そうすれば外観である身分を拒むようなことはせず、服装は階級〔分断〕手段の対象とならないだろう。むしろわれわれは、すべての人がともに同じ権利と義務を有する、誇り高く自由なドイツ人であると感じることができるのである」

## 3. 「白いユダヤ人」

ユングは、ユダヤ人はユダヤ精神をドイツ経済生活に広めるすべを心得ているとする。したがってドイツ経済においてはユダヤ人よりもユダヤ精神、すなわち破壊的思想を除去することが重要だとする。だがさらに困ったことは「この精神の持ち主がユダヤ人ではなく、この上なく立派なアリア証明を所持するドイツ人」だということである。ユングはそうした「ドイツ人は二重に攻撃されねばならない」と主張する。「世間でいう『白いユダヤ人』は人種としてのユダヤ人よりもいっそう憎むべきものである。なぜなら連中はユダヤ精神の信奉者であって、ドイツ精神が欠落しているからだ」

またユングは、商売の上でユダヤ人との取引が古い慣わしになっているという理由だけでドイツ民族同胞が仲違いするというのは許されないと主張した。「問題は取引慣行を浄化することだ。[...] ドイツではユダヤ人に法的に経済活動が認められている。だがこの法律は、ドイツ人が運命共同体の一員として結集し共働しなければならないという自明の義務を忘れることではない。最上位の法律は官報に明記されたものだけではないのだ」

## 4. ナチズム国家の法律

ユングは、ドイツ人商人には民族の生命とナチズム国家・民族指導の支柱である道徳的な義務があるが、国家の行政命令と通達だけでは義務を果たせないという。彼のみるところ、法というものは法が強制する事しかしない連中のために作られているのであり、こうした連中は自らの血が命じるところにしたがって自発的に民族共同体の掟を実行することはない。ゆえに立法者は「ドイツ人が団結し、生活のあらゆる場面で共働しなければならないということをことさら明記する必要はない」のである。「品質的に最高の業績をあげることによって、また倦むことのない熱心さで [...] ドイツ衣料産業におけるユダヤ人の優位をすべて打破することが道徳的義務」であり、「ありとあらゆる怠惰な口実を用いてこの努力の邪魔立てをするのは民族敵対的な態度である」。さらにユングはいう。「ドイツにおいて、すべての法的規定を厳格に遵守しながら画一化されたユダヤの腰巾着どもの溜まり場を解体していくことが私の政治的義務なのだ」と。

## 5. 銀行の役割

ユングはドイツ人経営者に融資をしぼる銀行に対しても苦言を呈する。「まっとうな金融機関というものは託された資本を良心的かつ慎重にとりあつかわなければならない。巧みな『銀行の頭脳』だけではなくドイツの心も持たなければならないのである。ドイツの心とは、専門家として有能で道徳的にも人格的にも非の打ち所のない Adefa の加盟員が、己に責がないにもかかわらず財政的な不運に見舞われるおそれがあるときは、その支援に

回る用意があるということだ。金融機関にしてみれば財政的な不運の危機があるときに融資を打ち切り取引関係を解消するというのは、借り手と貸し手が団結して双方に益するかたちで不運を回避する方法を考えるよりも安易な解決なのかもしれない。しかし今日の経済的幸運が最終的には総統と戦友方のおかげであることを忘れないでもらいたい」。

ユングがスピーチでわざわざ銀行の融資に言及したのは理由がある。ドイツ衣料工業の大半が中小経営で経営の存続が困難であったからである。下の【表15】は1935年現在の衣料工業の経営数と従業員数である。表の右側は別の統計から引用した1933年現在の数字で、経営規模の区分を1935年のものに合わせた。<sup>\*498)</sup>ドイツ衣料工業においては中小零細な経営が圧倒的であり、1935年時点でも86.6%の経営が従業員数50人以下の小規模経営であったことがわかる。ナチ党政権掌握後わずか2年のあいだに、零細経営において経営数および従業員数が減少していたことも確認できる。ただ、このような大幅な減少が、経営数の数え方の違いによるものか、労働配置によるものか、あるいはまた別の原因に由来するのかは判然としない。

【表15】ドイツ衣料工業の経営数および従業員数<sup>\*499)</sup>

1935年			1933年		
従業員数	経営数	従業員数	経営数	従業員数	従業員数
1～5	2,360	6,800	526,871	704,770	
6～10	1,578	11,880	7,890	57,669	
11～15	823	11,090	4,522	92,717	
16～20	650	11,020			
21～30	561	13,470			
31～50	609	22,940			
51～100	529	37,340	81,100	1,010	96,332
101～200	310	43,760			
201～500	170	56,000	84,614	212	103,323
500超	36	28,614			

#### 4. ADEBEとドイツ繊維・衣料業界再編の試み

Adefa との関わりにみられるように、ユングにおいては党の反ユダヤ・イデオロギーと四カ年計画が要求する経済的合理主義・業績原理の追求とが結びついていた。ユングは1937年末ごろまでに、Adefaのスローガンである「原料納入者から消費者まで」をさらに進めて、繊維経済部門のすべての段階を包括する新たな「共同事業団」の構想を具体化させ始める。この構想を具体化させたものがADEBE（社団法人ドイツ紡績原料、衣料及び皮革

\*498) Die gewerblichen Betriebe (örtliche Betriebseinheiten nach Größenklassen am 16. Juni. 1933). in: *Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich 1938*, pp. 146-147.

\*499) *Berufskundliche Mitteilungen. Reichsanstalt für Arbeitsvermittlung und Arbeitslosenversicherung*. Nr. 5. vom 10. März 1938. in: in: BA., 62 DAF 3 - 16199, 120.

経済企業共同事業団)<sup>\*500)</sup>であった。



ユングとともに ADEBE 構想を練った男がいた。専門集団繊維小売業理事長と経済集団小売業理事長を兼務するテンゲルマン Tengelman, Herbert [写真]<sup>\*501)</sup>である。テンゲルマンは、ベルリン商工会議所副会頭(のち会頭)、商工会議所小売業局長でもあり、また理事長としては専門集団衣料・繊維、皮革経済産業商業部門、経済集団衣料工業、さらにベルリン・ブランデンブルク経済会議所顧問も兼務していた。<sup>\*502)</sup>要するにドイツ衣料業界の重鎮の一人である。

のちにテンゲルマンがライヒ経済省の担当者(バールト営業経済組織担当課長補佐)にのべているところによると、テンゲルマンは当初ナチ党から小売業界に課せられていた「商品はアーリア人の商店からのみ購入する」という義務を果たそうとしたという。しかし繊維小売業界においてはこの目標の達成はきわめて困難であった。衣料品製造の75%がユダヤ営業経営の手中にあったからである。<sup>\*503)</sup>

そこでテンゲルマンはナチ党経済政策委員長であったベルンハルト・ケーラー Köhler, Berthard<sup>\*504)</sup>に、小売業者にあることを提案してもらいたいと依頼した。すなわちアーリア企業と非アーリア企業から購入する割合を報告することである。依頼を受けたケーラーがGWBであるユングに相談したところ話が急展開したという。<sup>\*505)</sup>

テンゲルマンは1938年2月9日付けのライヒ経済省あて書簡において「ADEBEの構想は自分が思いついたものである」と報告している。<sup>\*506)</sup>しかしライヒ経済省の担当官が記録したテンゲルマンの説明を読むかぎり、ADEBE構想実現には、たしかにテンゲルマンの関与も認められるものの、どちらかといえば Adefa 理事長ユングのイニシアティブが大きかったことが確認できる。

ユングやテンゲルマンの構想を具体化したものが、Adefaの後継拡大組織であるADEBEであった。ユングらはドイツ企業が高い業績をあげ、衣料産業部門における「ユダヤ人の

---

\*500) Arbeitsgemeinschaft Deutscher Unternehmer der Spinnstoff-, Bekleidungs- und Lederwirtschaft e.V.

\*501) Westphal, Uwe, *Berliner Konfektion und Mode 1836-1939. Die Zerstörung einer Tradition* (Berlin, 1992, 2. Aufl., p. 124). テンゲルマンは1896年、ヴェストファーレンのビッケルン Bickern 生まれ。1933年3月1日ナチ党入党、党員番号1506207。1923年以降ベルンヴァルト・リンネル織布合資会社 Bernward Leineweber KG を所有し、ベルリン商工会議所副会頭、商工会議所小売業局長であった。BArch. NSDAP-Mitgliedskartei, W0092. 1923, *Das deutsche Führerlexikon 1934/35* (Berlin, 1934).

\*502) *Wer Leitet? Die Männer der Wirtschaft und der einschlägigen Verwaltung 1940* (Berlin, 1940) (1941/42, Berlin, 1942).

\*503) テンゲルマンが1938年2月にライヒ経済省の担当者に語った ADEBE 設立の経緯説明文より。BA. R 3101-9158, 158.

\*504) 1932年 末にフンクのもとでナチ党経済政策委員会委員長代理を務め、翌年7月、ナチ党経済政策委員会委員長に就任していた。*Das Deutsche Führerlexikon 1934/35* (Berlin, 1934), Stockhorst, Erich, *5000 Köpfe. Wer war was im 3. Reich* (Kiel, 1985).

\*505) BA. R 3101-9153, 156-157.

\*506) BA. R 3101-9153, 157. ただし、「[ADEBE構想の] 成り行きについては、ユングとの意思の疎通はまったくできていなかった」と述べている。*Ibid.*, 156.

支配的な地位」を打破するためにはドイツ人も連帯する必要があると考えた。そこで Adefa の標語である「原料納入者から消費者まで」を拡げて、繊維・衣料・皮革経済部門のすべての段階、すなわち生産者、流通業者、消費者からなる「共同事業団」を結成しようとしたのである。テングルマンはライヒ経済省の担当者あての書簡において「アーリア繊維（衣料）小売業をますます先鋭化する状況から解放し、アーリア衣料小売業に平穏な活動の可能性をあたえる」ことが目標であると明言している。<sup>\*507)</sup>

ADEBE の初代理事長にはユングが就任することになった。ユングは大胆な性格の男であった。1938 年 2 月下旬、ベルリンで繊維・衣料専門集団の会議が開催されている。衣料専門集団副団長のほか、ライヒ経済省、DAF の関係者らも出席したこの会議の席上、ユングはこう発言しているのである。

「ユダヤ人問題が国法の枠内でのみ解決されるよう監視していくことは国家の課題であります。経済の領域では、解決されるべき問題が法律による解決を見るまで手をこまねているわけにはいかないのであります」。<sup>\*508)</sup>

ユングはさっそくメディア戦略に打って出た。1938 年 1 月 21 日、新聞各紙が一斉に社団法人 ADEBE の結成（同年 1 月 20 日）を報じた。<sup>\*509)</sup> 記事は、ADEBE が新たに結成され、繊維工業、衣料工業、皮革および皮革加工業、卸売業、小売業を傘下におさめると伝えていた。

ADEBE は 1937 年末の日付が付いた定款<sup>\*510)</sup>〔史料編 50〕において「営業経済組織が所轄する課題には関わることはない」、「営利を目的とした業務をすることはない」と断りながらも、以下の目標を掲げていた。

- ① 紡績原料、衣料及び皮革経済のドイツ経営の業務活動における、国民社会主義的思想の確保と涵養
- ② ドイツ企業とユダヤ営業経営との間の取引関係の排除
- ③ 紡績原料、衣料及び皮革経済のドイツ企業の相互扶助と振興。本社団法人は、営業経済組織が所管する課題に関わることはない。本社団法人が営利を目的に業務を行なうこと

---

\*507) *Ibid*, 157.

\*508) Protokoll über die Beiratssitzung der Fachgruppe 28: Textilien und Bekleidung am 23. Februar 1938 in Berlin, Hotel "Russischer Hof" um 11 Uhr. in: BA. R 3101-9153, 52.

\*509) たとえば"Der 'Adefa' folgt die 'Adebe'". *Textil-Zeitung* vom 21. Jan. 1938. NS 5VI-16230, 105.

\*510) この定款は組織の認可を求める交渉の過程でライヒ経済省に提出されたもの。Satzung der Arbeitsgemeinschaft Deutscher Unternehmer der Spinnstoff-, Bekleidungs- und Lederwirtschaft e. V. in: BA. R3101-9158, 170-178.

はあり得ない。<sup>\*511)</sup>

定款でさらに注目されるのは、ADEBE 加盟員の資格が細かく定められていたことである。ADEBE 加盟員になれるのは「ニュルンベルク人種法の意味におけるユダヤ人でないかぎり、またはその企業が〔同法〕第3条<sup>\*512)</sup>のいう〔国家公民法第三政令の定義をさす〕ユダヤ営業経営と見なされないかぎりの紡績原料、衣料及び皮革経済の企業のすべての所有者」とされた。また「数名の所有者のいる企業にあっては、この前提はすべての所有者について満たされていなければならない」という厳しい条件が付けられた。さらに「法人は、経営される紡績原料、衣料及び皮革経済の企業がユダヤ営業経営と見なされない場合、加盟員になることができる」とされ、「以下の場合、ユダヤ経営と見なされる」とされた。

- a) 法的代表者の中に、第1項の意味におけるユダヤ人がいる場合
- b) 監査役会構成員の4分の1以上がユダヤ人である場合
- c) ユダヤ人が資本または評決権で決定的であって<sup>\*513)</sup>、ユダヤ人の同意がなければ最高管理組織（株主総会、〔有限会社の〕社員総会など）の評決ができないといどに参与している場合

以上のほかに「営業経営が事実上ユダヤ人の支配的影響のもとにある場合」もユダヤ経営と見なされるとされた。そして「疑わしい場合は、当該企業の性格についての、管轄のナチ党政治部署、または管轄の商工会議所の決定を仰がなければならない」と規定された。

ADEBE 加盟員資格についての理事長の権限は非常に大きかった。「社団法人への加盟は理事長が決定する。理事長は、理由を挙げずに受け入れを拒否することができる」と規定されていた。<sup>\*514)</sup>

ライヒ経済省は「著しくライヒ経済省の管轄領域に抵触する」この企画が「同省との事前の交渉がまったくないまま」すすめられ、<sup>\*515)</sup>一般紙上で報じられたことに衝撃をうけ、ただちにこの組織の解散を決定した。当該社団法人の「設立がドイツ経済の有機的構築を妨害し、経済政策上好ましくない」と判断したからである。<sup>\*516)</sup>。経済大臣を兼務していたゲーリングの決裁を仰ぐ文書では、ADEBE の認可に反対する理由として以下の諸点が指摘されていた。

---

\*511) 新聞報道では、④番目として「ドイツの衣装文化の涵養」が付け加わっている。"Adebe' gegründet. *Deutsche Allgemeine Zeitung* vom 22. Jan. 1938. in: BA. NS 5VI-16230, 105, 102. のちにライヒ経済省からこの点を指摘されたテングルマンは、「ユング氏の行動はまったく関知していなかった」と弁明している。BA. R 3101-9153, 156.

\*512) ライヒ内務大臣は、総統代理の了解のもと、本法の施行および補足のために必要な法規および政令を公布する。

\*513) 「決定的な関与は、法律で特別多数が規定されている評決のためにのみユダヤ人の賛成が必要な場合には存在しない」とされた。BA. R 3101-9158, 139.

\*514) *Ibid.*

\*515) BA. R 3101-9458, 118.

\*516) *Ibid.*, 110.

- ① ADEBE が、a) ライヒ全体を対象とし、b) 紡績原料、衣料、皮革経済のすべての企業を包括し、c) 営業経済組織に準じて編成され、営業経済組織の完全な並行組織となっている。
- ② ADEBE がナチ党の指揮下にあることによって（理事長の任免権はナチ党経済政策委員会会長ケーラーが有する）、国家組織と党の組織とのあいだで競合関係が生じ、既存の国家組織の権威が損なわれる。
- ③ ADEBE の課題いくつかは営業経済組織の課題と重複し、またそのほかの課題についても ADEBE 以外の組織のほうが適しているものもある。
- ④ 加盟員に対するユダヤ営業経営との取引禁止の義務づけが、カルテル法のいう封鎖に該当するおそれがある。
- ⑤ 国内にユダヤ小売業が数多く存在するため供給が阻害されるおそれがある。
- ⑥ ユダヤ営業経営が大きな役割を果たしている衣料卸売業部門の輸出が阻害されるおそれがある。
- ⑦ 「ドイツの」商店の特殊な集団を定義しようとしており、決定的な点で国家指導部の公式の方針から逸脱している。党指導部との結びつきが非常に強いので混乱が生じるに違いない。理由は、a) 混血者が排除されていること。ライヒ経済省の担当者は、混血者は暫定的な国家公民権を有しており、混血者を排除するのは国家公民法第三政令の協議にさいして総統代理とライヒ内務大臣の了解のもとで堅持されてきた以下の原則と矛盾すると指摘する。すなわち「混血者はユダヤ人ではなく、ドイツの血を有する者と平等にあつかわれなければならない」なぜなら「混血者は DAF の基本的な加盟員たり得るから」だと。<sup>\*517)</sup> b) 従業員または代表者、監査人として、ユダヤ人も混血者も就業していない商店しか「ドイツの」商店として許可されていないこと、<sup>\*518)</sup> c) 疑義がある場合は所轄のナチ党の政治部局、すなわち **GWB** が決裁することになっている。

<sup>\*519)</sup>

**GWB** が決済するという方針は、1937 年 8 月 11 日付けで作成された「ドイツ国民同胞によるユダヤ営業経営の引き継ぎの遂行に関する指針」<sup>\*520)</sup> にもみられる。

さらに **Adefa** との相違点も問題視された。すなわち **Adefa** が、①衣料産業に限定され、②国民への供給や輸出を阻害する可能性、カルテル法への抵触の懸念がなく、③加盟企業数が比較的少なく、純粋に私的な性格であるのに対し、**ADEBE** は **Adefa** よりはるかに規模が大きく、ナチ党経済政策委員会委員長ケーラーのてこ入れで党組織として支援を受け

---

<sup>\*517)</sup> *Ibid.*, 120.

<sup>\*518)</sup> *Ibid.* 120. これは、ゲーリングが 1 月 4 日付の指令で非ユダヤ営業経営と見なす前提として確定された要求を超過している。

<sup>\*519)</sup> *Ibid.* 120. 1 月 4 日付のゲーリングの指令が指定した決裁機関は、ナチ党の大管区経済顧問ではなく、所轄の商工会議所である。

<sup>\*520)</sup> **GWB** 648.

ているとされたのである。<sup>\*521)</sup>

以上を勸案の上、ライヒ経済省は「本件の状況を鑑みてこの連盟を解散することが実務的に正しいように思われます」と提言し、ADEBE の設立を適切な方法で中止させるとした。<sup>\*522)</sup> ゲーリングは 1938 年 1 月 31 日付で「党の最高の経済顧問」として ADEBE の即時解散を命じた。ゲーリングは手書きで以下のような命令を伝えている。1) この連盟は即座に解散されるべきだ、2) 本官が現在、党の最高経済全権委員であること（ヘスの指令を見よ）、また本官の許可なくそうした事柄はケーラーに拒否する、とケーラーへ書き送れ、3) 解散の進行報告を迅速に求める。<sup>\*523)</sup>

ところがゲーリングが禁止したにもかかわらず、ユング、テンゲルマンとライヒ経済省当局との間の交渉は継続された。ライヒ経済省の担当課に出向いたユングは、「ADEBE はそもそもまだ結成されておらず、定款の草稿を検討しただけである」と弁明した。そして ADEBE がドイツ経済の有機的建設を妨げるものではないことを説明しようとした。

(1938 年 2 月 5 日)<sup>\*524)</sup> この間ユングは 2 月 2 日と 3 日の両日「1938 年 1 月 31 日付の処分」に関してライヒ経済省次官あてに意見書を 2 通 (① 2 日付 10 枚, ② 3 日付 3 枚) 提出している。以下は意見書の内容である。

① 1938 年 2 月 2 日付書簡 (ライヒ経済省次官ポッセ Posse あて, 親展, 速達書留便) [下線および強調=原文]<sup>\*525)</sup>

冒頭でユングは、ADEBE 結成の報道は一部は歪曲であり一部は完全な虚偽であるとし、共同事業団の認可申請も、社団法人登録も、組織としての活動も加盟員の募集もされていないとのべる。また代表者も任命されておらず、ナチ党全国指導部の承認も得ていないので自分は ADEBE の理事長ではないという。<sup>\*526)</sup>

ユングは続けて ADEBE 構想成立の経緯、構想自体の正当性・有効性を力説する。すなわちドイツ小売業のイニシアティブで 9 社による集会が開かれ、ドイツの業績向上のためにドイツ人納入業者とドイツ人購買者との間の協働を確保して業績空間 *Leistungsraum* を創出しようとした。そのための業績共同体 *Leistungsgemeinschaft* は自発性と連帯感とを基盤とした納入業者と購買者の理性的協働によってのみ樹立され得るので、共同事業団 *Arbeitsbemeinschaft* の結成が議決された。自分としては、共同事業団が社団法人登録され認可されれば、代表としてドイツの業績とドイツの創造のために協力と支援を確保すべく誠実に尽力するつもりであると言明したのだと。<sup>\*527)</sup>

---

\*521) *Ibid.*

\*522) *Ibid.*

\*523) *Ibid.*, 119, 121.

\*524) *Ibid.*, 112.

\*525) Schreiben von Jung an Staatssekretär Posse vom 2. Februar 1938. in: BA. R 3101-9158, 125-134.

\*526) 彼は、「社団法人は、そもそもまだ法律上有効に存在していなかったということからして、すでに解散されたのであります。」との表現を使っている。*Ibid.*, 127.

\*527) *Ibid.*, 125-126.

ライヒ経済省がもっとも懸念している ADEBE と営業経済組織との競合関係について、ユングは「本社団法人は営業経済組織の所轄する課題に関与しない」と断言する。逆に ADEBE の創設はドイツ経済の有機的構築を妨げないのみか、四カ年計画総監の意に沿ってこれを促進することになるという。こう続ける。「ドイツ的、ナチ的思考に立った繊維・モード・衣料経済の敵対者たちは、この部門におけるユダヤ人の独占的地位をつよめ、ユダヤ的ロコミ宣伝屋に成り下がっているに過ぎないのである」と。<sup>\*528)</sup>

「衣料経済におけるユダヤ人の支配的地位」というイメージは、ユングの固定観念であった。彼によれば「既製服を購入するすべてのドイツ人婦人の 75 %が、今でもユダヤ人に服を着せてもらっている」状態にある。ユングによれば、全売り上げのうち婦人服製造業において 75 %、紳士服製造業において 50 %、その他の生活必需品部門において約 40 ~ 50 %がユダヤ人によるもので、1933 年から 37 年にかけて 230 ものユダヤ衣料品店が新規に開店し短期間に莫大な売り上げをあげたという。<sup>\*529)</sup> ドイツ人企業家のなかには「ユダヤ人はドイツ人よりも有能であるとのコンプレックス」をいんでいる者もいるが、これは「ユダヤ人によって人為的に作り出されたもの」であるから、劣等感の呪縛から解放されなければならないという。ユングが掲げた ADEBE の標語は「われわれはユダヤ人よりも上手くできる、そのことを日々証明していこう！」であった。(Wir können es besser als die Juden und wollen das täglich unter Beweis stellen!)<sup>\*530)</sup>

ユダヤ人がドイツの衣料経済で業績をあげているにしても、それはそれでドイツ経済に貢献しているのであるからユダヤ人を排除する理由にはならないはずである。けれどもユングはユダヤ人のモードには無駄が多いと切り捨てる。たとえばユダヤ人は「ドイツ人男性ではなく、自分の気に入るようにドイツ人女性に服を着させ」、しかも「外国のモデル、パリから指図されたインターナショナルなモードの醜悪なコピー」を広めようとしているにすぎないという。<sup>\*531)</sup> ADEBE の目標はかかる現状を是正することであり、しかもこの目標を「ユダヤ人に対する煽動やテロルによってではなく、もっぱらよりよい業績とドイツ人相互の誠実な協働によって」<sup>\*532)</sup> また「ドイツの特別な業績をとおして」達成することであった。<sup>\*533)</sup>

ユングによれば、これまで衣料経済の部門で「ユダヤ人の支配的地位」を許してきたのはドイツ人の団結がごくわずかに留まっている一方で、ユダヤ人が衣料経済部門からのドイツ人の排除を目標に営々と活動してきたからであった。<sup>\*534)</sup> 彼はいう。「ドイツ人が団結してユダヤ人に対抗するのではなく、互いに諍いさかい合うとき、ユダヤ人はほくそ笑むのだ」。<sup>\*535)</sup> ユングは、ユダヤ人が協働し小売りと問屋の間で意思疎通がはかれるのに対して、

---

\*528) *Ibid.*, 127. [下線部原文。以下同様。]

\*529) *Ibid.*, 129, 131.

\*530) *Ibid.*, 129.

\*531) *Ibid.*, 129-130.

\*532) *Ibid.*, 131.

\*533) *Ibid.*, 132.

\*534) *Ibid.*, 129.

\*535) *Ibid.*, 127.

ドイツ人にそれができないのは、ユダヤ人があいだに入り込んでいるからだという。<sup>\*536)</sup>そこで彼は、生産、売買、消費の部門からなるドイツ衣料経済のユダヤ精神をドイツ精神でおきかえようとした。<sup>\*537)</sup> ADEBE が構想されたのはこの目的のためである。

ユングは ADEBE と営業経済組織の相違をつぎのように強調した。ADEBE の課題は「原料納入業者、生産者ならびに購買者の仲間からなる自発的な結集を促進する」ことである。

「自発的な結集」は既存の営業経済組織との大きな相違点であり、これは「自らの業績レベルの向上をとおして、また納入業者と購入者の間の協働によって真のドイツ的競争を生み出そうとするドイツ意識に目覚めた企業家たちの集合体」なのだ。<sup>\*538)</sup>

ユングは、ADEBE の課題は「心の内からの呼びかけを基礎とする」志操的、能力的にふさわしい男たちによってしか解決できないという。逆に「加盟が強制されている営業経済組織では解決は不可能である」と主張する。また営業経済組織が掌握しているのがひとつの経済段階<sup>\*539)</sup> であるという点にもユングは限界をみる。<sup>\*540)</sup>

他方でユングは、ADEBE は「定款からも、またその創設者の意図からいっても、1934年2月27日付ドイツ経済有機的建設準備法第1款第1条第2項のいう経済連盟 *Wirtschaftsverband* ではない」とし、営業経済組織の排他性原則に抵触するという非難をかわそうとした。<sup>\*541)</sup> そしてこういう。「この業績＝共同事業団 *Leistungs- und Arbeitsgemeinschaft* は、お互いに知り、お互いに尊重し、経験を交換し合うことをとおして、ユダヤ人によって人為的に作り出された『ユダヤ人はドイツ人よりも有能だ』と考えるドイツ人企業家の劣等感を解消することを目標にかかげた。ドイツ人の貴重な力をわずかたりとも無益な闘争に振り向けることなく、経済的業績の達成を目指してドイツ民族のために力を結集させるべきである。これは納入業者と購買者が力を合わせてこそできることである」と。<sup>\*542)</sup>

その上でユングは Adefa の功績を強調する。「すでに1932年以来存在し、これまできわめて輝かしい成果をおさめ、小売業と消費者の幸福な喜びのために働いてきた Adefa が有益で申し分なく機能しているひとつのモデル」であると。「小売業は Adefa の働きに心底感激したので、今度は自発的なイニシアティブでこの共同事業団に加わり、そのために法的に許容される形態を ADEBE で作り出そうとした」。何よりも Adefa は「戦友的な相互支援をとおして、また道徳的基盤の強化をとおしてドイツの業績の旗を掲げること」を目標に結成されたのだと。そして「小売業から、かくも緊急に要望されているこの共同事業団はプロパガンダや宣伝によってユダヤ人と戦うための連盟ではなく、力量ある者が集まり相互に尊重することによってドイツの業績空間を創造することなのである」とのべたのである。<sup>\*543)</sup>

---

\*536) *Ibid.*, 131.

\*537) *Ibid.*, 132.

\*538) *Ibid.*, 128.

\*539) 営業経済組織の産業部門別構成をさす。

\*540) *Ibid.*

\*541) *Ibid.*

\*542) *Ibid.*

\*543) *Ibid.*, 131.

そしてテンゲルマンと自分はいつでもゲーリングに話す用意があると書いて手紙を結んでいる。<sup>\*544)</sup>

② 1938年2月3日付書簡（ユングからポッセあて，速達）<sup>\*545)</sup>〔下線＝原文強調〕

ユングは，イギリスでユダヤ人がドイツ衣料品の輸入ボイコットを呼びかけるというニュースを引き合いに出しながら「ドイツの輸出増大のために繊維・衣料産業部門の各々の段階が有意義な共働に結集できなければボイコットを打破できない」と切りだした。そしてボイコットを克服できるのは「ドイツ国民，および国民に先んじて業績を志向する者が模範となり，消費者との理解を通じて自らにふさわしい業績＝生活空間をドイツの市場に確保するときだけである」とした。ユダヤ人が輸出を全面停止したときにドイツ人が業績を有しておかなければ輸出は完全に崩壊するので，国内的な前提作りを成功させておく必要があると主張した。

ユングは，なぜユダヤ人がファッションの分野においてドイツで独占的な地位をしめるようになったのか，なぜ生産者，購入者，消費者の共同事業なしにはユダヤ人の支配的な地位を打破できないのか，なぜユダヤ人が年を経るごとに危険になるのかをゲーリングに説明する用意があるとのべた。「この手紙をゲーリングに見せてほしい」と書いた上でこう続ける。「ドイツ人消費者とドイツ人生産者が合体してはいけないというのなら，私は破局的な，経済に害をおよぼす展開を予期できる。このことは四カ年計画の実施されているいま真摯に受けとっていただきたい」。

最後にユングは，ドイツ人の業績共同体 Leistungsgemeinschaft は法律のいう経済団体ではないと繰り返し，ヒトラーの言葉を引用して手紙をしめくくっている。「眼前の危険をみとめ，これを取り除くすべを心得ている人間は、『黙って』行動するのではなく，自身を救うために公衆の面前で悪に立ち向かうという途轍もなく大きな義務と責任がある。そうしないのなら，その人間は義務を忘れた者であり，哀れむべき弱者であり，卑怯な心もしくは怠慢と無能から行動を起こさない弱虫なのだ」。

ユングが書簡の送付した3週間後（1938年2月23日），先に言及した繊維・衣料専門集団の会議が開催された。ライヒ経済省から2名，DAFから1名が出席していたこの会議においても，ユングは書簡と同様の発言を繰り返している。すなわち，ユダヤ人の経済活動からの排除を実行するためには，まずドイツ経済における「ユダヤ人の活動を不要なもの」にしなければならない。しかし，この目標はユダヤ人に対するテロルや煽動によってではなく「[ユダヤ営業経営よりも] いっそう高い業績」をあげることによってのみ達成されるべきである，というものである。<sup>\*546)</sup>

ユングの2通の書簡からわかるのは，ユングがライヒ経済大臣ゲーリングとかなり近い関係にあったことである。ユングが希望したゲーリングとの直談判が実現できたかは史料からはわからない。しかしドイツ衣料工業全国連盟理事長として，ユングは自分がゲーリ

---

\*544) *Ibid.*, 134.

\*545) Schreiben von Jung an Staatssekretär Posse vom 3. Februar 1938. in: BA. R 3101-9158, 148-150.

\*546) Protokoll über Beiratssitzung der Fachgruppe 28, *ibid.* in: BA. R 3101-9153, 52.

ングに直接話ができる立場にいたいと思込む十分な理由があった。そうでなければ「ゲーリングに説明する用意がある」と2回も書かなかったであろう。こうした自信はおそらく、経済集団衣料工業主任理事としてライヒ経済省の営業経済組織の一翼を担っているという自負に由来すると考えられる。ユングは少なくとも、ADEBEの基本的な方向がライヒ経済省の方針とさほど変わらないと確信していたと思われる。

ユングの2通の意見書が功を奏したのか、ADEBEの代表者とライヒ経済省側との交渉はその後も継続された。1938年2月7日、ADEBEの目標についてライヒ経済省の担当課と協議させ、「法的小およびライヒ経済省の一般の方針に適合する方法を共同でさぐる」ことがユングに提案された。<sup>\*547)</sup> テンゲルマンも2月9日、ライヒ経済省のバルトあてに書簡を送り、ライヒ経済省がADEBEを経営経済組織を妨害するという理由で禁止したが、自分は衣料経済のふたつの部門、衣料工業と繊維小売業の指導者なので、自分自身を危機にさらすようなことはしないと抗議していた。<sup>\*548)</sup> こうしたこともあって2月18日、「経済秩序を攪乱することなく[...] ADEBEの努力をいかにして今後とも追求していくことができるか」という点について、ADEBE代表者とライヒ経済省の間で話し合いがもたれたのである。

交渉の席で、ユングはテンゲルマンとともに、ADEBEが経済秩序の攪乱を意図するものでないこと、「繊維・衣料産業部門におけるユダヤ人の影響力を[...] ゆっくりと段階的・計画的に減らす」ことを目標としていることを重ねて強調した。<sup>\*549)</sup> ユダヤ営業経営との取引額を計画的に減らしながら(1938年度は現取引額の2割削減)、「ドイツ人経営の工場および卸売業者の供給能力をそれに応じて拡大する」ので、国民への供給を妨げたり輸出が損なわれたりすることはないというのである。<sup>\*550)</sup> そして「ユダヤ営業経営」の決定についてのライヒ経済省側の懸念に対しては、ユングは、ゲーリングが1938年1月4日付で出した回覧通達(後述)の方針、すなわち決定にさいしては商工会議所の判断にしたがうという方針を受け入れるとした。<sup>\*551)</sup>

## おわりに

「ユダヤ営業経営」の決定にさいしてユングらが示した譲歩は、ADEBEに対するライヒ経済省側の態度を一変させた。先にゲーリングの決裁を仰ぐにあたって、ADEBE結成の動きに対して懸念を書き連ねた同じ第IV/6課〔不当干渉の防御課〕は3月18日、テンゲルマンが2月24日に提出していた定款について「もはや懸念はない」と記すにいたる。<sup>\*552)</sup> 3月23日には「[ADEBE]の目標およびその達成方法に対する懸念は担当官〔紡績原料課、ユダヤ人課および組織課〕との話し合いの席では何も出なかった」との報告と

---

\*547) *Ibid.*, 137.

\*548) *Ibid.*, 157.

\*549) *Ibid.*, 116.

\*550) *Ibid.*, 117.

\*551) *Ibid.*

\*552) *Ibid.*, 179.

ともに、ゲーリングに対して ADEBE の結成を認可するよう進言されたのである。<sup>\*553)</sup>

ADEBE をめぐるユング、テンゲルマンとライヒ経済省の間の交渉において、わずか数ヶ月前の状況からは想像もできないような、このライヒ経済省の態度の変化は何を意味するのであろうか。

じつはライヒ経済省は ADEBE との交渉の裏で、第三帝国指導部は以前から望んでいた国家公民法第三政令を策定していたのである。(第 7 章) ADEBE に対する態度が変わったのは、第三政令発布のめどが付いたからであった。国家公民法第三政令は「ユダヤ営業経営」の定義をとおして、アーリア化を国家の管理下におくことができる政令であった。

ADEBE は先に「所轄の商工会議所とならんで、管轄のナチ党の政治部署」を「ユダヤ営業経営」の判定先としてあげていた。<sup>\*554)</sup> この点について ADEBE が譲歩し、ライヒ経済大臣が管轄する商工会議所の判定にしたがうと申し出たことも、ライヒ経済省にとっては好都合だった。原料不足を解消・回避する手段として、ドイツ人によるユダヤ営業経営の買収と合併が「アーリア化」の名目で拡大することに目を光らせていたライヒ経済省の懸念はひとまず払拭されたからである。要するにライヒ経済省は第三政令によって ADEBE も管理できると考え、ADEBE をたのであった。

---

\*553) *Ibid.*, 169.

\*554) *BA. R. 3101-8934*, 101.

## 第7章 経済の脱ユダヤ化とアーリア化

### はじめに

四カ年計画下の第三帝国では、原料の不均衡配分によって多くの営業経営が存続の危機に立たされていた。統制経済によって打撃を受けたのはユダヤ人経営者だけではなく、ドイツ人経営者も同様であった。営業経済組織の枠組みのなかで「ユダヤ人の平等」の原則を維持することはもはや困難であった。

ライヒ経済省のファイルに一通の手紙が残されている。1937年4月23日、ある洋服店の店主がライヒ経済大臣あてに出したものである。店主はグッゲンモーザー Guggenmoser, Karl といって南ドイツのオクセンハウゼンに住んでいた。第三帝国というと、身動きのとれない独裁国家というイメージがある。しかし議会で社会民主党が長年優勢を保ち、労働運動の伝統と革命の歴史があるドイツでは、個人がライヒ大臣あてに直接意見をのべるという発想がこの時期になっても廃れていなかったのである。

手紙の題目は「第3管理局（繊維）経済集団小売業における分担金徴収」であった。分担金は企業が所属する営業経済組織に支払う会費のことである。その分担金についてグッゲンモーザーは、大企業に比べて小規模・零細経営が不利にあつかわれており、小さな商店を潰そうとしているのかと問いただしている。そして「私たちは全員、祖国の建設に力を貸したいと思っています。ただそれは正義と万人の平等な処遇という土台においてのみのです」と訴えていた。<sup>\*555)</sup>

ライヒ経済省は営業経済組織の分担金について、先述したとおり1936年8月付文書において不公平を否定している。<sup>\*556)</sup>しかしグッゲンモーザーには当時、営業経済組織には「正義と平等」が欠如しているように見えたのである。グッゲンモーザーはユダヤ人迫害にも反感をもっていた。手紙の「追伸」で目にしたユダヤ人迫害について書いている。

「ユダヤ人問題について気づいたところも書かせていただきます。昨日、当地では歳の市が立ち、屋台を出したユダヤ人もいました。すると、ヒトラー青年団の団長が「民族同胞諸君、ユダヤ人だ!」という書いた看板を掲げて立ったのです。この措置を批判はしませんが、しかしなぜユダヤ百貨店にもこうした見張りを置かないのでしょうか!!!この屋台のユダヤ人は、妻子持ちの貧しい父親で、しかも先の戦争では前線兵士で勲章も授与されたとのこと。ご判断ください、大臣閣下、ユダヤ百貨店の前にもどうか見張りを立てるようご配慮くださいますように。なぜ、よりによって大資本＝ユダヤが、哀れな屋台引きよりも厚遇されるのか分かりかねます!!!つまりここでも、平等な権利を万人のために、なのであります」。<sup>\*557)</sup>

---

\*555) Karl Guggenmoser, Herren- und Knabenkleidung, Ochsenhausen an Reichswirtschaftsministerium vom 28. 4. 1937. in: Bundesarchiv (BA.): R 3101-9231, 105.

\*556) BA. R 3101-8934, 42-43.

\*557) グッゲンモーザーは手紙の末尾に一般的になりつつあった「ヒトラー万歳 Heil Hitler!」とは書かず「ドイツ式挨拶で Mit deutschem Gruss!」と記している。ヒトラー主導の「民族共同体」に対する抵抗だったのかもしれない。Karl Guggenmoser, in: BA. R 3101-9231.

グッゲンモーザーの不满はナチが宣伝する「民族共同体」に向けられたものである。この「民族共同体」秩序は、①営業経済組織におけるユダヤ経営の地位をめぐる問題、②原料・外国為替の不均等配分問題、③アーリア化問題などによって崩壊し始めていた。

第三帝国指導部は体制への批判を回避するため、1937年末から一連の行政命令・指令を発令し、ユダヤ人とユダヤ営業経営への差別を具体的に示そうとした。

四カ年計画はもともと「民族共同体」を維持・発展させるために1936年秋に始動したものである。それがわずか1年後、グッゲンモーザーがライヒ経済大臣に手紙を書く決心をした時点では、逆にナチ経済社会体制と「民族共同体」秩序を揺るがすようになっていた。ナチ人種主義国家は「民族共同体」秩序の崩壊原因を「民族の敵」に求めざるを得なかった。「経済におけるユダヤ人の平等」の原則が否定されることになった。

### 1. ユダヤ営業経営への外国為替・原料わりあての削減

「経済におけるユダヤ人の平等」の原則を否定した最初の行政措置は、1937年11月27日付ライヒ経済大臣回覧通達「ユダヤ営業経営への外国為替および原料のわりあて」〔史料編8〕<sup>\*558)</sup>である。この回覧通達において「ユダヤ営業経営は無条件でドイツ企業の後景に退かなければならない」という原則が明示された。

ライヒ経済大臣は同回覧通達の冒頭、1936年6月8日付ライヒ外国為替管理局の秘密指令によって、輸入監視局には「経済活動の発展が期待できる企業に特別に外国為替わりあてを付与する権限」が付与されていると伝えた。輸入監視局は「ドイツ企業の影響力を拡大させるためにユダヤ営業経営の関与を抑制する可能性」を有しているので「ユダヤ人輸入業者に対するドイツ人輸入業者の優位を確立」するよう要請したのである。そのさい必要な措置として、ユダヤ営業経営へのわりあて量の継続的な検査が指示された。「ユダヤ営業経営に対する外国為替わりあて額が、経済状況の進展にともなって、ユダヤ営業経営における原料消費の減少、および既に生じているか将来予想される顧客の流出を考慮に入れた場合、妥当なものであるかどうか」を調査するためだという。

ユダヤ営業経営の狙い撃ち措置であった。ユダヤ営業経営を無条件でドイツ企業の後景に退かせる政策を実施すれば「ユダヤ営業経営における原料消費の減少」や「顧客の流出」が生じることは明らかであった。ユダヤ営業経営の業績を低減させたくて減退に見合った新たなわりあて量を算出せよというのが回覧通達の趣旨である。現行のわりあて量が削減される以上、当然ユダヤ営業経営の輸入わりあての増加は見送られ、ユダヤ営業経営は外国為替の追加わりあてからも除外されることになる。

ライヒ経済大臣が輸入監視局に命じた具体的な指示はつぎの通りである。

- ①ユダヤ営業経営のわりあて（加工，購入，在庫維持，取り引きわりあて）を一律に10%削減すること。
- ②原料配分にさいしての特典または特別配分を，ユダヤ営業経営にしないこと。
- ③同等の資格の場合はドイツ人を無条件で優先させること。

---

\*558) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. II R 40180/37. Berlin, den 27. Dez. 1937. Betr. Devisen- und Rohstoffzuteilungen an jüdische Unternehmen. in: BA. R 8 I / 76.

④ユダヤ営業経営へのわりあてが十分に消費されなかったり、顧客が流出したりした場合は、10%を超えてわりあてを削減すること。

こうした措置によって、輸入監視局は相当量の原料と外国為替を蓄えることになる。ライヒ経済大臣は「わりあての削減部分はドイツ企業に委ねられ」、「特別な目的に役立てられる」とした。①育成する価値のあるドイツ企業を支援すること、②ユダヤ人の占拠率が高い経済部門においてドイツ企業を新規に設立することがあげられていた。

この関連では「公共の利益」についても触れられており、国境地帯の企業への特別わりあてについて言及された。国境地帯 *Grenzlandgebiete* というのは、①ズデーテン・ドイツ地方、②オストマルク、③バイエルン・オストマルク地方、<sup>\*559)</sup> ④ザクセン地方、<sup>\*560)</sup> ⑤ライヒ東部国境地帯、<sup>\*561)</sup> ⑥シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州、<sup>\*562)</sup> ⑦西部のライン州、<sup>\*563)</sup> ザールラント、バイエルン・プファルツ<sup>\*564)</sup> をさし、経済的な低開発地域とみなされていた。<sup>\*565)</sup> ライヒ経済省第II B 部長（原料管理部）は1937年12月29付で「国境地帯へのわりあて」と題する省内通達<sup>\*566)</sup> を発令している。そこには、国境地帯の原料供給状況を〔本国と〕同等にする目標が未達成であり、原料供給の不足のために国境地帯から労働力が流出している状況がのべられていた。ライヒ経済省第II B 部長はこれを「国政上の重大な危険」とし、ユダヤ営業経営へのわりあて削減によって節約された分量を国境地帯の支援のために役立てるよう命じたのである。

以上のドイツ企業優先措置は、すべてドイツの輸出振興という枠内で講じられるものであった。「ドイツの輸出を損なう場合」は削減措置を見合わせるとされた。「輸出企業」の特別あつかいはその後も経済の脱ユダヤ化の基本方針となっているたとえば、1938年10月27日付けライヒ経済大臣回覧通達〔史料編33〕<sup>\*567)</sup> では「1937年に輸出額が10万マ

---

\*559) Hof, Marktredwitz, Weiden, Schwandorf, Cham の労働局管区, ドナウ川北岸の労働局管区の一部 Straubing, Deggendorf, Passau.

\*560) Oelsnitz, Plauen, Auerbach, Schwarzenberg, Annaberg, Stolberg, Marienberg, Freiberg, Dippoldiswalde, Pirna, Bautzen, Löbau, Zittau のアムツハウプトマンシャフト〔ザクセンの古称〕,

\*561) a) Hoyerswerda 地区をのぞくシュレーズィエン州, b) ブランデンブルク州においては Merzeritz, Schwerin, Züllichau-Schwiebus, Ost-Sternberg, Landesberg 地区, c) ポンメルン州においては Posen-Westpreußen 行政地区, Bütow, Rummelsburg, Lauenburg, Dramburg, Neu-Stettin, Stolp 地区, d) オストプロイセン州.

\*562) Flensburg, Süd-Tondern 国境地区.

\*563) Düsseldorf, Aachen, Trier の行政地区のライン左岸地方および Birkenfeld 地区.

\*564) Zweibrücken および Pirmasens 地区.

\*565) Der Reichswirtschaftsminister an die obersten Reichsbehörden usw., III WO 19080/38, Betr.: Vergabung öffentlicher Aufträge; bevorzugte Berücksichtigung auftragsbedürftiger Grenzgebiete vom 17. Okt. 1938, in: BA. R 8 I Reichsstelle für Textilwirtschaft, 76.

\*566) Der Leiter der Unterabteilung II B, II R 43799/37. Berlin, den 29. Dez. 1937. Betr. Rohstoffzuteilungen an die Grenzgebiete. in: BA. R 3101-11605, 68.

\*567) Der Reichswirtschaftsminister. III Jd. 2/6610/38. Betrifft: Durchführung der Anordnung des Beauftragten für den Vierjahresplan vom 26. April 1938 (RGBl. I S. 415) -Entjudung von Ausfuhrunternehmen-. Berlin, den 27. Okt. 1938. in: GWB 624.

ルクを超過した企業の脱ユダヤ化にさいしては、認可付与の前に経済大臣の承認を得なければならない」とされている。また、反ドイツ・ボイコットの原因となりかねない「外国籍のユダヤ営業経営」はわりあて削減措置の対象からあらかじめ除外されたのである。こうした例外の設定には第三帝国の反ユダヤ政策の日和見主義的性格があらわれている。

1937年12月15日、ライヒ経済大臣は「ユダヤ営業経営への外国為替および原料のわりあて」と題する回覧通達〔史料編9〕<sup>\*568)</sup>を出した。この回覧通達には2つの目的があった。

ひとつは輸入監視局に対して、ユダヤ営業経営あての外国為替わりあてと原料わりあてをさらに削減し、わりあて余剰分をさらに作り出すことであった。ライヒ経済大臣はまず、外国為替および原料のわりあて量を決める査定基準期日が不適切なので「経済におけるユダヤ人の影響力の排除という根本的要請」に応えられていないとした。そこで、外国為替管理の開始時点またはその初期年度（大半が1933年と1934年度）における輸入額をわりあて量の査定基準年とせず、これよりものちの時期（1936/37年度）にすべきだとした。これはその間にユダヤ営業経営の業績が下降しているからである。また1937年11月27日付指令で予定された10%のわりあて削減は最小限なので、これを超過してもよいとした。さらに「ユダヤ営業経営」の定義をめぐって削減手続きが滞らないよう、「疑義がある場合には解決が必要とされることもあろうが、そのことでユダヤ営業経営として知られている企業に対する必要な措置の遂行を遅らせてはならない」と念を押した。

もうひとつは11月27日付の回覧通達で言及した「特別な目的」を具体的に指示することであった。節約された外国為替および原料の使い道としてライヒ経済大臣があげたのは以下の4点である。これは1938年1月8日付回覧通達「アーリア化された企業のわりあて」〔史料編12〕<sup>\*569)</sup>にも引き継がれている。第三帝国指導部がこの4点を浮いた原料の使い道として考えていたことがわかる。

- ①支援に値するドイツ企業に特別わりあてを与えること。
- ②国境地帯の窮状を緩和すること。
- ③ユダヤ人がつよく関与している経済部門においてドイツ企業の新規設立を支援すること。
- ④ナチズム運動の古参党员<sup>\*570)</sup>に埋め合わせをすること。

ユダヤ営業経営あての原料わりあて削減措置は、原料不足に苦しんでいたドイツ企業の

---

\*568) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister II R 45578/37. Berlin, den 15. Dez. 1937. Betr. Devisen- und Rohstoffzuteilungen an jüdische Unternehmen. in: BA. R 8 I / 76.

\*569) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. II R 710/37. Berlin, den 8. Jan. 1938. Betr. Kontingente ari-sierter Unternehmen. in: BA. R 8 I / 76.

\*570) 企業所有者である古参党员が党争時代に運動に参加したことで企業が損害を被ったことが証明されたナチ古参党员のための特別規定（1937年5月28日付指令）による。

一部に誤解を生んだようである。ライヒ経済院に設置されていた商工会議所共同事業団<sup>\*571)</sup>は構成員にあてて「非公開・転送禁止」を定めた通達を送り、ライヒ経済省の決定をこう伝えているからである。

「共同事業団としては、たしかに以前から『個々の輸入監視局が各自の責任において経済上の諸関係の変化に対応する努力をするよう』配慮してきたが、しかし『満足のいく総解決』はこのライヒ経済省の通達によって達成された。これによって浮いた外国為替および原料わりあてはその他の経営の自由になろう。したがって経営の総体としてこれを見れば、原料わりあてに一部分いちじるしい緩和が生ずることになるのである」。<sup>\*572)</sup>

だがゲーリングは1938年1月8日付ライヒ経済大臣回覧通達「アリア化された企業のわりあて」〔史料編12)〕<sup>\*573)</sup>で「ユダヤ営業経営における削減によって生み出された予備の原料・外国為替は、国政上・経済政策上重要な一定の諸目的と密接に結びついている」とのべて、商工会議所共同事業団の期待の芽をつんだ。

1937年11月27日付回覧通達「ユダヤ営業経営への外国為替および原料のわりあて」が発令されたとき、経済大臣には、長年その任にあったシャハトに代わって（解任は1937年11月27日付）、四カ年計画総監ゲーリングが就いていた（1937年11月26日～1938年2月5日、後任はゲーリングの腹心フンク Funk, Walter）。この事実をもって従来の研究においては「シャハトの退陣はここにおいて決定的な転換をもたらし、このことは同時に人種政策の遂行がひとりの人間の存在にいかにか左右され得たのかも示している」<sup>\*574)</sup>とか、「経済の指揮はいまや明白にゲーリングの四カ年計画庁に組みこまれたのであり」「このライヒ経済省の変化は[...]ユダヤ人に対する『猶予期間』の終わりののはじまりと見なされた」<sup>\*575)</sup>とかいわれたものである。

注意しなければならないのは、ゲーリングがライヒ経済省を「四カ年計画の遂行のための執行機関」<sup>\*576)</sup>に変えたことがユダヤ人に対する経済的圧迫を意味していたわけではないということである。戦争経済の進展のなかで経済の脱ユダヤ化が促進されたというのは、たしかに結果としてはその通りである。だがこのような理解は事実の反半面しか照らし出していない。

シャハトが親ユダヤ主義者でなかったごとく、ゲーリングももちろん親ユダヤ主義者ではなかった。ユダヤ人に対する主義がどうであれ、彼らは合理的な経済管理を基礎とした軍拡のという目的のためには、ユダヤ人がいて順調に機能する経済をよしとしたのである。シャハトはニュルンベルク法の発布が議論されていた1935年の夏、反ユダヤ的暴力行為

---

\*571) Arbeitsgemeinschaft der Industrie- und Handelskammer は、ライヒ経済院 Reichswirtschaftskammer 定款（1935年5月3日付）において、同院の中に設けられた組織である。BA. 3101-9064, 84.

\*572) 日付なし。GWB, 778, Walk, *op. cit.*, Dok. 382, p. 383. in: Barkai, *op. cit.*, p. 135.

\*573) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. den 8. Jan. 1938. *op. cit.*

\*574) Adam, *Judenpolitik, op. cit.*, p. 173.

\*575) Genschel, *Die Verdrängung, op. cit.*, p. 144.

\*576) Genschel, *op. cit.*, p. 144.

の問題が「とくに軍備の経済的基盤を危うくする」ことを明確に指摘していた。<sup>\*577)</sup> この考えはゲーリングにも共通するものであった。

軍備を支障なく効率的に推進するという目的の前には、そもそも「ユダヤ」や「アーリア」の区別など存在しなかったとあってよい。軍拡経済の責任者にとっては畢竟、合理的・効率的な戦争準備という目的にかなった経営と、そうではない経営の二種類だけが存在したのである。ライヒ経済省内第IV/6「不当干渉の防御」課は前者のみを念頭においたものである。

他方「合理的な戦争準備にとって有用か否か」という尺度は、当然「アーリア」経営も容赦なくふるいにかけていった。しかし「民族共同体」の虚構を維持しておくためには、容赦ない切り捨ての基準になっているものが「人種」であることを国民に具体的に示す必要があった。「ユダヤ人」が迫害され、「ユダヤ営業経営」が圧迫されたのはこのことが原因である。四カ年計画計画下で一部の「アーリア人」に対する圧迫が続けられるかぎり、ユダヤ人への差別と圧迫が必然的に体制内に定着していくという悪循環が生まれた原因である。

このように考えると、ライヒ経済省がユダヤ営業経営に対する方針を転換した第一の理由は、体制の強化それ自体に求められるべきである。第三帝国指導部にとって体制の強化とは、軍拡の規模とテンポの拡大・迅速化であった。シャハトが1937年9月5日に経済大臣を休職にされたのは軍拡の規模とテンポをめぐる論争に指導部のあいだで決着がつけられたからであり、同年11月26日に解任されたのは、11月5日の「ホスバッハ覚書」<sup>\*578)</sup>に示されているように、具体的な戦争計画が提示されたためであった。<sup>\*579)</sup> ユダヤ営業経営を全体としてどうするかということは論点ではなかった。シャハトの解任によってユダヤ人政策が変化したという議論は的外れである。

急速な軍拡は、たしかに結果的にユダヤ営業経営に対する圧迫を連動させた。しかし、だからといって第三帝国においては軍備拡張はユダヤ営業経営の圧迫と同義であったとか、ユダヤ営業経営の圧迫は軍拡に組み込まれていったとか、あるいはその一部であったとか主張するのは誤りである。歴史的に究明されるべきは連動のメカニズムとその社会経済的構造である。軍備拡張がユダヤ営業経営の圧迫と同義であったと主張するのでは、ユダヤ人政策なるものが、あたかも独立した政策として存在したかのような歴史像を作ることになる。さらに第三帝国のユダヤ人政策を措定することで、政策参画者が想定されることになる。その結果、たとえば「シャハトはユダヤ人政策においては穏健であった」のに対して「ゲーリングは過激であった」などという、不正確で不毛な議論がなされることに

---

\*577) Kulka, *Die Nürnberger Rassengesetze*, *op. cit.*, p. 617.

\*578) Hoßbach-Niederschrift. ドイツの総統官邸で開催された、ヒトラーとドイツ国防軍首脳、外務外務大臣による会議の概要を記した覚書。ヒトラーは初めて対外侵略の構想を明かした。ホスバッハは会議の出席者の一人で覚書の作成者。堀内直哉「1937年11月5日の「総統官邸」における秘密会議— ヒトラー政権下の軍備問題をめぐって」『目白大学人文学研究』第3号（2006年）47-63頁。

\*579) 栗原優『第二次世界大戦の勃発』391-401頁。

もなったのである。<sup>\*580)</sup>

以上が「ライヒ経済省の方向転換」について私が考えることである。ユダヤ営業経営に対する原料わりあて量の 10 %削減という事実にもどろう。これについて、私は 2 つの点を指摘しておきたい。

#### ①特定の産業部門の中小経営に対する抑圧手段としての側面

先に私は、ユダヤ営業経営あて原料わりあて削減には、反ユダヤ措置という側面とともにドイツ企業を支援するという側面があったことを指摘した。しかしこの支援というのは第三帝国指導部にとって「支援に値する」企業のみが対象であり、しかも支援は「国政上・経済政策上重要な一定の諸目的と密接に結び」つけられていた。つまりこの措置は、特定の産業部門の中小経営に対する抑圧手段という意味合いのほうが大きかったのである。

確認しておきたいのは、当局にユダヤ営業経営への原料わりあて削減を要求した勢力が、最初からユダヤ営業経営のアーリア化、すなわち買収を目標として、その目的達成の具体的な手段として原料・外国為替のわりあて削減を要求した可能性は少ないということである。先のゲーリングの対抗措置から推測できるように、彼らはせいぜい、削減で浮いた原料の追加わりあてをあてにしていたと考えるのが妥当である。

それでは彼らはなぜアーリア経営への直接的な原料わりあての増加を要求せずに、ユダヤ営業経営への供給の削減という間接的な要求をしたのであろうか。彼らの目にはこの両者が同じように映っていたのであろうか。思うに、彼らのこの両者を同義に映らせていたものは、ひとつには彼らの反ユダヤ感情であり、もうひとつは彼らの要求に対応した当局の、彼らの反ユダヤ感情を巧みに利用した誘導であった。くわえて四カ年計画と国防関連の外国為替・原料を削減してこれを流用するというのは、彼らの愛国心が許さなかったとも考えられる。そこがナチである彼らの限界であった。

#### ②通過点としての「わりあて量の 10 %削減」

1937 年 11 月 27 日付け回覧通達「ユダヤ営業経営への外国為替および原料のわりあて」において、10 %という数字が選ばれたのはまったく恣意的なものであった。ライヒ経済大臣は 12 月 15 日付け回覧通達「ユダヤ営業経営への外国為替および原料わりあて」において「10 %のわりあて削減は最小限の要求に過ぎないので、適切な場合にはこれを超過してもよい」とのべている。<sup>\*581)</sup>むしろわりあて削減措置そのものが、軍拡の急速な進展によってもたらされた「民族共同体」解体の危機に瀕した第三帝国指導部の窮余の策であったと理解すべきである。わりあて削減措置はナチズムの反ユダヤ主義の具体的な産物であるとか、第三帝国のユダヤ人政策の一コマとして見なされるようなものではない。それは労働力不足と原料不足という難問に直面しながらも「民族共同体」の虚構を維持しようとした第三帝国指導部の日和見主義的対応であった。

---

\*580) このことを、第三帝国の「ユダヤ人政策」の意志決定構造における「多元性」と称するのみか、そこにおけるヒトラーのはたした「機能」はいかなるものであったかという問いを設定して議論を重ねたのが 1970 年代以降の論争であった。

\*581) BA, R 8 I-76

## 2. ユダヤ営業経営とは何か

第三帝国指導部の日和見主義が下したわりあての削減措置は、経済界に混乱と動揺をもたらしていた。「営業経営のアーリア的性格」とは何か、「アーリア化後のわりあて量」「わりあての配分先」をどうするか、「アーリア営業経営証明」を発行すべきかなどが問題とされた。これに関する史料を4つあげる。

1つめは、ライヒ経済省第IV/3課（営業経済組織担当）が1938年1月7日付で、第IV/6課（経済経営および団体に対する不当干渉の防御）にあてたライヒ経済省内文書である。第IV/3課は、原料わりあて削減令後に経済集団繊維工業理事長から問い合わせを受けたことを伝えている。問い合わせ内容は、経済集団は加盟企業にアーリアまたは非アーリアの性格であることの証明を要求できるか、経済集団は加盟企業に資本参加比率、取締役員のアーリアの素性などについて情報を要求できるか、というものである。第IV/3課は「こうした証明書に対する要求はますます強まっている」と記した。第IV/6課に「経済集団が将来下すべき決定の運用および準備にさいして、企業のアーリアまたは非アーリアの性格にかんする証明書は不可欠」であり、[第IV/3課は]「経済集団がこの種の証明書を要求することに正当性があるという意見に傾いている」とのべている。<sup>\*582)</sup>

2つめは、ライヒ経済大臣（ゲーリング）が1938年1月8日付で「アーリア化された企業のわりあて」と題する回覧通達<sup>\*583)</sup>〔史料編12〕を輸入監視局あてに送付しなければならなかったことである。ゲーリングはユダヤ営業経営がドイツ企業へ移行した後、「わりあて量はどうかとつかわれるか」とくに「企業のアーリア化によって、それまで命じられていた削減を撤廃すべきかどうかという問題」についてのべた。彼は「国政上・経済政策上重要な一定の諸目的」の達成が阻害される恐れがあとの理由から、アーリア化後のわりあて量の復活に反対している。アーリア化された企業へのわりあて分配についてつぎの原則にしたがって行動するよう要請した。

- ①アーリア化の前に行われたわりあて量の削減は基本的にそのままとする。ただしアーリア化の後にユダヤ営業経営に対して命じられた削減またはその他の措置は、アーリア化された企業には適用されない。
- ②公の利益が存在するときは、わりあて量の全量または一部分を旧状に復帰させ、その後命じられた特別わりあてがあればこれを与えてもよい。公の利益は、a) アーリア化された企業が先の4つの集団に属する企業である場合、b) 社会・経済政策的、税制上などの理由から、アーリア化された企業を維持する必要がある場合である。
- ③わりあて量は、個別の事例を一つ一つ特別に検査したあとでなければ補填してはならない。そのさい個人商人と人的会社によるユダヤ営業経営の獲得は、コンツェルンの形成を回避し、健全な中間層を促進するものであり、基本的に望ましいと判断する。

---

\*582) BA. R 3101-8934,104.

\*583) Der Reichs- und Preußische Wirtschaftsminister II R 710/38. An die Reichsbeauftragte der Überwachungsstellen VII-XXVII - persönlich - Betrifft: Kontingente arisierter Unternehmen. vom 8. Januar 1938 in: BA. R 3101-8934, 102-103.

研究者トーリは、アリア化後のユダヤ営業経営における「原料のわりあて量の復活」に言及している<sup>\*584)</sup>だが、トーリの紹介する事例は一般的ではなく、もっぱら上記② b) に該当するものである。つまり 11 月 27 日付回覧通達が指摘する「その遂行が明らかにドイツの輸出を損なう場合」に限定されたものであった。

3 番目の事例は 1938 年 1 月 27 日、ライヒ経済大臣が回覧通達「ユダヤ企業あてわりあて削減」〔史料編 14)〕<sup>\*585)</sup>において、輸入監視局はユダヤ人輸入業者の輸入わりあて量の削減部分をドイツ人輸入業者に再分配しなければならないのか、ドイツの工業・企業の輸入わりあて量も増加させられ得るのかという問題が頻繁に生じたと報告していることである。ライヒ経済大臣は、「先の指令によって営業経済の構造を根本的に変化させる、たとえば商業と工業の比率を変えるとか商業を供給機能から除外するといったことは意図していない」とし、「商業において削減されたわりあて量は基本的には再度商業において、工業において削減されたものは基本的には再度工業において役立てるようすべき」であり、「工業ならびに商業に対するわりあて量の現在の比率は、全体としてみれば、先の削減によって変更されてはならない」とした。

4 つめは、ライヒ経済会議所が商工会議所あてに 1938 年 2 月 21 日付で送付した「ユダヤ営業経営」と題する文書〔史料編 17)〕である。<sup>\*586)</sup>ライヒ経済会議所は、「個々の企業から商工会議所に、アリア企業たる資格を認証してもらいたいとの願いが時おり出されることがあるが、商工会議所は証明書を発行することでこの願いに応じてもよいか」という問い合わせを受けたことを報告している。

以上の事例は、「アリア条項」(1933 年 4 月 7 日付職業官吏制度再建法)が導入された直後のドイツ人社会の反応とよく似ている。企業にとって、わりあて削減は死活問題であった。「ユダヤ人営業経営」と判定されたら経営の存続は不可能であった。「ユダヤ人」と判断されたら、ドイツの国家公民として生活できなくなるのと同じである。

差別の一般的特徴として自己増殖・拡大がある。ひとたび制定された「アリア条項」が制定者の思惑とは別に予定された領域を超えて拡大適用されていったように、原料・外国為替わりあて削減も 10 % という数字を超えて拡大していった。ゲーリングは回覧通達で「10 % のわりあて削減は最小限の要求に過ぎないのでこれを超過してもよい」とのべたが、<sup>\*587)</sup>経済集団内部でも「さらなる削減段階」への圧力が高まっていったことを史料は伝えている。<sup>\*588)</sup>

「ユダヤ営業経営」が追いつめられるのと並行して「ユダヤ営業経営」の定義が急務となった。1937 年 11 月 27 日にゲーリングがユダヤ営業経営への原料わりあての削減を命

---

\*584) Jacob Toury, *Jüdische Textilunternehmer in Baden-Württemberg 1638-1938* (Tübingen, 1984) p. 246.

\*585) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. II R 2723/38. Berlin, den 27. Jan. 1938. Betr. Kontingents- kürzungen bei jüdischen Unternehmen. in: BA. R 8 I / 76.

\*586) Reichswirtschaftskammer 664/38. Berlin, den 21. Feb. 1938. Betr. Jüdische Unternehmen. in: NS5-VI / 8784, 2.

\*587) BA, R 8 I-76

\*588) ライヒ経済省第IV/3 課 (営業経済組織担当) の第IV/6 課 (経済経営および団体に対する不当干渉の防御) あて内部文書 (1938 年 1 月 7 日付)。BA. R 3101-8934,104.

じたとき、彼ほどの経営がこの不利益を被らねばならないのかをめぐって混乱が起こらぬよう 12 月 15 日付でつぎのような回覧通達<sup>\*589)</sup>〔史料編 9)〕を出していた。

「ある企業がユダヤ営業経営と見なされ得るかどうかについて疑義がある場合は、輸入監視局は所轄の商工会議所の鑑定を求めることができる。商工会議所は、本官からさらに詳細な指示を受けることになる。疑義が生じる場合は、最終的な法的規定がなされるまでは本官に報告されたい」

ところが「商工会議所の鑑定を求めることができる」だけでは收拾がつかなくなったのであろう、ゲーリングは 1938 年 1 月 4 日に「ユダヤ営業経営」と題する回覧通達を作成した。〔史料編 11)〕<sup>\*590)</sup>そして「〔営業経営の性格判断についての〕情報の付与に際しては一ユダヤ営業経営の概念の法的確定を保留して一さしあたり以下の基本原則にしたがっておこなわなければならない」とした。この条件は 1 月 8 日付の回覧通達でも踏襲される。<sup>\*591)</sup>

- 1.) 個人企業の営業経営は、その所有者がユダヤ人であるならばユダヤ営業経営と見なされる。
- 2.) 合名会社もしくは合資会社の営業経営は、ひとりの無限責任社員がユダヤ人である場合、ユダヤ営業経営とみなされる。
- 3.) 法人の営業経営は以下の場合ユダヤ営業経営とみなされる。
  - a.) 法的代表者のなかにユダヤ人がいる場合
  - b.) 監査役会のメンバーについて 4 分の 1 以上がユダヤ人である場合、
  - c.) ユダヤ人が資本または議決権において決定的である場合<sup>\*592)</sup>,
- 4.) 営業経営はさらに、それが事実上ユダヤ人の支配的な影響下にある場合、ユダヤ営業経営とみなされる。

疑義がある場合は、決定のため本官に提示されたい。

第三帝国指導部はこの基本原則を暫定的なものとなししていた。1938 年 1 月 17 日付ラ

---

\*589) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister II R 45578/37. Berlin, den 15. Dez. 1937. Betr. Devisen- und Rohstoffzuteilungen an jüdische Unternehmen. in: BA. R 8 I / 76.

\*590) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. IV 45791/37. Berlin, den 4. Jan. 1938. Betr. Jüdische Gewerbebetriebe. in: BA. R 3101-8934, 101.

\*591) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. II R 710/37. Berlin, den 8. Jan. 1938. Betr. Kontingente ari-sierter Unternehmen. in: BA. R 8 I / 76.

\*592) 「ユダヤ人の同意がなければ最高管理組織（株主総会、社員総会など）の議決ができない程度に決定的である場合。〔ユダヤ人の〕決定的な関与は、ユダヤ人の同意が必要とされるのが、法律が特別の過半数を定めている議決に必要な場合のみであるときは、存在しないものとする。株式会社もしくは株式合資会社において、取締役会員の中に一人もユダヤ人がいない、または監査役会員の中に 4 分の 1 以上のユダヤ人がいない場合は通常、ユダヤ人が資本または議決権において決定的に関与していないと仮定しうる」とされた。

ライヒ経済大臣回覧通達「ユダヤ営業経営の定義づけ」〔史料編 13〕<sup>\*593)</sup>においても、この指針は「さしあたり予定されている法的規定ができるまで」のあいだ「非ユダヤ営業経営とユダヤ営業経営の定義をすべき基本原則」とされていた。

第三帝国指導部が予定した「ユダヤ営業経営」の定義は、1935年9月15日付「国家公民法」第3条、すなわち「ライヒ内務大臣は総統代理の了解のもと、本法律の遂行及び補完のために必要な法・行政規則を布告する」という文言にもとづいて発布されることになっていた。ライヒ経済大臣は、基本原則は準備中の国家公民法第三政令を範にしていると記した。国家公民法第三政令が関係のすべての部署の同意に加えて総統兼首相の承認も得ていたという意味である。<sup>\*594)</sup> このことは経済の脱ユダヤ化が第三帝国全体にかかわる問題として国家指導部に認識されていたことを示している。

「ユダヤ営業経営」に対する締め付けはいっそう強化された。法人において監査役会および取締役会の構成に対する要請が厳格化されたのである。これは1938年5月19日付ライヒ経済大臣指令「ユダヤ営業経営」<sup>\*595)</sup>〔史料編 23〕に反映されている。すなわち「法人の営業経営は今後、非ユダヤ人営業経営と承認されるためには基本的に次のことが要求される。すなわち監査役会にも一人のユダヤ人も所属しておらず、また会社の資金についてはその3/4が非ユダヤ人の社員もしくは株主のものでなくてはならない」というのである。こうした上でライヒ経済大臣は「従来の方針では非ユダヤ営業経営と認めらるが、新方針にしたがえば非ユダヤ営業経営とは認められない場合、こうした営業経営は[...]適切に転換させる」よう命じたのであった。<sup>\*596)</sup>

ライヒ経済大臣は1月17日付回覧通達を、「計画中の国家公民法第三政令の一刻も早い完成を願うものであるが、第三政令が布告されるならば、この一時的な命令は直ちに効力を失うことになる」と結んでいる。じっさい取締役会、監査役会についてのこの規定は、6月14日に布告された国家公民法第三政令第1款第1条によって踏襲される。

先にのべたように、ゲーリングのわりあて削減措置そのものが反ユダヤ主義の外見を装ったドイツ経済の強化策のひとつであった。「国政上・経済政策上重要な一定の諸目的と密接に結び」ついていないとみなされた企業およびその従業員は閉鎖と解雇を言い渡されるのである。原料不足が、経営の操業停止、失業、失業手当の打ち切りという過程をたどることは先に見たとおりである。「民族共同体」構成員の誰に強制労働が課せられることになるのかも明らかであった。

その筆頭にくるのが、国策および経済政策上重要でない産業部門、すなわち繊維・衣料産業に職場をもっていた人びとであった。これらの部門ではユダヤ営業経営のほうが競争

---

\*593) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. IV 15307/37. Berlin, den 17. Jan. 1938. Betr. Abgrenzung der jüdischen Gewerbebetriebe. in: BA. R 3101-8934, 112-113.

\*594) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. IV 15307/37. Berlin, den 17. Jan. 1938. Betr. Abgrenzung der jüdischen Gewerbebetriebe. in: BA. R 3101-8934, 112-113.

\*595) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. S 1059/38. Berlin, den 19. Mai 1938. Betr. Jüdische Gewerbebetriebe. in: BA. R 8 I / 76.

\*596) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. S 1059/38. Berlin, den 19. Mai 1938. Betr. Jüdische Gewerbebetriebe. in: BA. R 8 I / 76.

力があり、同一産業部門内における原料わりあても優遇されていた。ゲーリングの指令によって最も打撃を受けたのは、むしろアーリア人経営の中小経営の労働者や従業員であった。

「ユダヤ営業経営」に対してなされた原料わりあての10%削減措置の実際的な意味は、四カ年計画経済における労働力と原料の産業部門間における移動を強制的に促進させることであった。原料わりあて量の削減が実施されると、「ユダヤ営業経営」と「アーリア経営」とのあいだに新しい関係が生まれるようになった。

### 3. 偽装アーリア化

1938年初頭、西南ドイツの労働管理官は管轄地区の繊維・衣料産業についてつぎのような報告をしている。「ユダヤ営業経営への原料わりあての10%の削減によって経営を売却する傾向が強められ、多くの経営がアーリア人の所有するところとなった」。<sup>\*597)</sup> この節では「10%の原料わりあての削減」と「ユダヤ営業経営がアーリア人の所有になる」ことのあいだの関係について考察する。両者はたんに反ユダヤ政策の過激化の連鎖を意味していたのだろうか。

この時期のユダヤ営業経営の買収、アーリア化現象はどのように説明すべきか。私は、いわゆる偽装アーリア化が理念型として有効であると考えている。偽装アーリア化とは、後のゲーリングの1938年4月22日付指令のいう「住民もしくは当局を欺瞞するために、経営のユダヤ的性格を故意に隠蔽する」アーリア化のことである。

偽装アーリア化を生み出した最大の原因は、四カ年計画が不要・不急の経営に加えた経済的な圧迫であった。この圧迫の前には「ユダヤ」経営と「アーリア」経営とのあいだの区別は存在しないのであるから、偽装アーリア化とは四カ年計画の圧迫を前にした中小経営のあいだの一種の「共生関係」であったともいえる。むしろ強いられた関係であったことは間違いない。しかし他方では共倒れという客観的な危機があり、それが偽装アーリア化を生み出したのである。当初あてにしていた浮いた原料によるわりあて量の増加が見込まれないことがはっきりし、原料不足が継続することがわかった時点で、アーリア経営はユダヤ経営の原料わりあて分に目をつけ、ユダヤ経営に対して圧力を加える。他方ユダヤ経営にしてみれば、ドイツ人競争者からの攻撃に耐えず悩まされるよりはアーリアに名義変更するほうがよかった。

「アーリア」経営が「ユダヤ」経営あての原料・外国為替をすべて横領するのは双方にとって不都合であった。そうすればユダヤ経営が操業不可能になり、これに対する原料わりあてそのもの（10%削減されているとはいえ）がなくなるからである。さらに繊維・衣料産業部門においては、ユダヤ経営の信用・販売網のほうが優っているため、ユダヤ経営を倒産させてしまったら、それを活用できなくなるのである。『ドイツ報告』には、ユダヤ人経営の商店の売却にあたって、ユダヤ人にその「アーリア人顧客」を売却代金に含ませないことや、ドイツ人がすでに売却代金を支払っている場合には、そこから「のれん

---

\*597) Auszug aus dem Monatsberichten der Reichstreuhänder der Arbeit für die Monat Januar und Februar. in: Mason, *op. cit.*, Dok. 96, p. 615.

代」を差し引くことはできないか、などについて話し合われたことが記されている。<sup>\*598)</sup> これはアーリア化にあたって、ドイツ人がユダヤ営業の販売網を重視していたことを示す史料といえる。

ユダヤ人経営者が（迫害その他の理由で）国外に移住することも、また双方にとって利益とはならなかった。この時期ユダヤ人が国外に移住しようとするれば、海外での新生活をほとんど不可能にするほどの税金が課せられ、<sup>\*599)</sup> ドイツ国内に残した資産は国家によって没収されることになっていたので、<sup>\*600)</sup> ドイツ人同業者には何のメリットもなかったのである。

以上の理由のほかに、何よりも双方の経営の経営者、従業員、労働者には職場の解消による強制労働という共通の不安があり、利害の一致を見ることができた。一営業経営としての存続を図ることが重視されたのである。『ドイツ報告』（1935年7月号）には、閉鎖されそうになったユダヤ系百貨店に勤めていたドイツ人従業員や労働者たちが、職場と賃金の確保のため、周囲を取り巻いていた突撃隊に向かって「これがナチズムの正体なんだ！」「これがナチの雇用創出策だ！」とはげしく抗議した光景を伝えている。<sup>\*601)</sup> こうしたさまざまな要因から発生したのが偽装アーリア化であったと考える。

しかし、この時期のアーリア化がすべてこの偽装アーリア化であったわけではない。他方では公然としたアーリア化も同時進行していた。これらは大規模な経営合併であったために同時代の人びとの目にもよくとまり、典型的なアーリア化として今日まで伝えられることになった。とりわけ後になるほどアーリア化の対象となる物件が大きくなっていったので、第三帝国においてはあたかもユダヤ営業経営と名のつくものはすべてアーリア化されてしまい、アーリア化が第三帝国の「ユダヤ人政策」のプログラムのひとつであったかのような、現在ポピュラーになっている歴史像が形成されることになったのではないだろうか。

しかし、あとでのべるように四カ年計画下の第三帝国指導部の基本的な姿勢はむしろアーリア化の抑止であった。ユダヤ人の経済生活からの排除という場合、それはアーリア化とは必ずしも同義ではなく、むしろ経営の解散ないし閉鎖と結びつくことのほうがはるかに多かったのである。

繊維・衣料産業部門では、1937年末から翌年末にかけて、工場のアーリア化がとくに頻繁におこなわれている。<sup>\*602)</sup> これは Adefa が活発に活動していた時期と重なる。いま2種類のアーリア化の実例をあげる。いずれも Adefa についてのべたものであるが、ひとつ

---

\*598) DB, V/7, A 84. 「のれん代 goodwill (Geschäfts- oder Firmenwert)」とは、企業買収・合併時の「買収された企業の時価評価純資産」と「買収価額」との差額のこと。

\*599) 大野, 前掲書, 158-163頁。

\*600) Gesetz über den Widerruf von Einbürgerungen und die Aberkennung der deutschen Staatsangehörigkeit vom 14. 7. 1933, Blau, *op. cit.*, Nr. 26, pp. 22-23. 反民族共同体の態度による相続権の制約に関する法律 Gesetz über erbrechtliche Beschränkungen wegen gemeinschaftswidrigen Verhaltens vom 5. 11. 1937, *Ibid.*, Nr. 134, p. 40 によって財産を事前に第三者に相続させることもできなくなった。

\*601) DB, 1935 / 7, A-56.

\*602) Genschel, *op. cit.*, p. 173-174.

は公然としたアーリア化についてのものであり、もうひとつは偽装アーリア化についてのものである。『ドイツ報告』の伝えるアーリア化は公然としている。

「ベルリンの W8 区、マルクトグラーフエン通り 48 番地に本部を置く Adefa は、宣伝省、ライヒ経済省、商工会議所、労働戦線 (DAF) から全面的な支援を受けている。Adefa は既製服部門における対ユダヤ人闘争をおこなっており、第一の目標は、この分野におけるドイツ経営とユダヤ営業経営とのあいだのあらゆる業務上の結びつきを断ち切り、『ドイツの洋服文化』の涵養をはかることにある。Adefa は、銀行の融資というかたちで莫大な資金を自由にできる。この融資は外国為替相談所 Devisen-Beratungsstelle に対してなされており、まさしく、既製服部門が四カ年計画の枠内で輸出を増やし、外貨をもたらす上で効果があがるように仕向けられているのである。たとえば、ヘンゼル・モルテンゼン社であるが、同社はかつては 2 万 5000 マルクしか自由にできる金がなかったのに、対 Adefa 融資銀行のシュボンホルツ銀行の援助を受けて、会社創立わずか 4 年というのに、昨年度は 300 万マルクもの売り上げをあげた。Adefa の主要加盟経営は、上にのべた目的のために、加盟しているアーリア経営に対して 4 週間おきに情報資料を発送し、助言を与えている。このやり方は功を奏したとみえ、[1938 年] 4 月 1 日までに、ベルリンにある 40 もの最大規模の既製服店が営業停止もしくはアーリア人の所有するところとなった」<sup>\*603)</sup>

これに対して、ドイツ銀行がアーリア化の促進のために経済集団あてに送った回覧通達の草稿で言及されている Adefa のアーリア化は偽装アーリア化の性格をおびている。ドイツ銀行は「Adefa の方法が推奨できる」としてつぎのようにのべていた。

「[...]あるいは Adefa の方法が、いっそう一般的な方法としてお薦めできるのではないかと存じます。この方法によりますと、経済団体様なりご専門の業者の団体様なりが、団体ご自体として非アーリア経営の引継ぎに参加されるのをお望みでない場合は、問題となっておりますアーリア化に何らかの関係がお客様の部門の企業各位が大きく提携されまして、当該ユダヤ営業経営を引き継ぐことは適当であるとされてはおりますものの、ご自身では必要な資金をご調達なさることができないアーリア化希望者に保証を与えられ、物件の獲得を可能にして差し上げる、ということになります。場合によりましては、関係の企業各位におかれましては、ご専門の方々からなる独自の調査委員会が引継ぎの案件をご検討になり、物的および人的側面について保証に必要な諸前提をご確認の上で、銀行に貸し付けの申し込みをされることになります。銀行といたしましては、より力のある企業の保証が背後にございます場合には、比較的小規模な、普通でありますとその規模から申し上げて貸し付けの対象とはさせていただきますような企業に対しましても、貸し付けを行うことになります。以上のような方法をとられることによりまして、経済諸団体様各位におかれましては、つぎのような大きな利点が生ずることになります。つまり、アーリア化の主導権を握られることで、とりわけ国家の介入、といいますのは政府にとっても不都合なうえに、どこまで広がるかわからない妨害的な作用を回避できるということでもあります。

---

\*603) DB, 1938/ 2, A 42-43, A 59.

さらに、専門外の者に口出しをさせず、事情によく精通した筋が主導権を握るというこの方法をとりますならば、そうでない場合には計算に入れなくてはならない損失や、市場の混乱も回避されることは明らかであります。そして、保証の貸与に関係される企業各位が、適切な決定と管理とを通じて、リスクを最小限に押さえることにご自身で関心をお持ちになるのであれば、上にのべさせていただきました成果につながる可能性は、それだけいっそう大きくなると申せましょう」<sup>\*604)</sup>

ドイツ銀行の草稿は Adefa についてつぎのことを伝えている。ひとつは Adefa 加盟経営でも「調査委員会」が保証を与えない場合はアーリア化の恩恵にあずかれなかったということ、いまひとつはアーリア化に対する国家の干渉が不都合なものとして意識されており、Adefa の方法としてアーリア化が国家の介入を抜きにしておこなえることが強調されていることである。ここには偽装アーリア化の特徴がよくあらわれている。

第三帝国指導部が偽装アーリア化に干渉したのはなぜか。その理由はおもに、偽装アーリア化の蔓延によって「ユダヤ人問題」が消滅し、「ユダヤ営業経営」を標的とした経済統制が不可能になるからであった。

1938 年 2 月から 3 月にかけてのライヒ経済大臣回覧通達には、削減されたわりあて量を厳格に管理しようとする姿勢が顕著に見られる。

たとえばライヒ経済大臣回覧通達「ユダヤ企業への原料・外国為替のわりあて」(1938 年 2 月 3 日)〔史料編 15)〕<sup>\*605)</sup>では、ユダヤ企業あての削減または完全な遮断によって浮いた原料または輸入わりあて量を、経済諸集団が輸入監視局に報告するとされ、輸入監視局が定められた原則に則って余剰量を活用するとされた。また 1938 年 2 月 16 日付輸入監視局ライヒ全権委員回覧通達「ユダヤ企業あて外国為替・原料わりあて」〔史料編 16)〕<sup>\*606)</sup>は、繊維経済輸入監視局にあてて送付したものである。ここでも「ユダヤ企業あて外国為替・原料わりあて」に関して講じられた「措置および影響を継続的に四半期ごとに報告すること」や「輸入監視局ライヒ全権委員に対しても四半期ごとに繊維経済部門で講じられた措置の影響を、見出し付きで要約して報告すること」が要請されている。さらに、全輸入監視局 (I-VI 除く) にあてて発令されたライヒ経済大臣回覧通達「ユダヤ企業あて外国為替・原料わりあて量」(1938 年 3 月 25 日)〔史料編 18)〕<sup>\*607)</sup>では、同じく「講じられ

---

\*604) Aus dem Entwurf eines vertraulichen Rundschreibens der Zentrale der Deutschen Bank, vermutlich an die Wirtschaftsgruppen, über die Beschleunigung der Arisierung. 推定の日付は 1938 年 11-12 月。Eichholz, Dietrich (eds.), *Anatomie des Krieges. Neue Dokumente ber die Rolle des deutschen Monopolkapitals bei der Vorbereitung und die Durchführung des Zweiten Weltkrieges* (Berlin, 1969), Dok. 83, pp. 197-199.

\*605) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. II R 3977/38. Berlin, den 3. Feb. 1938. Betr. Rohstoff- und Devisenzuteilungen an jüdische Unternehmen. in: BA. R 8 I / 76.

\*606) Der Reichsbeauftragte. Berlin, den 16. Feb. 1938. Betr. Devisen- und Rohstoffzuteilungen an jüdische Unternehmen. in: BA. R 8 I / 76.

\*607) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. S 47/38. Berlin, den 25. März. 1938. Betr. Devisen- und Rohstoffzuteilungen an jüdische Unternehmen. in: BA. R 8 I / 76.

た措置について、継続的に四半期ごとに報告」することが要請され、さらにつぎのような注文がつけられていた。

「本官〔ライヒ経済大臣〕がとくに重視するのは、報告が以下の数字を含んでいることである。すなわち命じられた削減がまだ行われていない事例がどれだけ（百分率または絶対数）あるのか、また個々の事例について、いかなる理由から削減が行われていないのかである。さらにユダヤ企業にたいして予定された削減措置によって、どれほどの原料および外国為替の額が節約されたのか、またこの額がすでにドイツ企業のために役立てられたのか否か、またどのような方法によって役立てられたかを報告するよう要請する」

もうひとつの特徴は、わりあて削減量のいっそうの増大圧力である。同じ 1938 年 3 月 25 日付回覧通達〔史料編 18〕においてライヒ経済大臣はすべての輸入監視局に「最低限の要請」である 10 % の削減割合が超過されたか否か、またどの程度超過されたのかも報告するよう要請した。また「目下、削減の最低率の引き上げが検討されている」と伝えたくて「輸入監視局には、これまでの経験からして現時点でどれほど削減率を上げることができるかという点について意見を述べてもらいたい」とした。「この問題を判断するにさいしては、ユダヤ企業が生存の可能性を失うことなく、どれほどの削減を耐え得るかということを基本的に前提としてはならない。より大きな削減率にとって決定的になりうるのは、個々の経済部門が国民経済的機能を確実に果たすことのみである」と。ライヒ経済大臣から命令された各輸入監視局が、ユダヤ営業経営あてのわりあて削減率を目一杯上げたことは容易に判断できる。

1938 年 1 月 4 日付ライヒ経済大臣回覧通達「ユダヤ営業経営」における「基本原則」〔史料編 11〕<sup>\*608)</sup> は、ライヒ経済大臣回覧通達「ユダヤ営業経営の定義づけ」(1938 年 1 月 17 日)〔史料編 13〕<sup>\*609)</sup> においていっそう厳格にされた。「ドイツ営業経済におけるユダヤ人の影響力の撃退を決定的に進めるため」として、営業経営を非ユダヤ経営であるとする条件を厳格にしたのである。法人において監査役会および取締役会の構成に対する要請が厳格にされ、取締役会においてはユダヤ人の影響力が完全に欠落していることが要求され、監査役会においてはユダヤ人の関与は構成員の最高 4 分の 1 しか許容されないとされたのである。

1938 年 1 月 4 日付回覧通達の「諸原則」は従来、多くの研究者によって「アーリア化の主任設計者」<sup>\*610)</sup> たるゲーリングが、「アーリア化の推進のために」<sup>\*611)</sup> 発令したものである、というように解釈されてきた。けれども「諸原則」を素直に、原料わりあてを定めようとしただけのものであると解すほうが史料解釈に無理がない。

---

\*608) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. IV 45791/37. Berlin, den 4. Jan. 1938. Betr. Jüdische Gewerbebetriebe. in: BA. R 3101-8934, 101.

\*609) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. IV 15307/37. Berlin, den 17. Jan. 1938. Betr. Abgrenzung der jüdischen Gewerbebetriebe. in: BA. R 3101-8934, 112-113.

\*610) "chief architect of Aryanization was Hermann Göring"という言葉は、Schleunes, *The Twisted Road*, op. cit., p.164 からとったものである。

\*611) 大野『ナチズムとユダヤ人政策』, 140 頁。

私は、原料わりあての削減措置とアーリア化とは別の次元で考察されるべきだと考える。その出発点になるのは、「ユダヤ営業経営」を決めてこれへの原料・外国為替わりあてを減らせば必ずその多くが操業を停止するであろう、そうなればさらに多くの余剰原料と労働力が確保できるであろうとの四カ年計画当局の予想が、偽装アーリア化という思わぬ事態の進展によって重大な障害に直面したという作業仮説である。

アーリア化を監視する *GWB* のこの時期の発言、たとえば、「負債を抱えて非経済的な操業をしている経営をアーリア化することは基本的に禁止する」（ベルリン、1938年1月）<sup>\*612)</sup> や、「アーリア化の当面の中止」と題する布告にある「大管区の秩序ある経済および物資の十分な供給にとって存続が不可欠である企業をアーリア人の所有に移すことは基本的に中止する」（ザール・プファルツ、1938年2月）<sup>\*613)</sup> という指示は、アーリア化の進展を裏付けるものである。

これに対して第三帝国指導部がとった対応は、アーリア化を加速させる要因となった原料わりあて削減措置の撤回や原料わりあて量の増加ではなく、逆に「ユダヤ営業経営」に対するさらなる圧迫であった。ライヒ経済省はユダヤ営業経営を原料供給ばかりではなく公共発注からも締め出して、操業停止に追い込もうとしたのである。これは「ユダヤ人問題」の存在とその正当性を前提とした国家指導部の唯一の選択であり、「前方への逃避」でもあった。

1938年3月1日付でライヒ経済省が出した部外秘の回覧通達<sup>\*614)</sup> がそうである。この回覧通達は、形式的にはライヒ経済省が堅持してきた公共発注に際してのユダヤ営業経営の平等に終止符を打ったもののように見える。しかし例外がつけられており、ここに政策の連続性をみることができる。つまり陸軍軍需装備の調達をする一定の「特別な経営」や抜群の輸出業績を挙げている経営が適用を除外されているのである。<sup>\*615)</sup> この回覧通達のなかで興味深いのは、なぜいまユダヤ営業経営を公共発注から排除するのかという理由付けの部分である。つぎのようである。

1933年6月の政府の指針では「アーリア人」受注者の優先はあったものの、ユダヤ営業経営の供給の方が有利な場合はこちらが公共発注にあずかるという可能性もあった。つまりユダヤ営業経営への公共発注は純経済的な観点に立っていたのであり、当時は雇用の

---

\*612) *DB*, 1938/2, A 46.

\*613) *Ibid.*

\*614) BA. R 18 Reichsministerium des Innern, 5519, 105-107. Schreiben des Reichswirtschaftsministeriums an alle Obersten Reichsbehörden vom 1. 3. 1938, betr. den Beschluß der Reichsregierung über den Ausschluß der Juden von der Vergebung öffentlicher Aufträge (Auszug).

\*615) 1938年10月27日付ライヒ経済大臣回覧通達「1938年4月26日付指令の遂行。輸出企業の脱ユダヤ化」にも「1937年に輸出額が10万マルクを超過した企業の脱ユダヤ化にさいしては認可付与の前に経済大臣の承認を得なければならない」と例外が定められていた。Der Reichswirtschaftsminister. III Jd. 2/6610/38. Betrifft: Durchführung der Anordnung des Beauftragten für den Vierjahresplan vom 26. April 1938 (RGBl. I S. 415) -Entjudung von Ausführunternehmen-. Berlin, den 27. Oktober 1938. in: *GWB* 624.

創出という観点もまた決定的な重みをもっていた。ところが「こうした観点は、失業問題が解消されるのにもなって、ここ数年重要性を失ってきており」今日ではこうした考慮は無用である。「労働市場への望ましくない反作用はもはやそれほど重大なものとはならないと考えられるので、公共発注の領域においてもユダヤ人の影響力をいっそう駆逐することによって、ナチズムの経済政策の原則を考慮することが必要である。<sup>\*616)</sup>

「失業問題の解消」が理由だとされている。たしかにこの時期のドイツの労働市場には、一方では深刻な労働不足に直面するほど失業問題が解消されている産業部門があった。しかし他方では原料の不均衡配分が原因で半失業状態に陥っている労働者の大群を抱えている産業部門もあったことは先に見た。ライヒ経済省の回覧通達の真意は「ナチズムの経済政策の原則」を貫徹することではなく、一方の産業部門から強制的に失業者を生み出し、他方での労働力不足を緩和するために失業者を動員する前提を作り出すことにあったと見るべきである。

ところが指導部のこの意図は簡単には実現されなかった。こうした強制措置の導入によって、かえって偽装アリア化が加速されたからである。政府の攻撃対象となり得るものが「ユダヤ営業経営」でしかありえない以上、偽装アリア化はそれに対する確実で安全な盾となった。いまや偽装アリア化がドイツ経済社会から「ユダヤ営業経営」を、さらには「ユダヤ人問題」を隠蔽することになった。国家指導部にとってこのことは、有効な社会デマゴギーとしての「ユダヤ人問題」を失うことに加えて、「ユダヤ営業経営」に対する管理・統制を、従来のユダヤ人立法というかたちで行う道を絶たれることを意味したのである。

「性急かつ非組織的におこなわれるアリア化はすべて避けなければならない」1938年3月7日、テューリンゲンの大管区指導者ザウケル Sauckel<sup>\*617)</sup> はGWBにあてた命令の冒頭で命じている。<sup>\*618)</sup>

第三帝国指導部は四カ年計画の矛盾の産物である「偽装アリア化」と対決しなければならなくなった。四カ年計画がその足掛かりとし、かつそこから推力を得ているように見えた「ユダヤ人問題」と反ユダヤ主義は、いまや逆に四カ年計画に向かって、これを阻止する要因となりつつあったのである。

#### 4. 国家公民法第三政令と「六月行動」

---

\*616) *Ibid.*

\*617) Sauckel, Ernst Friedrich Christoph は1894年生まれ。第一次大戦中は商船員としてフランス軍に拘束される。戦後、ドイツ国粹攻守同盟 Deutsch-Völkischer Schutz- und Trutzbund をへて1922年ナチ党入党。27年からテューリンゲンの大管区指導者。32年テューリンゲン州首相、42年労働力配置総監 Generalbevollmächtigter für den Arbeitseinsatz として数百万人の戦争捕虜、外国人労働者の強制労働投入を指導、ニュルンベルク裁判で有罪判決を受け、1946年処刑。

\*618) Anordnung des NSDAP-Gauleitung im Gau Thüringen, F. Sauckel an den Gauwirtschaftsberater vom 7. März 1938. betr. "Arisierungsmaßnahmen". in: Pätzold, *Verfolgung*, Dok. 102, pp. 149.

1935年の夏と同じような状況が1938年の春から夏にかけても生じた。ただ、ここで問題となったものの性格は異なっている。1935年の段階では国家指導部は「ユダヤ人」の定義をこころみて、これに差別的な規定を与えることで何とか矛盾を隠蔽することができた。しかし今回は「ユダヤ営業経営」と取り組まなければならなかった。さらに今回の問題を困難にしたのは、「ユダヤ人問題」が国策の重要課題と完全に交差するかたちで現れたことである。

1938年末になると労働力不足は約100万人に達する。メイソンは、ベルリン市長がドイツ経済の戦争遂行能力に疑問を呈していた史料を紹介している。ベルリン市長は「いざというときに、しかも確実に困難となる状況において、従業員の数が減り原料配分がいつそう少なくなることが予想されるなかで、企業と従業員の作業能力を上げることは可能なのか」と懸念を表明したのだった。<sup>\*619)</sup> 慢性的な労働力不足を緩和し、原料・外国為替の集中配分を徹底させるためには、可能なかぎり不急・不要の営業経営を操業停止に追い込まなくてはならなかった。しかし、いかにしてそれを行うのか。国家指導部が必要としていたのは経営で働く集団としての従業員・労働者であったから、個としての「ユダヤ人」攻撃の成果は望み得なかった。「ユダヤ営業経営」を攻撃対象にしても同様であった。原料配分を減じても公共発注を取り消しても、営業経営は操業を継続していた。くわえて偽装アーリア化の加速は、国家指導部から「ユダヤ営業経営」に対する管理・統制力さえ奪いつつあった。指導部は、いまや事態の進展に対して決定的な後れをとりつつあるように見えた。

ようやく4月の終わりになって四カ年計画総監ゲーリングは、ふたつの政令（ア、イ）とひとつの指令（ウ）に署名することができた。

- ア) 「ユダヤ営業経営の偽装幫助に対する政令 *Verordnung gegen die Unterstützung der Tarnung jüdischer Gewerbebetriebe*」(4月22日)〔史料編19)〕<sup>\*620)</sup>
- イ) 「ユダヤ人財産の申告に関する政令 *Verordnung über die Anmeldung des Vermögens von Juden*」(4月26日)〔史料編20)〕<sup>\*621)</sup>
- ウ) 「ユダヤ人財産の申告に関する政令にもとづく指令 *Anordnung auf Grund der Verordnung über die Anmeldung des Vermögens von Juden*」(4月26日)〔史料編21)〕<sup>\*622)</sup>

いま、これらを順に「偽装禁止令」「財産申告政令」「財産申告指令」とする。まず、ア)の4月22日付「偽装禁止令」は「利己的な動機により、経営のユダヤ的性格を故意に隠蔽し、住民または官庁を欺くことに荷担するドイツ国籍所有者」および「ユダヤ人のために法律行為を行ない、その際相手方を欺き、当方がユダヤ人のために行為している事実を秘匿する者」を重懲役および罰金で処罰することを定めたものである。アーリア化の交渉を禁じたこの政令には、偽装アーリア化に対する第三帝国指導部の認識が独特の表現

---

\*619) Mason, *op. cit.*, p. 879.

\*620) *RGBl.*, I, p. 404.

\*621) *RGBl.*, I, pp. 414 f.

\*622) *RGBl.*, I, pp. 415 f.

で示されていて興味深い。

つぎに、イ)の4月26日付けの「財産申告政令」は、「すべてのユダヤ人」は「その国内外の財産」のうち「5000 ライヒスマルクを超過」する財産(第3条)について、所定の期日(7月31日<sup>\*623)</sup>までに申告し、評価するよう定めたものである(第1条)。<sup>\*624)</sup>さらに「四カ年計画総監は、申告義務のある財産のドイツ経済の利益に適った活用を保証するために必要となる措置を講じることができる」(第7条)とした。違反者は懲役刑または罰金と並行して財産の没収を言い渡されるとされた(第8条)。

この「財産申告政令」で最も重要なのは、「本政令の発効後生じた財産のあらゆる変動(増加あるいは減少)を、その財産変動が通常的生活または通常取引の枠を超過するかぎりにおいて、遅滞なく上級行政官庁に申告しなければならない」(第5条1)とされたこと、および「本政令の発効後に5000 ライヒスマルク以上の価値の財産を取得するユダヤ人にも」届出義務が適用される(第5条2)とされたことである。第三帝国指導部はこの「財産申告政令」によって、トランスアクトツィオン<sup>\*625)</sup>としての経済行為、すなわちアーリア化によるユダヤ人財産の変動を把握できるようになったのである。

さらに、ウ)の「財産申告指令」(同日)では、商工業、農業または林業経営の譲渡もしくは賃貸、ならびにそれらの経営についての用益権の設定について「その法律行為にユダヤ人が契約締結者として関与する場合、発効には認可を要する」(第1条)こと、「法律行為にユダヤ人が契約締結者として関与しているか否か」を公証人またはその他の証書作成部署が明らかにすべきこと(第4条)が定められた。さらに第7条において「ユダヤ経営またはユダヤ経営の支店の新規開店は、認可を要する」とされ、「認可は、経営またはその支店を開設しようとする者によって申請されなければならない」(第8条)と規定された。

以上の三つの命令は、内容的に互いに重なり合っている。ア)の「偽装禁止令」と関連するのは、イ)の「財産申告政令」の第5条であり、さらにウ)の「財産申告指令」の第1条、第4条、第7条および第8条である。これらの条項の共通項は、ドイツ国民はユダヤ人財産に勝手に手を付けるな、とくに当局を欺瞞するような偽装アーリア化はするなという点である。これらはすべてユダヤ人財産、とりわけユダヤ営業経営に対する国家の管理・統制権限の影響力の回復と拡大を意図したものである。

じっさい1938年7月5日付ライヒ経済大臣回覧通達「ユダヤ人財産の申告に関する政令にもとづいて布告された四カ年計画総監の1938年4月26日付指令」〔史料編26〕<sup>\*626)</sup>においても、ライヒ経済省は財産申告政令と財産申告指令の狙いがつぎの3点であったこ

---

\*623) Verordnung zur Durchführung der Verordnung über die Anmeldung des Vermögens von Juden vom 18. Juni 1938. in: *RGBl.*, I, pp. 640 f.

\*624) 政令発効当日の平常価格で査定し、1938年6月30日までに申告者の居住地を所轄する上級行政官庁において申告する。

\*625) Transaktion 資本増加や合併など、通常の財務の枠を越えた経済行為。

\*626) Der Reichswirtschaftsminister. III Jd. 2818/38. Berlin, den 5. Juli 1938. Betrifft: Durchführung der auf Grund der Verordnung über die Anmeldung des Vermögens von Juden erlassenen Anordnung des Beauftragten für den Vierjahresplan vom 26. April 1938 (*RGBl.*, I S. 415) in: *GWB* 624

とが記されている。

- ①国家指導部にユダヤ人資本の総額（オーストリア併合によって緊急に必要となった）とドイツ経済に及ぼし得る影響の概要を伝えること
- ②ドイツ民族の利益に反しない方向にユダヤ資本を活用すること（ただし、「〔ユダヤ営業経営の〕譲渡認可」が「ドイツ国民経済の一般的利益に反する場合は拒否されなければならない」とされた。）
- ③アーリア化にさいして闇取引（一般経済政策の観点から望ましくない）が防止されるようにすること

「偽装禁止令」、「財産申告政令」、「財産申告指令」の布告意図に関連して、私がつくに興味を覚えるのは、これらの法令に署名したゲーリングがニュルンベルク裁判で行った供述である。担当検事がこれらの法令について尋ねたとき、法令の布告から8年も経過した1946年3月の時点でなお彼がよく覚えていたのは「偽装禁止令」と、とくに「財産申告指令」なのである。

ニュルンベルクの法廷における判事の質問は一裁判の目的と性格からして仕方のないことではあるが一ユダヤ人大量殺戮に対するゲーリングの責任を立証することを主眼とした誘導尋問のようなかたちになっている。「第三帝国第二の男」ゲーリングがユダヤ人絶滅に関与していないなど、当時だれも想定できなかったのである。

ニュルンベルク裁判では、かぎられた期日内に有罪判決を言い渡さなければならないという制約があるため、検事はあらゆる項目についてさまざまな角度から尋問する余裕はなかった。尋問の仕方も、裁判の政治的目的が前面に出ているために、現在のわれわれの関心からすれば適切さを欠いたり的外れになっていたりするものが少なくない。裁判の速記録という「史料」だけが頼みの歴史研究者としては、完結した過去の出来事を前にもどかしさを感じるところである。

けれども、これまで明らかにした経緯や背景を念頭において法廷でのやりとりを追ってみると、この問題についてゲーリングがかなり率直に証言していることに逆に驚かされる。ゲーリングはべつに開き直ったわけでも、あるいは到底あり得ない減刑を期待して模範解答を口にしたわけでもなかった。ゲーリングはまさに当時の四カ年計画総監の立場で、戦争経済体制の確立という「経済問題」、すなわち原料配分の問題や労働力配置の問題、社会秩序の維持といった問題と格闘していたときの印象を、正直に開陳したまでなのである。裁判記録の問題の箇所を抜き出してみる。ジャクソン Jackson 判事（J と略記）とゲーリング（G と略記）とのあいだに、1946年3月20日水曜日の午前中に交わされた問答はつぎのようなものである。<sup>\*627)</sup>

J: それから、あなたは1936年12月1日に法律を發布し、それによると財産を国外に持ち出したり国外に留め置いたりしたドイツ人には死刑が科せられることになっていた。

---

\*627) 以下、引用は *IMG. Bd. 9, pp. 572-573, Mittwoch, 20. März 1946* による。

G : その通りだ。

J : 換言すれば、法を犯した者の財産は国庫に入り、民族裁判所が刑事訴追したということですか。

G : その通り、外国為替保護令だ。政府の認可なく外国に口座を設けた者が対象となる。

J : [職業官吏制度再建法、ニュルンベルク法についてゲーリングの確認をとったのにつづき] あなたの 3 番目の法律は 1938 年 4 月 22 日に布告されましたが、それは国内のユダヤ営業経営の偽装を処罰するものでした。

G : その通りだ。(Jawohl)

[この間、2 回の問答あり]

J : それからあなたは 1938 年 4 月 26 日に四カ年計画の枠内で命令を出し、それによるとユダヤ人の財産は申告されなければならなかった。つまり国内外にいるユダヤ人はその財産を申告しなければなりません。これに相違ありませんか。

G : そうだと思う。(Ich nehme es an.) 記憶にはない。だがあなたがいま手元にその命令を持っていて、そこに私の署名があるのなら、それについては何の疑問もなからう。

J : 1938 年 4 月 26 日、あなたは四カ年計画の枠内でひとつの命令を出し、それによればユダヤ営業経営に関する処分は、すべて事前に政府による認可を受けなければなりません。

G : それについては覚えている。(Daran erinnere ich mich.)

J : [1938 年 11 月 12 日付でゲーリングが出した別の命令について彼の確認をとろうとする]

G : すでにのべたように私は当時出されたそれらすべての法令に署名したのであって、そのことに対して責任をとる。(Ich habe bereits ausgeführt, daß ich diese sämtlichen damals erlassenen Gesetzen gezeichnet habe und dafür die Verantwortung trage.)

アリア化を国家の積極的な政策と見なす従来の研究においては、総じて財産の申告を定めた「財産申告政令」の意義が強調されている。<sup>\*628)</sup>しかし四カ年計画総監ゲーリングは、ユダヤ人財産の所有権の移動やユダヤ営業経営の存続についての規定・制限を定めた「財産申告指令」について「それについては覚えている」と明言しているのである。このことは当時、偽装アリア化対策が国家指導部にとっていかに大きな関心事であったのかを裏付けるものである。

「反偽装令」、「財産申告政令」および「財産申告指令」が、アリア化を促進させるためではなく、逆にそれを制限・阻止するために発せられたことは明らかである。

だが間もなく国家指導部はアリア化の単なる阻止という消極的な路線では不十分であると考えようになった。最大の理由は国際環境の変化である。1938 年 5 月には、前年の末以降、急速に具体化していたチェコスロヴァキアに対する侵略計画（「ホスバッハ議事録（1937 年 11 月）」）が実行段階にさしかかっており、3 月のオーストリア併合もあって列強の関心は中部ヨーロッパに集中していた。こうしたなか問題の力による解決をも辞さない決意を固めていたナチ指導部は、一刻も早い臨戦体制の確立という考えに取りつか

---

\*628) Adam, *op. cit.*, P. 177, 大野『ナチズムと「ユダヤ人問題」』, 141 頁。

れるようになった。臨戦体制の確立とは何よりもまず労働力と原料の集中配分体制の樹立であった。

ライヒ経済大臣は 1938 年 5 月 19 日付で「ユダヤ営業経営」と題する指令〔史料編 23)〕<sup>\*629)</sup>を発令した。これはライヒ輸入監視局全権委員 VII ～ XXVII にあてたもので、「1938 年 1 月 8 日付指令に続けて」とあるように先の回覧通達を変更したものであった。ライヒ経済大臣はこの指令において「法人の営業経営は今後、非ユダヤ人営業経営と承認されるためには基本的に次のことが要求される。すなわち監査役会にも一人のユダヤ人も所属しておらず、また会社の資金についてはその 4 分の 3 が非ユダヤ人の社員もしくは株主のものでなくてはならない」とした。

一見したところ、この指令は先の 1 月 4 日付「諸原則」の焼き直しのような印象を与える。しかし両者の意味合いには大きな違いがあった。5 月 19 日付指令では 1 月 4 日付「諸原則」にくらべて、ある経営が「非ユダヤ営業経営」たり得る資格が一段と厳しくなっていることである。この回覧通達によって「アーリア経営」が「偽装アーリア経営」であるとして摘発される可能性が大きくなったのである。

アーリア化は拡大する一方であった。ライヒ経済大臣は輸入監視局にあてた 1938 年 6 月 3 日付け回覧通達〔史料編 24)〕<sup>\*630)</sup>において「ユダヤ営業経営ならびにそのアーリア化に関して発せられたライヒ・プロイセン経済大臣およびゲーリングプロイセン首相兼空軍元帥のさまざまな指令が契機となって、目下非アーリア経営のアーリア人所有への移行が激増するにいたった」と記していた。激増したアーリア化には多くの偽装アーリア化が含まれていたことは想像に難くない。

偽装アーリア化に対する国家指導部の対決姿勢は、東西国境での緊張の激化にともなうてさらに強硬になった。ドイツの侵略外交を前にして 5 月 20 日チェコスロヴァキアが動員を開始した。30 日ヒトラーは国防軍にチェコスロヴァキアの制圧を下命した。そしてその 2 日前、彼は東西国境線に沿って要塞防壁を構築することを指令したのである。

いまやすべての余剰労働力と余剰原料は、全長 630 キロのこの「西部防壁 Westwall」の建設に投入されなければならなかった（1 万 4000 のトーチカを備え、総工費 35 億マルクをかけたこの工事には約 50 万人が動員されることになる）。ここにおいて、ライヒ経済省、内務省、法務省および総統代理府は緊密な協力のもと、5 月 19 日の指令の内容を上回る新たな法令を作成する準備に没頭した。他方、内務省管轄下の保安警察本部長官ハイドリヒは 6 月 1 日、全国刑事警察本部をとおして各地の刑事警察分署あてに指令を発した。その発令理由にはつぎのようであった。

「四カ年計画の厳格なる遂行のためには、労働能力を有する全労働力の投入が必要である。ゆえに反社会的人間が労働を回避し、それによって四カ年計画をサボタージュするよ

---

\*629) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. S 1059/38. Berlin, den 19. Mai 1938. Betr. Jüdische Gewerbebetriebe. in: BA. R 8 I / 76.

\*630) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. II S 777. An sämtliche Überwachungsstellen - außer I-VI-. Berlin, den 3. Juni 1938. Betr. Arisierung von Betrieben. in: BA. R 8 I / 76

うなことがあってはならない」<sup>\*631)</sup>

こうした上でハイドリヒは、①本年3月1937年12月14日付の指令<sup>\*632)</sup>を厳格に適用することによって、1938年6月13日から18日にかけての週に〔月～土〕、刑事警察分署の管轄地区において、少なくとも200人の労働能力を有する男性(反社会的)を警察の予防拘禁措置を講じること、②同じ週に、刑事警察分署の管轄地区において1カ月以上の拘禁刑に処せられたことのある男性のユダヤ人に警察の予防拘禁措置を講じること、③逮捕者を速やかにブーヘンヴァルト強制収容所に連行すること。<sup>\*633)</sup>

逮捕・連行の対象となる「反社会的人間」の範疇にどのような人が入るのかということについて、この命令はこうのべていた。

- a) 目下、職をもたずにあちこちと居場所を変えている放浪者。
- b) 定住所はあるが乞食をしている者。
- c) ジプシーならびにジプシー風に放浪している人間で、わりあてられた仕事をする意志を示さないか、もしくは犯罪を行った人間。
- d) 売春婦のヒモで、該当の刑事手続きに回されたことがある者—有罪の立証ができなかった場合でも—、ならびに今日なお売春婦と関わりのある者、もしくは売春負のヒモである強い疑いのある者。
- e) 抵抗、傷害、暴力沙汰、住居侵入およびこれらに類似する理由による多くの前科があり、これによって民族共同体の秩序に順応する意志のないことを示した人間。<sup>\*634)</sup>

ハイドリヒが命令のなかで「6月13日から18日にかけての週」と明記したのは、逮捕すべき条件を備えた大量の「反社会的労働忌避者」という「犯罪者」が時を同じくして出現することを見越してのことだった。

「犯罪者」は6月14日付の「国家公民法第三政令」<sup>\*635)</sup>〔史料編25〕によって作り出された。この政令は、1月4日の「諸原則」を厳格にした5月19日付ライヒ経済大臣回覧通達を踏襲してユダヤ営業経営を法的に規定したものである(第1条、第2条)。もっとも「事実上ユダヤ人の支配的な影響力のもとにある」経営が「ユダヤ営業経営」とされていたので(第3条)、弾力的な適用は無制限に可能であった。たしかにライヒ内務大臣は回覧通達「国家公民法第三政令の遂行」(1938年7月14日)〔史料編27〕<sup>\*636)</sup>において

---

\*631) Erlaß des Chefs der Sicherheitspolizei und des Sicherheitsdienstes Reinhard Heydrich an die Kriminalpolizeistellen (Berlin, 1. Juni 1938). in: Ayaß, Wolfgang (bearbt.), "Gemeinschaftsfremde". *Quellen zur Verfolgung von "Asozialen" 1933-1945* (Koblenz, 1988), Nr. 66, pp. 134-135.

\*632) 犯罪の予防的鎮圧 Vorbeugende Verbrechensbekämpfung をさす。 *Ibid.*, Nr. 62, pp. 124-125.

\*633) *Ibid.*, Nr. 66, p. 135.

\*634) *Ibid.*, pp. 76-77. この行動は「全国労働忌避者撲滅行動」と呼ばれた。

\*635) Dritte Verordnung zum Reichsbürgergesetz vom 14. Juni 1938. in: *RGBL*, I, pp. 627 f.

\*636) Durchführung der Dritten Verordnung zum Reichsbürgergesetz. Erlaß des Reichsminister des Innern vom 14. Juli 1938. -Ie 286/38-5012c- in: Krüger, Alf, *Die Lösung der Judenfrage in der deutschen Wirtschaft. Kommentare zur Judengesetzgebung* (Berlin, 1940), pp. 98-107.

「第三政令第3条の規定はもっぱら補助的に適用すること」としていた。しかし「第1条, 第2条により非ユダヤ経営と見なされる経営については, 第3条の適用可能性を吟味する」よう要請していたことからして, 「ユダヤ営業経営」であることを免れることは事実上不可能であった。

「国家公民法第三政令」の第一の目的は, 偽装アーリア化状態にある不要・不急の産業部門の経営を「ユダヤ営業経営」であると摘発することであった。重要な点は「ユダヤ経営が「リストに登録される」とされ, (第Ⅱ款第7条), リストの縦覧が「何人にも許可される」(同第15条)とされたことである。さらにⅢ款第17条においてライヒ経済大臣に「ユダヤ経営のリストに登録された経営が, いずれ定められるべき一定の時点より, 特別の標識を付けるよう命令する権限」が与えられたことである。このリストは「〇〇におけるユダヤ経営のリスト」と題され, ライヒ内務大臣は1938年7月14日付回覧通達「国家公民法第三政令の遂行」〔史料編27〕<sup>\*637)</sup>において, 作成見本を付けて「完璧なもの」を要請している。

組織的な「反ユダヤ行動」の標的にされた「偽装アーリア経営」にもはや存続の余地はなかった。経営は閉鎖され「労働忌避者」が生み出された。「六月行動」が開始されたのである。

従来, 多くの研究者は「六月行動」について(多くのアーリア人も逮捕された)と保留しつつも, 反ユダヤ行動であると考えていた。思うに, これは第三政令の主たる目的が偽装アーリア化のなかから強権的に「ユダヤ営業経営」を引きずり出すことにあったので, 同時代人の目にはこれが新しい反ユダヤ主義の波と映ったのであり, それが伝承されたのであろう。

ゾパーデの機関誌『ドイツ報告』<sup>\*638)</sup>も「六月行動」に注目していた。「ユダヤ人に対するテロ」という項目を設け, 新たな大規模な反ユダヤ行動の実態を報告をするとともに原因分析をこころみていた。

「この新たな, 度を越えた残虐さで行なわれたユダヤ人迫害の動機は何なのか。この問いに答を出すのは困難である。確かなことは, この独裁体制がその活発な宣伝機構を維持し, 増大する経済的困難を説明するために敵を必要としているということだ。「全ユダヤ Alljuda」をこの敵に仕立て上げることほど楽で安全なものはない。だが, この説明では十分ではない。将来, 何か面倒なことが起きたら責任転嫁できるよう, この種の「敵」を少しは国内に留めおこうという配慮がなされているようにはみえないからだ。この政府はむしろ, ユダヤ人を一人残らず追い払おうとしていたように思える。

ユダヤ人財産を没収することで国家が手に入れる収入は, たしかに現時点では緊急に必要なのだが, その意義は過大評価されてはならない。ユダヤ資本はすでに広範囲にわたって台無しにされているのだし, またアーリア化によって, 以前には利益をあげていた企業

---

\*637) Durchführung der Dritten Verordnung zum Reichsbürgergesetz. Erlaß des Reichsminister des Innern vom 14. Juli 1938. -Ie 286/38-5012c- in: Krüger, Alf, *Die Lösung der Judenfrage in der deutschen Wirtschaft. Kommentare zur Judengesetzgebung* (Berlin, 1940), pp. 98-107.

\*638) *DB*, 5 Jahrgang, 1938, Nr. 7, A 66-67.

が赤字経営に転落させられることもしばしばだからだ。

結局のところ、ユダヤ人の追放もドイツの戦争準備の一部分なのだ。戦争となれば、政府はユダヤ人をあてにはできない。だからといって 40 万人のユダヤ人を一人残らず捕まえたり殺したりというのはとてもできない相談だ。となるとユダヤ人がさっさとこの国から追い出されるというのが一番である。しかしこの見解にしても、それだけでは決定的ではないかもしれない。というのも、国外移住に際しての税法上・外国為替法上の規定をほんのわずかでも緩めればユダヤ人の国外移住を格段に加速できるのに、この政府はそうしていないからである。

純粋に合理的な原因の探求には限界がある、ということで折り合いをつけねばなるまい。つぎに示す法律や命令のいくつかは激烈な人種憎悪によってしか押しつけることのできないものであり、これは理性的な解釈の手に負えないものである。倦むことなく敗者と弱者を打ちすえる嗜虐性、ちなみにナチズムはユダヤ人以外の人びとにもこの嗜癖をあらわにしたのであるが、これは客観的な観察者の理解を超えるものだ。この嗜虐性の存在はそれとして認めた上で、その時どきの効果を書き記していくほかないだろう。<sup>\*639)</sup>

しかし『ドイツ報告』同じ号で伝える「個別報告」に目を通すと、それらが「六月行動」の性格を正確に反映したものであることがわかる。

- ・「6 月 19 日から 25 日にかけて反ユダヤ行動が起こり、『ユダヤ商店』と落書され、ショーウインドウが壊された」(コンスタンツ)<sup>\*640)</sup>
- ・「ユダヤ人の商店に、『これはユダヤ商店だ』と落書された」(カールスルーエ)<sup>\*641)</sup>
- ・「以前には小売店だけであったのに、いまや卸問屋や工場までに警察がリストにしたがってペンキで『ユダヤ人』と書き付けている」<sup>\*642)</sup>
- ・「客が誰であれ、ベルリンで警察の一斉手入れを受けていない居酒屋はない」(ベルリン)<sup>\*643)</sup>

つぎのふたつの報告には「六月行動」の性格が明瞭にみてとれる。

- ・「6 月 20 日、ネクタイ専門店の前に大勢の人だかりができた。この人たちはたいへん興奮していた。店の主人が従業員に命じて落書を消させていたからである [...] 結局この店は閉店に追い込まれた」(ベルリン)<sup>\*644)</sup>
- ・「すでにアーリア化されている商店にも、しばしば間違って『ユダヤ人』と落書されることもあった。あとで『ユダヤ人』が線を引いて消されて、その下に『ユダヤ人の友人』

---

\*639) DB, 1938 / 7, A 66-67.

\*640) DB, 1938 / 7, A 79.

\*641) *Ibid.*, A 82.

\*642) *Ibid.*, A 86.

\*643) DB, 1938 / 7, A 87.

\*644) *Ibid.*, A 86-87.

と書き加えられた」(ブレスラウ)〔下線＝筆者〕<sup>\*645)</sup>

この最後の例について SOPADE の報告者は、これを SA 指導者の個人的な恨みによるものだと解している。しかしすでにアーリア化されている商店を「ユダヤ商店」として攻撃の対象にすることこそ第三帝国指導部が意図していたことであった。

同じ 1938 年 6 月分の『ドイツ報告』には、ユダヤ人経営の経営に対する攻撃とならんで「予防拘禁」措置に関する報告も見られる。

- ・「工場で何百人もの労働者が逮捕され、また失業者たちが早朝、住居から労働収容所に連行された」(バイエルン)<sup>\*646)</sup>
- ・「ベルトコンベアー式に逮捕がおこなわれた」(ノルトハウゼン・ザンガーハウゼン／中部ドイツ)<sup>\*647)</sup>
- ・「1000 人を超える逮捕が 6 月から 7 月にかけてあった」(ブレスラウ)。<sup>\*648)</sup>

こうした逮捕について SOPADE は、これは住民のあいだに不安と恐怖を広範に広めるためであるとか、たくさん捕まえておいてそのなかから非合法活動分子を見つけ出すものであると分析している。<sup>\*649)</sup>あるいは国境に近い地方で大量に逮捕者が出たのは、政治的に好ましくない分子をそこから遠ざけるためであるといった説明を与えている。<sup>\*650)</sup>じっさい前年の『ドイツ報告』にも、国境警備のため国境地帯から「国家に敵対的な分子」をなくす措置が講じられ、政治的に信用のおけない者たちが東プロイセンやメクレンブルクに送られていたことが報告されている。<sup>\*651)</sup>

私は、国境に近い地方で大量の逮捕者が出たのはむしろ要塞が国境線に沿って建設されたことと関連しているのではないかと考える。「政治的に好ましくない分子」という表現は的を射た表現である。前年の『ドイツ報告』のシュレーゲンからの報告には「反社会的分子」として、「酒飲み、乞食」とならんで「職場のわりあてにしたがわなかった、もしくは期限前に切り上げてもどってきた者」が逮捕されたと記されており、<sup>\*652)</sup>彼らの行動は当局にとって、四カ年計画下の労働配置構想と相容れないものだったからである。

なおハイドリヒは先の命令で逮捕者をブーヘンヴァルト強制収容所に連行するよう命じているが、これにも理由があった。親衛隊は 1938 年初頭、国防上重要な産業の一環として独自に「ドイツ採土石有限会社 Deutsche Erd- und Steinwerke GmbH: DEST」を設立しており、ブーヘンヴァルトには同有限会社の一部として煉瓦工場があったのである。<sup>\*653)</sup>ユダヤ人が連行された強制収容所はブーヘンヴァルトのほかダッハウ、ザクセンハウゼンがあった。逮捕者たちはこのほかにも各地の道路建設工事やダム工事にも投入された。

---

\*645) *Ibid.*, A 95.

\*646) *Ibid.*, A 105.

\*647) *Ibid.*

\*648) *Ibid.*, A 106.

\*649) *Ibid.*, A 105.

\*650) *Ibid.*, A 106.

\*651) *DB*, 1937 / 10, A 127-129.

\*652) *Ibid.*, A 107.

\*653) Broszat, *op. cit.*, pp. 77-78.

アヤースが指摘するように「反社会的分子」の大量逮捕の開始の時期は、強制収容所を親衛隊の生産拠点へ拡張する計画が着手された時期と完全に一致していたのである。<sup>\*654)</sup>

強制収容所に入れられなくとも、さまざまな規制を受けて公的扶助に頼らざるをえなくなっていたユダヤ人は、扶助を与えられる代償として、無報酬の義務労働をわりあてられ、建設工事の補助労働力として労働投入されていた。『ドイツ報告』は、彼らがそのさいドイツ人労働者と接触しないように監視されていたと伝えている。<sup>\*655)</sup>

## 5. 経済の脱ユダヤ化をめぐるプロパガンダ

1937 年末以降、第三帝国指導部の「上からの」ユダヤ人政策は「下からの」反ユダヤ個別行動を管理・統制していった。国家公民法第三政令の布告と「六月行動」の関係に見られるように、経済の脱ユダヤ化政策は四カ年計画の統制経済下において社会経済的機能を付与されるにいたる。

第三帝国指導部は、経済の脱ユダヤ化政策遂行の推進力を反ユダヤ感情に求めつつも、他方では国民に対して政策の妥当性と有効性に訴える宣伝を展開した。経済活動からのユダヤ人の排除については、1938 年初頭から新聞・雑誌などのメディアととおしてもさかんに宣伝された。その議論には、国家指導部が推進しようとしていた経済の脱ユダヤ化政策の方向性が反映されていた。そこで経済の脱ユダヤ化がどのような議論とともに展開されていたのかを概観する。この作業は、ナチ指導部の報道統制の性格を明らかにすることにもつながる。

ユダヤ人政策が社会的影響力の大きな社会経済的機能をもって展開され、しかもこれが平和時に公衆の面前で行われる場合、そこに一定の社会的コンセンサス—受動的黙認であれ、積極的同意であれ—の存在を想定することができる。むしろこれはナチ体制のテロル機構の存在とその影響力を抜きにしては考えられないのであるが、しかしテロルによる抑圧という側面のみを強調すると、第三帝国の一般国民（政治犯や抵抗運動家など、体制のテロル機構の直接的な犠牲者ではないという意味における）は全員、ナチ体制の犠牲者という立場に立ちかねない。

K・ヤスパースは 1946 年につぎのようにのべている。「ナチ政権下のドイツは牢獄であった。[...] 牢獄の扉が閉ざされてしまったからは、内から破って出ることは不可能である。牢獄において獄吏の破廉恥行為を囚人一同の責任と考えるのは、明らかに不当である」<sup>\*656)</sup> こうした発言の問題点は、大きな牢獄のなかに別のいっそう悲惨な小さな牢獄が作られていたという事実を忘れさせてしまうところにある。その小さな牢獄の囚人は、大きな牢獄をつかさどる獄吏にもまして日常生活の上ではむしろ大部屋にいる囚人の側からさまざまな差別や無関心、監視の目にさらされていたのである。

ナチ政権下で最初に一般民衆の眼前で繰り上げられた 1933 年 4 月 1 日のユダヤ商店ボ

---

\*654) Ayaß, Wolfgang, "Asoziale" im Nationalsozialismus (Stuttgart, 1995), p. 162.

\*655) DB, 1938 / 7, A 91.

\*656) Jaspers, Karl, *Die Schuldfrage* (Heidelberg, 1946)橋本文夫訳『戦争の罪を問う』（平凡社、1998年）、128 頁。

イコット行動にさいするドイツ国民の態度について、ユダヤ人たちはつぎのように証言している。

「わざわざその日に、これ見よがしにユダヤ人の店やユダヤ人の医者のところに出向いて花を手向けたり、昔からの忠誠を請け合ったりした非ユダヤ人は、いるにはいましたよ。でもせいぜいのところ例外でした。大部分の者は押し黙っているか、あるいはすでに十分ナチ流に洗脳されているかぎりには喜びをあらわにさえしたんです」<sup>\*657)</sup>

「この国民のために俺たちユダヤ人はそのむかし前線の塹壕に立ち、この国を外国から守るために血を流したのだ。かつての戦友でこの暴挙に吐き気をもよおす者はもはやいなかったのか。連中が通りを歩いて行くのが見えた。親切にしてやった奴も大勢いた。奴らは笑みを浮かべており、奴らの卑劣な喜びを垣間見せていた。[...] これまで俺が愛し慈しんできたこの国、この国民が突然、俺の敵になったのだ。俺はつまりドイツ人ではない、あるいはもうドイツ人ではあってはいけないのだ。もちろんこれはすぐに片付けられる問題ではない。だが、ふとあることを感じた。いまや俺の敵として正体を露わにしたかくも多くの連中を信頼していたことを俺は恥じたのだ。突然、町の通りも俺には馴染みのないように思えた。それどころか町全体が俺にとって馴染みのないものになったのだ [...]」<sup>\*658)</sup>

ユダヤ人の生活世界を馴染みのない fremd 世界に変えたのは、周囲のあからさまな暴力行為だけではなく、大勢の受動的傍観者と彼らの冷たい無関心と監視の目。極端な逸脱行為に反対はするが反ユダヤ的な態度を完全には捨てない多くのふつうのドイツ人である。

経済の脱ユダヤ化政策を推し進めるための宣伝は、大多数をしめたふつうのドイツ人の「常識」に訴えるものでなくてはならなかった。経済の脱ユダヤ化の宣伝も大勢の受動的傍観者たちに向けられた政治宣伝としておこなわれ、また彼ら向けに調子を変えられたものが多かった。反ユダヤ主義はさほど前面に出さない。政策は純粋な経済政策としての中立性の概観をまとい、一般民衆に受け入れやすいものとなった。

ナチ体制を担ったのは、少数派に属する体制への積極的（熱心な）賛同者を取り巻いていた圧倒的多数の受動的傍観者たちであった。能動的な言動によって多くの史料を残した積極的賛同者もしくは抵抗者たちと異なり、多くの一般国民は、受動的態度ゆえに史料を残していない。

この一般国民の受動的態度に関して、最近の社会史研究が指摘する以下の点に注意する必要がある。「日常生活のアトム化」に起因する、ユダヤ人に対する無関心という意味におけるユダヤ人政策に対する受動的同意や傍観的態度である。逆に、ユダヤ人迫害を単調な日常生活におけるセンセーショナルな出来事として積極的に期待する雰囲気の出現<sup>\*659)</sup>

---

\*657) Barkai, Avraham, *Vom Boykott zur "Entjudung"*, op. cit., p. 29.

\*658) *Ibid.*, p. 30.

\*659) Stöver, Bernd, *Volksgemeinschaft im Dritten Reich. Der Konsensbereitschaft der Deutschen aus der Sicht sozialistischer Exilberichte* (Düsseldorf, 1993), pp. 261-266.

にも注意を払う必要がある。

経済の脱ユダヤ化に関する議論は、一般の新聞・雑誌などで率直に展開されていた。そこには、伝統的な反ユダヤ主義を土台とした人びとの傍観的黙認を確保する方向と、「建設的破壊」に対して国民の積極的な同意を獲得する方向がみとれる。ただしこの方向性は実際の宣伝にさいしては交差していた。合理的、効率的で無駄の少ない経済社会秩序の建設のためには、あるていどの暴力的破壊もやむを得ないではないか、ましてや対象は「ユダヤ営業経営」ではないかというわけである。後者の方向においては、脱ユダヤ化政策は第三帝国指導部の考える「合理的」「効率的」な経済体制の建設にとって肯定すべき方策として宣伝されていた。この角度からする宣伝は、「『ユダヤ人問題』は存在する、ということが一般的な見解となっていた」<sup>\*660)</sup> ほどに反ユダヤ的な社会であった当時のドイツにおいては、効果絶大であったと考えられる。ここでは、経済の脱ユダヤ化が「上からの」命令というかたちではなく、全国民的な啓蒙・宣伝活動のなかで展開されていたことを確認しておきたい。

本節では、社会的コンセンサスの形成に果たすマスメディアの役割に注目し、当時この政策についてどのようなことが、いかなる論拠で主張されていたのかを、当時の新聞・雑誌などに表れた議論を中心に検証したい。史料としてはドイツ連邦文書館の DAF（ドイツ労働戦線）関連文書のうち、DAF の労働科学研究所が収集していた「アーリア化」に関する当時の新聞、雑誌の記事・論評の切り抜き（行政当局の回覧通達なども含む、1937 年末から 38 年末）<sup>\*661)</sup> を利用する。

DAF が収集していた当時の新聞や雑誌の記事・論評をみると、1938 年の時点で経済の脱ユダヤ化に単なる「異分子の排除」以上の意義が与えられていたことがわかる。そこで強調されていたのは以下の 3 点である。

- 1) ドイツ人後継者の育成・養成
- 2) 産業・経済構造の変革
- 3) 供給過剰の除去

このうち 2), 3) がライヒ経済省主導の主張である。これに対して 1) は、ナチ党綱領にみられる中間層保護・育成政策に連なるもので、経済の脱ユダヤ化をユダヤ営業経営のアーリア化というかたちで行うにあたって展開されたものである。ナチ党の政権掌握前から見られたこの議論は、1938 年の時点でも前面に押し出されていた。

当時の新聞記事にみられる論調は以下のようなものである。経済活動からのユダヤ人の

---

\*660) DB, 1936 (Jan.), p. 24.

\*661) BA., 62 DAF 3, 8779 (以下 A と略記), および 62 DAF 8780 (以下 B と略記)。これらの史料は、ユダヤ経営の脱ユダヤ化、アーリア化に関する約 160 の記事・論説、回覧通達を含んでいる。BA.の史料解説によると、DAF の資料事務局に設置されていた AWI は 1933 年以降、国内外の新聞・雑誌の記事の切り抜きを収集し、1938 年時点で内外の 2000 におよぶ新聞や雑誌が閲覧されていたという。AWI の前身はドイツ国民貿易助成連盟(Deutschnationaler Handlungs- gehilfenverband)の中央文書館で、1919 年にハンブルクに本部を設置し、ベルリンには支部を置いていた。(Schreyer, Einleitende Bemerkung zu 62 DAF 3, Deutsche Arbeitsfront, Arbeitswissenschaftliches Institut (AWI), Zeitungsausschnittsammlung, Teil "Inland".

排除は「何よりもまず民族的、人種的な問題である」が「その影響を必然的に経済に及ぼさざるをえず」、<sup>\*662)</sup> 経済活動からのユダヤ人の排除は「政治的な要請である」。<sup>\*663)</sup> ただしドイツ人後継者の養成という主張は非アーリア経営を引き継ぐことで独立の基礎を作り出し、すでに独立している場合にはいっそう経済的に上昇しよう<sup>\*664)</sup> といった現実的・実際の動機と表裏一体をなしていた。ここにおいては党綱領にある「健全な中間層の育成」という文言が、もっぱらユダヤ人の犠牲において達成されるべきことが前提とされていたのである。

当時の議論においては「後継者の養成」、独立の経営基盤の提供」といったことが経済の脱ユダヤ化の当然の帰結であり、目標とされていた。「肯定的なアーリア化、すなわちユダヤ営業経営のアーリア人への所有権の移行によって建設的な企業政策を遂行することができる。理想的なのは積極性のある専門家に独立の可能性が与えられる場合である」という調子である。<sup>\*665)</sup>

党当局がアーリア化に積極的に関与し始めるきっかけとなったのは、アーリア化されたユダヤ営業経営を引き継ぐべき後継者の選定・割り振り作業であったようである。そのさい一定の条件を満たしたドイツ人購入者が選定された。購入者には一般の銀行の融資のみならず、<sup>\*666)</sup> 場合によっては国庫金を活用することまで提案されていた。<sup>\*667)</sup> 先にみた Adefa による同業者間で銀行の融資を連帯で保証し、資力のない購入希望者にユダヤ営業経営を引き継がせるという活動も、こうした議論の延長線上にあったのである。

しかし党が「ナチズムの視点で経営を継続する保証」を与えるという場合、「信頼の置ける」購入希望者を見つけるだけでは不十分であった。いわゆる健全なドイツ国民経済の建設がその前提とされていた。経済の脱ユダヤ化の社会経済的機能が意識的に論じられるのは、この「健全な国民経済」の建設が念頭におかれて議論が展開される場合であった

こうした議論は、四カ年計画によって「生産」「生産的なもの」により高い価値がおかれ、商業が軽視されるようになったことと関係がある。ライヒ経済省次官ブリンクマン Brinkmann が 1938 年 9 月にのべているところでは、商業は第三帝国にあっては「心理的な負担担当」となっており、「ナチズムの経済が基本的に生産的なものを志向し [...] 生産者のうちに経済の決定的な担い手をみる」からだとされた。<sup>\*668)</sup>

商業が供給過剰であるとの認識は、すでに 1937 年 10 月発行の官報誌『四カ年計画 Der Vierjahresplan』にもみられる。「商業における供給過剰の問題」と題する記事にはこうあ

---

\*662) A-48, "Jüdisches Geschäft", in: *Die Deutsche Volkswirtschaft* vom 3. 6. 1938.

\*663) B-58, "Jude, laß die Maske fallen. Kennzeichnung der jüdischen Betriebe", in: *Hamburger Tageblatt* vom 8. 11. 1938.

\*664) B-63, "Zur Übernahme nichtarischer Handwerksbetriebe", in: *Deutsches Handwerk* vom 28. 10. 1938.

\*665) A-33, "Arisierung ist auch Strukturwandel", in: *Deutsche Allgemeine Zeitung* vom 18. 8. 1938.

\*666) B-42, "Personalkredite für den Arisierungsprozeß! Das deutsche Bankgewerbe vor einer großen Aufgabe", in: *Der Angriff* vom 20. 11. 1938.

\*667) B-50, "Die Ausschaltung der Juden aus der Wirtschaft", in: *Frankfurter Zeitung* vom 17. 11. 1938.

\*668) A-17, "Keine Arisierungsgewinner", in: *Deutsche Allgemeine Zeitung* vom 15. 9. 1938.

った。商業の供給過剰問題は「ひとり商人の職業生活のみならず、国家の全経済的・社会的構造に関わる」ものであるので、ドイツの商業政策が取り組むべき問題は「商業活動はいかなる形態においてもっとも効率よく機能し、それゆえにこそ全体の利益のなかで維持されなければならないか」ということになる。「国家の課題は、全体の需要のために円滑な商品販売の前提を構築すること、および消費者の利益のために国民経済の分配過程をできるだけ安価なものにすることであり、そのためには民族共同体の利益にかなった供給過剰の除去が行われなければならない」。<sup>\*669)</sup>

『四カ年計画』の論説はまた、経済循環と商業における供給過剰の規模とのあいだには相関関係があり、不況時に「商人」の数が最も多くなるので、供給過剰の除去を最も効率的に行うためには好況の頂点の時期に措置を講じる必要があると論じていた。「〔供給過剰を除去する〕必要性和合目的性からして、現在は商業の供給過剰に対する措置を検討するまたとない時期である」と。<sup>\*670)</sup>

「供給過剰」の問題は商業にとどまらなかった。ライヒ経済大臣は1938年10月8日付の回覧通達〔史料編31〕<sup>\*671)</sup>で皮革生産および皮革加工産業、革製品を扱う卸売・小売業の大部分は供給過剰であり、コスト高と業績悪化をもたらしているとし、「会社の清算を強制し、当該部門の浄化」を要求している。そのさい従業員の就労先や経営の維持に賛成する地域の利害は却下されねばならないとした。

つまり経済の脱ユダヤ化は供給過剰を除去する手段として位置づけられていたのである。アリア化が「ナチズムに対する貢献」<sup>\*672)</sup>であり、「非アリア企業を購入することで国家や党に対して何らかの特別な保護や優遇措置を要求できる」<sup>\*673)</sup>という風潮に対して「盲目的なアリア化は〔…〕望ましくない供給過剰を人為的に、ドイツの金を使って維持することと同じである」<sup>\*674)</sup>という主張が対峙された。『フェルキッシャー・ベオーバハター』紙は「まちがった見解」と題する論説において「アリア化ではなく清算だ！」と端的に主張していた。<sup>\*675)</sup>

ナチ党経済政策委員会委員長ケーラーも「単なる所有権の移行、つまりユダヤ商店をドイツ人の所有に移すだけではドイツ経済、すなわちドイツ国民の役には立たない」<sup>\*676)</sup>と

---

\*669) *Der Vierjahresplan. Zeitschrift für nationalsozialistische Wirtschaftspolitik. Amtliche Mitteilungen des Beauftragten für den Vierjahresplan Ministerpräsident Generaloberst Hermann Göring*, 1. Jg. Nr. 10, Okt. 1937, p. 581.

\*670) *Ibid.*, p. 582.

\*671) Der Reichswirtschaftsminister. I Techn. 24268/38. Betrifft: Genehmigung des Erwerbs jüdischer Betriebe der Lederwirtschaft (§ 9 der Anordnung des Beauftragten für den Vierjahresplan vom 26. April 1938 -RGBl., I S. 415). Berlin, den 8. Okt. 1938. in: *GWB* 624

\*672) A-30, "Arisierungen", in: *Der Mitteldeutsche* vom 28. 8. 1938.

\*673) A-84, "Arisierung — ja oder nein?" in: *Die deutsche Volkswirtschaft* vom Januar 1938.

\*674) A-71, "Heute 'arisiert'— morgen liquidiert", in: *Die Bekleidungsarbeit* vom 20. 4. 1938.

\*675) A-63, "Irrtümliche Auffassungen", in: *Völkischer Beobachter* vom 14. 5. 1938.

\*676) A-18, "Arisierung — Eine Gesinnungsfrage", in: *Völkischer Beobachter* (Wiener Ausgabe) vom 11. 9. 1938.

のべていた。「あまりにも多くのドイツ人労働者が今日なおユダヤ人の利益に仕えるために無駄にされている。この労働力を国民とその将来のために役立つ、経済的に重要な課題のために解放することが、四カ年計画が行われている現在とくに急を要するのである」と『フランケン日報』は論じた。<sup>\*677)</sup> 以下の論説も同じような議論をしている。

「是が非でものアーリア化はなされるべきではない。いまや労働力は切迫した状態にあるからだ。とくに当該の経済部門に全般的な供給過剰が存在している場合には経営は潰れるに任せるべきである」。<sup>\*678)</sup>

「かつてはできるだけ多くの労働者と従業員にパンを与えることが重要であったが、今日ではこうした観点は捨て去る必要がある」。<sup>\*679)</sup>

「労働力不足の現在、ユダヤ営業経営に対するわれわれの態度はまったく異なる。いまや不健全なユダヤ営業経営がドイツ国民の重荷にならないようにすることが当局の義務である」。<sup>\*680)</sup>

ユダヤ営業経営の清算・閉鎖は、余剰労働力の獲得のために積極的に行われるべきものとされたのである。しかも「ユダヤ営業経営が片づけられるからといって、ドイツ人の誰かがわずかばかりの損害も被るわけではない」のであった。<sup>\*681)</sup>

こうした雰囲気の中では、十一月ポグロムを予感させるような過激な主張がすでに1938年8月末の時点で一般紙上に公然と掲載されていたとしても驚くにはあたらない。

「なぜ供給過剰の経営部門を一挙に除去する機会が、いま活用されないのか理解に苦しむ。これはとくに商業部門についていえることである。あとかたもなく消え失せたところで国民経済にとって何の損失も意味しないようなユダヤ商店が非常にたくさん存在している。わずかばかりの資本の破壊は、現在すすめられている経営専門集団の健全化プロセスの利益によって埋め合わされるだろう」。<sup>\*682)</sup>

このような主張は、第三帝国指導部の既定の方針と軌を一にしたものであった。ライヒ経済大臣は7月5日付回覧通達<sup>\*683)</sup>〔史料編26〕でプロイセン知事、ベルリン警察長官、

---

\*677) A-77, "Arisieren — mit Bedacht. Freimachung völkischer Arbeitskraft vom jüdischen Profit! in: *Fränkische Tageszeitung* vom 22. 3. 1938.

\*678) B-71, "Das Überführung jüdischer Wirtschaftsbetriebe", in: *Reichsverwaltungsblatt*, Nr. 42, vom 24. 3. 1938.

\*679) A-74, *Rheinisch-Westfälische Zeitung* vom 24. 3. 1938.

\*680) A-84, *op. cit.*

\*681) A-71, *op. cit.*

\*682) A-30, "Arisierungen", in: *Mitteldeutsche* vom 28. 8. 1938.

\*683) Der Reichswirtschaftsminister. III Jd. 2818/38. Berlin, den 5. Juli 1938. Betrifft: Durchführung der auf Grund der Verordnung über die Anmeldung des Vermögens von Juden erlassenen Anordnung des Beauftragten für den Vier-jahresplan vom 26. April 1938 (*RGBl.*, I S. 415) in: *GWB* 624

全国のライヒ全権委員あてにこう命じていた。すなわち〔アーリア化〕は、ドイツ国民経済の一般的利益に反する場合は拒否されなければならない、拒否すべき場合とは「譲渡される経営のそれまでの営業領域内および営業地区内にすでに存在する同種の経営の数から判断してその商店の営業続行に対する一般的な国民経済的利益がなく、すでに存在する過度の供給過剰のため経営の閉鎖が一般に望ましく思われる場合」とされた。

余剰原料を確保するためにユダヤ営業経営を閉鎖せよという主張も、労働力の解放を目標とする場合と発想は同じである。「労働力を解放し、それが不足しているところに、より適切に投入することが義務であるのなら、経営を清算することで壊滅状態にあるいくつかの〔ユダヤ営業経営の〕機械室にある大量の鉄を放出し、より適切な場所で、より高い業績のためにそれを用いることができるようにすることも悪くはあるまい」<sup>\*684)</sup>「工業や商業における不必要なユダヤ営業経営とその維持は原料と材料の浪費でもあり、生存権を狭めることになる」。<sup>\*685)</sup>

不要と見なされたユダヤ営業経営のアーリア化に非難が向けられた一方で、その維持が国民経済的に価値のあるユダヤ営業経営は、アーリア化の必要が強調された。「ユダヤ営業経営は区別される必要がある。国民経済的な考慮から今後ともドイツ人商人によって引き継がれるものと、国民への供給を何ら妨げることなく営業を停止してもかまわないか、もしくは解散させなければならないものとのあいだに」。<sup>\*686)</sup>

1938年3月26日、ゲーリングはウィーンでこう発言した。「アーリア化は、誤った愚かな措置によって台無しにされてはならず、『完全に組織的に熟慮をもって』遂行されなければならない」。<sup>\*687)</sup> ゲッベルスも6月に「規律を守れ、個別行動に走るな、将来のことは国家に任せろ」と主張している。<sup>\*688)</sup>

## おわりに

当時の新聞・雑誌の報道を見ると、国家・党当局が一体となって「国民経済の強化」、すなわち戦時経済体制の効率化という方針に沿って経済の脱ユダヤ化を計画的、組織的に推進しようとしていたことがわかる。この政策の実施結果としての経営の閉鎖や、労働力の配置転換がもたらす犠牲は、もっぱら「ユダヤ営業経営」が負うべきものとされていた。経済集団小売業の年間報告、『経済集団小売業：課題と成果 1937年7月～1938年8月』は、つぎのように明言していた。

「小売業における供給過剰と、そこから生じる小売業の浄化の必要性が繰り返し強調されるのであれば、ドイツ経済の脱ユダヤ化こそが小売業の浄化のために役立てられるべきで

---

\*684) A-71, *op. cit.*

\*685) A-77, *op. cit.*

\*686) A-76, in: *Wirtschafts-Nachrichten*, Nr. 68, vom 22. 3. 1938.

\*687) *Die Deutsche Volkswirtschaft*, Jg. 1938, p. 466.

\*688) A-47, "Die Strategie der Arisierung", in: *Der deutsche Volkswirt* vom 24. 6. 1938.

ある」。<sup>\*689)</sup>

しかし実際には、ある営業経営を存続させるのか清算するのかの決定は容易ではなかった。経済集団小売業の報告はこう続けている。「ユダヤ営業経営が一般経済と密接に絡み合っていることが原因となって経済的、社会的にさまざまな結果が生じるため、ある経営を清算すべきかアーリア化すべきかという決定は、しばしば非常に責任重大である [...] 労働投入担当の当局が気軽に同意を与えることができるほどには、清算がもたらす社会的な諸結果をくい止めることは容易ではない」。<sup>\*690)</sup>

「もっぱらユダヤ営業経営が負うべきもの」とされた経済の脱ユダヤ化が、実際には多くのドイツ国民を巻き込んで行われたことは「六月行動」で見たとおりである。

「ユダヤ人政策」の概観を装った経済・労働配置政策は、1938年3月にドイツとの合邦がおこなわれたオーストリアにおいては国家指導部が意識的に追求していた。

---

\*689) *Wirtschaftsgruppe Einzelhandel. Übersicht über Aufgaben und Arbeiten. Juli 1937 bis August 1938*, Berlin, 1938, p. 79.

\*690) *Ibid.*, p.79.

## 第8章 オーストリアにおける供給過剰の除去

### はじめに

オーストリアのナチ党員は、1933年の政権掌握後のドイツ本国における反ユダヤ措置をかねてから手ぬるいと感じていた。合邦がおこなわれた1938年3月時点で、オーストリアには第三帝国全体のユダヤ人の約4割が生活していた。ユダヤ人たちは経済に強固な基盤を構築しており、とくに首都ウィーンでは人口の9%を占めるユダヤ人がこれに倍する経済力を有していたのである。ユダヤ営業経営の規模もオーストリア人の経営より大きく、経営状態も良好であった。ドイツ本国に比べて経済水準の低かったオーストリアでは、ユダヤ人の経済力に対する中産層の反感は総じて固定的な反ユダヤ観念を形成していた、とゲンシエルは総括する。<sup>\*691)</sup>

オーストリア国民の根深い反ユダヤ感情の発露は、合邦直後にユダヤ人住民に向けられた嫌がらせの数々に見ることができる。ユダヤ人たちが、ウィーン市民環視の中で、路面の汚れや落書きをブラシで掻き消すよう強いられたことはよく知られている。路面掃除のほかにも、家宅搜索、家財の毀損、略奪、現金の強奪、恣意的な逮捕などがおこなわれた。ウィーンにおける反ユダヤ主義は、イデオロギーにとどまらず肉体的な暴力となったのである。

ウィーンにおける度を越えた反ユダヤ主義に対しては、ナチ党機関誌『フェルキッシャー・ベオーバハター』も苦言を呈していた。「ナチズムは、北部ドイツ住民にはユダヤ人の個人的な、非政治的な危険性を繰り返し指摘する必要があったが、ウィーンでは逆である。過去1世紀のユダヤ人の不当な干渉への反撃は理解できるが、それを秩序正しくおこなわせるようにすることは、責任を自覚した国民教育の課題である。ドイツは法治国家だからだ」。<sup>\*692)</sup>

「大ドイツ」への復帰を諸手を挙げて歓迎したオーストリア・ナチ党の古参党員たちもユダヤ人に強烈な反感を抱いていた。彼らの屈折した反感はユダヤ人の財産に向けられた。ナチの古参党員たちは、合邦によってそれまで報われることのなかった積年の非合法活動の埋め合わせができると考え、また自分たちには長年の労に報いてもらえる当然の権利があると確信していたのである。<sup>\*693)</sup> 合邦が行われたのはこのような雰囲気の中であった。

### 1. 合邦直後の反ユダヤ行動

合邦が宣言されるやいなや、彼らは大規模な反ユダヤ行動を組織し展開した。その一方で、自らコミサル（全権委員）Kommissarを任じてユダヤ商店の強奪や、物品の略奪

---

\*691) Genschel, *op. cit.*, p. 160.

\*692) Masutani, Hideki, Eichmanns Wiener Modell, 『獨協大学ドイツ学研究』56号(2006年9月), pp. 120-125.

\*693) Genschel, *op. cit.*, p. 161.

をおこなった。<sup>\*694)</sup> 合邦の翌日の官報『ウィーン新聞』は「党员，突撃隊員による差し押さえ，押収，逮捕」について報じている。<sup>\*695)</sup> 商店の押収などに際しては古参党员が党や突撃隊の組織内での階級秩序にしたがって指揮をとり，物件の譲渡の仲介などをとおして利益を得た。1938年3月14日付『ウィーン新聞』によれば「不法コミサール」の数は1938年春の時点で2万人を超え，略奪とコミサールの活動のためにユダヤ人が所有する約7000件の商店が閉鎖されるまでになった。<sup>\*696)</sup> 増谷は「コミサール管財人のシステム System der Kommissarischen Verwalter」が，ドイツ本国では見られないオーストリア特有のものであったと指摘している。<sup>\*697)</sup> ライヒ内務省は，コミサール管財人によるユダヤ商店の奪取を「放埒なアリア化 wilde Arierisierung」と呼び，これが経済活動に異常な影響を与えることに強い懸念を示した。<sup>\*698)</sup> ウィーンでは，ベルリンからの指示を待たずに独自の法的戦略が展開された。オーストリア法務省の草案作成に際しては，経営の既成事実的状况に対する介入を事後的にどう合法化すべきかということが検討されたが，他方で「不法コミサール」に対するコントロールは周辺で触れられたのみであった。

こうした動きを前に，ゲーリングはオーストリア国家地方長官ザイス＝インクヴァルト Seyß-Inquart に1938年3月28日，「できるだけ穏便にユダヤ人経済の適切な方向転換をおこなうための措置を講ずる」よう指令を出していた。<sup>\*699)</sup> 3月31日，通商交通省<sup>\*700)</sup>（大臣はフィッシュベック Fischböck, Hans）の官僚たちがユダヤ人財産の申告に関する法律の草稿を作った。「ユダヤ人が所有する財産を把握し，それによってユダヤ人の手にある企業をアリア人の所有に移す措置の基礎を作るため」に草案が作成された。ユダヤ人財産の申告についての法案は，(A)「ユダヤ人財産の申告に関する法律」，(B)「営利企業<sup>\*701)</sup>の処分権の制限に関する法律」のふたつに分かれていた。<sup>\*702)</sup> この両法案は1938年4月4日に作成され，国家地方長官ザイス＝インクヴァルト，国民投票全権委員ビュルケル，国家全権委員ケプラーらに送られた。若干の修正を経たのち草案の第3版が4月8日にまとめられ，4月11日に予定されていた省庁間会議の前には完成版ができあがっていた。

研究者ザフリアンは「自由意志によるアリア化」から「強制アリア化」への移行は，オーストリアでの実践によって促進されたとし，オーストリアで自立的におこなわれた迫

---

\*694) *Ibid.*, p. 161-162.

\*695) Safrian, Hans, Kein Recht auf Eigentum. Zur Genese antijüdischer Gesetze im Frühjahr 1938 im Spannungsfeld von Peripherie und Zentrum. in: Stengel, Katharina (ed.), *Vor der Vernichtung. Die staatliche Enteignung der Juden im Nationalsozialismus* (Frankfurt/M., 2007), p. 249.

\*696) *Ibid.*

\*697) Masutani, *op. cit.*, p. 127.

\*698) Safrian, *op. cit.*, p.249.

\*699) S. Heim, G. Aly, *Sozialpolitik und Judenvernichtung. Gibt es eine Ökonomie der Endlösung?* (Berlin, 1987), p. 20.

\*700) Ministerium für Handel und Verkehr

\*701) Erwerbsunternehmungen

\*702) (B) では，企業の売却や賃貸といった法律行為にユダヤ人が関与する場合には，「通商流通省（財産流通局）の認可が必要」とされた。Safrian, Kein Recht auf Eigentum, *ibid.*, p. 253.

害の歩みが第三帝国の反ユダヤ政策に影響を与えたと総括している。転換点がベルリンからではなく、新たに第三帝国の一部となった周辺で展開したというのである。<sup>\*703)</sup>

ザフリアンの指摘との関連で注目すべきは、オーストリアでは経済の脱ユダヤ化が国家の管理下におかれたことである。国家経済性管理機構 RKW である。

## 2. 国家経済性管理機構RKWと最高効率の労働体系

オーストリアにおける反ユダヤ人立法の整備と並行して四カ年計画総監の意にそって活動した組織がある。RKW（国家経済性管理機構）<sup>\*704)</sup>である。RKW はオーストリアのみならず第三帝国全体のユダヤ人政策に大きな影響力を持つようになる。しかし元来ユダヤ人政策に関わるような組織ではなかった。RKW の設立と展開には、むしろ第一次大戦後のドイツの国情が関連していた。

ドイツはヴェルサイユ条約によってすべての海外植民地を失い、領土の一部も割譲された。また海外資産も没収され巨額の賠償が課せられた。領土の割譲によって鉱石採取料の 79.9%、銑鉄生産の 43.5%、粗鋼生産の 35.8%、圧延工場生産の 32.4%を失った。さらに領土の割譲・占領によって工業地域の生産の分業関係も分断されてしまった。ドイツの工業生産は大きく落ち込み、工業生産が戦前の水準（1913 年）を上回るのは 1928 年までまたなければならなかった。ドイツの工業生産は 1929 年に戦前比で 117%になった。しかし同時期（1913 ～ 29）のアメリカの指数の伸びは 181%、フランスは 143%、世界の平均は 153%となっており、ドイツが大きく立ち遅れていたことがわかる。世界の工業生産に占めるシェアも、ドイツは 1913 年の 16%に対して 1923 年は 8%であり、1929 年は 12%にとどまっている。<sup>\*705)</sup>

第一次世界大戦後のドイツで経済の再建が国家的な課題とされたのは上のような背景があった。ドイツ経済再建の一環として経済的合理化が国民運動として展開された。並行して合理化推進のための科学も発展した。1924 年から 1929 年にかけて約 600 の民間の合理化連盟が設立され、85 の国家的諸組織、67 の国家的調査研究機関が設立された。<sup>\*706)</sup> RKW もライヒ経済省とドイツ技術・科学連盟<sup>\*707)</sup> が 1921 年 6 月 10 日にベルリンで発足させた国家工業・手工業経済性管理機構<sup>\*708)</sup> を母体とするものであった。この組織が 1925 年に名称を RKW に変更したのである。なお RKW は第二次世界大戦後の 1950 年、社団法人ドイツ経済合理化機構<sup>\*709)</sup> となり、東西両ドイツの統一後の 2000 年にドイツ経済合理化・技

---

\*703) Safrian, *ibid.*, pp. 257-258.

\*704) Reichskuratorium für die Wirtschaftlichkeit. S. Heim, G. Aly, *Sozialpolitik und Judenvernichtung. op. cit.*, p. 19.

\*705) 前川恭一、山崎敏夫『ドイツ合理化運動の研究』（森山書店、1995 年）13 ～ 15 頁。

\*706) 前川恭一、山崎敏夫、前掲書、23 頁。

\*707) Deutscher Verband Technisch-Wissenschaftlicher Vereine

\*708) Reichskuratorium für die Wirtschaftlichkeit in Industrie und Handwerk

\*709) Rationalisierungskuratorium der Deutschen Wirtschaft e.V.

術革新中央本部<sup>\*710)</sup> となって現在も存続している。<sup>\*711)</sup>

RKW 設立の経緯を理解すると、1935年にザール地方がドイツに再帰属したとき、RKWに同地域の経済水準を合理化によって本国並みにする課題が与えられたこともわかる。<sup>\*712)</sup> オーストリア併合に際しての RKW の任務もザール地方と基本的には同じであった。1938年5月初旬にウィーンに活動拠点を設けた RKW は、遅れた「オストマルク」の経済を近代化しようとしたのである。<sup>\*713)</sup> ライヒ経済省は1938年6月9日、RKW の国家機関化を念頭において「RKW の活用に関する指令草案 Entwurf über den Einsatz der RKW」を出した。これによると RKW はライヒ経済省によって「ドイツ経済の業績向上に不可欠なあらゆる共同作業を目的に沿って計画的に統制する」ために活用されることになっていた。<sup>\*714)</sup>

RKW はコミサールによるアリア化、すなわちユダヤ人財産の略奪と奪取を拒否し、集中化のためのアリア化への転換をはかることから着手した。RKW におけるアリア化の目的はアリア化それ自体にあるのではなく、計画的なアリア化によるウィーンの小売り店数の健全な減少にあった。これは「最高効率の労働体系」Arbeitsbestgestaltung すなわち国防経済と原料配分における目標を達成する上での前提であり、さらには労働力の確保にもつながるはずであった。というのも「大きな労働力の備蓄が[...] 無数の小売店にある」からであった。<sup>\*715)</sup>

効率の向上のためには中央からの経済の操作が必要であり、このため RKW は個々の産業部門を体系的に調査した。その調査結果にもとづいて、どのユダヤ商店を閉鎖するか、またどのユダヤ営業経営をアリア人の誰にアリア化させるのかを決定するための組織が財産流通局<sup>\*716)</sup> である。別名「アリア化本部 Arisierungszentrale」ともいわれた職員200名ほどのこの組織<sup>\*717)</sup> は、1938年5月19日、ゲーリングの4月26日付の指令Bによる権限委託を受けて発足し、<sup>\*718)</sup> オーストリアの通商流通大臣フィッシュベック Fischböck, Hans の管轄下におかれた。<sup>\*719)</sup>

---

\*710) Rationalisierungs- und Innovationszentrum der Deutschen Wirtschaft e.V.

\*711) RKW のホームページには、1921年以降の RKW の歴史が掲載されている。検索の仕方は、「RKW」→「über uns」→「Geschichte des RKW」と進み、PDF ファイルにあるポール Pohl, Manfred, Prof. Dr. の論文 Die Geschichte der Rationalisierung: Das RKW 1921 bis 1996 を開く。RKW のホームページ・アドレスは：<http://www.rkw-kompetenzzentrum.de/> (2015年9月7日閲覧)。

\*712) S. Heim, G. Aly, *Sozialpolitik und Judenvernichtung*, p. 19.

\*713) *Ibid.*, p. 21.

\*714) このために設置された諮問委員会に対して、RKW は経営の能力向上について十分な実務経験を有する人物、DAF 出身者、営業経済組織の出身者、省庁出身者を紹介するとされた。*Ibid.*, p. 24-25.

\*715) *Ibid.*, p. 25.

\*716) Vermögensverkehrsstelle. *Ibid.*, p. 26.

\*717) *DB* 1938/7, A-60

\*718) *Ibid.* Genschel, *op. cit.*, p. 162, Anm. 109.

\*719) Safrian, Hans, Kein Recht auf Eigentum. Zur Genese antijüdischer Gesetze im Frühjahr 1938 im Spannungsfeld von Peripherie und Zentrum, in: Stengel, Katharina (ed.), *Vor der Vernichtung. Die staatliche Enteignung der Juden im Nationalsozialismus* (Frankfurt/M., 2007), p. 257.

財産流通局のいまひとつの目的は、群生していたコミサールを排除することであった。流通局が認可制を導入したことによって当初 2 万 5000 人を数えたコミサールは 8 月に公式には 1746 人にまで減ったという。<sup>\*720)</sup>

あるユダヤ営業経営をアーリア化するのか、あるいは閉鎖するのかについての決定は、当該経営の売り上げ、その所属部門、競争力、従業員の状況などについて調査をした上で、経営をアーリア化して存続させた場合の経営収益率や個々の部門における将来の経済的見通しが慎重に考慮されたほか、立地密度や都市景観の変化など、都市空間計画のような側面までも重視されたという。<sup>\*721)</sup>

財産流通局がアーリア化して得た収入は、別のアーリア化に対する融資資金として、あるいはプロレタリア化したユダヤ人（国外移住せずにオーストリアに残留したユダヤ人の数は約 11 万人）の生活扶助に回された。このため RKW にはユダヤ人の労働収容所の建設計画が浮上してくることになる。<sup>\*722)</sup>

RKW の目標、講じられた諸措置がライヒ経済省の指導と四カ年計画のもとにあったことはいまでもない。すべての活動は、RKW が前提としたユダヤ人の権利剥脱、国家によるユダヤ人の財産奪取があって初めて可能だったのである。RKW の計算にもとづく計画的な独立経営の削減によって、数ヵ月後には独立経営はその数を大幅に減ずることになった。すなわち手工業においては、ユダヤ営業経営の 83 % が閉鎖・営業停止になり、これは工業部門では 26 %、流通部門では 82 % であった。銀行についても 86 行のうち残ったのはわずか 8 行であった。<sup>\*723)</sup> このことは、ユダヤ営業経営がアーリア化された割合がきわめて小さかった、つまり清算が大半を占めていたことを示している。

1939 年 8 月 1 日付でラーフェルスベルガーがヒムラーに対して「合邦時にウィーンにおよそ 3 万 3000 あったユダヤ経営のうち、約 7000 が [...] 体制変革の中で解体された。残り約 2 万 6000 の経営のうち約 5000 がアーリア化され、残余の 2 万 1000 が整然とした清算に導かれた」と報告している。<sup>\*724)</sup> ゲンシェルは、後の十一月ポグロムまでに、2 万 5500 のユダヤ営業経営のうち、アーリア化されたものは約 2000 であり、4000 がコミサールのもとにあった外は、残りはすべて解散されたとのべている。<sup>\*725)</sup> その後十一月ポグロムのあとに RKW の組織改編が行われた。1938 年 12 月 20 日付定款では、ライヒ経済大臣が直接任命する「指導者」と位置づけられることになった。<sup>\*726)</sup> なお、ユダヤ営業経営のア

---

\*720) Genschel, *ibid.*, p. 163.

\*721) Heim, Aly, *op. cit.*, pp. 26-28.

\*722) *Ibid.*, p. 27.

\*723) *Ibid.*, p. 26.

\*724) 増谷は「これらの数字はあるいは完全に正確でないかもしれない」と断りながらも、ウィーンにおけるユダヤ人の財産略奪は『大ドイツ国』の他の諸都市におけるよりも徹底的にかつ迅速におこなわれたと述べている。また、典拠は示していないが「ベルリンでは 1939 年 5 月時点で自営業のユダヤ人の 30 % 以上がまだ営業していたのに対して、ウィーンではその割合は 6% に過ぎなかった」と述べている。Masutani, *op. cit.*, pp. 130-131.

\*725) Genschel, *op. cit.*, p. 164.

\*726) *Ibid.*

ーリア化または清算（解散）については、第9章で首都ベルリンを事例として詳細なデータを示したい。

RKW の目標は経済合理性の追求に尽きていた。財産流通局局長ヴァルター・ラーフェルスベルガー Rafelsberger, Walter<sup>\*727)</sup> は、ある報告のなかでつぎのように書いている（1939年2月1日付）。

「大規模な解散に着手したことと移転（アーリア化による立地場所の移動）によって、多くの部門において供給過剰状態が完全に除去され、営業を継続したものの中に、よりよい条件が生まれることになった。徹底的な職業清算は遂行できなかった。それは、これらの計画においては経済におけるアーリア部門には手を付けることができなかったためである。オストマルクにおける営業経済の脱ユダヤ化計画により、将来的には、移転によって生じた種々の障害の克服後に、オストマルク経済の本質的強化にも確実に貢献し、したがってまたオストマルクの大ドイツ圏への編入にとっても、有益な前提が作り出されることになった」（下線＝筆者）<sup>\*728)</sup>

この報告に見てとれるように、RKW は純然たるテクノクラート集団であり、ナチの人種主義とは無関係に戦争経済の能率向上を追求していた。したがって RKW にとってユダヤ営業経営の排除が問題となったのはもっぱら、彼らの計画においてそれが優先されており、かつドイツ人の経営よりも排除するのが容易であったために過ぎない。アリーとハイムが指摘するように、オーストリアにおいては、人種イデオロギーと透徹した新秩序、および経済政策の融合が見られたのである。<sup>\*729)</sup>

### 3. アイヒマンとユダヤ人国外移送中央本部

オーストリアでは、ドイツ本国で浮上した諸問題を先取りするかたちでユダヤ人の犠牲を前提とする政策が実施されていた。この政策は親衛隊保安部の新機軸であり、ユダヤ人の経済からの排除をユダヤ人の国外移住（追放）政策の枠内で遂行するものであった。

親衛隊はナチ政権の初期段階から、ユダヤ人の国外移住＝追放政策を積極的に推進してきた。たとえば、親衛隊保安部第IV/2課がハイドリヒにあてた1934年5月24日付の「ユダヤ人問題について」と題する覚え書きには、「国外移住の圧力を常時かけておく」ために、「経済的な生存可能性を奪うのみならず、ユダヤ人の生存可能性を狭め」、ドイツをユダヤ人にとって「未来のない国 Land ohne Zukunft」にしなければならないと記されていた。しかし、そのさい「粗暴な反ユダヤ主義」は拒絶すべきだとされた。というのは「ドブネズミどもは拳銃ではなく毒ガスで撃退する」ものであり、「街頭闘争で外交的な損失が生じて、地域でユダヤ人の国外移住が成功すればまったく問題にならないから」とい

---

\*727) ラーフェルスベルガーは親衛隊少佐の肩書きをもち、ウィーンのナチ党大管区経済局長でもあった。Kopper, *op. cit.*, pp. 309.

\*728) Heim, Aly, *op. cit.*, p. 28.

\*729) Heim, Aly, *op. cit.*, p. 30.

うのであった。<sup>\*730)</sup>

こうした政策によってドイツ本国ではユダヤ人の生活基盤は破壊され、1937 年末にはドイツに残留していた約 36 万人のユダヤ人のうち約 9 万人が生活保護を受けなければならぬ状況に陥った。だが同時にこれは、ユダヤ人国外移住政策を行き詰まらせるものでもあった。イギリス委任統治領パレスティナをはじめユダヤ人を受け入れていた国外の地域・国の多くが、一定の資金の提示を受け入れの条件としていたからである。<sup>\*731)</sup> 財産を失ったユダヤ人には、国外移住の可能性が閉ざされることになった。1938 年 4/5 月期の親衛隊保安部の報告には、「国外移住の可能性が、国外移住圧力の高まりと同じでいどに減少した」ことを忘れてはならないと記されている。<sup>\*732)</sup>

オーストリアでは、オーストリア合邦ライヒ全権委員に任命されていたビュルケル Bürckel, Josef<sup>\*733)</sup> が 1938 年 8 月 20 日にユダヤ人を国外移住させるための組織を作った。親衛隊のアイヒマン Eichmann, Adolf はこれを「ウィーン・モデル Wiener Modell」と呼ばれるユダヤ人の国外移送体系に再構築した。<sup>\*734)</sup> ウィーンにおいては、ユダヤ人を追放するための前提は、暴力と脅迫によるアーリア化であり、ユダヤ人の国外移送業務はこの前提に立って進められた。すなわち当局がユダヤ人の財産が剥奪・没収すると、それをアイヒマン指揮下のオーストリア・ユダヤ人国外移送中央本部<sup>\*735)</sup> が一元的に管理し、ユダヤ人の国外移住に優先的に使うというものである。この作業はベルトコンベア式に行われた。

増谷は、アイヒマンのこうした手法がオーストリアにおける「土着の反ユダヤ主義<sup>\*736)</sup>」に根ざすものであるとのべている。土着の反ユダヤ主義とは、オーストリア国民のあいだに伝統的に深く根付いていた強烈な反ユダヤ感情である。これはオーストリア合邦直後に地域住民がユダヤ人にバケツとブラシで道路掃除を強制するといった行動にみとれる。

「ウィーン・モデル」は、暴力と脅迫の粗暴な反ユダヤ主義によって経済のアーリア化が進展する中で、擬似公的な基礎を与えることになったと増谷はいう。<sup>\*737)</sup>

## おわりに

第三帝国の経済の脱ユダヤ化政策におけいて、オーストリア合邦はどのような意味をも

---

\*730) Memorandum den SD-Amtes IV/2 an Heydrich, 24. Mai 1934. in: Wildt, Michael (ed.), *Die Judenpolitik des SD 1935 bis 1938. Eine Dokumentation* (München, 1995), Dok. 1. p. 67.

\*731) 芝健介 『第三帝国』初期のユダヤ人政策—パレスティナへの移送問題を中心として—『國學院大學紀要』20 (1982 年), 200 頁。

\*732) Bericht April bis Mai der Abteilung II 112. in: Wildt, Michael (ed.), *Die Judenpolitik des SD 1935 bis 1938. Eine Dokumentation* (München, 1995), Dok. 29. p. 186.

\*733) "Reichskommissar für die Wiedervereinigung Österreichs mit dem Reich," "Beauftragter für die Gleichschaltung Österreichs"

\*734) Hans Safrian: *Eichmann und seine Gehilfen* (Frankfurt/M., 1995), p. 41.

\*735) Zentralstelle für die Auswanderung der Juden in Österreich

\*736) bodenständiger Antisemitismus

\*737) Masutani, *op. cit.*, pp.131-141

っていたのだろうか。研究者ザフリアンは以下のようなテーゼを打ち出している。

- ①ドイツにおける「自由意志によるアーリア化」から「強制アーリア化」への移行は、オーストリアにおける実践によって促進された。
- ②オーストリアで自立的におこなわれた迫害の歩みが、第三帝国の反ユダヤ政策に影響を与えた。
- ③第三帝国のユダヤ人政策における転換点は、ベルリンからではなくオーストリアという周辺において展開した。<sup>\*738)</sup>

ザフリアンのテーゼを検討してこの章を閉じたいと思う。ザフリアンはアーリア化の質が変わった原因をオーストリアの合邦後の相乗効果に求めている。しかしオーストリアにおけるユダヤ人政策はそれほど目新しいものであったのだろうか。ザフリアンは、経済の脱ユダヤ化が国家によって管理されたことを指摘している。「営利企業の処分権の制限に関する法律が、アーリア化の促進と制限の両方に使われたことがそうである。

しかしドイツにおいても、先に見たように 1937 年末からのライヒ経済大臣回覧通達は経済の脱ユダヤ化をアーリア化と清算という二つの方向で管理してきた。オーストリアで自立的におこなわれた迫害の歩みが、第三帝国の反ユダヤ政策に影響をあたえたというよりも、むしろオーストリアの実践はドイツ本国の政策からつよい影響を受けたと考えるべきである。

第三帝国のユダヤ人政策における転換点がベルリンからではなくオーストリアであったという指摘は、アイヒマンのユダヤ人国外移送中央本部については妥当する。じっさいアイヒマンの実践は 1939 年 1 月 24 日に発足したベルリンのユダヤ人移送全国センターに受け継がれている。けれどもユダヤ人の財産を一元的に管理するという発想は、アイヒマンがウィーンに来て初めて思いついたものではない。すでにみたように、ドイツ本国では 1937 年末ごろからユダヤ人財産の処分方法（清算、アーリア化）について試行錯誤が行われていた。アイヒマンの着想の新しい点は、浮いた外国為替の使い道としてユダヤ人の国外移住を最優先させたことにある。

---

\*738) Safrian, Hans, *Kein Recht auf Eigentum, op. cit.*, pp. 257-258.

## 第9章 十一月 Pogrom と経済の脱ユダヤ化政策の収束

### はじめに

「六月行動」が収束した時期のドイツ本国では、ユダヤ人政策が紆余曲折を重ねていたこともあって、オーストリアにおけるほどには国家指導部の裁量の余地はなかった。

まず「六月行動」や先の第三政令をアーリア化をおしすすめる個別行動の足がかりとする勢力が存在していた。『ドイツ報告』の通信員が「六月行動」を新たな反ユダヤ行動の大波であると表現したのは、もっぱらこうした行動のためであったと考えてもよい。1938年7月分の『ドイツ報告』に現れた「個別報告」を見てみよう。

アーリア化についての報告では、「警察の一斉手入れのあと、ユダヤ人たちのあいだにかつてないほどの意気消沈がみられ、多くのユダヤ商店が閉店した」と記された直後に、「以前に書かれた落書の上に、すぐにつきのようなことが書かれた」と報告されている。「アーリア経営」、「アーリア人に引き渡された」、「この商店は従業員によって引き継がれました」（ベルリン）<sup>\*739)</sup>

こうしたことはアーリア化を抑制しようとする国家指導部の方針と相容れない現象である。

個別行動についての報告では、「ナチ党員を工場、とくに既製服店に送り込んで思うままに略奪した」<sup>\*740)</sup>あるいは「6月のある日の早朝5時に、一団の男たちが百貨店に侵入して店内を破壊し、商品を路上に散乱させ、集まってきた群衆に多くの衣料品を持っていくように勧めた」男たちは「誰一人制服を着用していなかった」といった報告が目につく。<sup>\*741)</sup>

「脱ユダヤ化」が中小経営と小売店舗の「健全な減少」と結びついたオーストリアとは異なり、「六月行動」以後のドイツ本国では、偽装アーリア化が摘発・攻撃されるようになる。これによって「真性アーリア化」というべきものが主張されるようになった。これによって従来の経済秩序の維持が図られたのである。

偽装アーリア化禁止令の適用を免れるため「経営のユダヤ的性格を隠蔽する」こころみが多くなされた。ベルリンの職業安定所内には、もっぱらアーリア人の会社代表者を斡旋するためだけの新しい課が設置され、アーリア人代表者の需要は「数週間から数か月して、初めて斡旋される」ほど大きかったという。<sup>\*742)</sup>ベルリンの職業安定所が、国家指導部の方針に反することをするというのは矛盾を感ずる。だがこのことは政府の保護のもとにあった収益率のよいユダヤ営業経営や、外貨をもたらすようなユダヤ営業経営からの申し込みがあったのではないかと考えられる。ドイツ人からの圧力もあって、労働局としてもそれに対応せざるをえなかったのではないだろうか。

他方 Adefa は独自の動きに出ていた。「すべての加盟員に、ユダヤ人の代理人や卸売業

---

\*739) *DB*, V/7, A 88.

\*740) *Ibid.*, A 82.

\*741) *Ibid.*, A 89.

\*742) *Ibid.*, A 91.

者との一切の商取引をしないこと、ユダヤ人代理商を迎え入れないこと、ユダヤ営業経営およびユダヤ・コンツェルンからは一切商品を購入せず、かつ販売しないこと」を義務づけ、これを「男性および女性用衣料品、ネクタイ、上着、下着、女性用帽子など、すべての部門に適用」したのである。さらに、これら Adefa 加盟店の商品には、Adefa 票、すなわち「アーリア人の手になる商品の印」を付けることが義務づけられた。<sup>\*743)</sup>

Adefa は衣料部門のすべての小売店に、ユダヤ人卸売業者との取引を止めさせるため、「ユダヤ大企業に借金で結びつきのある商店には取引を止めることを条件に Adefa が債務を解消するための貸し付けをする」ことを申し出ることもしている。<sup>\*744)</sup> 加盟店のすべてに「Adefa」という看板を掲げながら、<sup>\*745)</sup> Adefa はこうして第三帝国指導部の考える「脱ユダヤ化」の方針とは異なる独自の路線、すなわち Adefa による衣料産業の再編成を進めていったのである。

### 1. 1938年秋のドイツ経済社会

第三帝国指導部は、最高効率の労働体系を確立するために「供給過剰の商業—小売業—が減じられなければならない」時期を迎えることになった。この表現はニュルンベルク裁判におけるゲーリングの発言からとったものである。ゲーリングは 1946 年 3 月、ジャクソン判事の「小さな店は、いつあなたの邪魔になり始めたのですか」という問いかけに上のように答え、「まず第一に商店の閉鎖、ユダヤ人の、に着手することが決められたのだ」と供述している。<sup>\*746)</sup>

他方「六月行動」の前後からアーリア化も質を変えて進行しつつあった。優良物件に対する需要が増える一方、金融機関も有利な投資先を求めて活発に活動し始めた。<sup>\*747)</sup> いまやユダヤ営業経営は所有者を変えつつあった。親衛隊保安本部は 1938 年度年間情勢報告の「経済」の項目において、大都市における小売店舗の供給過剰の問題がほとんど考慮されることなくアーリア化、すなわちアーリア人の購入希望者によって購入され、経営が継続されていると書き記している。そしてこうつづけた。

「1938 年以前にアーリア化されていたユダヤ系百貨店、統一価格店舗が依然として営業を継続することになり、このことが世論をきわめて悪化させた。こうした経営形態は売上高を見れば明白であるが、首尾よく脱ユダヤ化をおこなったことで以前の強力な地位をふたたび獲得できたのである。商店主のあいだでとくに不興を買ったのは、コンツェルンを組織している経営や大経営が小売店の領域にまで大々的に進出してきたことである。ユ

---

\*743) *Ibid.*, A 82-83.

\*744) *Ibid.*, A 90.

\*745) *Ibid.*, A. 97.

\*746) *IMG*. Bd. 9, p. 571, Mittwoch, 20. März 1946.

\*747) 「ドイツ銀行の『アーリア化』業務について」と題するドイツ銀行理事 K・キミツヒ KImmich の 1938 年 7 月 25 日付けのメモより。D. Eichholz, W. Schumann, *Anatomie des Krieges*, *op. cit.*, Dok. 74, p. 188.

ダヤ営業経営の買い占め、なかんずく比較的規模の大きな経営の買い占めに決定的に関与したのが、イー・ゲー・ファルベン、カリ化学、レームツマ・コンツェルン、ヘルティ百貨店、その他支店をもつ大規模な経営であったことは確認されている。[...] さらに、ブローカーやいわゆる融資事務所がアーリア化に介入したことにより、経営部門の全体が、専門的な見地からすれば異質なものの影響を強く受けるという危険も生じた。資金力はあるが畑違いの購入者が小売店を引き継いだからである。こうした理由により、たとえば、繊維関連の小売店の領域においては、比較的大きな多くの経営が専門外の購入者の手に渡るにいった。<sup>\*748)</sup>

親衛隊保安本部の報告にみられる門外漢は、もう一度ニュルンベルク裁判におけるゲーリングの証言を引用するならば「ユダヤ商店を引き継ぐと、何とも商売上手なことにはユダヤ商店の名前を『旧』を付れたりしてそのままにしたり、あるいはまったく手を付けずにいた」<sup>\*749)</sup> ために、とりわけ同業者の輿論を買うことになったのである。

「いまやユダヤ人だけではなく、そのアーリア人の友人たちとも対決しなければならない！」ケムニッツの小売業者連合の建物で開かれた集会で、同地区指導者のパープスドルフ Papsdprf は「ユダヤ人問題」についての演説でこう叫んだ。「ユダヤ商店の顧客名簿に目を通したところ、そこで買っているアーリア人がまだ何千人もいる [...] 自分はこれらのユダヤ人の下僕の一人ひとりに抗議文を書き、ドイツ人としての良心に訴えるつもりだ」<sup>\*750)</sup>

パープスドルフが「今のところは名前を挙げるのは差しひかえるが、その業種だけは言っておこう」として挙げた「ユダヤ人の下僕」の筆頭には、「民族同胞の血税で生活し、第三帝国の5年目だというのにまだ何もわかっていない」国家の官吏と職員が挙げられていた。<sup>\*751)</sup> パープスドルフの指摘は、ゲーリングがニュルンベルク裁判で、「夕方6時から7時の間だけ時間のある省庁関係者が、ユダヤ系百貨店で買い物をしたり、またそこにしばしば出向いたりしたので、そのことでしょっちゅう悶着が起こっていた」と証言したことを思い出させる。<sup>\*752)</sup>

またこの時期『ドイツ報告』は、衣料関連産業の内部で「偽装に対する戦い」<sup>\*753)</sup> が大がかりに展開されたと報じている。「待てよ、あの店の経営にあたっているのは単なるダミーではないのか、そこかしこにユダヤ人が潜んでいるのではないのか」とあちこち嗅ぎ回られたという。<sup>\*754)</sup>

---

\*748) Heinz Boberach(ed.), *Meldungen aus dem Reich. Die Geheimen Lageberichte des Sicherheitsdienstes der SS 1938-1945*. Bd. 2: 1938 bis 10. Nov. 1939 (Berlin, 1984), p. 172.

\*749) *IMG*. Bd. 28, Dok. 1816-PS, p. 504.

\*750) *DB*, V/7, A 92-93.

\*751) *Ibid.*

\*752) *IMG*. Bd. 9, p. 314.

\*753) Kampf gegen die Tarnung

\*754) *DB*, V/7, A 83.

ユダヤ営業経営に対する原料わりあての 10 %の削減が決まったころ、ナチ党の立場を代表する『ドイツ国民経済』誌（1938 年 1 月号）は、「アーリア化—賛成か反対か？」という記事をのせ「ドイツ民族共同体構成員の経済力の強化のほうがユダヤ商店のいわゆるアーリア化よりも重要である」と主張していた。<sup>\*755)</sup> ゲンシェルは、この主張が党内の、おもに経営中間層の利益を代表した主張であるとしている。優勢な経営がアーリア化されると経営中間層にとっていっそう手ごわい競争相手になってしまうので、彼らはアーリア化よりも、むしろ「供給過剰」部門におけるユダヤ営業経営の解散を求めたからである。<sup>\*756)</sup>

『ドイツ報告』（1938 年 7 月号）は、「比較的規模の小さな店までもが、いまや一律にアーリア人の所有になるという事態を前に、アーリア化について経済界で活発に議論されている」様子をつぎのように伝えている。

「〔ユダヤ人迫害・ユダヤ人政策〕には無関心な商人たちでさえ、講じられた措置には反対で、しばしばユダヤ人を擁護している。ある商人は最近、筋金入りのナチ党员に向かってこう言った。『ユダヤ人をこの国から追っ払ってしまおうと思うのなら、せめて外国で新生活の基礎固めができる金を持たせてやるくらいはしてやれよ』。こうした議論では、ほんの 1, 2 年前まではユダヤ百貨店反対と叫んでいた手工業者や小商人たちも、ユダヤ人の肩を持つのがだった。商人のなかにはこう考える者もいた。百貨店がティーツ<sup>\*757)</sup> であれウニオンであれ、クノッフ<sup>\*758)</sup> であれモノポール〔独占〕であれ、しょせん同じことだ。『百貨店というのはしょせん中間層の汚らしい競合相手であることに変わりはない。ユダヤ百貨店であれアーリア百貨店であれ同じことだ』。<sup>\*759)</sup>

同じ『ドイツ報告』は、ある古い反物屋の主人がゾパーデの報告員に話したことが記録されている。「われらが大いに期待していたユダヤ商店の没収は期待はずれにおわってしまった [...] ユダヤ人の店には、何のことはない、ほかの奴が入り込んでしまって、競争はそのままだ。それどころか連中は〔ユダヤ人よりも〕もっと危なくなるだろう。アーリア人はユダヤ人の店をただ同然で買い、破格値で客を引き寄せるからだ」。<sup>\*760)</sup>

こうして、現実に進行するアーリア化の動きに対して抱く考えは異にしつつも、アーリア化とは縁のないドイツ中小経営と第三帝国指導部のあいだに、アーリア化の抑止という次元における共通項が浮き上がってきた。ライヒ経済省は「六月行動」後の 7 月 5 日、政府・党内秘の指令を発令して、政権掌握直後の 1933 年 5 月 12 日の「小売店舗を保護する

---

\*755) Genschel, *op. cit.*, p. 149.

\*756) *Ibid.*

\*757) ティーツ Tietz は、ユダヤ人オスカー・ティーツ Oscar Tietz (1858-1923)によって設立されたドイツにおける最初の百貨店のひとつ (1882 年設立)。

\*758) クノッフ Knopf は、19 世紀末にフライブルク出身のユダヤ人商人ザリー・クノッフ Sally Knopf によって設立された百貨店。

\*759) *DB*, V/7, A 79.

\*760) *Ibid.*, A 79-80.

ための法」<sup>\*761)</sup>を引き合いに出した上で、アーリア化にあたっては大管区指導者、GWB、商工会議所などの意見を求めるよう通達を出した。<sup>\*762)</sup>ライヒ経済省の同指令についての8月2日付けの党の覚え書きは、アーリア化を許可するかしないかは党の自由裁量権に属しており、ユダヤ営業経営のアーリア化によって健全な中間層政策が遂行されなければならないとした。また覚え書きではユダヤ営業経営の定義がいつそう厳格にされ、他方ではどの経営がユダヤ営業経営であるかを大管区指導者が恣意的に決定する権利が否認されていた。<sup>\*763)</sup>

『ドイツ国民経済』が1941年に当時を回顧してのべているところによると、「[...]」たとえば、GWBによってユダヤ小売店舗の購入を拒否された者や、ドイツ労働戦線から反社会的であるとの判定を受けた購入希望者がユダヤ商店の引き継ぎの認可を受けることなど思いもよらないことであった」とある。<sup>\*764)</sup>党内中間層が「思いもよらない」と見なすアーリア化でも、国家に利益をもたらすかぎりは当局によって問題視されないのである。両者の相違点はまたつぎの点にもあった。つまり党側が、功績のある古参党员がアーリア化において優遇されるのは当然であると考えてのに対して、<sup>\*765)</sup>国家指導部はこれに反対したということである。

こうした根本的な見解の相違が存在したにもかかわらず、経営中間層の利益を代表して「競争相手の排除」を掲げる党と、「最高効率の労働体系」を実現させるために無益なアーリア化に反対する国家指導部は、表面的に接近することになった。先に挙げた8月2日付けの党の覚え書きにはこうある。「同志、ゲーリング元帥は、ユダヤ人問題の根本的な解決を考えている。その解決は党の要求が完全に正しいものとされるようなかたちでなされるであろう。ゆえに党にはユダヤ営業経営に対するあらゆる個別行動を差し控える義務がある」<sup>\*766)</sup>

ところがゲーリングは、「ユダヤ人問題」については別の考えを持っていた。オーストリアの新しい経済・労働大臣になっていたフィシュベック Fischböck, Hans は9月、ゲーリングに、「まったく一般的に、ユダヤ人問題とは一切関わりなく、商店の営業許可を取り消す法律」を準備するよう依頼していた。<sup>\*767)</sup>フィシュベックは、その立場からしてもRKWと深いつながりがあり、先の財産流通局局長のラーフェルスベルガーにも近かった。<sup>\*768)</sup>これに呼応してライヒ経済省は9月28日付けの秘密の回覧通達において「ドイツ

---

\*761) Gesetz zum Schutz des Einzelhandels vom 12. 5. 1933. 中小の小売店を保護するための法で、店舗の新規開店、店舗の売場面積の拡大(10%以上)を禁じていた。in: *RGBl.*, I, 1933, p. 262.

\*762) *Ibid.*, p. 157. 柳澤治「ナチス・ドイツにおける商工会議所の改造—地域経済のナチス的再編成—」『政経論叢』第75巻5・6号(2007年), 28頁。

\*763) *Genschel, ibid.*

\*764) *Ibid.*, p. 158.

\*765) *Ibid.*

\*766) *Ibid.*

\*767) ポグロムの後、11月12日にライヒ航空省で開かれた会議におけるフィシュベックの発言。*IMG*. Bd. 28, p. 524.

\*768) Heim, Aly, *op. cit.*, p. 26.

国内だけで適用されることになる」とした上で「ユダヤ人代理人に代わるべき非ユダヤ人の代理人が見つからない場合のユダヤ人商店代表者に対する営業許可および認可は、特別な場合にかぎり、有効期限を1938年12月31日まで延期できる」<sup>\*769)</sup>とした。これは「ユダヤ営業経営」と決着を付ける具体的な日程を明らかにしたことを意味する。

夏以来の、アーリア化をめぐる個別行動を前に、国家指導部はふたつの難問に直面していた。ひとつは偽装アーリア化、<sup>\*770)</sup> もうひとつは、アーリア化を強要するための個別行動の増大である。<sup>\*771)</sup> 『繊維新聞』によれば、1932年末の時点で約5万あったユダヤ小売り店舗は、38年7月にはわずか9000になっていたという。<sup>\*772)</sup> アーリア化は、ここにおいてはもはや決定的な問題ではなかった。問題は営業経営が存続していることであり、このことが「最高効率の労働体系」の実現を阻まれているという現実であった。

10月14日、ゲーリングは自ら管轄する航空省で会議を主催した。ただし会議といっても大半は議長が現下の社会経済的情勢について思うところを一方的に話しただけのものであった。<sup>\*773)</sup> ゲーリングはまず、対チェコスロヴァキア作戦の準備で外貨不足が深刻化したことを指摘し、輸出の拡大が急務であるとのべる。輸出の阻害要因を取り除き、輸出で得た金は軍備に回す、だが軍備が輸出活動によって妨害されてはならない、と。代用品に言及したあと、ゲーリングは主要問題に入る。底を突いた国庫、しかし工場の生産能力は何年も先まで注文でびっしり埋まっている。この予期せぬ困難を前に彼が望むものはあれこれの覚え書きではなく積極的な提案だけだという。そして困難打開のために彼は、「必要とあらば経済を容赦なく方向転換する」と断言した。「いまや時局は、まだ私経済に存続の根拠があるかどうかはわかってもいいときだ。私経済でうまくいかないのであれば、本官は遠慮会釈なく国家経済に移行する。総統から与えられた全権を容赦なく行使するつもりだ」。<sup>\*774)</sup>

ゲーリングは続ける。「この線にぴったり一致しないような国家、党あるいはその他の部署の希望や計画など容赦なく引っこめられねばならない。世界観の問題にしてもいまは解決できないし、そんなものは後回しだ。本官ができもしない約束を労働者に対してしないよう重々警告しておく。労働戦線の希望などまったくもって問題外だ。経済は完全に切りかえられる必要がある。すべての生産現場で、軍備と輸出用に変更できるのか、操業停止にすべきなのかという調査を直ちにしなければならない。そこでは機械工業の問題が最優先だ。印刷機とか洗濯機とか、そういう類の機械は問題にならない。それらはみな工作

---

\*769) Walk, II/552, p. 243.

\*770) 1938年7月14日の内務省の指令では、ユダヤ企業が偽装状態にある場合も標識を付けよとされた。Walk, II/503, p. 233.

\*771) 1938年7月16日付けの経済省の指令で、ユダヤ企業との業務上の結びつきを解除するためにはそのつど特別の許可が必要とされた。Walk, II/504, p. 233.これはユダヤ企業に対する個別行動を防止しようとした指令であると考えられる。

\*772) Avraham Barkai, Die deutschen Unternehmer und die Judenpolitik im Dritten Reich, in: GG, 15 (1989), p. 232.

\*773) IMG. Bd. 27, Dok. 1301-PS, pp. 160-164.

\*774) Ibid., pp. 160-161.

機械にしなければならない。工作機械については、なんとかして生産能力の拡大を図ることができるところでは注文の緊急度を調べる必要がある [...] いまやこの課題をだれが果たすべきなのかを考えるとときだ。国家か、それとも自己管理経済なのか<sup>\*775)</sup>

ゲーリングが言及した工作機械以外の「問題にならない」たぐいの機械の設置状況を数字で確認しておこう。下の【表16】は、1933年時点のドイツ衣料工業における原動機付経営の分布状況である。衣料工業においては、経営規模に比例して原動機付き経営の割合が多くなっている。しかし原動機付き経営の絶対数が中小零細経営に集中していたことも確認できる。

【表16】ドイツ衣料工業における原動機の設置状況（1933年）<sup>\*776)</sup>

従業員数	経営数	原動機付経営	割合(%)
1-5	526,871	32,717	6.2
6-10	7,890	2,487	31.5
11-50	4,522	2,825	62.5
51-200	1,010	882	87.3
201超	212	206	97.2

また次頁以下の【表17】と【表18】は、ドイツ（1933年6月現在）ならびにオーストリア（1930年6月現在）<sup>\*777)</sup>における経営（従業員数別）に設置された原動機の馬力数を、おもな営業部門についてみたものである。ドイツとオーストリアでは一部、営業経営総数の区分において違いが見られるが、全体的な傾向を把握する上では問題はない。これをみると軍需関連部門以外の産業とりわけ中小の経営規模の経営において多くの作業機械が使用されていたことがわかる。ゲーリングはこれらの経営を閉鎖して、原動機・作業機械ならびに労働力を再配置しようとしたのである。

\*775) *Ibid.*, pp. 161-162.

\*776) Die gewerblichen Betriebe (örtliche Betriebseinheiten nach Größenklassen am 16. Juni. 1933). in: *Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich 1938*, pp. 146-147.

\*777) *Ibid.*, 148-149.

〔表17〕 ドイツにおける経営に設置された原動機の馬力数（1933年6月現在）<sup>\*778)</sup>

ドイツにおける作業機械の動力に使用される動力機械の馬力 (PS) 1933年6月16日							
	営業経営 総数(人)	従業員 総数(人)	1 ~ 5 (PS)	6 ~ 01 (PS)	11 ~ 50 (PS)	51 ~ 200 (PS)	200 ~ (PS)
工業・手工業	1,917,793	9,152,201	2,576,526	864,145	2,434,778	3,633,606	15,126,583
土石産業	34,407	409,872	75,579	63,780	406,954	435,440	303,968
鉄・鉄鋼製品	156,966	593,063	201,671	44,369	121,617	133,755	127,404
機械・自動車	42,101	617,700	68,464	42,901	153,836	313,901	1,097,303
電子技術工業	27,829	253,806	15,596	7,584	17,131	49,024	382,742
化学工業	7,740	249,949	13,197	20,806	89,172	170,279	1,275,441
繊維工業	67,716	857,396	27,796	19,429	122,223	344,592	993,334
複写〔印刷〕業	25,079	273,064	20,418	16,532	58,226	65,681	75,135
皮革・リノリウム	34,748	120,021	12,869	7,173	26,211	40,621	105,567
木材加工	216,037	612,289	731,257	149,430	272,746	159,257	64,969
食料・嗜好品	305,551	1,432,301	1,027,785	274,417	440,024	552,140	389,719
衣料工業	540,505	1,054,511	36,607	5,667	20,218	30,012	41,615
水・ガス・電気	8,069	14,1679	115,436	61,761	195,694	251,901	400,840
商業・通商	1,630,785	5,580,704	338,821	109,195	259,527	247,372	553,312
卸売業	150,586	681,243	69,678	42,554	89,610	26,037	9,539
小売業	852,728	1,937,441	74,737	14,163	13,625	13,262	37,529

\*778) Statistisches Reichsamt (ed.), *Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich* (Berlin, 1938), pp. 146-147.

〔表18〕 オーストリアにおける経営に設置された原動機の馬力数（1930年6月）

オーストリアにおける作業機械の動力に使用される動力機械の馬力(PS) 1930年6月14日							
	営業経営 総数(人)	従業員 総数(人)	1～5人 (PS)	6～10 人(PS)	11～50 人(PS)	51～300 人(PS)	300人超 (PS)
工業・手工業	178,885	936,623	150,575	51,794	173,446	299,751	536,792
土石産業	3,414	45,912	2,418	2,226	13,960	27,004	21,544
鉄・鉄鋼製品	18,451	92,113	14,626	3,965	11,242	34,423	34,577
機械・自動車	3,057	44,655	3,697	1,845	24,902	23,714	37,830
電子技術工業	315	22,032	152	143	1,250	3,674	43,460
化学工業	1,051	16,653	3,293	1,903	6,388	24,508	6,168
繊維工業	5,814	82,928	2,497	876	8,173	27,926	50,306
複写〔印刷〕業	2,153	22,059	608	791	3,915	4,745	3,835
皮革・リノリウム	3,559	14,049	1,926	518	2,641	6,540	2,012
木材加工	27,312	84,046	56,095	14,778	30,673	17,585	1,205
食料・嗜好品	21,421	110,064	57,206	14,890	24,846	44,521	37,567
衣料工業	62,527	147,381	1,299	541	1,620	3,297	2,035
水・ガス・電気	1,043	11,945	3,485	4,164	6,115	4,036	35,772
商業・通商 <sup>*779)</sup>	165,515	443,653	20,413	6,673	11,386	6,042	3,896
商業〔小売・卸売業〕	107,113	234,248	8,357	2,754	4,743	1,534	1,59

さらにゲーリングは、原料、エネルギーは厳格に統制し、労働力は従来とはまったく異なったかたちで配置する必要があるといい、これに抵触する党や労働戦線の要求（スポーツ施設や娯楽施設の建設）をしりぞける。

労働・雇用について、ゲーリングは外国人労働者の投入（国家機密の部分は除く）のほか、超過労働、2～3交替制の導入、大規模な国営見習工養成所の建設、一定数の見習工を雇用するよう工場へ義務づけること、十万人単位の職業再訓練の実施、および女性（とくに未婚の）労働力の活用、さらにはオーストリアで生じた労働者のある不服従との関連で強制労働収容所について語り、労働戦線はあやまった社会概念を労働者のあいだに広めないでもらいたいとした。「じつのところ、労働者たちが徒党を組んで反抗し、われわれが連中を即座に撃ち殺さなかったことで、われわれの世代は身動きがとれなくなってしまったのだ。だから事態を正常にもどす必要がある」と。<sup>\*780)</sup>

さらに、交通政策（鉄道車輛、運河の建設）、農業政策（外国人労働力の投入、貯蔵庫の建設）、ズデーテンラントの活用、チェコおよびスロヴァキアの保護領化、鉾物資源調査などに言及した。そのあとの第2部において、従来しばしば誤解されてきた「ユダヤ人問題」についての発言がくるのである。すなわち「ユダヤ人問題には、いまやあらゆる手

\*779) 鉄道、郵便、海運、航空を除く。

\*780) *IMG. Bd. 27, Dok. 1301-PS, p. 162.*

段で取り組む必要がある。連中は経済から出ていかなければならないからだ」というものである。<sup>\*781)</sup>

これまでのゲーリングの発言の文脈—大規模な職業訓練の実施、経済の切り替えのための各生産現場の調査、阻害要因としての私経済への敵視—からすると、彼がここで「ユダヤ人問題」であると確信しているのは、ユダヤ営業経営および「偽装アーリア」が存続し、そこに労働力と原料が配置・配分されていることがわかる。また彼が「ユダヤ人」だと盲信しているのは、目下それらの経営を操業している、あるいは今後も操業しようとしている人たちであることも明白である。とくにゲーリングをいらだたせていたのが「ユダヤ人どもを小さな経営から引きずり出すのが難しい」<sup>\*782)</sup>ということだった。

以上がユダヤ人を経済活動から排除しようとするゲーリングの発言である。他方、経済的に収奪された後のユダヤ人をどうするかということについては、彼はまったく関心がなかったようである。「必要なら大都市ごとにゲッターを作らなければならない」としか言っていないからだ。<sup>\*783)</sup>ゲーリングは1939年1月24日、「ドイツからのユダヤ人の国外移住はあらゆる手段をもって促進しなければならない」として、この国外移送問題を親衛隊公安部・公安警察長官ハイドリヒに丸投げしている。<sup>\*784)</sup>ゲーリングがユダヤ人の国外移住に外貨を使うことに反対したので、親衛隊はもっぱら恫喝と暴力を使うことになる。これが先に見たオーストリアにおけるアイヒマンの実践を生むことになったのである。

ゲーリングはオーストリアにおけるコミサールの活動を非難し、アーリア化は党がおこなう事柄であるとの見解に反対した。アーリア化は「唯一国家がすることだ」<sup>\*785)</sup>という彼の発言には、ユダヤ営業経営の存続を前提とした党とコミサールによるアーリア化を封じ込めようとする意図がみてとれる。

最後に、ライヒ経済省第Ⅲ局（経済組織、経済秩序、経営警察）局長のシュメーア<sup>\*786)</sup>が、対ユダヤ人闘争は用心深くするようにと警告し、プロイセン枢密顧問官ノイマン<sup>\*787)</sup>が、ユダヤ人問題は慎重にとりあつかわねばならないとの見解をのべると、この会議は「まったく突然、何の発言も求められないまま」ゲーリングによって閉会されてしまう。<sup>\*788)</sup>

ゲーリングがこの時点でいかなる決心をしていたのかは正確には知るよしもない。しかし少なくとも「供給過剰」の店舗や工場を早急に閉鎖しなければならないと考えていたこ

---

\*781) *Ibid.*, p. 163.

\*782) *Ibid.*

\*783) *Ibid.*

\*784) Krausnick, H., *Judenverfolgung*, in: *Anatomie des SS-Staates*, Bd. 2, pp. 282-283.

\*785) *IMG*. Bd. 27, Dok. 1301-PS, p. 162.

\*786) Schmeer, Rudolf: プロイセン枢密顧問官, 1905年生まれ。1925年以来の古参党员。DAF幹部を経て1938年1月の経済省の再編に際して第Ⅲ局 *Hauptabteilung* (経済組織, 経済秩序, 経営警察) 局長。先のライヒ経済省の組織構成(1938年3月14日)参照。この第Ⅲ局内に「ユダヤ人問題」部 *Abteilung "Judenfragen"* が設置された。Boelke, *op. cit.*, pp. 180, 182, 211.

\*787) Neumann, Erich: プロイセン枢密顧問官, プロイセン貯蓄銀行最高監査官。またライヒ経済省局長として1938年1月の組織変更に関与。Kopper, p.103, Boelke, p.179.

\*788) Boelke, *ibid.*, p. 163-164.

とは確かである。

ライヒ経済省は10月22日、先の会議で出された職業訓練問題に関して、ドイツ手工業者全国職業身分のはげしい反対にもかかわらず、一方的に徒弟期間の短縮を命じた。<sup>\*789)</sup> この措置は手工業者にとって、後継者の養成ができなくなるどころか、そもそも仕事ができなくなることを意味していたのである。

以上が、十一月ポグロム前の社会情勢のうち、ユダヤ営業経営が襲撃・破壊されたという事実に関連する出来事の経緯である。

## 2. 十一月ポグロムの原因

十一月ポグロムの最初のイニシアティブがどこ（だれ）から出たのかを追究することは重要ではない。このような追究は、十一月ポグロムをたんなる事件史に矮小化するおそれがある。第三帝国の社会を理解するうえで有益なのはむしろ、8月末の時点で公然とポグロムが煽られていたことを確認することである。いま一度先の新聞記事を引用する。

「なぜ供給過剰の経営部門を一挙に除去する機会が、いま活用されないのか理解に苦しむ。これはとくに商業部門についていえることである。あとかたもなく消え失せたところで国民経済にとって何の損失も意味しないようなユダヤ商店が非常にたくさん存在している。わずかばかりの資本の破壊は、現在すすめられている経営専門集団の健全化プロセスの利益によって埋め合わされるだろう」。<sup>\*790)</sup>

ポグロムを全面的に肯定するこうした記事が平然と人びとの目に触れるような状況にあったことを念頭において、さらに史料的にあとづけることができる以下の諸点を確認しておきたい。

- 1) ゲーリングらが、9月にフィッシュベックから依頼された商店の閉鎖をおこなうため、布告を待つだけの法律（「引き出しの中の法律」<sup>\*791)</sup>）をすでに準備していたこと。このことは、ニュルンベルク裁判に証拠として提出された1938年12月11日の会議の議事録から確認できる。<sup>\*792)</sup>
- 2) 下からの反ユダヤ行動がすでに準備されていたこと。『ドイツ報告』の伝えるSA隊員の報告によると、この隊員は十一月ポグロムの2週間も前（10月下旬）に、ある「突撃隊の夕べ」の席上、近々ユダヤ商店に対する攻撃があり、そのさい何をするのが伝えられ、事前に決められていた〔襲撃すべき〕街の通りがわりあてられたという。実行日は後日知らされるとされ、参加者が（命令ではなく）募られたという（そのさ

---

\*789) Mason, *op. cit.*, p. 142.

\*790) A-30, "Arisierungen", in: *Mitteldeutsche* vom 28. 8. 1938.

\*791) Schubladengesetz

\*792) *IMG*. Bd. 28, Dok. 1816-PS, p. 523.

い希望者は非常にたくさんいたわけではなかったとその報告は書いている)。<sup>\*793)</sup>

- 3) 反ユダヤ行動の際に予想される抵抗を防止するために、十一月ポグロムの3～4週間も前からユダヤ人の「刀狩」が始められたこと。『ドイツ報告』によれば、ユダヤ人がアルファベット順に警察に呼ばれ、所持している銃刀砲剣類を提出させられたという。<sup>\*794)</sup>



ここには「六月行動」とよく似た背景を確認することができる。ただし両者のあいだには相違点もある。たとえば「六月行動」では国家指導部が主導権をもっていたのに対し、十一月ポグロムを主導したのは SA や党员大衆であったことがそうである。また十一月ポグロムにおける親衛隊の任務が、ユダヤ営業経営を閉鎖もしくはアリア化できるように、その経営所有者（代表者）を逮捕するとことにあつた点も異なっていた。労働力を確保するという目的は同じでありながら、「六月行動」においては「反社会的労働忌避者」の逮捕が前景に出ていたのである。

十一月ポグロムを論じる研究は、17 歳のポーランド国籍のユダヤ人青年グリュンスパン Grynspan, Herschel【写真左】<sup>\*795)</sup> の両親を見舞ったポーランド・ドイツ両政府による反ユダヤ措置の応酬から説き起こすものが多い。すなわちポーランド政府による 10 月 6 日付の在外ユダヤ人に対する再入国禁止令、これに対抗するかたちでのドイツ政府によるポーランド籍ユダヤ人の国外追放措置（10 月 29 日期限）である。両国の措置によって国境地帯に多数のポーランド系ユダヤ人が置き去りにされることになった【写真中】。<sup>\*796)</sup> 当時パリに滞在中であったグリュンスパンは、ドイツ政府の反ユダヤ措置に激高してパリのドイツ大使館に出向き、応対した大使館員フォム・ラート vom Rath, Ernst【写真右】<sup>\*797)</sup>

\*793) DB, V/12, A 33.

\*794) DB, V/11, A 11-12.

\*795) Döscher, H.-J., *Reichskristallnacht. Die Novemberpogrome 1938* (Frankfurt/M., 1988), p. 73.

\*796) ドイツ・ポーランド国境に追放されたポーランド籍のユダヤ人 Maurer, Trude, Abschiebung und Attentat. Die Ausweisung der polnischen Juden und der Vorwand für die 'Kristallnacht'. in: Pehle, Walter (ed.), *Der Judenpogrom 1938. Von der "Reichskristallnacht" zum Völkermord* (Frankfurt/M., 1988), p. 66.

\*797) Döscher, H.-J., *Reichskristallnacht. op. cit.*, p. 75.

を拳銃で撃ったというのである。<sup>\*798)</sup>

グリュンスパンが11月7日にドイツ大使館員を銃撃するにいたった因果関係の連鎖は、1937年末以来の第三帝国指導部の経済の脱ユダヤ化政策とはまったく無関係であり、そこには何の接点もない。しかし第三帝国指導部がこの暗殺事件を十一月ポグロムの口実としたために、<sup>\*799)</sup>両者が結び付けられることになった。「グリュンスパンの引き金」説はその産物であり、これも先のニュルンベルク法同様、当時のナチのプロパガンダが現在の歴史解釈に影響をおよぼしている例とみることができる。

十一月ポグロムを個人的な動機から解釈したとするデッシャーの研究を批判しておきたい。デッシャーはグリュンスパンがフォム・ラートを撃った動機を追究し、①フォム・ラートに同性愛が原因の性病（淋病性直腸炎）の通院歴があったこと、②同性愛の相手がグリュンスパンであったこと、③グリュンスパンがフランスに不法滞在中であったこと、を史料的に明らかにした。これにもとづいてデッシャーは以下の仮説を立てた。すなわち、家族を救おうとしたグリュンスパンが、フランスを合法的に出国するための金と旅券をフォム・ラートに強請し、それが断られたために殺害におよんだ、というものである。<sup>\*800)</sup>デッシャーの研究を邦訳した独文学者の小岸は、「まったくの個人的な動機」という「新事実」が「暗殺事件の動機に関する定説に重大な挑戦を投げかける鍵」になったとして、「歴史の真実とまっすぐ向かい合おうとするデッシャー」を賞賛している。そしてデッシャーの研究を「これほど厳しくひとつの出来事を歴史の文脈でとらえられることを教えてくれた本はなかった」と絶賛している。<sup>\*801)</sup>

しかし、これほど科学的な歴史研究からかけ離れた無責任な評論はなかろう。たとえ同性愛関係のこじれが暗殺の動機にあったにせよ、これは価値のない事実である。なぜならその事実はポグロムの歴史的原因とは無関係だからである。<sup>\*802)</sup>暗殺がポグロムを引き起こしたわけではない以上、十一月ポグロムに関与した人物の足取りを追うこと（事件史）は、十一月ポグロム発生のメカニズムの解明（社会史）にはつながらない。

11月9日の晩、フォム・ラートが死亡したとの報せがミュンヘンにいたヒトラーのもとに届いた。しかし同日すでに行動は起こされており、ヒトラーは「それが自発的に生じたのなら止めることはできない」と判断を求めたゲッベルスに言ったという。<sup>\*803)</sup>第2のニュルンベルク法もなく、また四カ年計画によって多大の不利益を被っていた「アーリ

---

\*798) Graml, Hermann, *Reichskristallnacht. Antisemitismus und Judenverfolgung im Dritten Reich* (München, 1988), Maurer, *ibid.*, pp. 52-73.

\*799) Döscher, *Reichskristallnacht*. op. cit. pp. 78.

\*800) *Ibid.*, pp. 51-76 小岸昭訳『水晶の夜—ナチ第三帝国におけるユダヤ人迫害』（人文書院, 1990）67-89頁。

\*801) 小岸, 前掲書, 262-263, 266-267頁。

\*802) 拙稿(書評)「Dieter Obst, "Reichskristallnacht." *Ursachen und Verlauf des antisemitischen Pogroms vom November 1938*」『東亜大学紀要』第13号(2011年), 56頁。

\*803) Aus dem geheimen Bericht des Obersten Parteigerichts der NSDAP an Göring, bersandt am 13. Feb. 1939, ber die verbrechen von Mitgliedern der Nazipartei während des Pogroms. in: Kurt Pätzold, Inge Runge(ed.), *Kristallnacht. Zum Pogrom 1938* (Berlin, 1988), Dok. 77, p. 225.

ア人」と「ユダヤ人」との差を、字句の上でこれ以上区別することはもはや不可能であった。ゲッベルスが既成事実を事後承認するというかたちで演説し、あたかも国家指導部が十一月 Pogrom 開始の最終的な決定権を持っていたかのように演出したのは、「ユダヤ人問題」という虚構がもはや国民を統御し得るデマゴギーでなくなったことを感じながらも、最後までこれに固執しようとした宣伝大臣の見栄であった。

こうして、その場に居合わせた大管区指導者たちは電話機に走り、部下に行動の開始を伝えた。行動に参加を表明していた突撃隊員や党員は、「前日に配られていた 1 メートル余りの、上方が湾曲した金棒」<sup>\*804)</sup>を持ってユダヤ商店の破壊と略奪を開始した。シュタルケンブルク（モーゼル）の第 50 突撃隊旅団は 11 月 10 日午前 3 時、マンハイムの突撃隊司令官から「すべてのユダヤ・ジナゴグを爆破またはこれに放火せよ」「アリア人住民が居住する家屋には損害を与えるな」「行動は私服着用のうえで行え」といった命令を下達されていることがわかる。<sup>\*805)</sup>



親衛隊も指令を受け取り、行動を開始した。商店の破壊とジナゴグの破壊行動を始めた。【写真参照】<sup>\*806)</sup> 具体的な命令内容のみをみてみよう。親衛隊秘密国家警察のミュラー Müller, Heinrich は国家警察あての 11 月 9 日午後 11 時 55 分発の電報で「時を待たずに全ドイツでユダヤ人、とくにジナゴグに対する行動が起こされることになるが、これを妨げてはならない」と命令している。<sup>\*807)</sup>

ハイドリヒは 11 月 10 日午前 1 時 28 分に国家警察署、親衛隊保安部にあてて命令を出し、①所轄の政治指導部—大管区指導部または管区指導部—と電話連絡を取り、デモンストレーションの実施について取り決めること、②ドイツ人の生命と財産に危害の及ばないかぎりでの措置が許されること、③ユダヤ人の商店と住居は破壊されるのみで、略奪は許されないこと、などを伝えた。<sup>\*808)</sup> ユ

ダヤ商店・住居とジナゴグ破壊の陰で、親衛隊がとくに「資産のあるユダヤ人」*vermögende / wohlhabende Juden* の逮捕を命じていることが注目される。<sup>\*809)</sup> 親衛隊はユダヤ人を連行先の強制収容所で脅し、財産権を放棄させた。そして釈放にあたっては無条件

\*804) DB, V/12, A 33.

\*805) SA-Brigade 50 (Starkenbourg) meldet der SA-Gruppe Kurpfalz den Vollzug des Befehls, 11. 11. 1938. in: Eschwege, Helmut (ed.), *Kennzeichen J. Bilder. Dokumente, Berichte zur Geschichte der Verbrechen des Hitlerfaschismus an den deutschen Juden 1933-1945* (Frankfurt/M., 1979), Dok. X-7, p. 100.

\*806) Eschwege, Helmut (ed.), *Kennzeichen J. Bilder, Dokumente, Berichte zur Geschichte der Verbrechen des Hitlerfaschismus an den deutschen Juden 1933-1945* (Berlin-O, 1966 / Frankfurt/M., 1979)

\*807) Döscher, *Reichskristallnacht. op. cit.* Dok. 3. 3, p. 89.

\*808) *Ibid.*, Dok. 3. 2, pp. 86-88.

\*809) *Ibid.*, Dok. 3. 2, 3. 3, pp. 87, 89.

の国外移住を誓約させられ、万一帰国すれば再逮捕し、無期懲役刑に処すると脅されたという。<sup>\*810)</sup> 他方『ドイツ報告』は、再逮捕はおこなわれなかったと記述しているが、<sup>\*811)</sup> 具体的に何人のユダヤ人が帰国したのかについては触れていない。

ドイツを出国したユダヤ人の概算は、長田が複数の典拠<sup>\*812)</sup> をあげて示す表「ドイツ・ユダヤ人の減少」からうかがうことができる。これによると、1938年初頭に推定で約36万人いたドイツ・ユダヤ人は、同年11月には約30万人、1939年9月には18万5000人にまで減少している。<sup>\*813)</sup> つまり十一月ポグロムから第二次世界大戦が勃発するまでの間に約17万5000人のユダヤ人がドイツからいなくなったことになる。ただ、この表はドイツ国内に残ったユダヤ人の数を示しているので、ユダヤ人の数の減少の原因が国外脱出だけではなく、死亡なども含んでいることに注意しなければならない。木畑は十一月ポグロムを体験したユダヤ人にインタビューしている。そこでは十一月ポグロムの前後に自殺や自殺未遂の話が出てくることから、<sup>\*814)</sup> ユダヤ人への激しい暴力や迫害に耐えかねて自ら命を絶ったユダヤ人も少なからずいたと推定できる。またこの時期、国外移住しようとするユダヤ人には多額の税金（国家逃亡税）が課せられ、<sup>\*815)</sup> ドイツ国内に残す財産は没収され、財産を事前に第三者に相続させることもできなくなっていた。<sup>\*816)</sup>

十一月ポグロムが突発的なものではなかったことは、破壊活動が11月9日水曜日の夜に限定されていなかったことからわかる。ライヒ経済大臣は1938年11月16日付で政府長官らあてに速達文書を出している。そこには「ユダヤ人小売店舗および手工業経営が、11月8日、9日、10日の出来事の結果閉鎖されているかぎり、それらはユダヤ経営として基本的に再開されてはならない」と記されている。<sup>\*817)</sup> この速達文書は、ナチ指導部も破壊活動が8日から10日にわたって行われていたことを認識していたことを示す史

---

\*810) Brozsat, *op. cit.*, pp. 80-81.

\*811) *DB*, V/12, A 40.

\*812) Strauss, Herbert, "Jewish Emigration from Germany-Nazi Politics and Jewish Responses (I)", in: *Year Book* (Leo Beack Institute) 215 (1980), p. 317, Barkai, Avraham, *Vom Boykott zur Entjudung*, *op. cit.*, pp. 11, 65, 123, 221.

\*813) 東方への強制移送が始まった1941年10月ころには約16万4000人にまで減じている。長田浩彰, 前掲書, 248頁。

\*814) 木畑和子『ユダヤ人児童の亡命と東ドイツへの帰還』（ミネルヴァ書房, 2015年）213, 255頁。

\*815) 大野英二『ナチズムと「ユダヤ人問題」』（リプロポート, 1988年）158-163頁。

\*816) Brau, Bruno, *Das Ausnahmerecht für die Juden in Deutschland 1933-1945* (Düsseldorf, 1965), Nr. 26, pp. 22-23, Nr. 134, p. 40.

\*817) Der Reichswirtschaftsminister. -III Jd. 8782/38- Schnellbrief! Betr.: Verordnung zur Ausschaltung der Juden aus dem deutschen Wirtschaftsleben vom 12. Nov. 1938 (*RGBl.*, I, S. 1580). Berlin, den 18. Nov. 1938. in: *GWB* 624



料といえる。また筆者は 1994 年春にドイツ人の同時代人 H.-Ch. ドライスバッハ Draisbach 氏ら数名（いずれもインタビュー時点でゲッティンゲン市在住）に確認したことがある。ドライスバッハ氏は【写真】のように、十一月ポグロムの翌朝、母親に手を引かれてユダヤ商店街を歩いたという。ドライスバッハ氏以外の同時代人は、当時学童だった。彼らは、11 月 10 日木曜日の

昼に学校の教室からユダヤ商店街の方向からガラスが割れる音を聞いたので、放課後に現場を見に行くと証言した。さらに「あの晩、ユダヤ商店は破壊されましたか」と質問すると、同時代人たちは全員「はい」と答えた。ところが多少質問を変えて「すべてのユダヤ商店が破壊されたのですか」と問うと、「いや違う、壊されたのもあったが全部ではない Nein, manche zerstört, aber nicht alle.」という返答が反ってきた。こうした証言は十一月ポグロムの対象がすべてのユダヤ営業経営ではなかったことを裏付けるものといえる。

では、十一月ポグロムの攻撃対象となったのは具体的にどの営業経営だったのか。私は、攻撃対象はある程度絞られていたと考えている。というのも、先にみたように 6 月 14 日



付国家公民法第三政令第 II 款第 7 条、III 款第 17 条には「ユダヤ経営はリストに登録される」「ライヒ経済大臣は、ライヒ内務大臣および総統代理の了解のもと、ユダヤ経営のリストに登録された経営が、いずれ定められるべき一定の時点より、特別の標識を付けるよう命令する権限を有する」と定められていたからである。また、ライヒ内務大臣回覧通達「国家公民法第三政令の遂行」（1938

年 7 月 14 日）<sup>\*818)</sup> [史料編 27)] において「ユダヤ営業経営」の標識付けおよびリストへの記載（回覧通達第 I-1、II-2 項）が定められていたことも証左となる。☆作成されたリスト、それにもとづく標識付け【写真参照】<sup>\*819)</sup> がたとえ完璧なものでなかったにせよ（「六月行動」における取り違いや混乱）、ポグロムにおける破壊活動はこうした情報源に基づいて行われたと考えるのが自然である。

1938 年の十一月ポグロム（クリスタルナハト）は「六月行動」の補完を目的とした「第二次六月行動」であった。グリェンスパンによるフォム・ラートの暗殺は、事件のたんなる口実でしかなく、十一月ポグロムはナチ戦争経済（四カ年計画）がもたらしたドイツの済社会構造の矛盾の暴力的修正であったと評価すべきである。

「六月行動」から十一月ポグロムにかけて第三帝国指導部は経済領域における反ユダヤ政策を遂行してきた。ただしその目標は「アーリア化」ではなく「経済の脱ユダヤ化」で

\*818) Driette Verordnung zum Reichsbürgergesetz vom 14. Juni 1938. in: *RGBl., I*, pp. 627 f., Durchführung der Dritten Verordnung zum Reichsbürgergesetz. Erlaß des Reichsminister des Innern vom 14. Juli 1938. -Ie 286/38-5012c- in: Krüger, Alf, *Die Lösung der Judenfrage in der deutschen Wirtschaft. Kommentare zur Judengesetzgebung* (Berlin, 1940), pp. 98-107.

\*819) Büttner, Ursula (ed.), *Die Deutschen und die Judenverfolgung im Dritten Reich* (Hamburg, 1992).

あった。バヨールはライヒ経済省が 1939 年 3 月以降「アーリア化」の呼称を廃止し、経済の脱ユダヤ化と称するよう要請したとのべている。<sup>\*820)</sup> その根拠として彼があげているのは、ライヒ経済省上級課長補佐 (ORR) ゴットハルト Gotthardt が 1939 年 3 月 20 日にライヒ経済会議所で行った「経済政策におけるユダヤ人問題」と題する講演である。<sup>\*821)</sup>

しかし、「アーリア化」ではなく経済の脱ユダヤ化を推進しようとしていたライヒ経済省、ひろく第三帝国指導部の意向は、バヨールが指摘した時期よりも前である可能性が高い。たとえば南ヴェストファーレン大管区経済顧問プライガーは、1937 年 8 月 11 日付けで発令した回覧通達「ドイツ国民同胞によるユダヤ企業の引継ぎの遂行に関する指針」<sup>\*822)</sup> において、「本指針の発行は、アーリア化の促進を目的とする党の行動の開始を意味するものではない」とし「アーリア化されるべき経営を、まずは『売却可能な状態』にもっていくのが目的にかなう」ことであると書いている。ゲーリングは 1938 年 11 月 12 日「ユダヤ商店に対しては一人のアーリア化希望者もないという考えを前提とするくらい広範にやっていただきたい」と発言しており、アーリア化禁止のこうした方向性は 1937 年 11 月 27 日付け回覧通達における「ユダヤ企業は無条件でドイツ企業の後景に退かなければならないという原則は、国内的管理統制でも貫徹しなければならない」といった文言<sup>\*823)</sup> や、「経済におけるユダヤ人の影響力の排除という根本的要請」を命じた 1937 年 12 月 15 日付けライヒ経済大臣回覧通達<sup>\*824)</sup> からもうかがうことができるのである。私は、第三帝国指導部はおそくとも国家公民法第三政令の草案作りを始めたころ、すなわち 1937/38 年の年の変わり目には経済の脱ユダヤ化を「アーリア化」に優先させる意向をもっていたのではないかと考えている。

以上が十一月ポグロムへいたる経緯とその歴史的評価である。膨大な被害をもたらした十一月ポグロムそのものの叙述は省略する。ただ、この事件を時系列的に詳細に再現したオープストの研究内容を概要を紹介しその分析視角を批判しておきたい。このため詳細なページ数の注記はしないことを断っておく。<sup>\*825)</sup>

オープストの研究の独創的なところは、十一月ポグロム参加者に対する戦後の裁判における供述・証言をはじめて史料として用いたところにある。旧西ドイツ地区の占領軍が

---

\*820) Bajohr, Frank, "Arisierung" als gesellschaftlicher Prozeß. Verhalten, Strategien und Handlungsspielräume jüdischer Eigentümer und "arischer" Erwerber. in: Fritz Bauer Institut (ed.), *op. cit.*, p. 15.

\*821) Bajohr, Frank, *ibid.*, pp. 15-16.

\*822) Richtlinien für die Durchführung der Übernahme jüdischer Unternehmen durch deutsche Volksgenossen vom 11. August 1937. in: *GWB* 648.

\*823) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. II R 40180/37. Berlin, den 27. Dez. 1937. Betr. Devisen- und Rohstoffzuteilungen an jüdische Unternehmen. in: *BA. R 8 I / 76*.

\*824) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister II R 45578/37. Berlin, den 15. Dez. 1937. Betr. Devisen- und Rohstoffzuteilungen an jüdische Unternehmen. in: *BA. R 8 I / 76*.

\*825) 拙稿 (書評)「Dieter Obst, "Reichskristallnacht." Ursachen und Verlauf des antisemitischen Pogroms vom November 1938 (Frankfurt/M, Bern, New York, Paris, 1991.)」『東亜大学紀要』第 13 号, 2011 年 1 月。事件当日の経緯を詳細に論じた研究はこのほかにも Barkow, B., Gross, R., Lenarz, M. (ed.) *Novemberpogrom 1938. Die Augenzeugenberichte der Wiener Library*, London (Frankfurt/M., 2008) などがある。

1945年から1952年にかけて行ったこの裁判の記録は、分類整理が不十分であったためこれまで研究者の利用に供せられることはなかった。しかしオープストは、旧西ドイツ地区の94の検察庁の裁判記録のうち77を利用した。この新史料の利用によって従来不透明であった十一月ポグロム参加者の具体的な動員の経過や破壊活動の詳細、ユダヤ人への暴行の実態があとづけられることになった。この裁判記録のとりあつかいについてオープストは、サンプルの地域的な分布や、サンプルの地区の人口分布の偏りに由来する問題を検討している。たとえば参加者の動員の叙述において51の地区の裁判記録を用いている。オープストは各地域の裁判記録を見渡した上で、そこに大きな格差は見られないとし、ドイツ全土における動員を普遍化できるとした。

11月9日夜から翌日の夜にかけてのナチ関係者（突撃隊員、親衛隊員、ナチ自動車軍団、一般党员）のポグロムへの動員の動員にはくつか種類があった。①11月9日のミュンヘンにおけるヒトラー一揆（1923年）の死者の追悼集会に合わせて各市町村で行われた集会の終了後、「打ち上げ」が行われていた党の酒場から行われたもの、②10日の夜にかけて就寝中の党员に対して行われたもの、③10日に各々の職場から行われたもの、④就業後に行われたもの。

最初に破壊活動を開始した酒場からの動員は、ミュンヘンからの命令を受けて行われた。命令はまず各大管区の首都や管区の都市に伝達され、そこから周囲の都市に広がった。酒場の法定閉店時刻が午前1時であったことから考えて、動員のほとんどは10日午前0時半ごろまでに命令が伝達された大・中の都市に関するものであった。動員されたナチ関係者の約8割は突撃隊員である。オープストは証言記録から、突撃隊員の大部分が「たんなるナチ関係者（曹長以下）」であり、圧倒的多数が政権掌握以後、功利的な理由から入党した日和見主義者であったことを明らかにしている。暴動参加者の職業、社会的階層は多岐にわたっていたが、少なくともアウトサイダーや無頼漢などではなかった。動員された突撃隊員の年齢構成を、133人についてみると、30歳から39歳で全体の半数を、30歳から49歳までが7割を占めていた。これは、いわゆる「闘争期」〔ナチ党政権掌握前〕に、突撃隊員の大半が18歳から25歳の青年層で占められていたのと対照的である。破壊活動の中心的な担い手は、妻子持ちの「分別のある大人」だったのである。

オープストは、確信的な反ユダヤ主義者でなかった彼らがなぜ十一月ポグロムに動員されたのかと問うている。彼はその原因を、追悼集会と「心地よい夕べ」へ参加することで作り出された突撃隊員の情緒的・道徳的な例外状態に見ている。つまり破壊・暴力行為に対する参加者の自制心を取り払う上で重要だったのは、ナチ・イデオロギーや反ユダヤ的心情ではなく、むしろ非日常的な追悼集会において第一次大戦の戦死者に言及されることで過度に高揚された愛国心と、ライヒ宣伝省の指示にもとづくフォム・ラート死亡の公表によって強められた「民族の敵」への怒りであったというのである。この自制心の無い状態は、追悼集会後にもたれた党や突撃隊の酒場の「心地よい夕べ」の席で増幅された。ミュンヘンからの破壊命令は、こうして隊員たちの意気が揚がっている時に伝えられ、居合わせた隊員たちは指揮官の命ずるまま、ユダヤ人の家屋、商店やジナゴグ（ユダヤ教礼拝堂）に向けて出発した。オープストは、そこで働いていたのは集団のダイナミズムであったという。

酒場に居合わせなかった突撃隊員たちは、同僚や直属の上官によって各自の自宅から非

常呼集された。集合場所において指揮官はフオム・ラート暗殺に対する「正当な」報復として破壊命令を下した。そのさい「破壊活動は上からの命令であるから犯罪にはあらず、各人の行動は法に問われない」とう指揮官の発言が、隊員たちから非道徳的、非合法的な破壊活動に対するためらいを取り去ったとオープストはいう。法的、制度的な構造が解体していたナチ体制下においては、多くの機関が同一の問題について管轄権をもっており、「上からの」命令がそのまま国家指導部の命令と見なされたのである。

もともと確信があつてナチ党に入党したわけではない日和見党員たちは、ユダヤ人の運命についても無関心であつた。破壊行動の責任が追求されないことがわかると、あえてこれを拒む理由も見い出せないまま彼らは行動を開始した。激烈な反ユダヤ感情をもたなかつた彼らも、集団心理の中でしだいに激情に任せた行動主義に駆られていき、最終的には破壊のための破壊を行うようになっていった、とオープストはいう。指揮官の破壊命令は、ユダヤ人の逮捕命令や家宅搜索の命令と合わせて出される場合もあり、その場合、参加者たちは「補助警察」として国家権力の一翼を担っているとの錯覚をもつたのである。

オープストは、小都市や周辺の村落への破壊命令が、翌日（11月10日）になって初めて伝達されたことを明らかにしている。ゲッベルスが10日の午後からラジオで、これ以上のデモ行動と報復行動を中止する命令を出した後でも、これは収まらなかつた。オープストは、地方の突撃隊指導者たちが「他の地域ではジナゴグが燃やされているのに、なぜここでは何も起こらないのか」とか「事を先に進めて、後れを取らないようにしよう」などと言って、破壊活動を煽つたという証言を引き出している。こうした言動は先の日和見主義的なポグロム参加者の消極性とは異なる。オープストはこの原因を、ナチ・ドイツにおいて多くの機関が重複する管轄権をもっており、指揮命令系統が複雑であつたことにみる。

公務員の動向、住民の反応の叙述において、オープストは、十一月ポグロムに広範な社会諸集団が積極的に、あるいは消極的に参加していたことを明らかにしている。そして、さまざまな集団と個人のあいだに明確なかたちのない多くの行為と反応を引き起こしていたので、これらをひとつの枠組みに入れるのは困難であるとする。しかしまた、状況に規定された事件の経過のダイナミズムと政治的・社会的な十一月ポグロム参加諸集団の決定性との相互作用こそが、巨大な暴力の噴出に決定的に作用したと分析している。

つぎにオープストは市長、郡長、警察官、消防士といった公務員をあつかひ、彼らがなぜ、安全と秩序を維持するという法律で定められた公務を果たさなかつたのかが論じられている。その理由としてオープストがあげるのは、親衛隊保安部長官ハイドリヒが10日の深夜に各地の警察署を通じて各自治体の長に出した電報である。電報には、破壊活動とジナゴグの放火を妨げるなどあり、ゲッベルスの破壊中止命令が出たあとも、それにしたがつた例は希であつたという。

オープストのこの研究はもともと1989年に学位取得論文として書かれたものである。その基調は、指導にあつた「機能派」の代表格モムゼン Mommsen, Hans の主張と似たものになっている。すなわち、反ユダヤ主義以外のナチス支配の要素が十一月ポグロムの発動・遂行に対してもつた責任が明らかにされることで、ナチス支配の個々の要素のみならず、その構造ゆえに建設的な政策の遂行が不可能であつたナチス支配体制の責任が問われるというものである。このテーゼはどの程度、新史料の利用によって実証されたのか。

この点を、本書の問題点を検討することで、オープストの研究の批判的分析としたい。

第一に指摘すべき問題は、オープストが十一月ポグロムの事件史的なダイナミズム、ポグロム参加者の行動と反応との多様性を通して社会史を事件史的な形で叙述しようとしたことである。しかし、十一月ポグロム参加者の足取りを追うこと（事件史）は、ポグロム発生のメカニズムの解明（社会史）にはつながらない。事件はあくまでも事件である。十一月ポグロム参加者たちが暗殺事件を口実として行動に出たことはたしかである。しかし、参加者の分刻みの行動を追っても、歴史的事象としての十一月ポグロムを理解することにはつながらないのである。

事件史の追究によって社会史が解明されると考えたオープストは、反ユダヤ主義を十一月ポグロム参加者の行動の前提として独立させた。その結果、第二の問題が生じた。すなわち破壊活動の原因として十一月ポグロム参加者の集団心理が重視されることになったのである。近代反ユダヤ主義の始まりはユダヤ人の存在が解決されるべき問題として意識されるようになったことであるといわれる。<sup>\*\*826)</sup>しかし、こうした意識が生じたのは一定の歴史的・社会的な条件のもとにおいてである。社会現象としての反ユダヤ主義が具体的にどのような形態で、いかなる現れ方をするのかは、歴史的な制約を受けており、それ自体が歴史的な過程である。反ユダヤ主義は各時代に特有なものであり、時代の特殊な要請の中から生じるものである。個々の十一月ポグロム参加者の反ユダヤ主義的感情は、行動に駆り立てた客観的な諸条件のもとで分析されなければならないのである。

三番目に指摘すべきは、ナチズム体制の構造的要因だけで十一月ポグロムの勃発を説明できないという点である。先述したフランクフルター事件（1936年2月、スイスのダヴォスでフランクフルターというユダヤ人学生がナチス党国外組織指導者グストロフを暗殺）が大規模な反ユダヤ暴動を誘発しなかった原因は、全国規模の十一月ポグロムを可能にする客観的な諸条件が整っていなかったことに求められる。問われるべきはむしろ、フランクフルター事件とグリューンスパン事件のあいだにナチ・ドイツの社会経済に生じた変化なのである。

オープストの研究書には、現時点でのナチ・ユダヤ人政策研究からみた場合、たしかに物足りない部分もある。しかしこれは十一月ポグロム参加者の尋問記録を史料とした本書の価値を減じるものではないと考える。破壊命令を受けてユダヤ人の住宅に侵入した突撃隊員が、机上の花瓶を割って「命令を遂行しました」と上官に報告した事実などは、顔をつきあわせた一対一の尋問記録からしか明らかにできないものである。参加者の行動を跡づけることで、十一月ポグロムの発生から拡大までの過程を詳細に論じた本書の功績は大きいといえる。

### 3. アーリア化申請の実際

アーリア化の遂行状況によって経済の脱ユダヤ化の実態を確認しておきたい。1938年12月7日付の『ベルリン商工会議所経済誌』に、「ユダヤ営業経営の売却について」（執筆

---

\*826) 下村由一「反ユダヤ主義とシオニズム」江口朴郎編『民族の世界史 15 —現代世界と民族』（山川出版社、1987年）所収、146頁。

者：メリッケ Maericke, Alfred) と題する，ベルリン商工会議所の活動報告が掲載されている。<sup>\*827)</sup> これによると，アーリア化申請の認可の過程で GWB (大管区経済顧問)，DAF (ドイツ労働戦線)，IuHK (商工会議所) の間で共同作業がおこなわれ，「幾度も話し合いがおこなわれた結果，それぞれ異なった観点からではあるが基本的な問題の処理において完全な合意が得られた」という。メリッケの報告は，アーリア化申請の処理について主としてベルリン商工会議所の活動を紹介したものであるが，彼はベルリンの状況は他の地域に比しても典型となるものだとしている。

以下メリッケの報告に依拠しながらベルリンにおけるアーリア化申請の鑑定の実際を確認しておこう。彼によると GWB, DAF, IuHK のあいだには下のような役割分担があったという。メリッケの報告は，ヴィースバーデンの行政官試補イェーニヒ Jähnig なる人物の手による「ユダヤ営業経営の引き継ぎ」と題する報告 (1938 年 10 月 15 に付『ライヒ行政官報』<sup>\*828)</sup>) によって適宜おぎなう。

まず GWB は，引き継ぎ希望者の人格的信頼性の調査に当たったほか，当該経営が将来的にナチズムの精神に則って経営されるという保証を与えた。また経済の脱ユダヤ化がナチズム的経済政策の基本方針に配慮して進められるように留意し，その鑑定意見を上級行政官庁に提出した。そのさい GWB は自由裁量で鑑定作業に DAF を関与させた。

DAF (大管区専門局「ドイツ商業」) は，ユダヤ人職員の解雇や従来の権利を保障した上での全ドイツ人従業員の引き継ぎといったアーリア化によって生じる社会問題に対して意見をのべた。

商工会議所 (小売り代表部) ないし手工業会議所の仕事は，引き継ぎが予定されている経営が国民経済的にいかなる意味を有しているのか，またその引き継ぎが国民経済的に適切なものかどうかを調査することであった。この目的のため売却者，購入者の双方に対して調査用紙への記入を義務づけた。

イェーニヒは，ライン・マイン経済地区の商工会議所が作成したこの調査用紙の内容を紹介している。これによると売却者が記入することになっていたのは以下の項目であった。企業の業種と携帯，営業活動の範囲，過去 5 年間の収支決算，原料わりあて量，販売地域，他の企業との関係，労働者ならびに従業員数，支払われている給与，労働者・従業員の人種構成。

他方，購入者は経営引き継ぎ後の将来の称号，正確な進上と資産額，購入契約の詳細 (購入価格，個々の引き継ぎ物件の価格，支払い方法，売却者が暫定的に継続経営する可能性，仲介手数料など) といった項目を記入した。さらに引き継ぐ経営が今後とも独立した経営として従来の能力を維持して経営されることに対してどのような保証があるかということについても答える義務を負っていた。

この調査用紙とは別に 4 月 26 日付政令によってユダヤ人に記入が義務づけられていた財産申告の書式も「清算またはアーリア化されることになるユダヤ営業経営の経済的，社

---

\*827) "Zur Veräußerung jüdischer Gewerbebetriebe," in: *Wirtschaftsblatt der Industrie- und Handelskammer* Nr. 34 vom 7. 12. 1938. in: BA., 62 DAF 3, 8780-21.

\*828) BA., 62 DAF 3, 8780-71.

会的意義を見きわめる」ために役立てられた。<sup>\*829)</sup>

以上のような調査や所轄の経済集団、専門集団などの意見をもとに、商工会議所は、アリア化申請に対して判定を下した。メリッケによるとつぎのような基本方針ができていたという。この基本方針は1938年7月5日付ライヒ経済大臣回覧通達<sup>\*830)</sup>を土台にしたものであるが、内容は具体的になっている。

- ①ドイツ国民経済の一般的利益に反する場合は申請を拒否する。
  - 1) 脱ユダヤ化によって供給過剰現象を取り除き、一定の営業部門において必要とされる浄化を達成する可能性が生じる（供給過剰現象は小売業だけではなく卸売業、衣料産業その他のいくつかの産業部門にも存在する）。
  - 2) アリア化申請の拒否は別の職場で緊急に必要とされる労働力を解放するという観点でも望ましい。
  - 3) だが現存の経営の過度に広範囲にわたる営業停止は警戒すべきである（ある部門が供給過剰であっても現存の経営が紙上の要求に応じることができないのであれば、業績能力のある経営の営業停止は、国民経済的に支持し難い）。
  - 4) アリア化によって価格の高騰が引き起こされないようにすること。
  - 5) 国民経済的機能を果たさないか、もしくはわずかししか果たさない経営のアリア化は拒否される（例えば、300万マルクの売り上げがあるにもかかわらず平均商品在庫が4000マルクしかない卸売店など）。
- ②生存能力のある経営のみをドイツ人の所有に移す（債務超過の企業や債務返済が緩慢な企業はアリア化から除外する）。
- ③適切な購入者であること（政治的、経済的、社会的観点のいずれからであれ人物的に信頼のおけない者はユダヤ営業経営の引き継ぎに必要な資格を有しているとはいえない）。
- ④購入者に専門知識があること（1934年7月23日付小売店舗保護法の施行に関する政令第1条によれば、小売店営業許可が与えられるのは、企業主または企業の経営を予定されている人物が販売店の経営に必要な専門知識を有している場合のみである）。
- ⑤購入者が十分な自己資本を有していること（資力のない経営ははじめから病気の種を抱えているようなものであり、発注の滞り、原料の切り替えといった困難に対処できない）。
- ⑥自己資本の欠如から生じるユダヤ営業経営の偽装を防止すること（ユダヤ人を経営顧問にする契約の締結、売買に際する長期の償還期間の設定、経営の利益に対するユダヤ人前所有者の関与、ユダヤ人から非ユダヤ人配偶者への所有権の移行などは認められない）。
- ⑦経営の脱ユダヤ化がコンツェルンの形成もしくはその拡大につながるようなことがあってはならない。だが国民経済的に望ましく、また経営の業績能力を高めるような同種

---

\*829) "Arisierung oder Liquidierung?" in: *Die Bank* vom 19. Oktober 1938. in: *Ibid.*, 8780-70.

\*830) Durchf. der auf Grund der VO über die Anmeldung des Vermögens von Juden erlassenen AO des Beauftragten für den Vierjahresplan vom 26. Apr. 1938. Der Reichswirtschaftsminister, Runderlaß. III Jd 2818 / 38, Berlin, den 5. Juli 1938, in: Staatsarchiv Münster, GWB, *op. cit.*, 624

の企業の合同は妨げてはならない

- ⑧ユダヤ営業経営の賃貸は禁止される（賃貸においては、ユダヤ人が企業の利益に関与し、一定の管理権を保留することになり、ユダヤ人の影響力が残る）。
- ⑨単なる原料わりあて量の購入は当然、拒否される。
- ⑩アーリア化によって輸出が損なわれないようにすること。
- ⑪ユダヤ営業経営の称号の廃止が、認可付与の前提である（しかし称号がとくにユダヤ風でなく、また当該企業が海外で高い業績を評価されており、商号の変更によって輸出取引が落ち込むおそれがある場合は古い商号のままでもよい）。

このほかに、1938年7月5日付でライヒ経済大臣が指示した特別の鑑定意見（経営経済組織所轄の専門集団）聴取の対象<sup>\*831)</sup>（①譲渡される会社または取得者の経営に50名以上の従業員がいる場合もしくは譲渡が当該経済部門にとって特別の意義を有している場合、②従業員総数1000名以上の経営のアーリア化、およびライヒ経済大臣から特別に認可が指示される経済部門の経営）も考慮されたと考えられる。

メリッケによるとユダヤ人財産の申告に関する政令にもとづく指令が出された翌日（1938年4月27日）から同年10月31日までのあいだに1002件のアーリア化申請が出され、74件は審査前に却下されたという。以下の〔表19A〕〔表19B〕〔表19C〕〔表19D〕は申請されたアーリア化について、ベルリン商工会議所がライヒ経済大臣、ベルリン警察長官、ポツダム行政地区長官、ベルリン市の20の区長あてに提出した鑑定結果を、営業経営全体と工業経営、小売業、卸売業についてまとめたものである。<sup>\*832)</sup>

〔表19A〕ユダヤ営業経営の売却についての鑑定

業種	総計	認可	条件付き認可	不認可	審査前却下
工業	218	99	73	31	15
衣料工業	112	60	20	25	7
卸売業	180	69	37	57	17
小売業	365	157	62	126	20
飲食・旅館業	30	6	16	5	3
その他	97	38	12	35	12
合計	1002	429	220	279	74
百分率	100.0	42.9	22.0	27.8	7.4

\*831) *Ibid.*

\*832) BA. 62 DAF 3, 8780-21 に基づいて作成。

〔表19B〕 ユダヤ工業経営（衣料工業を除く）の売却についての鑑定

業種	総計	認可	条件付き認可	不認可	審査前却下
繊維	36	15	14	6	1
皮革	11	6	2	2	1
印刷・紙加工	27	10	9	2	6
鉄・金属	34	18	11	4	1
食糧・嗜好品	25	16	6	2	1
化学	42	18	18	5	1
家具	6	2	2	2	—
電気	7	2	2	2	1
その他	30	12	9	6	3
合計	218	99	73	31	15
百分率	100.0	45.4	33.5	14.2	6.9

〔表19C〕 ユダヤ小売業の売却についての鑑定

業種	総計	認可	条件付き認可	不認可	審査前却下
食糧・嗜好品	64	19	11	30	4
たばこ	24	3	4	17	—
衣料・繊維・革・靴	147	80	24	30	13
インテリア・音楽	17	6	3	8	—
金属・ガラス・電気・通信	15	4	6	4	1
健康用品・化学／工学製品	47	16	11	19	1
自動車	7	5	—	2	—
機械	3	1	—	1	1
木炭・石炭	1	—	—	1	—
紙・文房具	27	19	8	5	—
宝石・貴金属	1	—	—	1	—
花	12	4	—	8	—
合計	365	157	62	126	20
百分率	100.0	43.0	17.0	34.5	5.5

〔表19D〕 ユダヤ卸売業の売却についての鑑定

業種	総計	認可	条件付き認可	不認可	審査前却下
繊維・衣料	55	24	14	14	3
紙・文房具	17	7	2	6	2
金属	5	3	1	1	—
工作機械	4	2	1	1	—
食料品	16	4	3	7	2
菓子	11	1	1	6	3
たばこ	7	—	1	5	1
電気・通信	8	4	1	3	—
美容品・石けん	5	1	1	2	1
木・木炭	8	6	1	1	—
技術用品	4	2	1	1	—
石油	4	1	—	3	—
手芸用品・玩具	4	1	2	1	—
その他	32	13	8	6	5
合計	180	69	37	57	17
百分率	100.0	38.3	20.6	31.7	9.4

この〔19A〕のユダヤ営業経営の売却についての鑑定を見ると、申請が出されたアーリア化物件のうち審査を待たずに却下されたものを含めて全体の 35 %が申請を拒否された

ことがわかる。業種によっても異なるが、とくに小売業と卸売業では約4割が経営の存続を否定されている。だがメリッケによると、それでも条件付きであれ認可された事例は多いという。<sup>\*833)</sup> 彼はこれを申請前の段階で選抜があったためであるとしている。

アリア化の事前選抜がライヒ経済省の基本的方針であったことを裏付ける史料がある。ライヒ経済省内で1938年11月下旬に作成された内部文書である。「1938年11月23日付ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除のための政令の遂行のための政令（ライヒ官報 I, 1642 頁）」について」と題する文書〔史料編 37〕<sup>\*834)</sup> には、ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除のための政令（1938年11月12日付）および同遂行令（1938年11月23日付）の適用にあたって尊重されるべき基本原則がこう述べられていた。すなわち、ユダヤ小売経営のリストにもとづいて「どのユダヤ小売店が非ユダヤ人所有への移行にさいしてあらかじめ考慮の対象とならないかを極力事前に確定しておくこと」。また所轄の行政官庁は「取得者の詳細な人物調査」をせず、1938年7月5日付回覧通達が規定する意見を聴くべき部署を再関与させることなく「商店の引継ぎ申請を拒否してもよい」とされていた。ここにはライヒ経済省が経済の脱ユダヤ化にさいして、事前審査によってアリア化の対象物件を最小限にしようとした姿勢がみてとれる。

メリッケは報告書でこう述べている。「申請が出される前にさまざまな当局によっておこなわれた選別がなかったら、鑑定で不許可になっていた数は格段に多くなっていたであろう。「ふるい分けとくしけずりのおかげで、生存能力や業績能力のない一連の経営を、あらかじめアリア化から除外することができたのである」。<sup>\*835)</sup>

最終的には、11月9日（正確にはこの前後数日間）のポグロムを経て、オーストリアを含むドイツにあるユダヤ営業経営の3分の2が解散または閉鎖、残りが存続を許可すなわちアリア化された。

#### 4. 十一月ポグロム後の会議

十一月ポグロム収束後の11月12日、先の10月14日の会議と同じライヒ航空省の建物においてゲーリングを議長にした会議がふたたび開かれた。<sup>\*836)</sup> この会議の性格については、十一月ポグロムの事後処理という評価がされることがある。<sup>\*837)</sup> たしかにそうした面

---

\*833) たとえばアリア化の際の調整課徴金（負担調整特別税）がこれにあたる。これは、極端に安い価格で物件を購入する場合には、一般的な正義の実現、もしくは正当な競争といった観点から、購入者に対して、国庫に調整金を納めることを義務づけたものである。"Die Ausgleichsabgabe bei risierungen", in: *Der deutsche Volkswirtschaft* vom 9. 12. 1938.

\*834) Betrifft: Verordnung zur Durchführung der Verordnung zur Ausschaltung der Juden aus dem deutschen Wirtschaftsleben vom 23. Nov. 1938. - *RGBL*, I, S. 1642-. in: *GWB* 624.

\*835) "Zur Veräußerung jüdischer Gewerbebetriebe," in: *Wirtschaftsblatt der Industrie- und Handelskammer* Nr. 34 vom 7. 12. 1938. in: *BA.*, 62 DAF 3, 8780-21.

\*836) *IMG*. Bd. 28, Dok. 1816-PS, pp. 499-540. 全文の翻訳は拙訳「ライヒ航空省におけるユダヤ人問題に関する会議—1938年11月12日（上）（下）」『研究論叢』第26巻第1号（東亜大学学術研究所）2001年12月, 29-48頁, 『研究論叢』第12巻第2号・第27巻第1号合併号, 2002年12月, 1-22頁。

\*837) 芝, 前掲論文 203 頁。

もあった。破壊された建物や割られたガラスに対する保険会社の負担が議論されたことや、廃墟となったジナゴグの跡地の利用方法が話し合われたことは事後処理の部類に入るであろう。

しかしこの会議には中断されたように終わっていた 10 月 14 日の会議の継続という面があり、じっさい会議の大部分はこれで占められている。すなわちユダヤ人の経済からの排除ということばの裏側にある「最高効率の労働体系」を実現する方途の提示である。これにゲッベルスによるユダヤ人差別立法の提案による中断<sup>\*838)</sup> や保険業界代表ヒルガルトを招いての保険金支払いの件、<sup>\*839)</sup> また主要案件が出つくした後でのハイドリヒによるユダヤ人の国外移住政策に関する意見表明<sup>\*840)</sup> などが差しはさまれたかたちで全体が構成されている。

この会議が 10 月 14 日の会議の継続であるというのは、ゲーリングが取り上げる内容がそれとほぼ同じだからである。ナチ党员による個人的なアリア化の問題、ユダヤ営業経営や百貨店をどうするのかといった問題など、彼が会議の冒頭で明らかにしたように「主たる問題は広範にわたる経済問題」<sup>\*841)</sup> が会議の主題であった。このためゲーリングは戦後のニュルンベルク裁判の法廷で、会議の主題とはさほど関係のないゲッベルスの反ユダヤ的な長弁舌(ユダヤ人の映画館・劇場・海水浴場・公園のベンチなどの使用・入場禁止、ユダヤ人専用列車など)を聞かされて「イライラしてきた」ことを思い出したのだった。<sup>\*842)</sup>

経済問題のなかでとくに取りあげられたのは商店をどうするのかという問題である。これについてゲーリングは、会議が始まった直後につぎのようにのべた。「ゆえに本官は、経済大臣に、商店の営業停止についてはあらかじめ非常に広範に、とてつもなく広範にやっただけをお願いする。しかもわれわれが自らの原則に照らし合わせてよしと見なす程度ではなく、ユダヤ商店に対しては一人のアリア化希望者もないという考えを前提とするくらい広範にやっただけきたい。したがってこの点に関しては絶対的にきちんとしていなくてはならない」。<sup>\*843)</sup>

長い中断のあとの経済大臣フンクの発言は、これに呼応するものである。

「決定的な問題はつぎのことです。すなわちユダヤ商店は再開されてしかるべきかどうか」。<sup>\*844)</sup>

オーストリアの実情を報告するために会議に出席していたフィッシュベック Fischböck を交えたゲーリング、フンクの会話のやりとりは、まさに申し合わせていたかのように滑らかに進行する。会議の速記録を引用する。

---

\*838) 前掲拙訳「ライヒ航空省におけるユダヤ人問題に関する会議— 1938 年 11 月 12 日 (上)」38-40 頁。

\*839) 前掲拙訳 (上) 41-1 頁, 前掲拙訳 (下) 3-4 頁。

\*840) 前掲拙訳 (下) 14-19 頁。

\*841) 前掲拙訳 (上) 31 頁。

\*842) *IMG*. Bd. 9, p. 590.

\*843) *Ibid.*, p. 504.

\*844) *Ibid.*, p. 523.

フィッシュベック：(ある計画について話し)「法律があれば、ウィーンの 1 万 2000 のユダヤ手工業経営のうち 1 万近くを閉鎖、2000 を現状維持、また 5000 の小売店のうち 1000 をアーリア化し、残り 4000 を閉鎖できます」。

ゲーリング：「その政令は今日出す」。

フィッシュベック：「[...] こうした方法によって、われわれは年末までに外見からユダヤ商店とわかる商店をすべて取り除くことができます」。

ゲーリング：「それは素晴らしい！」

フィッシュベック：「この計画によれば、1 万 7000 の商店のうち 1 万 2000 もしくは 1 万 4000 が閉鎖され、残りはアーリア化もしくは国家の信託所に引き渡されることになります」。

ゲーリング：「その提案は素晴らしいと言っておきたい。この提案どおりにいくと、主たるユダヤ都市であるウィーンにおいて、クリスマスか年末までに話はすっかり片付くのだ」。

フンク：「同様のことはここドイツでもできます。私はそのためにひとつの政令を用意しておりますが、それによりますと 1939 年 1 月 1 日以降、ユダヤ人には小売り商店、通信販売店ならびに手工業経営の営業は禁止されることになっております [...] ユダヤ人は 1939 年 1 月 1 日以降 [...] 経営者たり得ないのです」。

ゲーリング：「われわれは、この政令に署名できると思う」。<sup>\*845)</sup>

ここでゲーリングが言及した政令、すなわちフィッシュベックのいう「個々の部門についての調査にもとづき、それぞれの地域の需要にしたがって定められ、関係のすべての部局によって処理された [...] まったく一般的に、ユダヤ人問題とは一切関係なく商店の営業許可を取り消す [...] 非常に短い法律」<sup>\*846)</sup>こそは「ユダヤ人をドイツの経済生活から排除するための政令」<sup>\*847)</sup>であった。

同法第 1 条はこう定めていた。「ユダヤ人は、1939 年 1 月 1 日より、小売り販売所、通信販売業または注文請負業ならびに手工業独立経営の営業を禁止される。(第 1 項) ユダヤ人には、同日をもってあらゆる種類の市場、メッセまたは見本市において商品または営業目的のサービスを提供すること、それらの宣伝をすること、またはそれらの注文を受けることが禁じられる。(第 2 項) この禁止に反して営業されるユダヤ営業経営 (1938 年 6 月 14 日付国家公民法第三政令) は、警察により閉鎖される」。(第 3 項)

この条文がなぜ重要かについては、フンクの「一軒一軒の商店には何でもそろっています」<sup>\*848)</sup>という発言がすべてを語っている。つまり四カ年計画の遂行にとって必要な原料と労働力、外国為替のわりあて分がそろっているのである。

ただし、この条項にもナチ特有の日和見主義的対応が見られることに注意しなければな

---

\*845) *Ibid.*, pp. 523-526.

\*846) *Ibid.*, p. 524.

\*847) Verordnung zur Ausschaltung der Juden aus dem deutschen Wirtschaftsleben vom 12. November 1938, *RGBl.*, 1938, I, 1580.

\*848) *Ibid.*, p. 526.

らない。キーワードは「外国籍 [のユダヤ営業経営]」と「輸出 [の振興]」、「国民経済」の3つであるである。

まず「外国籍」に関して、ライヒ経済大臣は1938年11月18日付回覧通達（速達）〔史料編 35〕<sup>\*849)</sup>において、営業経営の閉鎖にさいして問題が生じたら報告するよう要請している。また同じくライヒ経済大臣が1938年12月1日付けで出した回覧通達（速達）〔史料編 38〕<sup>\*850)</sup>では、外国籍のユダヤ人の営業経営の閉鎖について、1938年12月31日という期日を示しながらも、商店の再開を妨害しないよう要請した。

つぎに「輸出 [振興]」に関しては、ライヒ経済大臣は1938年10月27日付回覧通達〔史料編 33〕において、1937年に輸出額が10万マルクを超過した企業の脱ユダヤ化にさいしてライヒ経済大臣の承認が必要であると念を押した。<sup>\*851)</sup>

「国民経済」もまた、例外を許容するタームとなり得た。これは1938年11月18日付ライヒ経済大臣通達（速達）「ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除のための政令」〔史料編 35〕<sup>\*852)</sup>にある「当該商店の営業継続が一般的な国民経済的理由、とりわけ住民への供給を考えて望ましく思われる場合」という文言にみてとれる。「輸出」への配慮はさらに、ユダヤ的な商号も例外として許容していた。すなわちライヒ経済大臣は「一般に特段の輸出の利益を鑑みて、移行期間のあいだ追加名付きの元の商号を引き続き使用することが例外的に正当化される」としたのである。<sup>\*853)</sup>

以上のような例外措置はあったにせよ、11月12日の会議の目的は「営業経営を警察が閉鎖する」ことを出席者に伝えることであった。ゲーリングは会議のなかで「諸君が200人のユダヤ人をたたき殺しても、そういった貴重なものは台無しにしない方がよかったのだ」と驚くような発言している。<sup>\*854)</sup>完全に人命を軽視したこの発言は、ポグロムという手段を用いずに商店を閉鎖をしたかったという彼の本音を吐露したものかもしれない。しかし、反ユダヤ主義を国是として四カ年計画下を遂行したナチ体制ではそれは不可能であった。暴力的破壊と多数のユダヤ人の殺傷を経たあとでなければ経営を閉鎖できなかったのである。

ニュルンベルクの法廷でゲーリングは興味深い反応を見せている。裁判の証拠資料とし

---

\*849) Der Reichswirtschaftsminister. -III Jd. 8782/38- Schnellbrief! Betr.: Verordnung zur Ausschaltung der Juden aus dem deutschen Wirtschaftsleben vom 12. Nov. 1938 (RGBl., I, S. 1580). Berlin, den 18. Nov. 1938. in: GWB 624 「とくに合衆国、イギリス帝国またはフランスの国籍が問題となっている場合は、経営の閉鎖前にすべて本官に報告すること」としている。

\*850) Der Reichswirtschaftsminister. III Jd. 9834/38. Schnellbrief! Betr.: Ausschaltung der Juden aus dem deutschen Wirtschaftsleben. Berlin, den 1. Dez. 1938. in: GWB 624

\*851) Der Reichswirtschaftsminister. III Jd. 2/6610/38. Betrifft: Durchführung der Anordnung des Beauftragten für den Vierjahresplan vom 26. April 1938 (RGBl. I S. 415) -Entjudung von Ausfuhrunternehmen.-. Berlin, den 27. Okt. 1938. in: GWB 624.

\*852) Der Reichswirtschaftsminister. -III Jd. 8782/38- Schnellbrief! Betr.: Verordnung zur Ausschaltung der Juden aus dem deutschen Wirtschaftsleben vom 12. Nov. 1938 (RGBl., I, S. 1580). Berlin, den 18. Nov. 1938. in: GWB 624

\*853) *Ibid.*

\*854) 前掲拙訳（上）47頁。

て提出された会議の議事録を検事が朗読し、フィッシュベックの説明「こうした方法によってわれわれは年末までに外見からユダヤ商店とわかる商店をすべて取り除くことができます」につづくゲーリングの発言「それは素晴らしい！」まで読み進めたとき、とくに発言を求められたわけでもないゲーリングは「その通り、それこそまさにあの会議の意味だったのだ！」と口走っているのである。<sup>\*855)</sup>

ゲーリングのこのことばは、久しくナチズムの反ユダヤ主義に共鳴してきたドイツ人が「真のユダヤ人問題」であると見なしてきたものが、国家によって否定されると同時に、抹消されたことも意味していた。なぜならユダヤ商店が閉鎖されるのは、それが「ユダヤ」商店であるからではなく、四カ年計画が要求する「最高効率の労働体系」の実現の妨げになっているからであり、ある商店がアーリア化されているかどうかは、その際まったく無視されているからである。

## おわりに

十一月ポグロムによるユダヤ営業経営の強制的閉鎖によって、第三帝国における経済の脱ユダヤ化は基本的に終了した。そしてこれ以降、ユダヤ営業経営の存在が、第三帝国において、解決を必要とする「問題」とはもはや見なされることはなかった。

ユダヤ系ドイツ人がかつてドイツ経済社会に導入した経済合理主義は、ナチ・ドイツの戦争経済のなかでいつしか彼らを排除する原理へと変貌した。「業績原理」と効率優先の社会は、個人を代替可能な部品に換え、いつでも淘汰され取り替えられる存在にした。

四カ年計画下のドイツ社会に久しく存在していた「ユダヤ人問題」は、四カ年計画が進行する過程で、形の上では消滅した。<sup>\*856)</sup> 第三帝国の「民族共同体」を強化するはずだった四カ年計画は、逆に「民族共同体」を破壊するようになったのである。最終的に四カ年計画と向かい合ったのは「ユダヤ人問題」を絶えず意識しつつ自らの存続を追求してきたナチ主義の営業中間層であった。

そしていまや彼らは四カ年計画がだれを真の敵とし、だれの上に犠牲を押しつけてきたのかを覚ることになる。1939年2月22日、第三帝国指導部はまず手工業に対して「手工業領域における四カ年計画の遂行に関する指令」ならびにその第一施行令<sup>\*857)</sup>を発令した。「四カ年計画の遂行には手工業の生産能力の最大限の活用が必要である。ゆえに適切な職場に存在しない、または労働力を不完全にしか活用していない手工業は、より目的にかなった労働投入のために動員されうる」とした。次いで3月16日には小売店に対して「小

---

\*855) *IMG*. Bd. 9, p. 600.

\*856) これは「ユダヤ人問題」の解決を意味しない。その後も「ユダヤ人問題」は存在し、最終的にユダヤ人の物理的絶滅が行われたのである。

\*857) *Verordnung über die Durchführung des Vierjahresplans auf dem Gebiet der Handwerkswirtschaft vom 22. Februar 1939*. in: *RGBl*. 1939 I, p. 327. Erste Anordnung zur Verordnung über die Durchführung des Vierjahresplans auf dem Gebiet der Handwerkswirtschaft vom 22. Februar 1939. in: *ibid.*, pp. 328-331.

売店舗の供給過剰を除去するために指令」およびその第一施行令<sup>\*858)</sup>を発令した。指令の発令理由は「小売業における供給過剰を除去し、労働投入のための労働力を開放するため」であった。これらの指令によって営業中間層は戦争経済の「合理化」の中で「くしけずられる」<sup>\*859)</sup>存在になったのである。

第二次世界大戦が勃発し、ドイツが東方占領地域で住民、ユダヤ人に対して、より過酷な「合理化」政策を開始したとき、大企業の下請けとしてこれに協力することになるのは、本国での「合理化」を生き抜いてきたこれら中小経営であった。

かつて **Adefa** が掲げた「ドイツ経済においてユダヤ人を不要にする」という標語には、**Adefa** 加盟員が四カ年計画下で見いだした自分たちの立場、また閉鎖されたユダヤ営業経営から閉め出された何万人ものドイツ人労働者の立場も投影されていたのである。

ドイツ・ユダヤ人が「ユダヤ系のドイツ国民」であったことをふまえて、ホロコーストは、ドイツに限定するというならば「多数派のドイツ人による少数派のドイツ人〔ユダヤ人〕の殺害」(長田)であった<sup>\*860)</sup>といえるのであれば、経済の脱ユダヤ化は「少数派のドイツ人(ユダヤ人に加えてナチ主義の営業中間層)の迫害を通したすべてのドイツ人の支配と抑制」であったといえることができる。

---

\*858) Verordnung zur Beseitigung der Übersetzung im Einzelhandel vom 16. März 1939. in: *RGBl.* 1939 I, p. 498. Erste Anordnung zur Durchführung der Verordnung zur Beseitigung der Übersetzung im Einzelhandel vom 16. März 1939. in: *RGBl.* 1939 I, pp. 499-502.

\*859) *Meldungen aus dem Reich*, *op. cit.*, p. 300.

\*860) 長田『われらユダヤ系ドイツ人』464頁。

## 終章 まとめと今後の課題

最後に本稿の概要を整理し、今後の課題を述べる。

経済の脱ユダヤ化とは、ナチ・ドイツで行われた経済活動からのユダヤ経営の排除を意味するナチ用語である。当初、無秩序に展開されていた排除は 1937 年末以降、一定の政策として遂行されるようになった。この政策の遂行過程でユダヤ経営は清算（閉鎖）または所有権がドイツ人に譲渡された（アーリア化）。経済の脱ユダヤ化政策によってユダヤ経営はドイツ社会経済から姿を消した。

経済の脱ユダヤ化は資本主義秩序をゆるがす危険性をはらんでいた。そのため反ユダヤ・イデオロギーと経済合理性のあいだを揺れ動いた。経済の脱ユダヤ化の分析は第三帝国の社会経済構造の解明につながるはずである。だが、わが国のドイツ現代史研究においては未開拓の分野となっている。圧倒的なホロコーストの現実の前に、絶滅政策以外のユダヤ人政策が絶滅政策に収れんするものとして考察されるか、付随的・周辺的に扱われてきたことがその原因として考えられる。

経済の脱ユダヤ化には多くの組織が関与し、その影響はドイツ社会経済の広範におよんだ。「法治国家」を建前に衆人環視のなかで財産の強奪を行うため、擬似合法的な法令が必要とされた。法案を作成したのが、職業官吏制度再建法によってナチ化された官吏であった。1935 年のニュルンベルク法も官吏のナチ化がもたらしたものである。経済の脱ユダヤ化に関連する重要な法令は、ニュルンベルク法にもとづく行政命令として発布された。

ナチ・ドイツのユダヤ人政策を考察するには政策が個々の局面で有した社会経済的機能を分析する必要がある。反ユダヤ主義が社会現象として出現するのは歴史的過程だからである。経済の脱ユダヤ化は 1936 年秋に始動する四カ年計画と深く関連していた。四カ年計画とは「民族共同体」の強化と戦争経済体制の確立を目的としたナチの統制経済である。

ナチの統制経済は営業経済組織をとおして行われた。営業経済組織は当初ユダヤ人を排除せず「経済におけるユダヤ人の平等」の原則を堅持していた。これは無論ユダヤ経営に無制限の活動の自由を認めたものではない。ライヒ経済省はユダヤ経営を営業経済組織内にとどめて管理しようとしたのである。

輸入監視局による原料わりあて制度は、産業部門間に跛行状態を生じさせた。これは四カ年計画がドイツ社会経済におよぼした最大の影響である。一方での労働力不足と他方での余剰労働は、強制労働配置を国策化していった。不急不要の産業部門としてとくに繊維・衣料産業部門が標的とされた。この産業部門は伝統的にユダヤ人とユダヤ経営の力が圧倒的な部門でもあった。

経営の存続が脅かされるなか、ドイツ人経営者たちは営業経済組織への抵抗を始めた。国境地帯リンネル織物業連合有限会社は関連中小経営の自己防衛を試みた。同じ衣料部門の連盟である Adefa は反ユダヤを掲げて業界の再編を試みた。両組織の特徴は、営業経済組織の影響を排した独自の集団を結成しようとしたこと、およびナチ党の理念を盾として行動したことにある。リンネル織物業連合は中間層の保護を、Adefa は第三帝国の国是である反ユダヤ主義を掲げた。ナチ指導部はこれらの組織を正面から批判できなかった。

同じころ、ドイツ企業によるユダヤ企業の合併（アーリア化）が加速していた。アーリア化の目的のひとつは実体としての経営の存続、職場の確保であった。アーリア化の蔓延

によってユダヤ人問題が隠蔽・温存される（偽装アーリア化）おそれが生じた。ナチ指導部にとって、攻撃対象としてのユダヤ経営の存在は、経営の閉鎖と強制労働投入による「最高効率の労働体系」の確立に不可欠であった。ユダヤ経営の存続と閉鎖をめぐってユダヤ経営問題が生じ、これがナチ指導部にとってのユダヤ人問題となった。

1937 年末以降、ナチ指導部はユダヤ人問題の解決に乗り出す。「経済におけるユダヤ人の平等」の原則を否定し、ユダヤ経営あての原料わりあて量を削減した。目的は、労働力と原料の産業部門間における移動の促進である。「民族共同体の敵」としてのユダヤ人への攻撃は、四カ年計画が惹起した社会経済的矛盾への政策的対応であった。

1938 年 6 月、供給過剰の経営の閉鎖と労働忌避者（余剰労働力）の動員を目的とする「六月行動」が起こされた。これはユダヤ経営問題のナチ的解決であった。経営の計画的・暴力的閉鎖は、その後十一月ポグロムによって補完された。「第二次六月行動」としてのポグロムは、そのテロ的側面だけではなく社会経済政策的側面にも注目しなければならない。十一月ポグロムの原因として現在なお流布している「グリュンスパンの引き金説」は誤りであり、当時のナチのプロパガンダを追認するものにすぎない。むしろ引き金を引いただけであれだけの殺人と狼藉が行われ得た当時の社会経済的背景、それを生み出したナチ社会経済体制の責任が問われなければならないのである。

ドイツ・ユダヤ人が「ユダヤ系のドイツ国民」であったことをふまえて、ホロコーストが「多数派のドイツ人による少数派のドイツ人の殺害」であった（長田）といえるのであれば、経済の脱ユダヤ化は「少数派のドイツ人の迫害を通じたドイツ社会経済の統制と支配」であったといえる。

つぎに今後の課題について述べる。

第 1 は、本論で詳細に論じることができなかった RKW 国家経済性管理機構が経済の脱ユダヤ化に果たした役割を具体的に解明することである。RKW がライヒ経済省あるいは営業経済組織とどのような関係にあったのかは本稿であきらかにし得なかったからである。

我が国において RKW に注目してきたのはドイツ経営史である。しかし、合理化運動と国家の関わりを論じた山崎敏夫（『ナチス期ドイツ合理化運動の展開』）にみられるように、公共投資の統制を通じた軍需部門の技術的合理化の進展、経営共同体による労使協調路線の推進、標準化を通じた技術政策による企業合理化の推進といった RKW の「表の顔」が叙述されているに過ぎず、ユダヤ人政策への関与という「裏の顔」には言及されていない。他方ドイツ現代史研究の分野では、柳澤治などがナチス経済機構の調査をしているが（「ナチス期ドイツにおける社会的総資本の組織化」「ナチス・ドイツの蹴る商工会議所の改造」）、RKW についての言及はなく、ナチス経済機構の全容解明にはほど遠い状況である。

RKW とライヒ経済省との関係を明らかにすることは、ナチズムにおけるいわゆる技術エリートとの役割の解明にもつながると考える。小野清美がつとにこの問題に言及しているが（『テクノクラートの世界とナチズム』）、RKW を正面から論じてはいない。ドイツに

おける論争では、ディーナーの議論<sup>\*861)</sup> やこれに対するアリの同誌上における再反論<sup>\*862)</sup>、フライの論考<sup>\*863)</sup> が重要であるが、RKW の役割について決着を見ているとは言いがたい。

第2は「衣料ユダヤ人」像の形成過程と実態の解明である。本論でも述べたように、近代ドイツ経済社会においてユダヤ人が衣料産業の分野で果たした役割は大きかった。しかし「支配的な影響力」という文言が経済政策に利用されたとするならば、その具体的な根拠を示す必要がある。ヴェストファールは、繊維衣料産業の脱ユダヤ化において「衣料ユダヤ人」が喧伝されていたというテーゼを打ち出しているが、詳細には論じていない。<sup>\*864)</sup> この興味深いテーゼを詳細に検証したい。

「衣料ユダヤ人」像については、反ユダヤ宣伝とユダヤ人政策の関係の解明も重要とな以下の2点が必要となると考えている。①ドイツ社会において「衣料ユダヤ人 Konfektionsjuden」像がいつ、どのように形成され、これがプロパガンダとして政策の遂行にどう利用されたかを検証すること。②「衣料ユダヤ人」像に対するライヒ経済省およびRKWの関与を明らかにすること。

繊維衣料産業が経済の脱ユダヤ化・経済再編過程の初期段階に位置していることを考えあわせると「衣料ユダヤ人」像の形成・展開過程を跡づける学術的な意味は大きい。ある商店を「ユダヤ経営」または「アーリア経営」とみなす基準の適用が、政策としての経済の脱ユダヤ化の前提条件であった。国家指導部が一般住民に対して「衣料ユダヤ人」のプロパガンダをどのように利用し、住民の側にどのような反応があったのかを明らかにできれば、第三帝国における経済政策・ユダヤ人政策を、住民操作の観点から具体的に検証できるであろう。当時の新聞・雑誌などの史料、とくに *Pressedienst der NSDAP* の史料によって解明できるのではないかと考えている。

---

\*861) Diener, Dan, Rationalisierung und Methode. Zu einem neuen Erklärungsversuch der "Endlösung," in: *VjZG* 40, 1992.

\*862) *VjZG* 41, 1993.

\*863) Frei, Norbert Wie modern war Nationalsozialismus? *G G* 19, 1993, Ludwig Karl-Heinz, *Technik und Ingenieure im Dritten Reich*, 1974

\*864) Westphal, Uwe, *Berliner Konfektion und Mode 1836-1939. Die Zerstörung einer Tradition*. 2. erweiterte Auflage (Berlin, 1992), p. 100.

## 【史料・文献目録】

### 【文書館史料】

- Bundesarchiv, Lichterfelde, Abteilungen Potsdam 所蔵史料
- Bundesarchiv Koblenz 所蔵史料
- Staatsarchiv Münster 所蔵史料, (Gauleitung Westfalen-Süd: Gauwirtschaftsberater)
- Westfälisches Wirtschaftsarchiv Dortmund 所蔵史料

### 【公刊史料集】

- Blau, Bruno, *Das Ausnahmerecht für die Juden in Deutschland 1933-1945* (Düsseldorf, 1965)
- Boberach, Heinz (ed.), *Meldungen aus dem Reich. Die geheimen Lageberichte des Sicherheitsdienstes der SS 1938-1945 II* (Berlin-W, 1984)
- Der Prozeß gegen die Hauptkriegsverbrecher vor dem Internationalen Militärgerichtshof (IMG) Deutschland-Berichte der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands (SOPADE) 1934-1940* (Frankfurt/M., 1980)
- Eichholz, Dietrich / Schumann, Wolfgang (eds.), *Anatomie des Krieges. Neue Dokumente über die Rolle des deutschen Monopolkapitals bei der Vorbereitung und Durchführung des zweiten Weltkrieges* (Berlin-O, 1969)
- Eschwege, Helmut (ed.), *Kennzeichen J. Bilder, Dokumente, Berichte zur Geschichte der Verbrechen des Hitlerfaschismus an den deutschen Juden 1933-1945* (Berlin-O, 1966 / Frankfurt/M., 1979)
- Faust, Anselm, *Die "Kristallnacht" im Rheinland. Dokumente zum Judenpogrom im November 1938* (Düsseldorf, 1987)
- Heim, S. / Aly, G., Staatliche Ordnung und "organische Lösung". Die Rede Hermann Görings "über die Judenfrage" vom 6. Dezember 1938. in: Benz, Wolfgang (ed.), *Jahrbuch für Antisemitismusforschung* 2 (Frankfurt/M., 1993), pp. 378-404.
- Kulka, O. Dov (ed.), *Deutsches Judentum unter dem Nationalsozialismus. Bd. I. Dokumente zur Geschichte der Reichsvertretung der deutschen Juden 1933-1939* (Tübingen, 1997)
- Mason, Timothy W., *Arbeiterklasse und Volksgemeinschaft. Dokumente und Materialien zur deutschen Arbeiterpolitik 1936-1939* (Opladen, 1975)
- Pätzold, Kurt (ed.), *Verfolgung, Vertreibung, Vernichtung. Dokumente des faschistischen Antisemitismus 1933 bis 1942* (Leipzig, 1983)
- Pflug, Günther (ed.), *Die jüdische Emigration aus Deutschland 1933-1941. Die Geschichte der Austreibung* (Frankfurt/M., 1985)
- Schmid, Hans-D. / Schneider, Gerhard / Sommer, Wilhelm (eds.), *Juden unterm Hakenkreuz. Dokumente und Berichte zur Vernichtung der Juden durch die Nationalsozialisten 1933 bis 1945 I, II* (Düsseldorf, 1983)
- Statistisches Reichsamt (ed.), *Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich. Siebenundfünfzigster Jahrgang 1938* (Berlin, 1938)
- Stöver, Bernd, *Berichte über die Lage in Deutschland. Die Meldungen der Gruppe Neu Beginnen aus dem Dritten Reich 1933-1936* (Bonn, 1996)
- Walk, Joseph (ed.), *Das Sonderrecht für die Juden im NS-Staat. Eine Sammlung der gesetzlichen Maßnahmen und Richtlinien: Inhalt und Bedeutung* (Heidelberg / Karlsruhe, 1981)
- Wildt, Michael (ed.), *Die Judenpolitik des SD 1935 bis 1938. Eine Dokumentation* (München,

1995)

【同時代文献】

- Köhler, Bernhard, Kommission für Wirtschaftspolitik der NSDAP (ed.), *Die Eroberung der Wirtschaft* (München, 1937)
- Köhler, Bernhard, Kommission für Wirtschaftspolitik der NSDAP (ed.), *Rassenkampf der Wirtschaft* (München, 1939)
- Krüger, Alf, *Die Lösung der Judenfrage in der deutschen Wirtschaft. Kommentare zur Judengesetzgebung* (Berlin, 1940)
- Markmann, Werner / Enterlein, Paul, *Die Entjudung der deutschen Wirtschaft. Arisierungsverordnungen vom 26. April und 12. November 1938* (Berlin, 1938)
- Reibel, Friedrich / Cescotti, Egidio (eds.), *Der Kaufmann wird geprüft. Band 1. 1500 Fragen und Antworten der kaufmännischen Berufskunde* (Berlin / Wien, 2. Aufl. 1938, 4. Aufl. 1939)
- Wagner, Hans, *Die Überführung jüdischer Betriebe in deutschen Besitz. Unter Berücksichtigung der Verhältnisse in Baden* (Diss. Heidelberg, 1941)
- Wirtschaftsgruppe Einzelhandel (ed.), *Übersicht über Aufgaben und Arbeiten. Juli 1937 bis August 1938* (Berlin, o. J.)
- Wirtschaftsgruppe Einzelhandel (ed.), *Arbeitsbericht 1939/41* (Berlin, o. J.)

【個別研究】

- Adam, Uwe Dietrich, *Judenpolitik im Dritten Reich* (Düsseldorf, 1972, 2. Aufl. 1979) 山本達夫訳 『第三帝国のユダヤ人政策』『研究報告』第 127 号 (東京外国語大学海外事情研究所, 1998 年 3 月) 全 185 頁
- , Der Aspekte der 'Planung' in der NS-Judenpolitik. in: Klein, Thomas et.al. (eds.), *Judentum und Antisemitismus von der Antike zur Gegenwart* (Düsseldorf, 1984), pp. 161-178.
- , "Wie spontan war der Pogrom?" in: Pehle (ed.)
- Adler-Rudel, Salomon, *Jüdische Selbsthilfe unter dem Naziregime 1933-1939. Im Spiegel der Berichte der Reichsvertretung der Juden in Deutschland* (Tübingen, 1974)
- Allen, William S., Die deutsche Öffentlichkeit und die 'Reichskristallnacht'— Konflikte zwischen Werthierarchie und Propaganda im Dritten Reich. in: Peukert, Detlev / Reulecke, Jürgen (eds.)
- Aly, Götz / Heim, Susanne et. al., *Sozialpolitik und Judenvernichtung. Gibt es eine Ökonomie der Endlösung?* (Berlin-W, 1987)
- Aly, Götz / Heim, Susanne, *Vordenker der Vernichtung. Auschwitz und die deutsche Pläne für eine neue europäische Ordnung* (Frankfurt/M., 1993)
- Aly, Götz, *"Endlösung". Völkerverschiebung und der Mord an den europäischen Juden* (Frankfurt/M., 1995)
- , Hitlers Volksstaat. Raub, Rassenkrieg und nationaler Sozialismus (Frankfurt/M.) 芝健介訳 『ヒトラーの国民国家—強奪・人種戦争・国民的社會主義—』 (岩波書店, 2012 年)
- Ayaß, Wolfgang, *Asoziale" im Nationalsozialismus* (Stuttgart, 1995)
- , "Ein Gebot der nationalen Arbeitsdisziplin". Die Aktion "Arbeitsscheu Reich" 1938, in: Aly, Götz, August, Jochem et. al. (ed.), *Beiträge zur nationalsozialistischen Gesundheits- und Sozialpolitik 6. Feinderklärung und Prävention. Kriminalbiologie, Zigeunerforschung und Asozialenpolitik* (Berlin, 1988), pp. 43-74.

- , *"Gemeinschaftsfremde". Quellen zur Verfolgung von "Asozialen" 1933-1945* (Koblenz, 1998)
- Bajohr, Frank, *"Arisierung in Hamburg. Die Verdrängung der jüdischen Unternehmer 1933-1945"* (Hamburg, 1997)
- , "Arisierung" als gesellschaftlicher Prozeß. Verhalten, Strategien und Handlungsspielräume jüdischer Eigentümer und "arischer" Erwerber. in: Fritz Bauer Institut (ed.), *"Arisierung" im Nationalsozialismus. Volksgemeinschaft, Raub und Gedächtnis* (Frankfurt/M., 2000), pp. 15-30.
- Barkai, Avraham, *Vom Boykott zur "Entjudung." Der wirtschaftliche Existenzkampf der Juden im Dritten Reich 1933-1943* (Frankfurt/M., 1988)
- , *Das Wirtschaftssystem des Nationalsozialismus. Ideologie, Theorie, Politik 1933-1945* (Frankfurt/M., 1988)
- , 'Schicksalsjahr 1938.' Kontinuität und Verschärfung der wirtschaftlichen Ausplünderung der deutschen Juden." in: Buttner, Ursula (ed.), *Das Unrechtsregime. Internationale Forschung über den Nationalsozialismus II Verfolgung-Exil-Belasteter Neubeginn* (Hamburg, 1986), pp. 45-68.
- , "Die deutschen Unternehmer und die Judenpolitik im 'Dritten Reich'. in: *Geschichte und Gesellschaft [GG]*, 15(1989), pp. 227-247.
- , Die wirtschaftliche Existenzkampf der Juden im Dritten Reich 1933-1938. in: Paucker (ed.) Bauer Yehuda, Vom christlichen Judenhas zum modernen Antisemitismus — Ein Erklärungsversuch. in: Benz, Wolfgang (ed.), *Jahrbuch für Antisemitismusforschung 1* (Frankfurt/ M., 1992), pp. 77-90.
- Benz, Wolfgang, Der Novemberpogrom 1938. in: Benz, Wolfgang (ed.), *Die Juden in Deutschland. Leben unter nationalsozialistischer Herrschaft* (München, 1988), pp. 499-544.
- (ed.), *Das Tagebuch der Hertha Nathorff. Berlin — New York Aufzeichnungen 1933 bis 1945* (Frankfurt/M., 1988)
- Berding, Helmut, *Moderner Antisemitismus in Deutschland* (Frankfurt/M., 1988)
- Blasius, Dirk, Judenfrage und Gesellschaftsgeschichte. in: *Neue Politische Literatur*, 23/1(1978)
- Blum-Geenen, Sabine / Ehrich, Ute / Markowski, Frank / Mosser, Gabriele (eds.), *"Bruch und Kontinuität". Beiträge zur Modernisierungsdebatte in der NS-Forschung* (Essen, 1995)
- Boelke, Willi A., *Die deutsche Wirtschaft 1930-1945. Interna des Reichswirtschaftsministeriums* (Düsseldorf, 1983)
- Botz, Gerhard, *Wohnungspolitik und Judendeportation in Wien 1938 bis 1945. Zur Funktion des Antisemitismus als Ersatz nationalsozialistischer Sozialpolitik* (Wien, 1975)
- Brakelmann, Gunter / Rosowski, Martin (eds.), *Antisemitismus. Von religiöser Judenfeindschaft zur Rassenideologie* (Göttingen, 1989)
- Bräutigam, Petra, *Mittelständische Unternehmer im Nationalsozialismus. Wirtschaftliche Entwicklungen und soziale Verhaltensweisen in der Schuh- und Lederindustrie Baden und Württembergs* (München, 1997)
- Broszat, Martin, Frohlich, Elke, Falk, Wiesemann (eds.), *Bayern in der NS-Zeit. Soziale Lage und politisches Verhalten der Bevölkerung im Spiegel vertraulicher Berichte I, II* (München, 1977 bzw. 1979)
- Broszat, Martin, Hitler und die Genesis der 'Endlösung'. in: *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte [VjZG]* 25 (1977)
- Bruns-Wüstefeld, Alex, *Lohnende Geschäfte. Die "Entjudung" der Wirtschaft am Beispiel*

- Göttingens (Hannover, 1997)
- Burleigh, Michael, Wippermann, Wolfgang, *The Racial State. Germany 1933-1945* (Cambridge, 1991)
- Combs, William L., *The Voice of the SS. A History of the SS Journal "Das Schwarze Korps"* (New York, 1986)
- Dawidwicz, Lucy S., *The War Against the Jews 1933-1945* (New York, 1975) 大谷堅志郎訳『ユダヤ人はなぜ殺されたか』(サイマル出版会, 1978, 79年)
- Döscher, Hans-J., "Reichskristallnacht." *Die Novemberpogrome 1938* (Frankfurt/M., Berlin, 1988) 小岸昭訳『水晶の夜—ナチ第三帝国におけるユダヤ人迫害—』(人文書院, 1990年)
- Dreßen, Wolfgang, *Betrifft: "Aktion 3". Deutsche verwerten jüdische Nachbarn. Dokumente zur Arisierung* (Berlin, 1998)
- Drobisch, Klaus / Goguel, Rudi / Müller, Werner, *Juden unterm Hakenkreuz. Verfolgung und Ausrottung der deutschen Juden 1933-1945* (Frankfurt/M., 1973)
- Eichholz, Dietrich / Gossweiler, Kurt (eds.), *Faschismusforschung. Positionen, Probleme, Polemik* (Berlin-O, 1980)
- Essner, Cornelia, Die Alchemie des Rassenbegriffs und die "Nürnberger Gesetze". in: Benz, Wolfgang (ed.), *Jahrbuch für Antisemitismusforschung* 4 (Frankfurt/M., 1995), pp. 201-225.
- Faludi, Christian (ed.), *Die "Juni-Aktion" 1938. Eine Dokumentation zur Radikalisierung der Judenverfolgung* (Frankfurt, New York, 2013)
- Fielder, Martin, Die "Arisierung" der Wirtschaftselite. Ausmaß und Verlauf der Verdrängung der jüdischen Vorstands- und Aufsichtsratsmitglieder in deutschen Aktiengesellschaften (1933-1938). in: Fritz Bauer Institut (ed.), *"Arisierung" im Nationalsozialismus. Volksgemeinschaft, Raub und Gedächtnis* (Frankfurt/M., 2000), pp. 59-83.
- Fischer, Albert, *Hjalmar Schacht und Deutschlands "Judenfrage"* (Köln, 1995)
- Frei, Norbert, *Der Führerstaat. Nationalsozialistische Herrschaft 1933 bis 1945* (München, 1988) 芝健介訳『総統国家—ナチスの支配 1933-1945年』(岩波書店, 1994年)
- Friedlander, Saul, Vom Antisemitismus zur Ausrottung. in: Jäckel, E. / Rohwer, J. (ed.), *Der Mord an den Juden im Zweiten Weltkrieg* (Stuttgart, 1985)
- Geiss, Imanuel, *Geschichte des Rassismus* (Frankfurt/M., 1988)
- Genschel, Helmut, *Die Verdrängung der Juden aus der Wirtschaft im Dritten Reich* (Göttingen, 1966)
- Gordon, Sarah, *Hitler, Germans, and the "Jewish Question"* (Princeton, 1984)
- Graml, Hermann, *Reichskristallnacht. Antisemitismus und Judenverfolgung im Dritten Reich* (München, 1988)
- Graml, Hermann, Zur Genesis der 'Endlösung'. in: Pehle (ed.)
- Greive, Hermann, *Geschichte des modernen Antisemitismus in Deutschland* (Darmstadt, 1988)
- Hayes, Peter, Big Business and "Aryanization" in Germany, 1933-1939. in: Benz, Wolfgang (ed.), *Jahrbuch für Antisemitismusforschung* 3 (Frankfurt/M., 1994), pp. 254-281.
- Herbst, Ludolf, *Das nationalsozialistische Deutschland 1933-1945. Die Entfesselung der Gewalt: Rassismus und Krieg* (Frankfurt/M., 1996)
- Hilberg, Raul, *The Destruction of the European Jews*. rev. and definitive ed. I-III (New York/London, 1985) ドイツ語版 *Die Vernichtung der europäischen Juden* (Frankfurt/M., 1990) 望田幸男, 原田一美, 井上茂子訳『ヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅』(柏書房, 1997年)
- Hildesheimer, Esriel, *Jüdische Selbstverwaltung unter dem NS-Regime. Der Existenzkampf der*

- Reichsvertretung und Reichsvereinigung der Juden in Deutschland* (Tübingen, 1994)
- Hirschfeld, Gerhard / Kettenacker, Lothar (eds.), *Der "Führerstaat." Mythos und Realität. Studien zur Struktur und Politik des Dritten Reiches* (Stuttgart, 1981)
- Hühne, Heinz, *Der Orden unter dem Totenkopf. Die Geschichte der SS* (München, 1984) 森亮一訳『髑髏の結社= SSの歴史』(フジ出版社, 1981年)
- Jäckel, Eberhard, *Hitlers Herrschaft. Vollzug einer Weltanschauung* (Stuttgart, 1986)
- Jäckel, Eberhard / Rohwer, Jürgen (eds.), *Der Mord an den Juden im Zweiten Weltkrieg. Entscheidungsbildung und Verwirklichung* (Stuttgart, 1985)
- John, Michael, Aspekte der Entjudung, Vertreibung und Deportation der jüdischen Bevölkerung aus Oberösterreich und Südböhmen. in: Plaschka / Haselsteiner / Suppan / Drabek (eds.), *Zentraleuropa-Studien, Bd. 3. Nationale Frage und Vertreibung in der Tschechoslowakei und Ungarn 1938-1948. Aktuelle Forschungen* (Wien, 1997), pp. 33-69.
- Kopper, Christopher, *Nationalsozialistische Bankenpolitik am Beispiel des Bankhauses M. M. Warburg & Co. in Hamburg* (Magisterarbeit / Uni. Bochum, 1988)
- Kopper, Christopher, *Zwischen Marktwirtschaft und Dirigismus: Staat, Banken und Bankenpolitik im "Dritten Reich" von 1933 bis 1939* (Diss. Bochum, 1992)
- Kopper, Christopher, *Zwischen Marktwirtschaft und Dirigismus: Bankenpolitik im "Dritten Reich" 1933-1939* (Bonn, 1995)
- Kratzsch, Gerhard, Der Gauwirtschaftsberater im Gau Westfalen-Süd. in: Rebenisch, Dieter, Teppe, Karl (ed.), *Verwaltung contra Menschenführung im Staat Hitlers. Studien zum politisch-administrativen System* (Göttingen, 1986)
- , *Der Gauwirtschaftsapparat der NSDAP. Menschenführung, "Arisierung", Wehrwirtschaft im Gau Westfalen-Süd* (Münster, 1989)
- Krausnick, Helmut, Judenverfolgung. in: Buchheim, Hans (et al.), *Anatomie des SS-Staates II* (München, 4. Aufl. 1984)
- Kraus, Wolfgang / Bergler, Siegfried (eds.), *Die "Reichskristallnacht", 9. November 1938. 50 Jahre danach - was geht mich das an?* (Hannover, 1988)
- Kreuzmüller, Christoph, Ausverkauf. *Die Vernichtung der jüdischen Gewerbetätigkeit in Berlin 1930-1945* (Berlin, 2012)
- Kreuzmüller, Christoph, Simona, Herman, Weber, Elisabeth, *Ein Pogrom im Juni. Fotos antisemitischer Schmierereien in Berlin, 1938* (Berlin, 2013)
- Kreuzmüller, Christoph, Nürnberg, Kasper (et. al.), *Verraten und Verkauft. Jüdische Unternehmen in Berlin 1933-1945* (Berlin, 2013)
- Kulka, Otto D., Die deutsche Geschichtsschreibung über den Nationalsozialismus und die 'Endlösung.' Tendenzen und Entwicklungsphasen 1924-1984." in: *Historische Zeitschrift*, 240 (1985), pp. 599- 640.
- , Die Nürnberger Rassengesetze und die deutsche Bevölkerung im Lichte der Geheimer NS-Lage- und Stimmungsberichte. in: *VjZG* 32 (1984), pp. 582-624.
- Lauber, Heinz, Judenpogrom. "Reichskristallnacht"- November 1938 in Grosdeutschland. *Daten, Fakten, Dokumente, Quellentexte und Bewertungen* (Gerlingen, 1981)
- Lerner, Paul, *The Consuming Temple: Jews, Department Stores, and the Consumer Revolution in Germany, 1880-1940* (Ithaca, London, 2015)
- Linder, Stephan H., *Das Reichskommissariat für die Behandlung feindlichen Vermögens im Zweiten Weltkrieg* (Stuttgart, 1991)

- Lösener, Bernhard, Als Rassenreferent im Reichsministerium des Innern. in: *VjZG* 9, 1961, pp. 264-313.
- Ludwig, Johannes, *Boykott Entjudung Mord. Die "Entjudung" der deutschen Wirtschaft* (München, 1992)
- Mason, Timothy W., Arbeiteropposition im nationalsozialistischen Deutschland. in: Peukert / Reulecke (eds.)
- Masutani, Hideki, Eichmanns Wiener Modell 『獨協大学ドイツ学研究』 56 (2006年9月)
- Maurer, Trude, "Abschiebung und Attentat. Die Ausweisung der polnischen Juden und der Vorwand für die 'Kristallnacht'." in: Pehle (ed.)
- Mommsen, Hans, Die Funktion des Antisemitismus im 'Dritten Reich'—Das Beispiel des Novemberpogroms." in: Brakelmann / Rosowski (eds.)
- Mommsen, Hans, Die Realisierung des Utopischen: Die 'Endlösung der Judenfrage' im 'Dritten Reich'. in: *GG*, 9 (1983), pp. 381-420.
- Mommsen, Hans, Der nationalsozialistische Polizeistaat und die Judenverfolgung vor 1938. in: *VjZG* 10(1962), pp. 68-87.
- Mommsenn, Hans, Willens, Susanne (eds.), Herrschaftsalltag im Dritten Reich. Studien und Texte (Düsseldorf, 1988) in: Brakelmann / Rosowski (eds.)
- Mommsenn, Hans / Obst, Dieter, Die Reaktion der deutschen Bevölkerung auf die Verfolgung der Juden 1933-1943. in: Brakelmann / Rosowski (eds.)
- Moser, Josef, *Oberösterreichs Wirtschaft 1938 bis 1945* (Wien / Köln / Weimar, 1995)
- Mühl-Benninghaus, Sigrum, *Das Beamtentum in der NS-Diktatur bis zum Ausbruch des Zweiten Weltkrieges. Zu Entstehung, Inhalt und Durchführung der einschlägigen Beamten-gesetze* (Düsseldorf, 1996)
- Pätzold, Kurt, *Faschismus Rassenwahn Judenverfolgung. Eine Studie zur politischen Strategie und Taktik des faschistischen deutschen Imperialismus (1933-1935)* (Berlin-O, 1975)
- Pätzold, Kurt / Runge, Irene, *Kristallnacht. Zum Pogrom 1938* (Köln, 1988)
- Pätzold, Kurt, Von der Vertreibung zum Genozid. Zu den Ursachen, Treibkräften und Bedingungen der antijüdischen Politik des faschistischen deutschen Imperialismus." in: Eichholz / Gossweiler (eds.)
- Pätzold, Kurt, Der historische Platz des antijüdischen Pogroms von 1938. Zu einer Kontroverse. in: *Jahrbuch für Geschichte*, 26(1982), pp. 193-216.
- Paucker, Arnord (ed.), *Die Juden im nationalsozialistischen Deutschland 1933-1943* (Tübingen, 1986)
- Paucker, Arnord, *Standhalten und Widerstehen. Der Widerstand deutscher und österreichischer Juden gegen die nationalsozialistische Diktatur* (Essen, 1995)
- Pehle, Walter H. (ed.), *Der Judenpogrom 1938. Von der "Reichskristallnacht" zum Völkermord* (Frankfurt/M., 1988)
- Peukert, Detlev / Reulecke, Jürgen (eds.), *Die Reihen fast geschlossen. Beiträge zur Geschichte des Alltags unterm Nationalsozialismus* (Wuppertal, 1981)
- Peukert, Detlev, *Volksgenossen und Gemeinschaftsfremde. Anpassung, Ausmerze und Aufbegehren unter dem Nationalsozialismus* (Köln, 1982) 木村靖二／山本秀行訳『ナチス・ドイツ—ある近代の社会史』(三元社, 1991年)
- Prinz, Michael / Zitelmann, Rainer (eds.), *Nationalsozialismus und Modernisierung* (Darmstadt, 1994)

- Reitlinger, Gerald, *Die Endlösung. Hitlers Versuch der Ausrottung der Juden Europas 1939-1945* (Berlin-W, 6. Afl. 1983)
- Reulecke, Jürgen, Die Fahne mit dem goldenen Zahnrad: der "Leistungskampf der deutschen Betriebe" 1937-1939. in: Peukert, Detlev / Reulecke, Jürgen (eds.)
- Röhr, Werner / Eichholz, Dietrich / Hass, Gerhard / Wippermann, Wolfgang (eds.), *Faschismus und Rassismus. Kontroversen um Ideologie und Opfer* (Berlin, 1992)
- Roth, Karl Heinz, *Intelligenz und Sozialpolitik im "Dritten Reich." Eine methodisch-historische Studie am Beispiel des Arbeitswissenschaftlichen Instituts der Deutschen Arbeitsfront* (München, New Providence, London, Paris, 1993)
- Rürup, Reinhard, Das Ende der Emanzipation: Die antijüdische Politik in Deutschland von der 'Machtergreifung' bis zum Zweiten Weltkrieg. in: Paucker (ed.)
- Safrian, Hans, *Eichmann und seine Gehilfen* (Frankfurt/M., 1995)
- Saldern, Adelheid von, 'Alter Mittelstand' im 'Dritten Reich.' Anmerkungen zu einer Kontroverse. in: *GG*, 12Jg. 1986/2.
- Saldern, Adelheid von, *Mittelstand im "Dritten Reich". Handwerker-Einzelhandler-Bauern* (2. Aufl. Frankfurt/M. 1985)
- Schafer, Michael, *Die "Rationalität des Nationalsozialismus. Zur Kritik philosophischer Faschismustheorien am Beispiel der Kritischen Theorie* (Weinheim, 1994)
- Scheffler, Wolfgang, *Judenverfolgung im Dritten Reich* (Berlin-W, 1964)
- Scherer, Klaus, *"Asozial" im Dritten Reich. Die vergessenen Verfolgten* (Münster, 1990)
- Schleuness, Karl A., *The Twisted Road to Auschwitz. Nazi Policy Toward German Jews 1933-1939* (Urbana, 1970)
- Schmid, Kurt / Streibel, Robert, *Der Pogrom 1938. Judenverfolgung in Österreich und Deutschland* (Wien, 1990)
- Schneider, Jürgen / Harbrecht, Wolfgang (eds.), *Wirtschaftsordnung und Wirtschaftspolitik in Deutschland (1933-1993)* (Stuttgart, 1996)
- Stöver, Bernd, *Volksgemeinschaft im Dritten Reich. Die Konsensbereitschaft der Deutschen aus der Sicht sozialistischer Exilberichte* (Düsseldorf, 1993)
- Strauss, Herbert A. / Kampe, Norbert (eds.), *Antisemitismus. Von der Judenfeindschaft zum Holocaust* (Frankfurt/M., 2. Afl., 1988)
- Strauss, Herbert A., The Drive for War and the Pogroms of November 1938. Testing Explanatory Models. in: *Year Book of Leo Baeck Institute*, 35(1990), pp. 266-278.
- Teuteberg, Hans J. (ed.), *Die westmünsterländische Textilindustrie und ihre Unternehmer* (Münster, 1996)
- Toury, Jacob, *Jüdische Textilunternehmer in Baden-Württemberg 1683-1938* (Tübingen, 1987)
- Thalmann, Rita / Feinermann, Emmanuel, *Die Kristallnacht* (Frankfurt/M., 1987)
- Thalmann, Rita, "Der 9. November 1938." in: Brakelmann / Rosowski (eds.)
- Treue, Wilhelm, Hitlers Denkschrift zum Vierjahresplan 1936. in: *VjZG* 3 (1955), pp. 184-210.
- Uhlig, Heinrich, *Warenhäuser im Dritten Reich* (Köln / Opladen, 1956)
- Ullmann, Hans-Peter, *Interessenverbände in Deutschland* (Frankfurt/M., 1988)
- Voges, Michael, Klassenkampf in der 'Betriebsgemeinschaft' - Die 'Deutschland-Berichte' der Sopade (1934-1940) als Quellen zum Widerstand der Industriearbeiter im Dritten Reich." in: *Archiv für Sozialgeschichte*, 21(1981), pp. 328-383.
- Volkov, Shulamit, Kontinuität und Diskontinuität im deutschen Antisemitismus 1878-1945. in:

- VjZG 33(1985), pp. 221-243.51.
- Weckbecker, Arno, *Die Judenverfolgung in Heidelberg 1933-1945* (Heidelberg, 1985)
- Welzer, Harald, *Nationalsozialismus und Moderne* (Tübingen, 1993)
- , Vorhanden / Nichtvorhanden. Über die Latenz der Dinge. in: Fritz Bauer Institut (ed.), *"Arisierung" im Nationalsozialismus* (Frankfurt/ M., 2000), pp. 287-308.
- Westphal, Uwe, *Berliner Konfektion und Mode 1836-1939. Die Zerstörung einer Tradition. 2. erweiterte Auflage* (Berlin, 1992)
- Winkler, Heinrich A., Ein neuer Mythos vom alten Mittelstand. Antwort auf eine Antikritik. in *GG*, 12 Jg. 1986/4.
- Winkler, Heinrich A., *Zwischen Marx und Monopolen: Der Mittelstand vom Kaiserreich zur Bundesrepublik Deutschland* (Frankfurt/M., 1991)後藤／杉原／奥田／山中訳『ドイツ中間層の政治社会史 1871～1990年』(同文館, 1994年)
- Wind, Michael, Kreuzmüller, Christoph (eds.), *Berlin 1933-1945* (München, 2013)
- Wippermann, Wolfgang, *Wie die Zigeuner. Antisemitismus und Antiziganismus im Vergleich* (Berlin, 1997)
- , *Wessen Schuld. Vom Historikerstreit zum Goldhagen-Kontroverse* (Berlin, 1997) 増谷英樹ほか訳『ドイツ戦争責任論争—ドイツ「再」統一とナチズムの「過去」—』(未来社, 1999年)
- Witek, Hans, "Arisierungen" in Wien. Aspekte nationalsozialistischer Enteignungspolitik 1938-1940. in: E. Talos, E. Hanisch, W. Neugebauer (eds.), *NS-Herrschaft in Österreich 1938-1945* (Wien, 1988)
- Yamamoto, Tatsuo, Die "Juniaktion" und der Pogrom von 1938. Arisierung und Liquidierung der "jüdischen Gewerbebetriebe" im Nationalsozialismus. in: *Bulletin of University of East Asia*, 21 (Sep. 2015), pp. 1-12. (『東亜大学紀要』第21号)
- 相沢幸悦「1933-38年におけるナチス期の経済構造」『明治大学大学院紀要』第19号(1982年)
- 井上茂子「ナチス・ドイツの民衆統括—ドイツ労働戦線を事例として—」『歴史学研究』第586号(1988年10月)
- 「ナチ党の労働者政策—闘争期から第三帝国初期にかけて—」『現代史研究』第30号(1981年)
- 「戦前期第三帝国(1933-1939)のドイツ労働戦線(DAF)についての一考察」『労働運動史研究会会報』No. 12, (1986年6月)
- 「第三帝国とドイツ労働戦線(DAF)」井上, 木畑／芝／永岑／矢野『1939—ドイツ第三帝国と第二次世界大戦』(同文館, 1989年)所収
- 大野英二「四カ年計画と経済政策の転換」大野英二『現代ドイツ社会史研究序説』(岩波書店, 1982年)所収
- 『ナチズムと「ユダヤ人問題」』(リプロポート, 1988年)
- 『ドイツ問題と民族問題』(未来社, 1994年)
- 『ナチ親衛隊知識人の肖像』(未来社, 2001年)
- 『比較社会史への道』(未来社, 2002年)
- 小野清美『テクノクラートの世界とナチズム—「近代超克」のユートピア—』(ミネルヴァ書房, 1996年)
- 加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』(東京大学出版会, 1973年)

- 木畑和子『ユダヤ人児童の亡命と東ドイツへの帰還—キンダートランスポートの群像—』  
(ミネルヴァ書房, 2015年)
- 栗原優「ナチス経済社会体制の成立」『神戸大学文学部紀要』1975年(5)  
—『ナチズム体制の成立』(ミネルヴァ書房, 1981年)  
—「ヒトラーとユダヤ人絶滅政策」『文化学年報(神戸大学)』第8号(1989年3月)  
—『第二次世界大戦の勃発』(名古屋大学出版会, 1994年)  
—『ナチズムとユダヤ人絶滅政策—ホロコーストの起源と実態—』(ミネルヴァ書房, 1997年)
- 幸田亮一『ドイツ工作機械工業の20世紀—メイド・イン・ジャーマニーを支えて—』(多賀出版, 2011年)
- 後藤俊明「ナチ・レジームの社会史研究の一動向」『経済論叢(京都大学)』131巻6号(1983年6月)
- 芝健介『『第三帝国』初期のユダヤ人政策—パレスティナへの移送問題を中心として—』『國学院大學紀要』20巻(1982年)
- 下村由一「反ユダヤ主義とシオニズム」江口朴郎編『民族の世界史15 現代世界と民族』(山川出版, 1987年)
- 武井彩佳『戦後ドイツのユダヤ人』(白水社, 2005年)  
—『ユダヤ人財産はだれのものか—ホロコーストからパレスチナ問題へ—』(白水社, 2008年)
- 戸原四郎「ナチスの労働政策」  
—「ナチス経済」東大社会科学研究所編『ファシズム期の国家と社会3—ナチス経済とニューディール』(東大出版会 1978年)所収
- 長田浩彰『われらユダヤ系ドイツ人—マイノリティから見たドイツ現代史—1893~1951—』(広島大学出版会, 2011年)  
—『『人種汚辱罪』—第三帝国下のドイツ人とユダヤ人のカップルの悲劇的事例—』『西洋史学報』第37号(2000年3月)  
—『「境界に立つ市民」の誇り—ユダヤ人を家族に持つナチ時代のアリア人作家クレッパ—』(丸善出版, 2014年)
- 中村綾乃「ナチス・ドイツの友好国と『人種』」『ドイツ研究』第47号(2013年)
- 中村一浩「ナチス労働配置政策 1936-1939—国民徴用制への過程—」『北星論集(経)』第31号(1994年3月)
- ノイマン, フランツ, 岡本/小野/加藤訳『ビヒモス—ナチズムの構造と実際—』(みすず書房, 1963年)
- 野村真理『西欧とユダヤのはざま—近代ドイツ・ユダヤ人問題—』(南窓社, 1992年)  
—『ウィーンのユダヤ人—19世紀末からホロコースト前夜まで—』(お茶の水書房, 1999年)
- マラス, マイケル・R, 長田浩彰訳『ホロコースト—歴史的考察—』(時事通信社, 1996年)
- 村瀬興雄『ナチス統治下の民衆生活—その建前と現実』(東京大学出版会, 1983年)
- 前川恭一/山崎敏夫『ドイツ合理化運動の研究』(森山書店, 1995年)
- 南利明『ナチス・ドイツの社会と国家—民族共同体の形成と展開—』(勁草書房, 1988年)
- 柳澤治『ドイツ中小ブルジョアジーの史的研究』(岩波書店, 1989年)  
—「ナチス・ドイツにおける商工会議所の改造—地域経済のナチスの編成—」『政経論叢』(明治大学政治経済研究所)75巻(5-6号), 2007年

- 「ナチス期ドイツにおける社会的総資本の組織化—全国工業集団・経済集団—」『政経論叢』(明治大学政治経済研究所) 77 卷 (1-2 号), 2010 年
- 「ナチス期ドイツにおける資本主義の組織化」『西洋史学』239 号, 2010 年
- 矢野久「ナチス後期における労働政策とその実態に関する社会史的考察— 1936 年秋から 1938 年 6 月まで—」『三田学会雑誌』70 卷 6 号 (1977 年 12 月)
- 山崎敏夫『ナチス期ドイツ合理化運動の展開』(森山書店, 2001 年)
- 山本秀行『ナチズムの記憶』(山川出版社, 1995 年)
- 鎗田英三『ドイツ手工業者とナチズム』(九州大学出版会, 1990 年)
- 吉田和夫『ドイツ合理化運動論—ドイツ独占資本とワイマル体制—』(ミネルヴァ書房, 1976 年)
- 山本達夫, 四カ年計画下の第三帝国のユダヤ人政策—『偽装アリア化』と『六月行動』—『千葉史学』第 19 号 (千葉歴史学会, 1991 年 11 月) p. 81-96
- 第三帝国における経済の脱ユダヤ化 (一九三八年) —新聞・雑誌上での議論を中心に—『千葉史学』第 28 号 (千葉歴史学会, 1996 年 5 月) p. 52-67.
- 「第三帝国におけるユダヤ人とドイツ人の共存関係の消滅過程—繊維・衣料産業を事例として—」下村由一, 南塚信吾編著『マイノリティと近代史』(彩流社, 1996 年) p. 47-68
- 「クリスタルナハトとホロコースト」『総合人間科学』第 2 巻第 1 号 (東亜大学, 2002 年 3 月) pp. 21-30.
- 第三帝国における「経済の脱ユダヤ化」関連重要法令 (I)『総合人間科学』第 2 巻第 1 号 (東亜大学総合人間・文化学部, 2002 年 3 月) p. 53-70.
- 第三帝国における「経済の脱ユダヤ化」関連重要法令 (II)『総合人間科学』第 3 巻 (東亜大学総合人間・文化学部, 2003 年 3 月) p. 97-120.
- 官吏層再建法 (1933 年 4 月 7 日) に関する一考察『東亜大学紀要』第 3 号 2004 年 11 月 p. 53-69.
- 第三帝国の社会史と「経済の脱ユダヤ化」『東亜大学紀要』第 5 号 2005 年 11 月 p. 23-32.
- ニュルンベルク法再考—「経済への不当介入防止」期の第三帝国のユダヤ人政策—『現代史研究』(現代史研究会) 第 51 号, 2005 年 12 月, p. 49-63.
- 『ドイツ第三帝国における経済の脱ユダヤ化(アリア化)政策に関する研究』(平成 16 ~ 17 年度科学研究費補助金基盤研究 (C) (2)), 2006 年 3 月, 107 p.
- 第三帝国の経済社会体制『東亜大学紀要』第 18 号 (2013 年 9 月) p. 37-45.
- Adefa (ドイツ衣料産業工場主共同事業団) 定款—第三帝国における反ユダヤ利益団体—『東亜大学紀要』第 18 号 (2013 年 9 月) p. 57-65.
- ADEBE (ドイツ紡績原料, 衣料および皮革経済企業共同事業団) 定款—第三帝国における繊維衣料産業再編の試み—『東亜大学紀要』第 19 号 (2014 年 3 月), p. 19-32.
- Die "Juniaktion" und der Pogrom von 1938. Arisierung und Liquidierung der "jüdischen Gewerbebetriebe" im Nationalsozialismus. in: *Bulletin of University of East Asia*, 21 (Sep. 2015), pp. 1-12. (『東亜大学紀要』第 21 号)
- 第三帝国における「経済の脱ユダヤ化」関連重要法令 III (完)『東亜大学紀要』第 22 号 (東亜大学, 2016 年 2 月) p. 39-61.

## 【史料編】

### 1) ドイツ経済有機的構成準備法 (1934年2月27日)<sup>\*1)</sup>

ライヒ政府は以下の法律を議決し、ここにこれを公布する。

§1.ライヒ経済大臣にはドイツ経済の有機的編成を準備するために以下の権限が付与される。

- ①経済団体をその経済部門の唯一の代表として承認する。
- ②経済団体を設立し、解散し、あるいは相互に統合する。
- ③経済団体の定款、組合い契約を変更し、これを補充し、とくに指導者原則を導入する。
- ④経済団体の指導者を任命、罷免する。
- ⑤企業家と企業を経済団体に加盟させる。

経済団体とは企業家と企業の経済的な利益の保護を任務とする団体および連盟である。

§2.ライヒ経済大臣は内務大臣の了解のもと必要な法的行政命令や一般的な行政規定を布告することができる。

§3.ライヒ経済大臣が出した命令に違反したものは罰する。

§4.本法律にもとづく措置によって生じた損害にたいする補償はなされない。

§5.本法律の規定を免れるもの(全国食料身分、ライヒ文化院の諸団体)

署名：ライヒ経済大臣兼食料農業大臣シュミット、フリック、ライヒ交通大臣フォン・エルツ

### 2) ドイツ経済有機的建設準備法第一政令 〔一部抄訳〕(1934年11月27日)<sup>\*2)</sup>

第I章：営業経済の構成

§1.営業経済は、専門分野ごと、および地域ごとに統括され編成される。営業経済の組織および公法的代表は有機的に結合される。

§2.専門の面では、工業全国集団の営業経済は主要諸集団と、手工業、商業、銀行、保険、エネルギーの全国集団に統括される。

工業の主要集団およびこれ以外の営業経済の全国集団においては経済集団が形成され、この経済集団は必要に応じて専門集団および専門下位集団に編成される。

§3.地域的には、営業経済は経済地区に編成される。

経済集団、専門集団、専門下位集団は、一定の経済分野を、ある経済地区を対象として、もしくはその地区内で統括する必然的な経済的必要がある場合には、地区ごとに細分化してもよい。加盟員の把握に必要な場合には、経済地区を対象に地区集団が、また商工会議所の地区を対象に地区下位集団が設立されるという方法で、地区集団を設立することができる。

こうした地区組織をもたない全国集団は、全国集団に所属する地区集団、および地区集団に所属していない企業をひとつの地区集団にまとめることができる。この地区集団は支所を設立できる。

ライヒ経済大臣は、地区組織の地区下位集団、および全国集団が設立した地区集団の支所

を商工会議所と連結させるよう命じることができる。この場合、専門にかんする事項は地区集団および地区集団の支所によって、また地区に関する事柄は商工会議所によって処理される。ライヒ経済大臣は、業務の分離に関する命令を出すことができる。

§4.関連する経済分野の集団は労働共同体を形成することができる。

§5.経済集団、およびその独立した専門集団、専門下位集団、地区集団、ならびに全国集団の地区集団は、法行為の可能な連盟である。

§6.既存の経済団体の専門・地区集団への移行。〔略〕

§7.営業経済の地区組織、商工会議所、経済地区の手工業会議所は、経済会議に共同で参加する(代表権をえる)。全国集団、営業経済の主要集団、経済会議は、全国経済会議所において共同の代表権をえる。

第II章：営業経済組織への帰属

§8.ライヒ経済大臣が施行細則によって集団とその専門領域を決定する。

§9.企業家はその活動を該当する集団に報告せよ。〔略〕

§10.帰属をめぐる係争は、専門集団・専門下位集団の場合は経済集団長が、経済集団・経済地区については全国集団長が、工業集団については主要集団長が決裁する。

第III章：集団長の任命と権限

§11.各集団には名誉職の団長が1名(ライヒ経済大臣が認否)、全国集団、工業主要集団、経済集団、専門集団・専門下位集団、工業集団の地区集団の任命

§12.団長は集団の定款を出す。

§13.団長は代理や理事を任命する。

§14.団長や代理は集団を法的・法以外で代表する。〔略〕

§15.予算案と会費徴収〔略〕

第IV章：課題と義務

§16.営業経済の集団は、加盟員に専門領域で助言し監督する。集団長は集団を国民社会主義国家の精神に則って指揮し、集団およびその加盟員にかんする事柄を営業経済全体の利益を考慮し、かつ国家利益を保ちしながら促進せねばならない。集団長や理事は業務秘密を匿秘せねばならない。

§17.団長は違反する加盟員に秩序罰を科することができる。

第V章：諮問委員会の創設と権限

§18.各集団には諮問委員会をおく。

§19.諮問委員会は予算案や収支決算、業務内容の承認をする。

§20.小規模の諮問委員会も設置できる

第VI章：加盟員会議

§21.加盟員200人以下の下位の集団は、毎年1回以上加盟員大会を開催する。

§22.加盟員会議での決定事項は団長が上級集団

\*1) Gesetz zur Vorbereitung des organischen Aufbaues der deutschen Wirtschaft. Vom 27. Februar 1934. in: *Reichsgesetzblatt (RGBl.) I*, pp. 185 f.

\*2) Erste Verordnung zur Durchführung des Gesetzes zur Vorbereitung des organischen Aufbaues der deutschen Wirtschaft. Vom 27. November 1934. in: *RGBl., Teil I*, pp. 1194 f.

- の団長に報告する。
- §23. 加盟員会議が開かれなるときは諮問委員会が承認をあたえ、団長の信任を決定する。
- §24. 加盟員会議に出席しない加盟員を処罰する。

#### 第VII章：集団の解散と合併

- §25. 集団の解散や合併はライヒ経済大臣、団長、諮問委員会の施行細則による。

#### 第VIII章：経済会議

- §26. 経済会議は、営業経済の地区組織、商工会議所、経済地区の手工業会議所が共同で代表する。
- §27. 経済会議所の加盟員は、全国集団と経済集団の地区集団、商工会議所、経済地区の手工業会議所である。
- §28. 経済会議所の会長はライヒ経済大臣が任命する。会長は経済地区の商工会議所の会長でもある。
- §29. 経済会議所は諮問委員会をおく。
- §30. 経済会議所の勤務場所はライヒ経済大臣の指定する商工会議所である。経済会議所に所属する地区組織の地区集団は同時に商工会議所と結合している地区組織の地区集団を指揮する。
- §31. 経済会議所の執務規定は、会長が諮問委員会との協議のうえ出す。執務規定、予算案などにはライヒ経済大臣の認可を要する。

#### 第IX章：全国経済会議

- §32. 全国経済会議所は営業経済の専門諸組織、地区諸組織、商工会議所、手工業会議所の共同の代表機関である。
- §33. 全国経済会議所の構成員は、営業経済の全国集団および主要集団、経済会議所、商工会議所、手工業会議所である。
- §34. 全国経済会議所：会長、代理、理事、ライヒ経済大臣の同意が必要である。
- §35. 従来の経済およびドイツ商工会議の指導者の業務指導は、全国経済会議所の執行部に統合される。
- §36. 全国経済会議所は、全国集団、経済会議所、商工会議所の共同の業務ならびにライヒ経済大臣がその権限であたえる課題を処理する。
- §37. 諮問委員会が付属：全国集団、工業主要集団の団長、経済会議所の会長、全国経済会議の執行部、ライヒ経済大臣がライヒ農業指導者の提案にもとづいて全国食料身分の代表、内務大臣の提案にもとづくゲマインデの代表。ライヒ経済大臣はその外に営業経済で活動しているか、それにとくに近い人物も諮問委員に任命できる。
- §38. 諮問委員会はライヒ経済大臣の要請で召集される。ライヒ経済大臣は諮問の対象を決め、運営を主導する。
- §39. 全国経済会議所は法能力を有し、定款を定める。
- §40. 予算案はライヒ経済大臣の承認を必要とする。全国経済会議の必要経費は半分が営業経済の全国集団と主要集団によって、半分は商工会議所と手工業会議所によって負担され、会員会費によってふり分けられる。

#### 第X章：終則

- §41.～§46. [略]
- §47. 1934年6月15日のドイツ商業の暫定的建設のための第1行政命令の規定には、これは抵触しない。
- §48. [略]

### 3) 職業官吏制度再建法〔抄訳〕 (1933年4月7日)<sup>\*3)</sup>

#### 第1条

- (1) 民族的官吏制度の再建のため、および行政の簡素化のために、官吏は現行法が必要とする諸前提を欠く場合でも、以下の規定にしたがってその職を解かれ得る。  
〔(2)～(4)省略〕

#### 第2条

- (1) その職歴に必要な所定の、または一般的な予備教育もしくはその他の適性をもたず1918年11月9日以来官吏職に就いている官吏は、退官させることができる。  
〔後略〕  
〔(2)～(4)略〕

#### 第3条

- (1) アーリア系でない官吏は、退官 (§8 以降) させることができる。名誉官吏である場合は官職の身分を解くことができる。
- (2) 第1項は、すでに1914年8月1日以来官吏であった者、または世界大戦中、前線においてドイツ帝国またはその同盟国のために戦った者、もしくはその父と息子が世界大戦で戦死した官吏については該当しない。このほかの例外はライヒ内務大臣が所轄の大臣または海外の官吏を所轄する最高官庁と協議のうえ認めることができる。

#### 第4条

これまでの政治的活動に鑑みて、何時であれ本民族的國家のために一身を挺する保証のない官吏は、その職を解かれ得る。〔後略〕

#### 第5条

- (1) 職務上の要請がある場合、すべての官吏は同等または対等な職歴の他の部署、場合によっては下位の職位および計画的削減俸給の部署への異動を甘受しなければならない。〔後略〕
- (2) 官吏は、下位の地位および計画的削減俸給の部署への異動 (第1項) に代えて、1ヶ月以内に退官を申し出ることができる。

#### 第6条

行政の簡素化のため、官吏は、まだ勤務に耐えられる場合でも退官させることができる。官吏がこの理由で退官した場合は後任は置いてはならない。

〔第7条～第16条略〕

### 4) 国家公民法 (1935年9月15日)<sup>\*4)</sup>

\*3) Gesetz zur Wiederherstellung des Berufsbeamtentums vom 7. April 1933. in: *RGBl.*, I, pp. 175 f.

\*4) Reichsbürgergesetz vom 15. September 1935. in: *RGBl.*, I, p. 1146 f.

ドイツ国会は全会一致で次の法律を可決し、ここにこれを公布する。

#### 第1条

ドイツ国籍所有者とは、ドイツ国防衛団体に所属し、このために特別の義務を負う者をいう。ドイツ国籍所有者の資格は、ドイツ国籍法の規定により、これを取得するものとする。

#### 第2条

国家公民とは、ドイツ民族と国家に忠実に奉仕する意志があり、かつその能力を有することを行動によって証明する、ドイツもしくはこれと同類の血を有するドイツ国籍所有者のみをいう。国家公民権は、国家公民証の交付を受けることにより、これを取得する。国家公民は、法律の基準による完全な政治的権利の唯一の保持者である。

#### 第3条

ライヒ内務大臣は、総統代理の了解のもと、本法の施行および補足のために必要な法規および政令を公布する。

### 5) ドイツの血とドイツの名誉を守るための法 (1935年9月15日)<sup>\*5)</sup>

ドイツ人の血の純潔がドイツ民族存続の前提であるとの認識に満たされ、またドイツ民族を未来永劫に渡り磐石の安きに置かんとする断固たる意志に満たされて、ドイツ国会は全会一致で次の法律を可決し、ここにこれを公布する。

#### 第1条

ユダヤ人と、ドイツまたはこれと同類の血を有するドイツ国籍所有者との婚姻は、これを禁止する。この禁を犯してなされる婚姻は、たとえそれが本法を回避する目的で外国において行なわれた場合でも無効とする。無効の告訴は、検察官のみがこれを行ない得る。

#### 第2条

ユダヤ人と、ドイツまたはこれと同類の血を有するドイツ国籍所有者との間の内縁関係は、これを禁ずる。

#### 第3条

ユダヤ人は、ドイツまたはこれと同類の血を有する45才以下の女性のドイツ国籍所有者をメイドとして雇用することはできない。

#### 第4条

ユダヤ人がドイツ国旗を掲揚し、ドイツ国記章を表示することは、これを禁止する。これに代えて、ユダヤ人がユダヤ人記章の表示をすることは、これを許可する。この権利の行使は、国家がこれを保証する。

#### 第5条

本法第1条の禁止に違反するものは、これを重

懲役刑に処する。本法第2条の禁止に違反する男性は、これを禁固または重懲役刑に処する。本法第3条または第4条の規定に違反するものは、1年以下の懲役ならびに罰金刑、もしくはそのいずれか一方の刑に処する。

#### 第6条

ドイツ国内務大臣は、総統代理およびドイツ国法務大臣の承認を得たうえ、本法の施行および補足のために必要な法規、ならびに政令を公布する。

#### 第7条

本法は、布告の翌日より発効するものとする。ただし第3条については、1936年1月1日より発効する。

### 6) 国家公民法第一行政命令〔抄訳〕 (1935年11月14日)<sup>\*6)</sup>

1935年9月15日付国家公民法(ライヒ官報I, 1146頁)第3条にもとづき、次のことが命令される。

[略: 第1~4条]

#### 第5条

- (1) ユダヤ人とは、人種的に完全ユダヤ人の祖父母の少なくとも三人に由来する者をいう。第2条第2項第2文(祖父母は、ユダヤ教団に所属していた事実をもって、直ちに完全ユダヤ人と見なされる)が適用される。
- (2) ユダヤ人と見なされるのは、また、二人の完全ユダヤ人に由来する国籍所有者のユダヤ混血者で、
  - a) 法律の公布時点でユダヤ教団に所属していたか、またはその後ユダヤ教団に受け入れられる者。
  - b) 法律の公布時点でユダヤ人と結婚していたか、またはその後ユダヤ人と結婚する者。
  - c) 第1項の意味におけるユダヤ人と、1935年9月15日付ドイツの血とドイツの名誉を守るための法(ライヒ官報I, 1146頁)の発効後に成立した婚姻に由来する者。
  - d) 第1項の意味におけるユダヤ人との婚姻外の交渉に由来し、1936年7月31日以降に婚姻外で生まれる者。

[略: 第6~7条]

### 7) ドイツ国民同胞によるユダヤ企業の引継ぎの遂行に関する指針 (1937年8月11日)<sup>\*7)</sup>

部数番号 第 番。  
秘! 職務上の使用に限る!  
ドイツ国民同胞によるユダヤ企業の引継ぎの遂行に関する指針

\*5) Gesetz zum Schutz des Deutschen Blutes und der Deutschen Ehre vom 15. 9. 1935. in: *RGBl*, I, pp. 1146 f.

\*6) Erste Verordnung zum Reichsbürgergesetz vom 14. 11. 1935. in: *RGBl*, I, pp. 1333 f.

\*7) Richtlinien für die Durchführung der Übernahme jüdischer Unternehmen durch deutsche Volksgenossen vom 11. August 1937. in: *GWB* 648.

大管区指導者代理、党員フェッター Vetter は、1936年10月20日付で、ユダヤ繊維・衣料品店のアーリア人所有への移行に関する回状（第69号）を、大管区部局長ならびに管区指導者宛に出した。この回状によれば、発生するすべての事例において審査を担当する大管区経済顧問に知らせるようにとある。

その後、この商店引継ぎのための審査が他の経済部門にも拡大されるべきこと、すなわち繊維・衣料品店に限定しないことが得策であることが判明した。

大管区指導者代理、党員フェッターとの了解のうへで、1937年7月6日付で、ヴェストファーレン州の新聞『赤い大地 Rote Erde』ならびに大管区内の他の新聞紙上に、以下の内容の警告が掲載された：

「商店の移譲に関する重要事項！

ユダヤ企業のアーリア人所有者への移譲にさいしては、契約締結の前に、アーリア人購買者はナチス党ヴェストファーレン南大管区指導部の大管区経済顧問の事務所、ポーフム、ヴィルヘルム通り 15/17 番地、もしくはアーリア人購買者の将来の商店所在地の管区指導部の管区経済顧問に、党がそれに則してアーリア化を承認するところの指針について問い合わせしておくのが得策であるということに注意を喚起しておくべき。事情を公表することは契約締結当事者とりわけ購買者のためになり、そうすることで購買者は最も効果的に望ましくない影響に対して身を守るのである。」

同時に大管区領域に所在地のあるすべての新聞社の経営陣に対しては、いわゆるアーリア化広告の受付にさいしては極めて慎重に対処すること、また大管区経済顧問の事務所に、個々のケースごとに実施された審査の結果をあらかじめ問い合わせることが要請された。これにより実現されるべきは、

1. 経済における明瞭かつ全体の見通しがきく状況が確立されること、
2. 大管区の機関紙のみではなく、あらゆる新聞が党の努力を支援することである。

ドイツ労働戦線の側でも、ショーウィンドウ用標識 *Schaufensterplaketten* を早期に手交しない予定である。その結果、住民とりわけ党員は自らの意に反してユダヤ企業またはユダヤ人の影響下にある企業で購入せずに済むことになる。

管区指導者ならびに管区経済顧問には、上述のことが遵守されるよう今後注意されるようお願いする。〔ユダヤ企業の〕引継ぎ契約は、契約の発効前に大管区経済顧問の事務所、もしくは同事務所により任命された経済受託士 *Wirtschaftstreuhänder* によって審査されるようにしなければならない。そのさい管区経済顧問は、事前審査を通して重要な準備作業をしなければならない。この事前審査は以下の方針にしたがって行なうこと：

## 1. 購買者または用益賃借人の適性

アーリア化が計画されている場合には、まず購入者もしくは用益賃借人の専門的、政治的および性格的な適性が審査されなければならない。購買者もしくは用益賃借人とのちの経営責任者が同一人物でない場合は、この経営責任者の必要とされる適性についても審査されなければならない。

専門的適性（たとえば小売店舗保護法、手工業能力証明などの規定による）については、生業監督官庁、商工会議所もしくは手工業会議所の管轄が存在する。政治的および性格的信頼性については、通常は所轄の権限者の意見が求められなければならない。

こうした方法により、新たに登場する人物についての完全に明瞭な像を得よう努めていただきたい。その出来がよければ、すでに何度も成功裏に遂行できたように、大管区指導部にそれだけ早く購買者ならびに用益賃借人をユダヤ人の詐欺から守る手立てを講じさせることができるのである。

## 2. 資本証明

購買者もしくは用益賃借人は、商店の引継ぎに必要な資本ならびに十分な流動経営資産が自由になることを証明しなければならない。収益性を確保するためには調達されるべき額の 50 ないし 60 パーセントは自己資本でなければならないとするのが妥当である。残余はクレジットで（抵当権、銀行融資または保証融資）面されてもよい。いずれの場合においても資金の調達にあたってユダヤ資本が受け入れられないよう注意する必要がある。つまり購買者がユダヤ人の再保証にもとづいて銀行の融資を受ける形でもいけない。この理由により、資本証明は〔経営の〕引継ぎの日に必要な「X」ライヒスマルクを自由に使える状態にあったということを伝える銀行の証明書の提示によってはなされ得ない。証明はむしろ、購買者もしくは用益賃借人が銀行預金口座照合表、財産税納税申告および決定通知、ならびに同様の書類を自由意志で提示するという形でなされなければならない。

## 3. 使用賃貸借・用益賃貸借契約

使用賃貸または用益賃貸契約<sup>\*8)</sup>においては基本的に確定使用賃貸借 *Festmiete* が合意されるよう努めなければならない。スライド賃料率、すなわちそのつど変動する月間および年間売上げに応じた賃借料の計算は望ましくない。ユダヤ人元所有者の隠れた利益関与に等しいからである。用益賃貸借率または用賃借率の基準としては、たとえば前年度の年間売上上の 3 ないし 3.5 パーセントを適切とみなすことができる。契約においては確定した引継ぎ価格での先買権の決定が目指されるべきであるが、要求してはならない。賃貸の場合、賃貸人はすべての家屋経費（土地財産税、家屋賃貸料税、下水清掃・ゴミ処理費用、利子その他）を負担しなければならない。

## 4. 商品倉庫評価

商品倉庫が購入価格の算定にさいして過度に高

\*8) 使用賃貸借が用益賃貸借と異なる点は、用益賃貸借では用益賃貸人が物および権利（狩猟権行使権、漁業権、鉱業権など）の使用とそれから果実を取得することをみとめる義務を負うことである。したがって、住居として家を借りるのは使用賃貸借であり、耕作して果実を取得するために土地を借りたり（わが国の賃貸小作）漁業権を借りて魚をとったり、ホテルを借りてこれを経営するのは用益賃貸借である。山田晟『ドイツ法律用語辞典 改訂増補版』（大学書林、1993年）。

く見積もられるということがしばしば見られる。明らかな過剰評価が判明した場合は購入価格が吟味されなければならない。購入価格からは、場合によっては後に確定された不足分と、季節に左右される商品（モード製品）について相応の控除がなされなければならない。

同様にこれとは逆のケース、すなわち商品倉庫が低く評価されている疑いのある場合も生じている。おそらく税金対策であろう。そうした場合には、ユダヤ人元所有者に別の形で財政上の埋め合わせが提供される、〔契約に〕付随する裏取り決めについて調査されたい。

## 5. 財産目録

購入価格の算定にさいしては財産目録は可能な限りそれまでの消耗（毎年の原価償却）を差し引いた仕入価格で見積もること。財産目録の用益賃貸借<sup>9)</sup>に対しては用益賃貸料が応分の範囲内（3～3.5%）にあれば、何ら異議を差し挟むべきものではない。だが一般的には財産目録の用益賃貸借は賃貸料に含まれる。

## 6. 納品契約

納入契約ならびに他の拘束、たとえばユダヤ人納入業者、共同購入組合、コンツェルンとの連結契約は、現時点で別の購入の可能性が存在するならば、期日が設定でき次第、解約されなければならない。何らかの理由で解約ができないときは、念のため引継ぎ契約の構想に異議を申し立てる必要がある。

## 7. 複数の購入者による商店の引継ぎ

複数の購入者によるユダヤ企業の引継ぎにおいては、定款の締結にさいして、一人または複数の所有者が脱退する時に〔有限会社社員などの〕持分をユダヤ人に譲渡しないことを新しい所有者に義務づけなければならない。

## 8. 契約、帳簿、及び経営の検査

ほとんどすべての場合において経済受託士による精査の必要は避け得ないであろう。大管区経済顧問はこの場合、管区経済顧問の提案も踏まえたうえで、政治的に完全に信頼の置ける経済受託士に検査を委託することになる。経済受託士は同時に管区経済顧問の名誉職の協力者でもあることが望ましい。もちろん経済受託士は、多くの場合非常に手間のかかる検査費用を購入者または用益賃貸借人に請求してもよい。というのも経済受託士は職務上検査を行なうからである。この点についてこれまでのところ問題は生じていない。大抵の場合、購入者または用益賃貸借人本人が異論の余地のない引継ぎを党に対して証明することに最大の関心をもっているからである。これはあとで購入者との間に問題が生じないようにするためである。

## 9. ユダヤ人従業員

商店の引継ぎにさいしてはユダヤ人従業員を一緒に引継いではならない。むしろ期日が設定でき次第、解雇されなければならない。そのさいは法的規定をとくに遵守のこと。

## 10. 新聞紙上でのアーリア化広告

管区経済顧問は、そのアーリア化が大管区経済

顧問の事務所によって認可されていない企業が、日刊新聞や地元新聞、そのほかの市民新聞に広告を出していないか監視する責任を有する。これに関する報告は証明資料を添えて直ちに大管区経済顧問の事務所に送付すること。

## 11. 一般的適用

アーリア化の事例は当然千差万別であり得るので、上述の一般的な指針しか作成できなかった。特別な疑問が生じた場合には大管区経済顧問の事務所に問い合わせてもらいたい。本指針の発行は、アーリア化の促進を目的とする党の行動の開始を意味するものではない。むしろ、事態の自然な展開に任せておくのがさしあたり正しい方策であろう。なぜならアーリア化されるべき経営を、まずは「売却可能な状態」にもっていくのが目的にかなうからである。

ポーフム、1937年8月11日 Ba/C.  
大管区経済顧問 署名 パオル・プライガー  
委託を受けて 大管区本部長（バラー）

## 8) ライヒ経済大臣回覧通達 II R 40181/37「ユダヤ企業への外国為替および原料のわりあて」 (1937年11月27日)<sup>10)</sup>

### II R 40181/37

ベルリン、1937年11月27日 W 8, ベーレン通り 43 番地  
宛先 輸入監視局 VII から XXVII ライヒ全権委員 一親展—  
用件：ユダヤ企業への外国為替および原料のわりあて

### I.

1936年6月8日付ライヒ外国為替管理局の一般秘密指令（88/36We.St.）によって輸入監視局に以下の権限が付与された。すなわち商品輸入については、以前には輸入取引に参入していなかったが、外国為替わりあて証明の額を鑑みて経済活動のいっそうの発展を期待できる企業に、特別な場合、外国為替わりあて証明を与える権限である。この指令によって、商品輸入へのユダヤ企業の関与を検査し、ドイツ企業の影響力を拡大させるためにユダヤ企業の関与を抑制する可能性が輸入監視局に与えられた。本官は、先の指令をこの意味で適用することにいっそう意を注ぎ、将来的にはユダヤ人輸入業者に対するドイツ人輸入業者の優位を確立すべく同指令を適用することを要請する。

これに必要な措置として、さしあたり以下を指示しておく：

- 1.) ユダヤ企業の輸入わりあては以下の観点にしたがって検査する必要がある。すなわちユダヤ企業に対する外国為替わりあて額が、経済状況の進展にともなって、ユダヤ企業における原料消費の減少（本指令の第II項参照）、および既に生じているか将来予想される顧客の流出を考慮に入れた場合、妥当なものであるかどうかである。この検査は、継続的に繰り返す必要がある。
- 2.) ユダヤ企業の輸入わりあての増加はありえない。外国為替の追加わりあてにユダヤ企

\*9) Inventaranpachtung

\*10) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. II R 40180/37. Berlin, den 27. Dez. 1937. Betr. Devisen- und Rohstoffzuteilungen an jüdische Unternehmen. in: BA. R 8 I / 76.

業は基本的に与えることはない。

このほかに輸入監視局がどのような措置を講じることができるかは、個々の経済領域の状況による。

## II.

ユダヤ企業は無条件でドイツ企業の後景に退かなければならないという原則は、国内的管理統制でも貫徹しなければならない。管理統制の形態に応じて、方策は個々の輸入監視局でさまざまであろう。そこで本官は統一的に以下の基本原則にしたがって処理するよう要請する：

- 1.) ユダヤ企業のわりあて（加工、購入、在庫維持ならびに取り引きわりあて）は一律に 10 %削減する。この削減は一基本額が定められている場合一基本額に修正を加える必要がある。基本額もしくは加工額が通告されたなら、当該ユダヤ企業はこの削減を 1937 年 10 月 20 日付遂行政令第 1 条第 2-4 項（ライヒ官報 I, 1133 頁）にもとづく通達によって了解しなければならぬ。この通達に理由付けは不要である。
- 2.) 原料配分にさいしての特典一たとえば基本額の増加、特別な加工わりあての承認一もしくは、わりあて以外のその他の配分は、ユダヤ企業に対しては基本的に外される。製造業者または加工業者へのわりあてとは別に、おもに公共の利益のために与えられるわりあて一国境地帯 [\*] の企業または経済的に重要な注文の遂行に対する特別わりあて一は、ユダヤ企業に対しては、特別な検査後にのみ個別に認可されてもよい。

[\*国境地帯 Grenzlandgebiete とは、①ズデーテン・ドイツ地方、②オストマルク、③バイエルン・オストマルク地方（Hof, Marktredwitz, Weiden, Schwandorf, Cham の労働局管区、ドナウ川北岸の労働局管区の一部 Straubing, Deggendorf, Passau）、④ザクセン地方（Oelsnitz, Plauen, Auerbach, Schwarzenberg, Annaberg, Stolberg, Marienberg, Freiberg, Dippoldiswalde, Pirna, Bautzen, Löbau, Zittau のアムツハウプトマンシャフト [ザクセンの古称]）、⑤ライヒ東部国境地帯：a) Hoyerswerda 地区をのぞく Schlesien 州、b) Brandenburg 州においては Merzeritz, Schwerin, Züllichau-Schwiebus, Ost-Sternberg, Landesberg 地区、c) Pommern 州においては Posen-Westpreußen 行政地区、Bütow, Rummelsburg, Lauenburg, Dramburg, Neu-Stettin, Stolp 地区、d) Ostpreußen 州）、⑥ Schleswig-Holstein 州においては Flensburg, Süd-Tondern 国境地区、⑦西部：a) ライン州においては Düsseldorf, Aachen, Trier の行政地区のライン左岸地方および Birkenfeld 地区、b) ザールラント、c) バイエルン・プファルツにおいては Zweibrücken および Pirmasens 地区をさす。]<sup>11)</sup>

- 3.) 新たな許可または認可にさいしては、同等の資格の場合はドイツ人申請人を無条件で優先させなければならない。
- 4.) ユダヤ企業に対するわりあては、そのわりあて量が十分に消費されなかったり顧客の

流出が生じたりした場合は、1.) で予定されたわりあて削減を超過して削減してもよい。わりあての削減部分はドイツ企業に委ねることができる。

## III.

本指令の第 I. と第 II. でのべられた措置は、その遂行が明らかにドイツの輸出を損なう場合は見合わせなければならない。

輸入監視局が外国籍のユダヤ企業に対して先に述べた措置を講じようとしている場合は、遅滞なく本官に報告しなければならない。

予定の措置を遂行することで、輸入監視局はかなりの量の原料と外国為替を蓄えることになるが、それらは特別な目的に役立てられる。これによって輸入監視局には、育成する価値のあるドイツ企業を特別わりあてによって支援する可能性が与えられることになる。本官はこの関連においてとくに、輸入監視局 VII ~ XI あて 1937 年 6 月 16 日付指令 (II R 21081/37) および 1937 年 7 月 30 日付指令 (II R 26991/37) を指摘しておきたい。これによって輸入監視局にはさらに、ユダヤ人の占拠率が高い経済部門におけるドイツ企業の新規設立を助成する可能性が与えられるのである。

本官は、本指令の遂行において講じられた措置について、四半期末ごとに継続的に一初回は 1937 年 12 月 31 日付一報告するよう要請する。各報告は 2 通の複写を添付すること。

代理として 署名ポッセ博士  
委託を受けて 官房職員 署名公印

### 9) ライヒ経済大臣回覧通達 II R 45578/37 「ユダヤ企業への外国為替および原料のわりあて」 (1937年12月15日)<sup>12)</sup>

II R 45578/37

ベルリン, 1937 年 12 月 15 日 W 8, ベーレン通り 43 番地

宛先：輸入監視局 VII-XXVII ライヒ全権委員一親展一

用件：ユダヤ企業への外国為替および原料のわりあて

外国為替および原料の統制開始前、または統制の初期年度に定められた査定期日を基準として外国為替および原料をわりあてた結果、ユダヤ企業が今日なお商業と商品生産に大きく関与する状況がもたらされた。その規模は、経済におけるユダヤ人の影響力の排除という根本的要請に答えられず、事態の展開にもふさわしいものではない。商品輸入については、1936 年 6 月 8 日付の輸入監視局の全般的秘密指令 (88/36 Ü.St.) が、外国為替の認可は、比較期限内の輸入関与の規模を基準に硬直的に定めてはならないとすでに規定している。輸入監視局は 1937 年 11 月 27 日、ユダヤ企業への外国為替および原料のわりあてについて新たな指示を受けている。この規定を補完し、本官は次のことを定める：

\*11) Der Reichswirtschaftsminister an die obersten Reichsbehörden usw., III WO 19080/38, Betr.: Vergebung öffentlicher Aufträge; bevorzugte Berücksichtigung auftragsbedürftiger Grenzgebiete vom 17. Okt. 1938, in: BA. R 8 I Reichsstelle für Textilwirtschaft, 76.

\*12) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister II R 45578/37. Berlin, den 15. Dez. 1937. Betr. Devisen- und Rohstoffzuteilungen an jüdische Unternehmen. in: BA. R 8 I / 76.

### I.

輸入監視局は、1937年11月27日付指令(II R 40181/37)において予定された再検査のほかにも、ユダヤ企業における以前の査定期日を維持することが今なお正当かどうかとも検討しなければならない。この検査は、個々の場合においては外国為替ありあてと原料ありあてに適用すること。

外国為替管理の開始時点またはその初期年度における輸入額は、今後は通常ユダヤ企業の輸入ありあて量の査定基準としてはならない。外国為替ありあて量はむしろ、それより後の時期(たとえば1936/37年度)の輸入関与分に依拠すべきである。

同様に将来的には、国内的管理の領域におけるありあて量(加工、購入・在庫維持ならびに取り引きありあて量)の付与にさいして、前述の基本原則の履行が、大半が1933年と1934年になっているユダヤ企業の比較期日を維持することと矛盾しないかどうか検討すべきである。一般的に、ここにおいてユダヤ企業については、比較的後年の比較期日を選択しなければならない。なお1937年11月27日付指令で予定された10%のありあて削減は最小限の要求に過ぎないので、適切な場合にはこれを超過してもよい。

### II.

1937年11月27日付の指令によると、節約された外国為替および原料はとりわけ以下のことに用いられる。

1. 支援に値するドイツ企業に特別ありあてを与えること。
2. 国境地帯の窮状を緩和すること。
3. ユダヤ人がつよく関与している経済部門におけるドイツ企業の新規設立を支援すること。

本官はこの関連において1937年5月28日付指令(II R 18659/37)ナチス運動古参党员のための特別規定をとくに指摘し、節約された分量の一定部分をこの目的のために確保するよう要請する。1937年5月28日付指令は、将来的には輸入ありあての配分にも適用される見込みである。

### III.

ある企業がユダヤ企業と見なされ得るかどうかについて疑義がある場合、輸入監視局は所轄の商工会議所の鑑定を求めることができる。商工会偽証は本官からさらに詳細な指示を受けることになる。疑義が生じる場合は、最終的な法的規定がなされるまでは本官に報告されたい。

疑義がある場合には解決が必要とされることもあるが、そのことでユダヤ企業として知られている企業に対する必要な措置の遂行を遅らせてはならない。職務の遂行を委託されて署名 ゲーリング プロイセン首相  
検認 署名 公印 司法書記官

10) ライヒ経済省第IIB部長 II R 43799/37  
「国境地帯へのありあて」(1937年12月29)<sup>\*13)</sup>

第II B部長 II R 46799/37, ベルリン, 1937年12月29日

第II B部の全課長ならびに課員宛て IVB課へも伝達

要件: 国境地帯への原料ありあて

1937年6月16日付指令(II R 21081/37)により、輸入監視局 XII から XXVII に対して国境地帯の窮状を適切な手段によって、とくに過酷な損害を被っている場合は特別ありあてによって損害を除去する指示が出された。紡績原料領域の輸入監視局(VII ~ XI)は、1937年7月30日付の指令(II R 26991/37)によってしかるべき指示を受けている。この指令にもとづいて輸入監視局が導入した措置は、たしかに国境地帯の窮状を個々の点において緩和したのであるが、国境地帯の原料供給状況を同等にするという目標は目下のところ達成されていない。最近さまざまな部署から、国境地帯における原料供給の不足のために、労働力がかなり流出し、しばしば不満が増大しているとの苦情や非難があがっている。これは国政上の重大な危険を意味している。こうしたことが確認される以上、国境地帯の原料供給の改善をあらゆる困難を排して是が非でも推進しなければならない。

1937年11月27日の指令(II R 40181/37)および1937年12月15日付指令(II R 45578/37)において企図されていたのは、ユダヤ企業へのありあて削減によって節約された分量を国境地帯の支援のためにも役立てるということであった。先の両指令を遂行するためには、輸入監視局は原料ありあて体制ならびに個々のありあて量の見直しを広範にわたって行わざるをえない。この関連において国境地帯の振興に不可欠の措置も優先的に考慮されるようになることを要請する。本官は、個々の専門領域においてこれまで講じられてきた措置が全体として一いつかの例外を別とすれば一十分ではなく、ゆえに国境地帯支援のためのさらなる措置が不可避となってきたことを今一度強調しておく。代理として 書名クリューガ博士

11) ライヒ経済大臣回覧通達 IV 45791/37  
「ユダヤ営業経営」(1938年1月4日)<sup>\*14)</sup>

ベルリン, 1938年1月4日  
ライヒ経済会議所内商工会議所共同事業団, ベルリン宛  
要件: ユダヤ営業経営

ユダヤ企業への外国為替ならびに原料のありあてに関する輸入監視局 VII-XXVII ライヒ全権委員あて1937年12月15日付回覧通達(II R 45578/37)において、ある企業がユダヤ企業であるかどうかについて疑念が生じた場合は所轄の商工会議所に問い合わせよと定めてある。

情報の伝達にさいしては、ユダヤ営業経営の法的確定を保留し、さしあたり以下の基本原則にしたがって行動すること。

- 1.) 個人企業の営業経営は、その所有者がユダヤ人であるならばユダヤ営業経営と見なさ

\*13) Der Leiter der Unterabteilung II B, II R 43799/37. Berlin, den 29. Dez. 1937. Betr. Rohstoffzuteilungen an die Grenzgebiete. in: BA. R 3101-11605, 68.

\*14) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. IV 45791/37. Berlin, den 4. Jan. 1938. Betr. Jüdische Gewerbebetriebe. in: BA. R 3101-8934, 101.

- れる。
- 2.) 合名会社もしくは合資会社の営業経営は、ひとりの無限責任社員がユダヤ人である場合、ユダヤ営業経営とみなされる。
  - 3.) 法人の営業経営は以下の場合ユダヤ営業経営とみなされる。
    - a.) 法的代表者のなかにユダヤ人がいる場合
    - b.) 監査役会のメンバーについて 4 分の 1 以上がユダヤ人である場合、または、
    - c.) ユダヤ人が資本または議決権において決定的である場合、すなわちユダヤ人の同意がなければ最高管理組織（株主総会、社員総会など）の議決ができない程度に決定的である場合。〔ユダヤ人の〕決定的な関与は、ユダヤ人の同意が必要とされるのが、法律が特別の過半数を定めている議決に必要な場合のみであるときは存在しないものとする。

株式会社もしくは株式合資会社において、本命令の布告時点で取締役会員のなかに一人もユダヤ人がいない、または監査役会員の中に 4 分の 1 以下のユダヤ人しかいない場合は通常、ユダヤ人が資本または議決権において決定的に関与していないと仮定しうる。

- 4.) 営業経営はさらに、それが事実上ユダヤ人の支配的な影響下にある場合、ユダヤ営業経営とみなされる。疑義がある場合は、決定のため本官に提示されたい。  
本官は、商工会議所にしかるべく伝達するよう要請する。  
業務の遂行を委託されて  
署名 ゲーリング プロイセン州首相

**12) ライヒ経済大臣回覧通達 IIR 710/38  
「アーリア化された企業のわりあて」  
(1938年1月8日)<sup>15)</sup>**

ライヒ・プロイセン経済大臣  
ベルリン W8 1938年1月8日  
輸入監視局 VII-XXVII ライヒ全権委員あて  
要件：アーリア化された企業のわりあて

**I.**

本官の 1937 年 11 月 27 日付指令 (II R 40181/37) および 1937 年 12 月 15 日付指令 (II R 45578/37) の遂行によって、将来的にかなりの数のユダヤ企業がドイツ人の手に移ることが見込まれる。この関連でにおいて、旧ユダヤ企業がドイツ企業へ移行した後、わりあて量はどのように取り扱われるかという問題、とくに企業のアーリア化によって、それまで命じられていた削減を撤廃すべきかどうかという問題が提起される。

この問題の決裁にさいしては以下の検討が決定的となる。すなわち先述の 2 つの指令によれば、ユダヤ企業あてわりあて量の削減によって節約された量はつぎの目的のために用いられることになっている。

1. 援助するに値するドイツ企業に特別わりあてを与えること
2. 国境地帯の窮状を緩和すること
3. ユダヤ人の占有割合がとくに高い経済部門におけるドイツ企業の新規設立を支援する

こと

4. ナチズム運動の古参党员（企業所有者である古参党员が党争時代に運動に参加したことで企業が損害を被ったことが証明された）に埋め合わせをすること

要するにユダヤ企業における削減によって生み出された予備の原料・外国為替は、国政上・経済政策上重要な一定の諸目的と密接に結びついているのである。これらの目的の達成は、アーリア化の完了後、輸入監視局が詳細な検査なしにわりあて量を元にもどすなら妨げられるおそれがある。またかなり前（比較的）の数年間、商売が順調に展開していたためにユダヤ企業のわりあて量が比較的大きかったことがしばしばあったことを考慮するなら、アーリア化にともなう困難によるものであれ、わりあて量の補填は一般的に必要なものであろう。

アーリア化された企業へのわりあて分配に関して統一的な運用を保証するため、今後は以下の原則にしたがって行動するよう要請する。

1. アーリア化の前に行われたわりあて量の削減は基本的にそのままとする。ただしアーリア化のあとにユダヤ企業に対して命じられた削減またはその他の措置は、アーリア化された企業には適用されない。
2. 公の利益が存在するのであれば、わりあて量の全量もしくは一部分を旧状に復帰させ、その後命じられた特別わりあてがあれば、これを与えてもよい。公の利益というのはとりわけつぎの場合に存在する。
  - a) アーリア化の結果、当該企業が本指令第 2 段落に記された企業の 4 集団のひとつに属し、その特別な振興に輸入監視局が責任を負う場合、または
  - b) アーリア化された企業が削減されたわりあて量では存続不可能で、しかも社会・経済政策的、税制上またはその他の公の理由から、その企業の維持が必要である場合。
3. ゆえにわりあて量は、個別の事例を一つ一つ特別に検査したあとでなければ補填してはならない。そのさい個人商人と人的会社によるユダヤ企業の獲得は、コンツェルンの形成を回避し、健全な中間層を促進するものであり、基本的に望ましいと判断する。

**II.**

1937 年 12 月 15 日付指令によって本官は輸入監視局に、ある企業をユダヤ企業と見なすべきかどうかについて疑義がある場合は所轄の商工会議所の鑑定を仰ぐよう指示した。その後商工会議所はある方針を与えられた。その方針によれば、商工会議所はユダヤ営業経営の概念の法的定義を保留したうえで—

1. 個人企業の営業経営は、その所有者がユダヤ人であるならばユダヤ営業経営と見なされる。
2. 合名会社もしくは合資会社の営業経営は、ひとりの無限責任社員がユダヤ人である場合、ユダヤ営業経営とみなされる。
3. 法人の営業経営は以下の場合ユダヤ営業経営とみなされる。
  - a) 法的代表者のなかにユダヤ人がいる場合
  - b) 監査役会のメンバーについて 4 分の 1 以上

\*15) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. II R 710/37. Berlin, den 8. Jan. 1938. Betr. Kontingente arisierteter Unternehmen. in: BA. R 8 I / 76.

- 上がユダヤ人である場合、または、  
c) ユダヤ人が資本または議決権において決定的である場合、すなわち、ユダヤ人の同意がなければ最高管理組織（株主総会、社員総会など）の議決ができない程度に決定的である場合。〔ユダヤ人の〕決定的な関与は、ユダヤ人の同意が必要とされるのが、法律が特別多数を定めている議決に必要な場合のみであるときは、存在しないものとする。

株式会社もしくは株式合資会社において、本命令の布告時点で取締役会員の中に一人もユダヤ人がいない、または監査役会員の中に4分の1以下のユダヤ人しかいない場合は通常、ユダヤ人が資本または議決権において決定的に関与していないと仮定しうる。

4. 営業経営はさらに、それが事実上ユダヤ人の支配的な影響下にある場合、ユダヤ営業経営とみなされる。

商工会議所は、疑義がある場合本官の決裁を得よう命令されている。

委託を受けて 署名：ザルノフ

### 13) ライヒ経済大臣回覧通達 IV 15307/38 「ユダヤ営業経営の定義づけ」 (1938年1月17日)<sup>\*16)</sup>

第IV/3 課のための写し

- a) 総統代理 ミュンヒェン ブラウエスハウス  
b) ライヒ・プロイセン内務大臣 ベルリン  
c) ライヒ法務大臣 ベルリン宛て

要件：ユダヤ営業経営の定義づけ

ドイツ営業経済におけるユダヤ人の影響力の撃退を決定的に進めるために、本官は本官の職務領域にある輸入監視局あて 1937年11月27日付および12月15日付の両秘密指令（貴官には1937年12月20日付書簡-IIR 46070/37-によりすでに配布済み）によってつぎのことを命令した。すなわち、ユダヤ企業あての原料わりあては全般的かつ即座に当面少なくとも10%削減し、ユダヤ企業あての外国為替わりあてを継続的に追検査することである。営業経済組織の諸集団には、諸集団が正式なわりあて手続き以外で原料わりあてに影響力を行使するかぎりにおいて同様なことが命じられている。

経済政策上とくに重要なこの命令を遂行するためには、所轄の部署に明確な方針を示すことが必要になる。すなわち所轄の部署がどのような前提のもとである企業をユダヤ企業と見なしそのように処遇すべきかという方針である。ゆえに本官は、輸入監視局ならびに営業経済組織のうち該当の経済集団は、疑わしい場合、所轄の商工会議所の鑑定意見を聞くよう命令しておいた。また商工会議所には、同様に同封してある本官の1938年1月4日付指令の写しによって基本原則を伝えておいた。この基本原則とは、さしあたり予定されている法的規定ができるまでは、それにもとづいて非ユダヤ営業経営とユダヤ営業経営の定義をすべき基本原則である。

内容的には、商工会議所に伝えた方針は基本

的に国家公民法第三政令草案の当該条項を範にとっている。すなわち第三政令草案が当時すでに関係の全部署の同意、および総統兼首相の承認も得ていたということである。しかしその後の展開に相応して、法人において監査役会および取締役会の構成に対する要請はつぎの点で厳格にされた。すなわち取締役会においてはユダヤ人の影響力が完全に欠如していることが要求され、監査役会においてはユダヤ人の関与は構成員の最高4分の1しか許容されないという点である。

1938年1月4日付指令は、状況が必要ならしめた間に合わせの一時的な諸措置にすぎない。本官は計画中国家公民法第三政令の一刻も早い完成を願うものであるが、この第三政令が布告されるならば、この一時的な命令は直ちに効力を失うことになる。

委託を受けて 署名：ザルノフ 博士

### 14) ライヒ経済大臣回覧通達 II R 2723/38 「ユダヤ企業あてわりあて削減」 (38年1月27日)<sup>\*17)</sup>

輸入監視局 (I-VI 除く) [繊維経済輸入監視局 Hammer 氏あて]

要件：ユダヤ企業あてわりあて削減

本官の37年11月27日付指令-II R 40180/37-および37年12月15日付指令-II R 45578/37-で定められた規定によって以下の問題が頻繁に生じた。すなわち輸入監視局はユダヤ人輸入業者の輸入わりあて量の削減部分をドイツ人輸入業者に再分配しなければならないのか、あるいはそのかぎりにおいてはドイツの工業・企業の輸入わりあて量も増加させられ得るのかという問題である。

先の指令はもっぱら経済におけるユダヤ人の影響を排除するという目的で出された。この指令によって営業経済の構造を根本的に変化させる、たとえば商業と工業の比率を変えるとか商業を供給機能から除外するといったことは意図していない。商業は健全で合目的な経済過程になくしてはならないものである。

輸入監視局は、削減されたわりあて量の分配の決定にさいしてはこのことを考慮しなければならない。ゆえにユダヤ人小売業者のわりあて量を削減するにあたって、それに応じてドイツ人工業・企業の輸入わりあて量を増やすことは基本的に禁じられる。商業において削減されたわりあて量は基本的にほ再度商業において、工業において削減されたものは基本的には再度工業において役立てるようすべきである。工業ならびに商業に対するわりあて量の現在の比率は、全体としてみれば、先の削減によって変更されてはならない。

委託を受けて 署名：ザルノフ ライヒ経済省公印

### 15) ライヒ経済大臣回覧通達 II R 3977/38 「ユダヤ企業への原料・外国為替のわりあて」 (1938年2月3日)<sup>\*18)</sup>

\*16) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. IV 15307/37. Berlin, den 17. Jan. 1938. Betr. Abgrenzung der jüdischen Gewerbebetriebe. in: BA. R 3101-8934, 112-113.

\*17) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. II R 2723/38. Berlin, den 27. Jan. 1938. Betr. Kontingentskürzungen bei jüdischen Unternehmen. in: BA. R 8 I / 76.

\*18) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. II R 3977/38. Berlin, den 3. Feb. 1938. Betr. Rohstoff- und Devisenzuteilungen an jüdische Unternehmen. in: BA. R 8 I / 76.

宛先：輸入監視局 IX 綿糸・綿織物ライヒ全権委員あて一私信一  
要件：ユダヤ企業への原料・外国為替のわりあて

貴官が営業経済組織および管理統制を委託された場合、関係する集団には本官の37年11月27日付指令-II R 40180/37-および37年12月15日付指令-II R 45578/37-の原則を、しかるべく秘密裏に伝達するよう要請する。諸集団には集団に委託された管理措置の遂行にさいして同原則を適切に適用するよう指示を出すこと。ユダヤ企業あての削減または完全な遮断によって浮いた原料または輸入わりあて量は、諸集団が貴殿に報告することになっている。余剰量の活用については、そのために設けられた原則にしたがって貴殿が決定することになる。

委託を受けて 署名：クヴァソフスキ博士 ライヒ経済省公印 検認：署名 司法書記官

**16) 輸入監視局ライヒ全権委員回覧通達「ユダヤ企業あて外国為替・原料わりあて」**  
(1938年2月16日)<sup>19)</sup>

宛先：Hammer, Guthmann, Fischer, Abel, Roth und Winter  
要件：ユダヤ企業あて外国為替・原料わりあて

表記に関して講じられた措置および影響を継続的に四半期ごとに報告すること。輸入監視局ライヒ全権委員に対しても四半期ごとに貴殿の部門で講じられた措置の影響を見出しを付きで要約して報告すること。とりわけライヒ経済省の本件にかんする指令の遂行にさいして節約された基本わりあて量および輸入価値限界<sup>20)</sup>ならびにその再利用の額についての情報が必要である。ゆえに関係部署においてこれに関して継続的に記録を作成することが望ましい。  
ライヒ全権委員、ベルリン、1938年2月16日

**17) ライヒ経済会議所 664/38「ユダヤ営業経営」**  
(1938年2月21日)<sup>21)</sup>

商工会議所宛て  
要件：ユダヤ営業経営

ある商工会議所から問い合わせがあった。個々の企業から商工会議所に、アリア企業たる資格の認証してもらいたいとの願いが時おり出されることがあるが、商工会議所は証明書を発行することでこの願いに応じてよい、というものである。この件にかんして我われがライヒ・プロイセン経済大臣に照会した結果、つぎのような回答を得た。

「商工会議所には1938年1月4日付指令で、どのような基本原則にしたがって非ユダヤ企業とユダヤ企業とのあいだの区別をすべきかという指示を与えておいた。したがって商工会議所

が申請に応じて個々の企業に、その企業が先の指針にしたがって非ユダヤ営業経営と見なされるか否かという証明書を発行することに対しては何の懸念もない。」

再発令された前述の指令の内容を心にとどめ、しかるべく処理するよう要請する。  
ライヒ経済会議所 委託を受けて 署名

**18) ライヒ経済大臣回覧通達 S 47/38「ユダヤ企業あて外国為替・原料わりあて量」**  
(1938年3月25日)<sup>22)</sup>

宛先：全輸入監視局 (I-VI 除く)  
要件：ユダヤ企業あて外国為替・原料わりあて量

37年11月27日付指令-II R 40180/37-によれば、輸入監視局はユダヤ企業あて外国為替・原料わりあて量にかんする本官の指令を遂行するにあたって講じられた措置について、継続的に四半期ごとに報告しなければならない。このことを念頭において1938年3月31日締め報告を遅くとも1938年4月5日までに、本指令の文書整理記号を示したうえで3部、本官に提出するよう要請する。

報告は可能な限り詳細にまとめるよう要請する。本官がとくに重視するのは、報告が以下の数字を含んでいることである。すなわち命じられた削減がまだ行われていない事例がどれだけ（百分率または絶対数）あるのか、また個々の事例について、いかなる理由から削減が行われていないのかである。さらにユダヤ企業にたいして予定された削減措置によって、どれほどの原料および外国為替の額が節約されたのか、またこの額がすでにドイツ企業のために役立てられたのか否か、またどのような方法によって役立てられたかを報告するよう要請する。

1937年12月15日付指令-II R 45578/37-によれば、原料わりあて量の削減に見込まれた削減割合の10%は最低限の要請にすぎず、適切な場合にはそれを超過してもよい。本官は、この削減割合が超過されたか否か、またどの程度超過されたのか報告するよう要請する。

目下、削減の最低率の引き上げが検討されている。輸入監視局には、これまでの経験からして現時点でどれほど削減率を上げることができるといふ点について意見を述べてもらいたい。この問題を判断するにさいしては、ユダヤ企業が生存の可能性を失うことなく、どれほどの削減を耐え得るかということを経済的に前提としてはならない。より大きな削減率にとって決定的になりうるのは、個々の経済部門が国民経済的機能を確実に果たすことのみである。  
委託を受けて 署名：ミヒェル博士 ライヒ経済省公印

**19) ユダヤ経営の偽装幫助に対する政令**  
(1938年4月22日)<sup>23)</sup>

\*19) Der Reichsbeauftragte. Berlin, den 16. Feb. 1938. Betr. Devisen- und Rohstoffzuteilungen an jüdische Unternehmen. in: BA. R 8 I / 76.

\*20) Einfuhrwertgrenzen

\*21) Reichswirtschaftskammer 664/38. Berlin, den 21. Feb. 1938. Betr. Jüdische Unternehmen. in: NS5-VI / 8784, 2.

\*22) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. S 47/38. Berlin, den 25. März. 1938. Betr. Devisen- und Rohstoffzuteilungen an jüdische Unternehmen. in: BA. R 8 I / 76.

\*23) Verordnung gegen die Unterstützung der Tarnung jüdischer Gewerbebetriebe vom 22. April 1938. in: RGBL., I, pp. 404 f.

1936年10月18日付四カ年計画の遂行のための政令（ライヒ官報I，887頁）にもとづき、本官は次のことを命令する：

#### 第1条

利己的な動機により、経営のユダヤ的性格を故意に隠蔽し、住民または官庁を欺くことに荷担するドイツ国籍所有者は、重懲役、さほど重くない場合でも1年以上の懲役および罰金をもって処罰される。

#### 第2条

ユダヤ人のために法律行為を行ない、そのさい相手方を欺き当方がユダヤ人のために行為している事実を秘匿する者も同様に処罰される。

#### 第3条

本政令は、布告の日から発効する。

ベルリン、1938年4月22日  
四カ年計画総監 ゲーリング 元帥

### 20) ユダヤ人財産の申告に関する政令 (1938年4月26日)<sup>24)</sup>

1936年10月18日付四カ年計画の遂行のための政令（ライヒ官報I，887頁）にもとづき、以下のことが命令される。

#### 第1条

- (1) すべてのユダヤ人（1935年11月14日付国家公民法第一政令第5条，ライヒ官報I，1333頁）は、その国内外の全財産を、本政令発効当日の状況において、以下に定めるところにしたがって申告し、評価しなければならない。外国籍のユダヤ人は国内財産のみを申告し、評価すること。
- (2) この申告・評価義務は、ユダヤ人の非ユダヤ人配偶者にも適用される。
- (3) 申告義務を有する各人について、財産を分けて申告すること。

#### 第2条

- (1) 本政令の意味における財産とは、申告義務を有する者の全財産であって、それが何らかの税について非課税となっているか否かを問わない。
- (2) ここでいう財産には、申告義務者のもっぱら個人的使用のための動産および奢侈品でない限りの家財は含まれない。

#### 第3条

- (1) すべての財産構成部分は、申告において本政令発効当日の平常価格で査定すること。
- (2) 申告義務は、申告義務のある財産の総価格が債務を考慮せずに5000ライヒスマルクを超過しない場合には消失する。

#### 第4条

申告は、公式の様式を用いて1938年6月30日までに申告者の居住地を所轄する上級行政官庁においてこれを行なわなければならない。個々

の場合において特別な事由により財産の完全な申告および評価が同期日までにできないときは、上級行政官庁は申告期限を延長することができる。ただしこの場合は1938年6月30日までに阻害要因を申告のうえ、財産を概算で申告し評価すること。

#### 第5条

- (1) 申告義務者は、本政令の発効後生じた財産のあらゆる変動（増加あるいは減少）を、その財産変動が通常の生活または通常の取引の枠を超過する限りにおいて、遅滞なく上級行政官庁に申告しなければならない。
- (2) 届出義務は、本政令の発効時に申告および評価義務はないが、その後5000ライヒスマルク以上の価値の財産を取得するユダヤ人にも適用される。第1条第1項第2文、第2項、第3項も相応に適用される。

#### 第6条

- (1) 本政令のいう上級行政官庁は以下の通り。  
プロイセン・知事（ベルリンでは警察長官）、  
バイエルン ……知事、  
ザクセン ……管区長、  
ヴェルテンベルク ……内務大臣、  
バーデン ……内務大臣、  
テューリンゲン ……国家地方長官、内務省、  
ヘッセン ……国家地方長官（州政府）、  
ハンブルク ……国家地方長官、  
メクレンブルク ……州政府、内務局、  
オルデンプルク ……内務大臣、  
ブラウンシュヴァイク ……内務省、  
ブレーメン ……内務行政大臣、  
アンハルト ……州政府、内務局、  
リッペ ……国家地方長官（州政府）、  
シャウムブルク＝リッペ ……州政府、  
ザールラント ……ザールラント・ライヒ全権委員。
- (2) オーストリアにおいては国家地方長官（州政府）が上級行政官庁を代行する。国家地方長官は本政令による権限を他の部署に委嘱できる。

#### 第7条

四カ年計画総監は、申告義務のある財産のドイツ経済の利益に適った活用を保証するために必要となる措置を講じることができる。

#### 第8条

- (1) 故意または過失によって前述の規定により存在する申告・評価または届出義務を果たさない、または正しく果たさない、あるいは期限内に果たさない、もしくは第7条にもとづいて発令された指令に違背する者は、軽懲役および罰金、またはこの兩者のうちの一つをもって処罰される。故意による違背がとくに重い場合は10年までの重懲役を言渡すことができる。犯罪者は、犯行を外国で犯した場合も罪となる。
- (2) 未遂は罪となる。
- (3) 第1項および第2項による刑罰のほか、財産が可罰行為の対象であった限りにおいて、その没収を言渡すことができる。

\*24) Verordnung über die Anmeldung des Vermögens von Juden vom 26. April 1938. in: *RGBl.*, I, pp. 414 f.

重懲役と並行して没収を言渡すことができる。特定の者を訴追または有罪にできない場合は、他の点で没収の前提が存在するのであれば、没収を単独に言渡すこともできる。

ベルリン、1938年4月26日  
四カ年計画総監 ゲーリング 元帥  
内務大臣 フリック

## 21) ユダヤ人財産の申告に関する政令にもとづく指令 (1938年4月26日)<sup>\*25)</sup>

1938年4月26日付ユダヤ人財産の申告に関する政令第7条にもとづき、本官は次のことを指令する。

### 第1款 第1条

- (1) 商工業、農業または林業経営の譲渡もしくは賃貸ならびにそれらの経営についての用益権の設定には、その法律行為にユダヤ人が契約締結者として関与する場合、発効には認可を要する。同様のことはかかる法律行為の履行義務にも妥当する。
- (2) 債務負担行為が認可されると、認可はその債務負担行為に対応する履行行為に対しても与えられたものと見なされる。

### 第2条

民法の方式および形成可能性の濫用によって認可義務は回避され得ない。

### 第3条

法律行為が単独相続法または世襲財産法による認可、もしくは1937年1月26日付土地取引布告による認可を必要とする場合は、第1条による認可は必要ない。

### 第4条

第1条で示された法律行為のうちの一つの証書作成にさいし、公証人またはその他の証書作成部署は、本指令に対して注意を喚起し、法律行為にユダヤ人が契約締結者として関与しているか否かを問われない。公正証書で明らかにされるべきは、法律行為が行なわれたこと、および問いに対する回答がどのような趣旨のものであったかである。

### 第5条

土地登記所が判断して本指令を適用する前提条件ありと仮定するもっともな根拠のある場合、土地登記所は本指令による認可が必要ないという証明を要求し得る。

### 第6条

- (1) 土地登記簿に認可なしに権利変更が登記されていた場合、認可官庁が第1条または第2条による認可が必要と見なしたときは、土地登記所は認可官庁の要請により異議を登記し得る。土地登記所独自の、異議の登記に関する規定（土地登記法第

53条第1項）には抵触しない。

- (2) 第1項により登記された異議は認可官庁が取り消しを要請するか、または認可が与えられた場合、抹消される。
- (3) 以上は字義通りにオーストリアにも適用される。

### 第II款

#### 第7条

ユダヤ経営またはユダヤ経営の支店の新規開店は、認可を要する。

#### 第8条

認可は、経営またはその支店を開設しようとする者によって申請されなければならない。

### 第III款

#### 第9条

- (1) 認可申請の諾否は上級行政官庁が決定する。
- (2) 所轄となる上級行政官庁はその管轄地域に、
  1. 第1条の場合、経営が所在するもの、
  2. 第7条の場合、経営またはその支店が開店予定であるものである。
- (3) 不明な点がある場合、所轄となる上級行政官庁はライヒ経済大臣により決定される。

#### 第10条

認可が拒否された場合、申請者は決定の公示から2週間以内にライヒ経済大臣に異議を申し立てることができる。ライヒ経済大臣の決定は取り消され得ない。

#### 第11条

故意または過失により、必要な認可なしに  
1. 商工業、農林業経営を引き継ぐ、保有する、他者に引き渡す、または委ねる、あるいは  
2. ユダヤ経営またはその支店を開店する者は、1938年4月26日付ユダヤ人財産の申告に関する政令（ライヒ官報I、414頁）第8条により処罰される。

#### 第12条

本命令は、布告の翌日より発効する。

ベルリン、1938年4月26日  
四カ年計画総監 ゲーリング 元帥

## 22) ライヒ経済大臣指令 III. Jd. 892/38 「工業油脂供給輸入監視局あて」(1938年5月16日)<sup>\*26)</sup>

工業油脂供給輸入監視局あて

本官は、ナチス党テューリンゲン大管区指導部の要望に応ずることに何の懸念も持たない。将来、ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除を遂行するためには、党とDAFの部署とのよりいっそう緊密な共同作業が必要となる。これは政治的および社会・政治的観点からの可能な限り詳細な判断を仰ぐためである。

\*25) Anordnung auf Grund der Verordnung über die Anmeldung des Vermögens von Juden vom 26. April 1938. in: *RGBl.*, I, pp. 415 f.

\*26) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. III. Jd. 892/47/38. An die Überwachungsstelle Fettversorgung. Berlin, den 8. Mai 1938. in: BA. R 8 I / 76.

委託を受けて 署名：クリューガ

**23) ライヒ経済大臣指令 S 1059/38**  
**「ユダヤ営業経営」(1938年5月19日)<sup>\*27)</sup>**

ベルリン, 1938年5月19日  
ライヒ輸入監視局全権委員 VII ~ XXVII 宛て  
1938年1月8日付指令に続けて (II R 710/38)  
要件：ユダヤ営業経営

本官の1938年1月8日付指令 (II R 710/38) II 3頁で伝えた、ある営業経営がユダヤ企業と見なされるか否かという問題についての指針はつぎのように変更される：

法人の営業経営は今後、非ユダヤ人営業経営と承認されるためには基本的に次のことが要求される。すなわち監査役会にも一人のユダヤ人も所属しておらず、また会社の資金についてはその3/4が非ユダヤ人の社員もしくは株主のものでなくてはならない。

従来の方針にもとづき、営業経営が非ユダヤ経営と認められるが、新しい方針にしたがえばもはや非ユダヤ経営と認められない場合、こうした営業経営は1938年6月31日? [ママ]までにしかるべく転換するようにさせること。

商工会議所は、疑問が生じた場合または現在の指針を遂行すれば経済全般に悪影響が出ることを憂慮しなければならない場合は、本官の裁可得るよう命ぜられている。このことは同様の事態が起こった場合、輸入監視局にも当てはまる。

委託を受けて ベルチュ博士 ライヒ経済省印

**24) ライヒ経済大臣指令 II S 777**  
**「経営のアーリア化」(1938年6月3日)<sup>\*28)</sup>**

宛先：全輸入監視局—I～VIを除く—  
要件：経営のアーリア化

何度も問い合わせが来たので、相当数の輸入監視局宛てにナチス党テューリングン大管区指導部<sup>\*29)</sup>の1938年4月20日付の以下の文書が送付されているものと認める：

「ユダヤ営業経営ならびにそのアーリア化に関して発せられたライヒ・プロイセン経済大臣およびゲーリングプロイセン首相兼空軍元帥のさまざまな指令が契機となって、目下非アーリア経営のアーリア人所有への移行が激増するにいたった。

最近、所轄の輸入監視局によってユダヤ企業向けのわりあて商品の削減が命じられた。アーリア化された企業は、貴台に対してわりあて量を原初の量に引き上げるよう要請するものと考え。だが本官は、かかる要請に応じる前に、当該企業について本官に問い合わせ本官の決定を待つよう要請する。

この問題について輸入監視局との良好な共同作業と協調を重んじたいからである。」

こうした場合において輸入監視局が統一的に行動できるよう1938年5月16日付工業油脂供給輸入監視局宛の本官の指令を添付しておくので目を通していただきたい。総統代理ならびにナチス党テューリングン大管区指導部には本指令を伝えておいた。将来こうした種類の問題が生じた場合、ナチス党の所轄の大管区指導部—大管区経済顧問—と連絡を取るよう要請する。代表して 署名ブリンクマン ライヒ経済省印

**25) 国家公民法第三政令 (1938年6月14日)<sup>\*30)</sup>**

1935年9月15日付国家公民法(ライヒ官報 I, 1146 頁) 第3条にもとづき、以下のことが命令される。

第 I 款  
第 1 条

(1) 経営は、その所有者がユダヤ人(1935年11月14日付国家公民法第一政令第5条, ライヒ官報 I, 1333 頁)である場合、ユダヤ経営と見なされる。

(2) 合名会社または合資会社の経営は、一人またはそれ以上の無限責任社員がユダヤ人である場合、ユダヤ経営と見なされる。

(3) 法人経営は、次の場合ユダヤ経営と見なされる。

a) 法的代表者の一人またはそれ以上、もしくは監査役会構成員の一人以上がユダヤ人である場合。

b) ユダヤ人が資本または投票権で決定的に関与している場合。資本での決定的な関与となるのは、資本の4分の1以上がユダヤ人に属する場合である。投票権での決定的な関与となるのは、ユダヤ人の票が全票の半数に達する場合である。

(4) 第3項の規定は、権利能力を持たない鉱業会社に準用される。

第 2 条

株式会社または株式合資会社において、1938年1月1日現在、取締役会または監査役会構成員のうち誰もユダヤ人でない場合はユダヤ人が資本または投票権で決定的に関与していない(第1条第3項 b)と推定される。同日現在、取締役または監査役構成員のうち一人またはそれ以上がユダヤ人である場合は上と逆の推定が成り立つものとする。

第 3 条

経営は、それが事実上ユダヤ人の支配的影響力のもとにある場合もユダヤ経営と見なされる。

\*27) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. S 1059/38. Berlin, den 19. Mai 1938. Betr. Jüdische Gewerbebetriebe. in: BA. R 8 I / 76.

\*28) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. II S 777. An sämtliche Überwachungsstellen - außer I-VI. Berlin, den 3. Juni 1938. Betr. Arisierung von Betrieben. in: BA. R 8 I / 76

\*29) テューリングン大管区指導者はザウケル Sauckel, Ernst Friedrich Christoph (1927-1945) である。テューリングン大管区指導者 (1932年9月～), 1933年5月からは同大管区国家地方長官を兼務。ニュルンベルク裁判の結果処刑。

\*30) Driette Verordnung zum Reichsbürgergesetz vom 14. Juni 1938. in: RGBl., I, pp. 627 f.

#### 第4条

- (1) ユダヤ経営の支店はユダヤ経営と見なされる。
- (2) 非ユダヤ経営の支店は、その支店長または複数の支店長のうちの一人がユダヤ人である場合、ユダヤ経営と見なされる。

#### 第5条

ライヒ経済大臣は、1940年4月1日までの有効期限をもって、第1条第3項aの規定について例外を承認する。

#### 第6条

第1条、3条および4条の規定は、社団、財団、施設、および経営でないその他の企業についても同様に適用される。

#### 第Ⅱ款

##### 第7条

- (1) ユダヤ経営はリストに登録される。ライヒ内務大臣は、リストの作成にあたる官庁を定める。
- (2) 外国籍のユダヤ人が関与している経営の登録は、ライヒ経済大臣の認可を要する。

##### 第8条

- (1) リストへの登録処分は官庁（第7条）によって命令される。
- (2) 登録処分命令は経営の所有者に送付される。経営の所有者は、送付後2週間の期限内に異議を申し立てることができる。

##### 第9条

- (1) 処分官庁（第8条）は異議の訴えを処理できる。処理しようとしないうときは、処分官庁はこれを上級行政官庁に提示し、その決定を求めなければならない。
- (2) 上級行政官庁は、その他の疑がわしい場合にも決定を下す。
- (3) 上級行政官庁の決定に対して、経営の所有者は決定送付後2週間の期限内に、さらなる異議をライヒ経済大臣に申し立てることができる。

##### 第10条

- (1) 異議（第8条第2項、第9条第3項）は、その決定が争われている官庁に文書で申し立て、理由を述べる。
- (2) 自らの過失によらない異議申立期間の懈怠にあっては、異議の申し立ては事後に行なうことができる。

##### 第11条

経営のリストへの登録は、経営の登録処分が取消し不能となった後に執行される。

##### 第12条

登録にいらしめた諸前提が消滅した場合は、リスト上の経営は〔登録を〕抹消される。経営の所有者が諸前提の消滅を主張し、抹消申請が拒否された場合は、異議の申し立てに関する規定（第8条第2項、第9条、第10条）が適用さ

れる。

#### 第13条

オーストリア州においては、上述の手続き規定に代わり、一般行政手続き法（オーストリア連邦官報第274号、1925年）の規定が適用される。第8条第2項、第9条および第12条による異議の申し立ては控訴と見なされる。

#### 第14条

上級行政官庁またはライヒ経済大臣の決定は、所轄のナチス党大区指導者によっても申請され得る。

#### 第15条

リストの縦覧は何人にも許可される。

#### 第16条

ユダヤまたは非ユダヤ経営の目録または一覧表は、もっぱら公式のリストにより作成されなければならない。

#### 第Ⅲ款

##### 第17条

ライヒ経済大臣は、ライヒ内務大臣および総統代理の了解のもと、ユダヤ経営のリストに登録された経営が、いずれ定められるべき一定の時点より、特別の標識を付けるよう命令する権限を有する。

ベルリン、1938年6月14日

ライヒ内務大臣 フリック

総統代理 R・ヘス

ライヒ経済大臣 ヴァルター・フンク

ライヒ法務大臣 ギュルトナー博士

26) ライヒ経済大臣回覧通達 III Jd. 2818/38「ユダヤ人財産の申告に関する政令にもとづいて布告された四カ年計画総監の1938年4月26日付指令」  
(1938年7月5日)<sup>31)</sup>

ライヒ経済大臣 ベルリンW 8, 1938年7月5日  
ベーレン通り43番地

III Jd 2818 / 38

- a) プロイセン州上級知事・知事ならびにベルリン警察長官
- b) プロイセン州を除く州政府ならびにザール地区担当ライヒ全権委員
- c) オーストリア担当ライヒ全権委員（州政府）あて

要件：ユダヤ人財産の申告に関する政令にもとづいて布告された四カ年計画総監の1938年4月26日付指令（ライヒ官報I, 415頁）の遂行

1938年4月26日付ユダヤ人財産の申告に関する政令、および同政令第7条にもとづいて布告された同日付指令が意図しているのは、国家指導部に—とくにオーストリア併合により緊急に必要となった—ユダヤ人資本の総額、ならび

\*31) Der Reichswirtschaftsminister. III Jd. 2818/38. Berlin, den 5. Juli 1938. Betrifft: Durchführung der auf Grund der Verordnung über die Anmeldung des Vermögens von Juden erlassenen Anordnung des Beauftragten für den Vierjahresplan vom 26. April 1938 (RGBl., I S. 415) in: GWB 624

にそれが全ドイツ経済に及ぼし得る影響に関する正確な概要を伝え、さらにこのユダヤ資本の経済における活用を、必要とあればドイツ民族の利益に反しない方向に向ける可能性をつくり出すことである。さらにはユダヤ人が契約締結者として関与する商工業、農・林業経営に関するすべての譲渡法律行為に対する認可強制の導入により、とりわけ個々の経営のいわゆるアーリア化の遂行にさいして闇取引が防止されるようにもすべきである。これは一般経済政策の観点から望ましくない。

1938年4月26日付ユダヤ人の財産申告に関する政令第7条にもとづいて布告された、同日付四カ年計画総監指令(ライヒ官報I, 415頁)を遂行するため、以下のことが決定される:

1.) 同指令第1条第1項の意味における「譲渡」には、すでに第1条第1項第2文および第2項から明らかなように、債務負担行為<sup>32)</sup>も履行行為も含まれる。したがって政令の発効前にすでに債務負担行為が契約が適法に締結されているが履行行為が未了である場合は、後者はそれ自体として同指令第1条に定められた認可をなお必要とする。

2.) 合名会社および合資会社の出資分の譲渡、ならびに有限会社もしくは共同組合の営業持ち分の譲渡は、第1条第1項の意味における経営の譲渡と同義である。株式または鉱山株券の譲渡もしくは質権設定は経営の譲渡と同義であり、ゆえに決定的な出資分の譲渡もしくは質権設定の場合は認可義務がある。決定的な出資分と認められるのは、譲渡または質権設定された額が会社資本または市場流通鉱山株券の少なくとも10%に達する場合である。

3.) 第1条のいう譲渡の認可は、ドイツ国民経済の一般的利益に反する場合は拒否されなければならない。

このことは認可義務のある法律行為が旧ユダヤ経営の非ユダヤ人取得者への移行を目的とした場合、たとえば以下のようなときに妥当する。すなわち譲渡される経営のそれまでの営業領域内および営業地区内にすでに存在する同種の経営の数から判断してその商店〔ママ〕の営業続行に対する一般的な国民経済的利益がなく、またすでに存在する過度の供給過剰のため経営の閉鎖が一般に望ましく思われる場合である。同様のことは次の場合にも妥当する。すなわち異なる業種による経営の引き継ぎが本質的に資本投資を目的として行なわれる場合、または一般的経済的利益の根拠が認められないまま従来独立した経営がコンツェルン形成の過程で吸収される場合である。

個々の場合において、ユダヤ経営であるか否かという問いは、1938年6月14日付国家公民法第三政令(ライヒ官報I, 627頁)の第1条から第5条にしたがって判断される。本規定で述べられた法的諸前提がある経営が満たしているかどうか疑がわしい場合は、認可官庁が一家公民法第三行政指令〔ママ、政令が正しい〕にもとづく手続きの事後的規定を条件として一

ナチス党大管区指導者ならびに所轄の商工会議所の所見を聞いたうえで、さしあたり独自の権限で決定する。

旧ユダヤ経営のドイツ人所有への移行を目的として締結される譲渡法律行為の認可は、当該経営が移転後も第三政令の意味におけるユダヤ経営と見なし得るといふ疑いが明白に否定され得ない場合は拒否しなければならない。

4.) 認可官庁は、旧ユダヤ経営の非ユダヤ人企業家への移行を目的として申請される第1条にもとづく譲渡認可を与える前に、以下の部署の所見を聞くこと。

a) 譲渡される会社の所在地を管轄するナチス党大管区指導者、

b) 譲渡される会社の所在地を管轄する商工会議所もしくは手工業会議所。当該経営が農産物取引ならびに農産物加工業者の経営である場合は一全国食糧身分商業、全国食糧身分工業、全国食糧身分手工業。1934年2月16日付全国食糧身分の暫定的構築に関する第三政令、ライヒ官報I, 100頁、及び補遺(『ドイツ全国広報』1934年第47号、1934年第148号、1937年第161号)を参照一所轄の州農民指導者の所見も聞かなければならない。

譲渡される会社または取得者の経営に50名以上の従業員がいる場合、もしくは譲渡が当該経済部門にとって特別の意義を有している場合は、商工会議所ならびに手工業会議所は、経営経済組織の所轄の専門集団の鑑定所見を聞くこと。

疑がわしい場合は認可官庁は認可を付与する前に本官に報告しなければならない。このことは一般的な意義のあるすべての事例にも妥当するが、とくに従業員総数1000名以上の経営のアーリア化、及び本官から特別に認可が指示される経済部門の経営についていえる。さらに本官は、今後定められるべき個々の経済部門については自ら認可を付与することを保留する。この場合には、本官は第9条による所轄官庁に本官の決定をその都度、通達する。

5.) ユダヤ経営のドイツ人所有への移行にさいして、経営の譲渡が小売業保護法および同法遂行命令<sup>33)</sup>にもとづく認可を必要とする限りにおいて、第1条による認可は小売業保護法にしたがって付与される認可に代えられる。ただし小売業保護法にしたがって決定を求められる官庁は、そうした場合においても決定にさいしては前述の指針を、とくに4.)で挙げられた部署の所見を聞くという点に関しても基礎としなければならない。また同一の官庁でない限り指令第9条により個々の事例において所轄となる上級行政官庁にその決定を伝えなければならない。

同様のことはライヒ信用貸し関係法にもとづいてすでにライヒ信用貸し制度全権委員の認可が出ている譲渡法律行為、およびオーストリアの1938年4月14日付オーストリア経済保護法

\*32) 所有権譲渡行為などの直接に絶対権(物権など)の得喪変更を生ずる法律行為とは異なり、債務を負担する行為。ドイツ法は、債務負担行為と絶対権の得喪変更を生ずる法律行為とを区別する。売買・交換などは債務負担行為であり、これによって物権変動は生じない。山田晟、前掲書。

\*33) 1933年5月12日付小売業保護法、および1934年7月23日付小売業保護法の遂行のための政令。小売店の新規開店、売り場面積の25平方メートル以上の拡張などを基本的に禁止し、個々の事例について、店主の専門知識、人物の信頼性、出店予定地域の人口密度、社会構成、地域の必要性などの条件を勘案のうえ例外的に認可が付与されるとされた。

(オーストリア州官報, 1938年, 145頁以下)により認可義務のあるオーストリアに所在地を有する生業企業または出資分担権・出資持ち分の譲渡にも字義通りに妥当する。

外国為替法による認可が, 指令第1条による認可に代えられることはない。

6.) ユダヤ人に対する経営の譲渡認可は, 基本的に拒否しなければならない。

7.) 第1条による賃貸または用益権の設定に対する認可, もしくは第7条によるユダヤ経営または支店の新規開店に対する認可は, 一般に拒否しなければならない。ユダヤ経営の移転も新規開店とみなされる。

8.) 農業または林業経営の譲渡もしくは賃貸, ならびにそれらの経営についての用益権の設定は, 一般に, 1938年4月26日付指令第3条により, 第1条による上級行政官庁の認可を必要としない。他の認可官庁の所轄だからである。しかし農業または園芸業経営の譲渡または賃貸の認可, もしくはそれらの経営についての用益権の設定が, 1938年4月26日付指令の第1条および9条による認可官庁の所轄になる場合は, 決定の前に, 所轄の州農民指導者の所見を聞くこと。

本官は, 所轄の行政官庁にしかるべく指示を出すよう要請する。

本回覧通達は, 総統代理, ライヒ内務大臣およびライヒ食糧農業大臣の了解のもとで発令される。

総統代理は党の担当部署にしかるべく指令する。ライヒ食糧農業大臣は州農民指導者に通達する。ライヒ経済院は商工会議所, 手工業会議所および全国集団に通知する。

署名: ヴァルター・フンク ライヒ経済省公印  
検認: 署名: リントシュテット 官房職員

## 27) ライヒ内務大臣回覧通達 Ie286/38-5012c「国家公民法第三政令の遂行」(1938年7月14日)<sup>\*34)</sup>

A. 1938年6月14日付国家公民法第三政令(ライヒ官報I, 627頁)の遂行のため, ライヒ経済省の了解のもと, 以下のことが決定される:

### I. 担当官庁の規定

1. (1) ユダヤ経営のリストは, 営業法第14条第1項の規定により経営が届出を義務づけられている官庁において作成される。

(2) オーストリアにおいては, リストは経営担当第一審官庁において作成される。

2. (1) 第三政令のいう上級行政官庁は次のとおり

プロイセン ……知事(ベルリンでは市長),  
バイエルン ……知事,  
ザクセン ……管区長,  
ヴェルテンベルク ……経済大臣,  
バーデン ……大蔵・経済大臣,  
テューリンゲン ……国家地方長官, 内務省,  
ヘッセン ……国家地方長官(州政府),  
ハンブルク ……国家地方長官(州政府),  
メクレンブルク ……州政府,  
オルデンブルク ……内務大臣,  
ブラウンシュヴァイク ……内務省,

ブレーメン ……市長,  
アンハルト ……州政府, 経済局,  
リッペ ……国家地方長官(州政府),  
シャウムブルク=リッペ ……州政府,  
ザールラント ……ザールラント・ライヒ全権委員。

(2) オーストリアにおいては, 第三政令により上級行政官庁に帰する任務は, 経営担当第二審官庁がこれを行なう。

### II. リストの様式および内容

1. リストの名称は「○○におけるユダヤ経営のリスト」とする。

2. (1) リストは添付の様式(添付書類1)により作成しなければならない。ユダヤ経営はアルファベット順に記載すること。ただし地域によって必要がある場合, リストは産業部門別に分類してもよい。

(2) リストはカード形式で作成してもよい。

(3) 第1段目には商号もしくは, 商号がない場合は経営者の姓名, および経営の商法上の形態(個人商人, 合名会社, 有限会社等)を記入する。商号は商業登記簿の登記と一致しなければならない。

(4) 第2段目には経営の業務対象を記入する。記載は経営の業務対象が可能なかぎり正確にわかるようにすること。商取引業といった一般的な書き方はしないこと。

(5) 第3段目には, 市町村名, 街路名, 番地により経営の所在地を記載する。

(6) 第4段目にはリストへ登録されるにいたった事由に関するコメントを記入する。とくにここで記入すべきは: 合名会社および合資会社の場合はユダヤ人社員の氏名, 法人経営の場合は取締役会および監査役会のユダヤ人役員の氏名。

(7) またこの段には, 異議申し立てに対する決裁があった場合, その事実も書くこと。リストへの登録が, 第三政令第3条にもとづく事実上支配的なユダヤ人の影響力についての決定が基礎となっている場合も同様である。

(8) 第5段目は特別な所見のためのものである。ここにはとくに経営の規模と範囲に関する情報が記入される。たとえば従業員数(概数でよい), 当該地域における支店数, その他経営の一般的な判断にあたって有意義な情報である。

3. (1) リストは4部作成すること。

(2) 第1部は官庁の部局内でのやり取りに使う。

(3) 第2部は第三政令第15条による縦覧用に作成する。

(4) 第3部は所定の事務手続きを経て上級官庁に提出され, そこに集積される。下位の行政官庁はリストを次の部局に回す前に, 規定通りの記載であるかどうかを検査する。

(5) 第4部は所轄の大管区指導者に送付すること。

(6) 上級行政官庁において保管されるリストは, 定期的に変更事項(新規記載および

\*34) Durchführung der Dritten Verordnung zum Reichsbürgergesetz. Erlaß des Reichsminister des Innern vom 14. Juli 1938. -Ie 286/38-5012c- in: Krüger, Alf, Die Lösung der Judenfrage in der deutschen Wirtschaft. Kommentare zur Judengesetzgebung (Berlin, 1940), pp. 98-107.

削除)の報告を受けて常に最新の状態しておかなければならない。

- ユダヤ経営が存在しない場合は上級行政当局に非存在の通知をしなければならない。上級行政当局はこの通知を所轄の管区指導者に伝達すること。

### III. リストの作成

- リスト作成に責任を負う諸官庁は、まずリストの作成に必要な証拠書類を入手すること。このためこれらの官庁は、所轄の商工会議所および手工業会議所、または農産物取引を営むか、あるいは全国食糧身分法令のいう農産物加工業者の生業企業の場合は、管区農民指導者、ひいてはすでに当該証拠書類を有している党の部局、財務当局その他の部署と連絡をとること。さらに職務上、すべてのユダヤ企業の把握という目的に適うあらゆるその他の措置を講じなければならない。
- (1) リストを完璧なものにすることにはとくに留意すること。  
(2) 調査には、職務上知られた次のような旧ユダヤ経営も組み入れること。すなわち以前のユダヤ人所有者が外見上すでに引退しているが、それでもなお経営指導を支配している疑いのある旧ユダヤ経営である(偽装)。1938年4月26日以降に譲渡された経営については、一般に改めて調査する必要はない。なぜならこれらの譲渡は1938年4月26日付ユダヤ人財産の申告に関する政令にもとづく指令第1条(ライヒ官報I, 415頁)により、詳細な調査がなされたうえで認可が与えられているからである。  
(3) 公共薬局は、ユダヤ人が公共薬局の経営者として排除される1936年3月26日付公共薬局の賃貸および管理法に関する第一政令(ライヒ官報I, 317頁)第3条の規定を鑑みて、調査対象から外してもよい。  
(4) 第三政令第1条から第4条の規定を適用するにあたっては、ユダヤ経営の概念がユダヤ人(国家公民法に関する第一政令第5条)[ライヒ官報1935年I, 1333頁参照]の関与を前提とすることに注意すること。ユダヤ混血者(国家公民法第一政令第2条第2項)およびユダヤ人と姻戚関係にある者の関与は基本的に不問に付される。このことはユダヤ混血者にあつてはユダヤ人血族が、またユダヤ人と姻戚関係にある者にあつてはユダヤ人配偶者もしくは姻族が経営に支配的な影響力を及ぼしている場合、第三政令第3条の規定の適用を妨げるものではない。
- 第三政令第3条の規定はもっぱら補助的に適用すること。第1条、第2条によりユダヤ経営と見なされる経営については、第3条による決定を必要としない。すなわち第1条、第2条により非ユダヤ経営と見なされる経営については、第3条の適用可能性を吟味すること。疑義がある場合は上級行政官庁の決定を仰ぐこと。
- (1) 証拠書類の調査後、登録するかどうかを決定し、ユダヤ経営を登録処分すること。処分は添付の様式(添付書類2)を用いて経営所有者に送付すること。登録は処分が取り消し得なくなった後、はじめてこれを執行し得る。ゆえにいかなる場合においても異議申立期間の経過を待つこと。  
(2) 登録処分の送付後2週間以内に異議の

申し立てがなされないときは、登録を執行してもよい。

- 期限通りに異議申し立てがなされたときは、これに最終的に決定が下されるまで登録を見合わせなければならない。調査の結果、経営に外国籍のユダヤ人が関与していることが判明した場合もこれと同様に処理すること。この場合は所定の事務手続きにしたがって上級行政官庁に報告するものとし、上級行政官庁は、第三政令第7条第2項によりライヒ経済省の決定を仰がなければならない。
- 第三政令第6条で述べられている企業で、経営でないものはリストに登録されない。
- リストは可及的速やかに作成すること。

### IV. 異議申し立ての手続き

- 所定の期限内に異議が申し立てられたが、処分権を有する官庁がこれを処理しようとならない場合、当該書類は所定の事務手続きにしたがって上級行政官庁に提出すること。
- 異議申し立ての決定前に、所轄のナチス党大管区指導者、さらに商工会議所もしくは手工業会議所、または管区農民指導者に意見表明の機会を与えられたい。

B.本官は、この他の詳細な指示を出すよう要請する。同様に1938年9月1日までに、第三政令の実施状況、とくにどの程度リストが作成されたのかについて、さらには係属中の異議申し立て件数にのりての報告を要求する。

州政府宛(オーストリアを含む)ープロイセンについては:知事および市長、ベルリン市長宛ーライヒ内務省報、1152頁一

### 添付書類1

ライヒ内務省Ie 286/38=5012c

### 〇〇におけるユダヤ経営のリスト

1	商号、経営者名、法形態
2	事業の対象
3	所在地
4	登録理由
5	所見

1	"Die Mode"有限公司
2	婦人服の製造および販売
3	バーンホーフプラッツ 5番地、ハウプトシュトラッセ 10番地、ランゲシュトラッセ 15番地
4	同社の事実上の経営者が元社員のユダヤ人イージドル・レーヴィー 第三政令第3条による決定(官庁名、書類整理番号)
5	当該地域に3商店、合計20名以上の従業員

1	"Hirsch & Sohn"合名会社
2	紳士用衣料生地卸商
3	ランゲシュトラッセ 1番地、1階
4	社員モーゼス・シュテルンがユダヤ人 1937年2月1日付県知事の決定一書類整理番号一
5	従業員5名

1	シュタイン, サリー, 個人商人
2	家畜商
3	ハウプトシュトラッセ 13 番地
4	所有者がユダヤ人
5	当地域で唯一の家畜商

添付書類 2

ライヒ内務省 Ie 286/38=5012c.

官庁名 場所, 日付

宛

所在地

1938 年 6 月 14 日付国家公民法第三政令 (ライヒ官報 I, 627 頁) により, 本官は貴経営をユダヤ経営のリストに登録することを指令した。

登録は, 2 週間の期限内に本指令に対する異議申し立てがなされない場合に執行される。異議申し立ては, 本官に対して書面でこれを行ない, 理由を述べること。

公印, 署名

**28) ライヒ経済大臣回覧通達 III Jd. 4114/38 「ユダヤ経営の譲渡. 1938年7月23日付回覧指令-IV 4860.38-356-について」 (1938年8月5日)<sup>35)</sup>**

ベルリン警察長官宛

用件: ユダヤ経営の譲渡: 貴殿 1938 年 7 月 23 日付回覧命令 (IV 4860. 38-356)

上記の貴殿回覧命令における本官の 1938 年 7 月 5 日付回覧通達 (III Jd. 2818/38) の解釈に対しては, 本官は基本的に何ら異存はない。しかし以下の諸点に留意されたい:

a) 「譲渡」の概念について

贈与も譲渡と見なし得る。

b) 「営業経営」の概念について

1938 年 4 月 26 日付指令第 1 条の意味における営業経営としては, たしかにライヒ営業法の規定に該当しないような企業もそのようにみなし得る (たとえば営業的土地経営の企業: 鉱山業, 泥炭, 土石採取)。しかし従来の意味における「営業的」活動がつねに前提となる。純粹な財産管理だけでは営業経営ということにはならない。賃貸アパートまたはその他の地所の譲渡だけでは, その所有者が, それによって同時に上述した意味における営業経営を譲渡しようとしていることが確実でないのなら, 認可義務があるとはいえない。

同様に, 企業の解散にさいして個々の物件の譲渡 (商品倉庫, 機械, 工場および店舗内装) は, これによって 1938 年 4 月 26 日付指令第 2 条の意味における回避法律行為が企てられていないことが明白な場合も, 認可義務はない。

なお本官は, 指令第 1 条は, 経営の所有者状況

のあらゆる可能な変更を把握するために, 原則的に広く解釈されなければならないという貴殿の説明に賛同する。

c) 「手続きの原則」について

証拠書類によって非ユダヤ出自を完全に証明することは取得者にはしばしば困難で, 手続きを不必要に遅滞させることになる。特段の疑がないなら多くの場合以下で十分である。すなわち 1938 年 4 月 22 日付ユダヤ経営の偽装補助に対する政令の罰則規定 (ライヒ官報 404 頁) および虚偽の申告をしたことが判明した場合官庁の認可が無効になることを承知していると指摘したうえで取得者が必要な説明をするというものである。

**29) ライヒ経済大臣回通達 (速達) III Jd. 4900/38 「外国籍のユダヤ人が所有する経営の登録について」 [抄訳] (1938年8月27日)<sup>36)</sup>**

詳細な指示を出すまで, 国内の経営への外国籍ユダヤ人の関与, またはドイツ国内にある外国企業の支店をユダヤ経営と見なすかどうかについての調査は中止する。

**30) ライヒ経済大臣回通達 S2452/38 「四カ年計画総監の1938年4月26日付命令について」 (1938年9月6日)<sup>37)</sup>**

全輸入監視局宛て (I ~ VI を除く)

要件: 四カ年計画総監の 1938 年 4 月 26 日付命令 (RGI. I. S. 415) について

上記の命令によって, 契約締結者としてユダヤ人が関与している営業経営, 農林業経営の売却取引は, 上級行政官庁の認可が必要であると定められた。所轄の上級行政官庁は冒頭の命令第 9 条と連結する 38 年 4 月 26 日付ユダヤ人財産の申告にかんする行政命令 (ライヒ官報 I. S. 414) 第 6 条から明らかである。38 年 7 月 5 日付指令 III Jd. 2818/38, (本命令の写しも添付する) では, 上級行政官庁は認可付与の前に他の部署 (大管区指導者, 商工会議所または手工業会議所もしくは農民指導者 Landesbauernführer) の意見を聞くものとされている。上級行政官庁のこの手続きにおいては, 輸入監視局の関与は見込まれていない。

輸入監視局は, 上級行政官庁で係争中のアーリア化手続きにおいて, 主に原料加工企業もしくは輸入企業が問題となっているときに関与すべきである。とくにこの場合においてはアーリア化によってつぎの問題が生じる。すなわち企業の移譲によって何がしかのわりあてが獲得者の手に渡るか, あるいは削減されたわりあてがアーリア化後もとに戻されるべきなのか, すなわち本官が以前の指令, とくに 38 年 1 月 8 日付-II R 710/38-指令でとりあげた問題である。上級行政官庁の認可は, それだけではわりあて量の移譲に再補填がされるわけではない。これについての決裁はもっぱら原料経済的な性格の

\*35) Der Reichswirtschaftsminister. III Jd. 4114/38. An den Herrn Polizeipräsidenten Berlin. Betrifft: Veräußerung jüdischer Gewerbebetriebe. Dortige Rundverfügung vom 23. Juli 1938 -IV 4860.38-356-. Berlin, den 5. August 1938. in: GWB 624

\*36) Der Reichswirtschaftsminister. III Jd. 4900/38. Schnellbrief! Berlin, den 27. August 1938. in: GWB 624

\*37) Der Reichswirtschaftsminister. S 2452/38. An alle Überwachungsstellen außer I-VI. Betrifft: Anordnung des Beauftragten des Vierjahresplans vom 26. April 1938. (RGI., S. 415). Berlin, den 6. Sep. 1938. in: BA. R 8 I / 76.

検討からなされることになるが、この決裁は原料を分配し管理する部署、すなわち輸入監視局によってのみ下され得る。

ゆえに輸入監視局が今後ともアリア化の問題に携わることは避け得ない。しかし移譲契約の一般的な根拠が上級行政官庁によって詳細に検討されるということを念頭におけば、輸入監視局は、決定については以前にもまして本来の原料・外国為替の観点からの検査に限定できるのである。1938年4月5日付の本官の指令-S 199/38-を引き合いに出しておく。

ゆえに輸入監視局の検査はおおよそそのところ以下の点に拡大される。すなわち、

- 1) 獲得者が、その人格ならびに専門知識の観点から、配分された原料を規定に則って国民経済的に正しく用いることが保証されるかどうか、
- 2) 現下の原料状況が、本官の1938年1月8日付指令-II R 710/38-第一条にしたがって原料わりあて量の分配もしくは補充にさいして当該企業に配慮することを許容するかどうか。

本官の1938年5月28日付指令(S777/38)外国為替・原料わりあて量の原則についてを参照されたい。

わりあて量の獲得者への移行、ならびにわりあて量の旧状復帰についての輸入監視局の決定の効果は、内容的には企業の獲得が上級行政官庁によって認可されるかどうかにか左右される。だが獲得者がわりあて量の移譲または事後的な補填を計算に入れられるかどうかは、契約の締結にとってはたいてい決定的な意味を有するので、輸入監視局の決定は上級行政官庁に左右される認可手続きの完了まで延期されないことがしばしばである。アリア化のあらゆるケースにおいて、輸入監視局の決定が上級行政官庁の認可を代替しないことを明確にさせるために、この種の回答を与えるにさいには1938年4月26日付命令による獲得者の認可の必要性を明確に指摘することを勧める。

皮革経済輸入監視局への補遺；

皮革経済領域のために設けられた特例規則に変更はない

委託を受けて 署名：ボルク ライヒ経済省公印

検認 署名：ビルクホルツ 司法書記官

### 31) ライヒ経済大臣回覧通達 I 「皮革経済のユダヤ営業経営取得の認可」(1938年10月8日)<sup>\*38)</sup>

用件：皮革経済のユダヤ経営取得の認可（四カ年計画総監の1938年4月26日付指令第9条、ライヒ官報 I, 415頁）

皮革経済のユダヤ経営の譲渡認可に対する申請の検査において一連の疑問が浮上した。そこで本官は1938年7月5日付の本官の回覧通達(III Jd. 2818/38)を補完し、以下皮革経済部門の申請の決定にさいして考慮すべき二三の観点を挙げることにする。

#### 1) 維持か清算か

皮革生産および皮革加工産業、ならびに原皮、毛皮、なめし革、革製品を扱う卸売・小売業の

大部分は供給過剰である。この供給過剰は費用の増加をもたらし、皮革産業部門の全体的業績を下げていく。商業・営業部門の供給過剰は経済統制終了後の競争激化の中で生じる損失を増大させ、ついで当該部門の経営の雇用状況を著しく悪化させている。ゆえに該当するすべての場合において一解雇となるかもしれない従業員の他の職場での雇用がさほど困難でないのなら一現時点ですでに上記指令の第9条による認可の拒否と、今後命令されるべきユダヤ経営向け供給の一層の削減とを結びつけることによって、会社の清算を強制し、当該部門の浄化に資するようにすべきかどうかという点を吟味しなければならない。

そのような場合、経済政策上の事情（技術分野における当該経営の傑出した業績とか特段の輸出成果）、国防経済的観点、政治的または社会政策的な考慮が経営を維持する有利な材料となるのであれば、やむを得ない理由のみが決定的となろう。ある種の過酷な結果—たとえば比較的高齢の専門労働者の再雇用—は甘受しなければならない。また従業員の就労先あるいは市町村の税源その他としての経営の維持に賛成する地域の利害は却下されねばならない。

#### 2) 取得者の選択

皮革生産および皮革加工業においては、各々が一つの生産段階の商品のみを製造する独立経営が圧倒的に多い。アリア化と結びついた所有変動によって、現状が根本的に変化するおそれがある。皮革産業の比較的規模が大きな会社は、過去数年間のかなり良好な取引経過、一部過大な商品倉庫の解体、あるいは購入者に対する支払期限の短縮によって蓄積した相当の流動資産を、目下販売中のユダヤ経営の取得に投資しようとしている。比較的規模が大きな会社は、統制品について、自社への原料供給を上位の生産・販売段階にある経営の取得によって容易にしようとするのが頻繁にある。従来独立した中規模経営の犠牲のうえの大規模・コンツェルン会社の拡大は、独立中間層の維持という点で望ましくない。経験上わかるように、大規模経営は市場占有率が極端に高くない場合においても、市場の混乱を招く優勢を展開することがある。とくに上位または下位の生産段階の経営を合併する場合はそうである。この不利益は、もたらされる経営経済的利益によっても、多くの場合埋め合わせされない。

ゆえにあらゆる場合において、適切な独立企業家によるユダヤ経営の取得が、現存企業への合併に優先されなければならない。中小の業績能力の経営は常に独立の企業として維持されるようにすべきである。下位または上位の生産・売買段階にある会社によるユダヤ経営の引き継ぎ、または決定的な関与は、基本的に拒否しなければならない。同じ生産段階にあるいくつかの経営の一家への統合はできるだけ制限しなければならない。これはユダヤ経営を取得する会社が、競争経営の引き継ぎによって一定の生産部門で支配的な地位を獲得するか、あるいはその会社が他の生産・売買段階にある経営をすでに所有または支配している場合には拒否しなければならない。このことは大規模会社・コンツェルン会社が有限責任社員として関与、または

\*38) Der Reichswirtschaftsminister. I Techn. 24268/38. Betrifft: Genehmigung des Erwerbs jüdischer Betriebe der Lederwirtschaft (§ 9 der Anordnung des Beauftragten für den Vierjahresplan vom 26. April 1938 -RGBl., I S. 415). Berlin, den 8. Okt. 1938. in: GWB 624

他の方法で経営指導に決定的な影響力を確保しているときも妥当する。

取得者として認められるべきは、取得した経営において企業家としてのイニシアティブを發揮し、業績を技術的に維持できる状態にあるか、その用意のある個人または会社のみである。たんに投資先を求める門外漢の取得希望者は是非とも排除しなければならない。これによって、株式の引き継ぎや融資による銀行または皮革経済以外の資本提供者の関与の可能性がなくなるわけではない。

### 3) 専門部署への問い合わせ

皮革経済の個々の部門における状況については、貴殿の問い合わせを受けた商工会議所が、先に挙げた回覧通達に則って所轄の経済集団または専門集団においてその都度情報を入手しなければならない。国防経済上の観点が考慮される場合、本官は国防経済部門の所見を聞くよう要請する。

皮革生産および製靴産業（室内履き産業を除く）については、本官は 1938 年 7 月 5 日付の本官の回覧通達-III Jd. 2818/38-を補充し、以下のことを定める。すなわち譲渡される会社または取得者の経営において 50 名以上の従業員が従事している場合は、地域の所轄の商工会議所とならんで皮革経済原料わりあて監視局、ベルリン W 9、ポツダム通り 5 番地の所見も聞くこと。監視局と一致した見解に達しないときは本官に報告されたい。

皮革経済原料わりあて監視局はユダヤ経営の所有関係が変更した場合の原料わりあての譲渡を決定できる。監視局が関与することで監視局での準備作業と経験が 4 月 26 日付の指令により貴殿に委嘱された決定に役立てられるようにされたい。貴殿に提出された申請処理が滞らないよう、本官は監視局に監視局での経緯を所見付きで貴殿に遅滞なく送付するよう指示を出した。

ベルト産業における特別な事情を鑑み、ベルリン警察長官に特別指示を出した。

革手袋産業においては、今日すでに完全稼働状態にないドイツ本国地域の経営の販売能力が、ズデーテンドイツの企業が加わったことで、いっそう縮小されることを考慮する必要がある。ズデーテンドイツの手袋産業は、これまでドイツ本国地域全体の需要を上回る手袋を販売してきた。ゆえに革手袋産業の会社の脱ユダヤ化の認可は、ごく特別の例外的な場合にのみ正当化することができる。

毛皮およびなめし革の取引からは、ユダヤ企業は皮革経済原料わりあて監視局によって大幅に排除されている。その上でなお認可されるべき会社については、監視局は通常、経営維持の必要性を調査しなければならない。商工会議所はこれに関して、所轄の専門組織ではなく、皮革経済原料わりあて監視局、ベルリン W9、ポツダム通り 5 番地と直接連絡を取られたい。

皮革卸売業ならびに皮革小売業のアーリア化については 1938 年 7 月 5 日付の本官の回覧通

達 (III Jd. 2818/38) の規定の通りである。委託を受けて 署名レープ  
知事ならびに関連各位宛

### 32) ライヒ経済大臣回覧通達 S 2356/38 「ユダヤ人混血者」〔抄訳〕(1938年10月19日)<sup>39)</sup>

貴金属ライヒ局〔輸入監視局〕(XXVI) あて  
ユダヤ人混血者について：暫定的な国家公民権の獲得のための前提を満たすユダヤ人混血者は、経済活動においてはドイツ血統の者と平等である。ゆえにユダヤ人混血者には国家行政の官庁と部署からも障害を与えてはならない。月間最高額の減額も見合わせなければならない。  
〔後略〕

### 33) ライヒ経済大臣回覧通達 III Jd. 2/6610/38 「1938年4月26日付指令の遂行 輸出企業の脱ユダヤ化」〔抄訳〕(1938年10月27日)<sup>40)</sup>

ドイツの外国貿易の特別の意義に鑑みた特別規定。1937 年に輸出額が 10 万マルクを超過した企業の脱ユダヤ化にさいしては、認可付与の前に経済大臣の承認を得なければならない。

### 34) ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除のための政令 (1938年11月12日)<sup>41)</sup>

1936 年 10 月 18 日付四カ年計画の遂行のための政令 (ライヒ官報 I, 887 頁) にもとづき、以下のことが命令される：

#### 第 1 条

1. ユダヤ人 (1935 年 11 月 14 日付国家公民法第一政令第 5 条, ライヒ官報 I, 1333 頁) は、1939 年 1 月 1 日より、小売販売所、通信販売業または配達営業所、ならびに手工業独立経営の営業を禁止される。
2. さらにユダヤ人には、同日をもってあらゆる種類の市場、メッセまたは見本市において、商品または営業目的のサービスを提供すること、それらの宣伝をすること、またはそれらの注文を受けることが禁じられる。
3. この禁止に反して営業されるユダヤ経営 (1938 年 6 月 14 日付国家公民法第三政令, ライヒ官報 I, 627 頁) は、警察により閉鎖される。

#### 第 2 条

1. ユダヤ人は、1939 年 1 月 1 日以降、1934 年 1 月 20 日付国民労働秩序法 (ライヒ官報 I, 45 頁) の意味における経営指導者たり得ない。
2. ユダヤ人が指導的従業員として経済企業で働いている場合、6 週間の期限をもって解雇を言い渡すことができる。この解雇期限の経過をもって、解約された雇用契約に由来する被用者のすべての請求、とりわけ年金支給および示談

\*39) Der Reichswirtschaftsminister. S 2356/38. Betr.: Jüdische Mischlinge. Berlin, den 19. Okt. 1938. in: BA. R 8 I / 76.

\*40) Der Reichswirtschaftsminister. III Jd. 2/6610/38. Betrifft: Durchführung der Anordnung des Beauftragten für den Vierjahresplan vom 26. April 1938 (RGBl. I S. 415) -Entjudung von Ausführunternehmen-. Berlin, den 27. Okt. 1938. in: GWB 624.

\*41) Verordnung zur Ausschaltung der Juden aus dem deutschen Wirtschaftsleben vom 12. Nov. 1938. in: RGBl., I, p. 1580.

金の請求は失効する。

### 第3条

1. ユダヤ人は労働組合の組合員たり得ない。
2. 労働組合のユダヤ人加盟員は、12月31日をもって脱退する。特別の解約告知は必要ない。

### 第4条

ライヒ経済大臣には、関係のライヒ大臣の了解のうえ、本政令に必要な遂行規定を発令する権限が与えられる。ライヒ経済大臣は、ユダヤ営業経営の非ユダヤ人所有への移行のため、ユダヤ営業経営の清算のため、もしくは特別の場合に需要を確保するために必要である場合にかぎり、例外を認めることができる。

ベルリン、1938年11月12日

四カ年計画総監  
ゲーリング 元帥

### 35) ライヒ経済大臣通達(速達) III Jd. 8782/38 「ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除のための政令」(1938年11月18日)<sup>42)</sup>

ライヒ経済大臣— III Jd. 8782/38 —

ベルリン、1938年11月18日 W 8, ベーレン  
通り 43 番地

速達!  
宛先

- a) プロイセン知事ならびにベルリン警察長官,
- b) 帝国首都ベルリン市長,
- c) プロイセンを除く州政府,
- d) オーストリア国家地方長官(州政府), ウィーン,
- e) ズデーテンドイツ地方担当ライヒ全権委員
- f) 金融担当ライヒ全権委員

伝達:

- a) プロイセン州長官
- b) オーストリアのドイツ帝国との再統一担当ライヒ全権委員, ウィーン
- c) 総統代理幕僚部, ミュンヘン, ブラウン・ハウス
- d) ライヒ経済院, ベルリン NW 7, 新ヴィルヘルム通り 9/11 番地

用件: ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除のための政令 1938年11月12日付(ライヒ官報 I, 1580頁)

- I. 1) 1938年11月12日付ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除のための政令により、ユダヤ人は1939年1月1日以降、企業家として小売業、手工業ならびに市場流通から最終的に排除される。ユダヤ人小売店舗および手工業経営が、11月8日、9日、10日の出来事の結果閉鎖されているかぎり、それらはユダヤ経営として基本的に再開されてはならない。本官は、警察上の理由から、これらを新たな狼藉から守るよう要請する。非ユダヤ人所有への移行が保証された場合のみ再開されるようにされたい。こうした移行は、小売業に見られる供給過剰を考慮し、1938年7月5日

付回覧通達(III Jd. 2818/38)を厳格に適用のうえ、当該商店の営業継続が一般的な国民経済的理由、とりわけ住民への供給を考えると望ましく思われる場合に、例外的にのみ認可されるべきである。

しかしあらゆる場合において目指すべきは、ユダヤ人商店所有者がその経営を秩序正しく清算し、とくに従業員に対する義務を果たし、損害がある場合にはそれを除去させることである。コミサル管理者 kommisarischer Verwalter の任命は通常考慮の対象とはならない。現存の商品倉庫の活用が困難な場合には、ただちに本官から指示を受けた経済集団小売業を問題解決にあたらしめること。

- 2) ユダヤ人の飲食店についても同様なやり方で閉鎖したままにしておくよう要請する。

- 3) 1938年4月26日付四カ年計画総監の指令(ライヒ官報 I, 415頁)ならびに小売業保護法にもとづく認可手続きは、ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除のための政令第1条の禁止に該当する営業経営にあつては、あらゆる手段を講じて迅速に進めること。

そのさい、あらゆる場合において第一に、そもそも当該経営を非ユダヤ人の監督のもとで維持する国民経済的利益が存在するのかという基本的問題が吟味されなければならない。この答えが否である場合は、取得者の人物をそれ以上吟味することなく拒否を言い渡すこと。

さらに本官は、業務上のやりとりを早めるために、認可申請は意見を聴取すべき諸部署と合同の話し合いの中でこれを協議し、時間のかかる文書でのやりとりを極力制限するよう要請する。

なお認可契約を判断するにあたっての物的側面での従来の基本原則はそのままである。しかし一般に特段の輸出の利益を鑑みて、移行期間のあいだ追加名付きの元の商号を引き続き使用することが例外的に正当化されるのでなければ、ユダヤ風の商号は消滅するよう留意すること。

- 4) 1938年11月12日付ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除のための政令は、第1条の文言から明らかなように、すべてのユダヤ人を対象とするものであり、外国籍を有するかぎりのユダヤ人もこれに含まれる。問題が生じたさいは本官に報告されたい。とくに合衆国、イギリス帝国またはフランスの国籍が問題となっている場合は、経営の閉鎖前にすべて本官に報告すること。
- II. ユダヤ卸売および工場経営は当面、1938年11月12日付ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除のための政令の対象とはならない。現在進行中の脱ユダヤ化業務の遂行にさいしては、ドイツの輸出の利益が可能なかぎり考慮されるようにすること。その維持に一般的な国

\*42) Der Reichswirtschaftsminister. -III Jd. 8782/38- Schnellbrief! Betr.: Verordnung zur Ausschaltung der Juden aus dem deutschen Wirtschaftsleben vom 12. Nov. 1938 (RGBl., I, S. 1580). Berlin, den 18. Nov. 1938. in: GWB 624

民経済的利益のあるような卸売および工場経営において、ユダヤ人所有者による整然とした業務運営がもはや可能でない場合は、当該企業の従業員のうち専門的に適任の者がユダヤ人所有者から業務の継続、ならびに必要となる非ユダヤ人所有への移行交渉の権限を与えられるべく努めるよう要請する。本官は、例外的な場合における特別な権限をもつ管理者の任命に関して、場合によっては必要となるであろう指令を保留する。

本官は、1938年4月26日付指令および小売業保護法にもとづく認可権限を有する官庁に、しかるべく伝達するよう要請する。

委託を受けて 署名 シュメーア (押印)  
検認 署名 官房職員

**36) ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除のための政令の遂行のための政令 (1938年11月23日)<sup>43)</sup>**

1938年11月12日付ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除のための政令第4条(ライヒ官報 I, 1580頁)にもとづき、以下のことが命令される:

**第 I 款  
小売業  
第 1 条**

(1) ユダヤ人の小売販売所、通信販売業または注文請負業は、基本的に解散され、清算されなければならない。

(2) 特別の場合、住民への供給を確保するために第1項で述べられた種類の旧ユダヤ企業の継続経営が必要な場合は、その企業は非ユダヤ人所有に移行され得る。この移行は1933年5月12日付小売業保護法(ライヒ官報 I, 262頁)による決定権限を有する官庁の認可を要する。この認可は1938年4月26日付ユダヤ人財産の申告に関する政令にもとづく指令(ライヒ官報 I, 415項)により必要とされる認可を代替する。その他についてはこの指令およびこの指令について発令された、もしくは発令される遂行規定が適用される。

**第 2 条**

(1) 清算は、以下の原則にしたがって行なわれなければならない:

1. 最終消費者に対する物品の販売または競売は許可されない。
2. すべての物品は、まず所轄する専門集団または目的団体、もしくはそれらの地区または専門の下位組織に売りの申込をすること。これらの組織は物品の収容に配慮しなければならない。物品の引継ぎは所轄する商工会議所の会頭が任命する専門家の評価にもとづいて行なわれる。
3. 債権者は、破産法で規定された順位に

より、全清算の競落代金(収益)で弁済される。

- (2) ライヒ経済大臣は、必要がある場合、ライヒ法務大臣との了解のうえ、清算を目的とするその他の指針を出すことができる。この指針は経済省報において公示される。
- (3) 清算のための原則および指針は、破産管財人を対象とする破産の場合にも適用される。

**第 3 条**

- (1) 清算のために、第1条第2項により決定を任された官庁は、清算人の任命なくして整然とした清算が保証されないかぎりにおいて清算人を任命できる。清算人は秩序正しい商人としての注意を払わなければならない、任命官庁の監視下に置かれる。任命官庁は清算の終了後、清算人の報酬および清算人に償還すべき出費の額を定める。
- (2) 清算の費用は清算されるべき企業がこれを負担する。

**第 4 条**

- (1) 清算人は、当該経営の清算に必要な、裁判上の、および裁判によらないすべての法律行為と法的行為<sup>44)</sup>に対して権限を付与される。清算人への権限の付与は、この範囲内において、必要なすべての代理権を代替する。
- (2) 清算人はとくに、法的前提の提示にさいして当該企業を対象とした破産訴訟の開始を破産債務者の名によって申請する権限を有する。清算人は破産管財人に任命され得る。

**第 II 款  
手工業  
第 5 条**

- (1) 手工業経営のユダヤ人所有者は、1938年12月31日をもって手工業登録簿から抹消される。手工業証は没収される。
- (2) ユダヤ手工業経営の非ユダヤ人取得者への所有への移行については従来の規定が適用される。

ベルリン、1938年11月23日  
ライヒ経済大臣代理として プリンクマン  
ライヒ法務大臣 Dr. ギュルトナー

**37) 「1938年11月23日付ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除のための政令の遂行のための政令(ライヒ官報 I, 1642頁)について(発令日不詳、1938年11月下旬頃)<sup>45)</sup>**

1938年11月12日付ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除のための政令(ライヒ官報 I, 1580頁)およびこれに関して発令された1938年11月23日付遂行令(ライヒ官報 I, 1642頁)の適

\*43) Verordnung zur Durchführung der Verordnung zur Ausschaltung der Juden aus dem deutschen Wirtschaftsleben vom 23. Nov. 1938. in: *RGBl.*, I, p. 1642.

\*44) Rechtshandlungen (法的行為)とは Rechtsgeschäft (法律行為)よりも範囲が広く訴訟行為や登記の申請のように司法上の行為でない行為も含む。

\*45) Betrifft: Verordnung zur Durchführung der Verordnung zur Ausschaltung der Juden aus dem deutschen Wirtschaftsleben vom 23. Nov. 1938. - *RGBl.*, I, S. 1642-. in: *GWB* 624.

用にあたっては、以下の基本原則を尊重されたい。なお本官の 1938 年 11 月 18 日付回覧通達 (III Jd. 8782/38) を参照のこと。

### I. 小売業

1.) 小売業保護法により決定の第一審に任じられている部署は通信販売業の清算の場合においても決定を下す。

2.) 手続きの迅速化のため、本官の 1938 年 7 月 5 日付回覧通達 (III Jd. 2818/38) により意見を聴取すべき部署を定期的に口頭での会議に招聘し、その鑑定ならびに意見がただちに出されるようにすること。本官の 1938 年 11 月 18 日付回覧通達第 1 条第 3 項 (III Jd. 8782/38) を参照のこと。会議の日程は可及的速やかに決めなければならない。会議のすべての参加者は最終決定を可能なかぎり一回の会議で出せるように準備しておくこと。この会議には、当該地区を管轄する経済集団小売業の組織もしくはその下位の専門組織を参加させること。

現行のユダヤ小売経営のリストにもとづき、この会議では当該地区内のどのユダヤ小売店が非ユダヤ人所有への移行にさいしてあらかじめ考慮の対象とならないかを極力事前に確定しておくこと。このばあい所轄の行政官庁は、たとえば問題となる商店の引継ぎ申請を取得者の詳細な人物調査をせず、また一取得者の基本的了承があるならば一本官の 1938 年 7 月 5 日付回覧通達 (III Jd. 2918/38) の規定が定める個々の場合に意見を聴取すべき部署を再度関与させることなく、申請を拒否してもよい。

企業を非ユダヤ人所有へ移行させるのが適切と思われるその他のすべての場合においては、最短で決定が下せるよう適切な取得希望者をあらゆる手段を講じて支援しなければならない。だがこの場合でも小売業保護法により必要となる人物的観点からする取得者の調査を、現行規定に則して行なわなければならないことを指摘しておく。

暫定的な認可は与えないでもらいたい。

3.) 今後、経営を解散および清算すべき場合にあって他の方法では整然とした清算が保証されないとされる場合はすべて遂行令第 3 条による清算人が直ちに任命されなければならない。清算人として考慮の対象となる適任の人物は要請があれば当該地区を管轄する経済集団小売業の組織ならびに専門部門を管轄する下位組織との話し合いのうえ所轄の商工会議所によって折り返し所轄官庁に推薦しなければならない。

比較的規模の大きな経営については、公認会計士、宣誓済み帳簿審査士、もしくは商人および専門家として特別の予備教育を受けたそのほかの人物が任命されるのが望ましい。

しかし清算人の任命は、遂行令第 3 条に則して、他の方法では整然とした清算に対する保証が存在しない場合にのみに行なわれるべきである。したがって債務が完全に履行されない、とりわけ貸金や俸給が支払われない恐れが生じないのであれば、原則的にユダヤ人所有者自身に清算を委ねなければならない。ユダヤ人所有者も、自ら清算する場合は、遂行令第 2 条の基本原則に拘束される。

4.) すでに本官の 1938 年 11 月 18 日付回覧通達 (III Jd. 8782/38) において、ユダヤ営業経営の再開は基本的に問題にならないと規定され

ている。これと同様に清算人による小売店の継続営業は許容されない。

5.) 清算の遂行にさいしては以下のことを遵守すること：

- a) 第 2 款第 1 条第 2 項により任命される鑑定人 Sachverständiger は、商人としての基本原則にしたがって評価しなければならない。そのさい鑑定人は、まず第一に現存商品の購入価格を前提とすべきであるが、商品が時間の経過もしくはその他の理由によって価値を減じているときには現在の購入価格に相応した額を定める権限を有する。
- b) 財産目録等の評価にさいしては、鑑定人が任命されるのは、清算人がこれを明確に望む場合のみである。この場合も商人としての基本原則にしたがって処理されなければならない。
- c) 専門集団または最初に現存商品の売りが申込まれる目的団体は、すべての場合において申込の到着から 14 日以内に書面をもって回答しなければならない。また売りの申込がされた商品を自ら収容できないときは、他の適切な活用方法を提案しなければならない。期限の経過後、専門集団または目的団体から満足すべき回答がなされない場合は現存商品の売却は特別の制限なしに許可される。

### II. 手工業

小売業に適用される遂行令の特別規定は、手工業には適用されない。これらの場合においては基本的に、1938 年 4 月 26 日付四カ年計画総監の指令 (ライヒ官報 I, 415 頁) および本官の 1938 年 7 月 5 日付回覧通達 (III Jd. 2818/38) で規定された手続きの通りである。しかし本官はユダヤ手工業経営の継続経営の法的禁止を鑑みて、ここにおいても現在進行中の認可手続きを最大限の加速をもって遂行するよう要請する。本官の 1938 年 7 月 5 日付回覧通達において意見を聞くべき部署から適切な期間内に鑑定意見が出ないときは、個々の場合においては手続きの迅速化のため、やむを得ない場合には、行政官庁の決定は所轄の手工業会議所の態度表明にもとづいてのみ下さなければならない。しかし意見を聞くべき他の部署にも、行政官庁により定められた少なくとも 2 週間という期限内に意見表明をする機会が常に与えられなければならない。

本官は 1938 年 4 月 26 日付指令および小売業保護法により認可の権限を有する官庁に直ちにしかるべく伝達するよう要請する。

委託を受けて 署名 シュメーア

38) ライヒ経済大臣回覧通達 (速達) III Jd. 9834/38 「ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除について」 (1938年12月1日)<sup>46)</sup>

ライヒ経済大臣 ベルリン, 1938 年 12 月 1 日,  
ベーレン通り 43 番地

III Jd. 9834/38 速達!

宛先

- a) プロイセン州長官ならびにベルリン警察長官,
- b) 帝国首都ベルリン市長,

\*46) Der Reichswirtschaftsminister. III Jd. 9834/38. Schnellbrief! Betr.: Ausschaltung der Juden aus dem deutschen Wirtschaftsleben. Berlin, den 1. Dez. 1938. in: GWB 624

- c) プロイセンを除く州政府,
- d) オーストリア国家地方長官, ウィーン,
- e) ズデーテンドイツ地域担当ライヒ全権委員。

#### 伝達

- a) プロイセン知事,
- b) オーストリアのドイツ帝国との再統一担当ライヒ全権委員, ウィーン,
- c) 総統代理幕僚部, ミュンヘン, ブラウン・ハウス,
- d) ライヒ経済院, ベルリン。

用件：ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除  
ユダヤ人小売業者が、本官の 1938 年 11 月 8 日付回覧通達 (III Jd. 8782/38) に違反し、脱ユダヤ化の遂行前に、しかも 1938 年 4 月 26 日付指令により必要とされる認可付与の前に、クリスマス商戦を利用するために散発的に小売商店を再開したという報に接した。

こうしたときはドイツ国籍または無国籍のユダヤ人が該当する場合にかぎり、当該商店を警察に再度閉鎖させるよう要請する。外国籍のユダヤ人については商店の再開を妨害しないでいただきたい。しかし外国籍のユダヤ人が商店を再開する事例においては、法で規定された 1938 年 12 月 31 日という期日を超えての営業は問題になり得ないということに注意を促すよう要請する。

委託を受けて 署名 クリューガ

### 39) ユダヤ人財産の活用に関する政令 (1938年12月3日)<sup>47)</sup>

1938 年 11 月 24 日付ユダヤ人財産の申告に関する政令にもとづく四カ年計画総監の第二指令第 1 条 (ライヒ官報 I, 1688 項) にもとづき、関係のライヒ大臣との了解のもと以下のことが命令される：

#### 第 I 款 営業経営 第 1 条

ユダヤ営業経営 (1938 年 6 月 14 日付国家公民法第三政令, ライヒ官報 I, 627 頁) の所有者には当該経営を一定の期限内に譲渡または清算することを命じることができる。命令により付帯条件を付けることができる。

#### 第 2 条

1. 第 1 条によって譲渡または清算が命じられたユダヤ営業経営においては、当該経営の暫定的営業継続、および譲渡または清算を進めるために受託者 Treuhänder を任命し得る。経営所有者が定められた期限内に命令にしたがわず、期限の延長申請が拒否された場合においてはとくにそうである。
2. 受託者は、当該企業の営業、清算もしくは譲渡に必要な裁判上および裁判によらないすべての業務に対する権限を付与される。受託者の授權は、この範囲内においては法的に必要なすべての全権を代替する。
3. 受託者は、商人として誠意をもって活動しなければならない。受託者は国家の監視下に置かれる。
4. 受託者による管理の費用は経営所有者がこれを負担する。

#### 第 3 条

1. 第 1 条および第 2 条による処分はユダヤ営業経営の所有者に送付される。
2. 当該者の不在の場合、処分の送付はドイツ・ライヒ公報とプロイセン州報による告示により行なわれる。この場合は告示の日が送付の日と見なされる。

#### 第 4 条

処分が送付され、それにより第 2 条による受託者が任命されると、当該営業経営の所有者は、その管理のために受託者が任命された財産価値の処分権を喪失する。当該営業経営の所有者は受託者の任が解かれてはじめて処分権を再取得する。

#### 第 5 条

1938 年 4 月 26 日付ユダヤ人財産の申告に関する政令にもとづく指令第 1 条 (ライヒ官報 I, 415 頁) による譲渡の認可は譲渡が命令された場合も必要である。これは、受託者による譲渡についても適用される。

#### 第 II 款

農林業経営. 土地所有その他の財産

#### 第 6 条

ユダヤ人 (1935 年 11 月 14 日付国家公民法第 1 政令第 5 条, ライヒ官報 I, 1333 頁) には、その農業または林業経営、他の農業または林業財産、その他の土地所有または他の財産部分をすべてもしくは部分的に一定の期間内に譲渡する義務を課すことができる。命令には付帯条件を付けることができる。第 2 条から第 4 条までの規定も同様に適用される。

#### 第 7 条

1. ユダヤ人は土地、土地と同様な権利および土地に対する権利を法律行為により取得できない。
2. 1938 年 4 月 26 日付ユダヤ人財産の申告に関する政令にもとづく指令第 2 条および第 4 条から第 6 条の規定 (ライヒ官報 I, 415 頁) は相応に適用される。
3. 土地の強制競売にあたっては、執行裁判所は競り手がユダヤ人であると思われる場合、買い申し出を却下しなければならない。
4. 第 3 項による却下は、競り手がこれに異議を唱え (強制競売法第 72 条第 2 項)、競り手がユダヤ人でないことを証明した場合には失効する。
5. 買い申し出の却下に第 4 項により異議が唱えられた場合、落札の決定は競売終了の 2 週間後に下される。

#### 第 8 条

1. ユダヤ人による土地および土地と同様な権利の処分は、その発効には認可を要する。その他の財産部分に対する処分は、本政令第 6 条による譲渡が命じられている場合には、その発効には認可を要する。これは受託者による処分にも適用される。
2. 第 1 項の規定は債務負担行為についても適用される。
3. 1938 年 4 月 26 日付ユダヤ人財産の申告に

\*47) Verordnung über den Einsatz des jüdischen Vermögens vom 3. Dez. 1938. in: *RGBl.*, I, 1709.

関する政令にもとづく指令（ライヒ官報 I，415 頁）第 1 条第 2 項および第 2 条の規定は，相応に適用される。不動産についての処分も上記指令第 4 条から第 6 条の規定が相応に適用される。

4. 強制競売による土地譲渡のさいは，買い申込は認可を要する。必要な認可が直ちに証明されない買い申込は拒否される。強制競売および強制管理に関するライヒ法の適用される範囲において，同法第 81 条第 2 項および第 3 項の場合，最高価申込人としての他人の落札は，この者が認可を提示した場合にのみ認められる。

#### 第 9 条

1. 第 8 条による認可は，1937 年 1 月 26 日付土地流通布告（ライヒ官報 I，35 頁），1933 年 9 月 22 日付住宅地域の開発に関する法律（ライヒ官報 I，659 頁），1937 年 8 月 17 日付ライヒ国境の保全ならびに報復措置に関する法律の第 1 遂行令（ライヒ官報 I，905 頁），ならびに価格法の規定により必要とされる認可を代替する。
2. 農業または林業経営の譲渡，またはそうした経営に対する用益権の設定にさいしては，1938 年 4 月 26 日付ユダヤ人財産の申告に関する政令にもとづく指令（ライヒ官報 I，415 頁）第 1 条による認可の代わりに第 8 条による認可が必要となる。

#### 第 10 条

1. ユダヤ人が帝国首都ベルリン地域内にある土地を譲渡する場合，建設総監の都市建設措置の遂行のため，帝国首都ベルリンに先買権が与えられる。
2. 1937 年 11 月 5 日付帝国首都ベルリンの改造に関する政令（ライヒ官報 I，1162 頁）第 12 条と第 13 条の規定は，相応に適用される。
3. 先買権は，ライヒ，州，または国民社会主義ドイツ労働者党が取得者として法律行為に関与している場合は存在しない。

#### 第 III 款 有価証券の寄託強制

##### 第 11 条

1. ユダヤ人は，この政令の発効後 1 週間以内に，そのすべての株式，鉱山株式，確定利子付有価証券および類似の有価証券を外国為替銀行の有価証券受託金庫に寄託しなければならない。新たに取得した有価証券は取得後 1 週間以内にそうした有価証券受託金庫に寄託しなければならない。ユダヤ人に所属するかかる有価証券の所有者は，その有価証券を外国為替銀行にのみユダヤ人の勘定で渡すことができる。
2. ユダヤ人に益するかたちで有価証券がすでに外国為替銀行の有価証券受託金庫に寄託されている，もしくは行政官庁に分配証書 *Auslosungsschein* が寄託され，これらにもとづいて優遇金利が認められているかぎりにおいて，ユダヤ人は銀行，債務管理局または行政官庁に対して，文書をもって遅滞なくユダヤ人としての自らの身分を表明しなければならない。
3. 有価証券受託金庫ならびに国債原簿口座にはユダヤ人の印が付けられなければならない

い。

#### 第 12 条

ユダヤ人の有価証券受託金庫に寄託されている有価証券の処分，ならびにそうした有価証券受託金庫からの有価証券の引き渡しは，ライヒ経済大臣またはライヒ経済大臣から委託された官庁の認可を要する。

#### 第 13 条

第 11 条および第 12 条の規定は，外国籍のユダヤ人には適用されない。

#### 第 IV 款

##### 宝石，装飾・美術品

##### 第 14 条

1. ユダヤ人は，金，プラチナまたは銀および宝石ならびに真珠製の物品を取得し，質入れし，もしくは公の競売によらずにこれを譲渡することが禁じられる。こうした物品は，本政令の発効時点で非ユダヤ人担保権者に益する形ですでに存在していたユダヤ人占有に由来する担保権の評価を別として，ライヒが設立する公共の購入所においてのみ取得され得る。同様のことは，その価格が個々の物品につき 1000 ライヒスマルクを超過するかぎりのその他の装飾・美術品に適用される。
2. 第 1 項の規定は外国籍のユダヤ人には適用されない。

#### 第 V 款

##### 一般規定

##### 第 15 条

1. ユダヤ営業経営，ユダヤ人の土地またはその他のユダヤ人の財産部分の譲渡に対する認可は，付帯条件付きで付与され得る。この付帯条件は，取得者によるライヒに益する金銭面での貢献であつてもよい。
2. 第 1 項で述べられた種類の認可は，譲渡契約において予定された対価の全部または一部に代えてドイツ国の債務証書が分与される，またはユダヤ人譲渡者が国債原簿債権に登録される，という条件付においてもユダヤ人譲渡者に付与され得る。

##### 第 16 条

第 II 款においてユダヤ人に対して定められた規定は，1938 年 6 月 14 日付国家公民法第三政令（ライヒ官報 I，627 頁）によりユダヤ的と見なされるかぎり，営業経営ならびに団体，基金，機関，およびその他の非営業経営企業にも適用される。

##### 第 17 条

1. 第 I 款および第 II 款の規定による処分は，第 3 項における特別の規定を保留として，上級行政官庁がこれを所轄する。上級行政官庁は任命された受託者の監督も行なう。
2. どの官庁が本政令のいう上級行政官庁であるかは，1938 年 4 月 26 日付ユダヤ人財産の申告に関する政令第 6 条により以下のように定められる。

アンハルトにおいては，アンハルト州政府，経済局，バーデンにおいては，バーデン大蔵・経済大臣，ヴェルテンベルクにおいては，ヴェルテンベルク経済大臣，オーストリアにおいては，オーストリアのドイツ帝国との再統一担当ライ

ヒ全権委員、または同全権委員より委託された官庁、ズデーテンドイツ地域においては、県知事が所轄する。

3. 農業関係の財産が問題となるかぎりにおいて、プロイセンでは州知事（州文化局）が、プロイセン以外の州では上級入植官庁が上級行政官庁を代替する。林業関係の財産が問題となるかぎりにおいて営林官庁が上級行政官庁を代替する。

#### 第 18 条

1. 地域的に所轄となるのは、
  - a) 処分が経営、土地または土地と同様の権利に関わる場合は、その地区に経営または土地が所在する官庁、
  - b) 処分がその他の財産部分に関わる場合は、その地区にユダヤ人所有者または処分権保有者の住所または通常の滞在先のある官庁。
2. 不確かな場合、所轄の官庁はライヒ経済大臣によって定められる。

#### 第 19 条

本政令にもとづく処分に対しては、当該者は、処分の公表の 2 週間以内にライヒ経済大臣に異議の申し立てをすることができる。ライヒ経済大臣の決定は取り消され得ない。

#### 第 20 条

1. 農業関係の財産が問題となるかぎり、第 18 条第 2 項および第 19 条の場合はライヒ経済大臣の代わりにライヒ食糧農業大臣が、林業関係の財産が問題となるかぎりは、ライヒ営林署長が代替する。
2. 農産物取引および農産物加工業の経営が問題となるかぎりにおいて（1934 年 2 月 16 日付全国食糧身分の暫定的構築に関する第三政令第 1 条のいう全国食糧身分商業、全国食糧身分鉱業、全国食糧身分手工業—ライヒ官報 I, 100 頁—および補遺）ライヒ経済大臣が第 18 条第 2 項および第 19 条によってライヒ食糧農業大臣の了解のうえで決定を下し、また 1938 年 2 月 28 日付林業・製材加工業および分配業経営の設立、引継ぎならびに拡張に関する政令のいう林業・製材業の加工業および分配業経営が問題となるかぎりにおいては、ライヒ経済大臣がライヒ営林署長の了解のうえで決定を下す。

#### 第 21 条

1. 外国籍のユダヤ人に関わる上級行政官庁の処分は、ライヒ経済大臣の同意を得たうえでのみ発令されたい。
2. 同様のことは、第 17 条第 3 項であげられた官庁による処分でも、外国籍のユダヤ人が関係するものについても妥当する。この場合、必要な同意はライヒ食糧農業大臣、またはライヒ経済大臣の了解を得たうえでライヒ営林署長がこれを与える。

#### 第 22 条

本政令の規定が、ズデーテンドイツ地域において直接適用され得ないかぎりにおいて、その趣旨を酌んで適用すること。

#### 第 23 条

1. 第 4 条、第 6 条第 3 項、第 8 条、第 11 条第 1 項、2 項、第 12 条および第 14 条の規定に違背する者は、1938 年 4 月 26 日付ユダヤ人財産の申告に関する政令（ライヒ官報 I, 414 頁）第 8 条により処罰される。
2. 本規定により、第 4 条または第 6 条第 3 項の規定に反して処分される財産価値を故意に取得した者も処罰される。

#### 第 24 条

本政令は、布告日をもって発効する。

ベルリン、1938 年 12 月 3 日  
ライヒ経済大臣 ヴァルター・フンク  
ライヒ内務大臣 ヴィルヘルム・フリック

#### 40) 四カ年計画総監命令「秘」 (1938年12月10日)<sup>\*48)</sup>

四カ年計画総監「秘」

宛先 ライヒ最高官庁、党および党所属団体の組織の長ならびに指導者、大管区指導者、国家地方長官、州政府、州長官および県知事、ライヒ全権委員 ザールラント担当、オーストリアのドイツ帝国との再統一担当、ズデーテンドイツ地域担当。

伝達：国民社会主義ドイツ労働者党全国指導者

総統代理との了解のうえで本官は以下のことを命令する：

#### I.

- (1) ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除は国家の課題である。ゆえにその責を負うのは唯一、このために明確に規定された官庁および部署である。
- (2) この目的のためにこれまで特別の組織が作られている場合、それらはライヒ経済大臣の認可を要する。もしくはそれらを廃止しなければならない。

#### II.

ユダヤ経営ならびにユダヤ人所有に由来するその他の財産価値の引継ぎは、もっぱら厳格な法的基礎のうえで、その目的のために発令された諸規定に則して行なわなければならない。これに違背して 1938 年 11 月 1 日以降に行なわれた取引は無効とされる。

#### III.

ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除の利益は専らライヒに帰属する。よってユダヤ経営またはユダヤ人所有に由来するその他の財産価値の移行から不当な利益を得た個人ならびに部署からは、ライヒに益する調整税が徴収され得る。

ベルリン、1938 年 12 月 10 日。  
四カ年計画総監 ゲーリング〔自署〕元帥

#### 41) ライヒ経済大臣回覧通達（速達）III Jd. 9965/38「繊維経済の脱ユダヤ化」

\*48) Der Beauftragte für den Vierjahresplan. Geheim. vom 10. Dez. 1938. in: R 18 Reichsministerium des Innern, Nr. 519, 134.

(1938年12月12日)<sup>\*49)</sup>

ライヒ経済大臣

ベルリン, 1938年12月12日

III Jd. 9965/38 速達!

用件: 繊維経済の脱ユダヤ化

ドイツ本国の繊維産業は、オーストリアおよびズデーテンドイツの産業が加わったことで生産能力の相当な拡大を見ることとなった。現下の供給状況では、紡糸原料経済のさまざまな領域において工業に原料を十分に供給することが困難になっている。ゆえに国民経済上特別重要な理由のために非ユダヤ人所有での企業の営業継続が要求されるのではないかぎり基本的にユダヤ経営を操業停止にすることが必要であるように思える。これにより解雇される従業員の就職はほとんど問題とはならないであろう。なぜなら現在なおユダヤ経営としてある経営の大多数は繊維産業の中心部に存在しているからである。専門労働者が不足している現在、ドイツ経営はそれらの従業員を大抵の場合引き受けることができる。

そのさい生ずる諸問題を統一的に決裁できるようにするため、本官は上級行政官庁に1938年7月5日付の本官の回覧通達(III Jd. 2818/38)第4項目第3段落に関し、紡糸原料、すなわち木綿を筆頭に靱皮繊維、羊毛、およびこれらの原料から作られる単糸が加工されるユダヤ経営を取得するために申請され、決裁待ちとなっているすべての申請を本官に提示するよう要請する。ただしこれらは1938年4月26日付指令(ライヒ官報I, 415頁)にもとづく認可の付与が予定されているものにかぎる。提示にあたっては、問題となる認可が必要であるという特別の理由を述べていただきたい。

付記 ズデーテンドイツ地方担当ライヒ全権委員宛

以下の本官の回覧通達5部ずつ

1938年7月5日付(II Jd. 2818/38)

1938年8月4日付(III Jd. 3449/38)

1938年8月5日付(III Jd. 4114/38)(項目bは1938年12月3日付政令:ライヒ官報I, 1709項により、内容が一部古くなっている)。

1938年10月8日付(I Techn. 2468/38)を同封する。四カ年計画総監の1938年4月26日付指令(ライヒ官報I, 415頁)が、1938年12月2日付政令(ライヒ官報I, 1703頁)によってズデーテンドイツ地方にも導入されたので、すべての認可手続きにおいて本回覧通達を字義通りに適用し、知事にしかるべく伝えられるよう要請する  
委託を受けて 署名 クリューガ

42) プロイセン首相元帥ゲーリング四カ年計画総監ライヒ最高官庁あて(1938年12月14日)<sup>\*50)</sup>

ベルリン, 1938年12月14日

首相 元帥 ゲーリング 四カ年計画総監

St. M. Bev. 8772

ライヒ最高官庁あて

全経済にきわめて強く抵触するユダヤ人問題の処遇における必要な統一性を確保するため、本官はユダヤ人問題に関わるすべての政令およびその他の重要な指令を、発令の前に本官に送付し、本官の了解を得るよう要請する。貴官の職務領域に属するすべての部署および官庁に、ユダヤ人問題におけるあらゆる独自の行動を中止するよう伝達されたい。

署名 ゲーリング

43) ライヒ経済大臣回覧通達(速達) III Jd. 1/9562/38「百貨店の脱ユダヤ化」  
(1938年12月14日)<sup>\*51)</sup>

ライヒ経済大臣 ベルリン, 1938年12月14日

III Jd. 1/9562/38

速達!

用件: 百貨店、デパートその他の脱ユダヤ化の認可

個々の場合についてすでに決定してきたように、ドイツ経済の脱ユダヤ化のための措置は百貨店問題そのものを解決またはその解決に着手するために利用できない。百貨店問題は本官によって中央から処理される。

ゆえにそのさい尊重すべき視点を考慮して、本官は旧ユダヤ百貨店、デパート、安売り店、または特別の価格設定を特徴とする商店に関する決定を、1938年4月26日付四カ年計画総監の指令(ライヒ官報I, 415頁)、1938年11月12日付ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除のための政令(ライヒ官報I, 1580頁)、または1938年12月3日付ユダヤ人財産の活用に関する政令(ライヒ官報I, 1709頁)にもとづいて、これから下さなければならぬすべての場合について、関係書類を添付して本官に折り返し報告するよう要請する。

本官は個々の場合において自ら決定する権限を保留する。すでに下された決定に関して、本官に4週間以内に要約して簡潔に報告されたい。

委託を受けて

署名 クリューガ

県知事宛 敬称略

44) ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除のための政令の遂行のための第二政令  
(1938年12月14日)<sup>\*52)</sup>

1938年11月12日付ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除のための政令(ライヒ官報I, 1580頁)第4条にもとづき、命令される:

第1条

\*49) Der Reichswirtschaftsminister. III Jd. 9965/38. Schnellbrief! Betr.: Entjudung der Textilwirtschaft. Berlin, den 12. Dez. 1938. in: GWB 624.

\*50) Ministerpräsident Generalfeldmarschall Göring Beauftragter für den Vierjahresplan. St. M. Bev. 8772. An die Obersten Reichsbehörden. Berlin, den 14. Dez., 1938. in: GWB 624

\*51) Der Reichswirtschaftsminister. III Jd. 1-9562/38. Schnellbrief! Betr.: Genehmigung der Entjudung von Warenhäusern, Kaufhäusern usw. Berlin, den 14. Dez. 1939. in: GWB 624

\*52) Zweite Verordnung zur Durchführung der Verordnung zur Ausschaltung der Juden aus dem deutschen Wirtschaftsleben vom 14. Dez. 1938. in: RGBl., I. p. 1902.

企業家がユダヤ人である経営において、ライヒ労働管理官は、1934年1月20日付国民労働秩序法（AOG）（ライヒ官報 I，45 頁），1934年3月23日付公共行政ならびに経営における労働秩序法（AOGÖ）（ライヒ官報 I，220 頁）の意味における，国家公民権取得における血液の前提を満たす経営指導者を任命しなければならない。ライヒ労働管理官は，経営指導者と企業家との間の法関係の構築に関する規定を設けることができる。

第1条により任命された経営指導者が，客観的もしくは人物的に不適格であることが判明すれば，ライヒ労働管理官はこの経営指導者を解任できる。

#### 第2条

(1) 第1条の規定は，AOG〔国民労働秩序法〕第3条による法人および総体人<sup>\*53)</sup>の法的代表者として，経営指導者であるユダヤ人にも適用される。

(2) ライヒ労働管理官は，ユダヤ人と並んで他の人物が法的代表者として経営指導者となっており，このことで経営の整然とした社会政策的指導が保証されている場合には，経営指導者の任命を見送ってもよい。

#### 第3条

ユダヤ人は1939年1月1日以降，経営指導者代理たり得ない。

#### 第4条

経営内に，本政令第1条および第2条の前提が存在する場合には，企業家はそのことをライヒ労働管理官に遅滞なく届け出なければならない。

#### 第5条

本政令の遂行により生じた人的または経済的損失に対する補償はなされない。本政令にもとづいて講じられたライヒ労働管理官の措置は，ライヒの責任を設定するものではない。

#### 第6条

ライヒ労働管理官は，本政令の規定についての例外を認めることができる。

ベルリン，1938年12月14日  
ライヒ経済大臣代理としてプリンクマン  
ライヒ労働大臣代理として Dr. クロウン  
ライヒ内務大臣代理としてプフントナー

#### 45) ライヒ経済大臣回覧通達 S 9715/38「外国為替・原料わりあての基本方針」〔抄訳〕 (1938年12月20日)<sup>\*54)</sup>

全輸入監視局（I-VI 除く）あて  
要件：外国為替・原料わりあての基本方針  
新規に獲得された地域（オーストリアとズデーテン地方）に輸入監視局は38年5月28日付指令（S 777/38）にしたがって処理すること。  
アルトライヒの状況はかなり改善されている

が，オーストリアの監視局のわりあて業務は相当の困難に直面している。監視局はオーストリア企業用の輸入・加工わりあて量の確定にさいして，オーストリア体制 System の最盛期であった1935年と1936年の輸入・加工量にもとづいている。1937年を比較時期にすべきである。

#### 46) ユダヤ人財産の活用に関する政令の遂行のための政令 (1939年1月16日)<sup>\*55)</sup>

1938年11月24日付ユダヤ人財産の申告に関する政令にもとづく第二指令（ライヒ官報 I，1668 頁）第1条により，1938年12月3日付ユダヤ人財産の活用に関する政令（ライヒ官報 I，1709 頁）の遂行のため，以下のことが命令される：

#### 第I款 第1条

(1) ユダヤ人財産の活用のための政令第8条による土地取引の認可，ならびに土地および土地と同様な権利に関連する同政令第6条による処分については，ベルリンでは警察長官に代わって帝国首都ベルリン市長が，上級行政官庁（ユダヤ人財産の活用に関する政令第17条第1項および第2項）として管轄する。

(2) その他の点ではベルリン警察長官の管轄に変更はない。警察長官は経営地所が営業経営（1938年4月26日付ユダヤ人財産の申告に関する政令にもとづく指令第1条：ライヒ官報 I，415 頁）と一緒に譲渡されるかぎりにおいて，ユダヤ人財産の活用に関する政令第8条による土地取引ならびに第6条による処分の認可についても所轄する。

#### 第2条

(1) 上級行政官庁（ユダヤ人財産の活用に関する政令第17条第1項および第2項）は，ライヒ経済大臣の同意を得て，政令第8条によるその所轄を下位の官庁に委譲することができる。委譲は上級行政官庁の公報において公表されなければならない。

(2) ユダヤ人財産の活用に関する政令第6条による処分は，この場合においても上級行政官庁によってのみ発令され得る。

#### 第II款 第3条

(1) ユダヤ人財産の活用に関する政令第14条のいう，金，プラチナおよび〔同政令では「または」〕銀および宝石ならびに真珠製の物品の公共の購入所として，市町村（地方公共団体）によって運営される公共の質屋が指定される。

(2) ユダヤ人所有に由来するその他の装飾品および美術品で個々の価格が1000ライヒスマルクを超過するものの取得に関しては，全帝国領域についてベルリンの文化財公共購入所が管轄する。文化財公共購入所は，ライヒ国民啓蒙宣伝大臣の了承を得たうえでライヒ経済大臣の指示により設置される。

\*53) Personengessamtheiten

\*54) Der Reichswirtschaftsminister. S 3712/38. An alle Überwachungsstellen außer I-VI. Betrifft: Grundsätze der Devisen- und Rohstoffzuteilung. Berli, den 20. Dezember 1938. in: BA. R 8 I / 76.

\*55) Verordnung zur Durchführung der Verordnung über den Einsatz des jüdischen Vermögens vom 16. Januar 1939. in: RGBl., I. p. 37

#### 第4条

第3条第2項における物品で文化財公共購入所の別の規定のないものは、公の競売によらずに譲渡され得る。

#### 第5条

ライヒ経済大臣は購入所の業務手順を定める。ただし文化財の購入が問題となるかぎりにおいて、ライヒ国民啓蒙宣伝大臣の了解のうえでこれを定める。

### 第III款

#### 第6条

ユダヤ人財産の活用に関する政令第III款においてユダヤ人を対象として定められた規定は、1938年6月14日付国家公民法第三政令（ライヒ官報I, 627頁）により、ユダヤ的と見なされるかぎりにおいて営業経営でない合名会社、合資会社、ならびに結社 *Personenvereinigungen*、基金および機関にも適用される。

ベルリン、1939年1月16日

ライヒ経済大臣代理として ブリンクマン  
ライヒ内務大臣代理として プフントナー  
ライヒ国民啓蒙宣伝大臣代理として ハンケ

#### 47) ユダヤ人財産の活用 ライヒ経済大臣第一遂行指令 III Jd. 1/2082/39 (1939年2月6日)<sup>\*56)</sup>

##### ユダヤ人財産の活用

ライヒ経済大臣の第1遂行指令。総統代理、ライヒ内務大臣、ライヒ法務大臣、ライヒ大蔵大臣、ライヒ食糧農業大臣、ライヒ営林署長、ライヒ価格形成担当全権委員の名において。

1939年2月6日—III Jd. 1/2082/39.

1938年12月3日付ユダヤ人財産の活用に関する政令（ライヒ官報I, 1709頁）の遂行のため、以下のことが命令される：

##### I. 一般

1. 1938年11月24日付ユダヤ人財産の申告に関する政令にもとづく第二指令（ライヒ官報I, 1668頁）により、四カ年計画総監はライヒ内務大臣ならびに他の関係ライヒ大臣の了解のもとで、ライヒ経済大臣にユダヤ人財産のドイツ経済の利益に沿った活用を保証するために必要な措置を講じる権限を付与した。この権限付与にもとづいて1938年12月3日付ユダヤ人財産の活用に関する政令および1939年1月16日付遂行令（ライヒ官報I, 37頁）が発令された。1938年12月3日付の政令はドイツ経済の脱ユダヤ化に関する従来の規定を決定的に補完し、この問題について包括的な法的基礎を作り出した。

脱ユダヤ化の遂行については、四カ年計画総監の明確な指令と軌を一にして、すべての脱ユダヤ化の遂行が所轄官庁の事項であるということがまず基本的に確認されなければならない。党部署の関与は、総統代理の了解のもとで、ナチス党大区指導者たちの鑑定意見を幅広く聴取することによって確保される。だが決定〔権限〕と責任はもっぱら国家の官庁にある。

経済の脱ユダヤ化関連法令の施行は、行政官庁に一時的に過大な要求を課すことになる。し

かし関連法規の施行を任された諸官庁が、課せられた任務の重大な政治的および経済的意義にふさわしい総力をあげて、脱ユダヤ化の可及的速やかな目的にかなった、あらゆる点で申し分ない遂行を保証することが期待されなければならない。

2. ユダヤ人財産の活用に関する政令は、従来の法状況に比してとりわけ次のような重要な改訂をもたらした。すなわち脱ユダヤ化は、営業経営においてもユダヤ人所有の土地ならびにその他の重要な財産価値においても強制的に遂行され得るということである。同政令において行政官庁に対してこうした観点で付与された全権は完全なものである。いかなる規模、速さでこれらの全権が行使されるかは、四カ年計画総監の指示に対応して本官が発令する指令による。

これに関して本官は、農林業用地に対する特別規定を留保のうえ、1938年12月3日付政令第1条以下および第6条による強制措置の適用はさしあたり営業経営およびそれに付属する経営地所の脱ユダヤ化のみに限定するよう命ずる。1938年11月12日付ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除に関する〔ママ：“zur”が正しい〕政令（ライヒ官報I, 1580頁）により、ユダヤ人はすべての小売店、独立手工業ならびに市場流通からすでに全面的に排除されたので、1938年12月3日付の政令によって付与された全権により所轄の党部署と話し合いのうえ、ユダヤ人が人的または資金的に決定的に関与しているために1938年6月14日付国家公民法第三政令（ライヒ官報I, 627頁）の規定に照らして今日なおユダヤ営業経営と見なされる卸売業および工業経営が、国民経済的に分別ある方法で脱ユダヤ化されることは、いまや上級行政官庁の責務である。先の国家公民法第三政令の規定でユダヤ営業経営と見なせないような〔ユダヤ人の〕少数関与がある営業経営の強制的脱ユダヤ化、ならびにとくにユダヤ人による株式その他の有価証券の分散所有の強制的譲渡は、当面これを見合わせることに。

同様に、農林業に使用されていない土地の強制的な全面的脱ユダヤ化は、四カ年計画総監の明確な命令によって現段階ではまだ着手してはならない。この課題の遂行は、営業経済の脱ユダヤ化が一定の収束をみた段階で直ちに中央から指令されることになる。ゆえに土地流通分野における上級行政官庁の管轄はさしあたり基本的に自由意志による譲渡取引に限定される。これについての例外は個々の特別な場合においてのみ問題となる。すなわちやむを得ない事由により、政令第6条による措置が、たとえば官庁や党部署の緊急の土地需要を満たすといった公共の利益において必要となる場合がそうである。だがかかる措置については、直ちに本官の事前の同意を得なければならない。

農林業用地の脱ユダヤ化については、ライヒ食糧農業大臣ならびにライヒ営林署長 *Reichsforstmeister* の特別な指令が適用される。

3. 営業経済のさらなる脱ユダヤ化にあたっては、ある営業経営が国家公民法第三政令によりユダヤ経営と見なされるか否かという点について明確な決定を下す必要性があるので、ユダヤ営業経営の公式なリストの作成が、それがまだ完了していない場合は、今後とも強力に進められなければならない。処理済みの脱ユダヤ化に関

\*56) Der Reichswirtschaftsminister. III Jd. 1/2082/39. Schnellbrief! Betrifft: Verordnung über den Einsatz des jüdischen Vermögens. Berlin, den 6. Februar 1939. in: 62 DAF 3 8783, 21-30.

するリストも、注意深く最新の状態に保っておく必要がある。1938年7月6日付営業法改正法(ライヒ官報I, 823頁)および1938年11月12日付ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除に関する[ママ:正しくは"zur"]政令(ライヒ官報I, 1580頁)にもとづいて閉鎖されたユダヤ営業経営は、リストから速やかに削除されたい。

4. 脱ユダヤ化は基本的に、ユダヤ人福祉施設(病院、保育園、老人ホーム、精神病院、盲人施設その他)または、もっぱらユダヤ人の国外移住を促進するような施設や企業(職業訓練所、社会階層変更施設その他)においては問題とはならない。福祉施設に関しては、1938年11月19日付ユダヤ人公衆福祉令 *Verordnung über die öffentliche Fürsorge für Juden* (ライヒ官報I, 1649頁)により、援助を必要とするユダヤ人の支援は基本的に民間のユダヤ人福祉事業に委ねられたということに留意しなければならない。国外移住促進のための施設については、ドイツからのユダヤ人の国外移住が、ユダヤ人総体に対する国民社会主義国家の最良の防衛措置の目標たるべきことが確認されなければならない。ゆえに国外移住の促進はいかなるものであれ歓迎される。この理由により、営業経営または地所のユダヤ人譲渡者が近々国外移住を計画しているすべての場合においても、付随手続きをとりわけ迅速に処理することが必要である。

## II. 営業経営の脱ユダヤ化

1. 営業経営の脱ユダヤ化の認可に関しては、1938年4月26日付ユダヤ人財産の申告に関する政令にもとづく指令(ライヒ官報I, 415頁)ならびにこれについて出された、実体的および手続き上の規定が、全面的に適用される。営業経営の脱ユダヤ化は、今後とも通常の場合、ユダヤ人所有者と取得者との間で譲渡契約が結ばれ、これが上級行政官庁に認可申請される、というやり方で行なわれるようにされたい。しかし[ユダヤ人財産活用]政令第15条によって従来の規定が大幅に補完され、譲渡法律行為の認可は一般に、必要と思われる付帯条件付きで付与され得ることが明確にされた。この付帯条件は、事情によっては、取得者が国家に調整支払いをすること(第IV部を参照)でもよい。付帯条件付きで認可が与えられた場合、申請者は、認可拒否の場合と同様、これに異議の申し立てをすることができる。同じく申請者は、予期せぬ付帯条件が付けられたことを斟酌のうえ、申請を取り下げることができる。

2. ユダヤ人所有者が譲渡を拒否するか、あるいは、ユダヤ人所有者との交渉が、所在地不明その他の理由により不可能なために、自由意志による譲渡が成立しない場合において、当該経営の非ユダヤ人所有への移行が国民経済的に望ましく思われるときは、営業経営の所有者に譲渡を勧告する第1条の可能性を適用しなければならない。当該経営の営業継続が、一般的国民経済的理由から望ましくない場合は、同様に、第1条による強制的清算が執行され得る。外国のユダヤ人が関与している経営については、1938年12月3日付政令第21条の、すべての強制処分にはさいしては本官の事前の同意を得なければならないという規定を参照されたい。

第1条による譲渡勧告にもとづいて譲渡申請が出された場合、契約の認可には従来の一般の方針が適用される。ユダヤ人所有者が譲渡勧告にしたがわないときは譲渡全権を有する受託者

*Treuhänder* が任命され得る。経営の単なる暫定的営業継続を目的とした受託者の任命は、譲渡勧告と同時にに行なわれることもある。

ある営業経営がユダヤ人の決定的な関与権のゆえにユダヤ経営と見なされる、もしくはそうした関与を考慮して経営の非ユダヤ的性格が疑いの余地なく確認され得ない場合は、必要があればそうした関与権も政令第6条のいう「その他の財産部分」として当該営業経営の脱ユダヤ化の目的のために強制的に譲渡され得る。

3. 経営の暫定的継続経営のための受託者としては、その目的に適うように当該経営の状況に精通し、そこですでに責任あるポストに就いている人物が任命されなければならない。そしてこの人物が移行期間における当該経営の整然とした営業を保証する。譲渡または清算の全権を有する受託者としては、基本的に、当該経営から独立した人物が任命されなければならない。この人物が、売却交渉にさいして、当該経営の利益も一般的国民経済的利益も考慮することを保証する。比較的大きな経営の譲渡または清算のためには、公認会計士、宣誓済みの簿記監査士 *Bücherrevisor*、または専門的ならびに商人として特別の準備教育を受けたその他の人物が任命されなければならない。ユダヤ経営の引継ぎ申請者本人は、基本的に受託者に任命されてはならない。

受託者として任命されるべき人物については、その必要がある場合には、所轄の商工会議所の推薦を取り付けなければならない。

受託者には、上級行政官庁によるその任命にさいして序正しく慎重な業務の遂行が義務づけられなければならない。受託者は上級行政官庁の監督下で業務を執り行ない、上級行政官庁はいつでも受託者を解任できる。上級行政官庁は、[受託者の]任命時または受託者の活動の終了後、受託者への報酬ならびに受託者に弁済すべき出費額を定める。

任命にあたっては、受託者に、当該経営の継続営業に関して、あるいは譲渡または清算交渉の状況について、上級行政官庁に定期的に報告するよう命じること。

4. 譲渡または清算の強制命令にも付帯条件が付けられることがある。内容に関しては上級行政官庁はかかる付帯条件の選択も制約されない。付帯条件は国民経済的に必要と思われる場合には所有者に特定の取得者または一定の条件での譲渡が義務づけられることであってもよい。通常は営業経営の所有者に譲渡強制勧告の場合でも、自ら適切な引継ぎ者との譲渡契約を締結する可能性が与えられなければならない。

[譲渡]強制勧告にもとづき、ユダヤ人所有者または受託者によって締結されたすべての

[譲渡]契約は上級行政官庁の認可を要する。

5. 農林業財産の脱ユダヤ化の遂行は、政令第17条第3項により、上級入植官庁および上級官庁に委ねられる。1938年4月26日付[ユダヤ人財産の申告に関する政令にもとづく]指令(ライヒ官報I, 415頁)第1条による、農林業経営の譲渡のための上級行政官庁による認可は、もはや考慮されない(政令第9条第2項参照)。

しかし農産物取引ならびに農産物加工業者の経営(1934年2月16日付全国食糧身分の暫定的構築に関する政令第1条(ライヒ官報I, 100頁)のいう全国食糧身分商業、全国食糧身分工業、全国食糧身分手工業)の譲渡認可に対する上級行政官庁の所轄権限は従来通りの範囲で存

続する。同様に上級行政官庁は第1条または第6条による強制命令権限を有する。これらすべての場合において、および受託者の任命、解任、監督にさいして、ならびに当該経営に関するその他の措置において、所轄の州農民指導者が関与すること。

同様のことは、森林・木材産業の加工および供給経営について、これらの場合には上級営林官庁が関与しなければならないという条件で妥当する。ただしそのさい1938年2月28日付森林・木材産業の加工・供給経営の設立、引継ぎならびに拡張に関する政令(ライヒ官報I, 231頁)により、それらの企業の設立、引継ぎおよび拡張のためにはライヒ営林署長の特別の認可が必要であることに注意すること。この認可は1938年4月26日付指令もしくはユダヤ人財産活用政令第8条によっては代替されない。ゆえに本官は、相互に矛盾する決定を回避するため、かかる場合においてはライヒ営林署長が上記政令によりその取得に同意したことが確定したのを待って認可を与えるよう、要請する。

6. 営業経済の脱ユダヤ化との関連では、重要な特許ならびにその他の営業上の保護権が非ユダヤ人の所有に移されるということも重視されなければならない。必要な場合には、政令第6条による強制的移譲も行なわれなければならない。

7. 営業経済の脱ユダヤ化の認可にあたって、株式その他の有価証券の移譲に関する規定もなされ得るかぎりにおいて、政令第12条による特別の認可は必要ではない。なお本官はこの認可〔権〕を経済集団銀行業に委譲している。

8. 認可申請の受理は、ユダヤ人譲渡者を所轄する税務署ならびに管轄の外国為替管理局にその都度、遅滞なく書式に則って手短かに伝えられなければならない。これらの部署が場合によっては適切な保安措置を講じられるようにするためである。同様にこの二つの部署には認可の回答の写しが送付されなければならない。

### III. 土地の脱ユダヤ化

1. 土地の脱ユダヤ化に関して、1938年12月3日付〔ユダヤ人財産の活用に関する〕政令はふたつの重要な改訂をもたらした：第7条において、ユダヤ人による土地、土地と同様な諸権利(地上権、鉱業権その他)の取得およびユダヤ人の不動産物権(抵当権、土地債務など)の一般的禁止、ならびに第8条において、ユダヤ人による土地および土地と同様な諸権利の処分に対する認可の強制である。

第7条によれば、ユダヤ人に益する土地に対するいかなる物権の新規設定も禁止される。したがってこの法的禁止に該当するのは、とりわけユダヤ人譲渡者に益する残金額抵当権<sup>\*57)</sup>もしくは居住権の登記である。また譲渡担保<sup>\*58)</sup>の基礎をなす信用貸契約失効後の譲渡された物権の保全を目的としたユダヤ人による再取得も第7条により禁止される。

第8条により、土地および土地と同様な諸権利に対するすべての処分は認可が義務づけられる。しかし第7条とは対照的に、土地に対する

諸権利(抵当権、土地債務など)に対する処分はそのかぎりではない。つまり認可が義務づけられるのは、第8条によれば土地に対する処分としての、抵当権、土地債券その他の土地への登記である。認可義務がないのは、不動産担保権<sup>\*59)</sup>の譲渡、抵当条件の補完または変更(満期支払抵当から漸次償却抵当への変更など)、もしくは支払い満了後の抵当権の抹消である。

2. 1938年12月3日付政令第8条により認可が義務づけられるのは、政令の発効時点(1938年12月5日)において、まだ最終的に完了していなかったユダヤ人による土地および土地と同様な諸権利に対するすべての処分である。これは当該の権利変更が政令の発効日(1938年12月5日)において、まだ土地登記簿に登記されていないかかったすべての場合に適用され得る。

3. 農林業用地が問題となるかぎりにおいて、上級行政官庁の所轄権限は上級入植官庁および上級営林官庁に委譲される。(政令第17条第3項)。

4. ユダヤ営業経営の譲渡のさいに当該経営に利用されている土地または土地と同様な諸権利も移譲されるかぎり、営業経済の脱ユダヤ化の認可は常に土地譲渡の認可も含む。しかし上級行政官庁の処分においては、1938年12月3日付政令第8条が、この場合においてもとくに引き合いに出されなければならない。

5. 第8条による処分の認可は、価格監視を所轄する部署の了解を得たうえで、上級行政官庁によって(ベルリンにおいては1939年1月16日付遂行令第1条—ライヒ官報I, 37頁—により、価格形成部署の了解を得たうえで帝国首都市長によって)与えられなければならない。同様に、住宅団地法、および1937年8月17日付帝国国境の保全ならびに行政措置に関する第一遂行令(ライヒ官報I, 905頁)により管轄となる部署または専門担当官が、事情によっては上級行政官庁で処理手続きに関与させられなければならない。

一般に譲渡された土地の評価に関して、まず最初に、価格監視および価格形成の遂行を委託されている下位の行政官庁(郡長、上級市長)の鑑定意見を聞くことが必要になる。

6. これまで土地の価格形成分野で成果を挙げってきた特に適任の専門担当官を擁する比較的規模の大きな下位官庁が存在する場合、政令第8条による上級行政官庁の所轄権限を下位の官庁に委譲すること(1939年1月16日付遂行令第2条(ライヒ官報I, 37頁参照)が適切であろう。この権限委譲はすべての場合に本官の認可を要する。しかし上級行政官庁の所轄権限の地区下位官庁への一般的な委譲は問題とはならない。

7. 土地取引の認可にあたっては次のことが前提とされなければならない。すなわち土地の脱ユダヤ化にさいしては営業経済の脱ユダヤ化の場合と同様、個々の私的な取得希望者が不当に私腹を肥やしたりユダヤ人財産が全くの無価値にされたりすることがないようにすることである。また、のちの国外移住の費用を賄うためユダヤ人の手元に一定額の現金が残るよう

\*57) 土地の売買の場合に代金の一部のみが支払われ、その残額を担保するために設定された抵当権をいう。山田晟, 前掲書。

\*58) 債権担保のために自己の有する所有権その他の権利を債権者に譲渡し、債権を弁済すれば所有権等の返還を受けるが、債務者が弁済しないときには債権者は所有権等を換価して弁済を受ける(または所有権を確定的に取得し得る)という合意をいう。山田晟, 前掲書。

\*59) 抵当権, 土地債務, 定期土地債務を総称したものをいう。

にすることにも注意が払われなければならない。他方ユダヤ人譲渡者は売却代金を公私の負債の返済ならびに生活費の支弁のために幅広く用いなければならないであろう。そうでない場合、生活費は最終的に公的扶助が負担することにならざるを得まい。ゆえに譲渡契約は基本的に購入価格がある程度流通価格の範囲に収まっている場合にのみ認可されなければならない。流通価格は土地の場合、常に統一価格を下回ることではないであろう。例外はいわゆる建設用地で生じ得る。他方流通価格は、個々のケースの状況にもよるが、統一価格をかなり上回ることもあり得る。〔購入〕価格が統一価格の範囲を相当逸脱する譲渡契約が提示された場合、認可は購入価格と適切な流通価格との差額が調整支払いとして国家に支払われるという付帯条件付でのみ与えられなければならない（第IV部）。

8. 取得者の人物に関しては、すべての土地取引の認可にさいして国民経済的に望ましくない土地投機が助長されないよう注意すること。存在しているかもしれない一般的な需要（官庁や党部署の用地需要など）に配慮されなければならない。従来の住宅用地を商用地または事務所用地へ転用することが取得者によって意図されている場合、取得者には存在しているかもしれない市町村当局の特別な認可義務が、指摘されなければならない。

物件として保証された債権救済のための土地取得に対する実質債権者の希望は大幅に考慮されなければならない。このことはとくに強制競売における付け値の認可に対する申請にも妥当する。なお強制競売は特段の理由なく特定の取得者の有利になるように拒否されてはならない。

強制競売における付け値の申し出の認可にさいしては取得価格について適切な価格帯を設定し、その中で値が付けられるようにすることが適切である。政令第8条第4項による認可は、担保証券発行機関、貯蓄金庫、ならびにライヒまたは国家の監督のもとにある類似の金融機関による付け値にあっては、その付け値が、発行された抵当権を規定の担保貸付限度額内で買い受けるという目的に適うかぎり、それ以上の手続きなしに与えられなければならない。同様のことは強制競売法第81条第2項および第3項の場合、最高価格を申し込んだ機関としての他者によって落札されるときにも妥当する。

9. 支払いに代えてユダヤ人財産公課〔税〕Judenvermögensabgabeの対価として受領されるユダヤ人の土地がライヒ財産に移管されることを了解した旨を、本官はライヒ大蔵大臣に一般的に表明した。この場合、ならびに〔ユダヤ人〕財産公課の対価としてライヒに益する保全抵当<sup>60)</sup>の登記にさいしては、所轄の税務署に政令第8条により必要とされる認可が、それ以上の手続きなしに与えられなければならない。

10. 税務署および外国為替局の通達に関しては、第II款第8条の指令が相応に適用される。

11. 第10条による先買権<sup>61)</sup>が問題となる場合で、申込者が先買権を有する者が決定を下した

という事実を証明済みでないのであれば、先買権を有する者には提出された申込が土地の正確な記載事項とともに遅滞なく通知されなければならない。

第10条による先買権は、もっぱら法律行為上の処分においてのみ適用され、強制競売による譲渡には適用されない。

#### IV. 脱ユダヤ化不当利得の把握

政令第15条第1項によれば、ユダヤ営業経営およびユダヤ人の土地の譲渡に対する認可は付帯条件付で与えることができ、これは取得者によるライヒに益する金銭給付であってもよい。

1. 営業経営においては、ドイツ経済におけるユダヤ人の抑圧措置によってユダヤ人所有のそれらの経営の価値は著しく減じた。ユダヤ人譲渡者に経営の現時点での価値を超える額を支払う理由はない。他方では多くの場合、この経営が非ユダヤ人の所有へ移行された後、常に売上げのかなりの増加をみ、これによってその価値が著しく高まるということも確かである。たしかに全経済的な理由から取得者のためにユダヤ企業の購入に対する一定の刺激が維持されるようにすべきであるし、評価にさいしても、ユダヤ営業経営の取得者が、最初、商売が軌道に乗るまでの一定の困難を計算に入れる必要があることも、多くの場合考慮されなければならない。しかし、その他の点では、経済の脱ユダヤ化から生じた利得は、基本的に国家に流入するようにすべきである。ゆえに経営の現時点における価格に相応してユダヤ人の元所有者に支払われた購入価格と、適切な非ユダヤ人企業家の所有する同経営の流通価格との間にかなりの開きがある場合には、政令第16条第1項による認可は、取得者がライヒに益する調整支払いをするという付帯条件のもとでのみ与えられなければならない。この調整公課は、営業経営の場合、一般に付加価値（購入価格と、移行後の流通価格との差）の70%にすべきである。

〔調整公課額の〕確定は、上級行政官庁が認可決定の中で行なう。特別の理由により、調整公課に関する最終決定が同時に出せないまま直ちに認可が与えられなければならない場合は、最終的確定は例外的に保留され得る。だがそのさい、申込者には公課の最高額がどの程度になるのか、もしくはどのような基本原則にしたがってそれが計算されるのかが伝えられなければならない。

調整公課の評価、ならびにその徴収および最高額の問題については、とくに商工会議所が認可申請に対する態度表明のさいに詳細な鑑定意見を述べること。たとえば純財産5万マルク以上、または年間売上30万マルク以上の比較的規模の大きな経営の場合には、商工会議所はその態度表明を公認会計士の鑑定にもとづかせなければならない。〔問題となる経営が〕単純な業種で経済的意義が比較的少ない場合は、公的に宣誓した帳簿審査士の鑑定が要求されてもよい。費用は申込者が負担する。

\*60) 流通抵当に対する言葉。被担保債権の証明に土地登記簿を援用することしかできず、債権は債券証券によるなど、登記以外の方法で証明しなければならない。また、抵当債券の権利は債権によってのみ定まるから、被担保債権の不成立・消滅の場合には債権および抵当権の譲受人は抵当権を取得することができず、この点流通抵当と異なっている。山田晟、前掲書。

\*61) 先買権を有する者は、売主と買主との間に売買が成立したときは、売主に対する先買権行使の意思表示により、売主と買主との間に成立した売買契約を、売主と自分との間に成立したものと見なすことができる。山田晟、前掲書。

調整支払いの徴収および算定は、もっぱら客観的な視点で、取得者の人物を考慮することなくこれを行なわなければならない。

2. 同様に、土地取引の認可のさいも購入価格と妥当な流通価格の間にかかなりの開きがある場合には、調整支払いを課する可能性が活用されなければならない。差額は満額まで適用しても差し支えない。

3. 調整公課の納付に対しては、適切な場合には最長6ヶ月まで、特別の場合には最長1年までの期間で賦払いが認められ得る。

4. ライヒに益して徴収された調整支払いは、取得者および物件名を記載のうえ、ベルリンのライヒ中央金庫の特別保管口座「調整支払い」の貸方に遅滞なく記入すること。このことは、これまでに国家官庁により徴収され、保管されているすべての金額についても妥当する。

国家の認可官庁以外の官庁に対する同種の調整支払いは許されない。

#### V. 脱ユダヤ化手続きへの党部署の関与

1938年4月26日付四カ年計画総監の指令第1条による党部署の認可手続きへの関与は、変更なしに1938年7月5日付回覧通達(III Jd. 2818/38)の規定にしたがう。この規定により、認可付与の前に国民社会主義ドイツ労働者党大管区指導者の意見が求められなければならない。同様に今後はユダヤ人財産の活用に関する政令第8条による認可付与の前、ならびにユダヤ経営、ユダヤ人の土地、またはその他のユダヤ人の財産部分の譲渡に対する強制命令の発令前に、その管区内に問題となる土地、経営もしくは問題となる財産部分がある国民社会主義ドイツ労働者党大管区指導者の意見が求められなければならない。

受託者が、政令第2条または第6条第3項により、もっぱら経営の暫定的営業継続、もしくは土地その他の財産部分の暫定的管理のために任命される場合で、緊急の理由、とりわけ当該経営の危機のために即時に任命が行なわれなければならないときは、事前の大管区指導者の意見聴取は見合わせてもよい。しかし事後的に了解を取り付けること。

大管区指導者の意見聴取は、ライヒ、州、もしくは国民社会主義ドイツ労働者党が取得者として関与している土地取引の認可の場合には必要ない。

手続きの迅速化のため、総統代理の了解のもと次のことが指令される。すなわち大管区指導者の意見聴取は一般に2週間以内に意見表明がされないときは了解と見なされる旨を指摘したうで行なわれてもよい。関係諸部署には可能なかぎり短期間での意見の一致を見られたい。

宛先

- a) プロイセン知事ならびにベルリン警察長官、
- b) プロイセン以外の州政府、
- c) 帝国首都ベルリン市長、
- d) オーストリア国家地方長官(州政府)、ウイーン、
- e) ズデーテンドイツ地方担当ライヒ全権委員、ライヒェンベルク、
- f) ライヒ経済院、ベルリン。

#### 48) 国民社会主義ドイツ労働者党総統代理 指令第43/39号 (1939年2月25日)<sup>62)</sup>

写し

国民社会主義ドイツ労働者党 総統代理  
ミュンヘン 33, 1939年2月25日  
ブラウン・ハウス III / 07 - Ad  
1010 / 6 / 4

#### 指令第43 / 39号

本官の指令および回状第89/38, 203/38, 208/38号の追加として、ユダヤ人財産の活用に関する政令についてのライヒ経済大臣閣下の遂行指令を同送するので目を通していただきたい。本遂行指令は本官との了解のうえで作成されたものである。

問題を明確にするため、この関連において今一度以下の点を指摘しておく：

1. ドイツ経済の脱ユダヤ化は、もっぱら四カ年計画総監およびライヒ経済財大臣が発令する法的指令に則って行なわれる。党部署のあらゆる特別行動および特別指令は厳に禁じられる(本官の回状第20/38号を参照)。
2. したがって仲介者としてユダヤ人譲渡者とドイツ人取得者の間に介入し、取得者の法外な利益を吸い上げようとする代行ないし受皿会社は許可されない。すでに存在しているこの種の会社は解散される(法外な利益の掌握を目的として。本指令第7項を参照)。その他については本官の指令第2/39号仮綴を参照のこと。
3. 百貨店およびデパートならびに安売り店に対する措置は脱ユダヤ化との関連で講じてはならない。賃上げの禁止、およびこれと必然的に結びついた労働者の購買力維持に対する配慮を斟酌して、この問題は当面見合わせなければならない。それらはしかるべき機会に取り上げられることになる。
4. ドイツ経済の脱ユダヤ化は、現行法の規定にもとづいて以下の手続きにより遂行されなければならない： 通常の場合は、ユダヤ人による公の競売によらないドイツ民族同胞への財産対象物の譲渡である。ユダヤ人譲渡者はドイツ人取得者と私法上の契約を締結し、この契約が認可取得のために国家の認可官庁に提出されなければならない。認可官庁は所轄の大管区指導者と連絡をとり、[契約において] 予定された規定に対する態度表明を求める(これについては、本官の指令第89/38号を参照のこと)。
5. ユダヤ人には引き続き財産を譲渡することを強制できる。ここでも譲渡はさしあたり公の競売によらないことを基本に行なわれるべきである。ユダヤ人は国家の認可官庁からその財産または財産の一定部分を定められた期限内にドイツ民族同胞に譲渡することが催告される。ユダヤ人がこの催告に応じる場合は、手続きは第4項で述べられた規定にしたがって行なわれる。ユダヤ人が期限内に譲渡しない場合は、認可官庁は受託者 Treuhänder を任命することができ、この受託者がユダヤ人に代わって譲渡および清算を行なう。受託者による譲渡にも一般的規定(第4項参照)が適用される。
6. 国民社会主義ドイツ労働者党、その組織およ

\*62) Nationalsozialistische Deutsche Arbeiterpartei. Der Stellvertreter des Führers. Anordnung Nr. 43/39. München, den 25. Februar 1939. in: GWB 648.

び付属団体が用地不足問題を抱え、ユダヤ人の土地を業務用に取得したいと考えている場合は所轄の認可官庁と連絡をとることが推奨される。所轄の認可官庁は、ライヒ経済大臣閣下の同封の回覧通達においてこうした希望に幅広く配慮するよう指示されている。強制的な譲渡の場合は、ライヒ経済大臣閣下は同じく回覧通達で述べられているように認可を自身で保留する（同封の回覧通達第1款、第2条、第3項、ならびに第Ⅲ款第8条を参照のこと）。

7. とりわけ重要なのは1938年12月3日付規定である。これによれば認可官庁はあらゆる種類の付帯条件を付けて契約を認可できる。この規定の存在により個人の法外な利益は吸収され、必要とされる全体の要求が実現され得る。特筆すべきは購入価格が著しく低く、ドイツ人取得者が所有する引継ぎ財産が有する価値に全く見合わないときには、認可官庁は一定額のライヒへの支払いを命じることができることである。認可官庁はさらに、特定の取得者への（ライヒそのものへの！）譲渡を付帯条件として付けることもできる。

（農林業経済におけるユダヤ人の土地所有を、ライヒがそうした土地所有に関心をもつ場合が、この方法によって適当な時期にライヒに移譲させることが見込まれているのである）。

要するに、この付帯条件手続きを援用してどのような種類の命令でも発令できるということである。したがって特別な一般的指令は必要なくなる。そのような指令は、これまで部分的に正当化されてきたかもしれないが、いまや絶対に許容されない（第1項参照）。

8. 国民社会主義ドイツ労働者党は、脱ユダヤ化手続きに国家の認可官庁が所轄の大管区指導者に意見を求めるという形で関与する：
- a) 認可義務のあるすべての契約について（とくにユダヤ人の商店ならびに土地の譲渡にさいして。ライヒ、州または党が取得者とならないかぎりにおいて）。
- b) ユダヤ人の営業経営、土地またはその他のユダヤ人の財産部分の譲渡のためのあらゆる強制命令にさいして。

手続きの迅速化のために、本官は14日の期限内に認可官庁に反対の立場表明が出されないかぎり、所轄の党部署が同意したものと仮定されるということを承諾する旨を表明した。

ライヒ経済大臣閣下が特別の理由で脱ユダヤ化を自ら遂行する個々の場合においては、ライヒ経済大臣閣下は所轄の大管区指導者と連絡をとる。ナチス党にはその後、すべての場合において鑑定者としての意見が求められなければならない。これ以上の党の関与は予定されておらず、また望ましくない。広範に及ぶ指令は許可されない。党の脱ユダヤ化手続きへの参加に関しては、本官は指令第89/38号において大管区指導者に指針を伝えておいた。同指針は党が関与するすべての場合のほか、認可義務およびそれにともない党の関与が事後的に

指令された場合にも適用される。しかし本官はこの機会にとくに次のことを指摘しておきたい。すなわち黨員によるユダヤ商店の引継ぎは、当該黨員が商店を整然と経営できる状態であることを保証するときのみ望ましいということである。このほかの場合には、ドイツ経済および、ほかでもない当の黨員自身にとっても好ましがらざる結果となる。さらに本官は今一度、ユダヤ人への物品の販売、わけても食料品の販売は禁止されてはならないということをとくに指摘しておく。またユダヤ人の家で必要な作業をする手工業者を何らかの形で妨害することは許されない。

またこの機会に『ドイツ商店 Deutsches Geschäft』という看板が国家公民法第三政令の前提に適合するすべての商店に掲げられなければならないということに指摘しておく。商店が、社会政策的または経済的観点で課せられたすべての要請にまだ応じていないという理由でこの看板を拒否することは、許されない。

委託を受けて 署名 ボルマン

#### 49) ADEFA (社団法人ドイツ衣料産業工場主共同事業団) 定款 (1938年11月14日)<sup>63)</sup>

##### 第1条

連盟の名称は "ADEFA" Arbeitsgemeinschaft deutscher Fabrikanten der Bekleidungsindustrie e.V.とする。

##### 第2条

連盟の目的は以下の通り：

- a) 加盟員同士、党と国家に対して国民社会主義的態度をとること  
b) 時流に即し、ドイツ民族に相応しい衣装文化の涵養  
c) 国益のための輸出の特別な振興

##### 第3条

連盟の所在地は区裁判所管区ベルリンのベルリンとする。

##### 第4条

事業年度は暦年とする。

##### 第5条

連盟の加盟員になれるのは、衣料品の製造および販売に従事し、その所有者ならびに従業員が国家公民法ならびに同法第一遂行政令のいう国家公民ならびに暫定的国家公民であるところの商業登記済みのすべての企業、また個人企業にあってはその所有者である。連盟への加盟は諮問委員会への諮問を経て理事長が決定する。加盟は加盟費および一回かぎりの宣伝費の支払いを待って行なわれ、これらの費用の額は理事長が定める。商業登記がなされていない企業の所有者であっても理事長の特別な許可があれば加盟できる。

##### 第6条

連盟は法的に保護され、加盟員は連盟を通じて

\*63) Satzung der "ADEFA" Arbeitsgemeinschaft deutscher Fabrikanten der Bekleidungsindustrie e.V. in: BA., R 3101 Reichswirtschaftsministerium 8646.

のみ購入できる連盟章を所有する。ドイツ意識を有する消費者の保護とその利益のため、ADEFAsの全加盟員は製品に、法律によって保護されたADEFAs票を特別の連盟章規定により貼付する義務を負う。このADEFAs票は、同一の購入者とのすべての文書交換におけるレターヘッドおよび印章としても使用される。万一第三者による不正使用があった場合、連盟は同人に対して刑事もしくは民事訴追の手続きを行なう。

ユダヤ人代理人、前納入業者、その他の納入業者ならびに購入者との商取引は、ADEFAsが遵守すべき国民社会主義の原則とは相容れない。ユダヤ人代理人および販売者等は、受け入れられてはならない。

ADEFAs加盟員は、ユダヤ人小売業およびユダヤ人コンツェルンにドイツ民族同胞のための商品を転売したりユダヤ人納入業者もしくは卸売業者と商取引を行なったりすることを拒否する。

#### 第7条

連盟からの脱退は、毎年の業務年度の終了時点において文書で申請し、少なくとも4カ月の脱退告知期間を遵守したうえでのみ宣言できる。加盟員たる資格は、加盟企業の解散もしくは加盟企業の連盟からの脱退によっても消滅する。

#### 第8条

連盟からの加盟員の除名は、除名されるべき加盟員が連盟の利益に反したり、その他除名に値する重要な理由があった場合、諮問委員会への諮問を経て理事長がこれを行なう。第6条に違反した場合、理事長は除名に代えて当該加盟員ならびに諮問委員会の意見を聞いたうえで、当該加盟員に1000ライヒスマルクを上限とする罰金を科すことができる。この罰金の使途については理事長が理事会に指示を与える。

#### 第9条

加盟員資格の終了によって連盟財産に対する加盟員のすべての請求権が消滅する。とりわけ除名もしくは脱退した加盟員には財産分割権または払い戻し請求権はない。

#### 第10条

連盟は、理事長が諮問委員会の同意を得て定めた会費ならびにわりあて金を徴収する。

#### 第11条

連盟の組織は次の通り：  
連盟の長としての理事長 **Der Vorsitzende als Verbandsleiter**  
諮問委員会 **Der Beirat**  
加盟員総会 **Die Mitgliederversammlung**  
理事会 **Die Geschäftsführung**

#### 第12条

理事長は民法典第26条のいうところの理事会 **Vorstand**〔社団法人・財団法人の私法上の業務執行機関〕である。理事長は国民社会主義ドイツ労働者党経済政策委員会の同意を必要とし、理事長の会社もしくは理事長本人が少なくとも3年間継続的に連盟に所属し、さらに所在地がベルリンでなければならない。理事長は加盟員総会で賛成の呼びかけによって、任期2年目の2月総会までに毎回選出される。理事長の解任は重要な事由があるときに限る。理事長の解任

権は加盟員総会の秘密投票による総投票数の4分の3以上の多数に帰する。解任の場合は、2カ月以内に行なわれる新理事長選出まで理事長代理が連盟の指揮を引き継ぐ。理事長が任期前に辞任した場合もこれと同様とする。

理事長はすべての問題について基本的に決定を下す。理事長代理は理事長自らこれを定める。諮問委員会は理事長からすべての重要な関係書類について情報を得る。

理事長に障害が生じた場合は、理事長代理が連盟の権利と義務を引き受ける。理事長の障害は認証されなくともよい。

#### 第13条

諮問委員会は少なくとも8名の加盟員から構成される。諮問委員会は理事長によって任命される。諮問委員会は審議権のみを有し次の場合にのみ議決権をもつ：

- 1.) 財産権に関わる問題、および年間1000ライヒスマルクを超える債務が生じるかぎりでの契約締結の場合
- 2.) すべての財務上の問題において、理事長を承認する場合

諮問委員会の任期は理事長の任期と一致する。理事長は諮問委員会を任期前に解任する権限を有する。

諮問委員会の招集は必要がある場合、または諮問委員会の少なくとも3名の加盟員が文書で召集を要請した場合、理事長によって行なわれる。諮問委員会は諮問委員会の委員全員が召集され、少なくとも3名の諮問委員が出席した場合議決権を有する。同数得票の場合は連盟の理事長が決定を下す。理事長本人に関わる案件の場合は理事長代理が決定を下す。先に列挙された議決権を除き投票は行なわれない。

加盟員相互のより緊密な団結のために、理事長は地区集団 **Bezirksgruppen** を組織することができる。地区集団は、理事長によって任命される地区理事長 **Der Bezirksvorsitzende** の指揮下におかれる。地区理事長は同時に諮問委員会の委員でもある。地区集団の設立は、法的に認められた所轄の営業経済組織（経済集団）の同意を必要とする。

#### 第14条

定期的に毎年2月、理事長は加盟員総会を招集する。加盟員総会は、とくに挙げられた権利を除き、審議権のみを有する。特別な権利とは以下の通り：

- 1.) 理事長の選出
- 2.) 会計監査人の選出
- 3.) 年間会計報告の審査および監査
- 4.) 定款の改定
- 5.) 連盟の解散

加盟員総会への招集は、理事長によって通常郵便もしくは回覧通達によって行なわれる。議事日程は理事長がこれを定める。定款の修正動議は召集にさいして議事日程の中で申し立てることができ、出席加盟員の投票総数の4分の3以上の過半数をもってのみ議決され得る。議決権があるのは、所有者 **Inhaber**、社員 **Gesellschafter**、登録済業務執行社員 **eingetragene Geschäftsführer** および取締役 **Vorstandsmitglieder** のみである。

各加盟企業には1票のみがわりあてられる。各々の外部加盟員 *auswärtiges Mitglied* は、彼の地区集団の加盟員の文書による全権委任を最大5件まで行使できる。すべての加盟員総会の経過については議事録が作成されねばならず、総会の議長ならびに一名の諮問委員会委員が署名しなければならない。議事録の作成は理事長の責務である。

加盟員総会の議長は理事長、もしくは理事長に障害があるときは理事長代理または諮問委員会の他の構成員がこれを務める。必要がある場合、理事長は新たな加盟員総会を招集することができる。

#### 第15条

理事長は、連盟業務の事務的な処理のため諮問委員会への諮問を経て業務執行者 *Geschäftsführer* を任命する。業務執行者は連盟の加盟員でなくともよい。業務執行者とは雇用契約が締結されるものとし、契約期間は最長2年間とする。

業務執行者は、連盟の通常業務を処理し、議事録を作成し、文書のやりとりを行なう。業務執行者は、理事長と協調のうえ法的に連盟を代表する権限を有する。業務執行者は無制限の郵便物送受権を有する。

業務執行者は諮問委員会会議に顧問として参加する権利を有する。業務執行者もしくはその受託人は、連盟の目的に適合するかぎりにおいて加盟員の経営を検査する権限を有する。加盟員は必要とするすべての情報を提示しなければならない。また連盟決議の遵守に関連するすべての証拠書類を保管する義務を負う。

#### 第16条

連盟の解散動議は、これが全加盟員の少なくとも4分の1によって支持されるときのみ提案され得る。

解散自体は、少なくとも6週間前に行われた解散動議の告示の後、本総会に出席した加盟員の全投票の4分の3以上の過半数をもってのみ議決され得る。

#### 第17条

このほかの連盟に関するすべての問題は、この定款で別の規定がなされていないかぎり民法典の社団法人法規定により処理される。

#### 第18条

理事長は、社団登記簿への登録のために裁判官から要請された本定款の修正を単独で行なう権限を有する。

ベルリン、1938年11月14日

### 50) ADEBE (社団法人ドイツ紡績原料、衣料及び皮革経済企業共同事業団) 定款 (草稿、1937年末)<sup>\*64)</sup>

#### 第1条

名称、所在地、法形式

1. 本社団法人の名称は "ADEBE" *Arbeitsgemeinschaft Deutscher Unternehmer der Spinnstoff-, Bekleidungs- und Lederwirtschaft e.V.* とする。

2. 本社団法人は全ドイツ帝国を対象とし、所在地をベルリンとする。

3. 本社団法人は社団登記簿に登録される。

#### 第2条

事業年度

最初の事業年度は社団登記簿への登記日より、同暦年末までとする。

それ以外は事業年度は暦年とする。

#### 第3条

目的

本社団法人は次のことを目的とする：

1. 紡績原料、衣料及び皮革経済のドイツ経営の業務活動における国民社会主義的思想の確保と涵養、

2. ドイツ企業とユダヤ企業とのあいだの取引関係の排除、

3. 紡績原料、衣料及び皮革経済のドイツ企業の相互扶助と振興。

本社団法人は、営業経済組織が管轄する課題に関わることはない。本社団法人が営利を目的に業務を行なうことはあり得ない。

#### 第4条

加盟員

本社団法人の加盟員になることができるのは、ニュルンベルク人種法の意味におけるユダヤ人でないかぎり、または、その企業が同法第3項〔国家公民法第三政令をさす〕のいうユダヤ企業と見なされないかぎりの、紡績原料、衣料及び皮革経済の企業のすべての所有者である。数名の所有者のいる企業にあっては、この前提は、すべての所有者について満たされていなければならない。

法人は、経営される紡績原料、衣料及び皮革経済の企業がユダヤ企業と見なされない場合、加盟員になることができる。法人の営業経営は次の場合ユダヤ経営と見なされる。

a) 法的代表者の中、第1項の意味におけるユダヤ人がいる場合、

b) 監査役会構成員の4分の1以上がユダヤ人である場合、

c) ユダヤ人が資本または評決権で決定的であって、ユダヤ人の同意がなければ最高管理組織(株主総会、〔有限会社の〕社員総会など)の評決ができない程度に関与している場合。決定的な関与は、法律で特別多数が規定されている評決のためにのみユダヤ人の賛成が必要な場合には存在しない。

第2項の規定のほかに、営業経営が事実上ユダヤ人の支配的影響のもとにある場合もユダヤ経営と見なされる。疑義がある場合は、当該企業の性格について、管轄するナチス党政治部署、または管轄する商工会議所の決定を仰がなければならない。

本社団法人への加盟は、理事長 *der erste Vorsitzende* が決定する。理事長は、理由を挙げずに受け入れを拒否することができる。この場合は、加盟申請者は諮問委員会の決定を申請できる。

#### 第5条

加盟員会費

加盟員は本社団法人に年会費を納めなければな

\*64) Satzung der Arbeitsgemeinschaft Deutscher Unternehmer der Spinnstoff-, Bekleidungs- und Lederwirtschaft e. V. in: BA., R 3101 Reichswirtschaftsministerium 9158, 138-146.

らない。この額および納付期限は、理事長の同意を得て部門諮問委員会に諮ったうえで、加盟員の管轄になる部門長によって確定される。加盟員は、書面による要請、または所轄する部門紙上での公示による加盟員会費を8日以内に本社团法人の事務所宛に納付しなければならない。納付がされない場合は、加盟員は滞納により生ずるすべての損失、とくに督促ならびに徴収のための費用に対する責任を負う。理事長は加盟員会費の納付要請が公示され得る専門誌及び専門雑誌を決定する。部門内の会費収入は部門別に管理し、もっぱら当該部門の目的のために使用されなければならない。本社团法人の業務執行にかかる雑費を賄うために、各部門は理事長が各部門長との了解のうえで定めた年次支払いをすること。この年次支払いは当該部門の会費収入の4分の1を超えてはならない。支払い義務の履行地ならびに裁判籍管轄地はベルリンの区または地方裁判所である。

#### 第6条 加盟委員資格の終了

加盟員の資格は次の場合に終了する：

1. 自動的に、定款で定められた諸前提の消滅によって：しかし加盟員がこの事実を文書で本社团法人の理事会に知らせるまでは、加盟員には会費を継続して支払う義務がある。
2. 本社团法人の事務局 **Geschäftsstelle** に文書で脱退を通知することによって。脱退は事業年度の終了時に、半年間の告知期間を遵守のうえでのみ通知することができ、この通知は文書によってなされなければならない。
3. 理事長の原則的決定によって。理事長は当該加盟員の管轄になる部門長の意見を聞いたうえでこの決定を下す。
4. 除名によって。  
除名は次の場合に認められる。
  - a) 当該加盟員の財産について破産手続きが開始されるか、破産財団〔破産開始決定のさいにおける強制執行に服する債務者の全財産〕の不足によって破産手続きが拒否された場合、
  - b) 加盟員が本社团法人の目的に反する行動をした場合、
  - c) 加盟員が名誉に関わる行為をした場合、
  - d) 加盟員が督促と警告にもかかわらず滞納した加盟員会費を支払わない場合。

本規定の b) および c) にもとづいて除名されることになる加盟員に対しては、正当化の機会が与えられる。

a) および d) の場合、除名は執行部により行なわれ、b) および c) の場合は、理事長により行なわれる。

除名に対して裁判に訴えることは許されない。

#### 第7条 組織

本社团法人の組織は次の通り：

1. 理事会 **der Vorstand**
2. 諮問委員会 **der Beirat**
3. 加盟員総会 **die Mitgliederversammlung**

#### 第8条 理事会

理事会は理事長ならびに一人または数名の理事

長代理からなる。理事長は諮問委員会(第9条)により選出される。理事長の任期は2年であるが、少なくとも後任が就任するまでとする。理事長の選出ならびに理事長職の引継ぎには国民社会主義ドイツ労働者党全国指導部の同意を要する。理事長は、紡績原料、衣料及び皮革経済における営業活動を行ってはならず、そうした企業に対して何らかの従属関係にあってはならない。

理事長代理は、理事長によって諮問委員会のなかから任命および罷免される。理事長は、これに障害がある場合には任命順に理事長代理が、民法典第26条のいう理事会 **Vorstand** を形成する。第三者に対して障害を証明する必要はない。

#### 第9条 諮問委員会

諮問委員会は、本社团法人のもとに形成されている紡績原料、衣料及び皮革経済の部門長からなる。理事長は、これ以外の人物も諮問委員会に招聘できる。これらの者は本社团法人の加盟員である必要はない。

諮問委員会は、理事長の業務遂行にあたって理事長に助言を与える。決議は本定款で別に定められていないかぎり行なわれない。

#### 第10条 加盟員総会

加盟員と本社团法人指導部との間の活発な連絡として機能する加盟員総会は、定期または臨時の加盟員総会として開かれる。定期加盟員総会は毎年開催される。

臨時の加盟員総会は理事長により随時招集され得る。また招集が目的と理由を挙げたうえで、加盟員の少なくとも10%の書面による申請により要請された場合には、2ヶ月以内に招集されなければならない。理事長は加盟員総会の開催場所を決定する。

加盟員総会の日時と場所は、少なくとも2週間前に回覧文または書簡、あるいは専門紙〔誌〕上での公示によってすべての加盟員に告示される。理事長はこの公示が掲載される専門紙及び専門雑誌を決定する。

加盟員総会の議決については議事録が作成され、理事長がこれに署名する。

各加盟員は加盟員総会において完全な議決権を有する。加盟員総会は本定款第17条及び第18条の権利を有する。これ以外の議決権は加盟員総会にはない。

#### 第11条 加盟員の義務

1. 各加盟員は本定款の規定を綿密に遵守する義務を負う。この目的のため、各々の加盟員は本社团法人への入会にさいして保証書に署名する。この保証書には、本定款の規定にもとづいて出される理事長または加盟員の部門長のすべての指令に忠実にしたがって、加盟員の経営の検査を受け入れることが義務づけられている。

2. 理事長または加盟員を管轄する部門長は、理事長または管轄の部門長が、加盟員が発令された指令にしたがっていない十分な根拠があると判断する場合、加盟員の経営の検査を指示する権限を有する。こうした検査は、紡績原料、衣料及び皮革経済において営業活動に従事していない人物にのみ委託され得る。加盟員は、簿記監査士に必要なすべての情報を与え、この目

的のために不可欠となる商業帳簿・書類の査察を保証する義務を負う。

3. 発令された指令にしたがわない、または時宜を得てしたがわない、もしくは簿記監査士の検査を拒否する加盟員は、本社団法人指導部の指令に罰金規定がある場合には、本社団法人に対する反則金を支払わなければならない。

罰金の金額の確定と徴収は、理事長によって当該加盟員を管轄する部門長の意見を聞いたうえで行なわれる。科せられた罰金が、通知の送付後 8 日以内に当該加盟員により無条件の支払いを承認されない場合、当該加盟員は、本社団法人に帰せられる請求権の裁判による訴迫の追加的費用に対して責任を負う。

罰金命令に対して、すべての当該加盟員は通告の到達の 14 日以内にその部門長または理事長に異議を申し立てることができる。異議については仲裁裁判所が決裁する。仲裁裁判所とその手続き規定の構成は、理事長が諮問委員会の諮問を経たうえで布告する仲裁裁判所規則によって定められる。

4. 罰金の命令及び徴収は、損害賠償請求ならびに第 6 条第 3 項及び第 4 項 c) 及び d) の適用を排除しない。

#### 第 12 条

本社団法人は、付随業務の処理のために一人または数人の取締役 *Geschäftsführer* を任命し、うち一人は代表取締役 *Hauptgeschäftsführer* として任命され得る。

代表取締役は、本社団法人のすべての会議及び審議に参加する権限を有する。理事長の財産処分は、それが法的有効性をもつためには代表取締役の承認を必要とする。

本社団法人の従業員は代表取締役により雇用される。

#### 第 13 条

##### 部門 *Abteilungen*

加盟員は、本社団法人においては理事長の定める部門に統合される。個々の加盟員の部門への配属は理事長によって行なわれる。

#### 第 14 条

##### 部門の構成

各々の部門は、一人の長ならびに部門委員会をもつ。部門長は理事長により任命、罷免される。部門の各々の長は部門委員会の構成員の中から一人の代理を任命する。

部門長は当該部門の加盟員の中から部門委員会を招集する。そのさい当該部門の地域的構成が可能なかぎり考慮されなければならない。部門委員会の構成員は本社団法人の理事長の承認を要する。理事長の同意があれば非加盟員も部門委員会に招聘され得る。

部門委員会は部門長に助言を与え、これを補佐しなければならない。

#### 第 15 条

拘束力のある指令は、理事長もしくは理事長代理からも部門長からも発令され得る。拘束力のある指令については、部門長は本社団法人の諮問委員会の意見を聞いたうえで、理事長の同意を必要とする。

各々の部門長は、その業務領域を対象として、部門委員会の意見を聞いたうえで、業務指示及び業務規則を発令できる。これらは本社団法人の理事長の同意を要する。

#### 第 16 条

本社団法人の業務の遂行及び処理にさいして、個々の部門委員会を知るにいたった資料ならびに経営の秘密事項は極秘にて取り扱い他の部門委員会の構成員に開放されてはならない。もっぱら本社団法人の理事長ならびに代表取締役のみがこれらの資料に目を通す権利を有するが、同様に秘密の取り扱いを義務づけられる。本社団法人の業務の遂行にさいして生じた意見の相違は本社団法人の諮問委員会に説明すること。

#### 第 17 条

##### 定款の改正

本社団法人の定款の改正は、出席加盟員の少なくとも 3 分の 2 の多数による加盟員総会の議決をもってのみ、行なわれ得る。

定款の改正動議は、加盟員の少なくとも 10 %、または理事長もしくは部門長によってのみ提出され得る。

#### 第 18 条

##### 解散

1. 本社団法人の解散は、それが加盟員総会において総投票数の 4 分の 3 の多数により議決され、この議決が長くとも 6 ヶ月以内に開催されるべき別の加盟員総会において同様の多数をもって追認された場合に有効に行なわれる。

2. 本社団法人の財産の活用については最後の加盟員総会が議決する。

#### 第 19 条

##### 理事長の全権

理事長は、本社団法人の社団登記簿への登記という目的に必要となる本定款の改正を自ら本社団法人の他の組織の関与なしに行なう全権を付与される。

ベルリン、年 月 日